別添１

接続約款変更認可申請書

東相制第 000200000524 号
２０２５ 年 １ 月 １７ 日

総務大臣
村上　誠一郎　殿

郵便番号　１６３－８０１９

とうきょうとしんじゅくくにししんじゅくさんちょうめ
住所　　東京都新宿区西新宿三丁目１９－２

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
東日本電信電話株式会社

しぶたに　なおき
代表取締役社長　澁谷　直樹

登録年月日及び登録番号

平成１６年４月１日　第 233 号

電気通信事業法第 33 条第２項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。

東

電気通信事業法第33条第２項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

第１章　総則

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　味
１～４　（略）	（略）
５　相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信、リルーティング通話等（協定事業者からのリルーティング指示信号等の指示信号に基づき、当社の電話サービス契約約款に規定する電話網内又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定する総合ディジタル通信網内で接続する通信）又は音声ガイダンス送出用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの
６～14　（略）	（略）
15　ＰＨＳ事業者	電波法施行規則（昭和 25 年電波監理委員会規則第 14 号）第６条第４項第６号に規定するＰＨＳの陸上移動局との間で行われる無線通信を提供する電気通信事業者
16～19　（略）	（略）
20　無線呼出し事業者	無線設備規則第 49 条の５に規定する無線呼出し通信を提供する電気通信事業者
21～49　（略）	（略）
50　ＩＳＭ交換機	総合ディジタル通信サービスを提供するために必要な当社が指定する装置
51～52　（略）	（略）
53　ＩＧＳ	相互接続のために当社の中継交換機と接続し、通信路の設定、事業者間料金精算情報の送出、発信者番号の転送等の機能を有する当社の関門交換機
54～55　（略）	（略）
56　市内伝送路設備	加入者交換機相互間の伝送路設備
57　中継伝送路設備	加入者交換機と中継交換機との間の伝送路設備、専用回線ノード装置相互間の伝送路設備、専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備又は信号用中継交換機相互間の伝送路設備
58　中継交換機間伝送路設備	中継交換機相互間の伝送路設備
59　信号用伝送路設備	加入者交換機又は中継交換機と信号用中継交換機との間の伝送路設備
60　共通線信号網	信号用中継交換機、信号用中継交換機相互間の中継伝送路設備及び信号用伝送路設備（いずれも特定協定事業者の設置するものを含みます。特定端末系事業者の装置相互間を除きます。）
61～89　（略）	（略）
89-2　移動体番号ポ　タビリティ	番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービス及びＰＨＳサービスに係る番号ポータビリティ

新

第１章　総則

（用語の定義）

第３条　この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用　語	意　味
１～４　（略）	（略）
５　相互接続通信	相互接続点と当社の利用者の端末設備との間の通信、相互接続点相互間の通信又は音声ガイダンス送出用接続通信（協定事業者のサービスにおいて音声ガイダンスを送出する間、当社の電気通信設備を保留する通信）であって、当社の指定電気通信設備を経由するもの
６～14　（略）	（略）
15　削除	
16～19　（略）	（略）
20　削除	
21～49　（略）	（略）
50　削除	
51～52　（略）	（略）
53　削除	
54～55　（略）	（略）
56　削除	
57　中継伝送路設備	専用回線ノード装置相互間の伝送路設備又は専用回線ノード装置と専用サービスに係る端末回線を収容する当社の装置を設置する建物との間の伝送路設備
58　削除	
59　削除	
60　削除	
61～89　（略）	（略）
89-2　移動体番号ポ　タビリティ	番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を使用する携帯・自動車電話サービスに係る番号ポータビリティ
90～114　（略）	（略）
115　ワイヤレス固定電話用設備	電話サービスの用に供する電気通信設備であって、伝送路設備の一部に他の電気通信事業者が設置する携帯電話用設備を用いるもの
115-2　ワイヤレス固定電話	ワイヤレス固定電話用設備を用いて提供する電話の役務
116　光ＩＰ電話	当社および他事業者が提供する電気通信事業法施行規則第 14 条第３号に定める「光電話役務」に該当する電話の役務
117　メタルＩＰ電話	メタル回線収容装置を用いて提供する電話の役務

第２章　　接続する設備の範囲

第１節　標準的な接続箇所

（標準的な接続箇所）

第５条　当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(2)－２　加入者交換機の他事業者設置局内スプリッタ側	加入者交換機又は当社が指定する加入者収容装置（端末回線（電気的信号を送受するものに限ります。）を収容及び多重して加入者交換機に接続する当社の電気通信設備をいいます。）と他事業者の設置する局内スプリッタの間のＭＤＦの他事業者側端子
(2)－３　（略）	（略）
(3)　加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置	加入者交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、加入者交換機と市内伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は加入者交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)　中継交換機又は中継交換機の伝送装置	中継交換機の当社配分架の他事業者側コネクタ、中継交換機と中継交換機間伝送路設備若しくは中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ又は中継交換機と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ
(4)－２～(5)－３（略）	（略）
(6)　信号用中継交換機の伝送装置	信号用中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(7)　（略）	（略）
(7)－２　一般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ（ＩＳＰ接続用ルータを除きます。）におけるＩＰ通信網間接続装置（ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）に係る当社配線盤（中間配線盤を除きます。）の他事業者側コネクタ若しくは当該配線盤と他事業者の電気通信設備との間に光信号局内伝送路を設置するときは他事業者の電気通信設備の当社側コネクタ、ＩＰ通信網間接続装置の他事業者側ポート又はＩＰ通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第３章　接続申込み

第２節　緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

（接続申込みの承諾）

第22条　当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表３（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4)　（略）

第２章　　接続する設備の範囲

第１節　標準的な接続箇所

（標準的な接続箇所）

第５条　当社の指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(2)－２　削除	
(2)－３　（略）	（略）
(3)　削除	
(4)　削除	
(4)－２～(5)－３（略）	（略）
(6)　削除	
(7)　（略）	（略）
(7)－２　般中継局ルータ	一般中継局ルータのうち関門系ルータ（ＩＳＰ接続用ルータを除きます。）におけるＩＰ通信網間接続装置（ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との接続を行うために必要な当社が指定する装置をいいます。以下同じとします。）の他事業者側ポート又はＩＰ通信網間接続装置と他事業者の電気通信設備との間に中間配線盤を設置するときは中間配線盤の当社側コネクタ若しくは他事業者側コネクタ

第３章　接続申込み

第２節　緊急通報用電話に接続する場合の取扱い

（接続申込みの承諾）

第22条　当社は、前条に規定する接続申込みがあったときは、次の各号の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順番に従って別表３（様式）様式第13の書面により承諾します。

(1)～(4)　（略）

(5)　接続申込者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第３号に掲げる理

２　前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。
(1)　（略）
(2)　事業者間精算のための事業者識別コードを有していること。

第５節　接続用設備の設置又は改修の申込み
（接続用設備の設置又は改修の申込み）
第 23 条　接続申込者（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄又は第４欄において既に接続を実施している協定事業者を除きます。また、特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される１の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第２号又は第３号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。
　ただし、第２号から第５号の申込みを行う接続申込者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。
(1)　（略）
(2)　加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合
　ア　（略）
　イ　接続申込者が無線呼出し事業者のとき
　　接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置等又は番号送出装置
(3)　（略）
(4)　信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合
　　接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の信号用中継交換機の伝送装置等
(5)～(9)　（略）
２　協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第５条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第４号に定める前項第２号又は第３号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。
　ただし、第４号の申込みを行う協定事業者は、第50条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。
(1)～(2)　（略）
(3)　前項第２号に規定する番号送出装置
　　随時。
(4)　前項第２号から第５号に規定する伝送装置等又は伝送路
　ア　翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度 10 月。
　イ　翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度４月。
(5)　（略）
３　接続申込者が、第１項第２号から第５号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第１項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第４号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。
４　協定事業者は、第２項第４号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第１項第２号、第３号及び第５号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。
　ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、

由を除きます。）。
２　前項の規定の承諾において、端末間伝送等機能又は端末回線伝送機能２－１－１－１第７欄の利用に係る接続申込みの場合は、接続申込者が次の各号のいずれかに該当することを要します。
(1)　（略）
(2)　削除

第５節　接続用設備の設置又は改修の申込み
（接続用設備の設置又は改修の申込み）
第 23 条　接続申込者（特定光信号端末回線との接続申込者においては、収容される１の光ファイバケーブルを複数の接続申込者で共用することを希望する場合に限ります。以下この条において同じとします。）は、次の接続用設備の設置又は改修の申込み（第２号又は第３号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事（加入者交換機若しくは中継交換機又はそれらの交換機の伝送装置と接続するための接続回線の設置又は廃止に係る工事をいいます。以下同じとします。）の申込みを含みます。）を当社が指定する事務取扱所に行うことができます。
　ただし、第２号から第５号の申込みを行う接続申込者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要します。
(1)　（略）
(2)　加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置で接続する場合
　ア　（略）
　イ　削除
(3)　（略）
(4)　削除
(5)～(9)　（略）
２　協定事業者は、次の各号に規定する期限までに、第５条（標準的な接続箇所）に規定された標準的な接続箇所において既に接続を実施している当社の接続用設備の設置又は改修の申込み（第４号に定める前項第２号又は第３号の場合の申込みには、加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を行うことができます。
(1)～(2)　（略）
(3)　前項第２号に規定する番号送出装置
　　随時。
(4)　前項第２号、第３号及び第５号に規定する伝送装置等又は伝送路
　ア　翌年度上半期分の伝送装置等又は伝送路については、当年度 10 月。
　イ　翌年度下半期分の伝送装置等又は伝送路については、翌年度４月。
(5)　（略）
３　接続申込者が、第１項第２号、第３号及び第５号の場合に接続用設備の設置又は改修の申込みを行うときは、第１項の規定にかかわらず、接続申込者の選択において、前項の規定により前項第４号に規定する期限までに当該接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことができるものとします。
４　協定事業者は、第２項第４号の規定にかかわらず、協定事業者のトラヒックの急激な増加によって呼損（伝送装置等又は伝送路の回線容量を上回る呼の発生により、当該伝送装置等又は伝送路を介した通信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第１項第２号、第３号及び第５号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。
　ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、

信が疎通できなくなることをいいます。）が継続的に発生するおそれがある場合に限り、第１項第２号から第５号に規定する接続用設備の設置又は増設の申込みを、協定事業者のトラヒックが急激に減少するおそれがある場合に限り、それらの接続用設備の減設又は廃止の申込みを随時行うことができます。

ただし、その協定事業者は、第 50 条（トラヒック又は回線数等の通知）第２項の規定により当社に通知したトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等に基づき、その申込みの前に、当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第２項第４号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条　当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

(1)　第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号又は第４号の規定に該当するとき

２　接続申込者が、第 23 条第１項第２号又は第３号に規定する交換機又は交換機の伝送装置で接続する場合において、接続用設備の設置又は改修の申込みを行うことにより、当社が加入者交換機又は中継交換機の新設を行う必要が生じたときは、当社は、同一の通信用建物等においてその交換機又はその交換機の伝送装置と接続するための接続用設備の設置又は改修を申し込んでいる全ての接続申込者及びその交換機又はその交換機の伝送装置との接続を現に行っている全ての協定事業者に対して、その接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を申し入れることがあります。

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条　当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表３（様式）様式第16 の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表３様式第17の書面により承諾します。

(1)　その変更の申込みが第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号又は第４号の規定に該当するとき

第６節の２　当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34条の２　接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき（第34条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する申込みを行う場合を除きます。）は、当社に対し、別表３（様式）様式第７－２の線路設備調査及び接続申込書により、 一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み（接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の２（事前照会）第１項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の７　接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表３（様式）様式第７－２の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

当社と接続用設備の利用効率等の最適化を図るための協議を行うことを要するものとし、その申込みが大量に行われた場合には、当社は、その申込みの全部又は一部を第２項第４号の規定による申込みとして取り扱うことがあります。

（接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾）

第25条　当社は、第23条（接続用設備の設置又は改修の申込み）に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、次の各号に定める場合を除いて、その申込み（加入者交換機等接続回線設置等工事の申込みを含みます。）を承諾します（接続用設備の設置又は改修が必要でない場合は、その旨を接続申込者に通知します。）。

(1)　第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号、第４号又は第５号の規定に該当するとき

２　削除

（接続用設備の設置又は改修の変更等）

第27条　当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表３（様式）様式第16 の書面による変更の申込みがあった場合は、次の各号の場合を除き、別表３様式第17の書面により承諾します。

(1) その変更の申込みが第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号、第４号又は第５号の規定に該当するとき

第６節の２　当社の光回線設備等との接続に関する手続き

（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の２　接続申込者は、当社の一般光信号中継回線と接続しようとするとき（第34条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する申込みを行う場合を除きます。）は、当社に対し、別表３（様式）様式第７－２の線路設備調査及び接続申込書により、一般光信号中継回線についての調査の申込み及び接続の申込み（接続を予定する一般光信号中継回線の利用区間、利用芯線数及び接続開始希望時期の指定を含みます。）を行うことを要します。当社は、線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、申込みの受け付けとします。この場合において、接続申込者は、その申込みに先立って第 11 条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第 10 条の２（事前照会）第１項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）

第 34 条の７　接続申込者は、当社の特別光信号中継回線と接続しようとするときは、当社に対し、別表３（様式）様式第７－２の線路設備調査及び接続申込書により特別光信号中継回線についての調査及び接続の申込み（接続を予定する特別光信号中継回線の利用区間、利用波長数及び接続開始希望時期の指定を含

みます。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15－３の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の２（事前照会）第１項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

２　当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から６週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表３（様式）様式第７－３の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第５号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3)　（略）

(4)　第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号又は第４号の規定に該当するとき

（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）

第 34 条の８　当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第 34 条の９　当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします。

２　当社は、前項に規定する協議が調い、接続申込者が前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線の接続の申込み（第 34 条の２（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第１項に規定するものとします。以下この項において同じとします。）を行った場合には、前項に規定する調査結果の回答（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供が可能である旨の回答の場合に限るものとし、第 34 条の２第２項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。）をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

３　当社が前項に規定する回答（第 34 条の２第２項に規定する回答を含みます。）を行った後の異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る手続きについては、第 34 条の３（一般光信号中継回線の接続）第１項から第４項の規定によるものとします。

みます。）を行うことを要します。この場合において、接続申込者は、様式第15－３の設備建設申込書による分波光変換装置の設置又は改修の申込みを併せて行うことを要するものとし、当社は、その線路設備調査及び接続申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、線路設備調査及び接続申込みの受け付けとします。また、接続申込者は、その申込みに先立って第11条（事前調査の申込み）に規定する事前調査の申込みを行っている必要はなく、第10条の２（事前照会）第１項に規定する事前照会の申込みを同時に行うことも可能です。

２　当社は、前項に規定する調査の申込み及び分波光変換装置の設置又は改修の申込みがあった場合において、次の各号のいずれにも該当しないと判断したときは、これらの申込みの到達した日から６週間以内に接続申込者が指定した利用区間に係る特別光信号中継回線の提供可能時期を別表３（様式）様式第７－３の書面により回答し、その回答をもって前項に規定する接続の申込み29の承諾とします。この場合において、当社はその回答内容に従って未利用波長を保留します。ただし、その回答を当社が行った後に第５号の規定に該当することとなった場合には、その接続申込者が前項に規定する接続の申込みを撤回したものとみなすこととします。

(1)～(3)　（略）

(4)　第22条（接続申込みの承諾）第１項第３号、第４号又は第５号の規定に該当するとき

（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）

第 34 条の８　当社は、協定事業者が指定する利用区間において現に利用している一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該協定事業者とあらかじめ協議して決定するものとします。

（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）

第 34 条の９　当社は、接続申込者が指定する利用区間において異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供可否に係る調査の請求を受けた場合には、その調査結果の回答により当社の電気通信設備に保安上著しい問題が生じる等、当社の業務遂行上支障を及ぼすおそれがあると認められるときを除き、その調査結果を回答します。この場合において、当社は、その調査の内容及び方法並びに回答の方法及び時期等について、当該接続申込者とあらかじめ協議して決定するものとします（以下この条において同じとします。）。

２　前項に規定する調査の請求において、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路等の情報を当社に提示した場合には、当社は協定事業者に対し、協定事業者が保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線の経路が重複する箇所の有無及び重複がある場合はその重複箇所について回答するものとします。

３　当社は、第１項に規定する協議が調い、接続申込者が第１項及び前項に規定する調査の請求と併せて異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の接続の申込み（第 34 条の２（光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第１項及び第34条の４（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第１項に規定するものとします。以下この項において同じとします。）を行った場合には、第１項及び前項に規定する調査結果の回答（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供が可能である旨の回答又は協定事業者の保有する自営電気通信設備の経路と当社の保有する一般光信号中継回線又は光信号端末回線との重複がない経路構成が可能である旨の回答（協定事業者が要望する場合は一部重複がある場合を含みます。）を行う場合に限るものとし、第 34 条の２第２項に規定する提供可能時期に係る回答を含むものとします。）をもって、その接続の申込みを承諾するものとします。この場合において、当社は、接続する一般光信号中継回線又は光信号端末回線を特定できない場合を除き、その回答内容に従って未利用芯線を保留します。

４　当社が前項に規定する回答（第 34 条の２第２項に規定する回答を含みます。）を行った後の異経路構

	成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続きについては、第 34 条の３（一般光 信号中継回線の接続）第１項から第４項及び第 34 条の４（光信号端末回線、特定光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み）第６項の規定によるものとします。
（支障移転等を行う場合の取扱い） 第 34 条の11　前３条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第１号又は第３号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第２号、第４号又は第５号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。 (1) 第 34 条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）に規定する調査 (2) 第 34 条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み） 第３項の規定に基づく一般光信号中継回線の提供に係る手続き	（支障移転等を行う場合の取扱い） 第 34 条の11　前３条に規定する調査結果は調査を実施した時点での情報であって、調査実施後の支障移転等により一般光信号中継回線又は光信号端末回線の敷設状況が変動する場合があることから、接続申込者は、第１号又は第３号に規定する調査の申込みを行った場合には一般光信号中継回線及び光信号端末回線の異経路構成等又は光信号端末回線のテープ分散が維持できないときがあり、第２号、第４号又は第５号に規定する手続きを行った場合であっても異経路構成等による一般光信号中継回線及び光信号端末回線又はテープ分散による光信号端末回線を提供できないときがあることをあらかじめ了承するものとします。 (1) 第 34 条の８（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）に規定する調査 (2) 第 34 条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み） 第４項の規定に基づく一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る手続き
（優先クラス通信機能の接続申込み） 第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表３（様式）様式第８別紙５を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。 ２～３　（略） ４　前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表３様式第８別紙５の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。 ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はＩＰ通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。	（優先クラス通信機能の接続申込み） 第 34 条の 15 優先クラス通信機能の利用を開始する接続申込者は、第 11 条（事前調査の申込み）に定める事前調査を行う際に、事前調査申込書と併せて別表３（様式）様式第８別紙４を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。 ２～３　（略） ４　前項の場合において、当社は、協定事業者が通知した内容と当社が保有する優先クラス通信機能を付加する回線の契約者情報及び別表３様式第８別紙４の記載内容が一致したときは、その申込みを承諾するものとし、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事を行うものとします。 ただし、大量の申込みを一時に受け付けた場合、他の協定事業者より大量の申込みを既に受け付けている場合又はＩＰ通信網を利用した電気通信サービスに輻輳等の影響を与えるおそれがある場合等の特別の事情のあるときは、協定事業者が指定した利用開始希望時期に優先クラス通信機能の利用開始工事ができない場合があります。
（ＤＳＬ回線の回線調整工事） 第 37 条の２ 当社は、前条第１項に規定する工事において協定事業者（ＤＳＬ回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）からＤＳＬ回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあったＤＳＬ回線の回線調整工事を行います。 ２　当社は、次の各号に規定する場合であって、そのＤＳＬ回線が収容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、そのＤＳＬ回線の回線収容替えを行います。この場合において、協定事業者からそのＤＳＬ回線の回線調整工事（回線収容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の請求があったものとみなします。 (1) 協定事業者から第２群（収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いるＤＳＬ回線の設置又は第２群の伝送システムを用いるＤＳＬ回線への変更（ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容（以下、別表３（様式）様式第８別紙４に定めるものをいいます。）を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合	（ＤＳＬ回線の回線調整工事） 第 37 条の２ 当社は、前条第１項に規定する工事において協定事業者（ＤＳＬ回線の通信料について利用者料金を設定する協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）からＤＳＬ回線の回線調整工事の請求があったときは、協定事業者から指定のあったＤＳＬ回線の回線調整工事を行います。 ２　当社は、次の各号に規定する場合であって、そのＤＳＬ回線が収容されているカッド内の他方の端末回線が現用に供されているときは、信号の漏えいによる影響を防止するため、そのＤＳＬ回線の回線収容替えを行います。この場合において、協定事業者からそのＤＳＬ回線の回線調整工事（回線収容替えに限ります。以下この項及び次項において同じとします。）の請求があったものとみなします。 (1) 協定事業者から第２群（収容に係る利用制限が設けられているものに限ります。以下この条において同じとします。）の伝送システムを用いるＤＳＬ回線の設置又は第２群の伝送システムを用いるＤＳＬ回線への変更（ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容（以下、別表３（様式）様式第８別紙３に定めるものをいいます。）を変更する場合に限ります。）の申込みがあった場合
第５章　協定の締結・解除等 （協定上の地位の移転）	第５章　協定の締結・解除等 （協定上の地位の移転）

第41条　協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。
２　（略）
３　当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。
(1)　協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条（接続申込みの承諾）第１項第３号に該当する者であるとき。

第６章　責務
第１節　責務
（トラヒック又は回線数等の通知）
第 50 条　接続申込者は、相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数、単位料金区域ごとのトラヒック、市内局番ごとのトラヒック並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。
ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。
２　接続申込者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第１項第２号から第５号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点及び交換機ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るもの（第 23 条第１項第２号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第１項第３号の接続用設備に係るものを、第 23 条第１項第３号の接続用設備に係る申込みの場合は既設の第 23 条第１項第２号の接続用設備に係るものを含みます。）に限ります。）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。
(1)　当年度８月（第 23 条第２項第４号アに規定する期限までに申込みを行う場合）
翌年度９月末及び翌年度３月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度５月から当年度７月までの実績トラヒック
(2)　当年度２月（第 23 条第２項第４号イに規定する期限までに申込みを行う場合）
翌年度３月末及び翌々年度９月末時点での予測トラヒック及び予測回線数並びに当年度 11 月から当年度１月までの実績トラヒック

第３節　譲渡等の承認等
（ローミング等に係る譲渡の承認）
第 53 条　相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。
２　前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をＰＨＳ事業者に譲渡する場合又は端末系事業者がその通信に係る債権をＰＨＳ事業者に譲渡する場合に準用します。

第８章　重要通信の取扱方法
第２節　緊急通報用電話に接続する場合の取扱い
第 58 条　当社は、次の各号の協定事業者から接続申込みがあったときは、電話サービス契約約款に規定する緊急通報用電話の電話番号により警察機関、消防機関又は海上保安機関に当社の電気通信設備を介して接続することを承諾します。
(1)　削除
(2)　端末回線線端接続事業者であって公衆電話を設置する協定事業者
(3)　番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者
２　前項に規定する協定事業者は、警察機関、消防機関又は海上保安機関との接続の方法、その他必要な事項について警察機関、消防機関又は海上保安機関と事前に協議することを要します。

第41条　協定事業者が電気通信事業の全部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。
２　（略）
３　当社は、前項の規定により協定上の地位の移転の承諾を求められたときは、次の各号の場合を除き、これを承諾します。
(1)　協定上の地位の移転を受けようとする者が第 22 条(接続申込みの承諾)第1項第3号又は第5号に該当する者であるとき。

第６章　責務
第１節　責務
（トラヒック又は回線数等の通知）
第 50 条　接続申込者は、相互接続点ごとのトラヒック及び回線数並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等当社が接続申込者ごとに要請するトラヒック又は回線数等を、当社に通知することに協力するものとします。
ただし、当社が利用者料金を定めるときは、この限りではありません。
２　接続申込者は、第 23 条（接続用設備の設置又は改修の申込み）第１項第２号、第３号及び第５号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを行う場合は、次の各号に定める期限までに、次の各号に定める相互接続点ごとのトラヒック及び回線数（その申込みに係るものに限ります。）並びに伝送装置等の収容状況に係る情報等を通知することを要します。
(1)　削除
(2)　削除

第３節　譲渡等の承認等
（ローミング等に係る譲渡の承認）
第 53 条　相互接続通信に係る携帯・自動車電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

第８章　重要通信の取扱方法
第２節　削除
第 58 条　削除

第９章　接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

（接続の停止）

第60条　当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第２欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区　　別	期　　間
(1)～(5)　（略）	（略）

第 10 章　料金等

第２節　接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条　協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第１表第１（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

（1）～（4）　（略）

２～５　（略）

６　前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第１表第１（網使用料）に規定する中継系交換機能第４欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第１表第２（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

（従量制の網使用料の支払義務）

第 65 条　当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表２第４表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

ただし、信号伝送機能、加入者交換機機能メニュー利用機能、リルーティング通信機能及びリダイレクション網使用機能については、この限りではありません。

第３節　工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第２表第２（手続費）に規定する手続費の 支払いを要します。

(1)～（20）　（略）

(21) その協定事業者が、第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、 第 34 条の７（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の８（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線に関する情報の提供を受けたとき。

第４節　料金の計算及び支払い

第９章　接続等の一時中断、停止、中止及び廃止

（接続の停止）

第60条　当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、この約款に基づき締結した協定に係る接続を停止することがあります（表中第２欄の場合において、新たな接続申込みに限り債務の履行の担保を要するときは、既存の接続を停止することはないものとします。）。

区　　別	期　　間
(1)～(5)　（略）	（略）
(6)　協定事業者がその接続に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないとき（第１号から第３号に掲げる理由を除きます。）。	その違反の事由が解消されるまでの間

第 10 章　料金等

第２節　接続料金の支払義務

（定額制の網使用料の支払義務）

第 64 条　協定事業者は、次の各号の規定に従い、料金表第１表第１（網使用料）に規定する網使用料のうち月額で定める料金（以下「定額制の網使用料」といいます。）を支払うことを要します。

（1）～（4）　（略）

２～５　（略）

６　前項までの規定にかかわらず、接続申込者が負担すべき網使用料（料金表第１表第１（網使用料）に規定する関門系ルータ交換機能第４欄イ欄に係るものに限ります。）については、この約款において料金表第１表第２（網改造料）に規定する網改造料と同様に取り扱います。

（従量制の網使用料の支払義務）

第 65 条　当社の指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料（網使用料のうち定額制の網使用料以外のものをいいます。以下同じとします。）の支払いを要する電気通信事業者は、第54条（接続形態）に規定する接続形態ごとに、別表２第４表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

第３節　工事費及び手続費等の支払義務

（手続費の支払義務）

第 68 条 協定事業者は、次の各号の場合には、料金表第２表第２（手続費）に規定する手続費の 支払いを要します。

(1)～（20）　（略）

(21) その協定事業者が、第 34 条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、 第 34 条の７（特別光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）、第 34 条の８（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第 34 条の９（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）に規定する光信号中継回線又は光信号端末回線に関する情報の提供を受けたとき。

第４節　料金の計算及び支払い

（通信時間の測定等）
第 71 条　通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を１回として登算し、当社の機器により測定します。
　ただし、信号伝送機能及び、加入者交換機機能メニュー利用機能については、この限りではありません。
２　（略）
３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。
(1)～(3)　（略）
(4)　第 58 条（緊急通報用電話に接続する場合の取扱い）の規定により接続を行った場合の通信
(5)　（略）
(6)　当社のＥＮＵＭサーバを利用する通信であって、加入者交換機及び一般収容局ルータと接続しない通信。

（手続費の実績に基づく精算）
第74条の２　当社は、料金表第２表（工事費及び手続費）第２（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（１件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費又はき線点情報調査費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

第８節 債権譲受
（債権譲受）
第 80 条　当社は、第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、当社から発信し無線呼出し事業者へ番号規則別表第５号に定める番号により接続する場合であって、無線呼出し事業者が自己の役務提供区間について利用者料金を設定するときは、その料金の債権を当該無線呼出し事業者より譲り受けることとします。
２　当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第 13 章　利用者への責任に関する事項
（ローミング等に係る特例）
第 91 条　第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。
２　前項の規定は、中継事業者がその通信に係る債権をＰＨＳ事業者に譲渡する場合に準用します。

（利用者料金の課金）
第 92 条　第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

（通信時間の測定等）
第 71 条　通信回数は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点（その通信が番号案内機能等を利用するものであるときは、当社が課金信号を送信した時点とします。）を１回として登算し、当社の機器により測定します。
２　（略）
３　前２項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は通信回数及び通信時間の測定を行いません。
(1)～(3)　（略）
(4)　削除
(5)　（略）
(6)　当社のＥＮＵＭサーバを利用する通信であって、一般収容局ルータと接続しない通信。

（手続費の実績に基づく精算）
第74条の２　当社は、料金表第２表（工事費及び手続費）第２（手続費）に規定するみなし契約者に関する宛名情報提供手続費（１件ごとの料金額に限ります。）、光回線設備線路条件調査費ウ欄、光配線区域情報調査費、き線点情報調査費又は端末回線情報提供手続費について、その事業年度の需要の実績値及び受付実績数（以下「当年度実績」といいます。）を把握したときは、それらの手続費と、当年度実績によって算定した精算のための手続費との差額に、当年度実績を乗じて得た額を、協定事業者と精算するものとします。

第８節 債権譲受
（債権譲受）
第 80 条　削除
２　当社は、特定中継事業者の契約約款等に規定する付加機能使用料等について、その料金債権を譲り受けることがあります。

第 13 章　利用者への責任に関する事項
（ローミング等に係る特例）
第 91 条　第 54 条（接続形態）に規定する接続形態のうち、携帯・自動車電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯・自動車電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

（利用者料金の課金）
第 92 条　第 90 条（利用者料金の請求）に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは相互接続通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。

ただし、当社から無線呼出し事業者へ番号規則別表第５号に定める番号により接続する通信の場合には、当社が課金を行うこととし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

２　利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から課金に関する情報等を受信したときは、その情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

第14章　相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第 95 条の４　第 10 条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）第５項又は第６項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が 500 万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2)　（略）

２　（略）

第 16 章　雑則

（通信用建物の空き情報等の提供）

第 99 条の２　当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、１ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量（空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。）を下回る場合にあっては、速やかに更新します。）、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、ＭＤＦが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実、通信用建物において加入者交換機が設置されていない場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）

第99条の７　当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

ただし、国際系事業者、端末系事業者又は中継事業者との間の通信の場合には、その事業者が課金を行うことがあります。

２　利用者料金の課金を行う電気通信事業者は、自己の機器により収集した課金に関する情報等により、課金を行うものとします。

ただし、当社は、協定事業者から個別に受領する課金に関する情報等に基づき協定事業者のために利用者料金の課金を行うことがあります。

第14章　相互接続点を通信用建物等に設置する場合の取扱い

（接続に必要な装置等の設置に係る標準的期間）

第 95 条の４　第 10 条の３（相互接続点の調査及び設置申込み）第５項又は第６項の規定により、相互接続点を設置可能と回答した通信用建物等に相互接続点を設置するときは、当社は、次の各号に規定する期間内に準備を整えます。ただし、接続に必要な装置等の設置にあたってその接続に必要な装置等に対して電気を供給することにより既存の電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の許容量を超えるために電源設備、蓄電池設備又は受発電設備の設置又は改修が必要となるとき、当社と建設請負契約を締結する場合であってその工事の規模が著しく大きいとき（その相互接続点における建設請負契約に基づく負担額のうち委託工事費が 500 万円以上となる場合をいいます。）等特別な工事が必要となるとき又は緊急の対応を要する事象が生じたときは、次の各号に規定する期間を超えることがあります。

(1)～(2)　（略）

２　（略）

３　第１項ただし書きの場合（当社と建設請負契約を締結しない場合に限ります。）において、当社は当社設備の提供可能時期を接続申込者へ通知することとします。また、通知までの期間が、当社が第10条の３第５項又は第６項に規定する回答を行った日から１か月を超える場合（前項に規定する事由により経過した期間については含まないものとします。）は、当社は事前にその理由、設置又は改修が必要となる設備及び回答予定時期について、接続申込者に通知（その時点で当社が把握可能な情報に限ります。）することとします。

第 16 章　雑則

（通信用建物の空き情報等の提供）

第 99 条の２　当社は、通信用建物における接続に必要な装置等を設置するための空き場所の量（空き場所管理項目ごとに当社が別に定める範囲で提供し、１ヶ月ごとに更新します。ただし、その量が管理基準量又は規定量（空き場所の量が極端に少ないものとして、当社が別に定める空き場所管理項目の閾値をいいます。）を下回る場合にあっては、速やかに更新します。）、その通信用建物の名称及び所在地、接続に必要な装置等を設置するラックの仕様、ＭＤＦが通信用建物内又は複数の通信用建物に分散して設置されている場合にあってはその事実並びにその他の情報について、協定事業者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払いは要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

（光回線設備との接続に係るその他の情報の提供）

第 99 条の７　当社は、次の各号に規定する情報を接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにします。この場合において、この情報の閲覧については、費用の支払は要しません。ただし、閲覧できる情報のうち空き情報その他調査時期により状況に変動が生じる情報については、現状との相違が含まれることがあります。

(1)～(8)　（略）

（承諾の限界）
第100条　当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、又は接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

(1)～(8)　（略）
(9)　都道県区域ごとにおける光信号端末回線（光信号分岐端末回線においては光信号端末回線の工事日仮予約を行ったものを除きます。）の納期回答状況

（指定電気通信設備に関連する情報システムに係る情報の提供）
第99条の15　当社は協定事業者に対し、当社が主催する接続関連システム（協定事業者が当社の指定電気通信設備と協定事業者の設置する電気通信設備を接続する際に利用するシステムであって、当社が改修及び運用するものをいいます。以下同じとします。）に係る意見交換の場において、接続関連システムの開発に関し次の各号に規定する情報を提供します。
(1)　開発を予定する機能の数並びに当該機能の必須及び付加の別
(2)　機能ごとの想定費用並びに接続料等への影響額及び影響期間
(3)　前号に規定する費用の確定額
(4)　開発規模に関する情報

（承諾の限界）
第100条　当社は、接続申込者から工事又は手続き等の請求があった場合において、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、その請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務遂行上支障があるとき、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求に関する協定で定められた技術的又は経済的事項について重大な違反を行い、かつ、正当な理由なく当社による当該重大な違反に対する是正の求めに応じないときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。

料金表

第１表　接続料金

第１　網使用料

１　適用

区分	内容
(1)　網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 　ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア　番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ　事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ　番号案内サービス接続機能 エ　標準信号方式対応機能 オ　加入者交換機機能メニュー（加入者交換機においてサービスを構成するための細分化された共通的な機能を汎用的に利用できるようメニュー化したものをいいます。以下同じとします。）利用機能
(2)　（略）	（略）
(3)　セットアップ付秒課金の適用	この料金表中加入者交換機能、市内伝送機能、中継交換機能、市内通信機能及びリルーティング通信機能に係る料金については、１通信ごとの料金額及び１秒ごとの料金額に通信秒数を乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(3)-2　事業法第33条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－２第１欄、第７欄、第８欄及び第11欄、２－３、２－４、２－５－１、２－５－２及び２－５－２の２、２－７、２－11第１欄から第４欄及び第６欄並びに２－13第３欄に規定する機能に係る料金額は、令和６年度に適用します。
(4)　公衆電話発信機能の適用	ア　公衆電話発信機能を利用した場合には、その料金に併せて２（料金額）２－２第１欄に規定する加入者交換機能に係る料金の支払いを要するものとします。ただし、公衆電話発信機能を市内通信機能と併せて利用する場合は、加入者交換機能に替えて２－11第１欄に規定する市内通信機能に係る料金の支払いを要するものとします。
(5)　機能ごとの網使用料の適用の特例	ア　協定事業者は、２（料金額）２－８又は２－11（第12欄から第20欄を除きます。）に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第１表第１に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ　２－２第９欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、２－４第４欄（イ欄を除きます。）、２－４の２、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５、２－13第２欄（ウ欄を除きます。）又は２―13第４欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (ｱ)　２－２第９欄ア(ｱ)欄及び第10欄ア(ｳ)欄、２－４第４欄ア欄並びに２－13第２欄エ欄 (ｲ)　２－２第９欄ア(ｲ)欄及び第10欄ア(ｱ)欄、２－４第４欄ウ欄、２－７の２並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄 (ｳ)　２－２第９欄ア(ｲ)欄及び第10欄ア(ｱ)欄、２－４第１欄、２－４の２、２－７の２並びに２－13第２欄ア欄 (ｴ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｳ)欄、２－４第４欄ア欄並びに２－13第２欄エ欄 (ｵ)　２－２第９欄ア(ｲ)欄及び第10欄ア(ｱ)欄、２－４第４欄エ欄、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄及び第４欄ウ欄 (ｶ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｱ)欄、２－４第４欄ウ欄、２－７の２並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄 (ｷ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｱ)欄、２－４第１欄、２－４の２、２－７の２並びに２－13第２欄ア欄 (ｸ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｱ)欄、２－４第４欄エ欄、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄及び第４欄ウ
(6)～(8)（略）	（略）
(8)-2　加入者交換機機能メニュー利用機能に係る料金の適用	着信課金番号ポータビリティを行うため、加入者交換機機能メニュー利用機能を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、その他の場合において当該機能を利用するときは、別表２第４表（従量制網使用料支払事業者）に規定するところによります。

料金表

第１表　接続料金

第１　網使用料

１　適用

区分	内容
(1)　網使用料の適用対象	網使用料は、当社の指定電気通信設備が有する機能のうち、次の各号に掲げる基本的な接続機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。以下同じとします。）、端末回線伝送機能、通信路設定伝送機能及び端末間伝送等機能に適用します。 　ただし、網使用料の対象とすることが適当でない場合はこの限りではありません。 ア　番号規則に規定する電気通信番号により、音声又はデータを疎通する機能 イ　事業者間料金精算を行うために必要となる機能 ウ　番号案内サービス接続機能 エ　標準信号方式対応機能 オ　削除
(2)　（略）	（略）
(3)　削除	―――――
(3)-2　事業法第33条第５項の機能に係る網使用料の適用年度	２（料金額）２－２第11欄及び２－13第３欄に規定する機能に係る料金額は、令和７年度に適用します。
(4)　公衆電話発信機能の適用	ア　削除
(5)　機能ごとの網使用料の適用の特例	ア　協定事業者は、２（料金額）２－８又は２－11第23欄に規定する機能を利用したときは、その利用に関して料金表第１表第１に掲げる他の機能に係る料金の支払いを要しません。 イ　２－２第９欄若しくは第10欄（ア(イ)欄及びイ(イ)欄を除きます。）、第11ら、２－４第４欄（イ欄を除きます。）、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５、２－13第２欄（ウ欄を除きます。）又は２―13第４欄ウ欄に規定する機能は、次に掲げるいずれかの組み合わせで適用することとします。 (ｱ)　２－２第９欄ア(ｱ)欄及び第10欄ア(ｳ)欄、２－４第４欄ア欄並びに２－13第２欄エ欄 (ｲ)　削除 (ｳ)　削除 (ｴ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｳ)欄、２－４第４欄ア欄並びに２－13第２欄エ欄 (ｵ)　２－２第９欄ア(ｲ)欄及び第10欄ア(ｱ)欄、２－４第４欄エ欄、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄及び第４欄ウ欄 (ｶ)　削除 (ｷ)　削除 (ｸ)　２－２第９欄イ欄及び第10欄イ(ｱ)欄、２－４第４欄エ欄、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５並びに２－13第２欄ア欄又はイ欄及び第４欄ウ (ｹ)　２－２第11欄、２－４第４欄エ欄、２－７の２、２－７の３、２－７の４、２－７の５並びに２－13第２欄ア欄及び第４欄ウ
(6)～(8)（略）	（略）
(8)-2　削除	―――――

(8)-3～(8)-8 （略）	（略）	(8)-3～(8)-8 （略）	（略）
(8)-9 加入者交換機回線対応部共用機能及び中継交換機回線対応部共用機能に係る料金の適用	2（料金額）２－２第８欄及び２－４第３欄に掲げる網使用料については、２－５－１に規定する機能を利用した場合において適用します。	(8)-9 削除	―――――
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2（料金額）２－２第６欄に掲げる網使用料については、２－２第１欄に掲げる機能及び２－８第２欄に掲げる機能並びに２－11第１欄及び第２欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。	(8)-10 削除	―――――
(8)-11～(14) （略）	（略）	(8)-11～(14) （略）	（略）
(15) 共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金の適用	ア　国際系事業者又は中継事業者（特定中継事業者を除きます。以下この欄において同じとします。）の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、国際系事業者又は中継事業者がその支払いを要するものとし、当社は２（料金額）２－７に掲げる１制御信号ごとの料金額に、ユーザ間情報（当社又は協定事業者の契約約款等に定める利用者間で送受信する情報をいいます。以下同じとします。）を国際系事業者若しくは中継事業者に送達した時点又は国際系事業者若しくは中継事業者から受信した時点を１制御信号として当社の機器により測定し算出します。 イ　特定協定事業者の共通線信号網利用機能（イ欄）に係る料金については、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、当社は２（料金額）２－７に掲げる１制御信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 (ｱ)　発信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定協定事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知１回ごとの信号数に相当する額 (ｲ)　発信側の信号用中継交換機が特定端末系事業者で着信側の信号用中継交換機が当社の場合、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、ユーザ間情報通知１回ごとの信号数に２分の１を乗じて得た額に相当する額	(15) 削除	―――――

(16) 共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用	共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金については、当社は２（料金額）２－７に掲げる１信号ごとの料金額を次に掲げる方法により請求します。 ア　協定事業者が加入者交換機機能メニューを利用するため、当社の信号中継交換機と接続し当社の共通線信号網を利用する場合は、協定事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 イ　協定事業者が特定端末系事業者の加入者交換機機能メニューを利用するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に２分の１を乗じて得た額に相当する額 ウ　特定中継事業者のサービスを実現するため、当社と接続して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が当社の場合は、特定中継事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 エ　特定協定事業者のサービスを実現するため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合又は発信側の信号中継交換機が特定端末系事業者の場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、それぞれの信号数に２分の１を乗じて得た額に相当する額 オ　特定端末系事業者の交換機相互間を利用する場合に当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払いを要するものとし、その信号数に相当する額 カ　着信課金番号ポータビリティを行うため、当社の共通線信号網を利用する場合は、移転先事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に相当する額 キ　着信課金番号ポータビリティを行うため、特定端末系事業者の共通線信号網を介して当社の共通線信号網を利用する場合は、特定端末系事業者がその支払を要するものとし、それぞれの信号数に２分の１を乗じて得た額に相当する額	(16) 削除	―――――――――
(17)～(18)（略）	（略）	(17)～(18)（略）	（略）
(19) リルーティング通信機能に係る料金の適用	リルーティング通信機能に係る料金については、中継事業者がその支払いを要するものとします。	(19) 削除	―――――――――
(20)　（略）	（略）	(20)　（略）	（略）
(21) リダイレクション網使用機能に係る料金の適用	リダイレクション（接続に必要な情報を取得するために、当社の電話網又は総合ディジタル通信網内において通常の通信経路以外に加入者交換機、市外中継交換機及びその間の伝送路設備を使用することをいいます。以下同じとします。）網使用機能に係る料金については、その機能を利用することにより、当社の電話網又は総合ディジタル通信網内の通常の通信経路を使用しない通信が完了する場合についても２（料金額）２－11備考欄に掲げる事業者がその支払を要するものとし、１通信ごとに当社の機器により測定します。	(21) 削除	―――――――――
(22)～(31)（略）	（略）	(22)～(31)（略）	（略）
(32)　関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、２（料金額）２－４第４欄に掲げる令和6年４月１日時点（ただし、同欄イ(ｱ)　②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年４月１日（ただし、同欄イ(ｱ)　②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第１表第２（網改造料）２－１に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。	(32)　関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限ります。）イ欄に係る料金については、２（料金額）２－４第４欄に掲げる令和7年４月１日時点（ただし、同欄イ(ｻ)欄から(ｾ)欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限ります。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和7年４月１日（ただし、同欄イ(ｻ)欄から(ｾ)欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第１表第２（網改造料）２－１に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2　料金額

2－1　端末回線伝送機能

2－1－1　基本額

2－1－1－1　基本料

月額

区分						単位	料金額	備考
(1)　(略)						(略)	(略)	――
(2)　端末回線伝送機能（第５条（標準的接続箇所）第１項の中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）				(略)	(略)	――
		ウ　光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（１Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(ｱ)　光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（１Gbit/sタイプに限ります。）	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,372円	２－１の４に係る料金は含みません。
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,372円	
				③　①②以外のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,413円	
			(ｲ)　光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が８のもの（１Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号伝送装置ごとに	72,025円	
						１光信号主端末回線収容装置ごとに	15,189円	
						１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,491円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号伝送装置ごとに	72,025円	
						１光信号主端末回線収容装置ごとに	15,189円	
						１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,491円	

2　料金額

2－1　端末回線伝送機能

2－1－1　基本額

2－1－1－1　基本料

月額

区分						単位	料金額	備考
(1)　(略)						(略)	(略)	――
(2)　端末回線伝送機能（第５条（標準的接続箇所）第１項の中第２欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア～イ（略）				(略)	(略)	――
		ウ　光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの（１Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	(ｱ)　光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（１Gbit/sタイプに限ります。）	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,031円	２－１の４に係る料金は含みません。
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,031円	
				③　①②以外のもの		１光信号主端末回線収容装置ごとに	1,062円	
			(ｲ)　光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が８のもの（１Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１光信号伝送装置ごとに	80,759円	
						１光信号主端末回線収容装置ごとに	10,992円	
						１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,151円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１光信号伝送装置ごとに	80,759円	
						１光信号主端末回線収容装置ごとに	10,992円	
						１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,151円	

				③ ①②以外のもの	１光信号伝送装置ごとに	74,186円		
					１光信号主端末回線収容装置ごとに	15,645円		
					１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,866円		
(3) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア ２線式のもの	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,625円		
			(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,625円		
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの		１回線ごとに	1,674円		
		イ ４線式のもの			１回線ごとに	3,348円		
		ウ １芯式のもの	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)①A欄に規定する料金額		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)①B欄に規定する料金額		
			(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)②A欄に規定する料金額		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)②B欄に規定する料金額		
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)③A欄に規定する料金額		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)③B欄に規定する料金額		

				③ ①②以外のもの	１光信号伝送装置ごとに	83,182円		
					１光信号主端末回線収容装置ごとに	11,322円		
					１保守用光信号主端末回線収容装置ごとに	12,516円		
(3) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表第５欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア ２線式のもの	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,764円		
			(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,764円		
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの		１回線ごとに	1,817円		
		イ ４線式のもの			１回線ごとに	3,634円		
		ウ １芯式のもの	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)①欄に規定する料金額		
			(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)②欄に規定する料金額		
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの		１回線ごとに	第６欄ア(ｱ)③欄に規定する料金額		

		エ　２芯式のもの	(ｱ)～(ｲ)（略）			（略）	（略）	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	①　令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金		１回線ごとに	4,227円	
				②　令和７年４月１日以降に適用する料金		１回線ごとに	4,110円	
(4)　端末回線伝送機能（第５条（標準的接続箇所）第１項の中第１－２欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　イ以外のもの	(ｱ) (ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,671円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,671円	
				③　①②以外のもの		１回線ごとに	1,721円	
			(ｲ) 電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	64円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	64円	
		イ　第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用限が設けられているものであって、カドに単収容されているものに限ります。）	(ｱ) (ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,920円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,920円	
				③　①②以外のもの		１回線ごとに	1,970円	
			(ｲ) 電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	313円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	313円	
(4)-2～(5)　（略）						（略）	（略）	

		エ　２芯式のもの	(ｱ)～(ｲ)（略）			（略）	（略）	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの			１回線ごとに	4,314円	
(4)　端末回線伝送機能（第５条（標準的接続箇所）第１項の中第１－２欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア　イ以外のもの	(ｱ) (ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	1,814円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	1,814円	
				③　①②以外のもの		１回線ごとに	1,868円	
			(ｲ) 電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	76円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	76円	
		イ　第２群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用限が設けられているものであって、カドに単収容されているものに限ります。）	(ｱ) (ｲ)以外の場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	2,065円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	2,065円	
				③　①②以外のもの		１回線ごとに	2,119円	
			(ｲ) 電話重畳する場合	①　保守の区別がタイプ１－１のもの		１回線ごとに	327円	
				②　保守の区別がタイプ１－２のもの		１回線ごとに	327円	
(4)-2～(5)　（略）						（略）	（略）	

(6) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－３欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	(ｱ) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,052円	
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,995円	
			② 保守の区別がタイプ１－２のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,052円	
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,995円	
			③ ①②以外のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,114円	
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	2,055円	
		(ｲ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,052円	
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,995円	

(6) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－３欄で接続する場合）	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	(ｱ) 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	2,094円	
			② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	2,094円	
			③ ①②以外のもの	１回線ごとに	2,157円	
		(ｲ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	2,094円	

			② 保守の区別がタイプ１－２のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,052円		
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,995円		
			③ ①②以外のもの	A 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	2,114円		
				B 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	2,055円		
	イ	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,812円		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,746円		
			(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,812円		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,746円		
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,863円		
				② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	1,795円		
(ｱ)～(ｵ) （略）					（略）	（略）		

		② 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	2,094円		
		③ ①②以外のもの	１回線ごとに	2,157円		
	イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	１回線ごとに	1,833円		
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	１回線ごとに	1,833円		
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１回線ごとに	1,884円		
(ｱ)～(ｵ) （略）			（略）	（略）		

(9) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	3,913円	―
		イ 200Mbit/s から1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	9,449円	
		ウ ２Gbit/s から400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	2,515円	

２－１－１－１の２　複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－３欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	(7) 令和6年４月１日から令和7年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,654円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
				１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(7)①欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(7)①欄に規定する料金額に、122円を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる122円のうち、120円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(9) 端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄で接続する場合）	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	3,956円	―
		イ 200Mbit/s から1Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	9,492円	
		ウ ２Gbit/s から400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの	１回線ごとに	2,558円	

２－１－１－１の２　複数年段階料金を適用する場合の基本料

月額

区分				単位	料金額	備考
端末回線伝送機能（第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第１－３欄で接続する場合）	光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により１芯にて伝送を行う機能	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	(7) 令和7年４月１日から令和8年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,685円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
				１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(7)欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(7)欄に規定する料金額に、169円を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる169円のうち、167円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(ｲ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｱ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｱ)②欄に規定する料金額に、169円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる169円のうち、167円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(ｳ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、160円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる160円のうち、158円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

(ｲ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(ｱ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、160円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる160円のうち、158円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
(ｳ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、150円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる150円のうち、148円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	(ｱ)　令和6年４月１日から令和7年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,654円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｲ)　令和7年４月１日から令和8年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｳ)　令和8年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	令和8年４月１日以降に適用する２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

イ　保守の区別がタイプ１－２のもの	(ｱ)　令和7年４月１日から令和8年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	1,685円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｲ)　令和8年４月１日から令和9年３月31日まで適用する料金	１回線ごとに	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで適用する２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
		１回線ごとに	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで適用する２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｳ)　令和9年４月１日以降に適用する料金	１回線ごとに	令和9年４月１日以降に適用する２－１－１－１第６欄イ(ｲ)欄に規定する料金額に、 150円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 150円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ　アイ以外のもの	(ｱ)　令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,701円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)①欄に規定する料金額に、125円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる125円のうち、123円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｲ)　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)②欄に規定する料金額に、174円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる174円のうち、172円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

ウ　アイ以外のもの	(ｱ)　令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	1,731円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、174円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる174円のうち、172円にのみ消費税相当額を加算するものとします。
	(ｲ)　令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
		1回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、164円を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる164円のうち、162円にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ｳ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 164円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ｳ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 155円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 155円 のうち、 153円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

2－1－1－2　加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの			1回線ごとに	165円	
	イ 1芯式のもの	(ｱ) (ｲ)以外のもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(ｲ)①欄に規定する料金額	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(ｲ)②欄に規定する料金額	
		(ｲ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	① 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	156円	
			② 令和7年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	153円	
	ウ （略）			（略）		

2－1－1－2　加算料

月額

区分			単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア 2線式のもの		1回線ごとに	197円	
	イ 1芯式のもの	(ｱ) (ｲ)以外のもの	1回線ごとに	(ｲ)欄に規定する料金額	
		(ｲ) 2－1－1－1第6欄ア欄に規定する機能（1芯にて伝送を行うものをいいます。）に係るもの	1回線ごとに	160円	
	ウ （略）		（略）		

(2) 2−1−1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ｱ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの		① 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				② 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	378円	74円	
		(ｲ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円	72円	
				B 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	372円	72円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	383円	74円	—
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				B 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	367円	72円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	378円	74円	

(2) 2−1−1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(ｱ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するもの		① 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				② 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円	83円	
		(ｲ) 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円	81円	
				B 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	411円	81円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	423円	83円	—
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1−1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				B 保守の区別がタイプ1−2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	407円	81円	
				C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	419円	83円	

	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,812円	
			② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,746円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,812円	
			② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,746円	
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	① 令和６年４月１日から令和７年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,863円	
			② 令和７年４月１日以降に適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,795円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの			１回線ごとに	403円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの			１回線ごとに１メートルあたり	0.916円	―

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(ｱ) 保守の区別がタイプ１－１のもの	１光信号主端末回線ごとに	1,833円	
	(ｲ) 保守の区別がタイプ１－２のもの	１光信号主端末回線ごとに	1,833円	
	(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１光信号主端末回線ごとに	1,884円	
(3) 光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	387円	
	イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.083円	―

２－１－１－２の２　複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
２－１－１－１第２欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	(ｱ)　令和6年４月１日から令和7年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,654円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｲ)　令和7年４月１日から令和8年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

２－１－１－２の２　複数年段階料金を適用する場合の加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
２－１－１－１第２欄ウ欄に規定する機能に係る加算料	光信号主端末回線に係る加算料	ア　保守の区別がタイプ１－１のもの	(ｱ)　令和7年４月１日から令和8年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	1,685円	接続開始日から、１年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	２－１－１－２第２欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｲ)　令和8年４月１日から令和9年３月31日まで適用する料金	１光信号主端末回線ごとに	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで適用する２－１－１－２第２欄イ(ｱ)欄に規定する料金額	接続開始日から、１年以上２年未満の場合に適用します。
				１光信号主端末回線ごとに	令和８年４月１日から令和９年３月31日まで適用する２－１－１－２第２欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、２年以上３年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

			(ｳ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの	(ｱ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,654円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｲ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｲ)①欄に規定する料金額に、 122円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 122円 のうち、 120円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｲ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｲ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

			(ｳ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(ｱ)欄に規定する料金額に、 150円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 150円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		イ 保守の区別がタイプ1－2のもの	(ｱ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,685円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｲ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｲ)欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｲ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－2第2欄イ(ｲ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。

				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(イ)②欄に規定する料金額に、 169円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 169円 のうち、 167円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ｳ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	ｳ アイ以外のもの	(ｱ) 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,701円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)①欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)①欄に規定する料金額に、 125円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 125円 のうち、 123円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

				1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 160円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 160円 のうち、 158円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
		(ｳ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(イ)欄に規定する料金額に、 150円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 150円 のうち、 148円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	
	ｳ アイ以外のもの	(ｱ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	1,731円	接続開始日から、1年未満の場合に適用します。	
			1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。	
			1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。	

			(ｲ) 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)②欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	2－1－1－2第2欄イ(ｳ)②欄に規定する料金額に、 174円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 174円 のうち、 172円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｳ) 令和8年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 164円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－2　加算額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
(1) (略)			(略)	――
(2) 当社の光屋内線を利用する場合の加算額	ア (略)		(略)	
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ1－1のもの	190円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	196円	
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	203円	

2－1の2　(略)

			(ｲ) 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額	接続開始日から、1年以上2年未満の場合に適用します。
				1光信号主端末回線ごとに	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで適用する2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 164円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 164円 のうち、 162円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。
			(ｳ) 令和9年4月1日以降に適用する料金	1光信号主端末回線ごとに	令和9年4月1日以降に適用する2－1－1－2第2欄イ(ｳ)欄に規定する料金額に、 155円 を加算した料金額	接続開始日から、2年以上3年未満の場合に適用します。また、料金表通則の規定にかかわらず左欄に掲げる 155円 のうち、 153円 にのみ消費税相当額を加算するものとします。

2－1－2　加算額

1回線ごとに月額

区分			料金額	備考
(1) (略)			(略)	――
(2) 当社の光屋内線を利用する場合の加算額	ア (略)		(略)	
	イ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合	(ｱ) 保守の区別がタイプ1－1のもの	200円	
		(ｲ) 保守の区別がタイプ1－2のもの	209円	
		(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	214円	

2－1の2　(略)

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s又は１Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	681円	
			イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	681円	―
			ウ アイ以外のもの	701円	
		(2) １Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	1,826円	
			イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	1,826円	―
			ウ アイ以外のもの	1,881円	

２－１の３　光信号電気信号変換機能

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
光信号電気信号変換機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項表中第２欄で接続する場合において、光信号電気信号変換装置により信号（100Mbit/s又は１Gbit/sまでの符号伝送が可能なものに限ります。）の相互変換を行う機能	(1) 100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの（以下「100Mbit/sタイプ」といいます。）	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	377円	
			イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	377円	―
			ウ アイ以外のもの	388円	
		(2) １Gbit/sタイプ	ア 保守の区別がタイプ１－１のもの	983円	
			イ 保守の区別がタイプ１－２のもの	983円	―
			ウ アイ以外のもの	1,012円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分					料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア １Gbit/sタイプ	(ｱ) 光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	159円	
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	159円	
				③ ①②以外のもの	164円	
			(ｲ) 光信号端末回線の最大収容数が８のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	308円	―
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	308円	
				③ ①②以外のもの	317円	
		イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	423円	
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	423円	―
				③ ①②以外のもの	436円	

２－１の４　光信号多重分離機能

月額

区分					料金額	備考
光信号多重分離機能	光局内スプリッタにより当社の光信号伝送装置及び光信号端末回線間の光信号の多重分離を行う機能	ア １Gbit/sタイプ	(ｱ) 光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	107円	
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	107円	
				③ ①②以外のもの	110円	
			(ｲ) 光信号端末回線の最大収容数が８のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	174円	―
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	174円	
				③ ①②以外のもの	179円	
		イ 10Gbit/sタイプ	光信号主端末回線の最大収容数が４のもの又は光信号端末回線の最大収容数が４のもの	① 保守の区別がタイプ１－１のもの	419円	
				② 保守の区別がタイプ１－２のもの	419円	―
				③ ①②以外のもの	432円	

２－２　端末系交換機能

区分				単位	料金額	備考
(1)	加入者交換機能	加入者交換機（簡易型交換機（契約者回線を収容する交換設備のうち当社が指定する交換機をいいます。以下同じとします。）及び加入者交換機と端末系伝送路設備との間に設置される伝送装置等を含みます。以下料金表第１表第１において同じとします。）により通信の交換を行う機能		１通信ごとに	0.59746円	
				１秒ごとに	0.055161円	
(2)	加入者交換機機能メニュー利用機能	加入者交換機において加入者交換機機能メニューを利用し通信の交換を行う機能		１加入者交換機機能メニュー利用ごとに	0.1469円	
(3)～(5)（略）		(略)		(略)	(略)	
(6)	携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	携帯・自動車電話事業者の設定した利用者料金を当社が回収する場合において、当該利用者料金の計算と当社の接続料金の計算を区別して行う特殊精算機能	ア　加入者交換機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00006281円	
			イ　削除			
			ウ　削除			
			エ　市内通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00007851円	
			オ　リルーティング通信機能を利用する場合	１通信ごとに	0.00009547円	
(7)	加入者交換機回線対応部専用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機接続回線を収容する機能		１秒ごとに	0.0019914円	
(8)	加入者交換機回線対応部共用機能	当社の加入者交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能		１秒ごとに	0.0029589円	
(9)	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア　1Gbit/sタイプ　(ｱ)　(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	406,663円	
			ア　1Gbit/sタイプ　(ｲ)　専らＩＰ電話の提供の用に供するもの	１装置ごとに月額	594,872円	
			イ　10Gbit/sタイプ	１装置ごとに月額	705,208円	

２－２　端末系交換機能

区分				単位	料金額	備考
(1)	削除					
(2)	削除					
(3)～(5)（略）		(略)		(略)	(略)	
(6)	削除					
(7)	削除					
(8)	削除					
(9)	端末系ルータ交換機能	一般収容局ルータにより通信の交換を行う機能	ア　1Gbit/sタイプ　(ｱ)　(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	462,790円	
			ア　1Gbit/sタイプ　(ｲ)　専らＩＰ電話の提供の用に供するもの	１装置ごとに月額	490,196円	
			イ　10Gbit/sタイプ	１装置ごとに月額	996,255円	

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(ｱ) SIPサーバを用いて制御するもの	１チャネルごとに月額	2.14円	
			(ｲ) 優先クラスを識別するもの	１契約数ごとに月額	2.43円	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	8,267円	
		イ 10Gbit /sタイプ	(ｱ) SIPサーバを用いて制御するもの	１チャネルごとに月額	2.14円	―
			(ｲ) 優先クラスを識別するもの	１契約数ごとに月額	2.43円	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	23,817円	
(11) メタル回線収容機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第５条第１項の表中第７－２欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能			１秒ごとに	0.024394円	

(10) 一般収容局ルータ優先パケット識別機能	一般収容局ルータにおいて、優先パケット（最優先クラス、高優先クラス及び優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下、同じとします。）等を識別する機能	ア 1 Gbit/s タイプ	(ｱ) SIPサーバを用いて制御するもの	１チャネルごとに月額	3.01円	
			(ｲ) 優先クラスを識別するもの	１契約数ごとに月額	2.92円	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	11,917円	
		イ 10Gbit /sタイプ	(ｱ) SIPサーバを用いて制御するもの	１チャネルごとに月額	3.01円	―
			(ｲ) 優先クラスを識別するもの	１契約数ごとに月額	2.92円	
			(ｳ) (ｱ)(ｲ)以外のもの	１装置ごとに月額	11,917円	
(11) メタル回線収容機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続する場合において、メタル回線収容装置（メタル回線を収容し、インターネットプロトコルにより符号を交換するための電気通信機器をいいます。以下同じとします。）及びメディアゲートウェイ（第５条第１項の表中第７－２欄で接続する場合において 音声信号とパケットの相互間の変換を行うものをいいます。以下同じとします。）によりメタル回線を収容し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能			１秒ごとに	0.0274529円	

２－３　市内伝送機能

区分		単位	料金額	備考
市内伝送機能	市内中継交換機（中継交換機のうち市内通信の交換を行うものをいいます。以下同じとします。）と加入者交換機との間の伝送路設備、加入者交換機相互間の伝送路設備、市内中継交換機により、同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	0.10447円	
		１秒ごとに	0.0132円	―

２－３　削除

２－４　中継系交換機能

区分			単位	料金額	備考
(1)	中継交換機能	市外中継交換機（中継交換機であって市内中継交換機以外のものをいいます。以下同じとします。）により通信の交換を行う機能	１通信ごとに	0.10447円	
			１秒ごとに	0.00089286円	―
(2)	中継交換機回線対応部専用機能	当社の中継交換機の回線対応部に中継交換機接続回線を収容する機能	１秒ごとに	0.000091014円	―

２－４　閘門系ルータ機能

区分		単位	料金額	備考
(1)	削除	―	―	―
(2)	削除	―	―	―

(3)	中継交換機回線対応部共用機能	当社の中継交換機の回線対応部に加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備（中継伝送共用機能に係るものに限ります。）を収容する機能			1秒ごとに	0.00015093円			
(4)	関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するもののうちＰＰＰｏＥ方式で接続する場合		1装置ごとに月額	242,132円			
			イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するもののうちＩＰｏＥ方式で接続する場合	(ｱ) 東京都内の設置場所において接続する場合	①接続対象地域を日全とするもの	1ポートあたり月額	159,922円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
					②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額	273,495円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｲ) 千葉県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	208,207円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｳ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	195,907円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｴ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	173,414円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｵ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	824,208円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	

(3)	削除								
(4)	関門系ルータ交換機能	関門系ルータで接続する場合における当該関門系ルータにより通信の交換を行う機能	ア 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するもののうちＰＰＰｏＥ方式で接続する場合		1装置ごとに月額	360,849円			
			イ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するもののうちＩＰｏＥ方式で接続する場合	(ｱ) 東京都内の設置場所において接続する場合	①接続対象地域を日本全域とするもの	1ポートあたり月額	458,271円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
					②接続対象地域を東京都内とするもの	1ポートあたり月額	169,501円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｲ) 千葉県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	194,018円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｳ) 埼玉県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	178,086円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｴ) 神奈川県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	167,782円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	
				(ｵ) 茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合		1ポートあたり月額	621,967円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。	

		(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	252,197円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	195,089円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	234,639円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	337,050円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	418,060円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
	ウ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続するものであってエ以外の場合		1ポートごとに月額	1,172,222円	
	エ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		1秒ごとに	0.000015833円	

(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	199,432円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(キ) 宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	164,207円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(ク) 群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	184,934円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(ケ) 茨城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	317,908円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(コ) 栃木県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	392,702円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(サ) 群馬県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,066,083円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(シ) 新潟県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,585,042円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
(ス) 宮城県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	806,625円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。

			(ヒ) 福島県内の設置場所において接続する場合	1ポートあたり月額	1,585,042円	IPoE接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ 削除				
		エ 第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		1秒ごとに	0.000007753円	

２－４の２　音声パケット変換機能

区分		単位	料金額	備考
音声パケット変換機能	ＩＧＳで接続し、音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	1秒ごとに	0.0024570円	

２－４の２　削除

２－５　中継伝送機能

２－５－１　中継伝送共用機能

区分		単位	料金額	備考
中継伝送共用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を当社及び協定事業者が共用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0060027円	

２－５　中継伝送機能

２－５－１　削除

２－５－２　中継伝送専用機能の基本額

区分		単位	料金額	備考
中継伝送専用機能	加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を専ら協定事業者が利用して通信を伝送する機能	1秒ごとに	0.0014454円	

２－５－２　削除

２－５－２の２　中継交換機接続用伝送装置利用機能

区分		単位	料金額	備考
中継交換機接続用伝送装置利用機能	第５条第１項の表中第４欄で接続する場合において、通信用建物に設置された中継交換機との接続に限って協定事業者が設置する１の接続用伝送路設備（50Mbit/s又は150Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。）とその中継交換機との間に設置する伝送装置により伝送速度の変換及び信号の多重を行う機能	1秒ごとに	0.00010600円	

２－５－２の２　削除

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	0.916円	
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	0.916円	―

２－５－３－２　（略）

２－５－３－３　加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	403円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	0.916円	―

２－５－３　光信号中継伝送機能

２－５－３－１　一般光信号中継伝送機能に係る基本料

１回線ごとに1メートルあたり月額

区分			料金額	備考
一般光信号中継伝送機能	一般光信号中継回線により１芯にて伝送を行う機能	ア　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合	1.083円	
		イ　光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	1.083円	―

２－５－３－２　（略）

２－５－３－３　加算料

月額

区分		単位	料金額	備考
光信号局内伝送路を利用する場合の加算料	(1) 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに	387円	
	(2) 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり	1.083円	―

２－６　通信路設定伝送機能

２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額

２－６－１－１　基本料

１回線ごとに月額

区分					料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		13,159円	11,037円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		11,490円	9,149円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	109,132円	107,010円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	12,440円	10,440円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	12,681円	10,640円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	13,159円	11,037円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	134,558円	130,320円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	20,247円	16,247円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	20,643円	16,562円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	21,430円	17,192円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		159,902円	153,542円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		185,302円	178,821円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		236,102円	223,383円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		286,907円	269,945円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		388,506円	361,068円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		540,914円	502,752円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	693,319円	642,438円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	176,161円	128,161円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	179,676円	130,714円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	186,702円	135,821円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,048,931円	968,369円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,379,141円	1,271,018円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,734,753円	1,598,950円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	2,749,553円	1,604,341円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	2,804,192円	1,636,412円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	2,914,485円	1,700,571円	
		ウ（略）					

２－６－１－２　加算料

１回線ごとに月額

区分					料金額 通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	料金額 相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		2,070円	4,326円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		2,880円	3,429円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,070円	4,326円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	1,650円	4,081円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	1,990円	4,163円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	2,070円	4,326円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	4,130円	8,652円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	3,900円	8,162円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	3,980円	8,325円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	4,130円	8,652円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		6,200円	12,978円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		8,270円	17,303円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		12,400円	25,955円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		16,540円	34,607円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		24,800円	51,910円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		37,210円	77,865円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	49,610円	103,821円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	46,800円	97,944円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	47,740円	99,903円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	49,610円	103,821円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		78,550円	164,383円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		105,420円	220,618円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	134,360円	281,181円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	520,700円	1,345,565円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	531,110円	1,372,476円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	551,940円	1,426,299円	
		ウ（略）					

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,421円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,533円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	106,394円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	129,088円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	151,694円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	174,358円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	219,688円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	265,018円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	355,678円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	491,667円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	627,657円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	944,968円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,239,810円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,556,913円	

２－６　通信路設定伝送機能

２－６－１　分岐回線以外の部分の基本額

２－６－１－１　基本料

１回線ごとに月額

区分					料金額 右欄以外の場合	料金額 通信路設定伝送機能を利用する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		13,470円	10,900円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		12,596円	9,096円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	122,039円	119,469円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	12,952円	10,326円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	12,991円	10,517円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	13,470円	10,900円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	152,837円	147,697円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	22,239円	17,387円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	22,668円	17,720円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	23,529円	18,384円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		183,573円	175,859円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		214,247円	204,063円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		275,901円	260,472円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		337,453円	316,880円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		460,555円	429,696円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		645,212円	598,926円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	829,871円	768,152円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	243,625円	185,401円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	248,483円	189,094円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	258,198円	196,479円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,137,629円	1,050,197円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		1,476,165円	1,360,446円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	1,783,929円	1,642,492円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	9,096,470円	7,951,258円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	9,216,382円	8,110,288円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	9,642,211円	8,428,287円	
		ウ（略）					

２－６－１－２　加算料

１回線ごとに月額

区分					料金額 通信路設定伝送機能の距離が10kmを超える場合の10kmごとの加算料	料金額 相互接続点が当社が別に定める通信用建物以外の場合の加算料	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		2,710円	5,493円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの				
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの		3,320円	4,169円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/s又は48kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	2,710円	5,493円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	2,560円	5,187円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	2,610円	5,288円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	2,710円	5,493円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	5,430円	10,986円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	5,120円	10,364円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	5,220円	10,571円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	5,430円	10,986円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの		8,140円	16,479円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの		10,850円	21,977円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの		16,280円	32,958円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの		21,710円	43,940円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの		32,560円	65,915円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの		48,840円	98,873円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	65,130円	131,830円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	61,440円	124,368円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	62,670円	126,855円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	65,130円	131,830円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの		92,260円	186,759円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの		122,110円	247,181円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	クラスが下記以外のもの	149,250円	302,111円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－１のもの	520,700円	2,592,885円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別がタイプ１－２のもの	531,110円	2,724,539円	
				エコノミークラスのもの 保守の区別が上記以外のもの	551,940円	2,988,248円	
		ウ（略）					

２－６－２　分岐回線の部分の基本額

１回線ごとに月額

区分				料金額	備考
通信路設定伝送機能	専用回線ノード装置、中継伝送路設備及び端末回線を収容する伝送装置により通信路の設定並びに伝送を行う機能	ア 一般専用に係るもの	通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの	10,007円	
			専ら音声を伝送するため、通常0.3kHzから3.4kHzまでの周波数帯域を伝送することが可能なもの		
			50bit/s以下の符号伝送が可能なもの	8,203円	
		イ 高速ディジタル伝送に係るもの	64kbit/sの符号伝送が可能なもの	118,578円	
			128kbit/sの符号伝送が可能なもの	145,907円	
			192kbit/sの符号伝送が可能なもの	173,181円	
			256kbit/sの符号伝送が可能なもの	200,493円	
			384kbit/sの符号伝送が可能なもの	255,117円	
			512kbit/sの符号伝送が可能なもの	309,740円	
			768kbit/sの符号伝送が可能なもの	418,980円	
			1.152Mbit/sの符号伝送が可能なもの	592,861円	
			1.536Mbit/sの符号伝送が可能なもの	766,732円	
			3.072Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,019,651円	
			4.608Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,320,283円	
			6.144Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1,594,403円	

２－６の２～２－６の３－３　（略）

２－７　信号伝送機能

区分		単位	料金額	備考
共通線信号網利用機能	ア　削除	１信号ごとに	0.018297円	―
	イ　共通線信号網を利用して、ユーザ間情報通知を行う機能			国際系事業者、中継事業者又は特定端末系事業者に適用します。
	ウ　共通線信号網を利用して、協定事業者のサービスを実現するための信号を送受する機能			―

２－７の２　ＳＩＰサーバ機能

区分		単位	料金額	備考
ＳＩＰサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	１通信ごとに	0.77885円	―

２－７の３　ＳＩＰ信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
ＳＩＰ信号変換機能	ＳＩＰサーバと連携して、ＩＰ通信網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能	１通信ごとに	0.050835円	―

２－７の４　番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	１通信ごとに	0.026894円	―

２－７の５　ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してＩＰアドレスを出力する機能	１通信ごとに	0.032998円	―

２－６の２～２－６の３－３　（略）

２－７　削除

２－７の２　ＳＩＰサーバ機能

区分			単位	料金額	備考
ＳＩＰサーバ機能	一般収容局ルータと連携してインターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	ア　イ以外のもの	１通信ごとに	0.46312円	―
		イ　専ら光ＩＰ電話の提供の用に供するもの	１通信ごとに	1.24059円	―

２－７の３　ＳＩＰ信号変換機能

区分		単位	料金額	備考
ＳＩＰ信号変換機能	ＳＩＰサーバと連携して、ＩＰ通信網内で流通するＳＩＰ信号を終端し、ＩＰ通信網とこれに相当する協定事業者の網との間で流通可能なＳＩＰ信号に変換する機能	１通信ごとに	0.030195円	―

２－７の４　番号管理機能

区分		単位	料金額	備考
番号管理機能	ＳＩＰサーバと連携して、入力された電気通信番号の一部又は全部に対応してドメイン名を出力する機能	１通信ごとに	0.034153円	―

２－７の５　ドメイン名管理機能

区分		単位	料金額	備考
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してＩＰアドレスを出力する機能	１通信ごとに	0.017413円	―

２－８　番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 番号案内サービス接続機能（中継交換機等接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄又は第５欄に規定する箇所での接続により、番号案内台（オペレータを含みます。以下同じとします。）及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	323円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(1) -2　番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	319円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2)　（略）		（略）	（略）	
(2) -2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	148.88円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア　（略）	（略）	（略）	
	イ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	19.07円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ　（略）	（略）	（略）	

２－９　（略）

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	4.1057円	
(2)　（略）		（略）	（略）	

２－１０－２　加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) ２－10－１第１欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	１秒ごとに	0.00109698円	
(2)　（略）		（略）	（略）	

２－１１　その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 市内通信機能	加入者交換機能と市内伝送機能を併用して、相互接続通信において同一単位料金区域内に終始する通信の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	0.71809円	中継事業者に適用します。
		１秒ごとに	0.093223円	
(2) リルーティング通信機能	加入者交換機能、市内伝送機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、中継事業者が提供する仮想私設網サービス（以下「ＶＰＮサービス」といいます。）に係るリルーティング通話等の交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	0.93040円	中継事業者に適用します。
		１秒ごとに	0.10373円	

２－８　番号案内機能等

区分		単位	料金額	備考
(1) 削除				
(1) -2　番号案内サービス接続機能（一般中継局ルータ接続）	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７－２欄に規定する箇所での接続であって、当社中間配線盤又は当社が指定する装置での接続により、番号案内台及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を案内する機能	１案内ごとに	392円	携帯・自動車電話事業者、特定中継事業者又は端末系事業者に適用します。
(2)　（略）		（略）	（略）	
(2) -2　ＮＰＳ交換機利用機能	第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、ＮＰＳ交換機（番号案内サービスを提供するために必要となる交換設備をいいます。以下同じとします。）及び伝送路設備を利用する機能	１案内ごとに	154.81円	特定端末系事業者に適用します。
(3) 番号データベース接続機能	ア　（略）	（略）	（略）	
	イ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５－３欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	１案内ごとに	44.54円	特定端末系事業者に適用します。
	ウ～エ　（略）	（略）	（略）	

２－９　（略）

２－１０　公衆電話機能

２－１０－１　基本料

区分		単位	料金額	備考
(1) 公衆電話発信機能	当社が設置する公衆電話の電話機等により、通信の発信を行う機能	１秒ごとに	4.7611円	
(2)　（略）		（略）	（略）	

２－１０－２　加算料

区分		単位	料金額	備考
(1) ２－10－１第１欄に規定する機能に係る加算料	事業法第110条に規定する負担金に係る加算料	１秒ごとに	0.00138295円	
(2)　（略）		（略）	（略）	

２－１１　その他の機能

区分		単位	料金額	備考
(1) 削除				
(2) 削除				

(3) リルーティング指示に係る網保留機能	中継事業者が提供するＶＰＮサービスに係るリルーティング通話を行うにあたって、リルーティング指示信号を受信してリルーティングを行うまでの間、加入者交換機、市外中継交換機及び加入者交換機と市外中継交換機の間の伝送路設備を保留する機能		１通信ごとに	0.029325円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。	(3) 削除					
(4) 音声ガイダンス送出用接続通信機能	ア 加入者交換機能、中継系交換機能及び中継伝送共用機能を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		１秒ごとに	0.063451円		(4) 削除					
	イ 加入者交換機能、中継系交換機能、中継伝送共用機能及び特定中継事業者の伝送路設備を用いて、協定事業者の提供するサービス向けの音声ガイダンス送出に係る通信の交換及び伝送を行う機能		１秒ごとに	0.068096円							
(5) （略）			(略)	(略)		(5) （略）			(略)	(略)	
(6) リダイレクション網使用機能	ア 当社の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		１通信ごとに	0.074550円	携帯・自動車電話事業者、国際系事業者、中継事業者、ＰＨＳ事業者又は端末系事業者に適用します。	(6) 削除					
	イ 特定中継事業者の中継交換機で接続する協定事業者の通信経路を設定するために当社の加入者交換機を利用してリダイレクションを行う機能		１通信ごとに	0.063104円							
(7)～(11) （略）			(略)	(略)		(7)～(11) （略）			(略)	(略)	
(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	１回線ごとに月額	149円		(12) ＤＳＬ回線管理機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	ア イ以外のもの	１回線ごとに月額	244円	
		イ 端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	１回線ごとに月額	46円				イ 端末回線伝送機能２－１－１－１第４欄ア(7)欄及びイ(7)欄に係るもの	１回線ごとに月額	58円	
(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	33円		(13) ＤＳＬ回線故障対応機能	協定事業者のＤＳＬサービスにおけるＤＳＬ回線の故障の発生原因を特定するために対応する機能		１回線ごとに月額	17円	
(14) （略）			(略)	(略)		(14) （略）			(略)	(略)	
(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	43円		(15) 光回線設備管理機能	協定事業者の光信号端末回線又は光信号中継回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線又は１波長ごとに月額	40円	
(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	46円		(16) ＩＰ通信網回線管理機能	協定事業者のＩＰ通信網回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１回線ごとに月額	58円	
(17)～(17)-2 （略）			(略)	(略)		(17)～(17)-2 （略）			(略)	(略)	
(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	43円		(18) 光信号分岐端末回線管理機能	協定事業者の光信号分岐端末回線の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能		１光信号分岐端末回線ごとに月額	40円	
(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	403円		(19) 光信号局内伝送機能	光信号局内伝送路により１芯にて伝送を行う機能	ア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに月額	387円	
		イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	0.916円				イ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの	１回線ごとに１メートルあたり月額	1.083円	

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	43円	
(21)～(22) (略)		(略)	(略)	
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第８欄のうち一般収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網（専らＩＰ電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（ＳＩＰサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、ＬＡＮインタフェースにより1Gbit/s の符号伝送が可能なものに限ります。）	一般収容局ルータにおける１ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	954,296円	
(24)～(25) (略)		(略)	(略)	
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	243円	

(20) 光信号局内回線管理機能	協定事業者の光信号局内伝送路の情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	1回線ごとに月額	40円	
(21)～(22) (略)		(略)	(略)	
(23) 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能	端末系ルータ交換機能、一般収容局ルータ優先パケット識別機能、関門系ルータ交換機能及び一般中継系ルータ交換伝送機能を用いて、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第８欄のうち一般収容局ルータで接続し、ＩＰ通信網（専らＩＰ電話の提供の用に供するものを除きます。）を利用した交換及び伝送を行う機能（ＳＩＰサーバと連携して提供するセッション制御の機能を除き、ＬＡＮインタフェースにより1Gbit/s又は10Gbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。） ア 1Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける１ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	1,020,132円	
	イ 10Gbit/sタイプ	一般収容局ルータにおける１ＩＰ通信網収容装置ごとに月額	1,929,997円	
(24)～(25) (略)		(略)	(略)	
(26) 特定光信号端末回線管理機能	協定事業者の特定光信号端末回線の情報の管理を行うとともに網改造料を請求する機能	1回線ごとに月額	238円	

２－１２　(略)

２－１２　(略)

２－１３ ルーティング伝送機能

区分			単位	料金額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062933円	
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000062433円	
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000058437円	
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000049946円	
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能		1秒ごとに	0.019520円	

２－１３ ルーティング伝送機能

区分			単位	料金額	備考
(1) (略)			(略)	(略)	
(2) 一般中継系ルータ交換伝送機能	一般中継局ルータ等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケットに係る交換及び伝送を行う機能を含む。）	ア 最優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000032877円	
		イ 高優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000032720円	
		ウ 優先クラス	1Mbitまでごとに月額	0.000024938円	
		エ ベストエフォートクラス	1Mbitまでごとに月額	0.000026010円	
(3) 一般中継系ルータ接続伝送機能	一般中継局ルータとメディアゲートウェイとの間の伝送路設備により通信を伝送する機能		1秒ごとに	0.0223891円	

(4) 一般ＩＰ通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（ＩＰｏＥ方式で接続する場合及びＩＰ電話の提供の用に供するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/sの符号伝送が可能なものに	(ｱ) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	１ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	7,016,667円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ｲ) (ｱ)以外の場合	１ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	3,840,909円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットに係る交換及び伝送を行う場合		１Mbitまでごとに月額	0.00014152円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７-２欄（ＩＰ通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合		１秒ごとに	0.000026494円	

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	38,206円	

(4) 一般ＩＰ通信網県間中継系ルータ交換伝送機能	一般県間中継局ルータ（一般中継局ルータであって、専ら異なる都道府県の区域間の通信の交換等を行うもの（ＩＰｏＥ方式で接続する場合及びＩＰ電話の提供の用に供するものに限ります。）をいいます。以下同じとします。）等により通信の交換及び伝送を行う機能（優先パケット（優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットをいいます。以下同じとします。）に係る交換及び伝送を行う機能を含みます。）	ア　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続するものであって、イ以外の場合（100Gb/sの符号伝送が可能なものに	(ｱ) 東京都内の設置場所において接続する場合（接続対象地域は東日本全域とします。）	１ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	6,923,611円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
			(ｲ) (ｱ)以外の場合	１ポートごとの100Gb/sの符号伝送ごとに月額	2,655,371円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
		イ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したＩＰパケットに係る交換及び伝送を行う場合		１Mbitまでごとに月額	0.00040762円	ＩＰｏＥ接続を利用している協定事業者に適用します。
		ウ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７-２欄（ＩＰ通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合		１秒ごとに	0.0000196円	

２－１４　網同期クロック供給機能

１事業者あたり月額

区分		料金額	備考
網同期クロック供給機能	協定事業者の設置する電気通信設備の同期をとるために、当社のクロック発振装置から発振したクロックを提供する機能	44,251円	

２－１５　音声接続に係る組合せ適用接続機能

区分		料金額		備考
組合せ適用接続機能	メタルＩＰ電話接続機能（接続料規則第４条の２第１項に規定する機能をいいます。）、ワイヤレス固定電話接続機能（接続料規則第４条の２第２項に規定する機能をいいます。）及び光ＩＰ電話接続機能（接続料規則第４条の２第３項に規定する機能をいいます。）を用いて、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第７―２欄で接続し、ＩＰ通信網を利用した交換及び伝送を行う機能	１通信ごとに	1.61650円	
		１秒ごとに	0.0139976円	

第２　網改造料

１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)　(略)	(略)
(3)　時報音源提供機能の適用	時報音源提供機能の提供を受ける電気通信事業者は、特定端末系事業者から同様の機能の提供を受けるものとします。ただし、特定端末系事業者はこの限りではありません。
(4)　(略)	(略)
(5)　ＩＰ通信網との接続に係る機能（ＩＰｏＥ接続に係るものを除く）の適用の特例	ア　(略) イ　第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中７－２欄に規定する箇所で接続する場合（ＩＰ通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤で接続するときを除きます）は１－１第53欄イ欄を適用します。

１－１　網改造料の対象となる機能

区　　分		備　　考
(1)～(3)　(略)	(略)	
(4)　中継事業者のＶＰＮサービスへの接続機能	協定事業者の提供するＶＰＮサービスに接続する機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(5)　中継事業者のＶＰＮサービスへのリルーティング接続機能	協定事業者の提供するＶＰＮサービスとの接続にあたって、リルーティングを行う機能	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
(6)　ノーリンギング通信機能に係る付加機能	特定端末系事業者の契約約款等に規定するノーリンギング通信機能を行う際に当社の契約者がノーリンギング通信の相手方となる場合に当社の加入者交換機に付加する機能	特定端末系事業者に適用します。
(7)　柔軟課金機能	当社の利用者から発信する通信において、協定事業者から課金のための情報を受信した後、当社が、利用者料金設定事業者の利用者料金の課金を行う機能	利用者料金設定事業者に適用します。
(8)～(18)　(略)	(略)	
(19)　時報音源提供機能	当社の時報音源装置から供給された時報情報を提供する付加機能	
(20)～(25)　(略)	(略)	

第２　網改造料

１　適用

区　　分	内　　容
(1)～(2)　(略)	(略)
(3)　削除	
(4)　(略)	(略)
(5)　ＩＰ通信網との接続に係る機能（ＩＰｏＥ接続に係るものを除く）の適用の特例	ア　(略) イ　削除

１－１　網改造料の対象となる機能

区　　分		備　　考
(1)～(3)　(略)	(略)	
(4)　削除		
(5)　削除		
(6)　削除		
(7)　削除		
(8)～(18)　(略)	(略)	
(19)　削除		
(20)～(25)　(略)	(略)	
(26)　削除		
(27)～(34)　(略)	(略)	
(35)　削除		
(36)　削除		
(37)　(略)	(略)	
(38)　削除		
(39)　削除		
(40)　削除		
(41)　削除		
(42)～(48)　(略)	(略)	
(49)　伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は加入者交換機若しくは加入者交換機の伝送装置、第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第５欄若しくは信号用中継交換機の伝送装置で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設	

(26) 国際兼用公衆電話に対する課金秒数の変更に係る機能	当社の加入者交換機から、国際兼用公衆電話に発信する課金信号間の秒数を変更する機能	国際系事業者に適用します。
(27)～(34) （略）	（略）	―――
(35) 無線呼出し事業者との柔軟課金機能	―――	第７欄に規定する機能を適用します。
(36) テレドームサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定する複数同時接続機能（以下「テレドームサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(37) （略）	（略）	―――
(38) メンバーズネットサービスに係る付加機能	特定中継事業者の契約約款等に規定するメンバーズネット機能（以下「メンバーズネットサービス」といいます。）を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(39) 災害用伝言ダイヤル通話に係る付加機能	災害用伝言ダイヤル通話を行うために加入者交換機及び中継交換機に付加する機能	―――
(40) ファクシミリ通信網接続機能	特定中継事業者の契約約款等に規定するファクシミリ通信網サービスを行うために加入者交換機及びＩＳＭ交換機で付加する機能	特定中継事業者に適用します。
(41) 他社相互接続通信利用停止等機能	加入者交換機又は中継交換機において、特定中継事業者の他社相互接続通信のみを利用停止、制限する機能	特定中継事業者に適用します。
(42)～(48) （略）	（略）	―――
(49) 伝送路設備利用機能	協定事業者の相互接続点と他の協定事業者との相互接続点相互間に設置する伝送路設備のみを占有して利用する機能又は第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第３欄、第５欄又は第６欄で接続する場合において、加入者交換機、信号用中継交換機、専用回線ノード装置若しくは中継伝送路設備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	―――
(50) 中継事業者に対する課金情報転送機能	当社の利用者から発信する通信において、中継事業者の電気通信設備から送信される課金に関する情報等を中継事業者の課金に関する機器に転送する機能	中継事業者に適用します。
(51) （略）	（略）	
(52) 通信終了通知機能に係る付加機能	当社又は特定端末系事業者の契約約款等に規定する通信終了通知機能を利用する場合に必要となる次の機能 ア　当社の加入者交換機から特定端末系事業者網へ通信の終了の通知等を行う機能 イ　予め登録された番号へ当社の加入者交換機で自動的に発信する機能	特定端末系事業者又は中継事業者に適用します。

	備と相互接続点との間に設置する伝送路設備（伝送装置を含みます。）を利用する機能	
(50) 削除	―――	―――
(51) （略）	―――	―――
(52) 削除	―――	―――
(53) ＩＰ通信網との接続に係る機能（ＩＰｏＥ接続に係るものを除く）	ア （略）	―――
	イ 削除	―――
(54)～(58) （略）	（略）	―――
(59) 削除	―――	―――
(60)～(64) （略）	（略）	―――
(65) 削除	―――	―――
(66)～(73) （略）	（略）	―――
(74) 緊急通報呼のローミングに係る機能	電気通信回線設備に接続する端末設備を識別するための電気通信番号をＩＰ通信網内に流通させ、警察機関、海上保安機関又は消防機関へ通知する機能	―――

(53) ＩＰ通信網との接続に係る機能（ＩＰｏＥ接続に係るものを除く）	ア　（略）	―――
	イ　ＩＰ通信網間接続装置に協定事業者との接続のためのインタフェースを付与する機能	―――
(54)～(58)（略）	（略）	―――
(59) 移動体番号ポータビリティに係る方路再設定等機能	加入者交換機又は中継交換機から移動体番号ポータビリティに係る移転元事業者に対して移転先事業者に係る情報を返送するよう要求し、移転元事業者から返送された情報に基づき移転先事業者への方路を再設定する機能	
(60)～(64)（略）	（略）	―――
(65) 特定サービスを利用する通信を識別して接続する機能	加入者交換機において、当社又は協定事業者の特定サービス（音声応答装置を利用するサービスをいいます。）を利用する通信を識別し、当該サービスを提供する電気通信事業者の音声応答装置へ接続する機能	―――

２－２　取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.273
	電力設備	0.949
	伝送機械設備	0.161
	無線機械設備	（略）
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.089
	土地及び通信用建物以外	0.004
共通割掛費比率		0.052

２－３　年額料金の算定に係る比率

区分			内容
設備管理運営費比率	(1)　(2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.027
		端末系交換機能	0.051
		中継系交換機能	0.042
		中継伝送機能	0.043
		通信料対応設備合計	0.050
		データ系設備合計	0.118
	(2)　除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.025
		端末系交換機能	0.048
		中継系交換機能	0.041
		中継伝送機能	0.039
		通信料対応設備合計	0.046
		データ系設備合計	0.116
繰延資産比率			（略）
投資等比率			0.0029
貯蔵品比率			0.0132
他人資本比率			0.252
自己資本比率			0.748
他人資本利子率			0.0021
自己資本利益率			0.0014
有利子負債以外の負債の比率			0.181
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0010
利益対応税率			（略）
貸倒率			（略）

２－２　取得固定資産価額の算定に係る比率

区分		内容
取付費比率	交換機械設備	0.279
	電力設備	0.977
	伝送機械設備	0.162
	無線機械設備	（略）
諸掛費比率	土地及び通信用建物	0.113
	土地及び通信用建物以外	0.002
共通割掛費比率		0.045

２－３　年額料金の算定に係る比率

区分			内容
設備管理運営費比率	(1)　(2)以外の場合	端末回線伝送機能	0.025
		端末系交換機能	0.047
		中継系交換機能	0.040
		中継伝送機能	0.047
		通信料対応設備合計	0.047
		データ系設備合計	0.109
	(2)　除却費を個別に支払う場合（個別管理対象設備に限ります。）	端末回線伝送機能	0.024
		端末系交換機能	0.045
		中継系交換機能	0.039
		中継伝送機能	0.043
		通信料対応設備合計	0.044
		データ系設備合計	0.107
繰延資産比率			（略）
投資等比率			0.0036
貯蔵品比率			0.0179
他人資本比率			0.255
自己資本比率			0.745
他人資本利子率			0.0032
自己資本利益率			0.0033
有利子負債以外の負債の比率			0.165
有利子負債以外の負債の利子相当率			0.0021
利益対応税率			（略）
貸倒率			（略）

第２表　工事費及び手続費

第１　工事費

１　（略）

２　工事費の額

２－１　工事費

区分				単位		工事費の額	備考
(1)～(9)　（略）				（略）		（略）	
(10)　ＶＰＮ工事費	ア	当社の加入者交換機にＶＰＮサービス機能を登録する工事に要する費用		１回線ごとに		2,706円	中継事業者（特定中継事業者を除きます。）に適用します。
	イ	当社の加入者交換機に登録されたＶＰＮサービス機能を廃止すると同時に新たな方式によるＶＰＮサービス機能を登録する工事及びＶＰＮサービス機能に係るデータ設定を変更する工事に要する費用		１回線ごとに		3,370円	
(11)～(14)　（略）				（略）		（略）	
(15)　テレドームサービス登録工事費	当社の加入者交換機にテレドームサービスを登録する工事に要する費用			１回線ごとに		1,843円	特定中継事業者に適用します。
(16)　地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約約款等に規定する地域指定着信課金機能用迷惑電話おことわり機能を登録する工事に要する費用			１回線ごとに		2,255円	特定中継事業者に適用します。
(17)　（略）				（略）		（略）	
(18)　メンバーズネットサービス登録工事費	当社の加入者交換機にメンバーズネットサービスを登録する工事に要する費用	新設の場合		１回線ごとに	平日昼間	5,020円	特定中継事業者に適用します。
					平日夜間	5,020円	
					平日深夜	5,751円	
					土日祝日昼夜間	5,205円	
					土日祝日深夜	5,934円	
		廃止の場合		１回線ごとに	平日昼間	3,460円	
					平日夜間	3,965円	
					平日深夜	4,542円	
					土日祝日昼夜間	4,110円	
					土日祝日深夜	4,686円	
(19)　特定中継事業者利用停止工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約者に対する利用停止情報を登録する工事に要する費用			１回線ごとに		793円	特定中継事業者に適用します。
(20)　特定中継事業者契約不締結工事費	当社の加入者交換機に特定中継事業者の契約不締結情報を登録する工事に要する費用			１回線ごとに		187円	特定中継事業者に適用します。
(21)　全国型着信短縮ダイヤル機能登録工事費	当社の加入者交換機に特定端末系事業者の契約約款等に規定する全国型着信短縮ダイヤル機能を登録する工事に要する費用			１工事ごとに		7,250円	特定端末系事業者に適用します。
(22)～(24)　（略）				（略）		（略）	

第２表　工事費及び手続費

第１　工事費

１　（略）

２　工事費の額

２－１　工事費

区分		単位	工事費の額	備考
(1)～(9)　（略）		（略）	（略）	
(10)　削除				
(11)～(14)　（略）		（略）	（略）	
(15)　削除				
(16)　削除				
(17)　（略）		（略）	（略）	
(18)　削除				
(19)　削除				
(20)　削除				
(21)　削除				
(22)～(24)　（略）		（略）	（略）	

(25)	固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用			1電気通信番号ごとに	平日昼間	1,179円	
						平日夜間	1,351円	
						平日深夜	1,548円	
						土日祝日昼夜間	1,401円	
						土日祝日深夜	1,597円	
(26)～(27)	(略)				(略)		(略)	
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	14,882円	
						平日夜間	16,713円	
						平日深夜	18,809円	
						土日祝日昼間	17,241円	
						土日祝日夜間	17,241円	
						土日祝日深夜	19,334円	
			イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	11,387円	
						平日夜間	13,046円	
						平日深夜	14,945円	
						土日祝日昼間	13,525円	
						土日祝日夜間	13,525円	
						土日祝日深夜	15,421円	
			ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1工事ごとに	933円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
						② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1工事ごとに 平日昼間	5,876円	
							平日夜間	6,596円	
							平日深夜	7,420円	
							土日祝日昼間	6,804円	
							土日祝日夜間	6,804円	
							土日祝日深夜	7,627円	

(25)	固定番号ポータビリティ情報登録等工事費	当社の ENUM サーバに番号ポータビリティ情報の登録・削除・変更を行う工事に要する費用			1電気通信番号ごとに	平日昼間	1,227円	
						平日夜間	1,421円	
						平日深夜	1,643円	
						土日祝日昼夜間	1,477円	
						土日祝日深夜	1,699円	
(26)～(27)	(略)				(略)		(略)	
(27)	-2 光屋内配線工事費	光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）に係る工事に要する費用	ア	光屋内配線を新たに設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	15,455円	
						平日夜間	17,522円	
						平日深夜	19,887円	
						土日祝日昼間	18,115円	
						土日祝日夜間	18,115円	
						土日祝日深夜	20,478円	
			イ	協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合	1工事ごとに	平日昼間	11,850円	
						平日夜間	13,723円	
						平日深夜	15,866円	
						土日祝日昼間	14,260円	
						土日祝日夜間	14,260円	
						土日祝日深夜	16,401円	
			ウ	既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合	(ア) 利用者宅内の壁面に既に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下(イ)欄において同じとします。）を利用する場合	① 当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合	1工事ごとに	897円	利用者宅内での光屋内配線の開通試験は協定事業者に実施していただきます。
						② 当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合	1工事ごとに 平日昼間	6,041円	
							平日夜間	6,854円	
							平日深夜	7,784円	
							土日祝日昼間	7,087円	
							土日祝日夜間	7,087円	
							土日祝日深夜	8,016円	

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	4,840円		
					平日夜間	5,404円		
					平日深夜	6,049円		
					土日祝日昼間	5,566円		
					土日祝日夜間	5,566円		
					土日祝日深夜	6,210円		
(28) (略)				(略)		(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		7,301円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		8,590円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		1,501円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		8,268円		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		7,301円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		12,882円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		1,501円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		10,955円		
(31) (略)				(略)		(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1工事ごとに		9,241円		
(33) (略)				(略)		(略)		
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,885円		
					平日夜間	5,580円		
					平日深夜	6,376円		
					土日祝日昼間	5,781円		
					土日祝日夜間	5,781円		
					土日祝日深夜	6,576円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用			1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,326円		
					平日夜間	1,463円		
					平日深夜	1,619円		
					土日祝日昼間	1,502円		
					土日祝日夜間	1,502円		
					土日祝日深夜	1,658円		

			(イ) 利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合	1工事ごとに	平日昼間	4,997円		
					平日夜間	5,633円		
					平日深夜	6,360円		
					土日祝日昼間	5,815円		
					土日祝日夜間	5,815円		
					土日祝日深夜	6,542円		
(28) (略)				(略)		(略)		
(29) 光回線設備収容替工事費	当社が別に定める伝送品質を満たしている場合において、協定事業者の要望により光回線設備の芯線を芯線毎に切替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		7,598円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		8,939円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		1,562円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		8,604円		
(30) 光回線設備接続モジュール取替工事費	光回線設備の提供開始後において、協定事業者の要望により光回線設備接続モジュールを取替する工事に要する費用	ア 光信号端末回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		7,598円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		13,405円		
		イ 一般光信号中継回線の場合	(ア) 基本額	1工事ごとに		1,562円		
			(イ) 加算額	1工事ごとに		11,400円		
(31) (略)				(略)		(略)		
(32) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費	光信号電気信号変換装置における回線情報の設定変更を行う工事に要する費用			1工事ごとに		9,616円		
(33) (略)				(略)		(略)		
(34) 光信号分岐端末回線接続工事費	光信号分岐端末回線を光局外スプリッタに接続する工事に要する費用			1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	4,994円		
					平日夜間	5,763円		
					平日深夜	6,644円		
					土日祝日昼間	5,984円		
					土日祝日夜間	5,984円		
					土日祝日深夜	6,864円		
(35) 光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費	光信号分岐端末回線を収容するための光信号分岐端末回線収容キャビネット等を設置（既設未利用のものを新たに利用する場合を含みます。）する工事に要する費用			1光信号分岐端末回線ごとに	平日昼間	1,345円		
					平日夜間	1,497円		
					平日深夜	1,670円		
					土日祝日昼間	1,540円		
					土日祝日夜間	1,540円		
					土日祝日深夜	1,713円		

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,703円	
			平日深夜	3,654円	
			土日祝日昼間	2,194円	―
			土日祝日夜間	2,194円	
			土日祝日深夜	4,142円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,512円	
			土日祝日昼間	4,171円	―

２－２　２－１以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3)　(略)	―	―	―
(4)　中継伝送専用機能提供工事費	料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）２－５－２に規定する機能を利用するときに、加入者交換機と市外中継交換機との間の伝送路設備を設置する工事に要する費用	１工事ごとに	―

２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,444円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	7,383円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,458円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	7,654円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,727円

(36) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費	光信号分岐端末回線を設置等する工事を平日昼間以外に実施する場合に加算する費用	1光信号分岐端末回線ごとに	平日夜間	1,908円	
			平日深夜	4,091円	
			土日祝日昼間	2,456円	―
			土日祝日夜間	2,456円	
			土日祝日深夜	4,636円	
(37) 融着接続工事費	光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）との接続を申込む場合に、当該回線の架空部分と引込部分を、融着接続工事（光ファイバケーブル同士を融解して接続する工事をいい、単芯により構成される光ファイバケーブルについて工事を行う場合に限ります。）により接続する場合に要する費用	1回線ごとに	平日昼間	3,655円	
			土日祝日昼間	4,398円	―

２－２　２－１以外の工事費

区分		単位	備考
(1)～(3)　(略)	―	―	―
(4)　削除	―	―	―

２－３　（略）

２－４　２－３に適用する作業単金

区分	単位	内容
平日昼間	一人当たり１時間ごとに	6,706円
平日夜間	一人当たり１時間ごとに	7,766円
平日深夜	一人当たり１時間ごとに	8,979円
土日祝日昼夜間	一人当たり１時間ごとに	8,070円
土日祝日深夜	一人当たり１時間ごとに	9,282円

第２　手続費

１　適用

区分	内容
(1)～(13)　(略)	(略)
(14)　端末回線情報提供手続費の適用	端末回線情報提供手続費については、２（手続費の額）２－１第32欄に掲げる料金額に、各々の協定事業者のＤＳＬサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（第68条（手続費の支払義務）第１項第15号に規定するＤＳＬ回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）を当社及びＤＳＬサービス提供協定事業者（当社と協定を締結してＤＳＬサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）のＤＳＬサービスに係る暦月ごとの新規契約回線数（当社に係るものにあっては、当社の提供するＤＳＬサービス（当社が利用者料金を設定するものに限ります。）に係る契約の申込みを承諾した数をいい、ＤＳＬサービス提供協定事業者に係るものにあっては、第68条第１項第15号に規定するＤＳＬ回線の設置の申込みの承諾を受けた数をいいます。）の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

２　手続費の額

２－１　手続費

区分				単位	手続費の額	備考
(1)　(略)				(略)	(略)	
(2)　料金回収手続費	別表２（接続形態）第２表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第３表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア　イ以外の場合	(ｱ)　電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	１通信ごとに	0.12円	
				１内訳項目ごとに	17.63円	
				月額	当社が請求する利用者料金額の (略) に相当する額	
			(ｲ)　削除			
			(ｳ)　当社の音声利用ＩＰ通信網サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合	１通信ごとに	0.12円	
				１内訳項目ごとに	17.63円	
				月額	当社が請求する利用者料金額の 0.08% に相当する額	

第２　手続費

１　適用

区分	内容
(1)～(13)　(略)	(略)
(14)　端末回線情報提供手続費の適用	端末回線情報提供手続費については、２（手続費の額）２－１第32欄に掲げる料金額に、各々のＤＳＬサービス提供事業者（当社と協定を締結してＤＳＬサービスを提供している電気通信事業者をいいます。以下この欄において同じとします。）の暦月ごとのＤＳＬサービスに関する情報提供に用いるシステムの利用件数（第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号及び第２号に規定する情報を提供するために当社が運営するシステムにおいて、協定事業者が情報を取得した数をいい、利用件数が０となる場合は各々のＤＳＬサービス提供事業者の暦月ごとの利用件数を１とみなします。以下この欄において「システム利用件数」といいます。）をＤＳＬサービス提供事業者の暦月ごとのシステム利用件数の合計で除して算定した比率を乗じて得た額を、当該各協定事業者に請求します。

２　手続費の額

２－１　手続費

区分			単位	手続費の額	備考
(1)　(略)			(略)	(略)	
(2)　料金回収手続費	別表２（接続形態）第２表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態の場合であって、同別表第３表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア　イ以外の場合	１通信ごとに	0.14円	
			１内訳項目ごとに	18.57円	
			月額	当社が請求する利用者料金額の (略) に相当する額	

		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	(ｱ) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者、ＰＨＳ事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(ｲ) （略）	――	――
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア （略）	（略）	（略）	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	243円	
(4) （略）			（略）	（略）	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	238円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	5円	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合 (ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	17.63円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の（略）に相当する額	
		(ｲ) （略）	（略）	（略）	
		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	月額	当社が回収する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の14.0%に相当する額	無線呼出し事業者に適用します。
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用		1照会ごとに 平日昼間	8,699円	みなし契約事業者に適用します。
			1照会ごとに 土日祝日昼夜間	10,333円	
			1件ごとに	19.01円	

		イ 当社の公衆電話から発信する場合（その料金の支払いを要する者が公衆電話の利用者となる場合に限ります。）	(ｱ) 月額	当社が回収する利用者料金額の14.0%に相当する額	携帯・自動車電話事業者又は特定中継事業者に適用します。
			(ｲ) （略）	――	――
(3) 電話帳掲載手続費	協定事業者の契約者の契約者回線番号等を電話帳に掲載する場合に要する費用	ア （略）	（略）	（略）	
		イ 職業別電話帳に掲載する場合	1発行ごとに1掲載あたり	212円	
(4) （略）			（略）	（略）	
(5) お客様情報照会書作成手続費	第98条（個別契約事業者に対する契約者情報の提供）又は第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第３項の規定により、契約者回線番号等及び契約者回線の設置場所等の契約者情報を提供する場合の手続きに要する費用		1件ごとに	248円	中継事業者又は国際系事業者に適用します。
(6) 利用契約締結手続費	電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスの契約を行うことにより、協定事業者と電気通信サービスの契約を締結することになる場合の手続きに要する費用		1件ごとに	6円	みなし契約事業者に適用します。
(7) 債権譲受手続費	第80条（債権譲受）の規定により、当社が協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金の債権をその協定事業者より譲り受けたときに、当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	ア イ以外の場合 (ｱ) 電話サービス又は総合ディジタル通信サービスの利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を１の協定事業者が専有する場合であって、請求・収納・回収を当社が行う場合	1内訳項目ごとに	18.57円	特定中継事業者に適用します。
			月額	当社が請求する協定事業者の役務提供区間に関わる利用者料金額の（略）に相当する額	
		(ｲ) （略）	（略）	（略）	
		イ 削除			
(8) みなし契約者に関する宛名情報提供手続費	第99条（みなし契約事業者に対する契約者情報の提供）第１項又は第２項の規定により、契約者回線番号等、当社の利用者料金に係る請求書の送付先の氏名又は名称及びその住所等の契約者情報等を当社が別に定める方式により提供する場合の手続きに要する費用		1照会ごとに 平日昼間	9,053円	みなし契約事業者に適用します。
			1照会ごとに 土日祝日昼夜間	10,895円	
			1件ごとに	38.50円	

(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスに係るものである場合	(ｱ) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに		28.61円	
			(ｲ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに		14.53円	
		イ （略）		（略）		（略）	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア （略）		（略）		（略）	
		イ 第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合		1回ごとに	平日昼間	11,361円	
					平日夜間	13,016円	
					平日深夜	14,911円	
					土日祝日昼夜間	13,494円	
					土日祝日深夜	15,386円	
		ウ 第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	12,418円	
					平日夜間	14,227円	
					平日深夜	16,299円	
					土日祝日昼夜間	14,749円	
					土日祝日深夜	16,817円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	8,841円	
					平日夜間	10,129円	
					平日深夜	11,604円	
					土日祝日昼夜間	10,501円	
					土日祝日深夜	11,973円	
		エ 第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに		10,201円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,076円	

(9) 料金請求回収代行手続費	第81条（利用者料金の請求回収代行）の規定により、協定事業者が請求、回収すべき利用者料金を当社が代行して請求、収納する場合の手続に要する費用	ア 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用ＩＰ通信網サービスに係るものである場合	(ｱ) 請求情報の授受等に係るもの	1内訳項目ごとに		33.28円	
			(ｲ) 請求・収納・不払い対応に係るもの	1内訳項目ごとに		15.76円	
		イ （略）		（略）		（略）	
(10) 立会費	当社が指定する立会者の立会いに要する費用	ア （略）		（略）		（略）	
		イ 第95条の３（接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り）第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等（電力設備及び空気調整設備を除きます。）を通信用建物において搬出入する場合		1回ごとに	平日昼間	11,823円	
					平日夜間	13,691円	
					平日深夜	15,830円	
					土日祝日昼夜間	14,227円	
					土日祝日深夜	16,364円	
		ウ 第95条の３第１項第２号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1回ごとに	平日昼間	12,922円	
					平日夜間	14,965円	
					平日深夜	17,303円	
					土日祝日昼夜間	15,551円	
					土日祝日深夜	17,886円	
			(ｲ) 協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合	1回ごとに	平日昼間	9,201円	
					平日夜間	10,655円	
					平日深夜	12,319円	
					土日祝日昼夜間	11,072円	
					土日祝日深夜	12,735円	
		エ 第95条の３第１項第４号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合		1回ごとに		10,616円	
(11) 端末回線線路条件調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第１号の規定により、当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失を除きます。）に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用			1回線ごとに		1,120円	

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	677円	
(13) （略）					（略）	（略）	
(13) -2 ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	735円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	999円	申告事業者に適用します。
(13) -3 ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	741円	
(14) （略）					（略）	（略）	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｱ) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,547円	
				② 通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	754円	
			(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	857円	
		イ 同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,721円	

(12) 端末回線収容状況調査費	第99条の３（ＤＳＬ回線等に係る情報の提供）第１項第２号の規定により、当社が収容情報に関する情報提供を行う場合の調査に要する費用				１回線ごとに	704円	
(13) （略）					（略）	（略）	
(13) -2 ＤＳＬ回線収容状況調査費	ア 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用				１回線ごとに	764円	
	イ 第52条（協定事業者の切分責任等）第３項の規定に基づき、そのＤＳＬ回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのＤＳＬ回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用				１回線ごとに	1,039円	申告事業者に適用します。
(13) -3 ＤＳＬ回線換算線路長等調査費	当社が線路条件（所外ケーブルの換算線路長及び伝送損失に限ります。）に関する情報を調査する場合に要する費用				１回線ごとに	771円	
(14) （略）					（略）	（略）	
(15) 光回線設備線路条件調査費	第99条の６（光回線設備に係る情報の提供）の規定により、当社が光回線設備の線路条件の情報提供を行う場合の調査に要する費用	ア 同条第１項第１号に規定する光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用	(ｱ) 基本額	① 利用者の建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	6,813円	
				② 通信用建物で測定を行う場合	１地点ごとの１調査ごとに	785円	
			(ｲ) 加算額	伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合	１回線ごとの１調査ごとに	892円	
		イ 同条第１項第２号に規定する光回線設備（光信号分岐端末回線を除きます。）の経過年数の調査に要する費用			１区間ごとに	1,791円	

		ウ 同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能期の調査に要する費用	(ｱ) 基本額		１番号ごとの１成功検索ごとに	693,750円	
			(ｲ) 光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① １の光信号端末回線の概算提供可能期を回答するとき	１番号ごとの１成功検索ごとに	73,900円	
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能期を回答するとき	１番号ごとの１成功検索ごとに	141,800円	
(16)～(20) （略）					（略）	（略）	
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	9,138円	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	870円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の２（事前照会）第２項第９号又は第34条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用				１区間ごとに	2,223円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の２（事前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能期の調査に要する費用	(ｱ) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	4,524円	
			(ｲ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	13,101円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用			１区間ごとに	2,887円	

		ウ 同条第２項に規定する光信号端末回線の概算提供可能期の調査に要する費用	(ｱ) 基本額		１番号ごとの１成功検索ごとに	504,698円	
			(ｲ) 光信号端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。以下、この欄において同じとします。）の調査を行う場合の加算額	① １の光信号端末回線の概算提供可能期を回答するとき	１番号ごとの１成功検索ごとに	61,051円	
				② 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能期を回答するとき	１番号ごとの１成功検索ごとに	117,204円	
(16)～(20) （略）					（略）	（略）	
(21) 相互接続点に係る情報調査費	相互接続点の設置の可否について調査する場合又は第10条の２（事前照会）第２項第４号に規定する事項に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック（それを設置するために要するスペースが１基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。）を協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	9,509円	
		イ 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合			１通信用建物ごとの１件ごとに	905円	
(22) 一般光信号中継回線に係る情報調査費	第10条の２（事前照会）第２項第９号又は第34条の２（一般光信号中継回線の線路設備調査及び接続申込み）第２項に規定する事項の調査に要する費用				１区間ごとに	2,314円	
(23) 光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費	光信号端末回線に関する情報（第10条の２（事前照会）第２項第８号に係るものに限ります。）を提供する場合に要する費用	ア 提供可能期の調査に要する費用	(ｱ) 光信号端末回線（既に設置された当社の光屋内配線を除きます。）に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	4,708円	
			(ｲ) 既に設置された光屋内配線に係る情報を提供する場合		１区間ごとに	13,633円	
		イ 伝送損失の調査に要する費用			１区間ごとに	3,004円	

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	50,186円	
			(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	35,442円	
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	23,765円	
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	19,957円	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ｱ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	9,215円	
			(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,474円	
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	7,056円	
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,914円	

(24) 自前工事調整等作業費	接続申込者が接続に必要な装置等を設置又は撤去する場合において、その設置に付随する設計、工事調整、接続に必要な装置等の設置又は撤去の結果の確認、その撤去に伴う設備情報の変更管理、その他の作業に要する費用	ア 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用	(ｱ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	52,226円	
			(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	36,883円	
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	24,732円	
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	20,768円	
		イ 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用	(ｱ) 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	9,590円	
			(ｲ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	8,818円	
			(ｳ) 接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	7,343円	
			(ｴ) 複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	7,196円	

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	6,979円	
			(ｲ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	3,222円	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	5,909円	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	21,538円	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	27,606円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	1,935円	
(26)～(27) (略)				(略)	(略)	
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1通信用建物ごとに	26,927円	
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1電柱ごとに	741円	
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合		1電柱ごとに	1,205円	
		イ 現地調査を行う場合		1電柱ごとに	10,826円	

		ウ 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用	(ｱ) (ｲ)以外の場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	7,263円	
			(ｲ) 確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合	1通信用建物ごとの1件ごとに	3,353円	
		エ 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用		1通信用建物ごとの1件ごとに	6,149円	
(25) 光配線区域情報調査費	第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項の規定により、当社が光配線区域に係る情報を提供する場合に要する費用	ア 第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	24,014円	
		イ 第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	2,703円	
		ウ 第3号に規定する光配線区域内の加入電話等敷設数に係る情報を提供する場合に要する費用		1通信用建物ごとに	1,953円	
(26)～(27) (略)				(略)	(略)	
(28) き線点情報調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第2項の規定により、当社がき線点情報を提供する場合の調査に要する費用			1通信用建物ごとに	27,185円	
(29) き線点換算線路長調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第3項の規定により、き線点換算線路長を調査する場合に要する費用			1電柱ごとに	771円	
(30) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費	第99条の3（DSL回線等に係る情報の提供）第4項の規定により、当社がメタリック加入者線とDSLサービスを提供する協定事業者が電柱に設置するDSLサービスに係る接続に必要な装置等との接続可否に係る情報を提供する場合の調査に要する費用	ア 机上調査を行う場合		1電柱ごとに	1,254円	
		イ 現地調査を行う場合		1電柱ごとに	11,266円	

(31)	接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	8,235円	
					平日夜間	14,862円	
					平日深夜	23,166円	
					土日祝日昼間	9,782円	
					土日祝日夜間	15,408円	
					土日祝日深夜	23,903円	
(32)	端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額		1,913,000円	
(33)	テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,365円	
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,900円	
		イ	第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,081円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,623円	
		ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,081円	
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの	1区間ごとに	3,203円	
		エ	第34条の10第項に規定する項の調査に要る費用	(ｱ) 光局外スプタを含まないの同士の組みわせに係るも	1区間ごとに	3,866円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
				(ｲ) 光局外スプタを含まないのと光局外スリッタを含むのの組み合わに係るもの	1区間ごとに	4,401円	

(31)	接続工事等時刻指定手続費	指定時刻に接続工事等を行う場所に到着するための手続きに要する費用		1件ごとに	平日昼間	8,570円	
					平日夜間	15,633円	
					平日深夜	24,593円	
					土日祝日昼間	10,313円	
					土日祝日夜間	16,245円	
					土日祝日深夜	25,423円	
(32)	端末回線情報提供手続費	端末回線情報を電気通信回線設備を通じて提供する場合に要する費用		月額		1,495,000円	
(33)	テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費	ア	第34条の10（光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用（協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。）	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,461円	
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わに係るもの	1区間ごとに	3,018円	
		イ	第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,166円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わに係るもの	1区間ごとに	2,729円	
		ウ	第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用	(ｱ) 光局外スプリッタを含まないものの同士の組み合わせに係るもの	1区間ごとに	2,166円	
				(ｲ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わに係るもの	1区間ごとに	3,333円	
		エ	第34条の10第項に規定する項の調査に要る費用	(ｱ) 光局外スプタを含まないの同士の組みわせに係るも	1区間ごとに	4,024円	左欄と併せて第23欄に掲げる費用の支払いを要します。
				(ｲ) 光局外スプタを含まないのと光局外スリッタを含むのの組み合わに係るもの	1区間ごとに	4,580円	

	オ　第34条の10第二項に規定する項の調査に要る費用	(ｱ) 光局外スプダを含まないの同士の組みわせに係るも	1区間ごとに		3,866円	
		(ｲ) 光局外スプダを含まないのと光局外スリッタを含むのの組み合わに係るもの	1区間ごとに		4,401円	
	カ　(略)		(略)		(略)	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額		774,757円	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用		1調査ごとに	平日昼間	7,733円	
				土日祝日昼間	9,185円	

2－2　2－1以外の手続費

区分	内容
(1)～(11)　(略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項に規定する事項の調査に要する費用

	オ　第34条の10第二項に規定する項の調査に要る費用	(ｱ) 光局外スプダを含まないの同士の組みわせに係るも	1区間ごとに		4,024円	
		(ｲ) 光局外スプダを含まないのと光局外スリッタを含むのの組み合わに係るもの	1区間ごとに		4,580円	
	カ　(略)		(略)		(略)	
(34) 申込者情報確認結果即時通知手続費	第99条の13（申込者情報確認結果の即時通知）第1項に規定する申込者情報確認結果を提供する場合の手続きに要する費用		月額		777,048円	
(35) 光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費	光信号分岐端末回線との接続を申込む場合に、申込日当日又は翌日の工事日予約の可否について調査するときに要する費用		1調査ごとに	平日昼間	8,047円	
				土日祝日昼間	9,684円	

2－2　2－1以外の手続費

区分	内容
(1)～(11)　(略)	(略)
(12) 異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る情報調査費	第34条の8（一般光信号中継回線又は光信号端末回線の異経路構成等に係る確認調査）又は第34条の9（異経路構成等による一般光信号中継回線又は光信号端末回線の提供に係る調査及び接続の申込み）第1項及び第2項に規定する事項の調査に要する費用

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)（略）

区分	内容
一般管理費比率	0.105

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)　（略）

ア　（略）

①～③（略）

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.324
減価償却率	0.027

(2)　（略）

ア～イ（略）

ウ　（略）

区分		内容
取付費比率	受電設備	1.379
	発電設備	1.671
	電源設備及び蓄電池設備	0.918
	空気調整設備	1.538
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.016
自己資本利益率		0.0439

(3)　（略）

第２表の２　建設請負契約に基づく負担額

１　算出式

（略）

(1)～(5)（略）

(6)（略）

区分	内容
一般管理費比率	0.119

第３表　預かり保守等契約等に基づく負担額

第１　通信用建物に係る負担額

１　算出式

（略）

(1)　（略）

ア　（略）

①～③（略）

④

区分	内容
設備管理運営費比率	0.294
減価償却率	0.027

(2)　（略）

ア～イ（略）

ウ　（略）

区分		内容
取付費比率	受電設備	1.354
	発電設備	0.656
	電源設備及び蓄電池設備	0.926
	空気調整設備	1.582
設備管理運営費比率	電力設備及び空気調整設備	0.017
自己資本利益率		0.0535

(3)　（略）

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
２－１　（略）
２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	2,619円	33,311円
	札幌南	1,906円	45,165円
	札幌１外	10,667円	60,951円
	新琴似	1,225円	24,161円
	篠路	700円	41,441円
	札幌東	1,002円	83,737円
	丘珠	1,446円	22,311円
	東苗穂	49円	28,801円
	札幌白石	1,886円	28,877円
	札幌北郷	774円	16,093円
	札幌豊平	1,693円	25,890円
	札幌月寒	2,684円	25,368円
	清田	698円	36,500円
	真駒内	2,301円	31,891円
	発寒	1,957円	17,701円
	厚別	984円	20,555円
	もみじ台	682円	22,222円
	手稲	882円	18,622円
	函館	334円	80,445円
	函館松陰	787円	59,213円
	函館北	521円	23,377円
	桔梗	115円	13,326円
	函館千歳	564円	31,814円
	小樽２	424円	15,206円
	旭川	274円	35,252円
	旭川東光	385円	17,154円
	春光	376円	13,202円
	東鷹栖	185円	40,438円
	永山	284円	36,296円
	東旭川	252円	53,018円
	旭川市外	271円	31,219円
	旭川神楽	251円	22,483円
	室蘭	209円	28,052円
	新室西	164円	59,030円
	釧路	334円	27,930円
	釧路鳥取	250円	18,639円
	釧路南	266円	31,933円
	釧路武佐	181円	15,897円
	愛国	366円	16,979円
	帯広稲田	342円	18,308円
	西帯広	300円	28,053円
	白樺通り	532円	40,218円
	帯広東	288円	33,286円
	北海道北見	269円	20,798円
	岩見沢	187円	25,049円
	網走	173円	14,212円
	留萌	60円	18,534円
	苫小牧	215円	37,279円
	苫小牧東	146円	35,586円
	苫小牧西	243円	19,947円
	勇払	97円	66,807円
	稚内	145円	18,394円
	稚内南	145円	18,845円
	美唄	104円	20,797円
	芦別	102円	14,860円
	江別	727円	10,320円
	札幌大麻	206円	24,940円
	紋別	89円	27,874円
	士別	89円	32,138円
	名寄	163円	60,788円
	根室	156円	21,622円
	千歳	440円	33,305円
	泉沢	247円	59,979円
	滝川	125円	40,617円
	砂川	112円	41,599円
	石狩深川	174円	17,818円
	富良野	209円	39,031円
	恵庭	492円	20,520円
	島松	247円	19,762円
	北海道伊達	410円	35,498円
	石狩広島	400円	11,164円
	輪厚	2,089円	32,730円
	石狩	26円	74,798円
	当別	84円	29,051円
	倶知安	715円	20,849円
	岩内	119円	14,829円
	余市	116円	21,216円
	北海道栗山	119円	31,517円
	門別富川	94円	34,076円
	静内	84円	30,706円
	浦河	135円	17,145円
	木野	430円	25,856円
	士幌	48円	41,707円
	鹿追	47円	46,521円
	新得	100円	50,671円
	大樹	79円	49,178円
	本別	171円	16,722円
	足寄	122円	17,192円
	釧路白糠	128円	32,497円
	中標津	148円	31,385円
	根室標津	59円	28,365円
	札幌石山	529円	14,100円

２．接続に必要な装置等の設置に要するスペース相当の保管料
２－１　（略）
２－２　料金額

１平方メートルごとに年額

通信用建物が所属する行政区域	通信用建物名	土地	通信用建物
北海道	札幌西	3,034円	25,532円
	札幌南	2,076円	41,726円
	札幌１外	12,543円	56,364円
	新琴似	1,376円	18,029円
	篠路	942円	32,621円
	札幌東	1,707円	57,065円
	丘珠	1,594円	29,099円
	東苗穂	71円	25,354円
	札幌白石	2,116円	32,037円
	札幌北郷	918円	9,977円
	札幌豊平	1,890円	32,071円
	札幌月寒	3,002円	16,050円
	清田	1,088円	46,302円
	真駒内	2,533円	29,120円
	発寒	2,156円	20,537円
	厚別	1,272円	12,756円
	もみじ台	1,094円	15,299円
	手稲	928円	14,336円
	函館	345円	63,860円
	函館松陰	824円	44,953円
	函館北	541円	53,860円
	桔梗	117円	33,752円
	函館千歳	566円	27,436円
	小樽２	471円	82,829円
	旭川	297円	27,150円
	旭川東光	422円	19,231円
	春光	392円	7,807円
	東鷹栖	193円	34,383円
	永山	319円	31,104円
	東旭川	247円	40,306円
	旭川市外	285円	23,023円
	旭川神楽	253円	17,820円
	室蘭	219円	51,223円
	新室西	203円	42,347円
	釧路	362円	27,755円
	釧路鳥取	272円	17,308円
	釧路南	298円	24,266円
	釧路武佐	206円	12,714円
	愛国	407円	20,187円
	帯広稲田	529円	13,633円
	西帯広	438円	19,841円
	白樺通り	671円	23,883円
	帯広東	420円	28,163円
	北海道北見	290円	23,818円
	岩見沢	210円	42,347円
	網走	175円	12,448円
	留萌	78円	24,088円
	苫小牧	283円	28,027円
	苫小牧東	184円	31,195円
	苫小牧西	266円	44,876円
	勇払	132円	45,386円
	稚内	138円	13,913円
	稚内南	175円	16,224円
	美唄	142円	20,719円
	芦別	46円	11,904円
	江別	848円	8,355円
	札幌大麻	411円	55,789円
	紋別	98円	27,024円
	士別	94円	30,723円
	名寄	171円	55,300円
	根室	164円	60,296円
	千歳	676円	30,839円
	泉沢	504円	34,123円
	滝川	141円	49,046円
	砂川	141円	29,355円
	石狩深川	289円	14,356円
	富良野	229円	28,408円
	恵庭	572円	38,361円
	島松	526円	15,996円
	北海道伊達	445円	44,311円
	石狩広島	1,003円	9,895円
	輪厚	2,362円	28,035円
	石狩	43円	36,821円
	当別	95円	21,260円
	倶知安	717円	25,832円
	岩内	164円	54,913円
	余市	134円	39,105円
	北海道栗山	131円	31,644円
	門別富川	123円	23,157円
	静内	96円	51,852円
	浦河	164円	51,601円
	木野	521円	28,183円
	士幌	54円	30,772円
	鹿追	52円	33,674円
	新得	106円	38,944円
	大樹	94円	36,154円
	本別	199円	12,708円
	足寄	141円	11,856円
	釧路白糠	150円	20,395円
	中標津	184円	20,090円
	根室標津	73円	15,119円
	札幌石山	678円	19,850円

川沿	882円	20,828円
東相の内	190円	48,868円
遠軽	189円	13,156円
幕別	102円	28,795円
南幌	86円	20,442円
簾舞	95円	18,482円
虻田	104円	12,979円
錦岡	366円	33,793円
美幌	160円	27,110円
岩見沢幌向	29円	17,476円
湯の川	368円	21,942円
神楽岡	321円	21,045円
本輪西	269円	11,575円
白鳥台	163円	29,691円
七重浜	381円	16,872円
上磯	297円	39,212円
函館大野	229円	27,819円
森	178円	31,006円
北海道八雲	203円	18,257円
苫小牧萩野	79円	13,197円
知内	308円	28,790円
長万部	90円	14,452円
旭川東川	311円	35,029円
音更	245円	65,270円
蘭越	164円	20,384円
鷹栖	143円	38,027円
桜ケ岡	（略）	21,599円
木古内	137円	46,885円
今金	144円	32,297円
白老	106円	14,263円
赤平	65円	24,247円
東神楽	103円	19,221円
美瑛	148円	36,796円
奈井江	77円	17,281円
上富良野	118円	19,895円
十勝池田	102円	19,522円
大楽毛	103円	22,781円
浦幌	73円	58,765円
西の里	2,381円	19,095円
石狩高岡	18円	18,126円
江差	180円	21,523円
旭岡	126円	18,234円
銭亀	51円	48,015円
羽幌	75円	36,665円
厚岸	110円	21,175円
北海道松前	457円	22,509円
鵡川	98円	40,733円
十勝清水	92円	32,691円
歌志内	28円	82,466円
花畔	407円	48,188円
松前福島	93円	11,331円
上の国	176円	44,615円
北檜山	142円	36,309円
古平	54円	47,384円
上砂川	（略）	21,679円
上川	39円	12,024円
中富良野	144円	25,785円
増毛	77円	27,515円
早来	83円	19,851円
新冠	253円	109,119円
庶路	67円	46,088円
稀府	114円	22,665円
茂辺地	195円	24,563円
上士幌	200円	18,542円
定山渓	162円	217,301円
ニセコ	338円	25,097円
音別	94円	22,822円
空知太	120円	126,992円
喜茂別	95円	53,167円
京極	192円	32,181円
比布	143円	36,083円
伊達豊浦	223円	14,800円
絵鞆	129円	19,070円
登別	198円	34,330円
遠矢	123円	12,059円
女満別	198円	17,994円
熊石	128円	9,446円
瀬棚	139円	25,003円
中湧別	98円	12,704円
興部	47円	55,084円
えりも	238円	45,635円
西神楽	114円	19,823円
山部	100円	27,937円
大沼	168円	34,118円
江差乙部	220円	19,397円
久遠	86円	33,663円
仁木	261円	29,852円
妹背牛	134円	54,023円
深川沼田	156円	30,969円
幾寅	67円	29,143円
遠別	132円	32,887円
津別	162円	12,915円
小清水	172円	44,542円
訓子府	163円	17,775円
佐呂間	138円	27,669円
常呂	155円	13,697円
滝上	63円	12,298円
雄武	56円	24,575円
早来追分	181円	14,811円

川沿	946円	14,535円
東相の内	198円	36,014円
遠軽	202円	16,313円
幕別	120円	18,341円
南幌	83円	18,158円
簾舞	126円	103,150円
虻田	109円	33,533円
錦岡	517円	65,610円
美幌	181円	23,369円
岩見沢幌向	53円	40,179円
湯の川	409円	21,143円
神楽岡	346円	16,929円
本輪西	287円	118,656円
白鳥台	139円	84,956円
七重浜	398円	13,107円
上磯	308円	26,694円
函館大野	236円	16,679円
森	212円	20,743円
北海道八雲	198円	51,160円
苫小牧萩野	98円	103,689円
知内	329円	64,686円
長万部	110円	10,706円
旭川東川	348円	25,606円
音更	269円	47,631円
蘭越	248円	16,097円
鷹栖	129円	26,399円
桜ケ岡	（略）	13,757円
木古内	127円	58,918円
今金	147円	23,244円
白老	95円	67,138円
赤平	60円	16,046円
東神楽	120円	65,248円
美瑛	157円	29,311円
奈井江	80円	44,805円
上富良野	138円	13,407円
十勝池田	90円	14,430円
大楽毛	112円	58,078円
浦幌	81円	42,607円
西の里	2,624円	12,892円
石狩高岡	31円	111,981円
江差	189円	19,807円
旭岡	176円	61,274円
銭亀	54円	32,474円
羽幌	74円	27,569円
厚岸	123円	19,803円
北海道松前	333円	15,134円
鵡川	105円	91,471円
十勝清水	103円	30,071円
歌志内	24円	60,853円
花畔	480円	32,599円
松前福島	94円	7,423円
上の国	163円	30,767円
北檜山	146円	25,621円
古平	60円	64,566円
上砂川	（略）	14,794円
上川	43円	8,643円
中富良野	179円	17,716円
増毛	73円	13,251円
早来	93円	64,834円
新冠	243円	85,987円
庶路	78円	34,153円
稀府	98円	49,165円
茂辺地	220円	18,001円
上士幌	296円	12,576円
定山渓	179円	156,613円
ニセコ	376円	17,470円
音別	81円	16,591円
空知太	150円	101,075円
喜茂別	90円	37,430円
京極	279円	21,639円
比布	141円	24,976円
伊達豊浦	161円	38,540円
絵鞆	180円	12,587円
登別	218円	26,967円
遠矢	152円	5,718円
女満別	207円	11,849円
熊石	94円	16,032円
瀬棚	125円	15,705円
中湧別	91円	8,638円
興部	60円	43,316円
えりも	201円	33,069円
西神楽	128円	109,351円
山部	114円	20,744円
大沼	153円	24,737円
江差乙部	178円	11,437円
久遠	77円	21,589円
仁木	248円	19,914円
妹背牛	111円	36,509円
深川沼田	117円	99,054円
幾寅	83円	19,239円
遠別	112円	21,532円
津別	205円	7,698円
小清水	178円	64,419円
訓子府	140円	8,663円
佐呂間	135円	18,561円
常呂	222円	26,148円
滝上	74円	9,729円
雄武	71円	85,545円
早来追分	221円	8,345円

	平取	89円	17,708円
	厚賀	143円	23,998円
	あいの里	293円	104,768円
	弟子屈	119円	41,952円
	茶志内	36円	52,446円
	日高町	86円	35,124円
	稚内豊富	222円	23,630円
	留辺蘂	99円	12,737円
	朝里	458円	23,414円
	銭函	214円	22,681円
	オタモイ	122円	13,274円
	岩見沢三笠	(略)	28,007円
	江部乙	32円	61,456円
	音江	43円	19,221円
	鷲別	248円	27,721円
	登別東	116円	27,852円
	七飯	291円	26,151円
	南茅部	115円	9,893円
	由仁	113円	24,638円
	栗山長沼	118円	16,293円
	新十津川	100円	21,376円
	当麻	203円	23,943円
	美深	27円	13,789円
	北見枝幸	184円	18,841円
	端野	363円	23,741円
	虎杖浜	71円	23,139円
	芽室	225円	44,649円
	札内	258円	13,687円
	阿寒	174円	20,354円
	岩内前田	129円	82,368円
	卯原内	54円	110,803円
	生田原	63円	49,130円
	登別温泉	93円	16,370円
	夕張	64円	39,874円
	花咲	46円	67,930円
	有珠	63円	22,630円
	栗沢	84円	20,236円
	風連	76円	21,365円
	広尾	65円	12,143円
	霧多布	152円	27,373円
	蘭島	79円	25,068円
	月形	81円	79,444円
	斜里	124円	27,085円
	別海	245円	23,890円
	和寒	133円	39,848円
	香深	144円	35,713円
	船泊	83円	56,645円
	清水沢	42円	27,238円
	浜頓別	52円	11,305円
	更別	208円	71,119円
	砂原	212円	26,483円
	寿都	273円	17,025円
	天塩	149円	21,086円
	斜里清里	120円	20,369円
	陸別	94円	24,687円
	頼城	8円	14,860円
	歯舞	45円	30,168円
	静狩	52円	43,278円
	奥尻	194円	34,173円
	黒松内	85円	26,718円
	昆布	15円	38,559円
	剣淵	96円	29,955円
	美深中川	92円	36,156円
	標茶	92円	18,334円
	川湯	64円	21,646円
	羅臼	219円	27,358円
青森県	松森	530円	28,626円
	沖館	542円	30,566円
	青森荒川	384円	13,455円
	野内	293円	29,634円
	青森新城	125円	33,091円
	四ツ石	189円	38,465円
	東野内	166円	23,080円
	弘前	312円	20,729円
	弘前南	499円	22,502円
	弘前城東	217円	17,342円
	青森八戸	823円	27,749円
	八戸高館	592円	14,511円
	八戸港	275円	16,152円
	是川	239円	11,942円
	新尻内	371円	25,286円
	八戸ＮＷ３棟	578円	31,101円
	黒石	253円	22,884円
	五所川原	274円	22,235円
	十和田	234円	25,108円
	八戸三沢	370円	19,329円
	むつ	102円	22,204円
	青森大湊	30円	19,560円
	青森小湊	122円	24,048円
	蟹田	80円	30,950円
	鰺ケ沢	213円	23,672円
	浪岡	111円	11,516円
	野辺地	142円	19,658円
	七戸	104円	40,068円
	六ケ所	135円	54,661円
	三戸	180円	19,494円
	八戸階上	95円	15,503円
	八戸大館	1,285円	31,089円
	百石	212円	19,906円

	平取	90円	12,006円
	厚賀	136円	15,889円
	あいの里	514円	79,409円
	弟子屈	162円	28,778円
	茶志内	63円	21,714円
	日高町	83円	46,503円
	稚内豊富	220円	16,172円
	留辺蘂	114円	9,037円
	朝里	541円	12,480円
	銭函	231円	16,665円
	オタモイ	147円	9,825円
	岩見沢三笠	(略)	33,853円
	江部乙	40円	44,045円
	音江	65円	13,351円
	鷲別	266円	142,097円
	登別東	137円	17,048円
	七飯	284円	18,844円
	南茅部	117円	72,183円
	由仁	125円	15,955円
	栗山長沼	126円	11,386円
	新十津川	106円	13,672円
	当麻	208円	98,852円
	美深	28円	58,255円
	北見枝幸	176円	13,660円
	端野	418円	15,609円
	虎杖浜	101円	11,604円
	芽室	308円	58,568円
	札内	313円	10,962円
	阿寒	230円	15,384円
	岩内前田	150円	121,733円
	卯原内	72円	63,077円
	生田原	80円	18,139円
	登別温泉	110円	168,836円
	夕張	132円	29,736円
	花咲	82円	37,240円
	有珠	62円	49,089円
	栗沢	71円	68,429円
	風連	87円	14,536円
	広尾	55円	23,917円
	霧多布	189円	17,549円
	蘭島	96円	105,053円
	月形	137円	58,985円
	斜里	130円	33,585円
	別海	267円	15,880円
	和寒	141円	111,072円
	香深	75円	24,905円
	船泊	94円	38,912円
	清水沢	50円	18,066円
	浜頓別	60円	7,271円
	更別	252円	40,043円
	砂原	31円	49,653円
	寿都	327円	32,275円
	天塩	122円	16,629円
	斜里清里	154円	13,829円
	陸別	123円	42,656円
	頼城	22円	11,357円
	歯舞	60円	15,963円
	静狩	99円	22,128円
	奥尻	221円	23,837円
	黒松内	106円	121,435円
	昆布	27円	108,809円
	剣淵	113円	18,019円
	美深中川	102円	24,476円
	標茶	105円	71,763円
	川湯	63円	13,080円
	羅臼	237円	11,690円
青森県	松森	569円	45,057円
	沖館	555円	26,334円
	青森荒川	415円	17,182円
	野内	315円	23,017円
	青森新城	146円	26,542円
	四ツ石	208円	32,729円
	東野内	219円	10,264円
	弘前	327円	18,616円
	弘前南	557円	18,350円
	弘前城東	320円	7,277円
	青森八戸	909円	32,724円
	八戸高館	663円	35,450円
	八戸港	330円	12,472円
	是川	258円	13,745円
	新尻内	498円	18,867円
	八戸ＮＷ３棟	664円	21,238円
	黒石	323円	17,316円
	五所川原	287円	16,676円
	十和田	281円	25,380円
	八戸三沢	380円	16,890円
	むつ	97円	21,746円
	青森大湊	31円	40,747円
	青森小湊	158円	49,748円
	蟹田	82円	27,627円
	鰺ケ沢	293円	13,292円
	浪岡	120円	9,432円
	野辺地	185円	17,812円
	七戸	106円	39,138円
	六ケ所	205円	34,041円
	三戸	172円	15,673円
	八戸階上	120円	14,455円
	八戸大館	1,384円	24,091円
	百石	241円	13,403円

	八戸下田	117円	19,988円
	青森大畑	86円	75,009円
	木造	126円	11,549円
	大浦	179円	35,633円
	弘前藤崎	148円	16,690円
	大鰐	133円	17,490円
	板柳	138円	18,678円
	金木	293円	12,496円
	六戸	156円	39,011円
	上北	104円	24,729円
	五戸	92円	12,258円
	今別	216円	42,077円
	陸奥常盤	204円	29,651円
	上市川	31円	20,392円
	陸奥横浜	170円	95,417円
	深浦	228円	23,811円
	弘前森田	68円	20,339円
	田舎館	73円	38,077円
	乙供	89円	42,109円
	天間林	53円	21,003円
	田子	338円	18,294円
	福地	257円	17,186円
	北金ケ沢	237円	19,386円
	弘前新和	64円	50,926円
	高杉	61円	43,530円
	奥内	75円	10,491円
	新平賀	257円	68,305円
	八戸南郷	236円	16,808円
	長橋	55円	37,499円
	四和	49円	25,759円
	陸奥蓬田	135円	36,843円
	弘前柏	192円	19,484円
	車力	107円	41,873円
	小阿弥	50円	22,127円
	弘前中里	120円	22,213円
	市浦	86円	17,856円
	青森白鳥	147円	44,728円
	上名久井	216円	20,107円
	諏訪平	329円	18,785円
	倉石	88円	20,272円
	青森新郷	110円	17,609円
	尾上	47円	25,274円
	小泊	219円	37,417円
	青森大間	179円	24,347円
	近川駅前	51円	19,625円
	千歳平	45円	15,820円
	弘前石川	295円	14,596円
	弘前鶴田	208円	18,145円
	弘前梅沢	45円	39,794円
	稲垣	108円	40,597円
	名川	191円	20,338円
	青森	416円	65,108円
	浅虫	197円	33,535円
	温湯	74円	20,081円
	浜三沢	80円	13,176円
	織笠	63円	20,687円
	国吉	156円	20,343円
	弘前相馬	277円	41,861円
	目屋	69円	54,224円
	陸奥川内	202円	41,149円
	佐井	98円	19,177円
	石持	72円	24,307円
	三厩	99円	19,517円
	陸奥平館	65円	44,865円
	弘前岩崎	123円	37,201円
岩手県	盛岡２	865円	33,482円
	盛岡仙北	1,768円	23,982円
	盛岡上田	515円	27,064円
	青山第二	448円	30,546円
	盛岡飯岡	771円	19,741円
	宮古２	405円	48,488円
	大船渡	309円	52,738円
	岩手水沢	234円	22,070円
	花巻	245円	30,450円
	新宮野目	395円	26,222円
	北上	254円	20,637円
	相去	358円	25,413円
	久慈	257円	26,458円
	遠野	209円	28,160円
	一関	273円	20,707円
	陸前高田	83円	144,347円
	釜石	252円	37,880円
	釜石上中島	691円	25,303円
	江刺	152円	29,439円
	二戸	213円	28,106円
	新西根	153円	50,735円
	千厩	165円	27,891円
	宮古大野	190円	39,600円
	盛岡太田	269円	21,671円
	滝沢	251円	21,752円
	藤根	184円	11,478円
	赤荻	517円	30,186円
	紫波	384円	31,673円
	矢巾	854円	30,595円
	広瀬	71円	14,337円
	盛岡乙部	232円	22,311円
	江釣子	168円	23,204円
	零石	176円	22,561円
	岩手	191円	13,888円

	八戸下田	132円	68,506円
	青森大畑	96円	86,513円
	木造	138円	9,321円
	大浦	205円	25,377円
	弘前藤崎	184円	11,349円
	大鰐	145円	12,891円
	板柳	159円	13,306円
	金木	385円	10,034円
	六戸	211円	28,197円
	上北	120円	21,521円
	五戸	115円	12,114円
	今別	335円	31,892円
	陸奥常盤	229円	20,515円
	上市川	41円	14,509円
	陸奥横浜	235円	75,764円
	深浦	344円	55,644円
	弘前森田	92円	14,595円
	田舎館	107円	25,837円
	乙供	123円	28,898円
	天間林	70円	16,044円
	田子	459円	12,363円
	福地	315円	9,858円
	北金ケ沢	377円	14,555円
	弘前新和	97円	47,191円
	高杉	72円	40,015円
	奥内	86円	9,344円
	新平賀	291円	49,035円
	八戸南郷	290円	13,936円
	長橋	68円	28,577円
	四和	82円	12,694円
	陸奥蓬田	216円	25,375円
	弘前柏	230円	15,117円
	車力	154円	31,145円
	小阿弥	72円	14,425円
	弘前中里	156円	16,867円
	市浦	113円	13,947円
	青森白鳥	180円	44,104円
	上名久井	263円	13,715円
	諏訪平	408円	12,466円
	倉石	133円	14,457円
	青森新郷	119円	12,326円
	尾上	118円	16,426円
	小泊	255円	39,052円
	青森大間	237円	19,026円
	近川駅前	69円	14,473円
	千歳平	64円	14,955円
	弘前石川	359円	10,333円
	弘前鶴田	244円	14,579円
	弘前梅沢	58円	30,757円
	稲垣	148円	29,063円
	名川	233円	17,425円
	青森	469円	62,175円
	浅虫	229円	26,739円
	温湯	87円	13,695円
	浜三沢	96円	9,450円
	織笠	82円	16,515円
	国吉	211円	15,022円
	弘前相馬	333円	30,258円
	目屋	106円	38,780円
	陸奥川内	276円	29,906円
	佐井	122円	15,601円
	石持	86円	10,998円
	三厩	135円	14,780円
	陸奥平館	83円	31,818円
	弘前岩崎	127円	26,634円
岩手県	盛岡２	940円	61,974円
	盛岡仙北	1,766円	17,838円
	盛岡上田	550円	24,411円
	青山第二	559円	20,971円
	盛岡飯岡	886円	15,686円
	宮古２	463円	36,486円
	大船渡	302円	36,647円
	岩手水沢	254円	23,398円
	花巻	332円	24,497円
	新宮野目	491円	19,464円
	北上	268円	13,534円
	相去	426円	18,389円
	久慈	288円	21,102円
	遠野	240円	30,755円
	一関	280円	25,743円
	陸前高田	48円	101,153円
	釜石	282円	49,700円
	釜石上中島	675円	19,458円
	江刺	155円	25,001円
	二戸	251円	35,595円
	新西根	181円	34,713円
	千厩	195円	21,439円
	宮古大野	213円	35,028円
	盛岡太田	305円	17,046円
	滝沢	293円	17,320円
	藤根	210円	8,853円
	赤荻	587円	21,031円
	紫波	392円	20,268円
	矢巾	919円	21,723円
	広瀬	90円	8,655円
	盛岡乙部	251円	16,938円
	江釣子	182円	17,344円
	零石	189円	16,726円
	岩手	269円	29,406円

	石鳥谷	166円	20,290円
	水沢西根	267円	14,199円
	新平泉	248円	65,669円
	岩泉	294円	23,139円
	小鳥谷	228円	40,522円
	摺沢	308円	19,557円
	岩手川崎	116円	31,901円
	水沢東山	149円	55,122円
	津軽石	195円	90,046円
	萩荘	338円	15,985円
	花巻温泉	199円	15,074円
	鵜住居	275円	181,109円
	種市	348円	27,636円
	釜石広田	209円	40,544円
	金田一	216円	25,462円
	渋民	238円	26,221円
	好摩	424円	38,546円
	水沢小山	167円	34,079円
	胆沢	139円	23,511円
	軽米	287円	30,317円
	豊間根	424円	40,749円
	住田	258円	19,213円
	細浦	185円	70,496円
	田老	127円	133,785円
	岩手上郷	233円	10,386円
	釜石平田	288円	22,416円
	六原	88円	43,806円
	三陸	235円	143,870円
	綾里	72円	45,404円
	宮古小川	119円	21,781円
	普代	340円	57,536円
	宮古八木	249円	13,152円
	湯口	124円	34,266円
	和賀	152円	38,892円
	滝沢駅前	236円	28,732円
	大槌	95円	118,011円
	一戸	135円	34,394円
	伊手	69円	30,506円
	上平沢	152円	18,780円
	盛岡東和	114円	31,931円
	九戸	176円	12,823円
	唐丹	446円	46,150円
	小本	100円	53,332円
	姉体	164円	18,272円
	二子	178円	57,368円
	水沢飯豊	102円	35,161円
	盛岡西山	64円	36,435円
	葛巻	175円	80,185円
	平館	132円	30,171円
	東八幡平	171円	17,280円
	大迫	240円	25,236円
	金ケ崎	232円	29,328円
	前沢	303円	34,249円
	衣川	151円	17,942円
	花泉	395円	28,063円
	宮守	315円	42,968円
	安代	244円	38,568円
	田山	115円	19,389円
	湯田	102円	62,432円
	室根	119円	49,140円
	宮古新里	155円	22,516円
	浄法寺	289円	21,226円
	岩手大東	210円	54,738円
	水沢藤沢	235円	19,020円
	田野畑	177円	41,376円
	宮古川井	105円	26,737円
	甲子	97円	25,652円
	野田	88円	172,758円
	盛岡谷内	92円	19,580円
	沢内	98円	51,312円
宮城県	仙台青葉通	7,308円	58,843円
	仙台長町	2,058円	26,256円
	台原	1,041円	29,483円
	愛子	867円	42,682円
	岩切	504円	110,597円
	仙台高砂	1,553円	39,679円
	鶴ケ谷	722円	91,040円
	苦竹料金	1,577円	31,171円
	榴ケ岡	1,160円	42,949円
	南小泉	1,735円	8,540円
	荒井	1,594円	71,279円
	仙台中田	976円	14,698円
	西多賀	663円	16,097円
	仙台泉	1,195円	28,820円
	野村	647円	29,488円
	泉ケ岳	106円	38,426円
	門脇	311円	28,612円
	塩釜	247円	24,882円
	古川	384円	23,464円
	気仙沼	99円	20,210円
	仙南白石	158円	31,447円
	名取	879円	25,903円
	岩沼桜	845円	32,131円
	仙南	251円	33,622円
	村田	210円	29,965円
	仙南船岡	475円	48,686円
	利府	1,109円	43,286円
	富谷	386円	34,907円
	明石交換所	291円	57,623円

	石鳥谷	219円	14,083円
	水沢西根	308円	12,748円
	新平泉	271円	33,837円
	岩泉	322円	20,115円
	小鳥谷	297円	29,007円
	摺沢	349円	14,164円
	岩手川崎	173円	16,889円
	水沢東山	169円	38,929円
	津軽石	218円	61,543円
	萩荘	368円	11,436円
	花巻温泉	241円	11,346円
	鵜住居	380円	131,315円
	種市	403円	19,304円
	釜石広田	238円	27,494円
	金田一	275円	18,753円
	渋民	267円	19,138円
	好摩	516円	26,040円
	水沢小山	217円	24,365円
	胆沢	152円	16,418円
	軽米	333円	31,593円
	豊間根	447円	39,020円
	住田	279円	15,107円
	細浦	198円	48,498円
	田老	274円	97,254円
	岩手上郷	288円	8,346円
	釜石平田	302円	13,387円
	六原	115円	29,324円
	三陸	343円	106,833円
	綾里	148円	32,423円
	宮古小川	158円	17,020円
	普代	332円	41,096円
	宮古八木	258円	9,980円
	湯口	166円	20,794円
	和賀	162円	30,068円
	滝沢駅前	288円	17,846円
	大槌	150円	85,917円
	一戸	158円	23,199円
	伊手	107円	21,987円
	上平沢	178円	46,079円
	盛岡東和	131円	23,082円
	九戸	237円	8,801円
	唐丹	504円	29,271円
	小本	129円	40,100円
	姉体	171円	13,482円
	二子	186円	45,173円
	水沢飯豊	114円	26,605円
	盛岡西山	90円	15,877円
	葛巻	247円	74,093円
	平館	144円	41,027円
	東八幡平	232円	9,411円
	大迫	281円	18,517円
	金ケ崎	243円	20,807円
	前沢	318円	23,138円
	衣川	170円	12,610円
	花泉	474円	20,291円
	宮守	335円	37,186円
	安代	302円	29,109円
	田山	152円	14,504円
	湯田	104円	46,462円
	室根	178円	35,631円
	宮古新里	216円	18,534円
	浄法寺	388円	11,085円
	岩手大東	231円	41,978円
	水沢藤沢	283円	14,183円
	田野畑	221円	29,850円
	宮古川井	159円	19,799円
	甲子	122円	18,890円
	野田	197円	125,734円
	盛岡谷内	94円	18,494円
	沢内	133円	37,359円
宮城県	仙台青葉通	7,924円	40,551円
	仙台長町	2,267円	17,863円
	台原	1,123円	23,503円
	愛子	1,040円	47,238円
	岩切	573円	85,379円
	仙台高砂	1,781円	85,200円
	鶴ケ谷	793円	70,500円
	苦竹料金	2,003円	17,621円
	榴ケ岡	1,444円	30,085円
	南小泉	1,903円	13,053円
	荒井	1,849円	49,514円
	仙台中田	1,206円	34,493円
	西多賀	716円	31,772円
	仙台泉	1,459円	18,223円
	野村	810円	23,891円
	泉ケ岳	149円	23,706円
	門脇	366円	19,454円
	塩釜	274円	20,281円
	古川	417円	25,077円
	気仙沼	142円	18,648円
	仙南白石	192円	21,629円
	名取	990円	27,644円
	岩沼桜	971円	28,293円
	仙南	277円	27,247円
	村田	222円	22,981円
	仙南船岡	619円	35,940円
	利府	1,236円	49,490円
	富谷	448円	38,073円
	明石交換所	398円	38,979円

	築館源光	181円	17,393円
	迫	135円	44,792円
	宮城河北	160円	26,363円
	矢本	684円	35,358円
	八木山	3,285円	19,501円
	多賀城	883円	35,611円
	仙台松島	156円	16,240円
	七ケ浜	382円	109,442円
	栗駒	144円	9,581円
	折立	420円	24,620円
	三本木	213円	35,567円
	仙台中山	1,677円	22,624円
	大衡	164円	22,409円
	中新田	227円	27,626円
	亘理	450円	34,355円
	石越	130円	13,188円
	歌津	301円	179,663円
	角田	168円	60,299円
	鹿島台	198円	14,987円
	生出	220円	20,545円
	仙台今泉	626円	22,538円
	仙南槻木	453円	24,932円
	第２高館	332円	65,592円
	古川中田	309円	17,785円
	古川南郷	185円	25,777円
	若柳	147円	35,798円
	渡波	7円	132,307円
	西古川	183円	43,798円
	石巻階上	274円	20,638円
	関上	408円	249,602円
	丸森	184円	69,567円
	坂元	107円	21,750円
	山下	230円	17,831円
	大郷	123円	10,787円
	古川小野田	209円	37,117円
	古川松山	356円	55,136円
	岩出山	161円	14,117円
	涌谷	191円	26,496円
	覚岳	134円	43,552円
	田尻	356円	9,824円
	小牛田	197円	16,206円
	北浦駅前	109円	56,815円
	寺崎	186円	11,104円
	女川	26円	136,121円
	志津川	139円	129,202円
	本吉	381円	18,739円
	唐桑	356円	148,563円
	荒谷	192円	46,622円
	芋沢	122円	32,122円
	円田	112円	28,583円
	色麻	141円	62,808円
	古川鳴子	128円	24,923円
	一迫	252円	42,407円
	登米	191円	170,171円
	古川南方	226円	53,679円
	広淵	216円	13,868円
	野蒜	454円	214,059円
	遠刈田	110円	12,620円
	高清水	333円	10,228円
	金成	128円	25,365円
	仙南北郷	116円	24,959円
	古川宮崎	192円	43,932円
	瀬峰	290円	40,635円
	鶯沢	56円	45,510円
	米谷	92円	37,484円
	宮城河南	332円	13,972円
	鳴瀬	181円	30,215円
	作並	155円	39,814円
	仙南川崎	159円	21,377円
	仙南大内	113円	24,696円
	牡鹿	8円	134,607円
	石巻津山	91円	59,481円
	古川新田	136円	17,494円
	古川米山	180円	12,096円
	石巻雄勝	80円	142,654円
	石巻大島	253円	15,854円
	宮城北上	28円	154,401円
秋田県	新棟秋田	327円	23,230円
	秋田大町	253円	26,474円
	土崎	218円	24,021円
	秋田仁井田	351円	21,485円
	能代	84円	18,972円
	東能代	142円	21,417円
	横手	167円	25,131円
	秋田大館	148円	16,511円
	十二所	42円	16,503円
	秋田本荘	192円	31,378円
	男鹿	87円	15,555円
	秋田湯沢	45円	21,607円
	大曲	129円	29,408円
	鹿角	129円	14,389円
	大館鷹巣	107円	19,448円
	五城目	137円	28,940円
	秋田追分	197円	24,734円
	天王	206円	50,122円
	秋田大潟	348円	29,723円
	仁賀保	137円	15,718円
	象潟	223円	11,734円
	横手神岡	85円	20,398円

	築館源光	233円	16,540円
	迫	143円	39,140円
	宮城河北	184円	20,657円
	矢本	898円	23,330円
	八木山	3,822円	14,421円
	多賀城	996円	57,560円
	仙台松島	168円	21,357円
	七ケ浜	518円	81,078円
	栗駒	159円	7,184円
	折立	470円	22,359円
	三本木	239円	73,963円
	仙台中山	2,069円	20,581円
	大衡	204円	26,533円
	中新田	234円	20,865円
	亘理	493円	22,712円
	石越	168円	11,167円
	歌津	470円	134,332円
	角田	181円	43,781円
	鹿島台	228円	18,821円
	生出	226円	14,656円
	仙台今泉	785円	20,121円
	仙南槻木	494円	27,497円
	第２高館	376円	43,359円
	古川中田	328円	21,310円
	古川南郷	191円	15,850円
	若柳	166円	25,678円
	渡波	121円	93,424円
	西古川	191円	55,973円
	石巻階上	300円	15,228円
	関上	635円	368,935円
	丸森	216円	54,396円
	坂元	119円	20,754円
	山下	302円	9,489円
	大郷	131円	24,490円
	古川小野田	234円	26,452円
	古川松山	371円	49,393円
	岩出山	170円	10,682円
	涌谷	205円	18,338円
	覚岳	160円	29,935円
	田尻	382円	6,586円
	小牛田	275円	14,830円
	北浦駅前	114円	41,403円
	寺崎	213円	10,889円
	女川	68円	102,213円
	志津川	187円	93,298円
	本吉	400円	12,811円
	唐桑	533円	105,800円
	荒谷	249円	33,553円
	芋沢	171円	41,480円
	円田	132円	93,076円
	色麻	184円	41,717円
	古川鳴子	156円	50,670円
	一迫	302円	30,540円
	登米	212円	135,693円
	古川南方	305円	34,566円
	広淵	245円	11,372円
	野蒜	625円	152,970円
	遠刈田	140円	10,116円
	高清水	412円	7,091円
	金成	153円	49,591円
	仙南北郷	144円	17,705円
	古川宮崎	254円	32,639円
	瀬峰	377円	29,078円
	鶯沢	69円	32,729円
	米谷	112円	56,899円
	宮城河南	366円	168,156円
	鳴瀬	202円	20,191円
	作並	169円	64,169円
	仙南川崎	190円	81,446円
	仙南大内	152円	17,232円
	牡鹿	115円	96,935円
	石巻津山	94円	43,356円
	古川新田	170円	10,682円
	古川米山	236円	14,244円
	石巻雄勝	127円	103,569円
	石巻大島	249円	10,630円
	宮城北上	145円	110,427円
秋田県	新棟秋田	370円	30,184円
	秋田大町	252円	31,655円
	土崎	248円	17,872円
	秋田仁井田	387円	56,045円
	能代	95円	14,290円
	東能代	178円	15,921円
	横手	182円	18,691円
	秋田大館	178円	11,169円
	十二所	52円	10,857円
	秋田本荘	207円	23,418円
	男鹿	112円	12,652円
	秋田湯沢	80円	21,125円
	大曲	164円	15,913円
	鹿角	138円	14,915円
	大館鷹巣	110円	18,848円
	五城目	175円	21,699円
	秋田追分	216円	18,549円
	天王	227円	41,754円
	秋田大潟	363円	30,019円
	仁賀保	171円	12,040円
	象潟	241円	8,138円
	横手神岡	99円	13,030円

	角館	159円	33,608円
	西馬音内	201円	12,243円
	東成瀬	73円	49,928円
	外旭川	209円	13,965円
	釈迦内	61円	17,388円
	太平	81円	21,592円
	下浜	60円	20,544円
	角間川	94円	28,911円
	内小友	67円	33,101円
	比内	190円	25,214円
	合川	26円	29,667円
	八郎潟	147円	42,623円
	横手六郷	105円	13,121円
	森岳	207円	20,938円
	由利	86円	17,254円
	稲川	251円	51,005円
	横手雄勝	242円	20,515円
	八竜	127円	14,784円
	琴丘	95円	11,218円
	刈和野	122円	25,877円
	中仙	136円	20,509円
	小坂	109円	15,576円
	東由利	126円	14,711円
	秋田太田	152円	22,936円
	千畑	110円	20,652円
	秋田井川	190円	24,930円
	飯田川	124円	14,272円
	若美	116円	17,756円
	二ツ井	145円	16,524円
	花岡	62円	17,378円
	雄和	146円	35,133円
	上小阿仁	124円	21,151円
	八森	98円	25,223円
	沢目	75円	26,179円
	田沢湖	119円	22,303円
	米内沢	121円	13,643円
	秋田船越	130円	17,532円
	秋田河辺	217円	12,496円
	矢島	114円	25,209円
	秋田北浦	55円	51,404円
	金浦	203円	20,149円
	八幡平	81円	24,265円
	阿仁	108円	16,706円
	横手神代	166円	30,838円
	秋田脇本	42円	24,279円
	由利院内	238円	25,242円
	平鹿	83円	10,771円
	雄物川	151円	15,191円
	西目	320円	18,229円
	増田	118円	24,143円
	横手大森	185円	31,705円
	秋田大内	181円	21,799円
	秋田鳥海	87円	17,088円
	西明寺	163円	22,117円
	横手山内	219円	23,425円
	須川	50円	35,875円
	横手十文字	183円	9,151円
	横手金沢	131円	17,998円
	大館大湯	84円	23,179円
	十和田南	122円	17,400円
	早口	153円	15,782円
	秋田道川	118円	22,314円
	秋田協和	165円	37,446円
	横手仙北	129円	13,946円
	後三年	122円	26,333円
	五里合	56円	20,750円
	藤里	125円	35,331円
	大雄	160円	18,583円
	外小友	107円	22,273円
山形県	山形	429円	53,345円
	山形金井	402円	20,791円
	山形十文字	261円	13,608円
	今塚	1,232円	60,490円
	あかねケ丘	920円	40,516円
	米沢	239円	24,915円
	米沢窪田	187円	16,424円
	八幡原	61円	60,341円
	鶴岡	319円	25,518円
	酒田２	320円	22,188円
	酒田緑ケ丘	296円	17,009円
	酒田高砂	112円	14,525円
	新庄	337円	16,893円
	寒河江	311円	38,528円
	山形上山	194円	20,605円
	村山	142円	59,399円
	長井	129円	19,166円
	天童	333円	26,149円
	高擶	487円	6,991円
	神町	315円	15,500円
	東根	257円	20,025円
	尾花沢	232円	39,988円
	南陽	186円	22,464円
	河北	146円	14,245円
	山形朝日	154円	33,280円
	白鷹	167円	12,155円
	余目	116円	55,534円
	藤島	185円	30,774円
	酒田三川	（路）	61,500円
	温海	368円	24,345円

	角館	163円	27,584円
	西馬音内	255円	9,366円
	東成瀬	102円	36,510円
	外旭川	252円	31,875円
	釈迦内	76円	11,700円
	太平	104円	14,956円
	下浜	69円	15,172円
	角間川	123円	15,537円
	内小友	91円	22,463円
	比内	224円	17,392円
	合川	31円	21,249円
	八郎潟	163円	32,626円
	横手六郷	130円	10,576円
	森岳	228円	47,907円
	由利	106円	54,303円
	稲川	328円	38,794円
	横手雄勝	308円	14,185円
	八竜	170円	10,397円
	琴丘	99円	7,223円
	刈和野	146円	18,190円
	中仙	179円	14,081円
	小坂	142円	11,698円
	東由利	161円	10,609円
	秋田太田	167円	16,541円
	千畑	126円	18,658円
	秋田井川	257円	25,458円
	飯田川	132円	13,374円
	若美	153円	12,664円
	二ツ井	173円	29,353円
	花岡	79円	11,210円
	雄和	167円	21,689円
	上小阿仁	139円	15,727円
	八森	124円	16,939円
	沢目	92円	18,537円
	田沢湖	208円	16,366円
	米内沢	131円	10,225円
	秋田船越	158円	12,454円
	秋田河辺	240円	9,486円
	矢島	140円	23,381円
	秋田北浦	62円	34,324円
	金浦	271円	89,914円
	八幡平	113円	15,222円
	阿仁	140円	16,235円
	横手神代	232円	22,220円
	秋田脇本	44円	16,942円
	由利院内	337円	9,124円
	平鹿	95円	15,105円
	雄物川	198円	9,433円
	西目	352円	13,043円
	増田	140円	16,319円
	横手大森	228円	22,633円
	秋田大内	208円	15,074円
	秋田鳥海	130円	11,903円
	西明寺	222円	16,137円
	横手山内	306円	17,126円
	須川	76円	25,676円
	横手十文字	214円	7,537円
	横手金沢	176円	11,314円
	大館大湯	93円	16,343円
	十和田南	137円	12,717円
	早口	172円	10,013円
	秋田道川	148円	17,147円
	秋田協和	208円	28,256円
	横手仙北	164円	10,236円
	後三年	174円	18,160円
	五里合	77円	15,540円
	藤里	136円	25,246円
	大雄	199円	14,263円
	外小友	139円	16,663円
山形県	山形	476円	42,639円
	山形金井	457円	14,041円
	山形十文字	285円	81,851円
	今塚	1,277円	44,753円
	あかねケ丘	1,008円	28,748円
	米沢	290円	15,653円
	米沢窪田	214円	11,491円
	八幡原	88円	45,294円
	鶴岡	334円	17,865円
	酒田２	339円	21,143円
	酒田緑ケ丘	351円	12,687円
	酒田高砂	165円	5,540円
	新庄	386円	11,823円
	寒河江	355円	27,142円
	山形上山	211円	16,856円
	村山	158円	45,384円
	長井	140円	21,486円
	天童	338円	28,488円
	高擶	497円	8,590円
	神町	363円	13,209円
	東根	276円	19,951円
	尾花沢	252円	29,171円
	南陽	191円	18,157円
	河北	161円	8,841円
	山形朝日	194円	24,810円
	白鷹	182円	9,549円
	余目	136円	41,750円
	藤島	199円	22,908円
	酒田三川	（路）	47,139円
	温海	376円	19,096円

	山形小国	161円	33,175円
	庄内朝日機械	96円	31,663円
	山形川西	202円	30,878円
	酒田水沢	77円	25,719円
	袖浦	98円	22,830円
	山形大江	256円	25,502円
	山辺	354円	22,396円
	山形中山	312円	42,957円
	南原	86円	18,758円
	宮内	209円	19,666円
	高畠	261円	17,331円
	櫛引	132円	17,994円
	白岩	244円	14,667円
	山形西川	116円	22,793円
	糠野目	198円	42,217円
	米沢飯豊	134円	45,928円
	酒田羽黒	192円	38,906円
	本道寺	42円	52,208円
	山形平田	264円	17,193円
	酒田立川	173円	21,768円
	酒田松山	215円	26,146円
	酒田三瀬	67円	21,775円
	山形金山	84円	40,429円
	真室川	167円	20,498円
	中和田	159円	11,398円
	鼠ケ関	98円	32,704円
	蔵王	145円	49,981円
	酒田大山	247円	10,141円
	湯野浜	182円	129,709円
	本楯	101円	24,939円
	泉田	89円	22,874円
	村山大久保	185円	23,593円
	山形白鳥	177円	63,446円
	山形東郷	105円	36,307円
	福原	137円	25,294円
	大石田	145円	35,394円
	鮭川	99円	23,280円
	古口	112円	23,360円
	遊佐	186円	12,271円
	吹浦	44円	27,186円
	酒田八幡	112円	25,360円
	舟形	163円	34,370円
	須田板	138円	23,090円
	山形玉野	80円	22,841円
	清水	86円	26,231円
福島県	福島	450円	44,629円
	福島清水	646円	21,897円
	福島佐倉	588円	16,937円
	瀬上	737円	13,713円
	福島大森	738円	35,891円
	蓬莱	352円	38,686円
	飯坂	229円	22,977円
	福島花園	542円	31,894円
	会津若松	380円	24,377円
	東栄町分局	733円	17,779円
	福島郡山	1,580円	25,897円
	郡山芳賀	677円	29,551円
	笹川	785円	21,641円
	日和田	123円	27,927円
	喜久田	303円	31,029円
	大槻	823円	32,524円
	郡山守山	67円	39,790円
	磐梯熱海	112円	62,594円
	いわき	570円	26,541円
	小名浜	391円	26,813円
	勿来	325円	30,358円
	内郷	579円	13,781円
	好間	597円	30,389円
	草野	484円	12,234円
	いわき常磐	273円	18,349円
	四倉	531円	34,322円
	いわき若葉台	1,452円	30,264円
	いわき泉	721円	51,484円
	いわき玉川	572円	17,290円
	いわき窪田	449円	30,113円
	白河	292円	27,544円
	福島原町	389円	17,913円
	郡山須賀川	270円	34,947円
	喜多方	239円	16,788円
	福島相馬	501円	23,266円
	二本松	302円	28,922円
	福島藤田	279円	22,508円
	二本松本宮	221円	24,835円
	田島	290円	19,682円
	猪苗代	218円	34,757円
	会津若松坂下	353円	20,742円
	郡山西郷	293円	16,814円
	郡山石川	300円	26,158円
	三春	205円	18,208円
	磐城富岡	443円	19,041円
	浪江	347円	17,647円
	会津山口	261円	32,150円
	会津若松広田	181円	71,256円
	福島梁川	372円	25,078円
	保原	398円	19,304円
	江名	239円	24,501円
	福島川俣	207円	37,024円
	塙	459円	15,453円
	新地	412円	31,609円

	山形小国	174円	23,528円
	庄内朝日機械	130円	23,223円
	山形川西	207円	23,367円
	酒田水沢	104円	12,411円
	袖浦	117円	21,266円
	山形大江	303円	16,351円
	山辺	399円	16,325円
	山形中山	350円	31,031円
	南原	101円	13,773円
	宮内	218円	15,054円
	高畠	281円	12,482円
	櫛引	142円	12,189円
	白岩	267円	13,099円
	山形西川	118円	12,221円
	糠野目	226円	27,715円
	米沢飯豊	166円	34,592円
	酒田羽黒	213円	26,763円
	本道寺	67円	51,967円
	山形平田	286円	14,056円
	酒田立川	212円	15,208円
	酒田松山	238円	18,348円
	酒田三瀬	85円	15,900円
	山形金山	102円	30,983円
	真室川	188円	11,625円
	中和田	189円	46,125円
	鼠ケ関	130円	20,870円
	蔵王	159円	37,260円
	酒田大山	261円	6,513円
	湯野浜	258円	80,777円
	本楯	125円	20,454円
	泉田	103円	17,173円
	村山大久保	225円	16,358円
	山形白鳥	269円	45,133円
	山形東郷	143円	17,967円
	福原	161円	12,114円
	大石田	161円	42,716円
	鮭川	124円	17,604円
	古口	134円	23,558円
	遊佐	213円	55,201円
	吹浦	61円	19,307円
	酒田八幡	127円	19,446円
	舟形	206円	31,350円
	須田板	165円	17,283円
	山形玉野	102円	16,991円
	清水	102円	19,854円
福島県	福島	497円	38,429円
	福島清水	722円	62,063円
	福島佐倉	621円	12,200円
	瀬上	590円	12,806円
	福島大森	775円	26,487円
	蓬莱	371円	32,035円
	飯坂	254円	16,645円
	福島花園	740円	56,206円
	会津若松	448円	19,915円
	東栄町分局	827円	13,278円
	福島郡山	1,744円	22,016円
	郡山芳賀	715円	24,453円
	笹川	896円	22,674円
	日和田	138円	17,187円
	喜久田	329円	19,220円
	大槻	891円	33,039円
	郡山守山	71円	22,330円
	磐梯熱海	134円	47,901円
	いわき	631円	23,669円
	小名浜	428円	18,985円
	勿来	338円	62,069円
	内郷	592円	54,829円
	好間	674円	22,191円
	草野	487円	10,916円
	いわき常磐	302円	14,471円
	四倉	545円	32,642円
	いわき若葉台	1,745円	17,670円
	いわき泉	744円	44,440円
	いわき玉川	586円	18,173円
	いわき窪田	486円	20,777円
	白河	294円	39,466円
	福島原町	425円	6,679円
	郡山須賀川	329円	20,681円
	喜多方	290円	20,186円
	福島相馬	551円	19,920円
	二本松	310円	21,582円
	福島藤田	290円	14,539円
	二本松本宮	236円	21,421円
	田島	312円	15,317円
	猪苗代	236円	28,253円
	会津若松坂下	355円	17,439円
	郡山西郷	329円	45,064円
	郡山石川	314円	18,791円
	三春	226円	25,845円
	磐城富岡	379円	20,327円
	浪江	317円	17,023円
	会津山口	308円	31,474円
	会津若松広田	193円	51,934円
	福島梁川	404円	16,284円
	保原	418円	21,915円
	江名	278円	16,158円
	福島川俣	231円	24,699円
	塙	471円	11,118円
	新地	451円	20,502円

	小高	208円	28,553円
	福島伊達	473円	35,212円
	桑折	369円	18,645円
	福島松川	301円	20,964円
	鏡石	344円	10,906円
	塩川	138円	23,564円
	棚倉	261円	11,455円
	郡山浅川	112円	132,357円
	福島鹿島	302円	33,743円
	柳津	63円	26,908円
	飯野	263円	29,397円
	磐梯	164円	31,557円
	霊山	184円	59,935円
	橋本	387円	21,969円
	泉崎	178円	26,999円
	大玉	230円	24,013円
	大林	277円	19,744円
	表郷	66円	28,384円
	郡山中島	107円	30,795円
	湖南	92円	28,381円
	白沢	120円	22,286円
	多田野	96円	14,143円
	古殿	205円	20,691円
	西会津	78円	18,882円
	北会津	116円	13,786円
	新鶴	208円	27,960円
	いわき広野	238円	14,840円
	久ノ浜	234円	226,765円
	船引	317円	37,563円
	鮫川	121円	24,538円
	福島東和	241円	29,531円
	郡山岩瀬	236円	16,223円
	川桁	92円	27,951円
	柳橋	161円	23,774円
	岩代	97円	12,747円
	郡山長沼	190円	19,781円
	会津若松下郷	226円	15,166円
	熱塩	115円	33,319円
	山都	147円	14,944円
	郡山東	94円	16,015円
	大信	147円	28,572円
	都路	127円	26,409円
	常葉	123円	39,728円
	楢葉	210円	98,326円
	庭坂	295円	20,825円
	沼之内	410円	33,103円
	いわき小川	296円	17,987円
	上遠野	319円	17,296円
	小作田	201円	86,045円
	原釜	210円	24,288円
	裏磐梯	848円	36,112円
	会津高田	244円	36,286円
	会津本郷	203円	12,913円
	郡山玉川	200円	16,323円
	小野新町	284円	96,902円
	大熊	310円	20,199円
	いわき双葉	153円	22,805円
	飯舘	156円	19,334円
	天栄	204円	14,321円
	只見	243円	24,092円
	会津若松吾妻	63円	80,191円
	矢祭	287円	41,008円
	滝根	125円	25,472円
	大越	93円	31,521円
	郡山七郷	190円	15,435円
	移	148円	26,607円
	いわき川内	105円	16,030円
	会津若松昭和	111円	20,303円
	蓬田	109円	25,164円
	郡山小平	72円	21,042円
茨城県	水戸大町	608円	42,831円
	茨城赤塚	481円	27,001円
	水戸吉田	346円	19,584円
	千波	586円	28,364円
	多賀	362円	30,379円
	久慈浜	354円	16,493円
	日立別館	416円	20,288円
	茨城日高	331円	30,847円
	土浦	246円	50,443円
	荒川沖	497円	20,465円
	神立	270円	22,227円
	石岡国府	399円	24,930円
	下館別館	371円	22,293円
	下館川島	286円	33,157円
	結城	427円	26,192円
	結城南	214円	20,844円
	竜ヶ崎	166円	30,335円
	土浦佐貫	570円	20,342円
	那珂湊	286円	24,656円
	阿字ヶ浦	423円	22,124円
	下妻	291円	30,750円
	水海道菅生	427円	39,527円
	水海道別	399円	52,551円
	茨城勝田	387円	28,475円
	高萩	179円	21,327円
	北茨城	192円	27,713円
	取手	433円	19,556円
	茨城岩井	170円	25,314円
	土浦牛久	776円	16,273円

	小高	193円	20,580円
	福島伊達	587円	24,851円
	桑折	387円	11,728円
	福島松川	284円	73,194円
	鏡石	387円	7,662円
	塩川	203円	13,677円
	棚倉	273円	8,979円
	郡山浅川	142円	96,866円
	福島鹿島	349円	22,910円
	柳津	71円	17,395円
	飯野	274円	19,747円
	磐梯	191円	25,035円
	霊山	201円	38,551円
	橋本	375円	13,468円
	泉崎	192円	18,702円
	大玉	258円	17,392円
	大林	362円	14,312円
	表郷	87円	18,635円
	郡山中島	119円	21,765円
	湖南	124円	20,625円
	白沢	143円	16,640円
	多田野	107円	7,882円
	古殿	199円	23,008円
	西会津	91円	15,355円
	北会津	128円	11,306円
	新鶴	210円	21,126円
	いわき広野	252円	11,031円
	久ノ浜	244円	165,866円
	船引	364円	26,612円
	鮫川	154円	13,454円
	福島東和	285円	21,814円
	郡山岩瀬	267円	11,862円
	川桁	108円	30,887円
	柳橋	194円	16,274円
	岩代	110円	10,994円
	郡山長沼	233円	15,304円
	会津若松下郷	268円	12,029円
	熱塩	153円	25,619円
	山都	167円	11,794円
	郡山東	105円	10,556円
	大信	156円	21,626円
	都路	142円	19,183円
	常葉	157円	27,425円
	楢葉	245円	79,561円
	庭坂	121円	15,758円
	沼之内	422円	23,195円
	いわき小川	316円	13,175円
	上遠野	377円	13,934円
	小作田	246円	69,996円
	原釜	206円	37,093円
	裏磐梯	1,075円	22,776円
	会津高田	288円	27,127円
	会津本郷	222円	10,767円
	郡山玉川	219円	13,230円
	小野新町	295円	68,905円
	大熊	154円	15,254円
	いわき双葉	5円	15,619円
	飯舘	171円	16,797円
	天栄	257円	10,333円
	只見	294円	113,277円
	会津若松吾妻	88円	42,980円
	矢祭	302円	30,516円
	滝根	152円	20,899円
	大越	120円	21,457円
	郡山七郷	225円	11,076円
	移	184円	20,227円
	いわき川内	129円	11,923円
	会津若松昭和	139円	14,656円
	蓬田	132円	25,849円
	郡山小平	96円	16,567円
茨城県	水戸大町	646円	27,607円
	茨城赤塚	477円	18,340円
	水戸吉田	384円	14,880円
	千波	632円	24,224円
	多賀	380円	23,137円
	久慈浜	376円	12,673円
	日立別館	496円	15,582円
	茨城日高	355円	18,874円
	土浦	274円	32,950円
	荒川沖	511円	18,466円
	神立	284円	34,067円
	石岡国府	423円	33,404円
	下館別館	420円	18,317円
	下館川島	331円	22,053円
	結城	434円	19,882円
	結城南	247円	12,931円
	竜ヶ崎	200円	22,082円
	土浦佐貫	620円	17,534円
	那珂湊	352円	18,078円
	阿字ヶ浦	489円	13,799円
	下妻	359円	26,553円
	水海道菅生	502円	28,108円
	水海道別	562円	37,157円
	茨城勝田	426円	19,517円
	高萩	198円	16,665円
	北茨城	243円	30,202円
	取手	469円	15,030円
	茨城岩井	184円	19,338円
	土浦牛久	814円	13,286円

つくば	2,133円	46,165円
大穂	631円	16,938円
桜	221円	17,799円
つくば北	141円	21,063円
筑波山	309円	43,562円
吉沼	78円	20,187円
筑波谷田部	358円	18,996円
土浦豊里	388円	49,137円
大洗	394円	16,012円
友部	371円	39,091円
茨城東海	514円	28,390円
那珂	360円	9,127円
常陸大宮	336円	28,838円
金砂郷	79円	41,661円
十王	348円	19,789円
常陸鹿島	510円	36,115円
神栖	433円	16,509円
茨城萩原	236円	18,807円
潮来延方	318円	20,793円
美浦	180円	57,472円
谷和原	453円	94,790円
守谷清水	670円	36,214円
古河２	650円	5,868円
古河旭	1,154円	11,165円
総和２	302円	27,071円
古河南	357円	40,706円
茨城境	359円	42,050円
石岡東	355円	71,023円
石岡	440円	35,075円
常陸太田別館	294円	19,480円
羽鳥	267円	33,523円
千葉若松	118円	21,093円
矢田部	242円	32,191円
阿見	372円	13,993円
高場	414円	32,268円
笠間	314円	24,322円
稲戸井	506円	27,008円
茨城	253円	37,305円
茨城岩瀬	256円	26,724円
大子	184円	25,172円
鉾田	148円	22,636円
江戸崎	124円	13,305円
伊奈	284円	44,722円
藤代蔵前	443円	26,729円
奥野	141円	44,234円
牛堀	313円	28,585円
阿見南	122円	31,981円
茨城東	65円	759,778円
総和	302円	66,212円
岡田	152円	45,955円
関城	113円	25,739円
茨城協和	442円	30,539円
利根	122円	42,481円
いばらき旭	91円	29,527円
常澄	205円	24,501円
内原	948円	43,838円
石岡大野	162円	21,579円
茎崎	183円	30,463円
新利根	101円	45,357円
岩間	265円	24,991円
八郷	91円	15,371円
茨城鳥栖	82円	54,780円
涸沼	129円	54,996円
瓜連	478円	21,025円
茨城北浦	55円	40,060円
茨城玉造	93円	30,601円
常北	219円	23,896円
岡郷	166円	27,083円
五霞	102円	33,701円
茨城八千代	251円	28,994円
大洋	81円	43,271円
茨城土浦	238円	36,885円
波崎	239円	36,169円
茨城出島	105円	52,719円
沖宿	112円	44,121円
潮来	214円	28,756円
明野	117円	41,870円
真壁	213円	19,262円
茨城千代田	303円	27,463円
茨城大津	244円	27,283円
茨城稲田	141円	49,847円
七郷	168円	40,563円
桂	23円	44,181円
土浦河内	113円	51,655円
美野里	157円	39,199円
新治	152円	17,725円
茨城麻生	175円	31,041円
飯富	176円	22,899円
国田	145円	38,563円
菅原	158円	43,461円
行方	76円	49,534円
蔵川	86円	55,721円
出島東	112円	40,419円
小幡	73円	57,698円
雨引	194円	48,798円
八俣	98円	28,873円
猿島	111円	49,570円
御前山	88円	47,615円
茨城三和	764円	29,522円

つくば	2,370円	51,350円
大穂	730円	9,774円
桜	259円	21,749円
つくば北	125円	77,740円
筑波山	386円	29,946円
吉沼	107円	25,609円
筑波谷田部	401円	12,233円
土浦豊里	424円	39,258円
大洗	436円	12,173円
友部	406円	21,221円
茨城東海	532円	23,341円
那珂	372円	12,322円
常陸大宮	364円	22,138円
金砂郷	105円	29,288円
十王	368円	15,844円
常陸鹿島	772円	31,129円
神栖	635円	14,215円
茨城萩原	324円	12,834円
潮来延方	413円	21,460円
美浦	215円	43,563円
谷和原	478円	77,344円
守谷清水	830円	23,423円
古河２	665円	4,560円
古河旭	1,355円	8,892円
総和２	326円	8,936円
古河南	399円	30,370円
茨城境	423円	26,500円
石岡東	437円	45,221円
石岡	684円	19,073円
常陸太田別館	324円	16,064円
羽鳥	295円	30,192円
千葉若松	166円	24,641円
矢田部	287円	24,678円
阿見	399円	12,063円
高場	443円	18,763円
笠間	352円	17,729円
稲戸井	560円	19,281円
茨城	270円	18,850円
茨城岩瀬	275円	15,986円
大子	278円	15,849円
鉾田	196円	21,031円
江戸崎	165円	8,839円
伊奈	351円	17,620円
藤代蔵前	521円	20,886円
奥野	155円	29,878円
牛堀	434円	17,619円
阿見南	135円	23,110円
茨城東	79円	641,115円
総和	328円	48,743円
岡田	191円	34,022円
関城	127円	14,948円
茨城協和	468円	30,949円
利根	147円	28,979円
いばらき旭	103円	17,926円
常澄	238円	18,648円
内原	977円	31,525円
石岡大野	185円	18,234円
茎崎	221円	20,954円
新利根	116円	42,014円
岩間	276円	16,727円
八郷	105円	11,349円
茨城鳥栖	105円	36,900円
涸沼	167円	36,595円
瓜連	521円	14,532円
茨城北浦	69円	26,789円
茨城玉造	105円	27,677円
常北	252円	15,644円
岡郷	182円	23,109円
五霞	137円	65,333円
茨城八千代	272円	17,976円
大洋	93円	39,060円
茨城土浦	243円	25,668円
波崎	257円	94,203円
茨城出島	127円	45,904円
沖宿	135円	30,046円
潮来	234円	25,357円
明野	144円	27,590円
真壁	225円	12,236円
茨城千代田	325円	16,379円
茨城大津	268円	24,515円
茨城稲田	158円	45,199円
七郷	210円	27,795円
桂	25円	30,144円
土浦河内	129円	45,755円
美野里	170円	37,928円
新治	185円	10,235円
茨城麻生	204円	20,479円
飯富	197円	15,414円
国田	183円	26,526円
菅原	209円	30,220円
行方	104円	35,151円
蔵川	121円	48,814円
出島東	139円	28,178円
小幡	96円	42,095円
雨引	209円	32,427円
八俣	118円	32,979円
猿島	141円	33,094円
御前山	130円	30,833円
茨城三和	807円	21,015円

	沓掛	129円	46,743円
	いばらき小川	174円	43,209円
	山方	161円	45,060円
	水府	61円	37,246円
	茨城桜川	74円	36,092円
	石下	198円	56,418円
	茨城美和	203円	107,582円
栃木県	宇都宮	763円	50,194円
	宇都宮平出	426円	34,947円
	道場宿	329円	33,202円
	瑞穂野	230円	15,490円
	徳次郎	515円	27,898円
	砥上	551円	29,230円
	江曽島	865円	13,266円
	雀宮	834円	38,898円
	足利	312円	37,504円
	足利相生	459円	37,921円
	足利西	292円	21,915円
	足利南	483円	20,515円
	栃木	316円	34,064円
	栃木北	（略）	21,574円
	佐野	268円	26,891円
	鹿沼	287円	27,630円
	北犬飼	230円	35,352円
	日光	362円	45,458円
	今市	210円	26,226円
	栃木小山	823円	32,605円
	雨ヶ谷	384円	19,536円
	延島	179円	20,659円
	真岡	244円	31,150円
	大田原２	211円	26,777円
	矢板	453円	32,584円
	黒磯	348円	35,596円
	上三川	527円	43,769円
	栃木河内	573円	32,447円
	栃木芳賀	298円	42,793円
	栃木壬生２	1,739円	16,224円
	石橋	525円	20,002円
	栃木小金井	630円	39,374円
	新野木	482円	98,904円
	栃木大平	361円	48,089円
	岩舟	253円	15,962円
	鬼怒川川治	188円	22,516円
	宝積寺	530円	14,680円
	栃木烏山	163円	10,430円
	西那須野２	356円	30,223円
	田沼	331円	68,853円
	益子	295円	39,642円
	間々田	414円	34,123円
	栃木城山	250円	18,590円
	南犬飼	372円	22,204円
	氏家別	416円	15,008円
	葛生２	204円	37,842円
	赤見	202円	61,021円
	薬師寺	169円	22,382円
	小山西	152円	22,625円
	卒島	253円	27,385円
	栃木富田	238円	26,739円
	栃木藤岡２	178円	16,309円
	栃木田原	182円	34,283円
	栃木西方	133円	26,399円
	上河内	195円	57,783円
	野崎	218円	59,828円
	佐久山	125円	26,343円
	片岡	210円	39,577円
	東那須野	257円	20,828円
	栃木梅沢	113円	35,479円
	楡木	149円	48,520円
	栃木大沢	176円	21,845円
	伊王野２	107円	40,403円
	喜連川	217円	54,333円
	馬頭	170円	58,029円
	黒羽	61円	39,200円
	黒田原	200円	54,833円
	栃木二宮	248円	24,304円
	市貝	234円	27,042円
	南那須	148円	32,020円
	文挟	109円	43,275円
	栃木粟野	208円	34,540円
	玉生	206円	15,991円
	熱田	113円	32,641円
	栃木小川	260円	55,074円
	塩原２	183円	42,465円
	関谷	163円	47,534円
	栃木茂木	202円	81,756円
	湯津上	235円	23,531円
	足尾交換局２	215円	33,910円
	栃木水橋	141円	30,176円
	船生	91円	17,149円
	栃木大宮	125円	47,158円
	川治	130円	38,549円
	栃木２	316円	24,805円
	那須横沢	58円	21,717円
	那須	67円	39,843円
	那須大沢	45円	20,334円
	南摩	297円	59,776円
群馬県	前橋	686円	42,644円
	野中別	825円	17,279円
	前橋元総社	475円	34,942円

	沓掛	161円	33,108円
	いばらき小川	181円	28,361円
	山方	239円	30,272円
	水府	92円	27,319円
	茨城桜川	85円	43,195円
	石下	210円	49,781円
	茨城美和	278円	74,035円
栃木県	宇都宮	777円	37,045円
	宇都宮平出	459円	25,218円
	道場宿	348円	26,218円
	瑞穂野	243円	9,293円
	徳次郎	547円	17,279円
	砥上	630円	22,201円
	江曽島	885円	91,247円
	雀宮	876円	28,858円
	足利	320円	22,875円
	足利相生	483円	26,550円
	足利西	299円	16,115円
	足利南	479円	14,154円
	栃木	392円	20,988円
	栃木北	（略）	14,897円
	佐野	316円	13,257円
	鹿沼	326円	25,570円
	北犬飼	274円	56,155円
	日光	428円	96,587円
	今市	232円	45,013円
	栃木小山	899円	22,296円
	雨ヶ谷	452円	12,505円
	延島	188円	19,169円
	真岡	256円	21,873円
	大田原２	227円	17,902円
	矢板	576円	28,854円
	黒磯	389円	29,909円
	上三川	559円	42,760円
	栃木河内	610円	23,666円
	栃木芳賀	326円	36,172円
	栃木壬生２	1,781円	9,840円
	石橋	651円	46,392円
	栃木小金井	731円	24,730円
	新野木	616円	69,528円
	栃木大平	377円	31,279円
	岩舟	266円	14,331円
	鬼怒川川治	200円	17,389円
	宝積寺	549円	14,701円
	栃木烏山	195円	9,704円
	西那須野２	383円	25,555円
	田沼	334円	60,814円
	益子	313円	78,630円
	間々田	448円	25,632円
	栃木城山	260円	54,193円
	南犬飼	415円	39,468円
	氏家別	454円	26,728円
	葛生２	205円	39,449円
	赤見	217円	63,511円
	薬師寺	192円	85,942円
	小山西	159円	19,223円
	卒島	276円	18,313円
	栃木富田	282円	24,663円
	栃木藤岡２	180円	7,677円
	栃木田原	200円	40,541円
	栃木西方	145円	66,558円
	上河内	225円	48,674円
	野崎	257円	51,762円
	佐久山	143円	14,494円
	片岡	248円	50,345円
	東那須野	296円	45,328円
	栃木梅沢	149円	24,555円
	楡木	177円	39,294円
	栃木大沢	208円	11,926円
	伊王野２	138円	30,822円
	喜連川	226円	48,440円
	馬頭	194円	49,732円
	黒羽	68円	41,947円
	黒田原	214円	47,205円
	栃木二宮	258円	12,866円
	市貝	253円	28,642円
	南那須	166円	35,148円
	文挟	141円	37,742円
	栃木粟野	230円	53,177円
	玉生	232円	25,306円
	熱田	130円	22,354円
	栃木小川	313円	38,678円
	塩原２	202円	29,854円
	関谷	177円	32,252円
	栃木茂木	207円	56,156円
	湯津上	274円	15,329円
	足尾交換局２	252円	22,127円
	栃木水橋	150円	17,783円
	船生	104円	9,751円
	栃木大宮	155円	22,106円
	川治	138円	20,288円
	栃木２	389円	54,060円
	那須横沢	91円	15,695円
	那須	71円	42,013円
	那須大沢	55円	10,670円
	南摩	326円	52,282円
群馬県	前橋	724円	26,935円
	野中別	895円	84,962円
	前橋元総社	492円	24,169円

	佐鳥	375円	26,026円
	前橋芳賀	232円	35,825円
	国領	515円	34,350円
	群馬高崎	502円	39,645円
	高崎支店別１	502円	19,093円
	高崎問屋町	537円	28,896円
	倉賀野	776円	26,309円
	大類	880円	21,356円
	群馬長野	779円	33,004円
	桐生錦町	178円	21,451円
	桐生相生	477円	33,248円
	伊勢崎	382円	35,828円
	豊受	321円	32,929円
	群馬太田	876円	33,788円
	太田九合	808円	35,373円
	宝泉	406円	28,239円
	群馬沼田	793円	30,736円
	館林支別１	266円	21,941円
	群馬渋川	305円	36,726円
	群馬藤岡	428円	24,273円
	群馬富岡	280円	17,637円
	群馬安中	396円	30,869円
	新群馬町	383円	21,711円
	群馬新町	416円	38,979円
	群馬長野原	314円	28,753円
	草津温泉	264円	30,449円
	玉村	468円	42,044円
	笠懸	162円	22,746円
	大間々	694円	22,452円
	群馬大泉	226円	32,925円
	中之条	161円	69,214円
	高林	424円	16,820円
	毛里田	198円	32,013円
	群馬川内	299円	17,956円
	赤城	100円	22,982円
	群馬富士見	280円	14,031円
	群馬原町	82円	47,206円
	北軽井沢	41円	26,398円
	采女	231円	50,749円
	藪塚本町	109円	19,124円
	群馬板倉	612円	28,290円
	群馬川俣	292円	86,770円
	赤岩	233円	19,497円
	吉井	289円	13,919円
	大胡	285円	21,385円
	粕川	260円	99,661円
	榛名	455円	21,105円
	箕郷	350円	16,790円
	鬼石	114円	18,895円
	下仁田交換セ	113円	17,236円
	甘楽	177円	14,261円
	松井田	336円	13,614円
	月夜野	269円	53,064円
	群馬水上	101円	31,541円
	群馬布施	312円	26,963円
	原市	270円	16,311円
	浅間高原	54円	45,409円
	子持	163円	29,935円
	群馬吉岡	365円	24,178円
	邑楽	217円	26,498円
	群馬城南	322円	21,758円
	駒形	649円	29,211円
	梅田	170円	31,953円
	群馬新里	64円	50,007円
	新国定	565円	86,734円
	群馬境交換セ	317円	19,091円
	尾島	306円	23,265円
	群馬新田	210円	15,809円
	新田金井	205円	88,656円
	新南蛇井	368円	46,329円
	北橘	144円	101,840円
	渋川伊香保	266円	21,110円
	群馬岩崎	87円	19,641円
	館林東	169円	43,364円
	倉淵	298円	108,485円
	磐戸	145円	29,422円
	嬬恋	407円	27,599円
	追貝	315円	30,254円
	片品	293円	38,856円
	伊勢崎支別１	382円	20,751円
	猿ヶ京	377円	19,643円
埼玉県	川越	1,841円	49,510円
	川越新宿	2,815円	23,650円
	南古谷	2,531円	35,169円
	川越霞ヶ関	2,788円	23,062円
	熊谷末広	615円	34,092円
	三ヶ尻	1,278円	22,613円
	埼玉川口	6,691円	39,093円
	川口青木	4,603円	38,797円
	川口芝	2,345円	29,774円
	安行	1,466円	33,740円
	浦和東	4,354円	38,734円
	浦和白幡	4,707円	30,006円
	浦和常盤	2,649円	36,283円
	中尾	2,085円	19,916円
	浦和美園	1,504円	69,324円
	埼玉大宮	4,340円	38,149円
	大宮東大成	2,138円	61,652円
	大宮大和田	1,472円	20,366円

	佐鳥	403円	20,514円
	前橋芳賀	271円	28,926円
	国領	540円	20,917円
	群馬高崎	514円	64,932円
	高崎支店別１	512円	10,816円
	高崎問屋町	599円	19,346円
	倉賀野	799円	19,326円
	大類	930円	12,992円
	群馬長野	805円	26,435円
	桐生錦町	220円	18,454円
	桐生相生	552円	28,335円
	伊勢崎	425円	24,490円
	豊受	337円	109,299円
	群馬太田	911円	32,849円
	太田九合	871円	26,699円
	宝泉	444円	24,404円
	群馬沼田	874円	22,349円
	館林支別１	288円	14,930円
	群馬渋川	352円	30,477円
	群馬藤岡	443円	16,688円
	群馬富岡	278円	13,699円
	群馬安中	434円	23,397円
	新群馬町	467円	26,770円
	群馬新町	458円	27,333円
	群馬長野原	385円	18,422円
	草津温泉	298円	31,789円
	玉村	480円	20,118円
	笠懸	178円	15,404円
	大間々	706円	13,937円
	群馬大泉	228円	21,812円
	中之条	163円	53,526円
	高林	430円	13,790円
	毛里田	221円	21,200円
	群馬川内	303円	11,893円
	赤城	112円	28,122円
	群馬富士見	296円	7,666円
	群馬原町	97円	31,686円
	北軽井沢	37円	15,511円
	采女	261円	34,567円
	藪塚本町	111円	12,643円
	群馬板倉	706円	17,669円
	群馬川俣	343円	65,926円
	赤岩	271円	15,647円
	吉井	312円	7,811円
	大胡	318円	34,858円
	粕川	286円	78,255円
	榛名	509円	12,390円
	箕郷	364円	8,914円
	鬼石	134円	8,488円
	下仁田交換セ	114円	8,854円
	甘楽	189円	8,282円
	松井田	380円	7,145円
	月夜野	284円	36,720円
	群馬水上	114円	23,687円
	群馬布施	398円	27,332円
	原市	289円	7,508円
	浅間高原	118円	30,553円
	子持	192円	16,774円
	群馬吉岡	386円	26,546円
	邑楽	239円	31,305円
	群馬城南	328円	12,504円
	駒形	665円	18,489円
	梅田	184円	20,498円
	群馬新里	85円	32,278円
	新国定	701円	53,844円
	群馬境交換セ	315円	11,966円
	尾島	319円	14,272円
	群馬新田	224円	9,877円
	新田金井	255円	68,325円
	新南蛇井	515円	25,811円
	北橘	157円	78,152円
	渋川伊香保	315円	11,842円
	群馬岩崎	108円	11,737円
	館林東	122円	29,601円
	倉淵	358円	79,708円
	磐戸	230円	39,909円
	嬬恋	555円	17,342円
	追貝	376円	30,462円
	片品	354円	35,244円
	伊勢崎支別１	421円	14,032円
	猿ヶ京	450円	9,413円
埼玉県	川越	1,996円	40,487円
	川越新宿	3,300円	10,999円
	南古谷	2,783円	16,790円
	川越霞ヶ関	3,120円	24,620円
	熊谷末広	651円	30,451円
	三ヶ尻	1,379円	43,880円
	埼玉川口	7,485円	52,865円
	川口青木	5,189円	65,375円
	川口芝	2,653円	23,108円
	安行	1,660円	26,651円
	浦和東	5,227円	25,730円
	浦和白幡	4,916円	28,676円
	浦和常盤	3,040円	37,077円
	中尾	2,327円	18,837円
	浦和美園	1,554円	50,420円
	埼玉大宮	5,039円	39,029円
	大宮東大成	2,293円	50,222円
	大宮大和田	1,563円	18,850円

大宮指扇	1,507円	24,715円
行田別館	457円	22,847円
秩父	645円	19,695円
所沢	2,896円	22,837円
所沢元町	3,731円	29,984円
所沢北野	1,109円	28,308円
所沢東	2,290円	21,489円
所沢下富	1,360円	21,461円
飯能緑町	1,540円	20,047円
原市場	600円	25,444円
吾野	567円	52,161円
加須	423円	23,273円
加須花崎	448円	27,612円
埼玉本庄	564円	21,799円
東松山２	1,104円	12,887円
岩槻	1,280円	31,339円
和土	852円	11,711円
春日部武里	1,405円	29,236円
春日部八木崎	1,219円	44,348円
狭山２	1,817円	27,820円
狭山入曽	3,999円	54,559円
埼玉羽生	305円	23,038円
鴻巣	1,034円	28,318円
埼玉深谷２	494円	19,635円
上尾	1,646円	21,621円
新平方	2,127円	17,223円
浦和与野	3,605円	24,703円
草加局舎１	1,311円	32,248円
草加弁天	1,361円	13,801円
草加清門	1,733円	25,777円
越谷	2,040円	38,925円
越谷大里	1,269円	22,912円
越谷蒲生	2,302円	40,040円
蕨戸田	3,291円	42,179円
西戸田	2,874円	29,483円
入間	3,852円	30,192円
入間西武	1,016円	44,885円
入間宮寺	419円	17,089円
入間金子	891円	24,059円
鳩ヶ谷	2,877円	33,436円
朝霞	1,626円	25,791円
志木	3,244円	21,473円
新座	2,278円	16,388円
埼玉加納	249円	13,449円
桶川	1,428円	32,620円
久喜２	1,430円	32,667円
鴻巣北本	2,753円	20,413円
草加八潮	1,842円	26,341円
埼玉富士見	2,083円	19,752円
埼玉三郷	1,818円	28,135円
三郷鷹野	1,219円	22,058円
三郷小谷堀	1,166円	25,572円
蓮田	1,038円	24,092円
坂戸本町	1,246円	19,610円
幸手	428円	22,602円
鶴ヶ島	1,098円	25,996円
武蔵日高電２	1,910円	17,296円
埼玉吉川	1,561円	40,961円
上尾伊奈	669円	43,024円
埼玉吹上２	849円	30,444円
大井	3,144円	26,900円
川越三芳	934円	25,237円
毛呂山２	421円	15,927円
嵐山	580円	40,120円
埼玉小川別	389円	24,897円
川越川島	333円	31,663円
埼玉吉見	427円	34,257円
皆野	334円	31,041円
熊谷吉田	257円	38,120円
埼玉江南	388円	34,671円
妻沼	354円	16,478円
埼玉岡部	472円	32,277円
寄居	477円	22,624円
川里	215円	30,621円
大利根	323円	34,623円
白岡	1,526円	26,295円
菖蒲	415円	26,525円
埼玉栗橋	576円	36,692円
鷲宮	633円	21,071円
杉戸別館	913円	24,018円
第二松伏	856円	17,374円
新庄和	1,461円	47,163円
箕田	487円	12,708円
埼玉滑川	549円	41,716円
児玉	266円	28,965円
慈恩寺	322円	20,607円
神川	203円	41,862円
上里	440円	14,599円
熊谷豊里	127円	44,291円
北川辺	160円	21,885円
行田北河原	110円	48,001円
行田埼玉	215円	41,485円
加須樋遣川	141円	44,664円
高坂	1,335円	15,266円
宮山	293円	34,789円
川通	394円	33,069円
みろく	120円	21,262円
埼玉平野	349円	66,316円
幸手八代	397円	40,754円

大宮指扇	1,609円	18,642円
行田別館	509円	16,495円
秩父	701円	15,489円
所沢	3,250円	21,647円
所沢元町	3,966円	22,345円
所沢北野	1,335円	21,125円
所沢東	2,445円	15,182円
所沢下富	1,454円	14,945円
飯能緑町	1,782円	20,986円
原市場	722円	13,915円
吾野	759円	33,821円
加須	466円	27,256円
加須花崎	530円	20,506円
埼玉本庄	618円	16,052円
東松山２	1,269円	9,496円
岩槻	1,417円	25,888円
和土	909円	13,090円
春日部武里	1,461円	24,430円
春日部八木崎	1,315円	32,523円
狭山２	1,877円	25,033円
狭山入曽	4,307円	43,843円
埼玉羽生	404円	19,796円
鴻巣	1,059円	23,567円
埼玉深谷２	498円	13,606円
上尾	1,695円	28,360円
新平方	2,293円	16,137円
浦和与野	3,818円	17,632円
草加局舎１	1,461円	30,905円
草加弁天	1,527円	9,996円
草加清門	1,990円	17,646円
越谷	2,149円	32,154円
越谷大里	1,392円	23,317円
越谷蒲生	2,660円	22,735円
蕨戸田	3,604円	37,820円
西戸田	3,164円	20,236円
入間	4,081円	21,125円
入間西武	1,058円	28,540円
入間宮寺	450円	12,347円
入間金子	930円	17,329円
鳩ヶ谷	3,075円	28,495円
朝霞	1,892円	39,424円
志木	3,546円	16,076円
新座	2,440円	14,461円
埼玉加納	275円	14,363円
桶川	1,530円	23,056円
久喜２	1,540円	23,509円
鴻巣北本	2,891円	17,898円
草加八潮	1,994円	24,733円
埼玉富士見	2,257円	15,393円
埼玉三郷	1,947円	23,352円
三郷鷹野	1,314円	15,798円
三郷小谷堀	1,242円	17,718円
蓮田	1,090円	18,453円
坂戸本町	1,279円	22,587円
幸手	457円	22,101円
鶴ヶ島	1,167円	19,503円
武蔵日高電２	2,066円	19,194円
埼玉吉川	1,612円	29,570円
上尾伊奈	724円	28,580円
埼玉吹上２	933円	25,367円
大井	3,470円	19,220円
川越三芳	1,007円	17,676円
毛呂山２	489円	13,130円
嵐山	589円	40,623円
埼玉小川別	393円	19,299円
川越川島	348円	20,271円
埼玉吉見	433円	20,853円
皆野	356円	26,814円
熊谷吉田	324円	26,054円
埼玉江南	401円	23,423円
妻沼	369円	11,925円
埼玉岡部	496円	43,770円
寄居	510円	22,218円
川里	246円	16,131円
大利根	353円	22,372円
白岡	1,609円	23,577円
菖蒲	435円	24,181円
埼玉栗橋	606円	20,297円
鷲宮	674円	14,210円
杉戸別館	1,048円	17,064円
第二松伏	1,168円	11,143円
新庄和	1,814円	28,693円
箕田	549円	16,803円
埼玉滑川	569円	27,180円
児玉	294円	18,330円
慈恩寺	355円	15,816円
神川	229円	23,884円
上里	516円	15,435円
熊谷豊里	144円	25,750円
北川辺	183円	39,315円
行田北河原	144円	29,595円
行田埼玉	275円	29,106円
加須樋遣川	168円	29,419円
高坂	1,419円	20,614円
宮山	328円	21,899円
川通	445円	22,175円
みろく	126円	11,862円
埼玉平野	472円	61,661円
幸手八代	469円	27,955円

	越生	404円	27,167円
	埼玉玉川	279円	22,396円
	長瀞	414円	27,933円
	上吉田	203円	38,346円
	小鹿野	220円	25,441円
	両神	246円	38,372円
	埼玉荒川	322円	21,392円
	埼玉美里	227円	38,466円
	埼玉川本	236円	30,477円
	寄居男衾	222円	31,998円
	騎西	436円	32,564円
	高麗	542円	34,488円
	鳩山	269円	29,484円
	埼玉花園	202円	39,174円
	杉戸椿	453円	34,288円
	内間木	1,041円	22,705円
	名栗	116円	37,910円
	東秩父	287円	41,650円
	宝珠花	544円	62,451円
	さいたま新都	7,860円	146,916円
	久喜	1,430円	49,813円
千葉県	千葉	1,515円	32,667円
	千葉南	1,761円	52,807円
	幕張	2,208円	62,218円
	犢橋	669円	29,338円
	千葉轟	2,271円	26,694円
	桜木	1,943円	32,320円
	誉田	822円	43,011円
	新土気	1,135円	32,966円
	高洲	2,268円	56,990円
	稲毛	2,084円	28,243円
	銚子	430円	42,420円
	市川	4,681円	44,553円
	鬼高	3,893円	22,914円
	浦安行徳	5,138円	43,981円
	市川中山	2,942円	62,152円
	市川曽谷	3,645円	15,140円
	市川原木	3,737円	26,182円
	市川大野	1,362円	24,895円
	船橋	2,471円	34,122円
	薬園台	2,283円	30,127円
	船橋本町	5,606円	64,658円
	千葉上山	1,187円	30,965円
	千葉豊富	782円	57,669円
	二和	1,617円	36,099円
	館山	580円	29,774円
	木更津富士見	290円	20,072円
	下烏田	338円	22,812円
	矢那	296円	32,452円
	松戸	3,796円	56,125円
	五香	1,392円	34,268円
	松戸小金	1,738円	18,477円
	松戸高塚	1,610円	22,629円
	上花輪	704円	18,844円
	川間交換セン	548円	41,750円
	佐原	860円	34,292円
	茂原別館	527円	26,405円
	成田	860円	29,838円
	成田赤坂	561円	26,757円
	千葉佐倉	626円	31,001円
	志津	550円	14,150円
	馬渡	340円	15,575円
	東金別館	482円	18,846円
	八日市場	360円	26,113円
	千葉旭	474円	31,905円
	習志野	2,890円	32,825円
	津田沼	3,065円	28,514円
	千葉柏	4,149円	42,639円
	逆井	2,051円	33,895円
	田中	1,226円	29,962円
	豊四季	1,958円	15,864円
	市原	978円	49,408円
	千葉八幡	848円	23,761円
	辰己	829円	21,522円
	瀬又	431円	19,527円
	流山	837円	25,813円
	南流山	2,389円	25,582円
	千葉八千代	1,074円	23,716円
	吉橋	849円	24,920円
	米本	633円	36,628円
	我孫子	1,091円	15,840円
	鴨川	836円	31,737円
	鎌ヶ谷	1,161円	35,045円
	君津	741円	21,965円
	千葉富津	320円	30,706円
	浦安	4,809円	17,722円
	四街道	1,099円	31,705円
	袖ヶ浦	786円	22,169円
	八街	274円	28,882円
	千葉船穂	946円	18,138円
	関宿	330円	28,582円
	沼南	559円	25,291円
	白井	697円	21,264円
	千葉大網	1,398円	52,232円
	九十九里	128円	38,484円
	成東	257円	45,179円
	睦沢	295円	26,738円
	長生	254円	17,324円
	長柄	250円	29,489円

	越生	414円	17,251円
	埼玉玉川	324円	12,896円
	長瀞	456円	17,235円
	上吉田	262円	25,130円
	小鹿野	245円	15,371円
	両神	302円	34,307円
	埼玉荒川	370円	11,520円
	埼玉美里	243円	25,668円
	埼玉川本	258円	18,830円
	寄居男衾	237円	19,957円
	騎西	458円	20,777円
	高麗	741円	23,121円
	鳩山	288円	22,326円
	埼玉花園	240円	27,968円
	杉戸椿	577円	22,937円
	内間木	1,107円	31,000円
	名栗	131円	29,239円
	東秩父	359円	29,348円
	宝珠花	572円	45,355円
	さいたま新都	7,817円	130,059円
	久喜	1,540円	58,352円
千葉県	千葉	1,676円	49,462円
	千葉南	1,994円	51,486円
	幕張	2,225円	44,904円
	犢橋	764円	22,349円
	千葉轟	2,455円	36,894円
	桜木	2,263円	24,511円
	誉田	913円	49,500円
	新土気	1,354円	26,378円
	高洲	2,506円	43,711円
	稲毛	2,347円	21,471円
	銚子	446円	40,910円
	市川	5,765円	31,412円
	鬼高	5,021円	17,518円
	浦安行徳	6,570円	28,430円
	市川中山	3,700円	41,523円
	市川曽谷	4,421円	12,015円
	市川原木	4,638円	21,366円
	市川大野	1,576円	27,680円
	船橋	2,995円	21,767円
	薬園台	2,601円	20,552円
	船橋本町	7,008円	45,079円
	千葉上山	1,459円	19,345円
	千葉豊富	922円	60,337円
	二和	1,905円	28,303円
	館山	740円	21,551円
	木更津富士見	312円	23,631円
	下烏田	443円	53,012円
	矢那	348円	30,810円
	松戸	4,288円	39,532円
	五香	1,544円	44,242円
	松戸小金	1,814円	18,688円
	松戸高塚	2,044円	22,598円
	上花輪	772円	17,618円
	川間交換セン	602円	28,233円
	佐原	943円	33,831円
	茂原別館	594円	28,871円
	成田	915円	38,262円
	成田赤坂	631円	20,699円
	千葉佐倉	649円	23,127円
	志津	632円	13,056円
	馬渡	398円	20,909円
	東金別館	568円	18,466円
	八日市場	426円	18,091円
	千葉旭	486円	34,668円
	習志野	3,279円	23,228円
	津田沼	3,592円	15,633円
	千葉柏	4,526円	34,066円
	逆井	2,512円	27,121円
	田中	1,439円	22,248円
	豊四季	2,358円	14,537円
	市原	1,114円	37,370円
	千葉八幡	918円	22,870円
	辰己	919円	24,324円
	瀬又	534円	19,446円
	流山	879円	29,614円
	南流山	3,136円	19,446円
	千葉八千代	1,129円	20,405円
	吉橋	1,002円	27,013円
	米本	736円	41,984円
	我孫子	1,457円	25,395円
	鴨川	951円	23,151円
	鎌ヶ谷	1,331円	27,015円
	君津	845円	17,271円
	千葉富津	349円	25,940円
	浦安	5,646円	14,518円
	四街道	1,144円	25,840円
	袖ヶ浦	821円	32,102円
	八街	296円	22,478円
	千葉船穂	1,143円	13,604円
	関宿	470円	41,115円
	沼南	605円	19,733円
	白井	814円	24,669円
	千葉大網	1,462円	36,644円
	九十九里	142円	34,992円
	成東	275円	27,766円
	睦沢	335円	28,353円
	長生	290円	20,927円
	長柄	279円	29,975円

千葉御宿	522円	13,902円
坂月	1,832円	29,398円
木更津	373円	37,260円
茂原	618円	32,847円
勝浦	248円	46,163円
姉崎	515円	42,939円
富里	1,788円	34,419円
千葉大原	172円	18,828円
野呂	841円	20,446円
千葉清川	321円	34,891円
三ツ堀	262円	26,702円
成毛	74円	12,449円
千葉三和	436円	29,599円
湖北	494円	27,284円
小名木	818円	17,977円
東高野	157円	21,057円
酒々井	794円	29,310円
小見川	245円	19,980円
十倉	236円	47,756円
千葉野尻	132円	20,550円
四木	126円	37,638円
下総	113円	9,767円
印旛	228円	24,201円
本埜	154円	19,936円
千葉山田	（略）	32,059円
東庄	176円	19,519円
横芝	302円	15,144円
野栄	58円	10,198円
多古	183円	21,885円
芝山	107円	14,721円
船形	276円	22,890円
千葉一宮	365円	23,241円
本納	251円	34,110円
千葉白子	161円	18,829円
長南	114円	38,613円
夷隅	205円	19,852円
大多喜	225円	12,183円
白里	144円	23,453円
山武北	103円	32,617円
第二成東	120円	15,911円
有秋	465円	21,761円
千倉	174円	22,272円
三里塚	282円	19,324円
千葉岩根	203円	21,098円
塚原	421円	50,763円
天羽	489円	32,011円
大佐和	150円	9,538円
安食	168円	16,678円
千葉飯岡	146円	19,351円
岬	126円	21,928円
鋸南	762円	9,444円
扇島	74円	25,869円
香取	236円	37,691円
千葉末吉	285円	16,419円
久留里	421円	17,029円
千葉清和	195円	23,632円
広岡	220円	30,007円
千葉平川	153円	17,145円
干潟	222円	15,211円
蓮沼	136円	46,479円
給田	137円	46,533円
印西	486円	7,312円
丸山	47円	23,361円
岩戸	208円	38,632円
千葉茅野	250円	24,169円
千葉岩井	81円	35,262円
千葉光	117円	24,732円
千葉和田	468円	57,033円
天津小湊	240円	23,774円
八日市場北	176円	49,204円
富浦	399円	28,983円
北多古	79円	33,662円
木更津佐貫	337円	44,953円
木更津三芳	448円	27,243円
千葉白浜	258円	23,810円
千葉七浦	157円	50,302円
犬石	116円	31,513円
西岬	123円	37,866円
千葉亀山	134円	47,382円
千葉興津	335円	14,507円
布佐	225円	26,130円
千葉牛久	304円	15,172円
千葉戸田	330円	31,874円
江見	195円	46,963円
千葉金谷	491円	50,865円
峰上	248円	38,909円
海上	382円	31,868円
北光	74円	14,867円
大原山田	304円	31,349円
千葉小湊	177円	31,985円
鶴舞	243円	38,120円
高滝	202円	35,767円
月崎	153円	31,376円
九美上	86円	39,515円
殿廻	128円	108,606円
平三	169円	28,105円
大栄	91円	22,903円
粟源	215円	44,771円
千葉松尾	308円	12,601円

千葉御宿	587円	18,329円
坂月	1,783円	59,774円
木更津	514円	23,447円
勝浦	250円	63,159円
姉崎	592円	37,720円
富里	1,931円	29,129円
千葉大原	245円	13,935円
野呂	1,080円	25,758円
千葉清川	402円	26,969円
三ツ堀	300円	36,169円
成毛	89円	19,276円
千葉三和	473円	37,851円
湖北	543円	26,956円
小名木	1,186円	17,376円
東高野	221円	95,670円
酒々井	942円	23,074円
小見川	273円	19,313円
十倉	248円	45,019円
千葉野尻	148円	95,552円
四木	153円	59,343円
下総	149円	23,387円
印旛	253円	26,049円
本埜	180円	18,903円
千葉山田	（略）	18,483円
東庄	191円	19,507円
横芝	317円	60,882円
野栄	62円	75,938円
多古	198円	14,539円
芝山	121円	27,886円
船形	300円	24,947円
千葉一宮	410円	18,059円
本納	276円	35,548円
千葉白子	176円	22,109円
長南	120円	33,601円
夷隅	240円	26,534円
大多喜	255円	89,010円
白里	155円	14,169円
山武北	127円	34,276円
第二成東	135円	64,132円
有秋	575円	19,083円
千倉	191円	28,124円
三里塚	307円	31,730円
千葉岩根	217円	18,673円
塚原	482円	44,988円
天羽	578円	17,595円
大佐和	169円	57,024円
安食	200円	27,877円
千葉飯岡	157円	63,732円
岬	138円	23,577円
鋸南	123円	17,774円
扇島	107円	21,025円
香取	300円	37,030円
千葉末吉	346円	10,966円
久留里	526円	26,912円
千葉清和	275円	29,741円
広岡	288円	32,165円
千葉平川	171円	20,550円
干潟	240円	55,483円
蓮沼	151円	55,498円
給田	144円	45,529円
印西	498円	31,634円
丸山	52円	29,122円
岩戸	241円	56,469円
千葉茅野	290円	14,560円
千葉岩井	86円	48,857円
千葉光	144円	24,203円
千葉和田	584円	53,565円
天津小湊	270円	102,755円
八日市場北	235円	54,789円
富浦	463円	73,155円
北多古	112円	32,384円
木更津佐貫	401円	60,402円
木更津三芳	465円	31,550円
千葉白浜	319円	26,515円
千葉七浦	216円	70,264円
犬石	143円	34,221円
西岬	145円	44,669円
千葉亀山	191円	44,034円
千葉興津	387円	24,775円
布佐	277円	26,695円
千葉牛久	315円	19,927円
千葉戸田	372円	78,833円
江見	247円	44,978円
千葉金谷	646円	57,929円
峰上	280円	60,454円
海上	424円	31,244円
北光	98円	30,974円
大原山田	422円	33,240円
千葉小湊	225円	34,324円
鶴舞	302円	38,059円
高滝	253円	47,701円
月崎	196円	88,393円
九美上	120円	36,256円
殿廻	174円	99,700円
平三	258円	67,208円
大栄	104円	27,819円
粟源	247円	42,646円
千葉松尾	322円	8,300円
北芝山	168円	35,267円

	北芝山	144円	16,566円
	南羽鳥	186円	16,299円
	鴨川仲	175円	21,829円
	古畑	205円	42,885円
	山武南	158円	20,403円
	神崎	263円	52,845円
	庄司	100円	36,684円
	東庄南	164円	51,863円
東京都	大手町ＦＳ	53,830円	113,521円
	霞ケ関	58,115円	34,407円
	神田	17,510円	25,853円
	駿河台	12,306円	30,635円
	九段	11,347円	14,530円
	丸の内	28,960円	28,899円
	京橋	13,132円	82,771円
	銀座	43,550円	46,233円
	東銀座	35,737円	26,655円
	東京築地	8,610円	49,013円
	茅場兜	8,970円	28,283円
	晴海	8,622円	39,109円
	東京浜町	5,321円	29,194円
	芝	22,742円	50,468円
	東京赤坂	19,918円	16,863円
	東京青山	39,076円	41,734円
	白金	26,823円	31,170円
	東京三田	13,418円	41,996円
	新宿	20,557円	32,430円
	東京大久保	14,545円	39,158円
	四谷	9,419円	34,654円
	牛込	7,775円	26,705円
	西新宿	33,797円	31,103円
	小石川	9,645円	32,554円
	東京大塚	9,199円	82,323円
	駒込第２	9,679円	21,661円
	東京上野	20,696円	43,000円
	浅草	4,972円	41,190円
	吉原	3,251円	38,455円
	墨田	4,988円	58,005円
	本所	5,047円	38,606円
	向島	5,219円	43,757円
	江東	6,146円	51,915円
	東京深川	4,680円	27,777円
	東京城東	5,089円	69,958円
	江東辰巳	4,254円	22,553円
	東京新有明	8,305円	39,751円
	東京大崎	15,198円	58,926円
	荏原	8,142円	26,107円
	品川	8,052円	36,214円
	大田支店埠頭	4,051円	25,697円
	自由ケ丘	11,099円	25,988円
	目黒本館	7,696円	38,897円
	蒲田	7,794円	25,284円
	東京大森	8,021円	39,296円
	馬込	6,263円	24,159円
	池上	6,637円	32,371円
	羽田	5,772円	60,087円
	田園調布	22,465円	34,303円
	雪ケ谷	6,861円	26,866円
	矢口	5,051円	36,134円
	世田谷	11,057円	42,410円
	成城	8,479円	21,438円
	砧	8,738円	32,658円
	弦巻	10,820円	32,140円
	東京烏山	8,076円	20,169円
	東京玉川	16,932円	14,005円
	東京瀬田	5,732円	24,076円
	上北沢	8,112円	29,685円
	松沢ビル２	5,771円	27,994円
	東渋谷	36,513円	40,300円
	代々木	11,461円	45,048円
	渋谷	34,411円	25,740円
	東京野方	9,643円	52,497円
	東京中野	14,004円	49,525円
	高円寺	7,933円	48,902円
	杉並	7,691円	39,268円
	井草	14,321円	47,185円
	荻窪	5,820円	43,004円
	久我山	8,424円	41,961円
	池袋	7,435円	60,264円
	巣鴨	4,667円	43,923円
	落合別館	7,589円	38,405円
	十条	6,123円	28,607円
	王子	3,807円	56,187円
	田端尾久	5,730円	41,991円
	赤羽営業別館	5,745円	28,055円
	東京荒川	2,817円	69,512円
	板橋	5,302円	52,929円
	成増	5,727円	30,108円
	志村	4,905円	34,427円
	南板橋別館	7,148円	16,456円
	北町	4,475円	45,714円
	練馬	6,589円	52,212円
	東京大泉	5,385円	26,539円
	関町	5,945円	20,072円
	西練馬	5,854円	33,712円
	石神井	5,598円	30,765円
	梅島	3,730円	57,843円
	千住	4,475円	64,105円
	西新井	3,382円	36,500円

	南羽鳥	203円	17,470円
	鴨川仲	222円	51,367円
	古畑	236円	36,145円
	山武南	187円	24,556円
	神崎	332円	72,525円
	庄司	132円	34,952円
	東庄南	191円	73,275円
東京都	大手町ＦＳ	54,823円	64,996円
	霞ケ関	57,475円	29,267円
	神田	20,258円	22,555円
	駿河台	15,025円	27,957円
	九段	13,596円	10,913円
	丸の内	29,957円	20,859円
	京橋	14,734円	65,037円
	銀座	48,390円	31,948円
	東銀座	39,580円	21,299円
	東京築地	10,240円	37,295円
	茅場兜	10,545円	25,269円
	晴海	9,206円	33,942円
	東京浜町	6,182円	22,541円
	芝	26,815円	51,110円
	東京赤坂	22,076円	118,404円
	東京青山	42,033円	29,113円
	白金	29,655円	23,318円
	東京三田	15,838円	35,608円
	新宿	24,323円	23,435円
	東京大久保	16,590円	35,997円
	四谷	10,918円	24,083円
	牛込	8,837円	25,138円
	西新宿	35,607円	24,810円
	小石川	11,909円	23,958円
	東京大塚	9,741円	62,041円
	駒込第２	11,244円	16,667円
	東京上野	23,391円	44,575円
	浅草	5,695円	38,664円
	吉原	3,825円	36,398円
	墨田	5,577円	51,762円
	本所	5,519円	31,936円
	向島	5,751円	40,385円
	江東	6,808円	40,865円
	東京深川	5,391円	23,042円
	東京城東	5,667円	87,101円
	江東辰巳	4,432円	19,315円
	東京新有明	8,999円	33,273円
	東京大崎	17,364円	49,272円
	荏原	9,472円	20,946円
	品川	9,824円	29,777円
	大田支店埠頭	4,155円	13,187円
	自由ケ丘	12,922円	29,593円
	目黒本館	8,718円	25,645円
	蒲田	9,458円	28,171円
	東京大森	9,046円	26,147円
	馬込	6,917円	22,714円
	池上	7,707円	34,328円
	羽田	6,554円	48,334円
	田園調布	24,023円	37,172円
	雪ケ谷	7,524円	24,076円
	矢口	5,806円	26,133円
	世田谷	12,512円	38,790円
	成城	9,642円	13,981円
	砧	9,202円	33,522円
	弦巻	11,188円	28,739円
	東京烏山	8,992円	26,908円
	東京玉川	18,111円	35,811円
	東京瀬田	6,281円	23,070円
	上北沢	9,030円	48,580円
	松沢ビル２	6,406円	25,221円
	東渋谷	43,606円	31,150円
	代々木	14,272円	42,992円
	渋谷	39,469円	18,041円
	東京野方	10,983円	35,970円
	東京中野	14,990円	31,797円
	高円寺	8,738円	40,300円
	杉並	9,338円	26,770円
	井草	15,955円	38,918円
	荻窪	6,833円	36,060円
	久我山	9,602円	29,910円
	池袋	8,050円	73,414円
	巣鴨	5,493円	46,720円
	落合別館	8,638円	33,283円
	十条	6,642円	18,950円
	王子	4,361円	40,688円
	田端尾久	7,274円	36,553円
	赤羽営業別館	6,637円	20,350円
	東京荒川	3,258円	49,813円
	板橋	6,261円	45,358円
	成増	6,891円	29,848円
	志村	5,577円	26,745円
	南板橋別館	8,353円	15,220円
	北町	4,879円	37,306円
	練馬	7,530円	30,669円
	東京大泉	5,691円	22,617円
	関町	6,329円	13,179円
	西練馬	6,202円	27,523円
	石神井	6,790円	24,911円
	梅島	3,898円	40,554円
	千住	4,966円	58,667円
	西新井	4,045円	27,620円
	竹の塚	4,027円	33,113円

	竹の塚	3,770円	38,257円
	東京綾瀬	3,397円	35,374円
	葛飾	4,151円	48,542円
	亀有	4,237円	36,598円
	金町	4,685円	29,944円
	江戸川別館	3,918円	52,885円
	小岩	4,386円	38,078円
	葛西	4,375円	46,237円
	東江戸川	3,728円	41,066円
	八王子元横山	2,120円	19,960円
	八王子浅川	2,154円	33,516円
	八王子明神	2,806円	34,375円
	八王子由木	2,260円	34,710円
	八王子片倉	4,245円	28,938円
	八王子滝山	2,085円	15,333円
	八王子新明神	3,040円	28,233円
	立川砂川	3,334円	29,032円
	新立川	5,545円	19,152円
	武蔵野	17,514円	36,069円
	吉祥寺	9,758円	46,610円
	武蔵境	5,385円	27,049円
	三鷹	6,051円	30,914円
	青梅	988円	20,909円
	青梅東	1,603円	14,418円
	武蔵府中	5,779円	30,070円
	昭島	5,552円	38,746円
	調布	4,671円	32,238円
	町田	3,383円	27,237円
	鶴川	3,719円	27,618円
	町田忠生	1,594円	21,822円
	町田北忠生	3,400円	29,248円
	町田鶴間	2,093円	15,283円
	小金井	10,750円	37,533円
	東京小平	3,193円	30,637円
	東京日野	6,434円	17,729円
	日野高幡	3,418円	34,428円
	東村山	2,076円	46,548円
	東京国分寺	5,730円	34,405円
	国立	4,454円	17,991円
	田無	3,802円	31,656円
	保谷	4,080円	21,101円
	福生	2,216円	18,793円
	狛江	3,930円	21,787円
	村山大和	2,744円	33,006円
	清瀬	2,803円	21,688円
	東久留米	2,891円	35,954円
	武蔵村山	2,965円	53,453円
	多摩	2,629円	28,889円
	稲城長沼	5,261円	29,177円
	稲城坂浜	2,716円	24,412円
	福生秋川	2,959円	24,493円
	福生羽村	4,654円	30,592円
	福生瑞穂	2,462円	20,853円
	福生日の出	1,461円	37,735円
	八王子恩方	2,758円	31,829円
	伊豆大島	247円	106,787円
	三宅島	131円	73,335円
	八丈島	384円	61,726円
	九段別棟	11,103円	135,167円
	五日市	1,708円	30,917円
	東京大崎２	15,097円	23,382円
	蔵前	4,770円	97,613円
	八王子下川口	1,468円	19,448円
	青梅吉野	1,970円	25,762円
	中ノ郷	111円	200,280円
	青梅小曽木	421円	97,094円
	青梅沢井	1,263円	89,891円
	福生桧原	146円	21,005円
	青梅奥多摩	732円	17,228円
	青梅古里	658円	35,350円
	東江戸川別館	3,728円	54,156円
	津久井青野原	597円	14,123円
	新島	94円	130,199円
	神津島	89円	311,088円
	小笠原父島	415円	61,235円
神奈川県	相模原	1,333円	33,296円
	相模大野	3,481円	15,673円
	神奈川橋本	7,045円	27,498円
	相模原田名	1,190円	19,684円
	相模原麻溝	1,603円	53,418円
	新相模原	2,465円	74,573円
	津久井城山	1,605円	20,815円
	津久井	751円	46,361円
	鶴見営業所２	4,556円	42,828円
	東寺尾	6,059円	31,931円
	松見	4,199円	34,013円
	横浜北	9,004円	35,036円
	神奈川新町	2,919円	27,456円
	横浜中	3,098円	49,745円
	本牧	4,150円	47,857円
	横浜長者町	2,641円	46,890円
	横浜港	3,098円	50,024円
	横浜南	2,398円	35,865円
	保土ヶ谷	2,582円	46,374円
	希望が丘西谷	3,182円	23,382円
	横浜今井	2,885円	33,542円
	磯子	2,045円	59,925円
	杉田	9,036円	36,269円
	横浜金沢	1,786円	29,391円

	東京綾瀬	4,152円	29,045円
	葛飾	4,606円	40,973円
	亀有	4,770円	28,875円
	金町	5,380円	23,437円
	江戸川別館	4,240円	37,664円
	小岩	4,824円	31,769円
	葛西	5,036円	33,064円
	東江戸川	4,444円	38,234円
	八王子元横山	2,720円	74,691円
	八王子浅川	2,307円	24,748円
	八王子明神	2,829円	23,724円
	八王子由木	2,555円	35,794円
	八王子片倉	4,708円	29,345円
	八王子滝山	1,915円	19,772円
	八王子新明神	3,400円	15,848円
	立川砂川	3,457円	21,307円
	新立川	6,247円	21,170円
	武蔵野	19,290円	30,454円
	吉祥寺	11,263円	45,813円
	武蔵境	5,948円	29,409円
	三鷹	6,696円	33,423円
	青梅	1,078円	18,801円
	青梅東	1,686円	15,830円
	武蔵府中	6,581円	24,859円
	昭島	5,979円	29,466円
	調布	4,945円	26,654円
	町田	3,708円	23,530円
	鶴川	4,208円	23,315円
	町田忠生	1,520円	20,779円
	町田北忠生	3,680円	23,009円
	町田鶴間	2,616円	16,760円
	小金井	12,283円	39,237円
	東京小平	3,570円	61,621円
	東京日野	6,413円	17,370円
	日野高幡	4,120円	39,056円
	東村山	2,222円	45,634円
	東京国分寺	6,290円	28,549円
	国立	4,627円	15,292円
	田無	3,972円	23,900円
	保谷	4,426円	22,978円
	福生	2,516円	21,654円
	狛江	4,823円	19,694円
	村山大和	2,707円	26,797円
	清瀬	2,851円	19,111円
	東久留米	3,166円	23,451円
	武蔵村山	3,828円	35,930円
	多摩	3,065円	22,089円
	稲城長沼	5,576円	22,259円
	稲城坂浜	3,290円	18,330円
	福生秋川	2,693円	18,244円
	福生羽村	4,223円	25,442円
	福生瑞穂	2,700円	17,378円
	福生日の出	1,592円	31,444円
	八王子恩方	2,894円	26,243円
	伊豆大島	281円	159,049円
	三宅島	151円	91,919円
	八丈島	414円	55,610円
	九段別棟	13,548円	156,394円
	五日市	1,778円	69,786円
	東京大崎２	16,982円	15,752円
	蔵前	6,053円	62,687円
	八王子下川口	1,577円	19,299円
	青梅吉野	2,653円	12,358円
	中ノ郷	170円	151,294円
	青梅小曽木	493円	71,582円
	青梅沢井	667円	61,659円
	福生桧原	298円	16,144円
	青梅奥多摩	882円	9,061円
	青梅古里	899円	21,982円
	東江戸川別館	4,281円	33,577円
	津久井青野原	744円	9,181円
	新島	109円	110,297円
	神津島	118円	225,132円
	小笠原父島	439円	49,616円
神奈川県	相模原	1,423円	53,796円
	相模大野	3,795円	17,601円
	神奈川橋本	8,130円	22,000円
	相模原田名	1,246円	14,814円
	相模原麻溝	1,675円	40,518円
	新相模原	2,996円	33,790円
	津久井城山	1,819円	18,887円
	津久井	761円	34,333円
	鶴見営業所２	4,990円	30,624円
	東寺尾	6,550円	27,501円
	松見	4,888円	30,624円
	横浜北	9,887円	27,422円
	神奈川新町	3,114円	20,880円
	横浜中	3,403円	16,338円
	本牧	4,695円	36,702円
	横浜長者町	3,148円	82,216円
	横浜港	3,298円	56,772円
	横浜南	2,528円	26,130円
	保土ヶ谷	2,978円	52,574円
	希望が丘西谷	3,609円	22,397円
	横浜今井	3,194円	24,996円
	磯子	2,146円	41,340円
	杉田	13,591円	39,761円
	横浜金沢	1,967円	21,900円
	港北ＮＴ	5,082円	27,921円

港北ＮＴ	4,527円	48,823円
綱島	3,607円	39,578円
日吉	16,000円	36,183円
小机	5,017円	37,515円
東山田	4,916円	39,719円
戸塚	2,976円	49,801円
神奈川平戸	3,434円	31,021円
小雀	2,574円	36,965円
港南	3,226円	33,723円
港洋	5,979円	36,079円
希望が丘	2,895円	26,253円
神奈川若葉台	2,733円	31,070円
都岡	2,159円	24,371円
神奈川中山	5,028円	64,551円
美しが丘	5,916円	30,621円
長津田	5,697円	39,283円
谷本	6,698円	27,321円
荏田	7,853円	21,838円
すみよし台	6,920円	52,012円
瀬谷	2,520円	31,986円
戸塚本郷	1,877円	30,194円
神奈川泉	5,473円	45,148円
岡津	2,666円	59,790円
渡田	3,011円	40,091円
川崎臨港	3,183円	53,414円
川崎別館	3,530円	45,003円
幸	5,416円	22,718円
幸加瀬	3,577円	30,170円
川崎北	12,764円	44,233円
川崎北木月	6,019円	60,020円
溝ノ口	7,005円	56,087円
神奈川大塚	3,655円	27,071円
川崎北子母口	3,985円	27,838円
登戸	11,724円	40,644円
菅	2,994円	31,802円
川崎北菅生	2,275円	100,003円
登戸百合ヶ丘	3,770円	47,280円
柿生	4,530円	30,847円
横須賀南	217円	42,768円
衣笠	1,694円	31,423円
横須賀別館	1,382円	41,963円
追浜	1,556円	45,471円
南久里浜	1,258円	28,056円
武山	719円	38,280円
野比	1,784円	23,402円
平塚	2,989円	26,307円
平塚中里	2,139円	33,780円
田村	1,820円	18,979円
新金目	967円	27,402円
神奈川鎌倉	5,144円	35,034円
大船	4,627円	48,653円
鎌倉腰越	2,052円	37,950円
神奈川藤沢	2,193円	169,152円
藤沢支別棟Ｃ	2,193円	33,426円
長後営別棟	1,701円	20,768円
藤沢新辻堂	8,237円	31,768円
善行	3,358円	36,354円
御所見	751円	24,166円
大庭	2,007円	39,183円
小田原	1,100円	57,612円
国府津	2,120円	36,188円
小田原谷津	2,174円	23,923円
小田原橘	637円	44,736円
富水	687円	31,085円
茅ヶ崎	4,095円	28,103円
茅ヶ崎松林	2,730円	36,295円
逗子	4,098円	44,271円
神奈川三浦	559円	34,309円
南下浦３	791円	37,784円
秦野	807円	34,711円
西秦野	1,295円	41,405円
鶴巻	2,666円	26,701円
北秦野	977円	42,697円
厚木支別棟	2,050円	43,656円
厚木岡田	1,608円	28,552円
荻野	1,128円	32,814円
依知	1,073円	17,998円
愛名	902円	22,550円
神奈川大和	1,495円	28,937円
大和下鶴間	1,980円	40,360円
桜ヶ丘	2,029円	41,069円
伊勢原	1,919円	31,947円
海老名	3,413円	44,334円
中河内	1,640円	29,823円
座間	1,563円	39,510円
南足柄別館	950円	23,650円
神奈川綾瀬	1,402円	27,011円
神奈川葉山	2,509円	37,253円
東葉山	1,887円	39,919円
寒川	1,449円	29,719円
大磯	2,113円	39,270円
二宮	2,095円	28,971円
神奈川中井	355円	44,135円
松田	1,044円	37,483円
神奈川山北	501円	54,233円
箱根	427円	32,809円
湯河原別館	696円	23,332円
神奈川中津	878円	43,532円
神奈川田浦	949円	38,171円

綱島	3,806円	21,052円
日吉	16,375円	27,912円
小机	5,161円	29,937円
東山田	5,164円	30,231円
戸塚	3,330円	36,129円
神奈川平戸	3,727円	22,217円
小雀	2,700円	30,476円
港南	3,406円	38,162円
港洋	6,460円	32,609円
希望が丘	3,258円	18,356円
神奈川若葉台	3,174円	19,581円
都岡	2,350円	17,983円
神奈川中山	5,430円	81,062円
美しが丘	6,200円	25,318円
長津田	6,176円	48,096円
谷本	7,069円	31,047円
荏田	8,326円	22,159円
すみよし台	7,608円	38,366円
瀬谷	2,843円	24,631円
戸塚本郷	2,015円	21,453円
神奈川泉	5,724円	31,167円
岡津	2,759円	42,186円
渡田	3,308円	28,450円
川崎臨港	3,441円	38,327円
川崎別館	3,847円	36,152円
幸	5,672円	30,177円
幸加瀬	3,822円	33,449円
川崎北	14,482円	38,112円
川崎北木月	6,550円	41,028円
溝ノ口	7,952円	41,225円
神奈川大塚	3,896円	18,198円
川崎北子母口	4,405円	40,912円
登戸	12,770円	35,532円
菅	3,330円	43,226円
川崎北菅生	2,448円	93,595円
登戸百合ヶ丘	4,043円	30,696円
柿生	5,389円	24,820円
横須賀南	159円	33,809円
衣笠	1,754円	24,860円
横須賀別館	1,605円	36,337円
追浜	1,731円	40,062円
南久里浜	1,388円	33,006円
武山	761円	31,745円
野比	1,841円	23,276円
平塚	3,457円	21,810円
平塚中里	2,304円	31,049円
田村	1,901円	16,972円
新金目	1,147円	22,434円
神奈川鎌倉	5,716円	22,923円
大船	4,987円	37,178円
鎌倉腰越	2,297円	35,245円
神奈川藤沢	2,438円	132,372円
藤沢支別棟Ｃ	2,426円	32,093円
長後営別棟	1,810円	17,935円
藤沢新辻堂	9,412円	23,726円
善行	3,196円	28,875円
御所見	854円	23,174円
大庭	2,333円	38,918円
小田原	1,205円	43,825円
国府津	2,162円	29,202円
小田原谷津	2,279円	17,014円
小田原橘	736円	30,832円
富水	741円	23,904円
茅ヶ崎	4,779円	22,341円
茅ヶ崎松林	3,070円	30,491円
逗子	4,454円	50,143円
神奈川三浦	601円	35,181円
南下浦３	880円	27,311円
秦野	840円	28,277円
西秦野	1,367円	32,322円
鶴巻	2,855円	23,714円
北秦野	1,043円	32,956円
厚木支別棟	2,396円	36,777円
厚木岡田	1,837円	18,888円
荻野	1,187円	29,484円
依知	1,154円	64,138円
愛名	1,007円	19,489円
神奈川大和	1,635円	21,825円
大和下鶴間	2,148円	33,939円
桜ヶ丘	2,183円	32,029円
伊勢原	2,262円	25,095円
海老名	3,849円	35,405円
中河内	1,853円	25,560円
座間	1,739円	29,431円
南足柄別館	1,059円	23,623円
神奈川綾瀬	1,508円	22,499円
神奈川葉山	2,854円	26,716円
東葉山	1,968円	30,503円
寒川	1,535円	32,117円
大磯	2,201円	30,579円
二宮	2,165円	27,783円
神奈川中井	369円	51,098円
松田	1,080円	32,287円
神奈川山北	532円	43,269円
箱根	497円	28,969円
湯河原別館	857円	48,854円
神奈川中津	924円	35,825円
神奈川田浦	1,041円	31,943円
愛川	416円	42,483円

	愛川	390円	45,150円
	下曽我	909円	45,327円
	箱根町	868円	113,451円
	湯本	790円	73,520円
	真鶴	702円	133,684円
	八王子内郷	375円	25,686円
	八王子藤野	672円	58,079円
	松輪	593円	48,294円
	日吉営業所Ｂ	13,333円	46,240円
	仙石原	637円	158,246円
新潟県	関屋	957円	26,107円
	坂井輪	898円	14,053円
	新潟東	543円	47,649円
	小金	738円	24,176円
	山二ツ	967円	23,530円
	新潟	622円	42,972円
	長岡	363円	46,531円
	関原	227円	15,445円
	南長岡	292円	32,242円
	西長岡	646円	28,977円
	北長岡	351円	22,748円
	三条	510円	24,644円
	柏崎別	355円	25,983円
	新発田	311円	25,558円
	新津	348円	18,431円
	小千谷	364円	31,790円
	越後加茂	232円	26,809円
	十日町	431円	18,408円
	見附	267円	22,399円
	村上	425円	24,933円
	廿六木	432円	16,567円
	糸魚川別	416円	15,601円
	新井	192円	15,946円
	五泉西	347円	22,188円
	越後白根	509円	28,686円
	上越	309円	32,874円
	高田	317円	37,743円
	聖籠	106円	17,854円
	越後亀田	451円	18,089円
	越後吉田	212円	23,697円
	巻	374円	14,109円
	南三条	186円	40,444円
	越後湯沢	263円	36,551円
	塩沢	299円	24,289円
	六日町	543円	37,694円
	越後大崎	129円	40,278円
	安塚	36円	23,456円
	佐和田南	66円	8,533円
	両津	171円	16,807円
	小出	377円	24,531円
	内野交換所２	956円	29,066円
	南新潟	156円	15,931円
	与板	178円	16,545円
	和島	78円	36,853円
	第二三条	328円	14,229円
	川東	50円	22,201円
	紫雲寺	77円	20,565円
	中条	247円	17,698円
	大野町	474円	23,938円
	松浜東	302円	30,904円
	越後豊栄	506円	15,263円
	石山東	844円	22,611円
	下田第一	371円	38,711円
	今町	356円	17,077円
	水原	346円	46,774円
	横越	345円	15,059円
	分水	284円	20,732円
	田上	143円	14,134円
	寺泊	115円	21,338円
	堀之内	283円	21,905円
	村松	229円	17,154円
	越後安田	237円	25,205円
	小須戸	301円	24,336円
	弥彦	272円	56,505円
	岩室	110円	19,676円
	越後荒川	（略）	27,132円
	津川	185円	16,705円
	月岡	192円	35,821円
	刈羽	380円	22,673円
	千手	121円	25,296円
	栃尾	313円	22,267円
	越後曽根	187円	20,289円
	月潟	80円	45,508円
	越後三川	100円	27,287円
	出雲崎	178円	21,027円
	石打	206円	23,368円
	津南	293円	27,582円
	越後板倉	49円	20,167円
	関川	213円	26,842円
	新潟朝日	33円	16,638円
	岩船	188円	11,952円
	土市	157円	17,504円
	京ケ瀬	165円	41,709円
	脇野町	123円	29,945円
	越後川口	138円	18,004円
	広神	110円	45,945円
	土樽	124円	44,503円
	越後大和	154円	16,665円
	越後大潟	255円	16,011円

	下曽我	1,019円	47,848円
	箱根町	1,496円	109,368円
	湯本	916円	79,056円
	真鶴	734円	134,999円
	八王子内郷	398円	17,366円
	八王子藤野	737円	41,258円
	松輪	765円	37,890円
	日吉営業所Ｂ	13,850円	38,808円
	仙石原	698円	135,746円
新潟県	関屋	963円	15,376円
	坂井輪	1,042円	10,327円
	新潟東	577円	34,990円
	小金	747円	16,408円
	山二ツ	1,113円	32,210円
	新潟	667円	29,507円
	長岡	375円	36,200円
	関原	233円	20,340円
	南長岡	339円	21,300円
	西長岡	693円	18,704円
	北長岡	393円	26,453円
	三条	595円	17,001円
	柏崎別	384円	17,824円
	新発田	350円	21,718円
	新津	390円	13,391円
	小千谷	387円	25,366円
	越後加茂	228円	23,136円
	十日町	456円	15,956円
	見附	293円	19,480円
	村上	446円	16,563円
	廿六木	461円	14,422円
	糸魚川別	465円	10,640円
	新井	236円	11,095円
	五泉西	432円	17,917円
	越後白根	534円	20,794円
	上越	377円	26,752円
	高田	321円	28,064円
	聖籠	143円	15,939円
	越後亀田	413円	12,072円
	越後吉田	215円	17,553円
	巻	390円	9,849円
	南三条	209円	32,872円
	越後湯沢	282円	26,572円
	塩沢	308円	19,922円
	六日町	715円	30,958円
	越後大崎	188円	20,262円
	安塚	48円	12,384円
	佐和田南	236円	12,426円
	両津	207円	14,278円
	小出	387円	16,474円
	内野交換所２	964円	19,070円
	南新潟	182円	14,114円
	与板	185円	12,488円
	和島	86円	37,330円
	第二三条	366円	30,214円
	川東	56円	13,431円
	紫雲寺	80円	16,808円
	中条	297円	22,746円
	大野町	492円	15,962円
	松浜東	408円	21,024円
	越後豊栄	524円	10,797円
	石山東	933円	20,371円
	下田第一	434円	29,729円
	今町	372円	25,190円
	水原	357円	46,222円
	横越	369円	27,136円
	分水	297円	18,079円
	田上	182円	8,313円
	寺泊	122円	24,070円
	堀之内	291円	35,274円
	村松	232円	18,344円
	越後安田	271円	18,226円
	小須戸	318円	14,876円
	弥彦	283円	33,810円
	岩室	125円	14,375円
	越後荒川	（略）	20,808円
	津川	217円	9,164円
	月岡	194円	19,916円
	刈羽	283円	16,838円
	千手	136円	13,937円
	栃尾	422円	18,779円
	越後曽根	200円	16,547円
	月潟	85円	32,343円
	越後三川	130円	16,306円
	出雲崎	198円	25,781円
	石打	214円	18,108円
	津南	313円	18,575円
	越後板倉	58円	31,332円
	関川	221円	34,440円
	新潟朝日	36円	32,663円
	岩船	197円	10,285円
	土市	162円	12,414円
	京ケ瀬	192円	27,432円
	脇野町	131円	28,000円
	越後川口	161円	45,681円
	広神	130円	34,431円
	土樽	165円	26,893円
	越後大和	167円	14,076円
	越後大潟	266円	10,578円
	頸城	127円	16,367円

	頸城	98円	23,497円
	神林	76円	41,220円
	菅谷	112円	15,092円
	鯖石	134円	20,330円
	太郎代	144円	19,385円
	越路	315円	9,884円
	能生	286円	24,306円
	青海	151円	26,814円
	妙高高原	146円	35,018円
	越後三和	106円	66,097円
	越後小国	273円	16,457円
	楡島	85円	23,064円
	越後三国	48円	19,997円
	越後松代	144円	17,439円
	松之山	109円	27,199円
	越後山北	415円	18,503円
	越後片貝	228円	18,407円
	乙	58円	61,877円
	越後黒川	289円	14,828円
	守門	77円	24,175円
	城内	126円	20,757円
	五日町	124円	46,448円
	高柳	77円	22,855円
	越後西山	94円	40,486円
	越後中郷	63円	35,138円
	妙高	155円	29,754円
	梶屋敷	145円	43,101円
	佐渡小木	312円	21,512円
	佐渡相川	198円	12,157円
	赤泊	80円	11,980円
	佐渡金井	347円	29,843円
	真野	152円	42,116円
	名柄	104円	57,278円
	栃尾南	39円	27,318円
	越後野田	79円	19,731円
	高士	94円	16,581円
	越後築地	120円	21,458円
	潟東	175円	13,635円
	牧村	55円	18,395円
	柿崎	142円	24,803円
	越後吉川	127円	21,095円
	赤倉	740円	70,005円
	岩沢	263円	18,622円
	秋山郷	21円	53,506円
	佐渡畑野	158円	14,497円
	羽茂	214円	25,602円
	越後田沢	371円	29,009円
	塩野町	158円	32,084円
	新穂	191円	27,845円
	東長岡	117円	10,727円
	飛渡	27円	73,198円
	五十沢	84円	72,220円
山梨県	甲府	271円	38,167円
	甲府北	857円	34,951円
	甲府南	692円	43,787円
	山梨吉田	631円	37,990円
	都留	290円	28,887円
	東山梨	368円	23,280円
	大月局舎２	716円	47,712円
	韮崎	484円	35,811円
	勝沼	407円	68,789円
	石和	322円	24,049円
	鰍沢青柳	336円	21,790円
	身延	265円	16,052円
	新竜王	538円	98,812円
	山梨昭和	415円	35,351円
	田富	460円	38,989円
	小笠原	375円	25,168円
	忍野	380円	43,162円
	山中湖	438円	34,568円
	上野原局舎	432円	24,280円
	敷島	555円	47,793円
	塩山	402円	21,453円
	春日居	244円	53,765円
	市川大門	346円	56,235円
	山梨白根	229円	54,608円
	山梨双葉	396円	52,374円
	山梨高根	242円	61,273円
	長坂	114円	38,025円
	山梨大泉	244円	68,019円
	山梨曽根	247円	28,146円
	小淵沢	102円	38,827円
	河口湖	477円	34,226円
	山梨八代	255円	48,706円
	甲斐明野	253円	16,095円
	山梨一宮	223円	42,453円
	中富	226円	17,550円
	南部	466円	18,727円
	須玉	361円	22,204円
	白州	239円	12,036円
	下部	205円	30,937円
	大月東	440円	9,392円
	山梨六郷	345円	30,923円
	山梨清里	334円	19,725円
	鳴沢	81円	58,610円
	大目	196円	14,299円
	小沼	418円	42,692円
	田富局舎２	460円	49,593円
	牧丘	177円	68,039円

	神林	81円	26,956円
	菅谷	172円	10,834円
	鯖石	159円	12,906円
	太郎代	164円	20,546円
	越路	332円	9,319円
	能生	293円	21,894円
	青海	185円	18,523円
	妙高高原	180円	24,589円
	越後三和	119円	56,684円
	越後小国	295円	11,852円
	楡島	125円	15,540円
	越後三国	84円	12,298円
	越後松代	168円	21,687円
	松之山	125円	18,446円
	越後山北	571円	17,435円
	越後片貝	255円	14,205円
	乙	74円	39,873円
	越後黒川	327円	9,402円
	守門	91円	50,216円
	城内	124円	15,002円
	五日町	133円	33,151円
	高柳	99円	16,252円
	越後西山	119円	24,044円
	越後中郷	68円	23,584円
	妙高	168円	22,394円
	梶屋敷	165円	30,882円
	佐渡小木	405円	13,370円
	佐渡相川	262円	52,485円
	赤泊	120円	50,926円
	佐渡金井	243円	28,360円
	真野	156円	59,614円
	名柄	118円	40,218円
	栃尾南	55円	17,877円
	越後野田	94円	13,135円
	高士	140円	18,578円
	越後築地	133円	14,968円
	潟東	222円	10,920円
	牧村	67円	20,943円
	柿崎	143円	18,989円
	越後吉川	135円	23,520円
	赤倉	818円	50,684円
	岩沢	311円	12,911円
	秋山郷	34円	22,929円
	佐渡畑野	162円	31,668円
	羽茂	248円	34,517円
	越後田沢	406円	22,856円
	塩野町	193円	16,658円
	新穂	218円	19,899円
	東長岡	114円	8,100円
	飛渡	56円	38,102円
	五十沢	114円	48,959円
山梨県	甲府	294円	37,545円
	甲府北	997円	28,766円
	甲府南	728円	28,758円
	山梨吉田	667円	32,059円
	都留	386円	26,997円
	東山梨	390円	23,092円
	大月局舎２	707円	56,358円
	韮崎	515円	27,859円
	勝沼	428円	116,807円
	石和	589円	22,175円
	鰍沢青柳	339円	17,077円
	身延	284円	16,133円
	新竜王	645円	74,292円
	山梨昭和	467円	24,338円
	田富	490円	36,671円
	小笠原	407円	21,465円
	忍野	424円	33,188円
	山中湖	477円	25,702円
	上野原局舎	453円	22,449円
	敷島	571円	33,551円
	塩山	415円	16,468円
	春日居	286円	48,231円
	市川大門	359円	50,156円
	山梨白根	233円	40,600円
	山梨双葉	436円	43,245円
	山梨高根	262円	43,790円
	長坂	132円	40,950円
	山梨大泉	323円	40,925円
	山梨曽根	280円	33,117円
	小淵沢	103円	31,987円
	河口湖	491円	34,884円
	山梨八代	290円	38,605円
	甲斐明野	324円	14,176円
	山梨一宮	233円	103,115円
	中富	272円	16,214円
	南部	629円	56,735円
	須玉	382円	19,761円
	白州	293円	12,136円
	下部	267円	72,365円
	大月東	537円	8,998円
	山梨六郷	322円	24,377円
	山梨清里	355円	14,737円
	鳴沢	94円	43,593円
	大目	276円	12,251円
	小沼	442円	34,588円
	田富局舎２	493円	53,442円
	牧丘	216円	47,414円
	山梨平野	292円	11,089円

	山梨平野	222円	15,835円
	早川	109円	11,375円
長野県	信濃吉田	753円	35,725円
	後町	602円	33,175円
	南長野	525円	27,545円
	信濃古里	216円	22,193円
	大豆島	384円	15,614円
	村井	868円	26,690円
	西松本	261円	22,325円
	南松本	944円	26,953円
	信濃上田	463円	26,077円
	信濃大屋	464円	20,057円
	信濃塩田	567円	23,805円
	岡谷	286円	30,158円
	飯田	374円	24,517円
	信濃山本	315円	16,607円
	諏訪	349円	14,793円
	須坂	537円	21,398円
	小諸	242円	21,496円
	伊那	302円	27,118円
	駒ヶ根	364円	18,135円
	信濃中野	380円	37,587円
	信濃大町	232円	21,099円
	信濃茅野	319円	14,426円
	塩尻	756円	13,112円
	更埴	392円	9,422円
	信濃佐久	404円	24,945円
	岩村田	356円	19,429円
	軽井沢	2,273円	18,285円
	中軽井沢	290円	14,543円
	丸子	99円	17,555円
	東部	314円	14,979円
	下諏訪	470円	26,016円
	辰野	270円	13,087円
	箕輪	288円	20,572円
	豊科	503円	21,764円
	穂高	541円	9,941円
	白馬	130円	12,376円
	坂城	257円	14,711円
	戸倉上山田	371円	13,578円
	野沢温泉	119円	11,808円
	松本東館	717円	21,939円
	浅間	1,671円	41,043円
	信濃飯山	201円	13,275円
	御代田	246円	15,861円
	信濃富士見	450円	9,258円
	信濃原	214円	12,350円
	信濃阿南	107円	20,162円
	木曽	292円	20,438円
	明科	365円	10,344円
	生坂	101円	33,120円
	波田	573円	11,610円
	信濃三郷	516円	7,780円
	信濃池田	197円	18,831円
	神城	224円	14,567円
	小布施	445円	17,631円
	湯田中	282円	16,010円
	信濃豊野	414円	28,592円
	飯綱	272円	13,807円
	平岡	133円	23,487円
	上松	163円	13,338円
	木曽楢川	178円	25,736円
	四賀	207円	35,704円
	梓川	207円	20,497円
	小谷話交換	234円	19,026円
	七二会	34円	11,180円
	若穂	172円	26,664円
	信濃松代	261円	16,696円
	浦里	115円	29,169円
	信濃常盤	56円	33,851円
	臼田	214円	14,432円
	高野町	121円	22,709円
	野辺山	41円	24,182円
	南軽井沢	158円	11,795円
	望月	118円	22,034円
	信濃芦田	66円	13,702円
	信濃長門	76円	32,170円
	真田	51円	16,918円
	武石	69円	15,015円
	青木	82円	29,833円
	高遠	219円	11,437円
	信濃小野	57円	23,323円
	飯島	174円	18,677円
	信濃宮田	195円	45,652円
	信濃松川	168円	18,238円
	市田	261円	13,097円
	阿智	95円	14,254円
	麻績	103円	12,616円
	信濃山形	110円	11,463円
	信濃朝日	98円	14,387円
	信濃有明	288円	14,325円
	木島平	28円	17,445円
	信濃町	149円	11,771円
	信濃牟礼	85円	16,178円
	信濃栄	16円	28,045円
	狐島	440円	20,288円
	蓼科	320円	18,688円
	竜丘	529円	11,848円
	梅池高原	176円	19,631円

	早川	156円	10,126円
長野県	信濃吉田	784円	25,934円
	後町	633円	45,098円
	南長野	560円	18,243円
	信濃古里	309円	16,426円
	大豆島	464円	9,541円
	村井	905円	19,089円
	西松本	281円	15,821円
	南松本	1,085円	27,605円
	信濃上田	509円	22,160円
	信濃大屋	532円	21,484円
	信濃塩田	620円	13,201円
	岡谷	287円	20,363円
	飯田	412円	17,554円
	信濃山本	376円	11,876円
	諏訪	440円	23,910円
	須坂	539円	13,478円
	小諸	265円	18,259円
	伊那	317円	18,840円
	駒ヶ根	461円	12,028円
	信濃中野	401円	28,065円
	信濃大町	242円	15,322円
	信濃茅野	344円	8,019円
	塩尻	777円	10,219円
	更埴	443円	6,940円
	信濃佐久	445円	16,612円
	岩村田	357円	21,377円
	軽井沢	2,503円	10,497円
	中軽井沢	324円	10,599円
	丸子	108円	10,999円
	東部	377円	5,972円
	下諏訪	473円	19,123円
	辰野	296円	10,284円
	箕輪	290円	14,148円
	豊科	519円	14,460円
	穂高	573円	7,761円
	白馬	170円	8,056円
	坂城	238円	10,600円
	戸倉上山田	413円	49,436円
	野沢温泉	139円	18,442円
	松本東館	764円	15,709円
	浅間	1,729円	28,845円
	信濃飯山	245円	8,973円
	御代田	250円	11,942円
	信濃富士見	456円	15,329円
	信濃原	261円	8,984円
	信濃阿南	137円	12,574円
	木曽	269円	10,351円
	明科	384円	6,481円
	生坂	128円	23,905円
	波田	599円	7,948円
	信濃三郷	553円	5,182円
	信濃池田	214円	14,787円
	神城	255円	10,093円
	小布施	475円	11,935円
	湯田中	288円	11,182円
	信濃豊野	451円	18,922円
	飯綱	424円	8,120円
	平岡	170円	22,369円
	上松	190円	5,842円
	木曽楢川	224円	65,587円
	四賀	255円	24,609円
	梓川	235円	14,596円
	小谷話交換	291円	12,602円
	七二会	39円	7,889円
	若穂	193円	24,407円
	信濃松代	267円	17,422円
	浦里	122円	19,877円
	信濃常盤	59円	34,039円
	臼田	220円	10,073円
	高野町	144円	13,695円
	野辺山	49円	17,506円
	南軽井沢	254円	8,345円
	望月	129円	15,496円
	信濃芦田	75円	7,341円
	信濃長門	88円	23,406円
	真田	59円	8,601円
	武石	80円	14,998円
	青木	94円	21,729円
	高遠	236円	6,089円
	信濃小野	62円	14,172円
	飯島	208円	19,575円
	信濃宮田	220円	26,882円
	信濃松川	215円	13,177円
	市田	270円	9,157円
	阿智	109円	10,188円
	麻績	105円	6,060円
	信濃山形	118円	5,653円
	信濃朝日	105円	12,025円
	信濃有明	316円	12,786円
	木島平	36円	14,759円
	信濃町	161円	14,420円
	信濃牟礼	102円	13,442円
	信濃栄	26円	26,324円
	狐島	567円	21,613円
	蓼科	441円	15,758円
	竜丘	594円	9,694円
	梅池高原	234円	16,426円
	南蓼科	644円	28,043円

南蓼科	406円	35,680円
浅科	326円	12,846円
三岳	87円	36,408円
遠山	115円	21,567円
鬼無里	156円	17,213円
喬木	289円	30,140円
戸隠	111円	26,040円
高府	85円	10,910円
信州新町	406円	18,056円
信濃下条	137円	31,291円
信濃西条	311円	10,645円
信濃大桑	132円	11,110円
信濃中川	67円	21,934円
信濃豊田	311円	30,069円
信濃和田	181円	14,718円
菅平	193円	17,181円
南木曽	203円	17,357円
八千穂	255円	30,148円
北御牧	334円	11,026円
野尻湖	326円	26,045円
薮原	209円	32,800円

浅科	342円	14,495円
三岳	132円	31,179円
遠山	150円	17,599円
鬼無里	210円	14,413円
喬木	419円	29,271円
戸隠	133円	22,366円
高府	100円	9,680円
信州新町	468円	48,183円
信濃下条	169円	31,289円
信濃西条	336円	9,477円
信濃大桑	155円	13,213円
信濃中川	77円	17,567円
信濃豊田	341円	25,243円
信濃和田	206円	12,197円
菅平	217円	20,093円
南木曽	238円	14,388円
八千穂	303円	24,262円
北御牧	350円	9,145円
野尻湖	545円	20,660円
薮原	262円	27,751円

第２　とう道又は管路に係る負担額

（略）

１　（略）

２　とう道又は管路に係る料金額

２－１　とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	39,865円
青森県	30,869円
岩手県	116,217円
宮城県	63,116円
秋田県	37,652円
山形県	59,721円
福島県	45,345円
茨城県	36,537円
栃木県	47,833円
群馬県	32,965円
埼玉県	40,787円
千葉県	37,836円
東京都	64,021円
神奈川県	73,474円
新潟県	43,735円
山梨県	29,079円
長野県	38,093円

２－２　管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	178円
青森県	187円
岩手県	331円
宮城県	324円
秋田県	223円
山形県	188円
福島県	242円
茨城県	203円
栃木県	234円
群馬県	244円
埼玉県	231円
千葉県	212円
東京都	445円
神奈川県	337円
新潟県	242円
山梨県	299円
長野県	202円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額1,113円とします。

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　（略）

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

(1)　（略）

未償却残高＝[（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,887円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額]×（１＋貸倒率）

ア　光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあっては 366 とします。））

イ　（略）

(2)　（略）

１光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	9,210円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	292円

第５表　その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第１　（略）

第２　中間配線盤に係るもの

１　（略）

２　料金額

区分	単　位	料　金　額	備　考
中間配線盤利用機能	１ポートごとに月額	47円	――

第２　とう道又は管路に係る負担額

（略）

１　（略）

２　とう道又は管路に係る料金額

２－１　とう道に係る料金額

１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	43,419円
青森県	34,421円
岩手県	123,141円
宮城県	69,065円
秋田県	39,992円
山形県	65,065円
福島県	49,959円
茨城県	39,978円
栃木県	54,080円
群馬県	35,856円
埼玉県	44,919円
千葉県	40,586円
東京都	70,437円
神奈川県	80,122円
新潟県	47,543円
山梨県	31,861円
長野県	41,073円

２－２　管路に係る料金額

１条あたり１メートルごとに年額

適用する行政区域	内容
北海道	198円
青森県	217円
岩手県	348円
宮城県	356円
秋田県	242円
山形県	209円
福島県	266円
茨城県	222円
栃木県	263円
群馬県	265円
埼玉県	255円
千葉県	235円
東京都	493円
神奈川県	372円
新潟県	261円
山梨県	331円
長野県	220円

第３　電柱に係る負担額

電柱に係る負担額は、１使用箇所数ごとに年額1,398円とします。

第４表　光信号引込等設備に係る負担額

第１　（略）

第２　光信号引込等設備の撤去に係る負担額

（略）

(1)　（略）

未償却残高＝[（光信号引込等設備の取得固定資産価額（15,912円）－光信号引込等設備の残存価額）×光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率＋光信号引込等設備の残存価額]×（１＋貸倒率）

ア　光信号引込等設備の耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。
耐用年数残存期間比率＝光信号引込等設備の耐用年数経過までの日数／（光信号引込等設備の耐用年数（25年）×365（閏年にあっては 366 とします。））

イ　（略）

(2)　（略）

１光信号引込等設備ごとに

区分	内容
ア　光信号引込等設備を撤去する場合	9,660円
イ　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合	307円

第５表　その他指定電気通信設備との接続を円滑に行うために必要な設備に係る料金額

第１　（略）

第２　中間配線盤に係るもの

１　（略）

２　料金額

区分	単　位	料　金　額	備　考
中間配線盤利用機能	１ポートごとに月額	88円	――

別表１　接続により提供する機能

１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備　　考
（略）	（略）	（略）
端末系交換機能	加入者交換機（当社が別に定める簡易型交換機を含みます。）、メタル回線収容装置又は一般収容局ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
（略）	（略）	（略）
市内伝送機能	加入者交換機間の相互接続通信（市内中継交換機を経由する通信を含みます。）を伝送する機能	
中継系交換機能	市外中継交換機又は関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
中継伝送機能	加入者交換機と市外中継交換機との間又は加入者交換機若しくは市外中継交換機と協定事業者が設置する電気通信設備との間等の相互接続通信を伝送する機能	
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備（加入者交換機と中継交換機を除きます。）及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
（略）	（略）	（略）
音声パケット変換機能	協定事業者の電気通信設備をＩＧＳで接続する場合における音声信号とパケットの相互間の変換を行う機能	
信号伝送機能	信号用伝送路、中継伝送路設備及び信号用中継交換機により信号を伝送交換する機能	
（略）	（略）	（略）
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してＩＰアドレスを出力する機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表１に規定します。

別表１　接続により提供する機能

１－１　１－２以外の接続機能

機能の区分	機能の内容	備　　考
（略）	（略）	（略）
端末系交換機能	メタル回線収容装置、一般収容局ルータ又はワイヤレス固定電話用設備により相互接続通信の交換を行う機能	
（略）	（略）	（略）
削除		
関門系ルータ機能	関門系ルータにより相互接続通信の交換を行う機能	
削除		
通信路設定伝送機能	通信路の設定の機能を有する電気通信設備及び伝送路設備により通信路の設定並びに伝送を行う機能	
（略）	（略）	（略）
削除		
削除		
（略）	（略）	（略）
ドメイン名管理機能	入力されたドメイン名の一部又は全部に対応してＩＰアドレスを出力する機能	
ワイヤレス固定電話用制御等機能	ワイヤレス固定電話用設備と連携して、インターネットプロトコルによるパケットの伝送の制御又は固定端末系伝送路設備の認証等を行う機能	
番号案内機能	契約者回線番号等の案内を行う機能	この機能の接続可否については、技術的条件集別表１に規定します。
（略）	（略）	（略）

（略）	（略）	（略）

別表２　接続形態
１　適用

区　分	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(3)　表の適用	ア～カ　（略） キ　第１欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第１表において、「発信事業者欄」又は「着信事業者欄」に「ＰＨＳ事業者」と記述がある場合には、「発信事業者」欄に記載されたＰＨＳ事業者から当社の通信路設定伝送機能等に係る区間及びＰＨＳ事業者の設備に係る区間を経由して経由事業者若しくは着信事業者に接続する場合又はＰＨＳ事業者の設備に係る区間及び当社の通信路設定伝送機能等に係る区間を経由して「着信事業者」欄に記載されたＰＨＳ事業者に着信する場合があります。 ク　第１欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第１表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者又はＰＨＳ事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があり、ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。また、本表の第１表において、「着信事業者欄」に「ＰＨＳ事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合、携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定されたＰＨＳ事業者に着信する場合があります。これらの場合において、本表に規定する第２表から第４表の変更はありません。 ケ～サ　（略） シ　２－２表又は２－３表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 （ｱ）着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 （ｲ）当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき （ｳ）携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき （ｴ）当社又は特定端末系事業者が発信事業者となる場合であって、ＰＨＳ事業者が着信事業者となるとき

別表２　接続形態
１　適用

区　分	内　　容
(1)～(2)　（略）	（略）
(3)　表の適用	ア～カ　（略） キ　削除 ク　第１欄及び本欄アの規定にかかわらず、本表の第１表において、「着信事業者欄」に「携帯・自動車電話事業者」と規定されている接続形態については、移動体番号ポータビリティが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があり、ローミングが行われた場合は、他の携帯・自動車電話事業者に係る区間を経由して「着信事業者欄」に規定された携帯・自動車電話事業者に着信する場合があります。この場合において、本表に規定する第２表から第４表の変更はありません。 ケ～サ　（略） シ　２－２表又は２－３表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる接続形態は、以下の場合に限ります。 （ｱ）着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）（以下「番号計画」といいます。）に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 （ｲ）当社又は特定端末系事業者が着信事業者となる場合であって、番号計画に定める電報受付機能に係る番号に着信するとき （ｳ）携帯・自動車電話事業者が着信事業者となる場合であって、当該携帯・自動車電話事業者が指定する特定の電話番号への着信により当該着信事業者の契約者向けサービスを実現するとき

２　利用者料金設定、請求事業者等

○　利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
Ａ１～ Ａ１の８	（略）
Ａ１の９	㋐（㋑）以外の区間：当社 ㋑着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ａ１の１０～ Ａ１の１５	（略）
Ａ１の１６	㋐（㋑）又は（㋒）以外の区間：当社 ㋑発信事業者欄：端末系事業者 ㋒着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ａ１の１７～ Ｂ１の６	（略）
Ｂ１の７	㋐（㋑）以外の区間：特定端末系事業者 ㋑着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｂ１の８～ Ｂ１の１１	（略）
Ｂ１の１２	㋐（㋑）又は（㋒）以外の区間：特定端末系事業者 ㋑発信事業者欄：端末系事業者 ㋒着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｂ１の１３～ Ｃ１の１２	（略）
Ｃ１の１３	㋐（㋑）以外の区間：端末系事業者 ㋑発信事業者欄：ＰＨＳ事業者
Ｃ１の１４～ Ｄ１の４	（略）
Ｄ１の５	㋐（㋑）以外の区間：中継事業者 ㋑着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ１の６～ Ｄ１の９－２	（略）
Ｄ１の９－３	㋐（㋑）以外の区間：中継事業者 ㋑発信事業者欄：　ＰＨＳ事業者
Ｄ１の１０～ Ｄ１の２１	（略）
Ｄ１の２２	㋐（㋑）又は（㋒）以外の区間：中継事業者 ㋑発信事業者欄：当社 ㋒着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ１の２３～ Ｄ１の２８	（略）
Ｄ１の２９	㋐（㋑）又は（㋒）以外の区間：中継事業者 ㋑発信事業者欄：特定端末系事業者 ㋒着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ１の３０～ Ｄ１の３２	（略）

２　利用者料金設定、請求事業者等

○　利用者料金設定事業者の別

番号	利用者料金設定事業者
Ａ１～ Ａ１の８	（略）
Ａ１の９	削除
Ａ１の１０～ Ａ１の１５	（略）
Ａ１の１６	削除
Ａ１の１７～ Ｂ１の６	（略）
Ｂ１の７	削除
Ｂ１の８～ Ｂ１の１１	（略）
Ｂ１の１２	削除
Ｂ１の１３～ Ｃ１の１２	（略）
Ｃ１の１３	削除
Ｃ１の１４～ Ｄ１の４	（略）
Ｄ１の５	削除
Ｄ１の６～ Ｄ１の９－２	（略）
Ｄ１の９－３	削除
Ｄ１の１０～ Ｄ１の２１	（略）
Ｄ１の２２	削除
Ｄ１の２３～ Ｄ１の２８	（略）
Ｄ１の２９	削除
Ｄ１の３０～ Ｄ１の３２	（略）
Ｄ１の３３	削除
Ｄ１の３４～ Ｄ３の６	（略）
Ｄ３の７	削除
Ｄ３の７－２ ～Ｄ４の６	（略）
Ｄ４の７	削除
Ｄ４の８～ Ｅ１の５	（略）
Ｅ１の６	削除
Ｅ１の７～ Ｆ１の７	（略）
Ｆ１の８	削除

Ｄ１の３３	㈦㈠又は㈨以外の区間：中継事業者 ㈠発信事業者欄：端末系事業者 ㈨着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ１の３４～ Ｄ３の６	（略）
Ｄ３の７	㈦㈠以外の区間：中継事業者（発側から１社目の中継事業者） ㈠着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ３の７－２ ～Ｄ４の６	（略）
Ｄ４の７	㈦㈠以外の区間：中継事業者（発側から２社目の中継事業者） ㈠着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｄ４の８～ Ｅ１の５	（略）
Ｅ１の６	㈦㈠以外の区間：特定中継事業者 ㈠着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｅ１の７～ Ｆ１の７	（略）
Ｆ１の８	㈦㈠以外の区間：携帯・自動車電話事業者 ㈠着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｆ１の９～ Ｆ３	（略）
Ｇ１	ＰＨＳ事業者
Ｇ１の２	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：当社
Ｇ１の３	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：特定端末系事業者
Ｇ１の４	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：端末系事業者
Ｇ１の５	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：中継事業者
Ｇ１の６	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：中継事業者（着側から１社目の中継事業者）
Ｇ１の７	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：中継事業者（着側から２社目の中継事業者）
Ｇ１の８	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｇ１の９	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：旧第２種電気通信事業者
Ｇ１の９－２	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠着信事業者欄：２－２表による
Ｇ１の１０	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠発信事業者欄：中継事業者
Ｇ１の１１	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠発信事業者欄：中継事業者（発側から１社目の中継事業者）
Ｇ１の１２	㈦㈠以外の区間：ＰＨＳ事業者 ㈠区間Ｃ：特定中継事業者
Ｆ１の９～ Ｆ３	（略）
Ｇ１	削除
Ｇ１の２	削除
Ｇ１の３	削除
Ｇ１の４	削除
Ｇ１の５	削除
Ｇ１の６	削除
Ｇ１の７	削除
Ｇ１の８	削除
Ｇ１の９	削除
Ｇ１の９－２	削除
Ｇ１の１０	削除
Ｇ１の１１	削除
Ｇ１の１２	削除
Ｇ１の１３	削除
Ｇ２	削除
Ｈ１～ Ｋ１の５	（略）
Ｋ１の６	削除
Ｋ１の７～ Ｌ１の６	（略）
Ｌ１の７	削除
Ｌ１の８～ Ｏ１	（略）
Ｐ１	削除

Ｇ１の１３	(ｱ)(ｲ)以外の区間：ＰＨＳ事業者 (ｲ)区間Ｄ：特定中継事業者
Ｇ２	ＰＨＳ事業者(発信事業者)
Ｈ１～ Ｋ１の５	（略）
Ｋ１の６	(ｱ)(ｲ)以外の区間：旧第２種電気通信事業者 (ｲ)着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｋ１の７～ Ｌ１の６	（略）
Ｌ１の７	(ｱ)(ｲ)以外の区間：端末回線線端接続事業者 (ｲ)着信事業者欄：無線呼出し事業者
Ｌ１の８～ Ｏ１	（略）
Ｐ１	無線呼出し事業者

別表３　様式
様式第８（第 11 条第２項関係）

事前調査申込書

第　　号
年　　月　　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 11 条（事前調査の申込み）第２項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

１．接続箇所		
	接続約款記載の接続箇所	公表約款第５条第１項標準的接続箇所表中第　欄とする。
	接続約款記載以外の接続箇所	別紙１接続約款適用以外の技術的条件のとおり。
２．電気通信設備の分界点		
	(1)相互接続点設置希望場所	
３．接続対象地域		
	(1)弊社接続対象地域	（ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本網との新規の接続の場合に記入。）
	(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本網接続エリア：
４．接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）		

別表３　様式
様式第８（第 11 条第２項関係）

事前調査申込書

第　　号
年　　月　　日

東日本電信電話株式会社／西日本電信電話株式会社
殿

所属(法人名等)
氏名

貴社接続約款第 11 条（事前調査の申込み）第２項の規定により、貴社の網との接続を行いたい（変更したい）ので、事前調査を申し込みます。

接続（変更）の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続（変更）希望時期	
連絡先 （担当者氏名、電話番号）	

協議事項に関する具体的内容

１．接続箇所		
	接続約款記載の接続箇所	公表約款第５条第１項標準的接続箇所表中第　欄とする。
	接続約款記載以外の接続箇所	
２．電気通信設備の分界点		
	(1)相互接続点設置希望場所	
３．接続対象地域		
	(1)弊社接続対象地域	（ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本網との新規の接続の場合に記入。）
	(2)相互接続点ごとの接続対象地域	弊社網接続エリア： ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本網接続エリア：
４．接続の技術的条件（物理的、電気的、論理的条件）		
	新たな技術的条件の有無	有　　無

新たな技術的条件の有無	有　　無	
接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第１１章技術的条件 技術的条件集第２章形態別技術的条件第　節形態　のとおりとする。	
	信号網構成	対応網　準対応網
	信号速度	4.8kb/s　48kb/s
	回線留保 優先発ユーザ留保回線制御機能	有　　無
	回線留保 両方向留保回線制御機能	有　　無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合	別紙１接続約款適用以外の場合の技術的条件のとおり。	

５．電気通信設備の建設に係る事項

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	（２．電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本ビル内である場合のみ記入。）

６．接続形態

接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第７章接続形態 別表２の２第　号～第　号とする。
	任意約款	第６章接続形態 別表２の２第　号～第　号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙２接続形態のとおり。

７．網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第１表第２網改造料１－１網改造料の対象となる機能第　号とする。
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	

８．業務遂行上の協力事項

(1)ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本に協力依頼する事項	

９．事業者識別番号及びその種別

事業者識別番号	（　　）	（　　）	（　　）
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			

事業者識別番号ごとに第１欄から第４欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第１欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第２欄に○印を記入。

接続約款記載の技術的条件での接続の場合	公表約款第１１章技術的条件 技術的条件集第２章形態別技術的条件第　節形態　のとおりとする。	
	回線留保 優先発ユーザ留保回線制御機能	有　　無
	回線留保 両方向留保回線制御機能	有　　無
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合		

５．電気通信設備の建設に係る事項

(1)相互接続点ごとの交換設備／回線設備の設備量 (2)ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本ビル内に設置を希望する弊社設備の有無 ・設置設備の種類、数量、寸法 ・電力量 ・その他の設置条件 等	（２．電気通信設備の分界点(1)相互接続点の設置希望場所が、ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本ビル内である場合のみ記入。）

６．接続形態

接続約款記載の接続形態の場合	公表約款	第７章接続形態 別表２の２－　第　号～第　号とする。
	任意約款	第６章接続形態 別表２第　号～第　号とする。
接続約款記載の接続形態以外の場合		別紙１接続形態のとおり。

７．網改造料の対象となる機能

網改造料の対象となる機能のうち利用を希望する機能	接続約款料金表第１表第２網改造料１－１網改造料の対象となる機能第　号とする。
網改造料の対象となる機能以外の利用を希望する機能概要	

８．業務遂行上の協力事項

(1)ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本に協力依頼する事項	

９．事業者識別番号及びその種別

事業者識別番号	（　　）	（　　）	（　　）
国内基本かつ国内付加サービス共用			
国内付加かつ国際付加サービス共用			
国内基本かつ国際基本サービス共用			
国際基本サービス専用			

事業者識別番号ごとに第１欄から第４欄のいずれかに○印を記入。なお、国内基本サービス専用の場合は第１欄に、国内付加サービス専用又は国際付加サービス専用の場合は第２欄に○印を記入。

10．その他

10. その他	

様式第８　別紙１

接続約款適用外の場合の技術的条件

技術的条件の項目	技術的条件の具体的内容
(1)接続箇所	ア．端末回線線端 イ．端末回線を収用する伝送装置 ウ．加入者交換機の伝送装置 エ．中継交換機の伝送装置 オ．専用回線ノード装置の伝送装置 カ．信号用中継交換機の伝送装置 キ．現在の接続箇所に変更はない。 ク．その他（　　）
(2)機能利用端末種別	・弊社網側（　　） ・ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本網側 ア．加入電話 イ．一般公衆電話 ウ．ＩＳＤＮ端末 エ．ＩＳＤＮ公衆電話 オ．その他（　　） ・現在の機能利用端末に変更はない
(3)伝送装置間インタフェース	〔　　〕
(4)信号方式	ア．ＴＴＣ標準に準拠したＮｏ．７信号方式 イ．Ｉインタフェース ウ．現在の信号方式に変更はない エ．その他（　　）
(5)信号網構成	ア．対応網 イ．準対応網
(6)信号速度	ア．4.8kb/s イ．48kb/s ウ．現在の信号速度に変更はない エ．その他（　　）
(7)番号方式	ア．０＋ＡＢＣＤＥ＋ＦＧＨＪ 〔０：市外プレフィクス、ＡＢＣＤＥ：市外局番＋市内局番、ＦＧＨＪ：加入者番号〕 イ．００ＸＹ＋０＋ＡＢＣＤＥ＋ＦＧＨＪ 〔００ＸＹ：事業者識別番号、０：市外プレフィクス、ＡＢＣＤＥ：市外局番＋市内局番、ＦＧＨＪ：加入者番号〕 ウ．００ＸＹ＋ｘ～ｘ＋（β１～βｎ） 〔００ＸＹ：事業者識別番号、ｘ～ｘ：サービスコード〕 エ．００ＸＹ＋ｘ～ｘ 〔００ＸＹ：事業者識別番号、ｘ～ｘ：国際番号等〕 オ．０Ａ０＋ＣＤ＋ＥＦＧＨＪ 〔０Ａ０：サービス識別番号、ＣＤ：事業者識別番号、ＥＦＧＨＪ：加入者番号〕 カ．現在の番号方式に変更はない

	キ．その他（　　）
(8)ＮＴＴ東日本／ＮＴＴ西日本サービスとの接続	〔　　〕
(9)料金関係	〔　　〕
①課金条件	課金開始契機：ア．ＡＮＭ（課金表示は課金）を受信したとき
②課金の開始契機／終了契機	イ．現在の課金開始契機に変更はない
	ウ．その他（　　）
	課金終了契機：ア．ＲＥＬを受信したとき
	イ．現在の課金終了契機に変更はない
	ウ．その他（　　）
③非課金の対象呼	ア．不完了呼　　イ．試験呼
	ウ．課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した呼
	エ．現在の対象呼に変更はない
	オ．（　　）
(10)事業者間精算	〔　　〕
(11)試験方法	ア．手動接続試験：ＩＧＳ及びＮＣＣ－ＧＳに自動応答トランク機能を付与し双方から手動で接続試験を行い、接続の良否を確認する。
	イ．回線開通出合試験：回線開通時において発側交換機出側と着信交換機入側との間で、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する
	ウ．手動信号ルート試験：信号リンクの正常性を確認する
	エ．回線照合試験：回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消する
	オ．現在の試験方法に変更はない
	カ．その他（　　）
(12)輻輳制御機能	ア．接続約款第 56 条（相互接続通信の制限）に準拠する
	イ．現在の制御方法に変更はない
	ウ．その他（　　）
(13)重要通信の確保	〔　　〕
(14)その他	〔　　〕

様式第８別紙２

接続形態

	第１表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第２表	第３表	第４表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

様式第８別紙１

接続形態

	第１表		
	発信事業者	経由事業者	着信事業者
1			
2			
3			
4			

	第２表	第３表	第４表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。

２　接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第８別紙３

ＩＰ通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【１】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ＩＳＰ識別子またはサブドメイン．ＩＳＰ識別子	
【２】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とＩＰアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【３】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのＩＰアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのＤＮＳサーバのＩＰアドレス付与	
	(3) ＤＮＳサーバのＩＰアドレス	
【４】ＲＡＤＩＵＳシーケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証ＮＧ時 Accounting-Request(Stop)	
【５】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与するＩＰアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与する IP アドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与する IP ｱﾄﾞﾚｽ	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のﾈｯﾄﾜｰｸｱﾄﾞﾚｽおよびそのｻﾌﾞﾈｯﾄﾏｽｸ	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与する IP ｱﾄﾞﾚｽ	
	(6) 接続装置のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与するＩＰアドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のﾈｯﾄﾜｰｸｱﾄﾞﾚｽおよびそのｻﾌﾞﾈｯﾄﾏｽｸ	
【６】網終端装置にプールしユーザに付与するＩＰアドレス群		
【７】その他		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
注２　ＩＰ通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。
注３　参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第８別紙４

ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容

２　接続に係るネットワークの概要を示す図（様式任意）を添付すること。

様式第８別紙２

ＩＰ通信網終端装置の設定項目及び確認事項

エリア名：

区分	設定項目	設定内容
【１】認証情報関連	(1) ユーザ名の形式	
	(2) 認証サーバへ転送する認証情報の形式	
	(3) ＩＳＰ識別子またはサブドメイン．ＩＳＰ識別子	
【２】認証サーバ設定関連	(1) 認証サーバの台数とＩＰアドレス	
	(2) 認証サーバにおけるユーザの認証方式	
	(3) Radius プロトコルのポート番号	
	(4) 認証サーバの切替条件	
	(5) 認証サーバの切戻条件	
【３】ユーザ付与情報関連	(1) ユーザへのＩＰアドレス付与方法	
	(2) ユーザへのＤＮＳサーバのＩＰアドレス付与	
	(3) ＤＮＳサーバのＩＰアドレス	
【４】ＲＡＤＩＵＳシーケンス関連	(1) Access-Request Acct-Session-ID(Type=44)	
	(2) Accounting-Request(Start) Framed-IP-Address(Type=8)	
	(3) 認証ＮＧ時 Accounting-Request(Stop)	
【５】ネットワーク設定関連（集約用接続装置経由で接続する場合）	(1) 網終端装置のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与するＩＰアドレス	
	(2) 集約用集線装置に付与する IP アドレス	
	(3) 集約用接続装置の網終端装置側のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与する IP ｱﾄﾞﾚｽ	
	(4) 網終端装置～集約用接続装置間のﾈｯﾄﾜｰｸｱﾄﾞﾚｽおよびそのｻﾌﾞﾈｯﾄﾏｽｸ	
	(5) 集約用接続装置の接続装置側のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与する IP ｱﾄﾞﾚｽ	
	(6) 接続装置のｲﾝﾀﾌｪｰｽに付与するＩＰアドレス	
	(7) 集約用接続装置～接続装置間のﾈｯﾄﾜｰｸｱﾄﾞﾚｽおよびそのｻﾌﾞﾈｯﾄﾏｽｸ	
【６】網終端装置にプールしユーザに付与するＩＰアドレス群		
【７】その他		

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
注２　ＩＰ通信網終端装置の詳細設定項目に関する指定がある場合にはその他欄にその旨を記入すること。
注３　参考資料として接続に係るアトリビュート一覧及びシーケンスを記した図を添付すること。

様式第８別紙３

ＤＳＬ回線の技術的条件の具体的内容

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
ＤＳＬ方式		
ＩＴＵ勧告等	ＤＳＬ	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラスＡ・クラスＡ´・クラスＢ・クラスＣ）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（　）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
２　新たにＤＳＬ回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてＤＳＬ回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
３　スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるＤＳＬ回線と接続するために本別紙を提出している場合には、ＴＴＣにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
４　ＤＳＬ方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
５　伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
６　信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第８別紙５（第 34 条の 15 関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
１．需要	
(1)サービス開始後３年間の提供予定回線数	１年後（　年　月末）：　回線 ２年後（　年　月末）：　回線 ３年後（　年　月末）：　回線
(2)利用種別	音声　／　データ
(3)音声利用の場合	１契約あたりのチャネル数：　ch １チャネルあたりの平均利用帯域：　Mbit/s 呼率（１チャネルあたりの月間通話時間）：　秒
２．設定内容	
(1)通信宛先アドレス （ IPv6 アドレス／プレフィックス	IPv6 アドレス： プレフィックス長：　/

技術的条件の項目		技術的条件の具体的内容
ＤＳＬ方式		
ＩＴＵ勧告等	ＤＳＬ	
	スプリッタ	
送受信伝送方式		
ラインコード		
伝送システム名		
スペクトル適合性の確認の状況		確認済（クラスＡ・クラスＡ´・クラスＢ・クラスＣ）・確認中
利用制限の内容	収容に係る利用制限	有・無
	換算線路長に係る利用制限	有（　）km・無
信号スペクトル		(1)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定図示（上り・下り） (2)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定数値表示（上り・下り） (3)総送信電力（上り・下り）

注１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ列４番とすること。
２　新たにＤＳＬ回線と接続する場合及び新たな伝送システム（本別紙の技術的条件の具体的内容のいずれかが変更されるものをいいます。）を用いてＤＳＬ回線と接続する場合は、事前調査申込書に本別紙を添付して提出すること。
３　スペクトル適合性を確認中の伝送システムを用いるＤＳＬ回線と接続するために本別紙を提出している場合には、ＴＴＣにおいてスペクトル適合性が確認された後、接続開始までに、本別紙（スペクトル適合性確認結果が反映されたものに限ります。）を提出すること。
４　ＤＳＬ方式、送受信伝送方式及びラインコードについては、必要事項を詳述すること。
５　伝送システム名について、技術的条件集に定めのある場合は、その伝送システム名を、技術的条件集に定めのない（スペクトル適合性を確認中のものをいいます。）場合は、その伝送システムが特定できるよう記入すること。
６　信号スペクトルについて、(1)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定図示、(2)送信スペクトル密度（ＰＳＤ）マスク規定数値表示については、測定値も記入すること。

様式第８別紙４（第 34 条の 15 関係）

優先クラス通信機能の利用に係る具体的内容

項目	具体的内容
１．需要	
(1)サービス開始後３年間の提供予定回線数	１年後（　年　月末）：　回線 ２年後（　年　月末）：　回線 ３年後（　年　月末）：　回線
(2)利用種別	音声　／　データ
(3)音声利用の場合	１契約あたりのチャネル数：　ch １チャネルあたりの平均利用帯域：　Mbit/s 呼率（１チャネルあたりの月間通話時間）：　秒
２．設定内容	
(1)通信宛先アドレス （ IPv6 アドレス／プレフィックス	IPv6 アドレス： プレフィックス長：　/

長）	
(2) １回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s （ＩＰ通信網サービスの品目ごとに記載）

長）	
(2) １回線あたりの優先クラスの利用帯域	Mbit/s （ＩＰ通信網サービスの品目ごとに記載）

別表４　違約金

第１～５　（略）

第６ 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第４項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1)　協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から１年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して１年が経過する日までの期間に対応する、料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）２（料金額）２－１－１－１第６欄イ欄又は２－１－１－２第２欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、２－１－１－１第６欄イ欄又は２－１－１－２第２欄イ欄から２－１－１－１の２又は２－１－１－２の２を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.48%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)　（略）	（略）

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	933円	――

別表４　違約金

第１～５　（略）

第６ 複数年段階料金を適用した光信号主端末回線との接続の終了に係る違約金

区分		違約金の額
接続申込者が、第34条の13（複数年段階料金を適用する光信号主端末回線の取扱い）第４項に規定する、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を終了した場合の違約金	(1)　協定事業者が、複数年段階料金を適用する光信号主端末回線との接続を開始した日から１年を経過する日までに、接続を終了した場合	接続を終了した日（以下、この表において「終了日」といいます。）から、接続を開始して１年が経過する日までの期間に対応する、料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）２（料金額）２－１－１－１第６欄イ欄又は２－１－１－２第２欄イ欄に掲げる料金額に、接続を開始した日から終了日の前日までの期間に対応する、２－１－１－１第６欄イ欄又は２－１－１－２第２欄イ欄から２－１－１－１の２又は２－１－１－２の２を減じた額（以下、この表において「低減額」といいます。）及び当該低減額について、接続を開始した日から終了日の前日までの日数に対応する利息（0.53%の割合で計算し、複利計算を行うものとします。以下、この表において同じとします。）を加算した額
	(2)～(3)　（略）	（略）

別表５　既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

区分	単位	精算額	備考
既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額	１回線ごとに	897円	――

附　則（令和６年３月21日東相制第000200000224号）

１　（略）

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

２　第74条の２（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和４年度の精算用料金は以下のとおりです。

区　分		単　位			料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		１件ごとに			19.03円	
優先接続受付手続費		１変更ごとに			110円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ｱ) 基本額		１番号ごとの１成功検索ごとに	8,009円	
		(ｲ) 加算額	①		1,088円	
			②		2,085円	
光配線区域情報調査費	ア欄	１通信用建物ごとに			16,545円	
	イ欄	１通信用建物ごとに			4,573円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(ｲ)欄	１件ごとに			61円	
	イ欄	１件ごとに			179円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに			664円	
	イ欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに			323円	

附　則（令和６年12月11日東相制第000200000443号）

１～２　（略）

（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

３　この改正規定の実施より前に第34条の６（光信号引込等設備の取扱い）第１項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の２（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1)　協定事業者は、第34条の６（光信号引込等設備の取扱い）第１項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は１日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

附　則（令和６年12月11日東相制第000200000443号）

１～２　（略）

（光信号分岐端末回線の接続料の算定方法見直しに係る経過措置）

３　この改正規定の実施より前に第34条の６（光信号引込等設備の取扱い）第１項の規定に基づき維持等を開始した光信号引込等設備に係る負担額に関しては、第68条の２（光信号引込等設備に係る負担額の支払義務）の規定にかかわらず、次の各号に定めるとおりとします。

(1)　協定事業者は、第34条の６（光信号引込等設備の取扱い）第１項の規定に基づき、光信号引込等設備の維持等を開始した日から起算してその維持等を終了した日（その光信号引込等設備の再利用ができた日又はその光信号引込等設備を撤去した日をいいます。以下同じとします。）の前日までの期間（光信号引込等設備の維持等を開始した日と終了した日が同一である場合は１日とします。）に係る以下の料金表に規定する負担額を支払うことを要します。

区分				単位	料金額	備考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの		1光信号引込等設備ごとに月額	243円	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	248円	――
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	243円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1光信号引込等設備ごとに月額	41円	――

区分				単位	料金額	備考
ア 光信号引込等設備維持負担額	当社が光信号引込等設備を維持するために要する負担額	(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されているもの		1光信号引込等設備ごとに月額	255円	
		(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)が設置されていないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	259円	――
			② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの	1光信号引込等設備ごとに月額	254円	
イ 光信号引込等設備管理負担額	当社が維持等する光信号引込等設備の情報の管理を行うとともにその負担額を請求するために要する負担額			1光信号引込等設備ごとに月額	39円	――

附　則

（実施時期）

1　この改正規定は、認可を受けた後、令和７年４月１日から実施し、この改正規定のうち、本附則第４項については、令和６年12月31日に、料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）２－２第９欄ア(ｱ)欄、イ欄及び第10欄（ア(ｱ)欄及びイ(ｱ)欄に規定するものを除きます。）、２－４第４欄ア欄、２－11第23欄、２-13第２欄（ア欄及びイ欄に規定するものを除きます。）及び第４欄（ウ欄に規定するものを除きます。）並びに本附則第５項については、令和７年１月１日に、それぞれ遡及して適用することとします。ただし、第74条の２、料金表第１表第１（網使用料）２（料金額）２－４第４欄イ(ｻ)欄から(ｾ)欄、第２（網改造料）１－１（網改造料の対象となる機能）第74欄及び第２表（工事費及び手続費）第２（手続費）１（適用）第14欄に係る規定については、認可を受けた後、当社の準備が整い次第、実施します。

（接続料金等の実績に基づく精算用料金）

2　第74条の２（手続費の実績に基づく精算）の規定により精算を行う令和５年度の精算用料金は以下のとお

りです。

区　　分		単　　位			料金額	備考
みなし契約者に関する宛名情報提供手続費		１件ごとに			38.55円	
優先接続受付手続費		１変更ごとに			189円	
光回線設備線路条件調査費	ウ欄	(ア)基本額		１番号ごとの１成功検索ごとに	785,708円	
		(イ)加算額	①		117,657円	
			②		225,435円	
光配線区域情報調査費	ア欄	１通信用建物ごとに			30,366円	
	イ欄	１通信用建物ごとに			2,703円	
ルーティング番号登録工事等受付手続費	ア(イ)欄	１件ごとに			62円	
	イ欄	１件ごとに			191円	
同一番号移転可否情報調査費	ア欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに			675円	
	イ欄	１電気通信番号ごとの１件ごとに			337円	

（ルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費に係る経過措置）

３　令和６年度に協定事業者が利用した料金表第２表第２（手続費）に規定するルーティング番号登録工事等受付手続費及び同一番号移転可否情報調査費については、第 75 条（工事費及び手続費等の遡及適用）の規定にかかわらず、令和６年４月１日に遡及して以下の料金額を適用します。

区分	単位	手続費の額	備考

ルーティング番号登録工事等受付手続費	ルーティング番号登録工事等の申込みの受付に要する費用	ア　イ以外の場合	(ｱ)(ｲ)以外の場合	③　協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第６号）別表第１に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合	１件ごとに	80円	
			(ｲ)　当社が指定した電気通信回線設備を通じて申込みを行う場合		１件ごとに	80円	
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事（ルーティング番号のみを削除する場合に限ります。）又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合			１件ごとに	239円	
同一番号移転可否情報調査費	同一番号移転可否情報を提供する手続きに要する費用	ア　イ以外の場合			１電気通信番号ごとの１件ごとに	683円	
		イ　当社が指定した電気通信回線設備を通じて調査を行う場合			１電気通信番号ごとの１件ごとに	387円	

（網同期クロック供給機能に関する特例措置）

4　協定事業者が第５条（標準的な接続箇所）第１項の表中第４欄での接続により料金表第１表第１（網使用料）２－14（網同期クロック供給機能）の機能を利用している場合であって、意識合わせの場における協議の結果に基づき接続の終了が申込まれたときは、第 64 条（定額制の網使用料の支払義務）第１項の規定にかかわらず、当社の指定電気通信設備との接続を終了する日を令和６年 12 月 31 日とみなし、当該機能の利用を開始した期日を含む月から令和６年 12 月までの期間における網使用料の支払いを要するものとします。

（ＩＰ網移行期の接続料における工事費に関する特例措置）

５　協定事業者が附則（令和６年 12 月 11 日東相制 000200000443 号）第６項の規定に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行う場合は、料金表第2表第1(工事費)2(工事費の額)2－1(工事費)の表中第 33 欄イ欄の規定にかかわらず、以下の料金額を適用します。

区　　分			単 位	工事費の額	備　考
加入者交換機等接続回線設置等工事費	加入者交換機等接続回線設置等工事に要する費用	ア　加入者交換機と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線（50Mbit/s 相当）ごとに	199,914 円	
		イ　中継交換機又は中継交換機の伝送装置と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合	672 回線（50Mbit/s 相当）ごとに	159,115 円	

（網使用料の算定に係る措置）

６　当社は、令和３年４月１日から令和６年 12 月 31 日まで適用した料金表第１表（接続料金）第１（網使用料）に規定するルーティング伝送機能第４欄イ欄の網使用料について、第 74 条の規定にかかわらず、第 69 条（定額制の網使用料及び網改造料の計算方法）第３項の規定に基づき計算した網使用料と、令和３年４月１日から令和６年 12 月 31 日までの期間における見込み需要の実績値(以下この附則において「当該実績」といいます。)と当該実績によって算定した精算用料金を乗じた網使用料との差額を、協定事業者と精算するものとします。

技術的条件集

第１章　通則

（用語の定義）

第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

（略）

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置中継系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 （略） 分類５　ＰＨＳ系番号：番号規則別表第４号に規定する電気通信番号を有するＰＨＳ事業者が利用するＰＨＳに係る端末系伝送路設備を識別するための電気通信番号 （略） 分類８　非設置中継系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する中継事業者（以下「非設置中継事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 （略）

（略）

技術的条件集

第１章　通則

（用語の定義）

第１条　この技術的条件集においては、次表の左欄の用語はそれぞれの右欄の意味で使用します。

（略）

(2) 分類	接続番号を番号規則に規定する電気通信番号ごとに区分した概念 分類と電気通信番号の対応は次のとおり 分類１　設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する事業者（当社及び特定端末系事業者を除きます。）が利用する電気通信回線設備を識別するための電気通信番号 （略） 分類５　削除 （略） 分類８　非設置系番号：番号規則別表第 10 号に規定する電気通信番号を有する事業者（以下「非設置事業者」といいます。）が利用する電気通信設備を識別するための電気通信番号 （略）

（略）

(3) 発信種別	形態 3-3、形態 4-6 及び形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表１及び別表２を参照 (略) 発信種別４：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類４、分類５、分類６、分類７に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）

(略)

(7) 加入者交換機接続	加入者交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置において接続する形態
(8) 中継交換機接続	中継交換機と直接協定事業者網を本則の標準的な接続箇所に定める中継交換機又は中継交換機の伝送装置において接続する形態

(略)

(10) 信号網接続	信号用中継交換機と直接協定事業者の信号網を本則の標準的な接続箇所に定める信号用中継交換機の伝送装置を介して接続する形態
(11) サービス制御局	高度サービスを実現するためにサービス制御機能を受け持つ装置

(略)

(14) 加入者交換機接続インタフェース（ＭＦ用インタフェース）	協定事業者がＭＦ（Multi Frequency）信号を用いて加入者交換機接続する時に適用するインタフェース種別

(略)

(3) 発信種別	形態 17-2 において、接続番号を当社発信時の端末回線の利用条件と利用者料金の課金機能により区分した概念 発信種別毎の接続条件は技術的条件集別表１及び別表２を参照 (略) 発信種別４：加入電話、公衆電話等からの発信時に、当社が、課金を行うための情報を決定し、又は協定事業者網から課金のための情報を受信し、利用者料金の課金と回収を行う発信区分（当社発信時の電気通信番号は分類４、分類６、分類７に限ります。また、当社発信時の有効最大受信桁数は 11 桁とします。）

(略)

(7) 削除	削除
(8) 削除	削除

(略)

(10) 削除	削除
(11) 削除	削除

(略)

(14) 削除	削除

(略)

(17) 中継交換機接続インタフェース（M用インタフェース）	携帯・自動車電話事業者が中継交換機接続する時に適用するインタフェース種別

(略)

(20) 多数事業者間接続用インタフェース	加入者交換機接続及び中継交換機接続において接続する電気通信事業者の通信事業形態によらず、共通的に利用可能な接続インタフェース種別

(略)

(23) 信号網接続インタフェース（加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース）	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別
(23)の２ 信号網接続インタフェース（加入者交換機高度サービス接続用インタフェース）	協定事業者が高度サービスを実現するために加入者交換機と信号網接続する時に適用するインタフェース種別

(略)

(17) 削除	削除

(略)

(20) 削除	削除

(略)

(23) 削除	削除
(23)の２ 削除	削除

(略)

(25) サービス制御統括局接続インタフェース	サービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局を接続する時に適用するインタフェース種別

(略)

(27) 信号網	信号を転送する網
(28) 直接協定事業者	当社と直接接続している協定事業者のうちの当事者
(29) 間接協定事業者	協定事業者のうち直接協定事業者を除く者
(30) 対応網	２つの信号端局を直接接続した信号リンクで信号を転送する網
(31) 準対応網	２つの信号端局をあらかじめ決めた信号中継局を介した信号リンクで信号を転送する網
(32) 信号網相互接続点	相互接続点のうち当社の信号網と直接協定事業者の信号網との接続点
(33) ＧＳ（Gateway Switch）	当社と相互接続する直接協定事業者の交換機

(略)

(35) ＣＩＣ（Circuit Identification Code）	同一方路に設定される回線に付与された番号
(36) ＴＧＮ（Trunk Group Number）	同一方路に設定される回線の集合を表す番号
(37) 共通線信号方式	通信回線とは別に通信を制御するための情報を転送する専用の信号リンクを設け、これを通して信号メッセージを転送する方式
(38) 個別線信号方式	通信回線を用いて通信を制御するための情報を転送する方式

(25) 削除	削除

(略)

(27) 削除	削除
(28) 削除	削除
(29) 削除	削除
(30) 削除	削除
(31) 削除	削除
(32) 削除	削除
(33) 削除	削除

(略)

(35) 削除	削除
(36) 削除	削除
(37) 削除	削除
(38) 削除	削除

(略)

(略)

(44) 中継網直結端末機器	中継事業者網に直接収容される端末機器のうち端末系端末機器を除く端末機器

(略)

(47) ＰＨＳ系端末機器	ＰＨＳ系番号を有する端末機器

(略)

(53) 事業者識別コード	電気通信事業者共通の事業者ごとの５桁の識別コード

(略)

(59) 回線対応信号	回線接続処理と直接対応する信号
(60) 回線非対応信号	回線接続処理と直接対応しない信号
(61) 手動コレクトサービス接続機能	着信課金による手動交換を行う手動交換サービス接続機能

(略)

(65) フリーダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定着信課金機能に接続する機能
(66) ナビダイヤル接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める地域指定特定番号着信機能に接続する機能
(67) テレドーム接続機能	特定中継事業者の契約約款に定める複数同時接続機能に接続する機能

(44) 削除	削除

(略)

(47) 削除	削除

(略)

(53) 削除	削除

(略)

(59) 削除	削除
(60) 削除	削除
(61) 削除	削除

(略)

(65) 削除	削除
(66) 削除	削除
(67) 削除	削除

(略)

（略）

（69） ファクシミリ通信網サービス接続機能	特定中継事業者の契約約款に定めるファクシミリ通信網サービスに接続する機能

（略）

（78） 加入者交換機機能メニュー	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースにおいて、サービスを構成するための細分化された機能を汎用的に利用できるようにメニュー化したもの
（79） 加入者交換機機能メニュー接続機能	加入者交換機機能メニューを利用することにより提供される付加サービス等に接続する機能
（80） 暫定回線	暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより、音声ガイダンス等を送出することを目的に最終的な通話路とは異なるルートで設定された回線
（81） 再接続機能	ＳＣＰからの指示により接続された呼が着信先の状態により接続できない場合、当該呼を新たな着信先へ接続する機能
（82） 加入者認証機能	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において加入者認証を行う機能
（83） 利用者料金課金機能	加入者交換機高度サービス接続用インタフェースを使用する特定のサービス接続呼において利用者料金を課金する機能

（略）

（87） 番号ポータビリティ接続機能	当社が提供する番号ポータビリティ機能（利用者が契約する電気通信事業者を変更してもこれまで使用していた電話番号を引き続き使用できるようにする機能）に接続する機能

（略）

（69） 削除	削除

（略）

（78） 削除	削除
（79） 削除	削除
（80） 削除	削除
（81） 削除	削除
（82） 削除	削除
（83） 削除	削除

（略）

（87） 削除	削除

（略）

（99）番号管理網	特定端末系事業者が、一般番号ポータビリティにおいて、移転先事業者の利用する電話番号帯を管理する網
（100）付加的機能識別番号中継接続	番号規則別表第２号及び第 11 号にて定められた付加的な機能を識別する番号を直接協定事業者網から受けた際に、加入者交換機機能メニュー接続機能を利用することなく、他の直接協定事業者網に当社網が中継する接続

（略）

（標準的な接続箇所と技術的条件）

第２条　本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（１）端末回線の線端	技術的条件集第２章第１節、第２節、第３節、第４節、第 19 節、第 20 節、第４節の２、第４節の３、第４節の４に規定するところによります。

（略）

（３）加入者交換機又は加入者交換機の伝送装置	加入者交換機と市内伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第２章第７節、第８節に、加入者交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第２章第 11 節、第 14 節に規定するところによります。
（４）中継交換機又は中継交換機の伝送装置	中継交換機と中継交換機間伝送路設備との間に設置される伝送装置に関わる技術的条件及び中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置のうち加入者交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第２章第 11 節、第 14 節、第 15 節に、中継交換機と中継伝送路設備との間に設置される伝送装置における中継交換機側を接続箇所とするときの技術的条件については技術的条件集第２章第７節、第８節に規定するところによります。

（略）

（99）　削除	削除
（100）削除	削除

（略）

（標準的な接続箇所と技術的条件）

第２条　本則に規定する標準的な接続箇所とそれらにおける接続に必要な技術的条件との関係は次のとおりとします。

標準的な接続箇所	技術的条件
（１）端末回線の線端	技術的条件集第２章第１節、第２節、第３節、第４節、第 19 節、第４節の２、第４節の３、第４節の４に規定するところによります。

（略）

（３）削除	削除
（４）削除	削除

（略）

（５）専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第２章第 16 節、第 16 節の２、第 19 節、第 20 節に規定するところによります。

（略）

（６）信号用中継交換機の伝送装置	技術的条件集第２章第８節、第 14 節のうち準対応網構成に関わる部分および第２章第 18 節、第 18 節の２に規定するところによります。

（略）

（相互接続呼の接続条件）

第３条　当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表１に示すとおりとします。

（略）

４　当社網が提供する接続条件の中で本則第 13 条（事前調査の回答）第３項の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 4.1、技術的条件集別表 12.1、技術的条件集別表 13.1、技術的条件集別表 15.1、技術的条件集別表 16、技術的条件集別表 17、技術的条件集別表 18、技術的条件集別表 19.1、技術的条件集別表 20 及び技術的条件集 21.2 のとおりとします。

（５）専用回線ノード装置又は専用回線ノード装置の伝送装置	技術的条件集第２章第 16 節、第 16 節の２、第 19 節に規定するところによります。

（略）

（６）削除	削除

（略）

（相互接続呼の接続条件）

第３条　当社網のインタフェース種別と接続番号の関係は技術的条件集別表１に示すとおりとします。

（略）

４　当社網が提供する接続条件の中で本則第 13 条（事前調査の回答）第３項の対象となるインタフェース種別は技術的条件集別表 20、技術的条件集別表 21.2、技術的条件集別表 34.2、技術的条件集別表 35.2 及び技術的条件集別表 36.2 のとおりとします。

（略）

（略） 第７節　形態３－２ （網構成） 第 26 条　当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。 （１）　ＬＳとＧＳとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （２）　１つの相互接続点の接続対象地域内にＬＳが複数ある場合は、１つのＧＳがその接続対象地域内にある全てのＬＳと接続することを可能とし、１つの相互接続点の接続対象地域内にＧＳが複数ある場合は、１つのＬＳがその接続対象地域内にある全てのＧＳと接続することを可能とします。 （接続方式） 第 27 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。 ただし、試験番号については本項（４）に規定します。 ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。 ０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ 国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号 イ　閉番号区域内では、市内局番からの発信が行われた場合には当社網と直接協定事業者網間では市外局番を付加して転送します。 ウ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた４桁から９桁とします。 ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。	第７節　形態３－２ 削除

エ　当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、ウの限りではありません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は個別線信号方式を使用し、ＳＲＭ信号方式を適用します。

イ　ＳＲＭ信号方式で用いる信号名と機能、実現手段、及び多周波符号として使用する周波数は次のとおりとします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本仕様で規定された以外の信号を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

使用する信号名と機能

信号名	機能
（１）起動信号	呼の接続に先立ち、前位交換機より後位交換機に対して交換動作の開始を指示します。
（２）受信装置捕捉完了信号	後位交換機が起動信号受信後、選択信号受信装置の捕捉が完了したことを前位交換機に指示します。
（３）ＫＰ信号	選択信号を後位交換機に送出する旨を通知します。
（４）受信準備完了信号	ＫＰ信号を停止するため及び選択信号の送出を開始してよいことを指示します。
（５）選択信号	着信端末機器の番号など、所用の方向に呼を導くための選択意志を運びます。
（６）ＳＴ信号	選択信号の送出完了を示します。
（７）応答信号	着信端末機器が呼び出しに応じたことを後位交換機より前位交換機に伝えます。
（８）課金信号(注１)	後位交換機から前位交換機に課金の契機を伝えます。
（９）終話信号	着信端末機器の呼の終了を後位交換機より前位交換機に伝えます。
（１０）切断信号	呼の終了のため通話路の解放指示を後位交換機に伝えます。
（１１）復旧完了信号	前位交換機よりの切断信号により後位交換機が復旧し新たな呼が受け付けられる状態になったことを前位交換機に伝えます。

（注１）：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

信号名と実現手段

信号実現手段 / 信号名	前位交換機送出			後位交換機送出		
	前位SS線地気	前位SS線地気断	多周波符号後位SR線	地気後位SR線	地気断	SR線の一定時間開放
(1)起動信号	○					
(2)受信装置捕捉完了信号		○				
(3)ＫＰ信号			○			
(4)受信準備完了信号					○	
(5)選択信号			○			
(6)ＳＴ信号			○			
(7)応答信号				○		
(8)課金信号 (注1)						○
(9)終話信号					○	
(10)切断信号		○				
(11)復旧完了信号					○	

(注１)：呼の方向が当社網→直接協定事業者網の場合は使用しません。

多周波符号と使用する周波数

		符号	周波数(Hz)	数字符号										KP	ST
				1	2	3	4	5	6	7	8	9	0		
周波	公称	0	700	○	○		○			○					
		1	900	○		○		○			○				○
		2	1100		○	○			○			○		○	
		4	1300				○	○	○				○		
		7	1500							○	○	○	○		
		K	1700											○	○
	誤差	送出側誤差		±6Hz											
		受信側誤差		±15Hz											

ウ　接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ａ６及びＰＴ－Ｉ３のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末

機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点は応答信号を受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点は切断信号を受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時の終話信号を受信したのちに切断信号を送信した時点とします。

ウ　本則の通信時間の測定等に規定する当社が業務上の必要により設置する電気通信回線であってその電気通信回線への通話に関する料金について支払いを要しないこととされているものへの通信においては応答信号なしとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

　ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ　当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

（ア）当社はＬＳにＡＡＴ機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－K13 のとおりとします。

（イ）直接協定事業者はＧＳにＡＡＴ機能（強制切断無し）を有するか、もしくは直接協定事業者網内に試験用端末機器を設置することを要し、当社はその機能もしくは機器を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－K13 のとおりとします。

（ウ）当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
ＬＳからＧＳへの接続確認	手動接続試験	ＧＳのＡＡＴ又は直接協定事業者の試験用端末機器	０Ａ～Ｊ	非課金	無
ＧＳからＬＳへの接続確認	手動接続試験	ＬＳのＡＡＴ	０Ａ～Ｊ	非課金	無

（注１）：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

（エ）　当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出合い試験を実施します。

（オ）　当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

２　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 直接協定事業者が提供するサービスに関わる制御呼（以下「サービス制御呼」といいます。）を除いて、当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で使用するサービス制御呼に関わる接続番号

構成は次のとおりとします。

０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４０（X）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４１（X）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４２（X）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１４３（X）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１６１（X）
０Ａ０	＋	ＣＤＥ	＋	１８１（X）

ウ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた８桁から１０桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし、試験番号については本項（４）の規定を準用します。

（２） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は第１項（２）の規定を準用します。

（３） 当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

（４） 当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 28 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６、技術的条件集別表 6.1 又は技術的条件集別表 6.4 に示すとおりとします。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 29 条 網同期クロックインタフェース仕様は技術的条件集別表９に示すとおりとします。

（その他接続に必要な事項）

第 30 条 その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第８節　形態３－３ （網構成） 第 31 条　当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。 （１）　ＬＳとＧＳとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （２）　１つの相互接続点の接続対象地域内にＬＳが複数ある場合は、１つのＧＳがその接続対象地域内にある全てのＬＳと接続することを可能とし、１つの相互接続点の接続対象地域内にＧＳが複数ある場合は、１つのＬＳがその接続対象地域内にある全てのＧＳと接続することを可能とします。 ２　当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。 （１）　共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。 （２）　共通線信号網構成はＡ，Ｂ面の２面構成とし、Ａ，Ｂ両面にリンクの設定を行います。 （３）　準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はＧＳの接続を行います。 （接続方式） 第32条 分類１から分類８及び加入者交換機機能メニュー接続機能への接続番号による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。 ２　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。 ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。	第８節　形態３－３ 削除

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は９桁とします。また、Ｄコードは０から８までの数字を使用します。

ただし、試験番号については本項（３）に規定します。

（２） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　目	仕　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします ただし第13ビット目は“０”保証とします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示	“0”を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）		
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)アドレス情報			
	f)フィラー			
3.10	発番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)表示識別	“00，01”を使用します		
	f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	g)アドレス情報			
	h)フィラー			
3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します		
3.12	理由表示			
	a)拡張表示	“1”を使用します		
	b)コーディング標準	“00”を使用します		
	c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100		

			0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001, 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111” を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング，CCBS表示のコーディング”を使用します		
	3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	3.20	オプションパラメータ終了表示			
	3.21	イベント情報			
		GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用します		
		H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
	3.23	順方向呼表示			
		A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		D：相互接続表示			
		E：エンド・エンド情報表示			
		F：ＩＳＵＰ１リンク表示			

	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
	I：ＩＳＤＮアクセス表示			
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	i)フィラー			
3.35	接続特性表示			
	BA：衛星回線表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	DC：導通試験表示	“00”を使用します		
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	F-H：予備			
3.37	オプション逆方向呼表示			
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します		

	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0”を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します	

		信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	“0000001，0000010”を使用します	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、逆方向呼表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、汎用番号、料金区域情報、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ		

表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ， ＵＢＡ		
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注１
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：分割元信号がIAMの場合はアクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM，CPGの場合は使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：１２０＋Ｄ～Ｊ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) 、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ―：設定されません

オ 技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１ ＰＴ－Ｃ１
2	アナログ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２ ＰＴ－Ｃ２
3	ＩＳＤＮ端末機器発信 → アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３ ＰＴ－Ｃ３
4	ＩＳＤＮ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４ ＰＴ－Ｃ４
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１ （1），（2），（4）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２ （1），（2），（4）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項の規定を準用します。

3　削除

（輻輳制御方式）

第 33 条 輻輳制御方式は技術的条件集別表 15 又は技術的条件集別表 15.1 に示すとおりとします。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 34 条 伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６、又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。また、準対応網構成における信号網接続の場合は、技術的条件集別表 29.1 または技術的条件集別表 29.2 に示すとおりとします。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 35 条 網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。 （その他接続に必要な事項） 第 36 条 通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、ＣＩＣ、ＴＧＮの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。	
第 9 節　形態４－１　削除	第 9 節　形態４－１　削除
(略)	(略)
第 11 節　形態４－３ （網構成） 第 49 条　当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。 （１）　ＩＧＳとＧＳとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （２）　１つの相互接続点の接続対象地域内にＩＧＳが複数ある場合は、１つのＧＳがその接続対象地域内にある全てのＩＧＳと接続することを可能とし、１つの相互接続点の接続対象地域内にＧＳが複数ある場合は、１つのＩＧＳがその接続対象地域内にある全てのＧＳと接続することを可能とします。 ２　当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。 （１）　共通線信号網構成は、対応網構成とします。 （２）　共通線信号網構成はＡ，Ｂ面の２面構成とし、Ａ，Ｂ両面にリンクの設定を行います。 （接続方式） 第 50 条　分類３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	第 11 節　形態４－３ 削除

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた４桁から９桁とします。

ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類３で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメ		

	ータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注１
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします ＡＮＭでは“01，10”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注２
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示		
	J：エンド・エンド情報表示		
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示		

		L：保留表示		
		M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）		
		N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		

	h)フィラー			
3.11	発ユーザ種別	“00001010, 00001011, 00001101, 00001111”を使用します		
3.12	理由表示			
	a)拡張表示	“1”を使用します		
	b)コーディング標準	“00”を使用します		
	c)生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を使用します		
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111”を使用します		
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング, CCBS表示のコーディング”を使用します		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用します		

		H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
	3.23	順方向呼表示		
		A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		D：相互接続表示		
		E：エンド・エンド情報表示		
		F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
		HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示		
		I：ＩＳＤＮアクセス表示		
		KJ：ＳＣＣＰ法表示		
		L：予備		
		M-P：国内使用に留保		
	3.26	汎用番号		
		a)番号情報識別子	“00000110”を使用します	
		b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		d)番号不完全表示	“0”を使用します	
		e)番号計画表示	“001”を使用します	
		f)表示識別	“00，01”を使用します	
		g)網検証識別	“01，11”を使用します	
		h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		i)フィラー		
	3.35	接続特性表示		
		BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します	

	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注３
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI:移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表	

		示、理由表示、アクセス転送、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	

表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＡＣＭでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注２：当社端末機器着信時のみ“10”を使用します。

注３：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	－	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車･携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービ

			ス） 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類３で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信→アナログ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１
２	アナログ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２

3	ＩＳＤＮ端末機器発信→ アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３
4	ＩＳＤＮ端末機器発信→ ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１ （1），（2），（4）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２ （1），（2），（4）

（3）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　当社網及び直接協定事業者網の応答信号の返送条件は次のとおりとします。

（ア）　着側網は端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

（イ）　着側網は網使用料を精算する場合はＡＮＭを発側網へ返送します。この場合、課金表示の課金／非課金に関わりなく、網使用料は精算することとします。

ただし、試験用の通信についてはＡＮＭを発側網へ返送しますが、網使用料は精算しないこととします。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点はＡＮＭを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、又は着信端末機器の切断時のＳＵＳを受信したのちにＲＥＬを送信した時点とします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　　当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。
ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ　　当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

（ア）　当社はＩＧＳにＡＡＴ機能（強制切断無し）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ｋ１のとおりとします。

（イ）　当社はＩＧＳにＡＡＴ機能（強制切断有り）を有し、直接協定事業者はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ｋ２のとおりとします。

（ウ）　当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
ＧＳからＩＧＳへの接続確認	手動接続試験	ＩＧＳのＡＡＴ	０＋特定市外局番(注２)＋１２Ｚ	非課金	Ｚ＝１：無 Ｚ＝５：有
	手動接続試験	ＩＧＳのＬＰＴ	０＋特定市外局番(注２)＋１２１(注３)	非課金	無

（注１）：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

（注２）：試験番号の市外局番は特定市外局番とし、当面「３」を使用します。

（注３）：ＡＡＴ（強制切断無し）着信とＬＰＴ着信の識別は通信路要求表

示によって行います。

（エ）　当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を確認する出合い試験を実施します。

（オ）　当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

（カ）　当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

2　分類４による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 27 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。

ただし、試験番号は本項（４）に規定します。

また、当社網が間接協定事業者網から有効受信桁数外の着信番号を受信した場合は、当社網から直接協定事業者網へ有効な受信桁数外の着信番号を転送する場合があります。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類４で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網

が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表		

	示オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当			
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
2.2	長さ表示のコーディング			
2.3	ポインタのコーディング			
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ			
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.3	アクセス転送			
3.5	逆方向呼表示			
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします ＡＮＭでは“01，10”を使用します		
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します		
	FE：着ユーザ種別表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	HG：エンド・エンド法表示			
	I：相互接続表示			
	J：エンド・エンド情報表示			

	K：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	L：保留表示			
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）			
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します		
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.9	着番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)アドレス情報			
	f)フィラー			
3.10	発番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)表示識別	“00，01”を使用します		
	f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	g)アドレス情報		
	h)フィラー		
3.11	発ユーザ種別	“00001001, 00001010, 00001011, 00001101, 00001111”を使用します	注１
3.12	理由表示		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)コーディング標準	“00”を使用します	
	c)生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を使用します	
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111”を使用します	
	f)診断情報	ＲＥＬでは信号の向きが順方向の時は“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用し、信号の向きが逆方向の時は使用しません ＡＣＭ、ＣＰＧでは使用しません	
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりと	

3.20	オプションパラメータ終了表示	します	
3.21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示	“01, 10”を使用します	注２
	I：ＩＳＤＮアクセス表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注３
	KJ：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3.26	汎用番号		注４
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	

	f)表示識別	“00, 01”を使用します	
	g)網検証識別	“01, 11”を使用します	
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00, 01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注５
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しま	

		せん ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.52	中断／再開表示		
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は“1”を使用します	注６
	B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.104	課金情報		
	a)単位料金表示	“11111101” “11111110”を使用します	
	b)拡張表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	c)課金レート情報種別	“1111100”“1111101”“1111110”を	

		使用します	
	課金レート情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.105	課金情報種別		
	課金情報種別	“11111110”を使用します	
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注７
3.112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101，11111110を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI:移動系付加ユーザ種別１		
	PI:固定系付加ユーザ種別１		
3.113	課金情報遅延		
	課金情報遅延	“11111101”“11111110”を使用します	
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、課金情報種別、課金情報、課金情報遅延、付	

		加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注８
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		

表4-34	ＣＨＧ		

注１：当社端末機器発信時のみ“00001001”、“00001111”を使用します。

注２：当社端末機器発信時のみ“10”を使用します。

注３：ＰＨＳ系端末機器発信時は“1”を使用します。

注４：ＰＨＳ系端末機器発信時は使用しません。

注５：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注６：ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向の中断／再開表示パラメータを使用しません。

注７：当社端末機器発信時のみ“0000011”を使用します。

注８：ＰＨＳ系端末機器発信時は、信号の向きが順方向のＳＵＳ／ＲＥＳを使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	１．番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとする。 (1)当社及び端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	

事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1)当社ピンク電話発信の場合 付加ユーザ種別名：固定系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別：ピンク
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	○	1.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送 ※当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報	逆方向	○	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)サービス制御呼接続の場合 単位料金表示：表示無し 課金レート情報種別：柔軟課金レート情報なし (2)端末機器発信(発ユーザ種別が一般発ユーザまたは優先発ユーザ)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金10円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (3)当社公衆端末機器発信(発ユーザ種別が公衆電話)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金10円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 (4)当社ピンク電話発信(発ユーザ種別が一般発ユーザ、付加ユーザ種別がピンク)で、サービス制御呼以外の接続の場合 単位料金表示：単位料金10円 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(一般) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定秒数毎の単位料金 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示(公衆) 課金レート情報：通話開始時の一括登算度数と一定

			秒数毎の単位料金 2.課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0から15を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合、課金レート情報の初期登算度数は0を使用します。また、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の場合における柔軟課金レートの単位料金は2.5秒から499.5秒を使用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の場合における柔軟課金レートの単位料金は 4.5 秒から499.5秒を使用します。なお、一定秒数毎の単位料金は第1課金間隔から第4課金間隔を使用し、当社の時間帯を適用します。 3.当社ピンク電話発信時は協定事業者から受信した課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(一般)の課金レート情報をユーザ課金に適用し、課金レート情報種別が柔軟課金レート指示(公衆)の課金レート情報を硬貨収納に適用します。 4.当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、本情報は設定されません。
課金情報遅延	逆方向	○	1.課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 (1)ＡＣＭで課金レートを転送できない場合 課金情報遅延：課金レート転送 (2)ＡＣＭで着信地域情報を転送できない場合 課金情報遅延：着信地域情報 2.ＡＣＭで課金レートを転送できる場合又は当社オペレータ台発信(発ユーザ種別が国内台)の場合、並びにＡＣＭで着信地域情報を転送できる場合、本情報は設定されません。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別1 付加ユーザ種別1：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービ

			ス） 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類４で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信→アナログ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１
２	アナログ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２
３	ＩＳＤＮ端末機器発信→アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３
４	ＩＳＤＮ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４

5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（１),（２),（４）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（１),（２),（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

本則の利用者料金の課金に関する規定において、着信に係る電気通信事業者から受信する課金に関する情報等はＡＣＭまたはＣＨＧの課金情報パラメータとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ　当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

（ア）　直接協定事業者はＧＳにＡＡＴ機能（強制切断無し・ＣＨＧ無し、強制切断無し・ＣＨＧ有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。信号シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ｋ１のとおりとします。

（イ）　直接協定事業者はＧＳにＡＡＴ機能（強制切断無し、強制切断有り）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。

信号シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ｋ２のとおりとします。

（ウ）　当社網と直接協定事業者網間における手動接続試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
ＩＧＳからＧＳへの接続確認	手動接続試験	ＧＳのＡＡＴ	０Ａ０ ＋ＣＤＥ ＋１２Ｙ	非課金	Ｙ＝１：無 Ｙ＝５：有 Ｙ＝６：無・ＣＨＧ無 Ｙ＝７：無・ＣＨＧ有

（注１）：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

（エ）　当社と直接協定事業者は回線開通時において、回線名、回線番号及び通話の良否を相互に確認する出合い試験を実施します。

（オ）　当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。

（カ）　当社と直接協定事業者は定期的に回線状態を照合し、回線の不一致状態を解消するため回線照合試験を実施します。

３　分類５による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

ｻｰﾋﾞｽ識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁から１０桁とします。ただし有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。ただし試験番号については（４）に規定します。

（２） 当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、分類５で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社が中継接続を行う多数事業者間接続において、本ＩＳＵＰ仕様で規定されていないメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を当社網が間接協定事業者網より受信した場合、それらを直接協定事業者網に対して透過中継することがあります。この場合と当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		

1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		

3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします ＡＮＭでは“01，10”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“00，01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示		
	J：エンド・エンド情報表示		
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	L：保留表示		
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“1”を使用します	
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します	

		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		
		h)フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します	
	3.12	理由表示		
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)コーディング標準	“00”を使用します	
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します	
		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010	

			0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111”を使用します	
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します	
	3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.20	オプションパラメータ終了表示		
	3.21	イベント情報		
		GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用します	
		H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
	3.23	順方向呼表示		
		A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		D：相互接続表示		
		E：エンド・エンド情報表示		
		F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
		HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示	“00,01,10”を使用します	
		I：ＩＳＤＮアクセス表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

	KJ：ＳＣＣＰ法表示	します		
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	i)フィラー			
3.35	接続特性表示			
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します		
	DC：導通試験表示	“00”を使用します		
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	F-H：予備			
3.37	オプション逆方向呼表示			
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します		
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します		
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

3.112	付加ユーザ種別			
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します		
	PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	PI:移動系付加ユーザ種別１			
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード			
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します		
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、料金区域情報、オプションパラメータ終了表示を使用します		
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します		
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
表4-5	ＧＲＡ			
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、		

		事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	－	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。

			(1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、分類５で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２

	信		
2	ＩＳＤＮ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
3	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
4	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
5	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（１）、（２）、（４）
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（１）、（２）、（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

４　削除

５　分類７による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は、第２項(1)、(2)、(3)及び(4)のとおりとします。

６　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第９条（接続方式）第４項（１）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

1.7	オプション部			
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当			
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
2.2	長さ表示のコーディング			
2.3	ポインタのコーディング			
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ			
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.3	アクセス転送			
3.5	逆方向呼表示			
	BA：課金表示	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“01”を使用します		
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“01”を使用します		
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します		
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

		I：相互接続表示	“0”を使用します	
		J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
		L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“0”を使用します	
		N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“1111110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

			します	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		
		h)フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します	
	3.12	理由表示		
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)コーディング標準	“00”を使用します	
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します	
		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011，1101111，1111111”を使用します	
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します	

3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000011”を使用します		
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
3.23	順方向呼表示			
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
	I：ＩＳＤＮアクセス表示			
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		

	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません　ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとしま	

		す	
3.54	通信路要求表示	“00000000、00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.104	課金情報		
	a)信号要素種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)起動ID	“0000”を使用します	
	c)オペレーションクラス	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)オペレーション種別		
	e)課金者識別		
	f)料金収集方法		
	g)料金/レート表示		
	h)料金/レート情報		
3.105	課金情報種別	“00000011”を使用します	
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	

		b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別			
		HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します	
		PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		PI:移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード			
4.1	概説		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ		逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ		逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ		イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ			
表4-12	ＩＡＭ		接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加	

		ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	信号の向きが順方向の時は使用しません　　信号の向きが逆方向の時は課金情報、課金情報種別を使用します	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１０４
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ

料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車･携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	●	1.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 課金情報種別：応用課金レート転送
課金情報	逆方向	●	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス１（報告なし） オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求－正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし
課金情報遅延	逆方向	―	

事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　―：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｊ１
２	ＩＳＤＮ端末機器発信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｊ２
３	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
４	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　当社網からＡＮＭ（課金表示は非課金）を直接協定事業者網に返送します。

イ　本則の通信時間の測定等に規定する課金信号を送信した時点とは１電話番号を案内する毎にＣＨＧを送信した時点とします。

ウ　１通話における最大案内回数は 15 回とします。

（４）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

ただし、ＬＰＴ機能を使用した 64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

7　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（1）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１７１

網サービスの選択・制御(災害対策用連絡)に利用する番号

イ 直接協定事業者網から当社網へ転送される着信番号の有効受信桁数は3 桁とします。

ただし試験番号については本項（4）に規定します。

（2）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、		

	略語			
1.0.1	本標準の範囲			
1.0.2	参考文献			
1.0.3	用語と定義			
1.0.4	略語			
1.0.5	コーディング原則の概要			
1.1	ルーチングラベル			
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします ただし第13ビット目は“０”保証とします		
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
1.4	フォーマッティングの原則			
1.5	固定長必須部			
1.6	可変長必須部			
1.7	オプション部			
1.8	オプションパラメータの終了表示 オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当			
1.13	「予備」コードと「留保」コー			

	ドの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01,10”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“ 01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示	“0”を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“1”を使用します	
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	

		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“1111110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		
		h)フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します	
	3.12	理由表示		

		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)コーディング標準	“00”を使用します	
		c)生成源	“0000, 0011, 0100, 0101, 1010”を使用します	
		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1101111, 1111111”を使用します	
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング, 属性識別のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000011”を使用します		
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
3.23	順方向呼表示			
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示	“00,10”を使用します		
	I：ＩＳＤＮアクセス表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	i)フィラー			
3.35	接続特性表示			
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します		
	DC：導通試験表示	“00”を使用します		
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません　ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	

	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します	
	PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI:移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりと	

表4-5	ＧＲＡ	します	
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１７１

発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車･携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード(ＢＯＸ番号に対応するＣＡ情報)
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ―：設定されません

オ 技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能

への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信→音声蓄積装置着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｃ２
2	ＩＳＤＮ端末機器発信→音声蓄積装置着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｃ４
3	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｄ１
4	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｄ２
5	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（４）
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

８　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 32 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。

ただし、試験番号については本項（３）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりと	

			します	
1.4	フォーマッティングの原則			
1.5	固定長必須部			
1.6	可変長必須部			
1.7	オプション部			
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当			
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2.1	メッセージ種別のコード		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング			
2.3	ポインタのコーディング			
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ			
3.1	パラメータ名		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送			
3.5	逆方向呼表示			
	BA：課金表示		“01,10”を使用します	
	DC:着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）		“00,01”を使用します	

		FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
		HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		I：相互接続表示	“0”を使用します	
		J：エンド・エンド情報表示	“0”を使用します	
		K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
		L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“0,1”を使用します	
		N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	

		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		e)表示識別	“00，01”を使用します		
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		g)アドレス情報			
		h)フィラー			
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します		
	3.12	理由表示			
		a)拡張表示	“1”を使用します		
		b)コーディング標準	“00”を使用します		
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011，1101111，1111111”を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディン		

		グ，属性識別のコーディング，CCBS表示のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.20	オプションパラメータ終了表示		
3.21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001，0000010，0000011”を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示		
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示		
	I：ＩＳＤＮアクセス表示		
	KJ：ＳＣＣＰ法表示		
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3.26	汎用番号		
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	

	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	
	f)表示識別	“00，01”を使用します	
	g)網検証識別	“01，11”を使用します	
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C-D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11）	注１

			ＣＱＭ（0～31）	
		b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.52	中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		B-H：予備		
	3.54	通信路要求表示	“00000000，00000011”を使用します	
	3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.103	料金区域情報		
		a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		d)フィラー		
	3.110	発信者番号非通知理由		
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.112	付加ユーザ種別		
		HA:付加ユーザ種別名	“11111100，11111101”を使用します	

		PI:移動系付加ユーザ種別２ PI:移動系付加ユーザ種別１	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
	4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	表4-5	ＧＲＡ		
	表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用し	

		ます	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：１２０－ＤＥＦＧＨＪ
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード

			料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	●	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信→アナログ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１ ＰＴ－Ｃ１
2	アナログ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２ ＰＴ－Ｃ２
3	ＩＳＤＮ端末機器発信→アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３ ＰＴ－Ｃ３
4	ＩＳＤＮ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４ ＰＴ－Ｃ４
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１ （1），（2），（4）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２ （1），（2），（4）

（3）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（４）の規定を準用します。

（輻輳制御方式）

第51条　非常緊急通話の取り扱いについては次のとおりとします。

（１）　本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とはＩＡＭ信号上の「発ユーザ種別」に「優先発ユーザ」又は「公衆電話」を設定した信号をいいます。当社が直接協定事業者網から送出された「発ユーザ種別」に基づき輻輳制御を行う場合は、制御率を当社網内に終始する呼と同等にします。直接協定事業者も当社網からの呼の制御を行う場合は、直接協定事業者網内に終始する呼と同等にします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間での災害時優先電話の疎通を確保するため、当社網は優先発ユーザ回線留保機能及び両方向回線留保機能を有し、制御を行うことができます。

２　回線留保機能による制御方法については次のとおりとします。

（１）　回線群の両端でそれぞれ使用可能回線数（両方向トラヒックが多い時に両方向留保回線制御による回線使用の可否を判定するための値）、両方向留保回線数（片方向トラヒックが多いときに相手側のトラヒックのために留保する回線数）及び優先発ユーザ留保回線数（一般発ユーザトラヒックが多いときに優先発ユーザのトラヒックのために留保する回線数）を設定し、次の条件で回線捕捉を許可又は禁止します。

発ユーザ種別	回線捕捉の許可又は禁止	
ア　優先発ユーザ 公衆電話	回線捕捉時に空があれば捕捉を許可します	
イ　ア欄以外	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数以上のとき	空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が両方向留保回線数と優先発ユーザ留保回線数を加えた値以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します

	回線捕捉時に自局側呼による使用回線数が使用可能回線数未満のとき	空回線数が優先発ユーザ留保回線数より大きいとき、自局の回線捕捉を許可します
		空回線数が優先発ユーザ留保回線数以下のとき、自局の回線捕捉を禁止します

（２）　直接協定事業者網は優先発ユーザ留保回線制御及び両方向留保回線制御を実施することの有無について、当社に通知することを要します。

（３）　優先発ユーザ留保回線数、両方向留保回線数及び使用可能回線数については当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 52 条　伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表６又は技術的条件集別表 6.1 に示すとおりとします。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 53 条　網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 54 条　通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、ＣＩＣ、ＴＧＮの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 12 節　形態４－４　削除

(略)

第 12 節　形態４－４　削除

(略)

第14節　形態４－６ （網構成） 第66条　当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。 （１）　ＩＧＳとＧＳとの接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。 （２）　１つの相互接続点の接続対象地域内にＩＧＳが複数ある場合は、１つのＧＳがその接続対象地域内にある全てのＩＧＳと接続することを可能とし、１つの相互接続点の接続対象地域内にＧＳが複数ある場合は、１つのＩＧＳがその接続対象地域内にある全てのＧＳと接続することを可能とします。 ２　当社網と直接協定事業者網間の共通線信号網の構成は次のとおりとします。 （１）　共通線信号網構成は、対応網構成もしくは準対応網構成とし、直接協定事業者は希望する網構成を本則の事前調査の申込みに規定する事前調査申込書に記載し当社に提出することを要します。 （２）　共通線信号網構成はA，Ｂ面の２面構成とし、A，Ｂ両面にリンクの設定を行います。 （３）　準対応網構成の場合については、信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はＧＳの接続を行います。 （接続方式） 第67条　分類１から分類９による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は技術的条件集別表15又は技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。 ２　番号案内サービス接続機能への接続方式は次のとおりとします。 （２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第９条（接続方式）第４項（１）の規定を準用します。 ただし試験番号については本項（４）に規定します。 （２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠し	第14節　形態４－６ 削除

たNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、番号案内サービス接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“01”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します	

		ＡＮＭでは“01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示	“0”を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“0”を使用します	
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)番号種別表示	“1111110”を使用します	
	c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	e)アドレス情報		
	f)フィラー		
3.10	発番号		

		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		e)表示識別	“00，01”を使用します		
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		g)アドレス情報			
		h)フィラー			
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します		
	3.12	理由表示			
		a)拡張表示	“1”を使用します		
		b)コーディング標準	“00”を使用します		
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001		

			1100011,1100110,1101111,1111111”を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します		
	3.14	回線状態表示(国内用)	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	3.20	オプションパラメータ終了表示			
	3.21	イベント情報			
		GA：イベント表示	“0000011”を使用します		
		H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
	3.23	順方向呼表示			
		A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		D：相互接続表示			
		E：エンド・エンド情報表示			
		F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
		HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
		I：ＩＳＤＮアクセス表示			
		KJ：ＳＣＣＰ法表示			
		L：予備			
		M-P：国内使用に留保			
	3.26	汎用番号			
		a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
		b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	
	f)表示識別	“00, 01”を使用します	
	g)網検証識別	“01, 11”を使用します	
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00, 01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0”を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示	“00000000、00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.104	課金情報		
	a)信号要素種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	b)起動ID	“0000”を使用します	
	c)オペレーションクラス	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)オペレーション種別		
	e)課金者識別		
	f)料金収集方法		
	g)料金/レート表示		
	h)料金/レート情報		
3.105	課金情報種別	“00000011”を使用します	
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	

表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注２
表4-34	ＣＨＧ	信号の向きが順方向の時は使用しません 信号の向きが逆方向の時は課金情	

		報、課金情報種別を使用します	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注２：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM,CPG の場合は使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１０４
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (3) ＩＰ電話(050C～K)端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：５０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービ

			ス） 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) 、 または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	●	2.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 課金情報種別：応用課金レート転送
課金情報	逆方向	●	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系、携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 信号要素種別：起動 オペレーションクラス：クラス１（報告なし） オペレーション種別：即時課金指示 課金者識別：発信者課金 料金収集方法：加入者請求－正常 料金／レート表示：料金／レート情報なし
課金情報遅延	逆方向	－	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	－	

（凡例）●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、番号案内サービス接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｊ１
2	ＩＳＤＮ端末機器発信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｊ２
3	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
4	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第 50 条（接続方式）第６項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項の規定を準用します。

ただし、ＬＰＴ機能を使用した 64kbit/s 非制限呼の手動接続試験に関する規定を除きます。

３　災害時伝言ダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 50 条（接続方式）第７項（１）の規定を準用します。

ただし試験番号については本項（４）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとしま

す。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		

1.7	オプション部			
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当て			
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
2.2	長さ表示のコーディング			
2.3	ポインタのコーディング			
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ			
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.3	アクセス転送			
3.5	逆方向呼表示			
	BA：課金表示	“01,10”を使用します		
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“ 01”を使用します		
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します		
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	I：相互接続表示	“0”を使用します		

		J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
		L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“1”を使用します	
		N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“1111110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	e)表示識別	“00，01”を使用します		
	f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	g)アドレス情報			
	h)フィラー			
3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します		
3.12	理由表示			
	a)拡張表示	“1”を使用します		
	b)コーディング標準	“00”を使用します		
	c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111”を使用します		
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりと		

3.20	オプションパラメータ終了表示	します		
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000011”を使用します		
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
3.23	順方向呼表示			
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
	I：ＩＳＤＮアクセス表示			
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりと		

		します	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0”を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード：	注１

			ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	
		b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示		“00000000, 00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報			
		a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由			
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別			
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		PI：移動系付加ユーザ種別１		

	3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
	4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	表4-5	ＧＲＡ		
	表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-13	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
	表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注２
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注２：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM,CPG の場合は使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１７１
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (2)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (3) ＩＰ電話(050C～K)端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：５０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) (2)ＰＨＳ系端末機器および端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード(ＢＯＸ番号に対応するＣＡ情報)
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ―：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１７１

発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (2)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (3) ＩＰ電話(050C～K)端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：５０＋Ｃ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1.課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします。 ＡＮＭでは、“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	－	
課金情報	逆方向	－	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、災害時伝言ダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン

番			
1	アナログ端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｃ２
2	ＩＳＤＮ端末機器発信 → 音声蓄積装置着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｃ４
3	アナログ端末機器発信 （不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｄ１
4	ＩＳＤＮ端末機器発信 （不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｄ２
5	アナログ端末機器発信 （着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（４）
6	ＩＳＤＮ端末機器発信 （着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第50条（接続方式）第１項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項の規定を準用します。

４　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能〔他事業者仮想私設網サービス〕に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入契約者から直接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし試験番号については本項（５）に規定します。

ア　当社網から直接協定事業者網へ接続する場合に使用する接続番号構成は次のとおりとします。

００ＸＹ　＋　４３　＋　×～×　（×～×はＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号）

事業者識別番号　　サービスコード

イ　直接協定事業者網から当社網へ接続する場合に使用する接続番号構成は第50条（接続方式）第１項（１）および第27条（接続方式）第２項（１）（ただし、イ項のサービス制御呼に関わる接続先番号は除く）の規定を準用します。

ウ　事業者識別番号は事前登録情報に基づいて当社で付与します。

エ　サービスコードの１桁目、２桁目は事前登録情報に基づいて当社で付与します。

オ　ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号は１桁から10桁とし、１桁目は１から９までの数字を使用します（ただし、１桁目が１の場合は、ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号は３桁固定とします（１８４　１８６の場合は除きます））。ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号の２桁目から10桁目は０から９までの数字を使用します。なお、１１０、１１１、１１９の接続番号は当社網内で接続を終端します。なお、ＮＣＣ－ＶＰＮサービスの付加サービスであるＮＣＣ－ＶＰＮホットラインサービス（ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者がオフフックを行った際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合、もしくは、ＮＣＣ－ＶＰＮウォームラインサービス（ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者がオフフック後、１桁目に「＃」をダイヤルした際に当社網から直接協定事業者網へ転送するサービス）の場合にはＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号は設定されません。

カ　ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者が１桁目に０をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

キ　ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者のダイヤル手順は次のとおりとします。

（ア）端末回線種別が一般電話であり、ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号接続の場合は次のとおりとします。

（ＳＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号

（ＳＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号→＃

（イ）端末回線種別が一般電話であり、ＮＣＣ－ＶＰＮ一般番号接続の場合は次のとおりとします。

（ＳＤＴ）→０→（ＤＴ）→００ＸＹ＋０Ａ～Ｊ

（ＳＤＴ）→0→（ＤＴ）→００ＸＹ＋××～×

（ウ）端末回線種別が事業所集団電話であり、ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号接続の場合は次のとおりとします。

（ＰＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮサービスの要求番号→（ＳＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号

（ＰＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮサービスの要求番号→（ＳＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号→＃

（注）ＰＤＴ：プライマリダイヤルトーン

（エ）端末回線種別が事業所集団電話であり、ＮＣＣ－ＶＰＮ一般番号接続の場合は次のとおりとします。

（ＰＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮｻｰﾋﾞｽの要求番号→（ＳＤＴ）→0→（ＤＴ）→００ＸＹ＋０Ａ～Ｊ

（ＰＤＴ）→ＮＣＣ－ＶＰＮｻｰﾋﾞｽの要求番号→（ＳＤＴ）→0→（ＤＴ）→００ＸＹ＋××～×

ク　ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号接続の場合のＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者からの有効受信桁数は１桁（ただし最大桁数が０桁の場合を除きます）からＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者として登録された最大受信桁数（１桁以上 10 桁以内の任意の桁数）とします。なお、登録された最大桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。また、１桁目が１の場合は３桁固定とします（ただし、１８４／１８６の場合は除きます）。

ケ　ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号接続の場合、当社網は次の時点で起動します。

（ア）ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タイミング内に受信した時点。

（イ）ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者として登録された最大受信桁数未満の番号を受信し桁間タイミングオーバとなった時点

（ウ）終了符号の＃を受信した時点。

（エ）１桁目が１の場合は、３桁の番号を受信した時点（ただし、１８４／１８

６の場合は除きます）。

（オ）ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者のうちホットラインサービス契約者が、当社の交換機に対し、発信要求を行った時点。

なお、ホットラインサービスを除き、桁間タイミングは最小桁数まではパーマネントシグナルの桁間タイミングとします。

（２）　サービスの提供条件は次のとおりとします。

ア　付加サービス等の接続条件はＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号による接続の場合を除き第３条の規定を準用します。ＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号による接続の場合は当社の発信系の各種付加サービス等を利用できません。

イ　直接協定事業者網はＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者であるかどうかを判定し、ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者でないことが判明した場合は、当社網に対してトーキを送出することを要します。

ウ　直接協定事業者網はＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号によりＮＣＣ－ＶＰＮサービスに関わる県内通話（以下「リルーティング通話」といいます。）であるかＮＣＣ－ＶＰＮサービスに関わるリルーティング通話以外の通話（以下「県間通話」といいます。）であるかの判定を行い、リルーティング通話であると判明した場合は、ＲＥＬに着番号等を設定し、当社網に対してリルーティング指示を行うことを要します。

ただし、ＲＥＬの着番号で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０	＋	ＡＢＣＤＥ	＋	ＦＧＨＪ
国内プレフィクス		市内局番＋市外局番		加入者番号

エ　ＮＣＣ－ＶＰＮサービス契約者の登録ができるのは電話サービスの一般電話及び事業所集団電話の端末回線とします。

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技

術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、ＮＣＣ－ＶＰＮサービスで設定する次の表に示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		

1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット		
1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注１
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします	

			ＡＮＭでは“01，10”を使用します	
		DC:着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
		FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
		HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		I：相互接続表示		
		J：エンド・エンド情報表示		
		K：ＩＳＵＰ１リンク表示		
		L：保留表示		
		M:ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）		
		N：エコー制御装置表示		
		P0：ＳＣＣＰ法表示		
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011，1111110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	

		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		e)表示識別	“00，01”を使用します		
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		g)アドレス情報			
		h)フィラー			
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001101”を使用します		
	3.12	理由表示			
		a)拡張表示	“1”を使用します		
		b)コーディング標準	“00”を使用します		
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
		e)理由種別	“0000001，0000010，0000011，0000100 0000101，0010000，0010001，0010010 0010011，0010100，0010101，0010110 0011011，0011100，0011101，0011111 0100010，0100110，0101001，0101010 0101011，0101111，0110010，0110111 0111001，0111010，0111111，1000001 1000101，1000110，1001111，1010111 1011000，1011011，1011111，1100001 1100011，1100110，1101111，1111111”を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング，CCBS表示		

		のコーディング”を使用します		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000001,0000010,0000011” を使用します		
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
3.23	順方向呼表示	_		
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示	“10”を使用します		
	I：ＩＳＤＮアクセス表示	“０”を使用します		
	KJ：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号	_		
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		

	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	
	f)表示識別	“00，01”を使用します	
	g)網検証識別	“01，11”を使用します	
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00，01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		注２
	A：インバンド情報表示	“0,1”を使用します	注３
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0,1”を使用します	注４
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	

	3.43	範囲と状態		
		a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注５
		b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.49	サービス活性化	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.52	中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.54	通信路要求表示	“00000011”を使用します	
	3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.60	ユーザ・ユーザ表示		
		A：種別	“1”を使用します	
		CB：サービス１	“00”，“01”を使用します	
		ED：サービス２	技術的条件集別表４に示すとおりとし	

		GF：サービス３	ます	
		H：網廃棄表示	“1”を使用します	
3.103	料金区域情報			
		a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由			
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)発信者番号非通知理由	“0000001，0000010”を使用します	
3.112	付加ユーザ種別			
		HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
		PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		PI：移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード			
4.1	概説		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ		逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ	

		種別、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、オプション順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、汎用番号、サービス活性化、料金区域情報、発信者番号非通知理由、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-14	ＲＬＣ		
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ		
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ		
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注６

表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＡＣＭでは当社端末機器着信時及び特定端末系事業者端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注２：当社はＣＰＧ及びＡＮＭにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。

注３：ＡＣＭ、ＣＰＧでは“0,1”を使用します。ＡＮＭでは“0”を使用します。

注４：ＡＣＭ、ＣＰＧでは“0,1”を使用します。ＡＮＭでは“1”を使用します。

注５：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注６：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示 オクテット		

1.9	送出順序		
1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	注１
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	ＡＣＭでは技術的条件集別表４に示すとおりとします ＡＮＭでは“01，10”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

	Ｉ：相互接続表示			
	Ｊ：エンド・エンド情報表示			
	Ｋ：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	Ｌ：保留表示			
	Ｍ：ＩＳＤＮアクセス表示 （ＩＡＩ）			
	Ｎ：エコー制御装置表示			
	Ｐ0：ＳＣＣＰ法表示			
3.9	着番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)アドレス情報			
	f)フィラー			
3.10	発番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	e)表示識別	“00，01”を使用します		
	f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりと		

		します	
	g)アドレス情報		
	h)フィラー		
3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001101”を使用します	
3.12	理由表示		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)コーディング標準	“00”を使用します	
	c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します	
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011， 1100110， 1101111， 1111111” を使用します	
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング，CCBS表示のコーディング”を使用します	
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.20	オプションパラメータ終了表示		

3.21	イベント情報		
	GA：イベント表示	“0000001,0000010,0000011” を使用します	
	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します	
3.23	順方向呼表示	_	
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します	
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	D：相互接続表示		
	E：エンド・エンド情報表示		
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示		
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示		
	I：ＩＳＤＮアクセス表示	“0”を使用します	
	KJ：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	L：予備		
	M-P：国内使用に留保		
3.26	汎用番号	_	
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します	
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	d)番号不完全表示	“0”を使用します	
	e)番号計画表示	“001”を使用します	
	f)表示識別	“00，01”を使用します	
	g)網検証識別	“01，11”を使用します	

	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	i)フィラー		
3.35	接続特性表示		
	BA：衛星回線表示	“00, 01”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		注２
	A：インバンド情報表示	“0,1”を使用します	注３
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0,1”を使用します	注４
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31）	注５

			ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	
		b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.46	転送先番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)網内番号表示	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	“001”を使用します	
		e)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		f)フィラー		
	3.49	サービス活性化	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.52	中断／再開表示		
		A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します　　信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.54	通信路要求表示	“00000011”を使用します	
	3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
3.60	ユーザ・ユーザ表示		
	A：種別	“1”を使用します	
	CB：サービス１	“00”，“01”を使用します	
	ED：サービス２ GF：サービス３	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：網廃棄表示	“1”を使用します	
3.86	着ディレクトリ番号（国内用）		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
	c)番号計画表示	“001”を使用します	
	d)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“1”を使用します	
	e)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	f)フィラー		
3.96	リダイレクション能力(国内用)		
	CBA:リダイレクション可能表示	“001”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：拡張表示	“1”を使用します	
3.97	リダイレクション回数(国内用)		
	EDCBA：リダイレクション回数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		

3.99	リダイレクション順方向情報（国内用）		
	a)情報種別識別子	“00000011”を使用します	
3.99.3	リダイレクション実行表示		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)リダイレクション実行理由	“1111110”を使用します	
	c)実行交換機リダイレクション可能表示	“001”を使用します	
3.100	リダイレクション逆方向情報（国内用）		
	a)情報種別識別子	“00000011”を使用します	
3.100.3	リダイレクション起動理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)リダイレクション起動理由	“1111110”を使用します	
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別１		

3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	“0000001,0000010”を使用します	
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、ユーザ・ユーザ表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、アクセス転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、アクセス転送、付加ユーザ種別、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、オプション順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、アクセス転送、汎用番号、料金区域情報、サービス活性化、発信者番号非通知理	

		由、事業者情報転送、着ディレクトリ番号（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、転送先番号、リダイレクション逆方向情報、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ		
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ		
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注６
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＡＣＭでは当社端末機器着信時はアクセス転送パラメータを使用しません。

注２：当社はＣＰＧ及びＡＮＭにオプション逆方向呼表示パラメータを設定する場合があります。

注３：ＡＣＭ、ＣＰＧでは“0,1”を使用します。ＡＮＭでは“0”を使用します。

注４：ＡＣＭ、ＣＰＧでは“0,1”を使用します。ＡＮＭでは“1”を使用します。

注５：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注６：分割元信号がIAMの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM、CPGの場合は、アクセス転送を使用します。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰ

パラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有、アドレス情報：００ＸＹ＋４３＋内線番号
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)当社端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または

			移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) 、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます ○：必要時設定されます ―：設定されません

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1) 当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)当社端末機器発信及び特定端末系事業者端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード

			料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

付加ユーザ種別	逆方向	―	

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスのうち、ＮＣＣ－ＶＰＮに関わる当社出接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

また、当社入接続で規定する接続シーケンスは、第２項（２）オの規定を準用します。

ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網間及び発端末回線と当社網間を規定するものとし、着端末回線と直接協定事業者網間については、接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

項番	発信／着信端末回線種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ１
２	県間通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ２
３	県間通話、ホットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ３
４	県間通話、ホットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ４
５	県間通話、ウォームライ	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ５

	ン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信		
6	県間通話、ウォームライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ６
7	リルーティング通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ７
8	リルーティング通話、内線番号発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ８
9	リルーティング通話、ホットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ９
10	リルーティング通話、ホットライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ10
11	リルーティング通話、ウォームライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ11

12	リルーティング通話、ウォームライン発信 NCC-VPN 端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｌ12
13	NCC-VPN 端末機器発信 → アナログ端末機器着信 （不完了）	３．１ｋＨｚｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（３）の規定を準用します。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で実施する試験は次のとおりとします。

（ア）　直接協定事業者はＧＳにトーキトランク（以下「ＴＫＴ」といいます。）機能（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動接続試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－K14 とおりとします。

（イ）　当社はリルーティング要求の内容を確認するリルーティング試験を実施します。接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－K15 のとおりとします。

（ウ）　当社網と直接協定事業者網間における試験の内容は次のとおりとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
当社網からＧＳへの接続確認（注３）	手動接続試験	ＧＳのＴＫＴ	００ＸＹ＋４３＋１９０	非課金	無
当社網からＧＳへの接続確	リルーティング試験	直接協定事業者網	００ＸＹ＋４３＋ＮＣＣ－	非課金	無

認			ＶＰＮ内線番号（注２）		

（注１）：課金条件の非課金は事業者間精算の対象外を示します。

（注２）：ホットライン発信、ウォームライン発信の場合はＮＣＣ－ＶＰＮ内線番号は付加しません。

（注３）：ＮＣＣ－ＶＰＮ一般端末回線、ウォームライン発信端末回線を対象とします。

５　第２種パケット交換サービスへの接続方式は第 32 条（接続方式）第１項の規定を準用します。

６　ビデオテックス通信サービスへの接続方式は第 32 条（接続方式）第１項の規定を準用します

７　フリーダイヤル接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第 32 条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する電気通信番号は次のとおりとします。

また、試験番号については本項（３）に規定します。

ア　移転元事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第 14 項（１）の規定を準用します。

イ　移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す電気通信番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）は番号規則を準用することとします。

（ア）当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ

サービス識別番号　事業者識別番号

（イ）当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス

識別番号の１桁目の０を除いた６桁とします。また、Ｄコードは０から８までの数字を使用します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、フリーダイヤル接続機能への接続で設定する次の表に示す事項を含んだものとします。ただし、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、第６７条第８項のＩＳＵＰ仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。また、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能への接続において直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッセージ、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、		

	略語			
1.0.1	本標準の範囲			
1.0.2	参考文献			
1.0.3	用語と定義			
1.0.4	略語			
1.0.5	コーディング原則の概要			
1.1	ルーチングラベル			
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは13ビットとします		
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
1.4	フォーマッティングの原則			
1.5	固定長必須部			
1.6	可変長必須部			
1.7	オプション部			
1.8	オプションパラメータの終了表示オクテット			
1.9	送出順序			
1.10	予備ビットのコーディング			
1.11	国内用信号種別とパラメータ			
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割当て			
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味			
2.	パラメータのコード			
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりと		

		します	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	“00，01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示	“0”を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）		
	N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
	P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.9	着番号		
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

			します	
		b)番号種別表示	“0000011，0000110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		
		h)フィラー		
	3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します	
	3.12	理由表示		
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)コーディング標準	“00”を使用します	
		c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します	

		e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0010111, 0011011, 0011100, 0011101 0011111, 0100010, 0100110, 0101001 0101010, 0101011, 0101111, 0110010 0110111, 0111001, 0111010, 0111111 1000001, 1000101, 1000110, 1001111 1010111, 1011000, 1011011, 1011111 1100001, 1100011, 1100110, 1101111 1111111” を使用します		
		f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング，CCBS表示のコーディング”を使用します		
	3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	3.20	オプションパラメータ終了表示			
	3.21	イベント情報			
		GA：イベント表示	“0000001, 0000010, 0000011”を使用します		
		H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
	3.23	順方向呼表示			
		A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
		CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
		D：相互接続表示			

	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
	I：ＩＳＤＮアクセス表示			
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号			
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	i)フィラー			
3.35	接続特性表示			
	BA：衛星回線表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	DC：導通試験表示	“00”を使用します		
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	F-H：予備			

3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0”を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H：接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１
	b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.46	転送先番号		

	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000110”を使用します		
	c)網内番号表示	“0”を使用します		
	d)番号計画表示	“001”を使用します		
	e)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	f)フィラー			
3.52	中断／再開表示			
	A：中断／再開表示	信号の向きが順方向の時は“0”を使用します 信号の向きが逆方向の時は技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	B-H：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.54	通信路要求表示	“00000000，00000010，00000011”を使用します		
3.57	ユーザサービス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.73	着ＩＮ番号			
	a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	b)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	c)番号計画表示	“001”を使用します		
	d)表示識別	“01”を使用します		
	e)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりと		

		します	
	f)フィラー		
3.103	料金区域情報		
	a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
	c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由		
	a)拡張表示	“1”を使用します	
	b)発信者番号非通知理由	“0000001，0000010”を使用します	
3.112	付加ユーザ種別		
	HA：付加ユーザ種別名	“11111100,11111101”を使用します	
	PI：移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	PI：移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.99	リダイレクション順方向情報（国内用）		
	a)情報種別識別子	“00000011”を使用します	
3.99.3	リダイレクション実行表示		
	a)拡張表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)リダイレクション実行理由	“0000001”を使用します	

	c)実行交換機リダイレクション可能表示	“001”を使用します	
3.100	リダイレクション逆方向情報（国内用）		
	a)情報種別値	“00000011”を使用します	
3.100.	リダイレクション起動理由		
	a)拡張表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)リダイレクション起動理由	“0000001”を使用します	
3.96	リダイレクション能力(国内用)	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.97	リダイレクション回数(国内用)	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード		
4.1	概説	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、逆方向呼表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	

表4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-5	ＧＲＡ		
表4-12	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、着ＩＮ番号、事業者情報転送、リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション回数（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注２
表4-13	ＲＥＬ	理由表示、転送先番号、着ＩＮ番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）、オプションパラメータ終了表示を使用します	注３
表4-14	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表4-18	ＳＵＳ，ＲＥＳ		
表4-19	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ		
表4-21	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表4-29	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプショ	注４

		ンパラメータ終了表示を使用します	
表4-34	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注２：リダイレクション順方向情報（国内用）、リダイレクション能力（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。また、着ＩＮ番号パラメータ、リダイレクション回数（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に使用します。

注３：転送先番号、着ＩＮ番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータは、直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合に使用します。

注４：分割元信号が IAM の場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ACM、ANM,CPG の場合は使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者間情報転送の経由事業者情報の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：１２０＋Ｄ～Ｊ ただし、番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合には、次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号(国内

			用) アドレス情報：１２０＋ＤＥＦ
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ
着ＩＮ番号	順方向	○	1.番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合に設定されます。番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号 アドレス情報：１２０＋Ｄ～Ｊまたは８００＋Ｄ～Ｋ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
契約者番号	順方向	－	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または

			移動通信(N-STAR 衛星)、または 移動通信(cdmaOne800MHz) 、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	－	
課金情報	逆方向	－	
課金情報遅延	逆方向	－	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	－	

（凡例）●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみ（ただし項番９、項番１０においては発側網と当社網間のみ）を規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信→アナログ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１ ＰＴ－Ｃ１
２	アナログ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２ ＰＴ－Ｃ２

3	ＩＳＤＮ端末機器発信→ アナログ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３ ＰＴ－Ｃ３
4	ＩＳＤＮ端末機器発信→ ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４ ＰＴ－Ｃ４
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１ （1），（2），（4）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２ （1），（2），（4）
9	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｏ１３
10	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転元事業者となる間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１から ＰＴ－Ｑ１６（注１）

	能を実行しない場合）		
１１	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	項番１～８

注１：ＰＴ－Ｑ２（２）は除きます。

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第32条（接続方式）第１項の規定を準用します。

８　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は直接協定事業者網から当社網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（４）に規定します。

ア　０ＡＢ０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ（Ｋ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁～10桁とします。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

（ア）移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は

サービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁とします。

０８００　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた 10 桁とします。

（イ）移転先事業者となる間接協定事業者網に接続するために当社網と直接協定事業者網で使用する、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁～10 桁とします。

０８００　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫＬ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁～11桁とします。

イ　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁～10 桁とします。

ウ　００ＸＹ　＋　X_1X_2～X_n

事業者識別番号　サービスコード

当社網と直接協定事業者網間で転送する上記着信番号の有効受信桁数は５桁～16 桁とします。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠

したNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４または技術的条件集別表４．１をベースドキュメントとし、ＩＳＤＮユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第４．３項または技術的条件集別表15.1第４．３項に示すとおりとします。ただし、技術的条件集別表 15 第４．３項からの差分を次の表に示すとおりとします。

また、当社網は移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合には、技術的条件集第２章第８節第10条（届出）のＩＳＵＰ仕様に規定された信号を直接協定事業者網に対し送信する場合があります。なお、直接協定事業者は、移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能に接続する直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合には、その旨を当社に通知することを要します。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
3.9	着番号		
	b)番号種別表示	“0000011，0000110，1111110”を使用します	
3.46	転送先番号		
	b)番号種別表示	“0000011，0000110”を使用します	
3.114	事業者情報転送		
	1)移転先ＳＣＰ事業者情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.99	リダイレクション順方向情報		

	（国内用）		
	a)情報種別識別子	“00000011”を使用します	
3.99.3	リダイレクション実行表示		
	a)拡張表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)リダイレクション実行理由	“0000001”を使用します	
	c)実行交換機リダイレクション可能表示	“001”を使用します	
3.100	リダイレクション逆方向情報（国内用）		
	a)情報種別値	“00000011”を使用します	
3.100.	リダイレクション起動理由		
	a)拡張表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	b)リダイレクション起動理由	“0000001”を使用します	

注１：当社はＩＡＭにおいてリダイレクション順方向情報（国内用）パラメータを使用します。

注２：当社はＲＥＬに着ＩＮ番号、事業者情報転送、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータを設定する場合があります。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第２項の場合を除きま

			す。 番号種別：国内番号、アドレス情報：ＡＢ０＋Ｄ～Ｊ（Ｋ） 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ 番号種別：網特有番号、アドレス情報：００ＸＹ＋Ｘ～Ｘ 2.番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号フォーマットのネットワークルーティング番号（国内用） アドレス情報：１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 (1)端末系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ (2)携帯・自動車電話系、ＰＨＳ系端末機器発信の場合 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ (3)国際系端末機器発信の場合 番号種別：網特有番号、アドレス情報：n～n（加入者電話番号によります）
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信（自動車・携帯電

			話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星）、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。	
着ＩＮ番号	順方向	○	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。ただし第２項の場合を除きます。 番号種別：国内番号、アドレス情報：ＡＢ０＋Ｄ～Ｊ（Ｋ） 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ０＋Ｃ～Ｋ 番号種別：網特有番号、アドレス情報：００ＸＹ＋Ｘ～Ｘ ※ただし、本情報は設定されないことがあります。 2.番号ポータビリティ接続機能により移転先事業者となる間接協定事業者網に接続する場合の番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別表示：国内番号 アドレス情報:１２０＋Ｄ～Ｊまたは８００＋	

			D～K
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報遅延	逆方向	○	1.課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。
付加ユーザ種別	逆方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器着信の場合 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１：移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名：移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２：移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR 衛星) 、または 移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) ※ただし、本情報は設定されないことがあります。

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　加入者交換機機能メニュー接続機能への接続で規定する接続シーケンスは技術的条件集別表５のＰＴ－Ｑ１からＰＴ－Ｑ１６の発側網と当社網間の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能への接続で規定する接続シーケンスは次のとおりとし、発側網と当社網間または発側網と着側網間のみ規定するものとします。

項番	接続種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行する場合）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１及びＰＴ－Ｑ２（２／２）
２	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転元事業者となる当社網または間接協定事業者網に接続する場合で、かつ直接協定事業者網がリダイレクション機能を実行しない場合）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	技術的条件集第２章第８節第10条（届出）（２）オの項番１から項番８
		音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１からＰＴ－Ｑ１６（注１）
３	番号ポータビリティ（直接協定事業者網が移転先事業者となる間接協	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１からＰＴ－Ｑ１６（注１）

	定事業者網に接続する場合）		

注１：ＰＴ－Ｑ２（２）は除きます。

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表15または技術的条件集別表15.1に示すとおりとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は技術的条件集別表15または技術的条件集別表15.1の規定を準用します。

９　電報接続機能への接続方式は次のとおりとします。

（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

１１５

国内電報受付に利用する番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

ただし、試験番号については本項（３）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、電報接続機能への接続で設定する次の表で示す事項を含んだものとします。なお、次の表の項番は、技術的条件集別表４のＮＴＴ－Ｑ７６３に対応していますが、パラメータの項番（３．ＩＳＤＮユーザ部のパラメータに規定する項番とします。）の内で規定のない項番については、使用しないこととします。

ただし、当社網が直接協定事業者網から本ＩＳＵＰ仕様で規定された以外のメッ

セージ、パラメータ、　パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項番	項　　目	仕　　様	記事
1.	概要	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.0	本標準の範囲、参考文献、定義、略語		
1.0.1	本標準の範囲		
1.0.2	参考文献		
1.0.3	用語と定義		
1.0.4	略語		
1.0.5	コーディング原則の概要		
1.1	ルーチングラベル		
1.2	回線番号	ＣＩＣ設定フィールドは 13 ビットとします	
1.3	メッセージ種別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
1.4	フォーマッティングの原則		
1.5	固定長必須部		
1.6	可変長必須部		
1.7	オプション部		
1.8	オプションパラメータの終了表示 オクテット		
1.9	送出順序		

1.10	予備ビットのコーディング		
1.11	国内用信号種別とパラメータ		
1.12	メッセージ種別コードとパラメータコードの割り当て		
1.13	「予備」コードと「留保」コードの意味		
2.	パラメータのコード		
2.1	メッセージ種別のコード	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
2.2	長さ表示のコーディング		
2.3	ポインタのコーディング		
3.	ＩＳＤＮユーザ部のパラメータ		
3.1	パラメータ名	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.3	アクセス転送		
3.5	逆方向呼表示		
	BA：課金表示	“01”を使用します	
	DC：着ユーザ状態表示（ＣＬＳ）	ＡＣＭでは“00”を使用します ＡＮＭでは“01”を使用します	
	FE：着ユーザ種別表示	“01”を使用します	
	HG：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	I：相互接続表示	“0”を使用します	
	J：エンド・エンド情報表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	K：ＩＳＵＰ１リンク表示	“1”を使用します	
	L：保留表示	技術的条件集別表４に示すとおりと	

			します	
		M：ＩＳＤＮアクセス表示（ＩＡＩ）	“1”を使用します	
		N：エコー制御装置表示	“0”を使用します	
		P0：ＳＣＣＰ法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	3.9	着番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“1111110”を使用します	
		c)網内番号表示（ＩＮＮ表示）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)アドレス情報		
		f)フィラー		
	3.10	発番号		
		a)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)番号種別表示	“0000011”を使用します	
		c)発番号不完全表示（ＮＩ）	“0”を使用します	
		d)番号計画表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		e)表示識別	“00，01”を使用します	
		f)網検証識別	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		g)アドレス情報		

	h)フィラー			
3.11	発ユーザ種別	“00001010，00001011，00001101，00001111”を使用します		
3.12	理由表示			
	a)拡張表示	“1”を使用します		
	b)コーディング標準	“00”を使用します		
	c)生成源	“0000，0011，0100，0101，1010”を使用します		
	e)理由種別	“0000001, 0000010, 0000011, 0000100 0000101, 0010000, 0010001, 0010010 0010011, 0010100, 0010101, 0010110 0011011, 0011100, 0011101, 0011111 0100010, 0100110, 0101001, 0101010 0101011, 0101111, 0110010, 0110111 0111001, 0111010, 0111111, 1000001 1000101, 1000110, 1001111, 1010111 1011000, 1011011, 1011111, 1100001 1100011, 1100110, 1101111, 1111111”を使用します		
	f)診断情報	“新しい相手先/着番号のコーディング，属性識別のコーディング”を使用します		
3.14	回線状態表示（国内用）	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
3.20	オプションパラメータ終了表示			
3.21	イベント情報			
	GA：イベント表示	“0000001，0000010，0000011”を使用します		

	H：イベント提示制限表示	“0”を使用します		
3.23	順方向呼表示	_		
	A：国内／国際呼表示	“0”を使用します		
	CB：エンド・エンド法表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	D：相互接続表示			
	E：エンド・エンド情報表示			
	F：ＩＳＵＰ１リンク表示			
	HG：ＩＳＵＰ１リンク希望表示			
	I：ＩＳＤＮアクセス表示			
	KJ：ＳＣＣＰ法表示			
	L：予備			
	M-P：国内使用に留保			
3.26	汎用番号	_		
	a)番号情報識別子	“00000110”を使用します		
	b)奇数／偶数表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	c)番号種別表示	“0000011”を使用します		
	d)番号不完全表示	“0”を使用します		
	e)番号計画表示	“001”を使用します		
	f)表示識別	“00，01”を使用します		
	g)網検証識別	“01，11”を使用します		
	h)アドレス情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします		
	i)フィラー			
3.35	接続特性表示			

	BA：衛星回線表示	“00，01，10”を使用します	
	DC：導通試験表示	“00”を使用します	
	E：エコー制御装置表示	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	F-H：予備		
3.37	オプション逆方向呼表示		
	A：インバンド情報表示	“1”を使用します	
	B：着信転送可能性表示	“0”を使用します	
	C：簡易分割表示	“0”を使用します	
	D：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	E-H：国内使用に留保		
3.38	オプション順方向呼表示		
	BA：閉域接続呼表示	“00”を使用します	
	C：簡易分割表示	“1”を使用します	
	D-G：予備	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
	H:接続先番号要求表示	“0”を使用します	
3.43	範囲と状態		
	a)範囲	技術的条件集別表４に示すとおりとします 範囲コード： ＣＱＲ（0～31） ＧＲＡ（1～11） ＧＲＳ（1～11） ＣＱＭ（0～31）	注１

		b)状態	ＣＱＲ、ＧＲＳ、ＣＱＭは使用しません ＧＲＡは技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.54	通信路要求表示		“00000000, 00000011”を使用します	
3.57	ユーザサービス情報		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.103	料金区域情報			
		a)奇数／偶数	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		b)情報識別表示	“0000001”を使用します	
		c)料金区域情報	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		d)フィラー		
3.110	発信者番号非通知理由			
		a)拡張表示	“1”を使用します	
		b)発信者番号非通知理由	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
3.112	付加ユーザ種別			
		HA:付加ユーザ種別名	“11111100, 11111101”を使用します	
		PI:移動系付加ユーザ種別２	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
		PI:移動系付加ユーザ種別１		
3.114	事業者情報転送		技術的条件集別表４に示すとおりとします	
4.	ＩＳＤＮユーザ部信号とコード			
4.1	概説		技術的条件集別表４に示すとおりと	

		します	
表 4-1	ＡＣＭ	逆方向呼表示、オプション逆方向呼表示、理由表示、料金区域情報、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表 4-2	ＡＮＭ	逆方向呼表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表 4-3	ＣＰＧ	イベント情報、理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表 4-4	ＣＱＲ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表 4-5	ＧＲＡ		
表　4-	ＩＡＭ	接続特性表示、順方向呼表示、発ユーザ種別、通信路要求表示、着番号、発番号、オプション順方向呼表示、アクセス転送、ユーザサービス情報、料金区域情報、汎用番号、発信者番号非通知理由、付加ユーザ種別、事業者情報転送、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表　4-	ＲＥＬ	理由表示、オプションパラメータ終了表示を使用します	
表　4-	ＲＬＣ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	

表　4-	ＳＵＳ，ＲＥＳ	使用しません	
表　4-	ＢＬＯ，ＢＬＡ，ＲＳＣ，ＵＢＬ，ＵＢＡ	技術的条件集別表４に示すとおりとします	
表　4-	ＧＲＳ，ＣＱＭ		
表　4-	ＳＧＭ	アクセス転送、汎用番号、オプションパラメータ終了表示を使用します	注２
表　4-	ＣＨＧ	使用しません	

注１：ＣＱＭについては当社網→直接協定事業者網方向では 0～29 を使用します。

注２：分割元信号がＩＡＭの場合、アクセス転送、汎用番号を使用します。ＡＣＭ、ＡＮＭ、ＣＰＧの場合は使用しません。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１１５
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおり

			します。 (1)携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 番号種別:国内番号、アドレス情報:Ａ０＋Ｃ～Ｋ (2)端末系端末機器発信の場合 番号種別:国内番号、アドレス情報:Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示:ＣＡコード 料金区域情報:ＣＡコード
契約者番号	順方向	―	
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	順方向	○	1.付加ユーザ種別の設定条件は次のとおりとします。 (1) 携帯・自動車電話系端末機器発信の場合 付加ユーザ種別名:移動系付加ユーザ種別１ 付加ユーザ種別１:移動通信(自動車・携帯電話サービス)、または 移動通信(船舶電話サービス)、または 移動通信(航空機電話サービス) 付加ユーザ種別名:移動系付加ユーザ種別２ 付加ユーザ種別２:移動通信(大容量方式)、または 移動通信(N/J-TACS)、または 移動通信(PDC800MHz)、または 移動通信(PDC1.5GHz)、または 移動通信(N-STAR衛星)、または

			移動通信(cdmaOne800MHz)、または 移動通信(IMT-2000) (2)端末系端末機器発信の場合、本情報は設定されません。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	―	
課金情報	逆方向	―	
課金情報遅延	逆方向	―	
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします
付加ユーザ種別	逆方向	―	

(凡例) ●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、電報接続機能への接続で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

項	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信 → ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２

2	ＩＳＤＮ端末機器発信→ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
3	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
4	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
5	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（４）
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項の規定を準用します。

１０　付加的機能識別番号中継接続の方式は次のとおりとします。

（１）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０５７０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

０１８０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号 事業者識別番号 加入者番号

１８８

消費生活相談受付に利用する番号

１８９

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁、または３桁とします。ただし、試験番号については本項（4）に規定します。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表3または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ　ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表4をベースドキュメントとし、ＩＳＤＮユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表 15 第 4.3 項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

エ　当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラメータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：直接協定事業者網→当社網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：５７０＋Ｄ～Ｊまたは１８０＋Ｄ～Ｊ 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１８８または１８９
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。

料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	○	1.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金100円、または 単位料金10円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1.課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適用	記事
着番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：５７０＋Ｄ～Ｊまたは１８０＋Ｄ～Ｊ 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１８８または１８９
発番号	順方向	●	1.番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。

			番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1.料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
課金情報種別	逆方向	○	1.課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1.課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金100円、または 単位料金10円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または 柔軟課金レート指示（一般）、または 柔軟課金レートなし
課金情報遅延	逆方向	○	1.課金情報遅延の設定条件は次のとおりとします。 課金情報遅延：着信地域情報 ※ただし、本情報は設定されないことがあります。
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号中継接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と発側網間及び、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケ

ンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
1	アナログ端末機器発信　→　アナログ端末機器着信	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１
2	アナログ端末機器発信　→　ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２
3	ＩＳＤＮ端末機器発信　→　アナログ端末機器着信	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３
4	ＩＳＤＮ端末機器発信　→　ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
5	アナログ端末機器発信（不完了）	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１
6	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
7	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１ （１）（２）（４）
8	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２ （１）（２）（４）

（３）　当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表15に示すとおりとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	０５７０＋ＤＥＦＧＨＪ

認		または０１８０＋ＤＥＦＧＨＪまたは１８８または１８９

１１　付加的機能識別番号接続の方式は次のとおりとします。

（1）当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は番号規則を準用することとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間で使用する接続番号構成は次のとおりとします。

０５７０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

１８８

消費生活相談受付に利用する番号

１８９

児童虐待通告・児童相談受付に利用する番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた９桁、または３桁とします。ただし、試験番号については本項（4）に規定します。

（2）当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用します。

イ ＭＴＰ仕様は、準対応網構成の場合については、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。また、対応網構成の場合については、技術的条件集別表３に示すとおりとします。

ウ ＩＳＵＰ仕様は、技術的条件集別表４をベースドキュメントとし、ＩＳＤＮユーザ部のメッセージとコードは、技術的条件集別表15第4.3項に示すとおりとします。また、当社網と直接協定事業者網間の主な転送情報については、エに示すとおりとします。

エ 当社網と直接協定事業者網間の転送情報（課金の観点から特記すべきＩＳＵＰパラ

メータのみ記述します。）は、次のとおりとします。なお、事業者情報転送の転送条件については当社と協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

呼の方向：当社網→直接協定事業者網

情報名	方向	適	記事
着番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：５７０＋D～Ｊ 番号種別：網特有番号、アドレス情報：１８８または１８９
発番号	順方向	●	1. 番号種別とアドレス情報の設定条件は次のとおりとします。 番号種別：国内番号、アドレス情報：Ａ～Ｊ
料金区域情報	順方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
事業者情報転送	順方向	●	別途協議とします。
料金区域情報	逆方向	●	1. 料金区域情報の設定条件は次のとおりとします。 情報識別表示：ＣＡコード 料金区域情報：ＣＡコード
逆方向呼表示	逆方向	○	1. 課金表示の設定条件は次のとおりとします。 ＡＣＭでは技術的要件集別表４に示すとおりとします。 ＡＮＭでは、“01”または“10”を使用します。
課金情報種別	逆方向	○	1. 課金情報種別の設定条件は次のとおりとします。 課金情報種別：課金レート転送
課金情報	逆方向	○	1. 課金情報の設定条件は次のとおりとします。 単位料金表示：単位料金 100 円、または 単位料金 10 円、または 表示なし 課金レート情報種別：柔軟課金レート指示（公衆）、または

			柔軟課金レート指示（一般）、 または 柔軟課金レートなし
事業者情報転送	逆方向	●	別途協議とします。

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます　－：設定されません

オ 技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、付加的機能識別番号接続の方式で規定する接続シーケンスの一覧は次のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、端末機器と発側網間、及び発側網と着側網間のみを規定することとし、端末機器と着側網間については、発側網と着側網間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

項番	発信／着信端末機器種別	コネクションタイプ	シーケンスパターン
１	アナログ端末機器発信 →　アナログ端末機器着信	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ１
２	アナログ端末機器発信 →　ＩＳＤＮ端末機器着信	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ２
３	ＩＳＤＮ端末機器発信 →　アナログ端末機器着信	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ３
４	ＩＳＤＮ端末機器発信 →　ＩＳＤＮ端末機器着信	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ａ４
５	アナログ端末機器発信 （不完了）	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ１

６	ＩＳＤＮ端末機器発信（不完了）	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｂ２
７	アナログ端末機器発信（着側切断）	3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ１（１）（２）（４）
８	ＩＳＤＮ端末機器発信（着側切断）	音声、3.1KHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｉ２（１）（２）（４）

（３）当社網と直接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は技術的条件集別表 15 に示すとおりとします。

（４）当社網と直接協定事業者網間で使用する手動試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	接続先	試験番号構成
当社網から直接協定事業者網への接続確認	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	０５７０＋ＤＥＦＧＨＪまたは１８８または１８９

（輻輳制御方式）

第 68 条　輻輳制御方式は第 33 条（輻輳制御方式）の規定を準用します。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 69 条　伝送装置間インタフェース仕様は第 34 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 70 条　網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 71 条　通信回線、共通線信号リンクの新設・増減設単位及び共通線信号局番号、ＣＩＣ、ＴＧＮの付与方法その他の接続に必要な事項のうち細目に渡るものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

注）ＮＴＴ東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
ＮＴＴ西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

第 15 節　形態４－７　削除

（略）

第 16 節　形態５
（専用回線ノード装置インタフェース仕様）
第 77 条　専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
ＤＳＭ-Ｌ形専用サービスノード装置（ＤＳＭ-Ｌ）	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

（伝送装置間インタフェース仕様）
第 78 条　伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。ただし、ＤＳＭ－Ｌ形専用サービスノード装置については技術的条件集別表１１．９に示すとおりとします。
（その他接続に必要な事項）
第 79 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節の２　形態５―２
（網構成）
第 79 条の２　当社のＩＳＰ接続用ルータにおけるＩＰ通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
（インタフェース仕様）

第 15 節　形態４－７　削除

（略）

第 16 節　形態５
（専用回線ノード装置インタフェース仕様）
第 77 条　専用回線ノード装置とインタフェース仕様との対応は次のとおりとします。

専用回線ノード装置	インタフェース仕様
ＤＳＭ-Ｌ形専用サービスノード装置（ＤＳＭ-Ｌ）	技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします

（伝送装置間インタフェース仕様）
第 78 条　技術的条件集別表１１．９に示すとおりとします。
（その他接続に必要な事項）
第 79 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

第 16 節の２　形態５―２
（網構成）
第 79 条の２　当社のＩＳＰ接続用ルータにおけるＩＰ通信網終端装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。
（インタフェース仕様）

第 79 条の３　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の１、２．３、３、４及び５のとおりとします。	第 79 条の３　当社網と直接協定事業者網間で使用するインタフェース仕様は、技術的条件集別表 11.9 及び技術的条件集別表 26 の１、２．３、３、４及び５のとおりとします。
（伝送装置間インタフェース仕様）	（伝送装置間インタフェース仕様）
第 79 条の４　伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。ただし、ＤＳＭ－Ｌ形専用サービスノード装置については技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。	第 79 条の４　技術的条件集別表 11.9 に示すとおりとします。
（その他接続に必要な事項）	（その他接続に必要な事項）
第 79 条の５　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。	第 79 条の５　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。
第 17 節　形態６―１　削除	第 17 節　形態６―１　削除
(略)	(略)
第 18 節　形態６－２	第 18 節　形態６－２
（網構成）	削除
第 84 条　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。	
（１）　共通線信号網構成は準対応網構成とします。	
（２）　共通線信号網構成はＡ、Ｂ面構成とし、Ａ、Ｂ両面にリンクの設定を行うものとします。	
（３）　信号網相互接続点単位に当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はサービス制御局（以下、「ＮＳＰ」又は「ＳＣＰ」といいます。）の接続を行うものとします。	
（接続方式）	
第 85 条　ナビダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方	

式は次のとおりとします。

（1） 当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

ア　　０５７０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

イ 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は９桁とします。

（2） 直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。

（3） 当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第１種及び第２種総合ディジタル通信サービス及びディジタル公衆電話サービスとします。

（4） 当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア 当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No. 7信号方式を適用
します。

イ ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ ＮＴＴ固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表 17 に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＳＤＲＱ）

情報名	適用
発信ＩＤ	○

発信ＫＡ	○
発ユーザ種別	●
ダイヤル数字	●
機能レベル表示	●
通信路要求表示	●
付加ユーザ種別	○
第２網機能種別	○
試験呼情報	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＳＤＲＰ）

情報名	適用
課金形態指示	●
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	○
解放種別	○
発側接続ＡＲＥ制御	○
発側ガイダンス情報	○
着側ガイダンス情報	○
課金情報送出表示	○
課金情報	○
料金通知情報	○
料金算定区間ＭＢＩ	○
機能レベル表示	○
ＮＳＰ設定表示	○
着ユーザ番号	○
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	○

網機能種別	○
理由表示	○
第２網機能種別	○
課金信号要求フラグ	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＣＨＩＦ）

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＨＡＫ）

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、ナビダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ１のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（６）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はＳＣＣＰメッセージをいいます。 （７）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。 ア　当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験を実施します。 ２　テレドーム接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。 ア　　０１８０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は９桁とします。 （２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。 （３）　当社網から発信可能な端末回線の種別は、第１項（３）の規定を準用します。 （４）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No. ７信号方式を適用 します。 イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。 ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。 エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。 オ　網特有ＡＳＥ仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直	

接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

削除

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＤＣＲＴ、ＤＳＥＴ、ＤＧＥＴ、ＤＤＥＬ、ＤＣＭＰ）

情報名	適用
サービスクラス	●
アプリケーション転送	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＤＣＲＴ、ＤＳＥＴ、ＤＧＥＴ、ＤＤＥＬ、ＤＣＭＰの不成功応答）

情報名	適用
アプリケーション転送	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、テレドーム接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ２のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（６）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（７）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は第１項（７）の規定を準用します。

３　ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号の構成は次のとお

りとします。

ア　　１６１、１６２

網サービスの選択・制御（ファクシミリ通信網）に利用する番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

イ　　００３５　　＋　　×～×

サービス識別番号　　サービス識別コード

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は６桁とします。

（２）直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。

（３）当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話及び第１種及び第２種総合ディジタル通信サービスとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用

します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表13.1に示すとおりとします。

オ　網特有ＡＳＥ仕様は、技術的条件集別表16に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＰＲＩＳ）

情報名	適用

発番号	●
着番号	●
ユーザサービス情報	●
順方向呼表示	●
発ユーザ種別	●
機能レベル表示	●
付加ユーザ種別	○
第２網機能種別	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＮＥＴ）

情報名	適用
着番号	●
順方向呼表示	●
網機能種別	●
着ユーザ番号	●
ＮＳＰ設定情報	●
第２網機能種別	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＱＣＨＧ）

情報名	適用
課金形態	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＰＥＶ）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●
通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○

信号局番号	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＬＳＥ）

情報名	適用
理由表示	●
ＡＲＥ情報	○
局内トランク種別	○

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、ファクシミリ通信網サービス接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ４のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（６）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（７）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

４　削除

５　削除

６　削除

７　削除

８　他事業者アクセス短桁ダイヤル機能［メンバーズネットサービス］（以下、「メンバーズネット」といいます。）に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は電気通信番号規則（平成

9年郵政省令第82号）を準用することとします。 ア　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ 事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号 当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に０を付加した14桁から15桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は13桁から14桁とします。 ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。 イ　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ 国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号 当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスの前に０を付加した６桁から11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた４桁から９桁とします。 ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。 ウ　０ＡＢ０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ サービス番号　事業者識別番号　加入者番号 当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に０を付加した11桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の１桁目の０を除いた９桁とします。 ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。 エ　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号	

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の前に０を付加した８桁から 12 桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス識別番号の１桁目の０を除いた６桁から 10 桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

オ　　００ＸＹ　　＋　　×～×

事業者識別番号　　際公衆電気通信番号等（010 から始まるダイヤルも含む）

さらに接続番号を次のとおりに区分します。

００ＸＹ$_1$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在する接続番号

００ＸＹ$_4$系：００ＸＹに続き国際公衆電気通信番号等が存在しない接続番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は事業者識別番号の前に０を付加した５桁から 23 桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は４桁から 22 桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

カ　　１ＸＹ

サービス番号

当社網から直接協定事業者網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数はサービス番号の前に０を付加した４桁とします。また、直接協定事業者網から当社網へ転送する上記の着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

ただし、有効受信桁数未満の着信番号がタイミングアウトにより送出される場合があります。

キ　メンバーズネットサービス契約者が内線番号をダイヤルする場合に適用される番号は次のとおりとします。

（ア）　端末回線種別が電話サービスの加入電話及び第１種総合ディジタル通信サー

ビスの場合、メンバーズネット内線番号の桁数は１桁から 11 桁とし、１桁目は１から９までの数字を使用します。（ただし、１桁目が１の場合は３桁固定とします。（184／186 の場合は除きます））２桁目から 11 桁目は０から９までの数字を使用します。なお、加入電話の場合、メンバーズネットサービスの付加機能であるダイヤルパス機能（オフフックを行った際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号は設定されません。また、ダイヤルパス＃機能（オフフック後、１桁目に「＃」をダイヤルした際に特定の着信先へ接続する機能）利用時は、メンバーズネット内線番号には「＃」が設定されます。 （イ）　端末回線種別が電話サービスの事業所集団電話の場合、１桁から３桁のオンネットアクセス番号を使用します。１桁目は１から９までの数字を使用します。オンネットアクセス番号の２桁目から３桁目は０から９までの数字を使用します。（ただし、１桁目が１の場合は３桁固定とします。（184／186 の場合は除きます））オンネットアクセス番号を付加して、メンバーズネット内線番号をダイヤルします。なお、付加機能であるダイヤルパス＃機能利用時は、メンバーズネット内線番号には「＃」が設定されます。 ク　メンバーズネットサービス契約者が１桁目に０をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款に規定されているものと同等とします。 （２）　メンバーズネットサービス契約者の登録できる当社の端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、第１種及び第２種総合ディジタル通信サービスとします。 （３）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。 ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No. ７信号方式を適用 します。 イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。	

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ　網特有ＡＳＥ仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＰＲＩＳ）

情報名	適用
発番号	○
着番号	○
ユーザサービス情報	○
順方向呼表示	○
発ユーザ種別	○
契約者番号	○
試験呼情報	○
サービス活性化	○
発着制御要求表示	○
機能レベル表示	○
汎用番号	○
付加ユーザ種別	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＳＤＩＦ）

情報名	適用
制御対象	●
ＡＲＥ情報	○
汎用通知	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＮＥＴ）

情報名	適用

着番号	●
発番号	○
順方向呼表示	●
着ユーザ番号	○
付加情報転送	○
着信指示用音源種別	○
ＮＳＰ設定情報	○
汎用番号	○
サービス活性化	○
第１着ユーザ番号	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＱＣＨＧ）

情報名	適用
課金形態	●
課金情報	○
接続先変更元番号	○
接続先変更先番号	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＬＳＥ）

情報名	適用
理由表示	●
ガイダンス情報	○
汎用通知	○
局内トランク種別	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＰＥＶ）

情報名	適用
呼状態	●
理由表示	●

通信時間	○
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
信号局番号	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＶＩＦ）

情報名	適用
情報受信法表示	●
情報要求	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＶＩＦの成功応答）

情報名	適用
受信情報	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＰＬＲＳ）

情報名	適用
発トランザクションＩＤ	●
着トランザクションＩＤ	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＰＲＳ）

情報名	適用
着トランザクションＩＤ	●
リソース状態	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＱＲＳＴ）

情報名	適用
初期設定表示	●
シーケンス	○
着トランザクションＩＤ	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＲＳＴ）

情報名	適用

シーケンス	○

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、メンバーズネットサービス契約者発信で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ９のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の規定を準用します。

（５）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（６）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

９　削除

10　削除

11　削除

12　電報接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号規則（平成 9 年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。

ア　　１１５

国内電報受付に利用する番号

イ　当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。

（３）　当社網から発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、優先放送電話接続電話、第１種及び第２種総合ディジタル通信サービスとします。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応網信号を使用する信号方式は次のおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を使用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ　ＮＴＴ固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表 17 に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＳＤＲＱ）

情報名	適用
発番号	○
発信ＩＤ	○
発信ＫＡ	○
ダイヤル数字	○
隣接網形態識別	○
機能レベル表示	○
発ユーザ種別	○
付加ユーザ種別	○
順方向呼表示	○
第２網機能種別	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＳＤＲＰ）

情報名	適用

接続指示	
接続形態	●
発側接続ＡＲＥ制御	○
発側ガイダンス情報	○
出回線送出数字	○
理由表示	○
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	○
課金信号要求フラグ	●
網機能種別	●
第２網機能種別	○
ＮＳＰ設定情報	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＣＨＩＦ）

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
通信終了時刻	○
通話時間	○
理由表示	○
信号局番号	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＨＡＫ）

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＬＮＣＭ）

情報名	適用
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＲＰ）

情報名	適用
通話路確認フラグ	●
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＩＮ）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＡＫ）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、電報接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ１のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＮＳＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（６）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（７）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

13　フリーダイヤル接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網から直接協定事業者網へ問い合わせを行う電気通信番号は電気通信番号

規則を準用することとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第32条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

（ア）当社網から移転元事業者となる直接協定事業者網のＮＳＰへ問い合わせを行う接続番号は第32条（接続方式）第２項（１）の規定を準用します。

（イ）当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網のＮＳＰへ問合せを行う、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。

０１２０　＋　ＤＥＦ

サービス識別番号　事業者識別番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は１桁目の０を除いた６桁とします。また、Ｄコードは０から８までの数字を使用します。

イ　１４４

網サービスの選択・制御（迷惑電話おことわり）に利用する番号

当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は３桁とします。

（２）　直接協定事業者網から当社網へ信号により通知する電気通信番号は第５０条（接続方式）第１項（１）の規定を準用します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において使用する接続番号は次のとおりとします。

ア　移転元事業者となる直接協定事業者網のＮＳＰから当社網へ信号により通知するネットワークルーチング番号の構成は次のとおりとします。

（ア）　０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１０桁とします。

（イ）　０８００　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫＬ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１１桁とします。

（３）　当社網から発信可能な端末回線の種別は、第１項（３）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.７信号方式を適用
します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表3.1に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表12.1に示すとおりとします。

エ　ＮＴＴ固有サービス制御仕様は、技術的条件集別表 17 に示すとおりとします。

当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＳＤＲＱ）

情報名	適用
発信ＩＤ	○
発番号	○
発信ＫＡ	○
発ユーザ種別	●
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	●
ダイヤル数字	●
機能レベル表示	●
通信路要求表示	●
隣接網形態識別	○
付加ユーザ種別	○
順方向呼表示	○
発ユーザ番号	○

発信地域情報	○
汎用番号	○
発信者番号非通知理由	○
着信拒否制御	○
ＩＰ番号	○
第２網機能種別	○
着ＩＮ番号	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＳＤＲＰ）

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	○
発側接続ＡＲＥ制御	○
着側接続ＡＲＥ制御	○
局内トランク	○
待合せ時間	○
待合せタイムアウトＡＲＥ制御	○
発側ガイダンス情報	●
着側ガイダンス情報	●
強切タイミング	●
リダイレクト理由	○
転送先番号	○
着ユーザ番号	○
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	○
課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	○

着信拒否制御	○
着信拒否遭遇呼	○
理由表示	○
ＮＳＰ設定情報	○
第２網機能種別	○
課金形態指示	○
事業者情報転送	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＲＣＲＱ）

情報名	適用
切断イベント	●
理由表示	●
信号局番号	●
ＡＲＥ制御結果イベント	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＣＲＰ）

情報名	適用
接続指示	
接続形態	●
出回線送出数字	○
発側接続ＡＲＥ制御	○
着側接続ＡＲＥ制御	○
局内トランク	○
待合せ時間	○
待合せタイムアウトＡＲＥ制御	○
着ユーザ番号	○
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	○
着信拒否遭遇呼	○

課金信号要求フラグ	●
再制御対象フラグ	○
ＮＳＰ設定情報	○
第２網機能種別	○
課金形態指示	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＣＨＩＦ）

情報名	適用
切断イベント	●
着信端末番号	●
通信開始時刻	○
切断時刻	○
通話時間	○
待合せ開始時刻	○
理由表示	●
信号局番号	●
着信拒否遭遇呼	○

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＣＨＡＫ）

情報名	適用
課金信号再送出要求フラグ	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＲＣＩＤ）

情報名		適用
接続指示		
	接続形態	●
	出回線送出数字	○
	発側接続ＡＲＥ制御	○
	着側接続ＡＲＥ制御	○

着側ＡＲＥ論理制御	○
着ユーザ番号	○
ＩＳＵＰ１リンク希望表示	○
課金信号要求フラグ	●
ＮＳＰ設定情報	●
接続結果信号要求フラグ	●
第２網機能種別	○

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＣＮＲＥ）

情報名	適用
接続結果イベント	●
理由表示	●
信号局番号	●

信号の方向：ＮＳＰ→当社網（ＬＮＣＭ）

情報名	適用
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＲＰ）

情報名	適用
通話路確認フラグ	●
着信端末番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＩＮ）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

信号の方向：当社網→ＮＳＰ（ＬＮＡＫ）

情報名	適用
初期設定フラグ	●
呼識別番号	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

オ　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、フリーダイヤル接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｏ１及びＰＴ－Ｏ１３のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網（ＰＴ－Ｏ１３においては当社網）とＮＳＰ間のみを規定することとし、その他については接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（５）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の分類３の規定を準用します。

（６）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（７）　当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（７）の規定を準用します。

14　課金情報転送機能機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo. ７信号方式を適用

します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ　ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＳＣＰ（InitialDP）

情報名	適用
serviceKey	●
CalledPartyNumber	●
callingPartyNumber	●
callingPartysCategory	●
callingPartySubaddress	○
miscCallInfo	●
terminalType	●
forwardCallIndicators	●
bearerCapability	●
eventTypeBCSM	●
genericNumbers	○
extensions	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（Connect）

情報名	適用
destinationRoutingAddress	●
correlationID	○
iSDNAccessRelatedInformation	○
scfID	○
genericNumbers	○
serviceInteractionIndicatorsTwo	○
extensions	○

信号の方向：ＳＣＰ→当社網（SendChargingInformation）

情報名	適用
SCIBillingChargingCharactoristics	●
PartyToCharge	●

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、課金情報転送機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｑ１、ＰＴ－Ｑ２及びＰＴ－Q13 のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＳＣＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＳＣＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の規定を準用します。

（３）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

15　通話終了通知機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（1）当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No. 7信号方式を適用

します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13.1 に示すとおりとします。

オ　網特有ＡＳＥ仕様は、技術的条件集別表 16 に示すとおりとします。

（２）本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（３）当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

16　特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.７信号方式を適用
します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表 3.1 に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12.1 に示すとおりとします。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ　ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表 19.1 に示すとおりとします。当社網と直接協定事業者網間の転送情報（各信号に設定されうるパラメータを記述します。）は次のとおりとします。

信号の方向：当社網→ＳＣＰ（InitialDP）

情報名	適用
serviceKey	●
CalledPartyNumber	●
callingPartyNumber	●
callingPartysCategory	●
callingPartySubaddress	○

miscCallInfo	●
terminalType	●
forwardCallIndicators	●
bearerCapability	●
eventTypeBCSM	●
genericNumbers	○
extensions	○

（凡例）　●：必ず設定されます　○：必要時設定されます

カ　　技術的条件集別表５に示す接続シーケンスの内、特定端末系事業者 IP 電話着信課金接続機能に関わる接続で規定する接続シーケンス例はＰＴ－Ｑ１のとおりとします。

ただし、接続シーケンスは、発側網とＳＣＰ間のみを規定することとし、その他については、発側網とＳＣＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置づけとし、規定しません。

（２）　当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第 32 条（接続方式）第１項の規定を準用します。

（３）　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号は第１項（６）の規定を準用します。

（４）　当社網と直接協定事業者間で使用する試験方式は、第１項（７）の規定を準用します。

（伝送装置間インタフェース仕様）

第 86 条　伝送装置間インタフェース仕様は第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。

（網同期クロックインタフェース仕様）

第 87 条　網同期クロックインタフェース仕様は第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。

（その他接続に必要な事項）

第 88 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。	
第 18 節の２　形態６－３ （網構成） 第 88 条の２　当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を送受信するための共通線信号網の構成は次のとおりとします。 （１）　共通線信号網構成は準対応網構成とします。 （２）　共通線信号網構成はＡ，Ｂ面の２面構成とし、Ａ，Ｂ両面にリンクの設定を行います。 （３）　信号網相互接続点において当社の関門機能を有する信号用中継交換機と直接協定事業者の信号用中継交換機又はＳＣＰの接続を行います。 （接続方式） 第 88 条の３　ＮＴＴ－ＣＳ２．１による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。 （１）　当社の加入契約者がダイヤルした番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。 ア　　０ＡＢ０　　＋　　ＤＥＦ　　＋　　ＧＨＪ（Ｋ） サービス識別番号　　事業者識別番号　　加入者番号 直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＤＥＦまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。 イ　　０Ａ０　　＋　　ＣＤＥ　　＋　　ＦＧＨＪＫ サービス識別番号　　事業者識別番号　　加入者番号 直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＣＤＥＦまでで交換機毎の判	第 18 節の２　形態６－３ 削除

断基準に合致するかどうかを識別します。 ウ　　００ＸＹ　＋　Ｘ１Ｘ２～Ｘｎ 事業者識別番号　サービスコード 直接協定事業者に割り当てられた番号とします。Ｘ１Ｘ２までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は16桁とします。 （２）　当社の加入契約者のうち、短桁の番号をダイヤルすることにより当社網の加入者交換機からＳＣＰへ問合せを行うべき登録を行った加入者（以下、「ＳＣＰアクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合に適用される番号は次のとおりとします。 ア　ＳＣＰアクセス契約加入者が短桁の番号により発信する場合に当社網の加入者交換機からＳＣＰへ問合せを行う「加入者線毎の判断基準」に適用される番号は次のとおりとします。 （ア）端末回線種別が加入電話あるいは総合ディジタル通信サービスの場合、１１０、１１１、１１９ダイヤル時はＳＣＰへ問合せを行わず当社網内で接続を終端します。 （イ）端末回線種別が加入電話の場合、番号の桁数は１桁から 10 桁とし、１桁目は１から９までの数字あるいは「＃」を使用します（ただし、１桁目が１の場合は３桁固定とします。１桁目が「＃」の場合は１桁固定とします。）。２桁目から10桁目は０から９までの数字を使用します。また、番号の最後に「＃」をダイヤルすることを許容します。なお、１８４、１８６ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。また、オフフック時に無条件でＳＣＰへ問合せを行う登録を行った加入者（以下、「オフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約加入者」といいます。）が発信する場合、ダイヤルは不要です。 （ウ）端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合、番号の桁数は１桁から10桁とし、１桁目は１から９までの数字を使用します（ただし、１桁目が１の場合は３桁固定とします）。２桁目から10桁目は０から９までの数	

字を使用します。なお、１８４、１８６ダイヤル時はそれ以降のダイヤルが受信桁数の対象となります。

イ　ＳＣＰアクセス契約加入者が１桁目に０をダイヤルした場合の接続方式は当社の電話サービス契約約款又は総合ディジタル通信サービス契約約款に規定されているものと同等とします。

ウ　ＳＣＰアクセス契約加入者のダイヤル手順は次のとおりとします。

（ア）端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

（ＳＤＴ）→加入者線毎の判断基準に適用される番号

（ＳＤＴ）→加入者線毎の判断基準に適用される番号→＃

（ＳＤＴ）→＃

（イ）端末回線種別が総合ディジタル通信サービスであり、加入者線毎の判断基準により接続する場合は次のとおりとします。

（ＤＴ）→加入者線毎の判断基準に適用される番号

エ　加入者線毎の判断基準に適用される番号で接続する場合のＳＣＰアクセス契約加入者からの有効受信桁数は次のとおりとします。

（ア）端末回線種別が加入電話の場合、有効受信桁数は１桁（ただし最大０桁の場合を除きます）から最大受信桁数とします。最大受信桁数は登録された１桁以上 10 桁以内の任意の桁数とし、最大受信桁数以降は当社網側で無効数字と判定します。なお、１桁目が１で１桁以上３桁未満で桁間タイミングオーバでタイムアウトした場合は、ＢＴを送出します。

（イ）端末回線種別が総合ディジタル通信サービスの場合は、有効受信桁数は１桁から 10 桁とし、10 桁を超えて受信した場合は呼損とします。また１桁目が１で３桁以外を受信した場合は呼損とします。

オ　端末回線種別が加入電話であり、加入者線毎の判断基準に適用される番号での接続の場合、当社網は次の時点でＳＣＰへアクセスします。

（ア）ＳＣＰアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数の番号を桁間タ

イミング内に受信した時点。

（イ）ＳＣＰアクセス契約加入者として登録された最大受信桁数未満の番号を受信し桁間タイミングオーバとなった時点。

（ウ）終了符号の＃を受信した時点。

（エ）１桁目が１の場合は、３桁の番号を受信した時点（１８４／１８６の場合を除きます）。

（オ）オフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約加入者が、当社の交換機に対し、発信要求を行った時点。なお、オフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約加入者を除き、桁間タイミングは１桁目まではパーマネントシグナルの桁間タイミングとします。

（３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（７）に規定します。

ア　当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 14 桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　サービスコード

有効受信桁数は５桁から 19 桁とします。

（ウ）　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた８桁から９桁とします。ただし、ＡＢＣＤＥ＋ＦＧＨＪは当社又は他特定端末系事業者の加入者とします。

イ　当社網と直接協定事業者網間で暫定回線を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立もしくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者のガイダンス装置等を示す番号とします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 14 桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　サービスコード

有効受信桁数は５桁から 19 桁とします。

（４）サービス提供条件は次のとおりとします。

ア　当社網から発信可能な端末回線の種別は次のとおりとします。

（ア）交換機毎の判断基準に適用される番号へ発信可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、事業所集団電話、支店代行電話、公衆電話、第１種及び第２種総合ディジタル通信サービス及びディジタル公衆電話サービスとします。ただし、硬貨収納等信号送出機能を有する電話の発信条件については当社と直接協定事業者間で別途協議することとします。事業所集団電話は受付台、特甲及び準特甲のみ発信可能とします。

（イ）加入者線毎の判断基準の登録が可能な端末回線の種別は、電話サービスの加入電話、支店代行電話、第１種及び第２種総合ディジタル通信サービスとします。ただし、共同電話、硬貨収納等信号送出機能を有する電話、事業所集団電話、公衆電話及びディジタル公衆電話には加入者線毎の判断基準の登録はできません。

イ　当社の電話サービス及び総合ディジタル通信サービスの契約約款に基づく付

加サービス等の利用条件は別途定めることとします。

ウ　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ呼解放オペレーションにより呼の解放が通知された場合、当該呼を発信した加入契約者に当社網の加入者交換機から可聴音を送出する条件は以下のとおりとします。

（ア）伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「１（欠番）」の場合、かつ、生成源が「ローカルユーザ収容公衆網／中継網／リモートユーザ収容公衆網」の場合、当社網の加入者交換機からＮＵトーキを送出します。ただし、本条件は呼設定時のみに適用されます。また、生成源が上記以外の場合でもＮＵトーキを送出する交換機があります。

（イ）伝達能力が「音声」又は「3.1kHz オーディオ」の場合、かつ理由種別値が「１（欠番）以外」の場合、当社網の加入者交換機からＢＴを送出します。

エ　直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号について、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

オ　直接協定事業者は端末回線種別が加入電話であるＳＣＰアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コード、最大受信桁数、オフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約の有無を当社に通知することを要します。

カ　直接協定事業者は端末回線種別が総合ディジタル通信サービスであるＳＣＰアクセス契約加入者毎に、事業者識別コード、サービスキー、サービス識別コードを当社に通知することを要します。

キ　当社の加入者交換機は、利用者料金の課金は行いません。

（５）当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠したNo.7信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表３．１に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表12に示すとおりとします。ただし、ＳＣＣＰの最大分割数は３とし、３を超えた場合は正常性を保証しません。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表13に示すとおりとします。

オ　ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表19のＮＴＴ－Ｑ１２２８－ｂ（ＮＴＴ－ＣＳ２．１）に示すとおりとします。ただし、再開通知アプリケーション仕様は技術的条件集別表19のＮＴＴ－Ｑ１２２８－ｂ（ＮＴＴ－ＣＳ２．２）の付属資料Ａに示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本ＩＮＡＰ仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するＩＮＡＰオペレーションの関係は次のとおりとします。

加入者交換機機能メニュー	対応するINAPオペレーション
(1)加入者線毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP
(2)交換機毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP
(3)ＳＣＰからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。	CON
(4)ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定､指示された接続先への接続を行う。	RRB+CON
(5)ＳＣＰからの指示に従い、呼の解放を行う。	RC
(6)ＳＣＰからの指示に従い、暫定接続を確立する。	ETC
(7)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+RRB+CON
(8)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。	DFC+CON

(9) ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10) ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11) ＳＣＰからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12) ＳＣＰからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13) ＳＣＰからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14) ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15) ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16) ＳＣＰからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17) ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18) ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19) ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20) ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21) ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE

(22)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+RRB+CON	
(23)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+RRB+CON	
(24)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFC+RC*	
(25)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+RRB+CUE	
(26)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+CUE	
(27)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE	
(28)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+CUE	
(29)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	DFCWA+DFCWA+RC*	
(30)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFCWA+RC*	
(31)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	RC*+RC*+CUE	
(32)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	RC*+CUE	

(33)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	RC*+MC
(34)ＳＣＰからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をＳＣＰへ通知する。	AT

なお、各ＩＮＡＰオペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	ＩＮＡＰオペレーション
AT	活性化試験（ActivityTest）
CON	接続（Connect）
CUE	継続（Continue）
DFC	順方向接続切断（DisconnectForwardConnection）
DFCWA	アーギュメント付き順方向接続切断（DisconnectForwardConnectionWithArgument）
ER	エンティティ解放通知（EntityReleased）
ETC	暫定接続確立（EstablishTemporaryConnection）
ERB	ＢＣＳＭイベント報告（EventReportBCSM）
IDP	イニシャルＤＰ（InitialDP）
ITC	暫定接続起動（InitiateTemporaryConnections）
MC	呼セグメント統合（MergeCallSegments）
ML	レグ移動（MoveLeg）
RC	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegmentのみの場合）
RC*	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegment以外の場合）
RRB	ＢＣＳＭイベント報告要求（RequestReportBCSMEvent）

カ　ＩＳＵＰおよびＩＮＡＰ間の相互動作仕様は次のとおりとします。

（ア）当社の加入者交換機がＩＡＭを受信し、ＴＤＰ－Ｒを検出した場合、イニシャルＤＰオペレーションがＳＣＰへ送信されます。ＩＡＭからイニシャルＤＰオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ（注１）	ＩＮＡＰオペレーション：イニシャルＤＰ
着番号	ダイヤル番号(dialedDigits)（注２）
発番号	発番号（callingPartyNumber）

アクセス転送に含まれる発サブアドレス情報要素	発サブアドレス（callingPartySubaddress）
発ユーザ種別	発ユーザ種別（callingPartysCategory）
汎用番号（付加発番号）	汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）
順方向呼表示	順方向呼表示（forwardCallIndicators）
通信路要求表示	伝達能力（bearerCapability）
料金区域情報	料金区域情報（ttcChargeAreaInformation）
契約者番号	契約者番号（ttcContractorNumber）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：オフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約者発信時は設定されません。また、ＳＣＰアクセス契約者発信時、「＃」のみがダイヤルされた場合も設定されません。

（イ）当社の加入者交換機はＳＣＰから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたＡＣＭを発側回線に送信します。ただし、ＡＣＭを発側回線に送信するのは、イニシャルＤＰオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。

（ウ）当社の加入者交換機がＳＣＰから接続オペレーションを受信すると、ＩＡＭが着側回線に送信されます。接続オペレーションからＩＡＭへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。ＩＡＭにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。

ＩＮＡＰオペレーション：接続（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
ルーチング対地アドレス（destinationRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid
付加発番号（additionalCallingPartyNumber）	汎用番号（付加発番号）（注２）

汎用番号（付加発番号） （genericNumbers）	

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：発側回線から受信したＩＡＭに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先してＩＡＭに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信するＩＡＭの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

（エ）接続オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７を開始します。タイマＴ７が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

（オ）当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	着側回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。

ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ＡＮＭ待ち	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	不完了ＣＰＧ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＡＮＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発側～着側回線が同一ＣＳの状態）	ＲＥＬ	着側回線を解放し、受信したＲＥＬを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
発着同時ユーザ相互動	ＲＥＬ	着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。

作時における	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	着側回線と接続されている暫定回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。
ＥＤＰ中断中（発着同時ユーザ相互動作中）	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示パラメータ / ACM 上のオプション逆方向呼表示		着ユーザ状態表示	
		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ンド帯域内情報表示	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

（カ）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼解放オペレーションを受信すると、ＲＥＬを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Ａｒｇパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示＃３１が送信されます。

（キ）呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、ＳＣＰはＢＣＳＭイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続（notifyAndContinue）」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはＳＣＰに対するＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ-Ｎ（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として通知され、加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	ＤＰ検出条件
発側－着信者話中	（１）理由種別１７、１８又は６３で生成源が「ユーザ」以外のＲＥＬ受信（ユーザ話中） （２）理由種別２０のＣＰＧ、ＡＣＭ又はＲＥＬ受信
発側－無応答	（１）タイマTNoReply のタイムアウト （２）理由種別１８のＣＰＧ又はＡＣＭ受信
発側－応答	ＡＮＭ受信
発側－切断	（１）通話中にＲＥＬ受信 （２）タイマTSUS タイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのＲＥＬ受信

（ク）発側－無応答が設定された場合、着側回線からのＡＣＭ（不完了ＡＣＭの場合は除く）の受信でタイマTNoReply が開始され、ＡＮＭの受信でタイマ

TNoReply を停止します。

（ケ）ＲＥＬを発側回線又は着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｎ（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。ＲＥＬを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。不完了ＡＣＭ又は不完了ＣＰＧを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断しＳＣＰからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

（コ）検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示をＢＣＳＭイベント報告オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（サ）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続確立（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシスト SSP-IP ルーチングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関 ID（correlationID）	相関 id
scfID（scfID）	SCFid

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

（シ）暫定接続確立オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは

次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：０（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである） ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ス）暫定接続確立オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。タイマＴ７がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。

（セ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）

		不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
		ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
		その他	暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
		不完了ＡＣＭ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
		ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ待ち	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
		不完了ＣＰＧ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＡＮＭ	通信中状態に遷移します。
		ＣＨＧ	受信したメッセージは廃棄します。

	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示パラメータ ／ ACM 上のオプション 逆方向呼表示		着ユーザ状態表示	
		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバン	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ド帯域内情報表示	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

（ソ）当社の加入者交換機はＳＣＰから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（タ）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続起動オペレーションを受信し、ＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続起動（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

（チ）暫定接続起動オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：０（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである）

	ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ツ）暫定接続起動オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。タイマＴ７がタイムアウトした場合には、２つの暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。送信される２つのＩＡＭはそれぞれ異なるＩＡＭのＡＣＭ受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（テ）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。
	不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。

	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放し、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	当該暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＮＭ待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
	不完了ＡＣＭ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ＡＮＭ待ち	不完了ＣＰＧ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ	通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発着同時ユーザ相互動作中）	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

（ト）不完了ＡＣＭ、不完了ＣＰＧ又はＲＥＬにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（ナ）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にＣＰＧを返送する場合があります。ＣＰＧのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

（ニ）当社の加入者交換機はＳＣＰからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグＩＤに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（ヌ）当社の加入者交換機のＩＳＵＰタイマは次のとおりとします。

記号	ﾀｲﾑｱｳﾄ値	開始要因	正常終了	満了時
T_{SUS}	２～４秒	網起動のＳＵＳ受信時	網起動のＲＥＳ又はＲＥＬ受信時	解放手順を開始もしくはＳＣＰへ通知
$T_{NoReply}$	ＳＣＰ制御による	ＡＣＭ（不完了ＡＣＭは除く）を受信した際に発側－無応答が設定されていた時	ＡＮＭ又は不完了ＣＰＧ，ＲＥＬ受信時	ＳＣＰへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ　本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者ＳＣＰ間のみを規定することとし、発側網と当社網間は規定しません。

項番	ＩＮＡＰオペレーション	コネクションタイプ	ｼｰｹﾝｽﾊﾟﾀｰﾝ
１	InitialDP	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１

2	Connect	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ２
3	EstablishTemporaryConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ３
4	RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ４
5	DisconnectForwardConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ５
6	ReleaseCall、ReleaseCall*	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ６
7	DisconnectForwardConnectionWithArgument	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ７
8	InitiateTemporaryConnections	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ８
9	MergeCallSegments	－	ＰＴ－Ｑ９
10	MoveLeg	－	ＰＴ－Ｑ１０
11	Continue	－	ＰＴ－Ｑ１１
12	EntityReleased	－	ＰＴ－Ｑ１４
13	ActivityTest	－	ＰＴ－Ｑ１５
14	RestartNotification, RestartNotificationAcknowledgement	－	ＰＴ－Ｑ１６
15	試験	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ１７

（６）当社網と直接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第１項の分類１又は分類３の規定を準用します。

（７）当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は次のとおりとします。

ア　当社網、直接協定事業者及び間接協定事業者の応答信号の返送条件は次のとおりとします。

（ア）着側網は、通話回線及び暫定回線に対して、端末機器等からの応答を受信した場合は、発側網に対し直ちに応答信号を返送します。

（イ）通話回線及び暫定回線に対して、返送するＡＮＭの課金表示の課金／非課金に関わりなく、網使用料を精算することとします。ただし、試験用の通信については精算しないことにします。

イ　本則の通話回線に対する通信時間の測定等に規定する電気通信設備が応答信

号を受信した時点はＡＮＭを受信した時点、又は端末機器の応答を検出した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、発信端末機器の切断を検出した時点、又は着信端末機器の切断時のＳＵＳを受信したのちにＲＥＬを送信した時点とします。

ウ　当社網は、直接協定事業者から通話回線に対する応答の通知を求められた場合は、応答信号を受信した時点で、ＳＣＰに通知します。また、通話回線に対する切断の通知を求められた場合は、切断信号を受信した時点でＳＣＰに通知します。また、通話回線に対する発側放棄の通知を求められた場合は、放棄を検出した時点で通知します。

エ　本則の音声ガイダンス送出用接続機能の測定等に規定する電気通信設備が応答信号を受信した時点はＡＮＭを受信した時点とします。本則の通信時間の測定等に規定する電気通信設備が切断信号を受信した時点はＲＥＬを受信した時点、又はＲＥＬを送信した時点とします。

オ　本則の共通線信号網利用機能（ウ欄）に係る料金の適用の信号はＳＣＣＰメッセージをいいます。

カ　本則の再接続用網保留通信機能に係る電気通信設備の保留時間の測定を開始する時点はＩＡＭを送信した時点、電気通信設備の保留時間の測定を終了する時点はＲＥＬを受信した時点、又はＲＥＬを送信した時点とします。

（８）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ　当社網と直接協定事業者間で実施するＳＣＰアクセスに関する試験は次のとおりとします。

（ア）　直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無

し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動ＳＣＰアクセス試験を実施します。接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１７のとおりとします。

（イ） 当社網と直接協定事業者網間における手動ＳＣＰアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
ＬＳからＳＣＰへのアクセス確認および直接	手動ＳＣＰアクセス試験（交換機毎の判断基準）	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X_1X_2X～X_n	非課金	無
協定事業者網への接続確認	手動ＳＣＰアクセス試験（加入者線毎の判断基準）	同上	XX‥X		無

注１：課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ　当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能を実施します。

２　ＮＴＴ－ＣＳ２．２による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア　　０ＡＢ０　　＋　　ＤＥＦ　　＋　　ＧＨＪ（Ｋ）

サービス識別番号　　事業者識別番号　　加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＤＥＦまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

イ　　０Ａ０　　＋　　ＣＤＥ　　＋　　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　　事業者識別番号　　加入者番号

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＣＤＥＦまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。

ウ　　００ＸＹ　＋　Ｘ１Ｘ２～Ｘｎ

事業者識別番号　　サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。Ｘ１Ｘ２までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は 16 桁とします。

（２）　当社の加入契約者のうち、ＳＣＰアクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第１項（２）の規定を準用します。

（３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第 82 号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（７）に規定します。

ア　当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　　市外局番＋市内局番　　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 14 桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

事業者識別番号　サービス識別番号　事業者識別番号　　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 15 桁とします。

（ウ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　サービスコード

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（エ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（オ）　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた８桁から９桁とします。

（カ）　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 11 桁とします。

イ　当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立もしくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイダンス装置等を示す番号とします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 14 桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

事業者識別番号　サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 15 桁とします。

（ウ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　サービスコード

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（エ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（オ）　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた８桁から９桁とします。

（カ）　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 11 桁とします。

（４）サービス提供条件は第１項（４）の規定を準用します。

（５）当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表３．１に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12 に示すとおりとします。ただし、ＳＣＣＰの最大分割数は３とし、３を超えた場合は正常性を保証しません。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ　ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表 19 のＮＴＴ－Ｑ１２２８－ｂ（ＮＴＴ－ＣＳ２．２）に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本ＩＮＡＰ仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するＩＮＡＰオペレーションの関係は次のとおりとします。

加入者交換機機能メニュー	対応する INAP オペレーション

(1)加入者線毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP
(2)交換機毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP
(3)ＳＣＰからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。	CON
(4)ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RRB+CON
(5)ＳＣＰからの指示に従い、呼の解放を行う。	RC
(6)ＳＣＰからの指示に従い、暫定接続を確立する。	ETC
(7)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+RRB+CON
(8)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。	DFC+CON
(9)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10)ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11)ＳＣＰからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12)ＳＣＰからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13)ＳＣＰからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE
(16)ＳＣＰからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC

(17)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE
(22)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+RRB+CON
(23)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+RRB+CON
(24)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFC+RC*
(25)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+RRB+CUE
(26)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+CUE

(27)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE
(28)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+CUE
(29)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	DFCWA+DFCWA+RC*
(30)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFCWA+RC*
(31)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	RC*+RC*+CUE
(32)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	RC*+CUE
(33)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	RC*+MC
(34)ＳＣＰからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をＳＣＰへ通知する。	AT
(35)ＳＣＰからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	SCI+RNC+RRB+CON
(36)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+SCI+RNC+RRB+CON
(37)ＳＣＰからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+SCI+RNC+RRB+CON

(38)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(39)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(40)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+SCI+RNC+RRB+CON
(41)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+SCI+RNC+RRB+CON

なお、各ＩＮＡＰオペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	ＩＮＡＰオペレーション
AT	活性化試験（ActivityTest）
CON	接続（Connect）
CUE	継続（Continue）
DFC	順方向接続切断（DisconnectForwardConnection）
DFCWA	アーギュメント付き順方向接続切断（DisconnectForwardConnectionWithArgument）
ENC	課金イベント通知（EventNotificationCharging）
ER	エンティティ解放通知（EntityReleased）
ETC	暫定接続確立（EstablishTemporaryConnection）
ERB	ＢＣＳＭイベント報告（EventReportBCSM）
IDP	イニシャルＤＰ（InitialDP）

ITC	暫定接続起動（InitiateTemporaryConnections）
MC	呼セグメント統合（MergeCallSegments）
ML	レグ移動（MoveLeg）
RC	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegmentのみの場合）
RC*	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegment以外の場合）
RNC	課金イベント通知要求（RequestNotificationChargingEvent）
RRB	ＢＣＳＭイベント報告要求（RequestReportBCSMEvent）
SCI	課金情報送出（SendChargingInformation）

カ　ＩＳＵＰおよびＩＮＡＰ間の相互動作仕様は次のとおりとします。

（ア）当社の加入者交換機がＩＡＭを受信し、ＴＤＰ－Ｒを検出した場合、イニシャルＤＰオペレーションがＳＣＰへ送信されます。ＩＡＭからイニシャルＤＰオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ（注１）	ＩＮＡＰオペレーション：イニシャルＤＰ
着番号	ダイヤル番号(dialedDigits) 着番号(CalledPartyNumber)（注２）
発番号	発番号（callingPartyNumber）
アクセス転送に含まれる発サブアドレス情報要素	発サブアドレス（callingPartySubaddress）
発ユーザ種別	発ユーザ種別（callingPartysCategory）
汎用番号(付加発番号)	汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）
順方向呼表示	順方向呼表示（forwardCallIndicators）
通信路要求表示	伝達能力（bearerCapability）
料金区域情報	料金区域情報（ttcChargeAreaInformation）
契約者番号	契約者番号（ttcContractorNumber）
事業者情報転送	事業者情報転送 （ttcCarrierInformationTransfer）
付加ユーザ種別	付加ユーザ種別（ttcAdditionalPartysCategory）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、ＳＣＰアクセス契約者発信時、「＃」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

（イ）当社の加入者交換機はＳＣＰから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信すると、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたＡＣＭを発側回線に送信します。ただし、ＡＣＭを発側回線に送信するのは、イニシャルＤＰオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ＡＣＭにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	００（表示なし）
着ユーザ状態表示	００（表示なし）
着ユーザ種別表示	００（表示なし）
エンド・エンド法表示	００（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	０（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	０（エンド・エンド情報利用不可）
ＩＳＵＰ１リンク表示	１（ＩＳＵＰ１リンクである）
保留表示	０（保留必要なし）
ＩＳＤＮアクセス表示	１（着側のユーザ・網インタフェースがＩＳＤＮ）
エコー制御装置表示	０（入エコー制御装置挿入なし）
ＳＣＣＰ法表示	００（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は００（転送なし）が設定され、事業者情報名にはＳＣＰから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知された

ＳＣＰ事業者情報が設定されます。

（ウ）当社の加入者交換機がＳＣＰから接続オペレーションを受信すると、ＩＡＭが着側回線に送信されます。接続オペレーションからＩＡＭへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。ＩＡＭにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。

ＩＮＡＰオペレーション：接続（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
ルーチング対地アドレス（destinationRoutingAddress）	着番号
相関 ID（correlationID）	相関 id
scfID（scfID）	SCFid
付加発番号（additionalCallingPartyNumber）	汎用番号（付加発番号）（注２）
汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）	
第二サービス相互動作表示（serviceInteractionIndicatorsTwo）	着ＩＮ番号（注３）
ＩＳＤＮアクセス関連情報（isdnAccessRelatedInformation）	アクセス転送（着サブアドレス）（注４）
発信者番号非通知理由（ttcCauseOfNoID）	発信者番号非通知理由（注５）
事業者情報転送（経由情報転送表示、ＳＣＰ事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送(経由情報転送表示、ＳＣＰ事業者情報）（注６）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：発側回線から受信したＩＡＭに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用

番号を優先してＩＡＭに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信するＩＡＭの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注３：着ＩＮ番号パラメータの設定は次のとおりとします。

接続オペレーションの第二サービス相互動作表示の着ＩＮ番号表示許容指示	ＩＡＭの着ＩＮ番号
許容	表示識別：表示可 アドレス情報:イニシャルＤＰ上のダイヤル番号もしくは着番号のアドレス情報を設定
非許容	表示識別：表示不可 アドレス情報:イニシャルＤＰ上のダイヤル番号もしくは着番号のアドレス情報を設定

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着ＩＮ番号の表示識別を表示不可とします。

注４：発側回線から受信したＩＡＭにアクセス転送（着サブアドレス）が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。

注５：発側回線から受信したＩＡＭに発信者番号非通知理由が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信したＩＡＭの発信者番号非通知理由を廃棄します。

注６：発側回線から受信したＩＡＭの事業者情報転送の経由情報転送表示は接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。また、接続オペレーションで指示されたＳＣＰ事業者情報がＩＡＭの事業者情報転送に追加されます。

（エ）受信したＩＡＭに着ＩＮ番号が設定され、かつ第一着ＩＮ番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信するＩＡＭに第一着Ｉ

Ｎ番号を設定します。第一着ＩＮ番号には受信したＩＡＭの着ＩＮ番号の内容が透過に設定されます。

（オ）接続オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７を開始します。タイマＴ７が終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

（カ）当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	着側回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ＡＮＭ	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。

待ち	不完了ＣＰＧ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＡＮＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＨＧ	受信したＣＨＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発側～着側回線が同一ＣＳの状態）	ＲＥＬ	着側回線を解放し、受信したＲＥＬを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発着同時ユーザ相互動作中）	ＲＥＬ	着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	着側回線と接続されている暫定回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	ＣＨＧ	受信したＣＨＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。

	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注３

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示パラメータ / ACM 上のオプション逆方向呼表示		着ユーザ状態表示	
		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバンド帯域内情報表示	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

注３：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

（キ）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼解放オペレーションを受信すると、ＲＥＬを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Ａｒｇパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示＃３１が送信されます。

（ク）呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、ＳＣＰはＢ

ＣＳＭイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続（notifyAndContinue）」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはＳＣＰに対するＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ-Ｎ（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として通知され、加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	ＤＰ検出条件
発側－着信者話中	（１）理由種別１７、１８又は６３で生成源が「ユーザ」以外のＲＥＬ受信（ユーザ話中） （２）理由種別２０のＣＰＧ、ＡＣＭ又はＲＥＬ受信
発側－無応答	（１）タイマTNoReply のタイムアウト （２）理由種別１８のＣＰＧ又はＡＣＭ受信
発側－応答	ＡＮＭ受信
発側－切断	（３）通話中にＲＥＬ受信 （４）タイマTSUS タイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのＲＥＬ受信

（ケ）発側－無応答が設定された場合、着側回線からのＡＣＭ（不完了ＡＣＭの場合は除く）の受信でタイマTNoReply が開始され、ＡＮＭの受信でタイマTNoReply を停止します。

（コ）ＲＥＬを発側回線又は着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｎ（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。ＲＥＬを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。不完了ＡＣＭ又は不完了ＣＰＧを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、

呼処理を中断しＳＣＰからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

（サ）検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示をＢＣＳＭイベント報告オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（シ）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続確立（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid
事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（注２）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：事業者情報転送の経由情報転送表示は１１（両方向）が設定されます。

（ス）暫定接続確立オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない）

	相互接続表示：０（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである） ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（セ）暫定接続確立オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。タイマＴ７がタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。

（ソ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。

	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ＡＮＭ待ち	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	不完了ＣＰＧ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ	受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＨＧ	受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

通信中	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注３

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示パラメータ / ACM 上のオプション逆方向呼表示		着ユーザ状態表示	
		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバンド帯域内情報表示	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

注３：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い

課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

（タ）当社の加入者交換機はＳＣＰから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（チ）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続起動オペレーションを受信し、ＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続起動（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid
事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（注２）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：事業者情報転送の経由情報転送表示は１１（両方向）が設定されます。

（ツ）暫定接続起動オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：０（相互接続表示なし）

	エンド・エンド情報表示：０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである） ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（テ）暫定接続起動オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。タイマＴ７がタイムアウトした場合には、２つの暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。送信される２つのＩＡＭはそれぞれ異なるＩＡＭのＡＣＭ受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（ト）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。
	不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。

		ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＲＥＬ	当該暫定回線を解放し、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
		ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
		その他	当該暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＮＭ待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
		不完了ＡＣＭ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
		ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ待ち	不完了ＣＰＧ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＡＮＭ	通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発着同時ユ	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。

ーザ相互動作中）	その他	受信したメッセージは廃棄します。

（ナ）不完了ＡＣＭ、不完了ＣＰＧ又はＲＥＬにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（ニ）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にＣＰＧを返送する場合があります。ＣＰＧのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

（ヌ）当社の加入者交換機はＳＣＰからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグＩＤに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（ネ）当社の加入者交換機はＳＣＰから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるＣＰＧ（着側回線から受信したＡＣＭを変換したＣＰＧを含みます）およびＡＮＭの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設定されてない場合は対象外とします。

（ノ）呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、ＳＣＰは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはＳＣＰに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ＡＣＭおよび不完了ＣＰＧは対象外とします。

課金イベント	検出条件

付加ユーザ種別	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＣＨＧ／ＡＮＭに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ＡＣＭ／ＣＰＧに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＡＮＭに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ＡＣＭ／ＣＰＧに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＣＨＧ／ＡＮＭに料金区域情報パラメータが含まれている

（ハ）当社の加入者交換機のＩＳＵＰタイマは次のとおりとします。

記号	ﾀｲﾑｱｳﾄ値	開始要因	正常終了	満了時
T_{SUS}	２～４秒	網起動のＳＵＳ受信時	網起動のＲＥＳ又はＲＥＬ受信時	解放手順を開始もしくはＳＣＰへ通知
$T_{NoReply}$	ＳＣＰ制御による	ＡＣＭ（不完了ＡＣＭは除く）を受信した際に発側－無応答が設定されていた時	ＡＮＭ又は不完了ＣＰＧ，ＲＥＬ受信時	ＳＣＰへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ　本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは発側網と当社網間、当社網と着側網間、当社網と直接協定事業者ＳＣＰ間のみを規定することとします。

項番	ＩＮＡＰオペレーション	コネクションタイプ	ｼｰｹﾝｽﾊﾟﾀｰﾝ
１	InitialDP	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１
２	Connect	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ２
３	EstablishTemporaryConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ３
４	RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ４
５	DisconnectForwardConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ５
６	ReleaseCall、ReleaseCall*	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ６

7	DisconnectForwardConnectionWithArgument	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ７
8	InitiateTemporaryConnections	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ８
9	MergeCallSegments	－	ＰＴ－Ｑ９
10	MoveLeg	－	ＰＴ－Ｑ１０
11	Continue	－	ＰＴ－Ｑ１１
12	RequestNotificationChargingEvent,EventNotificationCharging	－	ＰＴ－Ｑ１２
13	SendChargingInformation	－	ＰＴ－Ｑ１３
14	EntityReleased	－	ＰＴ－Ｑ１４
15	ActivityTest	－	ＰＴ－Ｑ１５
16	RestartNotification, RestartNotificationAcknowledgement	－	ＰＴ－Ｑ１６
17	試験	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ１７

（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第１項の分類１から分類５の規定を準用します。

（７）当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（７）の規定を準用します。

（８）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は第１項（８）の規定を準用します。

３　ＮＴＴ－ＣＳ２．３による当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。

（１）当社の加入契約者がダイヤルした番号又は間接協定事業者からの接続番号により当社網の加入者交換機から直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う「交換機毎の判断基準」に適用される番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとし、その構成は次のとおりとします。なお、直接協定事業者は交換機毎の判断基準に適用される番号を当社に通知することを要します。

ア　　０ＡＢ０　　＋　　ＤＥＦ　　＋　　ＧＨＪ（Ｋ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＤＥＦまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。ただし、番号ポータビリティ接続機能において適用される接続番号は次のとおりとします。 （ア）当社網の加入者交換機から移転元事業者となる直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される接続番号構成は次のとおりとします。 ０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪ サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 ０８００　＋　ＤＥＦ　＋　ＧＨＪＫ サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 （イ）当社網の加入者交換機から移転先事業者となる直接協定事業者網のＳＣＰへ問合せを行う交換機毎の判断基準に適用される、移転先事業者網へのルーチング情報を示す接続番号（以下、ネットワークルーチング番号といいます。）の構成は次のとおりとします。 ０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫ） サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１０桁とします。 ０８００　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫＬ） サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 当社網と直接協定事業者網間で転送する着信番号の有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１１桁とします。 イ　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号 直接協定事業者に割り当てられた番号とします。ＣＤＥＦまでで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。	

ウ　　００ＸＹ　＋　Ｘ$_1$Ｘ$_2$～Ｘ$_n$

事業者識別番号　　サービスコード

直接協定事業者に割り当てられた番号とします。Ｘ$_1$Ｘ$_2$までで交換機毎の判断基準に合致するかどうかを識別します。最大受信桁数は16桁とします。

（２）　当社の加入契約者のうち、ＳＣＰアクセス契約加入者が発信する場合に適用される番号は第１項（２）の規定を準用します。

（３）　直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ信号により通知する電気通信番号は電気通信番号規則（平成９年郵政省令第82号）を準用することとします。なお、直接協定事業者は当社の加入者交換機から直接協定事業者網又は間接協定事業者網へ接続するための電気通信番号を当社に通知することを要します。

ただし、試験番号については本項（８）に規定します。

ア　当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で呼を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　　市外局番＋市内局番　　加入者番号

有効受信桁数は９桁から14桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

事業者識別番号　サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から15桁とします。

（ウ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　　サービスコード

有効受信桁数は５桁から26桁とします。

（エ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）

有効受信桁数は５桁から26桁とします。

（オ）　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた８桁から９桁とします。

（カ）　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 11 桁とします。

イ　移転元事業者となる直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ接続オペレーションにより通知するネットワークルーチング番号の構成は次のとおりとします。

（ア）　０１２０　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１０桁とします。

（イ）　０８００　＋　ＤＥＦ　＋　（ＧＨＪＫＬ）

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は１桁目の０を除いた６～１１桁とします。

ウ　当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で暫定回線を接続するために直接協定事業者網のＳＣＰから当社網の加入者交換機へ暫定接続確立もしくは暫定接続起動オペレーションにより通知する番号の構成は次のとおりとします。ただし、それぞれの番号は直接協定事業者又は間接協定事業者のガイダンス装置等を示す番号とします。

（ア）　００ＸＹ　＋　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

事業者識別番号　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 14 桁とします。

（イ）　００ＸＹ　＋　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

事業者識別番号　サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 15 桁とします。

（ウ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　　サービスコード

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（エ）　００ＸＹ　＋　Ｘ～Ｘ

事業者識別番号　国際公衆電気通信番号等（０１０から始まる番号も含む）

有効受信桁数は５桁から 26 桁とします。

（オ）　０　＋　ＡＢＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪ

国内プレフィックス　市外局番＋市内局番　加入者番号

有効受信桁数は国内プレフィックスを除いた８桁から９桁とします。

（カ）　０Ａ０　＋　ＣＤＥ　＋　ＦＧＨＪＫ

サービス識別番号　事業者識別番号　加入者番号

有効受信桁数は９桁から 11 桁とします。

（４）サービス提供条件は第１項（４）の規定を準用します。

（５）当社網と直接協定事業者網間で回線非対応信号を使用する信号方式は次のとおりとします。

ア　当社網と直接協定事業者網間は共通線信号方式を使用し、ＴＴＣ標準に準拠した No.7 信号方式を適用します。

イ　ＭＴＰ仕様は、技術的条件集別表３または技術的条件集別表３．１に示すとおりとします。

ウ　ＳＣＣＰ仕様は、技術的条件集別表 12 に示すとおりとします。ただし、ＳＣＣＰの最大分割数は３とし、３を超えた場合は正常性を保証しません。

エ　ＴＣ仕様は、技術的条件集別表 13 に示すとおりとします。

オ　ＩＮＡＰ仕様は、技術的条件集別表 19 のＮＴＴ－Ｑ１２２８－ｂ（ＮＴＴ－ＣＳ２．３）に示すとおりとします。当社網が直接協定事業者網から本ＩＮＡＰ仕様で規定された以外のオペレーション、パラメータ、パラメータ情報要素等を受信した場合、当社は接続に関わる正常性を保証しません。なお、加入者交換機機能メニューと対応するＩＮＡＰオペレーションの関係は次のとおりとします。

加入者交換機機能メニュー	対応するINAPオペレーション
(1)加入者線毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP
(2)交換機毎の判断基準に従ってＳＣＰに制御指示要求を行う。	IDP（注１）
(3)ＳＣＰからの指示に従い、指示された接続先へ接続する。	CON（注２）
(4)ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RRB+CON
(5)ＳＣＰからの指示に従い、呼の解放を行う。	RC
(6)ＳＣＰからの指示に従い、暫定接続を確立する。	ETC
(7)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+RRB+CON
(8)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、指示された接続先への接続を行う。	DFC+CON
(9)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、呼の解放を行う。	DFC+RC
(10)ＳＣＰからの指示に従い、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RRB+CUE
(11)ＳＣＰからの指示に従い、呼処理を継続する。	CUE
(12)ＳＣＰからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+RRB+CON
(13)ＳＣＰからの指示に従い、全呼セグメントの解放を行う。	RC*
(14)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合を行う。	MC
(15)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	MC+CUE

(16)ＳＣＰからの指示に従い、レグの移動、呼セグメントの統合を行う。	ML+MC
(17)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	MC+RRB+CUE
(18)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+RRB+CON
(19)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RC*+RRB+CUE
(20)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RRB+CON
(21)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	RC*+RRB+CUE
(22)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+RRB+CON
(23)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+RRB+CON
(24)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFC+RC*
(25)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+RRB+CUE
(26)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+MC+CUE

(27)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、要求されたイベントの設定、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+RRB+CUE
(28)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、呼セグメントの統合、呼処理の継続を行う。	DFCWA+DFCWA+MC+CUE
(29)ＳＣＰからの指示に従い、２つの順方向接続の切断、全呼セグメントを解放する。	DFCWA+DFCWA+RC*
(30)ＳＣＰからの指示に従い、複数の呼セグメントが存在する順方向接続の切断、全呼セグメントの解放を行う。	DFCWA+RC*
(31)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、呼処理を継続する。	RC*+RC*+CUE
(32)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼処理の継続を行う。	RC*+CUE
(33)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、呼セグメントの統合を行う。	RC*+MC
(34)ＳＣＰからの指示に従い、対話の活性化試験を行い結果をＳＣＰへ通知する。	AT
(35)ＳＣＰからの指示に従い、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	SCI+RNC+RRB+CON
(36)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+SCI+RNC+RRB+CON
(37)ＳＣＰからの指示に従い、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	ITC+SCI+RNC+RRB+CON

(38)ＳＣＰからの指示に従い、２つの呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(39)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+SCI+RNC+RRB+CON
(40)ＳＣＰからの指示に従い、呼セグメントの解放、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	RC*+ITC+SCI+RNC+RRB+CON
(41)ＳＣＰからの指示に従い、順方向接続の切断、複数の暫定接続の捕捉、要求された課金情報の設定、要求された課金イベントの設定、要求されたイベントの設定、指示された接続先への接続を行う。	DFC+ITC+SCI+RNC+RRB+CON

注１：当社網から移転先事業者となる直接協定事業者網にネットワークルーチング番号により問い合わせを行う際には本ＩＮＡＰオペレーションを使用します。

注２：移転元事業者となる直接協定事業者網から当社網にネットワークルーチング番号を通知する際には本ＩＮＡＰオペレーションを使用します。ただし、本ＩＮＡＰオペレーションはイニシャルＤＰオペレーションに対する初回のオペレーションとし、ＴＣ－終了により通知されるものとします。

なお、各ＩＮＡＰオペレーションの略称は以下のとおりです。

略称	ＩＮＡＰオペレーション
AT	活性化試験（ActivityTest）
CON	接続（Connect）
CUE	継続（Continue）

DFC	順方向接続切断（DisconnectForwardConnection）
DFCWA	アーギュメント付き順方向接続切断（DisconnectForwardConnectionWithArgument）
ENC	課金イベント通知（EventNotificationCharging）
ER	エンティティ解放通知（EntityReleased）
ETC	暫定接続確立（EstablishTemporaryConnection）
ERB	ＢＣＳＭイベント報告（EventReportBCSM）
IDP	イニシャルＤＰ（InitialDP）
ITC	暫定接続起動（InitiateTemporaryConnections）
MC	呼セグメント統合（MergeCallSegments）
ML	レグ移動（MoveLeg）
RC	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegmentのみの場合）
RC*	呼解放（ReleaseCall）（InitialCallSegment以外の場合）
RNC	課金イベント通知要求（RequestNotificationChargingEvent）
RRB	ＢＣＳＭイベント報告要求（RequestReportBCSMEvent）
SCI	課金情報送出（SendChargingInformation）

カ　ＩＳＵＰおよびＩＮＡＰ間の相互動作仕様は次のとおりとします。

（ア）当社の加入者交換機がＩＡＭを受信し、ＴＤＰ－Ｒを検出した場合、イニシャルＤＰオペレーションがＳＣＰへ送信されます。ＩＡＭからイニシャルＤＰオペレーションへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ（注１）	ＩＮＡＰオペレーション：イニシャルＤＰ
着番号	ダイヤル番号(dialedDigits) 着番号(CalledPartyNumber)（注２）
発番号	発番号（callingPartyNumber）
アクセス転送に含まれる発サブアドレス情報要素	発サブアドレス（callingPartySubaddress）
発ユーザ種別	発ユーザ種別（callingPartysCategory）
汎用番号(付加発番号)	汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）
順方向呼表示	順方向呼表示（forwardCallIndicators）

通信路要求表示	伝達能力（bearerCapability）
料金区域情報	料金区域情報（ttcChargeAreaInformation）
契約者番号	契約者番号（ttcContractorNumber）
着ＩＮ番号	着ＩＮ番号(ttcCalledINNumber)
事業者情報転送	事業者情報転送 （ttcCarrierInformationTransfer）
付加ユーザ種別	付加ユーザ種別 （ttcAdditionalPartysCategory）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：番号計画識別子／番号種別によりダイヤル番号又は着番号パラメータに設定されます。なおオフフック時無条件ＳＣＰアクセス契約加入者の発信時はダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。また、ＳＣＰアクセス契約者発信時、「＃」のみがダイヤルされた場合、ダイヤル番号及び着番号パラメータのいずれも設定されません。

（イ）当社の加入者交換機がＳＣＰから接続オペレーションにより第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示を受信すると、リダイレクションを起動します。ただし、当社の加入者交換機がリダイレクションを起動する条件は、ＳＣＰから受信したリダイレクトサービス処理表示内のリダイレクト理由の値が発側回線からＩＡＭで受信したリダイレクション順方向情報（国内用）パラメータのリダイレクション実行理由の値と一致している場合で、かつその時点で当社の加入者交換機の呼状態がＩＡＭで受信したリダイレクション能力（国内用）パラメータのリダイレクション可能表示の呼状態及びリダイレクション順方向情報（国内用）パラメータの実行交換機リダイレクション可能表示の呼状態を越えていない場合とします。当社の加入者交換機がリダイレクションを起動すると、理由表示パラメータ(値は＃２３とします)、転送先番号パラメータ、着ＩＮ番号パラメータ、リダイレクション逆方向情報（国内用）パラメータ、事業者情報転送パラメータが設定されたＲＥＬを発側回線に送信しま

す。接続オペレーションからＲＥＬへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：接続	ＩＳＵＰ：ＲＥＬ
ルーチング対地アドレス (destinationRoutingAddress)	転送先番号
第二サービス相互動作表示 (serviceInteractionIndicatorsTwo)	着ＩＮ番号（注１）
リダイレクトサービス処理表示 (redirectServiceTreatmentInd)	リダイレクション逆方向情報 （国内用）
リダイレクト理由 (redirectReason)	リダイレクション起動理由
事業者情報転送(経由情報転送表示、移転元ＳＣＰ事業者情報、移転先ＳＣＰ事業者情報) (ttcCarrierInformationTransfer)	事業者情報転送（注２） (経由情報転送表示、移転元ＳＣＰ事業者情報、移転先ＳＣＰ事業者情報)

注１：第二サービス相互動作表示パラメータの着ＩＮ番号表示許容指示(allowCdINNoPresentationInd)の設定は許容しません。したがってＲＥＬの着ＩＮ番号パラメータの設定条件は次のとおりとします。

・表示識別　　：表示不可

・アドレス情報：イニシャルＤＰ上の着番号のアドレス情報を設定

注２：事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は、発側回線からＩＡＭで受信した経由情報転送表示及びＳＣＰから受信した経由情報転送表示の内容に関わらず、００(転送なし)が設定されます。

（ウ）当社の加入者交換機はＳＣＰから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションを受信する

と、逆方向呼表示パラメータ及び事業者情報転送パラメータのみが設定されたＡＣＭを発側回線に送信します。ただし、ＡＣＭを発側回線に送信するのは、イニシャルＤＰオペレーションに対する初回のオペレーションを受信した場合のみとします。ＡＣＭにおける逆方向呼表示パラメータは、次のとおり設定されます。

フィールド	設定内容
課金表示	００（表示なし）
着ユーザ状態表示	００（表示なし）
着ユーザ種別表示	００（表示なし）
エンド・エンド法表示	００（エンド・エンド法利用不可（リンクバイリンク法のみ利用可））
相互接続表示	０（相互接続なし）
エンド・エンド情報表示	０（エンド・エンド情報利用不可）
ＩＳＵＰ１リンク表示	１（ＩＳＵＰ１リンクである）
保留表示	０（保留必要なし）
ＩＳＤＮアクセス表示	１（着側のユーザ・網インタフェースがＩＳＤＮ）
エコー制御装置表示	０（入エコー制御装置挿入なし）
ＳＣＣＰ法表示	００（表示なし）

また、事業者情報転送パラメータの経由情報転送表示は００（転送なし）が設定され、事業者情報名にはＳＣＰから接続オペレーション、暫定接続確立オペレーション又は暫定接続起動オペレーションにより通知されたＳＣＰ事業者情報が設定されます。

（エ）当社の加入者交換機がＳＣＰから第二サービス相互動作表示パラメータのリダイレクトサービス処理表示が設定されていない接続オペレーションを受信すると、ＩＡＭが着側回線に送信されます。接続オペレーションからＩＡＭへのパラメータのマッピング条件は次のとおりとします。ＩＡＭにおいて受信されたパラメータで、接続オペレーションのパラメータに置換されないものは、透過に設定されます。ただし、リダイレクション能力（国内用）、リダイレクション順方向情報（国内用）は廃棄し、設定しないこととします。

ＩＮＡＰオペレーション：接続（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
ルーチング対地アドレス（destinationRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid
付加発番号（additionalCallingPartyNumber）	汎用番号（付加発番号）（注２）
汎用番号（付加発番号）（genericNumbers）	
第二サービス相互動作表示（serviceInteractionIndicatorsTwo）	
着ＩＮ番号表示許容指示（allowCdINNoPresentationInd）	着ＩＮ番号（注３）
着ＩＮ番号書換制御（calledINNumberOverriding）	着ＩＮ番号(注４）
ＩＳＤＮアクセス関連情報（isdnAccessRelatedInformation）	アクセス転送（着サブアドレス）（注５）
発信者番号非通知理由（ttcCauseOfNoID）	発信者番号非通知理由（注６）
事業者情報転送（経由情報転送表示、ＳＣＰ事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送(経由情報転送表示、ＳＣＰ事業者情報）（注７）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：発側回線から受信したＩＡＭに付加発番号が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。接続オペレーションに付加発番号および汎用番号とも設定されている場合は、汎用番号を優先してＩＡＭに設定します。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、送信するＩＡＭの発番号の表示識別を表示不可に設定します。

注３：着ＩＮ番号パラメータの設定は次のとおりとします。

接続オペレーションの第二サービス相互動作表示の着ＩＮ番号表示許容指示	ＩＡＭの着ＩＮ番号
許容	表示識別：表示可 アドレス情報：イニシャルＤＰ上のダイヤル番号もしくは着番号のアドレス情報を設定
非許容	表示識別：表示不可 アドレス情報：イニシャルＤＰ上のダイヤル番号もしくは着番号のアドレス情報を設定

なお、第二サービス相互動作表示が指示されない場合は着ＩＮ番号の表示識別を表示不可とします。

注４：着ＩＮ番号パラメータの設定は次のとおりとします。

接続オペレーションの第二サービス相互動作表示の着ＩＮ番号書換制御	ＩＡＭの着ＩＮ番号
書換可	アドレス情報：イニシャルＤＰ上の着番号のアドレス情報を設定
書換不可	アドレス情報：イニシャルＤＰ上の着番号のアドレス情報を設定しない

なお、着ＩＮ番号書換制御が指示されない場合は送信するＩＡＭの着ＩＮ番号にイニシャルＤＰ上の着番号のアドレス情報を設定します。

注５：発側回線から受信したＩＡＭにアクセス転送（着サブアドレス）が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。

注６：発側回線から受信したＩＡＭに発信者番号非通知理由が設定されていた場合、接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、付加発番号あるいは汎用番号が指示された場合は、受信したＩＡＭの発信者番号非通知理由を廃棄します。

注７：発側回線から受信したＩＡＭの事業者情報転送の経由情報転送表示は接続オペレーションで指示された内容が上書きされます。なお、発側網

が要求している情報を削除するような指示は行わないこととします。また、接続オペレーションで指示されたＳＣＰ事業者情報がＩＡＭの事業者情報転送に追加されます。

（オ）受信したＩＡＭに着ＩＮ番号が設定され、かつ第一着ＩＮ番号が設定されていない場合、接続オペレーション受信により送信するＩＡＭに第一着ＩＮ番号を設定します。第一着ＩＮ番号には受信したＩＡＭの着ＩＮ番号の内容が透過に設定されます。ただし、接続オペレーションの着ＩＮ番号書換制御により書換不可が指示された場合には送信するＩＡＭに第一着ＩＮ番号を設定しません。

（カ）接続オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７を開始します。Ｔ７タイマが終了すると、呼は両方向に解放され、適切な表示が発呼端末に返信されます。

（キ）当社の加入者交換機における、接続オペレーションにより接続された着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	着側回線からの受信メッセージ	着側回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。

		その他	着側回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
		不完了ＡＣＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
		ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
		ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ待ち	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
		不完了ＣＰＧ	設定された検出ポイントの条件に従います。
		ＡＮＭ	設定された検出ポイントの条件に従います。
		ＣＨＧ	受信したＣＨＧを発側回線に透過に送信します。
		ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発側～着側回線が同一ＣＳの状態）	ＲＥＬ	着側回線を解放し、受信したＲＥＬを発側回線に透過に送信します。また、捕捉中の暫定回線を解放します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したメッセージは廃棄します。
		その他	受信したメッセージは廃棄します。
	発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中（発	ＲＥＬ	着側回線を解放し、着側回線と接続されている暫定回線を解放します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
		ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	着側回線と接続されている暫定回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。

着同時ユーザ相互動作中)	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。
	ＣＨＧ	受信したＣＨＧを発側回線に透過に送信します。
	ＲＥＬ	設定された検出ポイントの条件に従います。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。

なお、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注３

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

ACM 上の逆方向呼表示パラメータ / ACM 上のオプション逆方向呼表示		着ユーザ状態表示	
		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバ	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中

ンド帯域内情報表示	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示:インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示:インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

注３：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

（ク）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼解放オペレーションを受信すると、ＲＥＬを発側回線又は暫定回線に送信します。理由表示パラメータは、呼解放オペレーションの呼解放Ａｒｇパラメータを含んでいます。もし、呼解放オペレーションに理由表示パラメータが示されない場合は、理由表示＃３１が送信されます。

（ケ）呼に関連したイベントの監視を加入者交換機に要求する場合、ＳＣＰはＢＣＳＭイベント報告要求オペレーションを使用します。監視モードが「中断(interrupted)」若しくは「通知し継続（notifyAndContinue）」のいずれであるかはオペレーションによって表示されます。「通知し継続」モードでは、イベントはＳＣＰに対するＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ-Ｎ（通知モード）として通知され、通常呼処理を継続します。「中断」モードでは、イベントはＢＣＳＭイベント報告オペレーションのＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として通知され、加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。イベント検出ポイントは次のとおりとします。

検出ポイント	ＤＰ検出条件
発側－着信者話中	（１）理由種別１７、１８又は６３で生成源が「ユーザ」以外のＲＥＬ受信（ユーザ話中） （２）理由種別２０のＣＰＧ、ＡＣＭ又はＲＥＬ受信
発側－無応答	（１）タイマTNoReply のタイムアウト （２）理由種別１８のＣＰＧ又はＡＣＭ受信
発側－応答	ＡＮＭ受信
発側－切断	（５）通話中にＲＥＬ受信 （６）タイマTSUS タイムアウト
発側－放棄	応答前に発側回線からのＲＥＬ受信

（コ）発側－無応答が設定された場合、着側回線からのＡＣＭ（不完了ＡＣＭの場合は除く）の受信でタイマTNoReplyが開始され、ＡＮＭの受信でタイマTNoReplyを停止します。

（サ）ＲＥＬを発側回線又は着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｎ（通知モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は呼を切断します。ＲＥＬを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線を切断し、発側回線を保留します。呼処理を中断し加入者交換機はＳＣＰからの指示を待ちます。不完了ＡＣＭ又は不完了ＣＰＧを着側回線から受信し、ＥＤＰ－Ｒ（要求モード）として設定された検出ポイントに対応する場合には、加入者交換機は着側回線の切断及び発側回線の保留を行い、呼処理を中断しＳＣＰからの指示を待ちます。設定された検出ポイントに対応しない場合もしくは検出ポイントが設定されていない場合には、通常呼処理を継続します。

（シ）検出ポイントが設定され、発側－着信者話中、発側－切断又は発側－放棄を検出した場合、該当する理由表示をＢＣＳＭイベント報告オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（ス）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続確立オペレーションを受信し、受信したＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続確立オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続確立（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシストSSP-IPルーチングアドレス（assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid

事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報）（注２）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：事業者情報転送の経由情報転送表示は１１（両方向）が設定されます。

（セ）暫定接続確立オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：０（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである） ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ソ）暫定接続確立オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。Ｔ７タイマがタイムアウトした場合には、暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。

（タ）当社の加入者交換機における、暫定接続確立オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に

対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。また、ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止し、ＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。イベント表示が上記以外の場合はＣＰＧを廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＣＭをＣＰＧにマッピングし、発側回線に送信します。（注１）
	不完了ＡＣＭ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

ＡＮＭ待ち	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	不完了ＣＰＧ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ	受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＨＧ	受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
通信中	ＣＰＧ	受信したＣＰＧを発側回線に透過に送信します。ただし、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄します。
	ＲＥＬ	暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	受信したＳＵＳ／ＲＥＳを発側回線に透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

注１：ＡＣＭをＣＰＧにマッピングする場合のパラメータのマッピングは次のとおりとします。なお、課金情報、課金情報種別、課金情報遅延、付加ユーザ種別、料金区域情報、事業者情報転送の各パラメータは廃棄しますが、その他のパラメータは透過にマッピングされます。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：注２
	イベント提示制限表示：表示なし
逆方向呼表示	注３

注２：イベント表示の設定条件は次のとおりとします。

~~ACM上の~~逆方向呼表示	着ユーザ状態表示

パラメータ ACM上の オプション 逆方向呼表示		表示なし	加入者空き
実装なし		イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
インバンド帯域内情報表示	表示なし	イベント表示：経過表示	イベント表示：呼出中
	インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示:インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能	イベント表示:インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能

注３：課金情報送出オペレーションが指示されている場合、指示内容に従い課金表示を変換します。その他のフィールドは透過に設定します。

（チ）当社の加入者交換機はＳＣＰから順方向接続切断オペレーションを受信した場合、暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（ツ）当社の加入者交換機はＳＣＰから暫定接続起動オペレーションを受信し、ＩＡＭ中の通信路要求表示が「音声」、「３．１ｋＨｚオーディオ」の場合、暫定回線を接続します。他の通信路要求表示値を受信した場合、理由表示＃６５を含むＲＥＬにより呼が切断されます。受信した暫定接続起動オペレーション中のパラメータとＩＡＭで転送されるパラメータのマッピングは次のとおりとします。

ＩＮＡＰオペレーション：暫定接続起動（注１）	ＩＳＵＰメッセージ：ＩＡＭ
アシストSSP-IPルーチングアドレス （assistingSSPIPRoutingAddress）	着番号
相関ID（correlationID）	相関id
scfID（scfID）	SCFid
事業者情報転送（ＳＣＰ事業者情報） （ttcCarrierInformationTransfer）	事業者情報転送 （ＳＣＰ事業者情報）（注２）

注１：オプションパラメータは設定されない場合があります。

注２：事業者情報転送の経由情報転送表示は１１（両方向）が設定されま

す。

（テ）暫定接続起動オペレーションにより送信されるＩＡＭ中のパラメータは次のとおり設定されます。

パラメータ	設定内容
接続特性表示	受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。
順方向呼表示	国内／国際呼表示：受信したＩＡＭに設定されていた内容が透過に設定されます。 エンド・エンド法表示：００（エンド・エンド法が利用できない） 相互接続表示：０（相互接続表示なし） エンド・エンド情報表示：　０（エンド・エンド情報利用できない） ＩＳＵＰ１リンク表示：１（ＩＳＵＰ１リンクである） ＩＳＵＰ１リンク希望表示：１０（ＩＳＵＰ１リンクを希望し必須である） ＩＳＤＮアクセス表示：０（発側のユーザ・網インタフェースが非ＩＳＤＮ） ＳＣＣＰ法表示：００（表示なし）
発ユーザ種別	００００１０１０（一般発ユーザ）／００００１１０１（試験呼）
通信路要求表示	００００００１１（３．１ｋＨｚオーディオ）
事業者情報転送	発事業者情報として当社の情報が設定されます。
料金区域情報	イニシャルＤＰを送信した当社の加入者交換機のＣＡコードが設定されます。
発番号	設定されません。

（ト）暫定接続起動オペレーションによりＩＡＭを送信すると、アドレス完了待ちタイマＴ７が開始されます。Ｔ７タイマがタイムアウトした場合には、２つの暫定回線を切断し、ＳＣＰに対し通知を行い指示を待ちます。送信される２つのＩＡＭはそれぞれ異なるＩＡＭのＡＣＭ受信の有無に影響を受けずにシーケンシャルに送出されます。

（ナ）当社の加入者交換機における、暫定接続起動オペレーションにより接続された暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件および発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件は次のとおりとします。

状態	暫定回線からの受信メッセージ	暫定回線からの逆方向メッセージ受信時の動作条件／発側回線に対する逆方向メッセージの送信条件
ＡＣＭ待ち	ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７は停止されます。受信したメッセージは廃棄します。
	不完了ＡＣＭ	アドレス完了待ちタイマＴ７を停止し、当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＣＰＧ	イベント表示が「インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能」の場合はＴ７タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放し、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＩＡＭ	当該回線に優先権がある場合は受信したＩＡＭを廃棄し、ＡＣＭを待ちます。優先権がない場合は他の回線から自動再試行を行います。
	その他	当該暫定回線に対しＲＳＣを送信し、他の回線から自動再試行を行います。受信したメッセージは廃棄します。
ＡＣＭ待ち（ＣＰＧ受信後）	ＡＣＭ	ＡＮＭ待ちに遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
	不完了ＡＣＭ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。また、理由表示＃３１を含むＲＥＬによりもう一方の暫定回線も切断されます。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。
ＡＮＭ待ち	不完了ＣＰＧ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＡＮＭ	通信中状態に遷移します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

発着同時ユーザ相互動作時におけるＥＤＰ中断中(発着同時ユーザ相互動作中)	ＲＥＬ	当該暫定回線を解放します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：網）	ＳＵＳ受信によりＴ６タイマを開始し、ＲＥＳ受信によりＴ６タイマを停止します。受信したメッセージは廃棄します。
	ＳＵＳ／ＲＥＳ（生成源：ユーザ）	当該暫定回線が発側回線と接続されている場合は、受信したメッセージは廃棄します。当該暫定回線が着側回線と接続されている場合は、着側回線に対しＳＵＳ／ＲＥＳを透過に送信します。
	その他	受信したメッセージは廃棄します。

（ニ）不完了ＡＣＭ、不完了ＣＰＧ又はＲＥＬにより、暫定接続起動オペレーションにより生成された呼セグメントを解放する場合、該当する理由表示をエンティティ解放通知オペレーションにマッピングしＳＣＰに通知します。

（ヌ）当社の加入者交換機はＳＣＰから呼セグメント統合オペレーションを受信した場合、発側回線にＣＰＧを返送する場合があります。ＣＰＧのパラメータは次のとおり設定されます。その他のパラメータは設定されません。

パラメータ	設定内容
イベント情報	イベント表示：インバンド情報あるいは適当なパターンが現在利用可能
	イベント提示制限表示：表示なし

（ネ）当社の加入者交換機はＳＣＰからアーギュメント付き順方向接続切断オペレーションを受信した場合、指定されたレグＩＤに対応する暫定回線に対して正常切断手順を適用します。順方向へ送信されるＲＥＬには理由表示＃３１が含まれます。

（ノ）当社の加入者交換機はＳＣＰから課金情報送出オペレーションを受信した場合、指示内容に従い、発側回線に送信されるＣＰＧ（着側回線から受信したＡＣＭを変換したＣＰＧを含みます）およびＡＮＭの逆方向呼表示パラメータの課金表示を変換します。なお、逆方向呼表示パラメータが設

定されてない場合は対象外とします。

（ハ）呼に関連した課金イベントの監視を加入者交換機に要求する場合、ＳＣＰは課金イベント通知要求オペレーションを使います。課金イベントはＳＣＰに対する課金イベント通知オペレーションにより通知され、通常呼処理を継続します。課金イベントの検出条件は次のとおりとします。ただし、不完了ＡＣＭおよび不完了ＣＰＧは対象外とします。

課金イベント	検出条件
付加ユーザ種別	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＣＨＧ／ＡＮＭに付加ユーザ種別パラメータが含まれている
事業者情報転送	ＡＣＭ／ＣＰＧに事業者情報転送パラメータが含まれている
逆方向呼表示	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＡＮＭに逆方向呼表示パラメータが含まれている
課金情報遅延	ＡＣＭ／ＣＰＧに課金情報遅延パラメータが含まれている
料金区域情報	ＡＣＭ／ＣＰＧ／ＣＨＧ／ＡＮＭに料金区域情報パラメータが含まれている

（ヒ）当社の加入者交換機のＩＳＵＰタイマは次のとおりとします。

記号	ﾀｲﾑｱｳﾄ値	開始要因	正常終了	満了時
T_{SUS}	２～４秒	網起動のＳＵＳ受信時	網起動のＲＥＳ又はＲＥＬ受信時	解放手順を開始もしくはＳＣＰへ通知
$T_{NoReply}$	ＳＣＰ制御による	ＡＣＭ（不完了ＡＣＭは除く）を受信した際に発側－無応答が設定されていた時	ＡＮＭ又は不完了ＣＰＧ，ＲＥＬ受信時	ＳＣＰへ通知し、後位コネクションを解放する。

キ　本インタフェースに関するシーケンスは次のとおりとします。ただし、接続シーケンスは当社網と直接協定事業者網ＳＣＰ間のみを規定することとし、その他については当社網と直接協定事業者網ＳＣＰ間の接続シーケンスの解釈を補助する位置付けとし、規定しません。

項番	ＩＮＡＰオペレーション	コネクションタイプ	ｼｰｹﾝｽﾊﾟﾀｰﾝ
１	InitialDP	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ１

2	Connect	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ２
3	EstablishTemporaryConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ３
4	RequestReportBCSMEvent, EventReportBCSM	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ４
5	DisconnectForwardConnection	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ５
6	ReleaseCall、ReleaseCall*	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ、64Kbit/s 非制限	ＰＴ－Ｑ６
7	DisconnectForwardConnectionWithArgument	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ７
8	InitiateTemporaryConnections	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ８
9	MergeCallSegments	－	ＰＴ－Ｑ９
10	MoveLeg	－	ＰＴ－Ｑ１０
11	Continue	－	ＰＴ－Ｑ１１
12	RequestNotificationChargingEvent, EventNotificationCharging	－	ＰＴ－Ｑ１２
13	SendChargingInformation	－	ＰＴ－Ｑ１３
14	EntityReleased	－	ＰＴ－Ｑ１４
15	ActivityTest	－	ＰＴ－Ｑ１５
16	RestartNotification, RestartNotificationAcknowledgement	－	ＰＴ－Ｑ１６
17	試験	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ１７
18	試験（番号ポータビリティ）	音声、3.1kHz ｵｰﾃﾞｨｵ	ＰＴ－Ｑ１８

注１：当社網と移転元事業者となる直接協定事業者網ＳＣＰ間で規定する接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１及びＰＴ－Ｑ２（２）とします。

注２：当社網と移転先事業者となる直接協定事業者網ＳＣＰ間で規定する接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１からＰＴ－Ｑ１６とします。ただしＰＴ－Ｑ２（２）は除きます。

（６）当社網と直接協定事業者網間又は間接協定事業者網間で回線対応信号を使用する信号方式は、第32条（接続方式）第１項の分類１から分類５の規定を準用します。

（７）当社網と直接協定事業者網間及び間接協定事業者網間で使用する網使用料の課金方式は第１項（７）の規定を準用します。

（８）当社網と直接協定事業者網間で使用する試験方式は次のとおりとします。

ア　当社と直接協定事業者の設備に関わる試験は、設備を所有する事業者が責任を持って実施し、他社の設備についての試験は原則として実施しません。

ただし、故障切り分け等のため当社網と直接協定事業者網間は試験可能とします。

イ　当社網と直接協定事業者間で実施するＳＣＰアクセスに関する試験は次のとおりとします。

（ア）直接協定事業者が直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動ＳＣＰアクセス試験を実施します。接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１７のとおりとします。

（イ）当社網と直接協定事業者網間における手動ＳＣＰアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号は当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
ＬＳからＳＣＰへのアクセス確認および直接	手動ＳＣＰアクセス試験（交換機毎の判断基準）	直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0AB0+DEFGHJ(K) 0A0+CDEFGHJK 00XY+X_1X_2X～X_n	非課金	無
協定事業者網への接続確認	手動ＳＣＰアクセス試験（加入者線毎の判断基準）	同上	XX‥X		無

注１：課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

ウ　当社網と直接協定事業者間で実施する番号ポータビリティ接続機能に関する試験は次のとおりとします。

（ア）移転元事業者となる直接協定事業者は移転先事業者となる当社または間接

協定事業者から通知されたネットワークルーチング番号を予めＳＣＰに登録することを要します。当社は移転元事業者となる当社または直接協定事業者に割り当てられた試験番号に対して手動ＳＣＰアクセス試験を実施します。接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１８のとおりとします。

（イ）移転先事業者となる直接協定事業者は直接協定事業者網内にガイダンス装置等（強制切断無し）を有することを要し、当社はその機能を使用して手動ＳＣＰアクセス試験を実施します。接続シーケンスはＰＴ－Ｑ１８のとおりとします。

（ウ）当社網と直接協定事業者網間における番号ポータビリティ接続機能に関する手動ＳＣＰアクセス試験の内容は次のとおりとします。なお、実際に使用する試験番号及びネットワークルーチング番号は当社と移転元事業者となる直接協定事業者間及び移転先事業者となる直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。

試験目的	試験種別	接続先	試験番号構成	課金条件（注１）	強制切断の有無
番号ポータビリティ機能によるＳＣＰへのアクセス確認および移転先事業者となる当社または直接協定事業者網への接続確認	手動ＳＣＰアクセス試験（交換機毎の判断基準）	移転先事業者となる直接協定事業者網内のガイダンス装置等	0120+DEFGHJ 0800+DEFGHJK	非課金	無

注１：課金条件の非課金は回線接続に関する事業者間精算の対象外を示します。

エ　当社と直接協定事業者は信号リンクの正常性を確認する手動信号ルート試験機能を

実施します。 （輻輳制御方式） 第 88 条の４　輻輳制御方式は、技術的条件集第 51 条（輻輳制御方式）の規定を準用します。 （伝送装置間インタフェース仕様） 第 88 条の５　伝送装置間インタフェース仕様は、技術的条件集第 52 条（伝送装置間インタフェース仕様）の規定を準用します。 （網同期クロックインタフェース仕様） 第 88 条の６　網同期クロックインタフェース仕様は、技術的条件集第 29 条（網同期クロックインタフェース仕様）の規定を準用します。 （その他接続に必要な事項） 第 88 条の７　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事業者間で別途協議の上、決定することとします。	
第 19 節　形態７ （略）	第 19 節　形態７ （略）
第 20 節　形態８ （網構成） 第 92 条　当社網のサービス制御統括局と直接協定事業者のサービス制御局間の接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続単位に行うものとします。 （接続方式） 第 93 条　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 18 に示すとおりとします。 （その他接続に必要な事項） 第 94 条　その他接続に必要な事項のうち細目にわたるものについては当社と直接協定事	第 20 節　形態８ 削除

業者間で別途協議の上、決定することとします。	
第21節　形態９	第21節　形態９
(略)	(略)
第29節 形態１７	第29節 形態１７
（網構成）	削除
第119条　当社網と直接協定事業者網間の回線網の構成は次のとおりとします。	
（１）　ＩＰ通信網間接続装置と直接協定事業者の電気通信設備との接続は、本則の相互接続点の設置場所に定める相互接続点単位に行うものとします。	
（２）　複数の相互接続点を介した冗長構成を可能とします。	
２　当社網と直接協定事業者網間の信号網構成は次のとおりとします。	
（１）　直接協定事業者網に設置するＳＩＰサーバは、トランザクションの状態（ステート）管理を行い、ＳＩＰメッセージの中継を実施するステートフルプロキシとします。	
（２）　ＣプレーンとＵプレーンは同一相互接続点にて疎通することとします。１つの相互接続点を通して、Ｃプレーン終端点を１対１に対向することによりＳＩＰ信号ルートを設定します。なお、１つの相互接続点を通して、Ｃプレーンは２ルートとし、Ｕプレーンは２ルート以上とします。Ｕプレーン終端点はＣプレーン終端点とは独立にセッション設定時に決定します。	
（３）　発側網は、対向する２つのＣプレーン終端点に対してＳＩＰダイアログを振り分けて確立することとします。	
（接続方式）	
第120条　当社網と直接協定事業者網間で使用する接続方式は次のとおりとします。	
（１）　当社網と直接協定事業者網間で使用する電気通信番号は第５条（接続方式）第３項(１)の規定を準用します。	

（２）　当社網と直接協定事業者網間で使用する信号方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。 （輻輳制御方式） 第 121 条　輻輳制御における災害時優先通信の取り扱いは次のとおりとします。 （１）　本則の優先的に扱う通信の識別における優先信号とは INVITE リクエストの P-Asserted-Identity ヘッダに記述される URI に付与される cpc パラメータに「priority」を設定した信号をいいます。 （２）　当社網と直接協定事業者網間での災害時優先通信の疎通を確保するため、当社網は優先信号に基づく輻輳制御を行うことができます。 ２　輻輳制御方式は技術的条件集別表 36 に示すとおりとします。 （伝送装置間インタフェース仕様） 第 122 条　伝送装置間インタフェース仕様は技術的条件集別表 34 に示すとおりとします。 （ＩＰトランスポート仕様） 第 123 条　ＩＰトランスポート仕様は技術的条件集別表 35 に示すとおりとします。 （その他接続に必要な事項） 第 124 条　コーデック種別、対向ＳＩＰサーバＩＰアドレス等の、その他の接続に必要な事項や保守運用に係る具体的事項については、当社と直接協定事業者間の協議にて決定することとします。なお、サービス・制御・運用に必要なパケット以外は当社装置にて受信時に廃棄することとし、当社装置及び、直接協定事業者装置から必要なパケット以外は原則相手網へ送出しないこととします。	

技術的条件集別表

電気通信事業法第33条第２項及び第７項に基づく第１種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新
目次	目次
（略）	（略）
技術的条件集別表	技術的条件集別表
１ 相互接続箇所毎の接続番号	１ 相互接続箇所毎の接続番号
２ 付加サービス等の利用条件	２ 付加サービス等の利用条件
３ ＭＴＰ仕様	３ 削除
３．１ ＭＴＰ仕様（信号用ＡＴＭインタフェース）	３．１ 削除
４ ＩＳＵＰ仕様	４ 削除
４．１ ＩＳＵＰ仕様（網内信号部）	４．１ 削除
５ 接続シーケンス	５ 削除
６ 伝送装置間インタフェース仕様	６ 削除
６．１ 伝送装置間インタフェース仕様（新ＳＤＨ）	６．１ 削除
６．２ 伝送装置間インタフェース仕様（1.5M／6.3Mインタフェース）	６．２ 削除
６．３ 削除	６．３ 削除
６．４ 伝送装置間インタフェース仕様（２線式インタフェース）	６．４ 削除
７ 削除	７ 削除
８ 削除	８ 削除
９ 網同期クロックインタフェース仕様	９ 網同期クロックインタフェース仕様
10 削除	10 削除
11．１ 削除	11．１ 削除
11．２ 削除	11．２ 削除
11．３ 削除	11．３ 削除
11．４ 削除	11．４ 削除

11．５ 削除	11．５ 削除
11．６ 削除	11．６ 削除
11．７ 削除	11．７ 削除
11．８ 削除	11．８ 削除
11．９ 専用回線ノード装置インタフェース仕様（DSM-L 形専用サービスノード装置）	11．９ 専用回線ノード装置インタフェース仕様（DSM-L 形専用サービスノード装置）
11．10 削除	11．10 削除
11．11 削除	11．11 削除
11．12 削除	11．12 削除
11．13 削除	11．13 削除
12 ＳＣＣＰ仕様	12 削除
12．１ ＳＣＣＰ仕様（網内信号部）	12．１ 削除
13 ＴＣ仕様	13 削除
13．１ ＴＣ仕様（網内信号部）	13．１ 削除
14 削除	14 削除
15 相互接続用共通インタフェース仕様	15 削除
15．１ 相互接続用共通インタフェース仕様（網内信号部）	15．１ 削除
16 網特有ＡＳＥ仕様	16 削除
17 ＮＴＴ固有サービス制御仕様	17 削除
18 サービス制御統括局接続インタフェース仕様	18 削除
19 ＩＮＡＰ仕様	19 削除
19．１ ＩＮＡＰ仕様（網内信号部）	19．１ 削除
20 Ｆ網サービス端末回線線端接続インタフェース仕様	20 削除
21．１ 削除	21．１ 削除
21．２ 番号案内データベース接続インタフェース仕様（番号案内データベースー番号案内台）	21．２ 番号案内データベース接続インタフェース仕様（番号案内データベースー番号案内台）
21．３ 番号案内データベース接続インタフェース仕様（番号情報データベース接続）	21．３ 番号案内データベース接続インタフェース仕様（番号情報データベース接続）
21．３21．４ ＮＰＳ交換機接続インタフェース仕様	21．３21．４ ＮＰＳ交換機接続インタフェース仕様

22 64Kユニバーサル信号仕様	22 64Kユニバーサル信号仕様
23 削除	23 削除
24．１ 削除	24．１ 削除
24．２ ＤＳＬインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）	24．２ ＤＳＬインタフェース仕様（宅内インタフェース 1）
24．３ 削除	24．３ 削除
24．４ ＤＳＬインタフェース仕様（局内インタフェース 2）	24．４ ＤＳＬインタフェース仕様（局内インタフェース 2）
24．５ 削除	24．５ 削除
24．６ 削除	24．６ 削除
24．７ ＤＳＬインタフェース仕様（局内インタフェース 5）	24．７ ＤＳＬインタフェース仕様（局内インタフェース 5）
24．８ 削除	24．８ 削除
24．９ メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理	24．９ メタリック加入者伝送システムのスペクトル管理
24．10 削除	24．10 削除
25．１ 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース１）	25．１ 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース１）
25．２ 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース２）	25．２ 光信号回線接続インタフェース仕様（光信号端末回線用インタフェース２）
25．３ 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）	25．３ 光信号回線接続インタフェース仕様（一般光信号中継回線用インタフェース）
25．４ 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）	25．４ 光信号回線接続インタフェース仕様（特別光信号中継回線用インタフェース）
26 ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）	26 ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式）
26．１ 削除	26．１ 削除
26．２ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26．２ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv4PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26．３ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）	26．３ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式）
26．４ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）	26．４ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6PPPoE 方式-10GBASE インタフェース）
26．５ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）	26．５ ＩＰ通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース仕様（IPv6IPoE 方式）
27．１ ＩＰ通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE－SX／10GBASE-LR インタフェース）	27．１ ＩＰ通信網収容局ルータ接続インタフェース仕様（1000BASE－SX／10GBASE-LR インタフェース）
27．２ 削除	27．２ 削除
27．３ 削除	27．３ 削除

27．４ 削除	27．４ 削除
27．５ 削除	27．５ 削除
28 削除	28 削除
28．１ 削除	28．１ 削除
28．２ 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（１Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ）	28．２ 光信号伝送装置接続インタフェース仕様（１Gbit/s タイプ／10Gbit/s タイプ）
29．１ 信号網接続用インタフェース仕様１	29．１ 削除
29．２ 信号網接続用インタフェース仕様２	29．２ 削除
30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件	30 光回線設備を介して当社の光回線設備以外の指定電気通信設備と接続する場合の技術的条件
31．１ 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型）	31．１ 光信号電気信号変換装置接続インタフェース仕様（非集線型）
31．２ 削除	31．２ 削除
32 削除	32 削除
33 削除	33 削除
34 伝送装置間インタフェース仕様	34 削除
34．２ 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	34．２ 伝送装置間インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）
35 ＩＰトランスポート仕様	35 削除
35．２ ＩＰトランスポート仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	35．２ ＩＰトランスポート仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）
36 ＳＩＰを用いた相互接続用インタフェース仕様	36 削除
36．２ ＳＩＰを用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	36．２ ＳＩＰを用いた相互接続用インタフェース仕様（音声等接続用ルータ接続インタフェース）
37 削除	37 削除
38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様	38 中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース仕様
（略）	（略）
技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号	技術的条件集別表１　相互接続箇所毎の接続番号
1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号	1.　直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号
直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」	直接協定事業者との接続箇所ごとの接続番号は、次のとおりとする。次表の中の「入」

は、その接続箇所と接続番号において直接協定事業者網から当社網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社入接続」という。)が可能であることを示す。また、次表の中の「出」は、その接続箇所と接続番号において当社網から直接協定事業者網への接続(当社中継接続を含む)(以下、「当社出接続」という。)が可能であることを示す。

(1/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ						
	形態１－２(電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－３(総合ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ通信ｻｰﾋﾞｽ契約約款を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－４(専用線用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－５(DSL用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－６(光信号端末回線用インタフェース)	形態１－７(IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース)	形態1－８(き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース(ＤＳＬ用インタフェース)
分類１(00XY～)設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類２(00XY～)国際系番号	－	－					
分類３(0A～J)端末系番号	出入	出入					
分類４(0A0-CDE～)携帯・自動車電話系番号	－	－					
分類５(0A0-CDE～)ＰＨＳ系番号	－	－					

(1/5)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 ＼ 接続番号	端末回線線端接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ						
	形態１－２(電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－３(総合ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ通信ｻｰﾋﾞｽ契約約款を準用したｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－４(専用線用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－５(DSL用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ)	形態１－６(光信号端末回線用インタフェース)	形態１－７(IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース)	形態1－８(き線点近傍の電柱等の端子盤接続インタフェース(ＤＳＬ用インタフェース)
分類１(00XY～)設置中継系番号	入	入	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類２(00XY～)国際系番号	－	－					
分類３(0A～J)端末系番号	出入	出入					
分類４(0A0-CDE～)携帯・自動車電話系番号	－	－					
分類５(0A0-CDE～)ＰＨＳ系番号	－	－					

分類7（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	－	－					
分類8（0091～）非設置中継系番号	－	－					
分類9（050C～K）ＩＰ電話番号	－	－					

（2/6）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線 接続インタフェース				加入者交換機 接続インタフェース	
	形態1－9（音声利用IP通信網サービス契約を準用したインタフェース）	形態2－3（光信号伝送装置接続インタフェース）	形態2－4（光信号電気信号変換装置接続インタフェース）	形態2－5（固定無線通信網終端装置接続インターフェース）	形態3－2（MF用インタフェース）	形態3－3（多数事業者間接続用インタフェース）
分類1（00XY～）設置中継系番号	ニ	（分類によらない	（分類によらない）	（分類によらない）	ニ	出入
分類2（00XY～）国際系番号	ニ				ニ	出入
分類3（0A～J）端末系番号	ニ				出入	出入

分類7（0A0-CDE～）無線呼出し系番号	－	－					
分類8（0091～）非設置中継系番号	－	－					
分類9（050C～K）ＩＰ電話番号	－	－					

（2/5）

インタフェース種別 ＼ 接続番号	端末回線 接続インタフェース			
	形態1－9（音声利用IP通信網サービス契約を準用したインタフェース）	形態2－3（光信号伝送装置接続インタフェース）	形態2－4（光信号電気信号変換装置接続インタフェース）	形態2－5（固定無線通信網終端装置接続インターフェース）
分類1（00XY～）設置中継系番号	ニ	（分類によらない	（分類によらない）	（分類によらない）
分類2（00XY～）国際系番号	ニ			
分類3（0A～J）端末系番号	ニ			

分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	ニ				入	出入
分類5 (0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号	ニ				ニ	出入
分類7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号	ニ				ニ	出入
分類8 (0091～) 非設置中継系番号	ニ				ニ	出入
分類9 (050C～K) ＩＰ電話番号	ニ				ニ	ニ

分類4 (0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	ニ					
分類5 (0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号	ニ					
分類7 (0A0-CDE～) 無線呼出し系番号	ニ					
分類8 (0091～) 非設置中継系番号	ニ					
分類9 (050C～K) ＩＰ電話番号	ニ					

(3/6)

インタフェース種別 ＼ 接続番号	中継交換機接続インタフェース	
	形態４－３ (M用 インタフェース)	形態４－６ (多数事業者間 接続用 インタフェース)
分類1(00XY～) 設置中継系番号	ニ	出入
分類2(00XY～) 国際系番号	ニ	出入
分類3(0A～J) 端末系番号	入	出入
分類4(0A0-CDE～) 携帯・自動車電話系番号	出	出入

分類５(0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号	入	出入
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号	出	出入
分類８(0091～) 非設置中継系番号	－	出入
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号	－	出入

(4/6)

インタフェース種別 / 接続番号	専用線接続インタフェース		信号網接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	ＮＰＳ交換機接続インタフェース	サービス制御統括局接続インタフェース	端末回線MDF接続インタフェース
	形態５	形態５－２(IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース)	形態６－２(加入者交換機高度サービス個別接続用インタフェース)	形態６－３(加入者交換機高度サービス接続用インタフェース)	形態７	形態７－２	形態８	形態９(DSL用インタフェース)
分類１(00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類２(00XY～) 国際系番号								
分類３(0A～J) 端末系番号								

(3/5)

インタフェース種別 / 接続番号	専用線接続インタフェース		番号案内データベース接続インタフェース	ＮＰＳ交換機接続インタフェース	端末回線MDF接続インタフェース
	形態５	形態５－２(IP通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース)	形態７	形態７－２	形態９(DSL用インタフェース)
分類１(00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)	(分類によらない)
分類２(00XY～) 国際系番号					
分類３(0A～J) 端末系番号					

分類４(0A0-CDE～)携帯・自動車電話系番号								
分類５(0A0-CDE～)ＰＨＳ系番号								
分類７(0A0-CDE～)無線呼出し系番号								
分類８(0091～)非設置中継系番号								
分類９(050C～K)ＩＰ電話番号								

(5/6)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 / 接続番号	ISM 折返し接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	端末回線加入者交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース（PPPoE 方式）	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース（IPoE 方式）
	形態１０	形態１１（電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款準用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態１２	形態１３	形態１３－２	形態１４	形態１４－２

分類４(0A0-CDE～)携帯・自動車電話系番号								
分類５(0A0-CDE～)ＰＨＳ系番号								
分類７(0A0-CDE～)無線呼出し系番号								
分類８(0091～)非設置中継系番号								
分類９(050C～K)ＩＰ電話番号								

(4/5)

ｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別 / 接続番号	ISM 折返し接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	端末回線加入者交換機接続ｲﾝﾀﾌｪｰｽ	光信号端末回線接続インタフェース	一般光信号中継回線接続インタフェース	特別光信号中継回線接続インタフェース	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース（PPPoE 方式）	IP 通信網ＩＳＰ接続用ルータ接続インタフェース（IPoE 方式）
	形態１０	形態１１（電話ｻｰﾋﾞｽ契約約款準用ｲﾝﾀﾌｪｰｽ）	形態１２	形態１３	形態１３－２	形態１４	形態１４－２

分類1（00XY～） 設置中継系番号	－	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類2（00XY～） 国際系番号	－						
分類3（0A～J） 端末系番号	出						
分類4（0A0-CDE～） 携帯・自動車電話系番号	－						
分類5（0A0-CDE～） ＰＨＳ系番号	－						
分類7（0A0-CDE～） 無線呼出し系番号	－						
分類8（0091～） 非設置中継系番号	－						
分類9（050C～K） ＩＰ電話番号	－						

分類1（00XY～） 設置中継系番号	－	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）	（分類によらない）
分類2（00XY～） 国際系番号	－						
分類3（0A～J） 端末系番号	出						
分類4（0A0-CDE～） 携帯・自動車電話系番号	－						
分類5（0A0-CDE～） ＰＨＳ系番号	－						
分類7（0A0-CDE～） 無線呼出し系番号	－						
分類8（0091～） 非設置中継系番号	－						
分類9（050C～K） ＩＰ電話番号	－						

インタフェース種別 ＼ 接続番号	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	IP 通信網一般中継局ルータ接続インタフェース	一般中継局ルータ接続インタフェース（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
	形態１５（IP通信網収容局ルータ接続インタフェース）	形態16	形態17	形態17-2	形態19

インタフェース種別 ＼ 接続番号	収容局ルータ接続インタフェース	中継局セルリレー接続インタフェース	一般中継局ルータ接続インタフェース（音声等接続用ルータ接続インタフェース）	中継局イーサネットスイッチ接続インタフェース
	形態１５（IP通信網収容局ルータ接続インタフェース）	形態16	形態17-2	形態19

分類１(00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	―	出（注１）	(分類によらない)
分類２(00XY～) 国際系番号			―	出（注１）	
分類３(0A～J) 端末系番号			出入	出入	
分類４(0A0-CDE～) 携帯･自動車電話系番号			―	出	
分類５(0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号			―	出	
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			―	出	
分類８(0091～) 非設置中継系番号			―	出（注１）	
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号			―	出（注１）	

凡例　　－：未規定

（注１）当社の「電話サービス契約約款」及び「総合ディジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

（注２）番号ポータビリティ接続機能は、分類３の当社入接続、形態６－２及び形態６－３での直接協定事業者網のＮＳＰ又はＳＣＰから信号により通知する接続番号が 0A～J での接続及び形態４－６での分類３の当社出接続において提供する

2.　サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1) １ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　削除

イ　番号案内サービス接続機能は、形態１－２、形態１－９、形態４－３、形態４－６

分類１(00XY～) 設置中継系番号	(分類によらない)	(分類によらない)	出（注１）	(分類によらない)	
分類２(00XY～) 国際系番号			出（注１）		
分類３(0A～J) 端末系番号			出入		
分類４(0A0-CDE～) 携帯･自動車電話系番号			出		
分類５(0A0-CDE～) ＰＨＳ系番号			出		
分類７(0A0-CDE～) 無線呼出し系番号			出		
分類８(0091～) 非設置中継系番号			出（注１）		
分類９(050C～K) ＩＰ電話番号			出（注１）		

凡例　　－：未規定

（注１）当社の「電話サービス契約約款」及び「総合ディジタル通信サービス契約約款」に基づく端末による接続に限る。

2.　サービス番号への接続条件

サービス番号への接続条件は、次のとおりとする。

(1) １ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　削除

イ　番号案内サービス接続機能は、形態１－２、形態１－９及び形態１７－２での接続

及び形態１７－２での接続番号が１０４の当社入接続において提供する。	番号が１０４の当社入接続において提供する。
ウ　削除	ウ　削除
エ　警察接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１０の当社入接続において提供する。	エ　警察接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１０の当社入接続において提供する。
オ　消防接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１９の当社入接続において提供する。	オ　消防接続機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が１１９の当社入接続において提供する。
カ　削除	カ　削除
キ　でんわ会議接続機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での分類３の当社入接続において提供する。	キ　でんわ会議接続機能は、形態１－２及び形態１－３での分類３の当社入接続において提供する。
ク　災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態４－３、形態４－６及び形態１７－２での接続番号が１７１の当社入接続及び形態４－６での接続番号が１７１の当社出接続において提供する。	ク　災害時伝言ダイヤル接続機能は、形態１７－２での接続番号が１７１の当社入接続において提供する。
ケ　削除	ケ　削除
コ　削除	コ　削除
サ　ファクシミリ通信網サービス接続機能は、形態６－２及び形態１７－２での接続番号が１６１及び１６２の当社出接続において提供する。	サ　削除
シ　削除	シ　削除
ス　削除	ス　削除
セ　電報接続機能は、形態４－６及び形態１７－２での接続番号が１１５の当社入接続及び形態６－２での接続番号が１１５の当社出接続において提供する。	セ　電報接続機能は、形態１７－２での接続番号が１１５の当社入接続において提供する。
ソ　削除	ソ　削除
タ　削除	タ　削除
チ　付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態４－６での接続番号が１８８または１８９の当社入接続かつ当社出接続において提供する。	チ　削除
ツ　付加的機能識別番号接続の方式は、形態４－６及び形態１７－２での接続番号が１８８または１８９の当社出接続において提供する。	ツ　付加的機能識別番号接続の方式は、形態１７－２での接続番号が１８８または１８９の当社出接続において提供する。

(2)市外局番＋１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。	(2)市外局番＋１ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア　気象情報提供機能は、形態１－２、形態１－３、形態３－２、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社入接続及び形態３－３及び形態４－６での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社出接続において提供する。なお、中継事業者網経由の気象情報提供機能は、形態３－３及び形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋０＋市外局番＋１７７(分類１及び分類８とする)の当社出接続において提供する。	ア　気象情報提供機能は、形態１－２及び形態１－３での接続番号が０＋市外局番＋１７７(分類３とする)の当社入接続において提供する。
(3) ０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。	(3) ０ＡＢ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。
ア　削除	ア　削除
イ　フリーダイヤル接続機能(移転元事業者網への番号ポータビリティ接続機能を含む)は、形態１－２、形態１－３、形態３－３、形態４－３及び形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続及び形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。ただし、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社入接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦの当社出接続、形態６－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫ)または０８００＋ＤＥＦ(ＧＨＪＫＬ)の当社入接続において提供する。	イ　削除
ウ　テレドーム接続機能は、形態６－２での接続番号が０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。	ウ　削除
エ　削除	エ　削除
オ　ナビダイヤル接続機能は、形態６－２での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。	オ　削除
カ　削除	カ　削除
キ　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０ＡＢ０＋ＤＥＦＧＨＪ（Ｋ）の当社出接続において提供する。ただし、移転元事業者網への番号ポータ	キ　削除
	ク　削除
	ケ　付加的機能識別番号接続の方式は、形態１７－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続及び形態１７－２での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。

ビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供し、移転先事業者網への番号ポータビリティ接続機能は、形態４－６での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社入接続及び形態６－３での接続番号が０１２０＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫ）または０８００＋ＤＥＦ（ＧＨＪＫＬ）の当社出入接続において提供する。	
ク　付加的機能識別番号中継接続の方式は、形態４－６での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０１８０＋ＤＥＦＧＨＪの当社入接続かつ当社出接続において提供する。	
ケ　付加的機能識別番号接続の方式は、形態１７での接続番号が０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出入接続、、形態１７－２での接続番号が０１２０＋ＤＥＦＧＨＪまたは０８００＋ＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続及び形態４－６、形態１７－２での接続番号が０５７０＋ＤＥＦＧＨＪの当社出接続において提供する。	
(4) ００ＸＹ系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。	
ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社入接続及び形態６－３での接続番号が００ＸＹ＋Ｘ～Ｘの当社出接続において提供する。	
(5) ０Ａ０系番号による付加サービスへの接続条件は次に規定するとおりとする。	
ア　加入者交換機機能メニュー接続機能は、形態４－６での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社入接続及び形態６－３での接続番号が０Ａ０＋ＣＤＥＦＧＨＪＫの当社出接続において提供する。	
3. 国際系番号（010～）への接続条件	3. 国際系番号（010～）への接続条件
(1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。	(1) 国際系番号（010～）への接続条件は次に規定するとおりとする。

ア　国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続おいて提供する。

注）ＮＴＴ東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
ＮＴＴ西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続 / 条件 / 電話サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話(単独電話)	○(注１)	○(注２)	○	○	○(注３)	○	○	○
加入電話(事業所集団電話)	○(注４)	○(注５)	○	○(注６)	○(注６)	○(注６)	○	○
支店代行電話	○	○	○	○	○	○	○	○
着信用電話								○
有線放送電話接続電話	×	×	○	×	×	×	○	○
公衆電話	○(注７)	○(注８)	○	○	○	○	○	×

(2/2)

ア　国際系番号（010～）は、形態１７－２での接続番号が０１０の当社出接続おいて提供する。

注）ＮＴＴ東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
ＮＴＴ西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

技術的条件集別表２　付加サービス等の利用条件

1. 電話サービスの利用条件

当社の電話サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続 / 条件 / 電話サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
加入電話	○(注１)	○(注２)	○	○	○	○	○
公衆電話	○(注３)	○(注４)	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
加入電話(単独電話)	○	○(注９)	○(注９)	○(注２、注９)
加入電話(事業所集団電話)	○(注６)	○(注５)	○(注５)	○(注６)
支店代行電話	○	○	○	○
着信用電話				
有線放送電話接続電話	○	×	×	×
公衆電話	○	○(注９)	×	○(注８、注９)

凡例　○：利用できる、×：利用できない、斜線：対象外

注１－共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注２－ピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注３－ピンク電話からの発信は非許容とする。

注４－事業所集団電話の受付台、特甲、準特甲及び甲以外の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注５－事業所集団電話の受付台及び特甲のみ接続可能とする。

注６－事業所集団電話の受付台、特甲及び準特甲のみ接続可能とする。

注７－当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注８－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注９－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

接続条件 電話サービスの 端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
加入電話	○	○(注５)	○(注５)	○(注２、注５)
公衆電話	○	○(注５)	×	○(注４、注５)

凡例　○：利用できる、×：利用できない

注１－共同電話及び硬貨収納等信号送出機能を有する電話(以下、「ピンク電話」という。)の端末回線からの発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注２－ピンク電話からの発信は、当社において規制する場合がある。ピンク電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注３－当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

注４－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注５－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2)付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
発着信専用機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能[他事業者仮想私設網サービス]		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集形態４－６に定めるところによる。
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能［メンバーズネットサービスの付加機能］		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、当社加入電話(単独電話)と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第 13 節形態６－２に定めるところによる。
プッシュホン接続機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
短縮ダイヤル機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 11 桁とする。ただし、国際短縮ダイヤルの登録可能桁数は最大 16 桁とする。
硬貨収納等信号送出機能 ［ピンク電話への硬貨収納信号送出］		1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
不在案内機能[でんわばん]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信機能[ｷｬｯﾁﾎﾝ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
自動着信転送機能[転送でんわ]		1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
高度自動着信転送機能[ﾎﾞｲｽ	無条件転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	
	指定番号着信転送機	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合(国際網からの着信時)を

(2)付加機能の利用条件

付加機能(電話サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類 [付加サービス名]		相互接続に関わる利用条件
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
プッシュホン接続機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
硬貨収納等信号送出機能 ［ピンク電話への硬貨収納信号送出］		1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信機能[ｷｬｯﾁﾎﾝ]	キャッチホン機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
高度自動着信転送機能[ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ]	無条件転送機能	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	無応答時転送機能	
	応答後転送機能	
	指定番号着信転送機能 ［ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟｾﾚｸﾄ］	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
番号情報送出機能[ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能 ［ナンバー・ディスプレイ］		1. 分類１、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 ［ナンバー・リクエスト］		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
代表番号通知機能 [代表親番号通知機能　]		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
追加番号通知機能 [任意番号通知機能]		
着信課金番号通知機能 [フリーダイヤル番号通知機能]		

ﾜｰﾌﾟ］ 能 ［ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟｾﾚｸﾄ］	除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
指定番号着信識別機能 ［なりわけサービス］	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
番号情報送出機能［ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ］	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
二重番号機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能 ［ナンバー・ディスプレイ］	1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能 ［ナンバー・リクエスト］	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号アナウンス機能 ［ナンバー・アナウンス］	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
代表番号通知機能 ［代表親番号通知機能　］	1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
追加番号通知機能 ［任意番号通知機能］	
着信課金番号通知機能 ［フリーダイヤル番号通知機能］	
発信者電話番号非通知機能 ［通話ごと非通知機能］ ［回線ごと非通知機能］	
トーキ案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
簡易会議電話機能 ［トリオホン］	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能（全国型） ［＃ダイヤル］	1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
ノーリンギング通信機能	1. 分類３及び発信種別１（分類９を除く）の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
登録制御信号受信機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

発信者電話番号非通知機能 ［通話ごと非通知機能］ ［回線ごと非通知機能］	
着信短縮ダイヤル機能（全国型） ［＃ダイヤル］	1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。

2. 総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 ／ 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○							
ディジタル公衆電話サービス	○ （注１）	○ （注２）	○	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 ／ 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○			
ディジタル公衆電話サービス	○	○(注３)	○(注３)	○(注２、注３)

凡例　○：利用できる、×：利用できない

注１－当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、中継事業者網は規制しト

2. 総合ディジタル通信サービスの利用条件

当社の総合ディジタル通信サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件 ／ 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	分類１による当社網からの発信	分類２による当社網からの発信	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○						
ディジタル公衆電話サービス	○ （注１）	○ （注２）	○	○	○	○	×

(2/2)

接続条件 ／ 総合ディジタル通信サービスの端末回線の種別	発信種別１による当社網からの発信	発信種別２による当社網からの発信	発信種別３による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
第１種総合ディジタル通信サービス 第２種総合ディジタル通信サービス	○			
ディジタル公衆電話サービス	○	○(注３)	○(注３)	○(注２、注３)

凡例　○：利用できる、×：利用できない

注１－当社発信時には特殊接続を行う。必要に応じて、協定事業者網は規制しト

ーキ接続を行う。

注２－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と直接協定事業者間で別途協議により決定する。

注３－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2) 通信種別の利用条件

通信種別の利用条件は次に示すとおりとする。

接続条件 / 総合ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ通信サービスの通信種別	形態 3-3 における接続	形態 4-3 における接続	形態 4-6 における接続
通話モード	○		
ディジタル通信モード(64kb/s)	○	×	○

凡例　○：利用できる、×：利用できない

(3)付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１及び発信種別４への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

ーキ接続を行う。

注２－公衆電話からの発信は、当社において規制する場合がある。公衆電話の発信条件については、当社と協定事業者間で別途協議により決定する。

注３－必要に応じて、協定事業者網は規制しトーキ接続を行う。

(2)付加機能の利用条件

付加機能(総合ディジタル通信サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
発信者番号通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
サブアドレス通知機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
料金情報通知機能	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１及び発信種別４への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中機器移動機能	1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

発信専用制御機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
他事業者アクセス短桁ダイヤル機能［ＩＮＳメンバーズネットサービスの付加機能］		1. オフネット接続時の端末回線の利用条件は、第１種及び第２種ディジタル通信サービスの端末回線と同様の条件とする。 2. オンネット接続時の条件等は、技術的条件集第13節形態６－２に定めるところによる。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス１(暗黙)を提供対象とする。 2. 分類１、分類２、分類３、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態３－３及び形態４－６とする。
番号情報送出機能[ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
不在案内機能[でんわばん]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
二重番号機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能［ナンバー・ディスプレイ］		1. 分類１、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能［ナンバー・リクエスト］		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合(国際網からの着信時)を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能［フリーダイヤル番号通知機能］		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
複合接続機能［ﾌﾚｯｸｽﾎﾝ］	通信中着信機能［ｺｰﾙｳｪｲﾃｨﾝｸﾞ］	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	自動着信転送機能［呼毎着信転送］	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。

発信専用制御機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信一時停止機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
任意チャネル着信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
代表機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
通信中着信通知機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
発着信専用機能		1. 分類１、分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
ユーザ間情報通知機能		1. サービス１(暗黙)を提供対象とする。 2. 分類１、分類２、分類３、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態３－３及び形態４－６とする。
番号情報送出機能[ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ]		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号受信機能［ナンバー・ディスプレイ］		1. 分類１、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への発信を提供対象とする。 2. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 3. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能［ナンバー・リクエスト］		1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信課金番号通知機能［フリーダイヤル番号通知機能］		1. 発信電話番号受信機能における発信時の条件を準用する。
複合接続機能［ﾌﾚｯｸｽﾎﾝ］	通信中着信機能［ｺｰﾙｳｪｲﾃｨﾝｸﾞ］	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
	自動着信転送機能［呼毎着信転送］	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
	自動転送機能［通信中転送］	1. 分類３、発信種別１、発信種別２(国際網への発信時を除く)及び発信種別４への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。
	３者通話機能［３者通話(切替え)］	1. 分類２、分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。

	自動転送機能 ［通信中転送］	1. 分類３、発信種別１、発信種別２（国際網への発信時を除く）及び発信種別４への発信呼の場合、本機能を利用可能とする。 2. 当社網及び特定端末系事業者網からの発信呼が着信した場合、本機能を利用可能とする。ただし、end-end が ISUP1 リンクでありかつ通信中発信呼表示がない場合のみとする。
	３者通話機能 ［３者通話(切替え)］	1. 分類２、分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。
	３者通話機能 ［３者通話(ﾐｷｼﾝｸﾞ)］	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能［INS ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ］	無条件転送機能 無応答時転送機能 話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、発信種別１、発信種別２（国際網への発信時を除く）及び発信種別４の接続番号への第２呼発信（転送）を利用可能とする。
網起動着信転送機能［INS ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ］	指定番号転送機能 ［ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟｾﾚｸﾄ］	1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
指定番号着信識別機能 ［なりわけサービス］		1. 順方向呼表示の国内／国際呼表示が１の場合（国際網からの着信時）を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
転送元電話番号受信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信短縮ダイヤル機能（全国型） ［＃ダイヤル］		1. 分類３及び発信種別１（分類９を除く）の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
登録制御信号送信機能		1. 分類３及び発信種別１（分類９を除く）の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。

3. 音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

	３者通話機能 ［３者通話(ﾐｷｼﾝｸﾞ)］	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２、発信種別３及び発信種別４の接続番号への第２呼発信時に本機能を利用可能とする。 2. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
網起動着信転送機能［INS ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ］	無条件転送機能 無応答時転送機能 話中時転送機能	1. 分類３、分類４、分類７、発信種別１、発信種別２（国際網への発信時を除く）及び発信種別４の接続番号への第２呼発信（転送）を利用可能とする。
網起動着信転送機能［INS ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟ］	指定番号転送機能 ［ﾎﾞｲｽﾜｰﾌﾟｾﾚｸﾄ］	1. 国際網からの着信時を除き、協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
転送元電話番号受信機能		1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
着信短縮ダイヤル機能（全国型） ［＃ダイヤル］		1. 分類３及び発信種別１（分類９を除く）の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。

3. 音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５、による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6における接続	形態 6-2における接続	形態 6-3における接続	形態 17 における接続	形態 17-2における接続
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○				

凡例　○：利用できる　×:利用できない

(2)付加機能の利用条件

付加機能(音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能［ボイスワープ］	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。

(1/2)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○				

(2/2)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

凡例　○：利用できる　×:利用できない

(2)付加機能の利用条件

付加機能(音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］	相互接続に関わる利用条件
着信転送機能［ボイスワープ］	1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。

着信課金機能	音声着信課金機能[フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[＃ダイヤル]			1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態１７及び形態１７－２とする
着信一括転送機能			1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
特定番号通知機能			1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４-６、形態１７及び形態１７－２とする。
発信電話番号受信機能[ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類３、分類４、分類５、、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
発信電話番号通知要請機能[ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
通信中着信機能[キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。

着信課金機能	音声着信課金機能[フリーアクセス・ひかりワイド]	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[＃ダイヤル]			1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
着信一括転送機能			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
特定番号通知機能			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。
発信電話番号受信機能[ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能[ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能[キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能[複数チャネル]			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信情報送信機能[着信お知らせメール]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

同時通信機能 [複数チャネル]	1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
番号情報送出機能[追加番号]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
着信情報送信機能 [着信お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
映像通信機能	1. 分類３及び発信種別１の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態１７及び形態１７－２とする。
指定通信発着信許可機能 [コールセレクト]	1. 分類３、分類４、分類５、、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類３の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態１７及び形態１７－２とする。

4. 特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/3)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類５、による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○					

ファクシミリ通信蓄積機能 [FAX お知らせメール]	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能	1. 分類３及び発信種別１の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
事業所番号ルーチング機能 [グループダイヤリング]	1. 分類３の接続番号への内線グループ内発信時、及び協定事業者網からの内線グループ内着信時に本機能を利用可能とする。

4. 特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの利用条件

当社の特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス契約約款に基づく付加サービス等の利用条件は、次のとおりとする。

(1)端末回線の利用条件

端末回線の利用条件は次に示すとおりとする。

(1/2)

接続条件	分類３による当社網からの発信	分類４による当社網からの発信	分類７による当社網からの発信	分類９による当社網からの発信	分類３による当社網への着信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○				

(2/3)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

(3/3)

接続条件	形態 4-6 における接続	形態 6-2 における接続	形態 6-3 における接続	形態 17 における接続	形態 17-2 における接続
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○				

凡例　○：利用できる　×:利用できない

(2)付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能［ボイスワープ］			1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
着信課金機能	音声信通着信課金機能［フリーアク セ	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。

(2/2)

接続条件	発信種別１による当社網からの発信	発信種別４による当社網からの発信
特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービスの端末回線	○	

凡例　○：利用できる　×:利用できない

(2)付加機能の利用条件

付加機能(特定地域向け音声利用ＩＰ通信網サービス)の利用条件は次に示すとおりとする。

付加機能の種類［付加サービス名］			相互接続に関わる利用条件
着信転送機能［ボイスワープ］			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、及び発信種別４の接続番号への第２呼発信(転送)を利用可能とする。
着信課金機能	音声信通着信課金機能［フリーアク セ	基本機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		発信地域振分機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		話中時迂回機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		振分接続機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

	ス・ひかりワイド]	受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６とする。
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[＃ダイヤル]			1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態１７及び形態１７－２とする
特定番号通知機能			1. 分類３、分類４、分類５、、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４-６、形態１７及び形態１７－２とする。
発信電話番号受信機能[ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
発信電話番号通知要請機能[ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。 3. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
通信中着信機能[キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
同時通信機能[複数チャネル]			1. 分類３、分類４、分類５、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
番号情報送出機能[追加番号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態４－６、形態１７及び形態１７－２とする。
映像通信機能			1. 分類３及び発信種別１の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 提供可能なｲﾝﾀﾌｪｰｽ種別は形態１７及び形態１７－２とする。

	ス・ひかりワイド]	受付先変更機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
		時間外案内機能	1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
着信短縮ダイヤル機能(東日本全域型)(西日本全域型)[＃ダイヤル]			1. 分類３の接続番号への発信時に本機能を利用可能とする。
特定番号通知機能			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時に本機能の利用を可能とする。
発信電話番号受信機能[ナンバー・ディスプレイ]			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
発信電話番号通知要請機能[ナンバー・リクエスト]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
迷惑電話おことわり機能			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。 2. 本機能は適切な番号情報の送受信を前提とする。
通信中着信機能[キャッチホン]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
同時通信機能[複数チャネル]			1. 分類３、分類４、分類７、分類９、発信種別１、発信種別４の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
番号情報送出機能[追加番号]			1. 協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。
映像通信機能			1. 分類３及び発信種別１の接続番号への発信時、及び協定事業者網からの着信時に本機能を利用可能とする。

注）ＮＴＴ東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
ＮＴＴ西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

注）ＮＴＴ東日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、波線二重下線を付して記載しています。
ＮＴＴ西日本の技術的条件集にのみ記載している事項は、二重下線を付して記載しています。

（略）

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図１に示す。

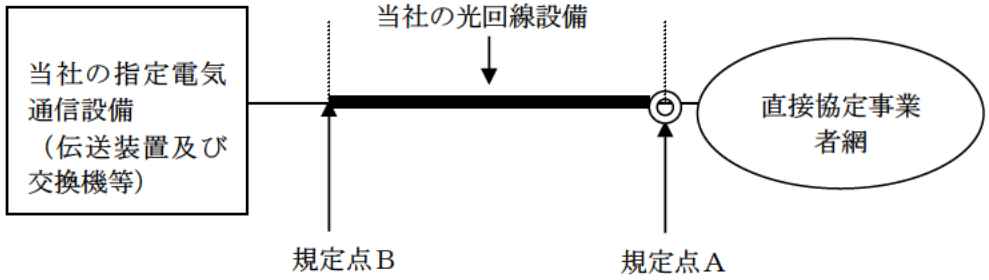

図１　インタフェース規定点

２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表１に示す。

（略）

技術的条件集別表 30
光回線設備の技術的条件と光回線設備以外の 指定電気通信設備の技術的条件の関係

当社の光回線設備を介して当社の指定電気通信設備と接続する場合のそれぞれの技術的条件の関係を以下に示す。

1. インタフェース規定点
インタフェース規定点を図１に示す。

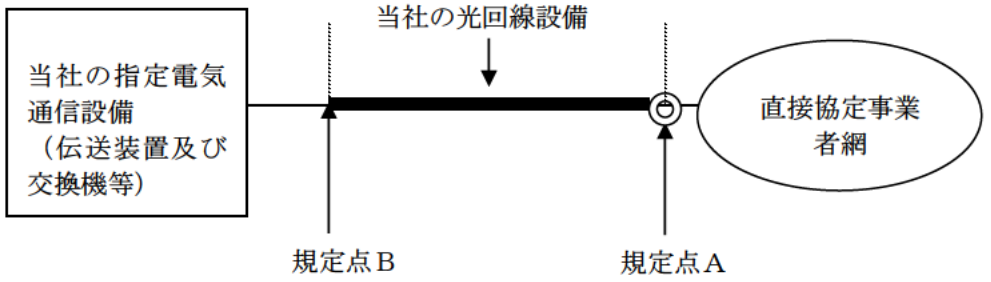

図１　インタフェース規定点

２．各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別
各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別を表１に示す。

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１－６、形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態３－３、形態４－６、形態５、形態５－２、形態６－２、形態６－３、形態１３－２、形態１４、形態１４－２、形態１５、形態１６のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

表１　各インタフェース規定点にて適用するインタフェース種別

規定点	適用するインタフェース種別
A	・形態１２又は形態１３を適用する。
B	・形態５、形態５－２、形態１３－２、形態１４、形態１４－２、形態１５のそれぞれを適用する。 なお、各形態において適用可能なインタフェースは、物理的条件として光ファイバを適用しており、かつ、接続に使用する当社の光回線設備と同等の条件（JIS　C　6835 に準拠した光ファイバ）を持つインタフェースとする。

規定点 A で当社と接続する場合において、規定点 B で上記以外のインタフェースを適用する場合においては、当社は相互接続に関わる正常性を保証しません。

網使用料算定根拠
（東日本コストに基づく接続料）

目　　次

Ⅰ.算定手順 …… 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定 …… 3

1.　端末回線伝送機能 …… 3
2.　（削除）
3.　光信号電気信号変換機能および光信号多重分離機能 …… 14
4.　端末系交換機能 …… 15
5.　中継伝送機能 …… 16
6.　通信路設定伝送機能 …… 19
7.　（削除）
8.　番号案内機能 …… 27
9.　（削除）
10.　公衆電話機能 …… 30
11.　（削除）
12.　網同期クロック供給機能 …… 36
13.　その他の機能 …… 37

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 …… 39

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 …… 40

Ⅴ.資本構成比率の算定 …… 41

Ⅵ.他人資本利子率の算定 …… 42

Ⅶ.自己資本利益率の算定 …… 43

Ⅷ.利益対応税率の算定 …… 44

Ⅸ.料金設定に使用するトラヒック …… 46

Ⅹ.料金設定に使用する回線数 …… 47

ⅩⅠ.料金設定に使用する回数比例ｺｽﾄと時間比例ｺｽﾄの比率 …… 69

ⅩⅡ.料金設定に使用する回線比例ｺｽﾄと回線距離比例ｺｽﾄの比率 …… 70

ⅩⅢ.料金設定に使用する保守換算係数 …… 71

ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率 …… 73

（別紙）
1.加入者回線・主配線盤の費用明細表 …… 74
2.加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 …… 75
3.メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表 …… 76
4.メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表 …… 77
5.中継伝送路に係る設備の費用明細表 …… 78
6.中継伝送路に係る設備の固定資産明細表 …… 79

（参考）
1.設備区分別の費用明細表 …… 80
2.設備区分別固定資産明細表 …… 81
3.設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳） …… 83
4.設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳） …… 84
5.設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳） …… 85
6.設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備の内訳） …… 86
7.接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応 …… 87
8.回線設置手続費等の控除額 …… 88

Ⅰ．算定手順

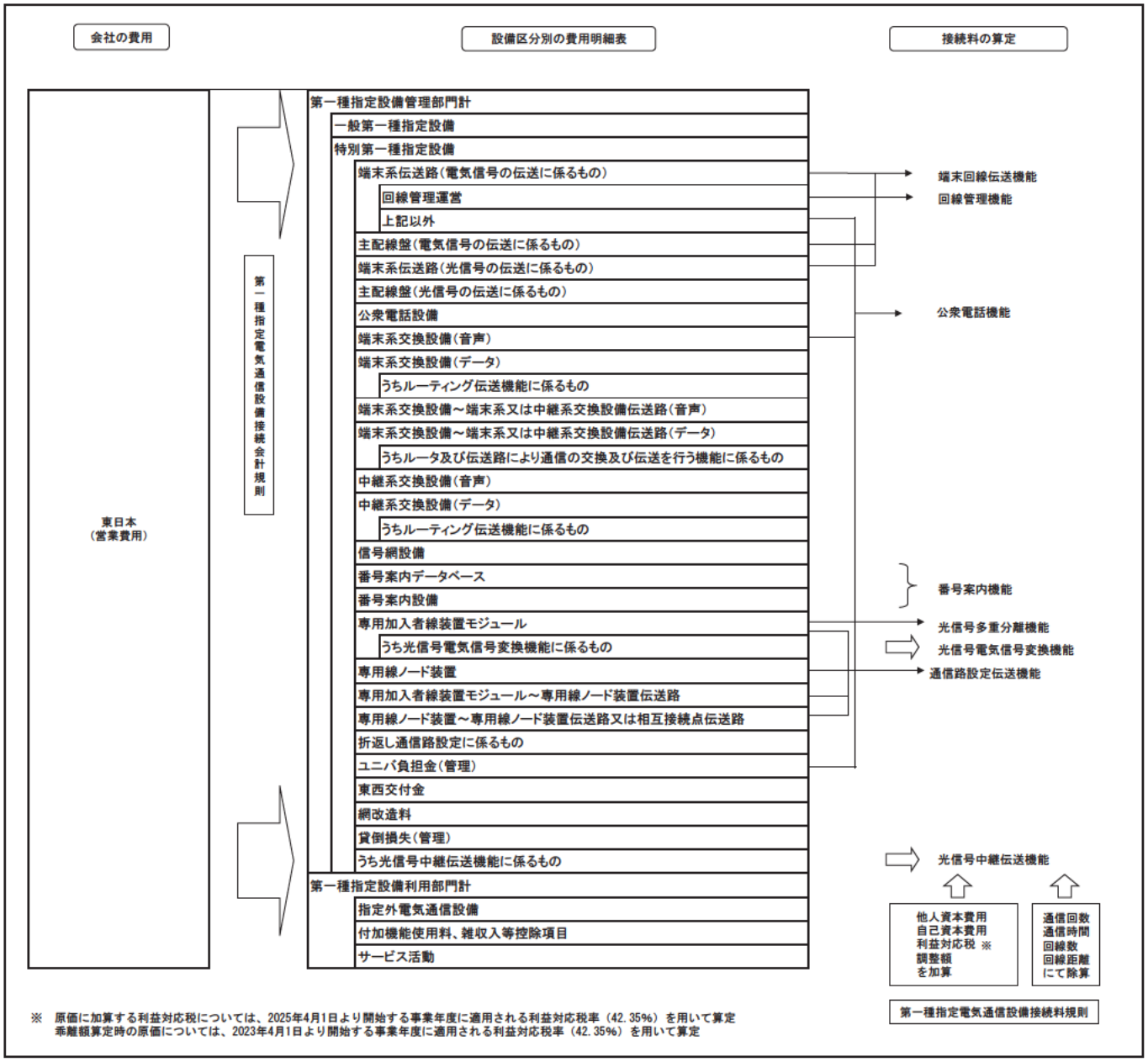

※　原価に加算する利益対応税については、2025年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定
乗離額算定時の原価については、2023年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定

Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

（1）原価の算定

A. 設備区分別の費用

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）							備考
		メタル加入者回線						
			（再掲）メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	（再掲）上部区間	（再掲）土木設備	（再掲）下部区間	
①指定設備管理運営費	137,047	114,253	109,305	2,254	47,722	18,011	61,583	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3．メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より（全体は参考3より）
②他人資本費用	370	365	344	0	192	127	152	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	18,093	17,831	16,784	16	9,373	6,221	7,411	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7,729	7,617	7,170	7	4,004	2,658	3,166	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	163,239	140,066	133,603	2,277	61,291	27,017	72,312	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	431,573	427,858	402,493	116	226,392	151,932	176,101	別紙2．加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4．メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より（全体は参考4より）
⑦投資等	1,554	1,540	1,449	0	815	547	634	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	7,639	7,573	7,124	2	4,007	2,689	3,117	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	13,170	10,391	10,032	278	3,954	902	6,078	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	453,936	447,362	421,098	396	235,168	156,070	185,930	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	75,240	74,150	69,797	66	38,979	25,869	30,818	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	14,575	14,419	13,436	4	7,557	5,072	5,879	
⑬減価償却費	16,525	16,125	15,062	26	8,366	5,614	6,696	別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3．メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より（全体は参考3より）
⑭固定資産除却損	589	585	551	0	165	111	386	

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）			備考
	OCU			
		光	メタル	
①指定設備管理運営費	236	96	140	参考3．設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）より
②他人資本費用	1	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	33	13	19	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	14	6	8	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	284	115	167	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	785	319	465	参考4．設備区分別の固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）より
⑦投資等	3	1	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	14	6	8	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	21	9	13	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	823	335	488	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	136	56	81	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	12	5	7	
⑬減価償却費	54	22	32	参考3．設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）より
⑭固定資産除却損	0	0	0	

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）			備考
	回線管理運営			
		電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ・フレキシブルファイバ		
		DB管理および料金計算		
			電話等	
①指定設備管理運営費	22,558	21,507	1,661	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	5	5	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	229	221	15	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	98	94	6	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	22,890	21,827	1,682	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	2,931	2,849	160	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	11	10	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	52	50	3	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,758	2,629	204	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	5,752	5,538	368	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	953	918	61	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	144	139	9	
⑬減価償却費	346	334	19	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3	3	0	

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）						備考
	回線管理運営						
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ・フレキシブルファイバ					その他	
	DB管理および料金計算						
	相互接続回線				その他		
	ラインシェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	フレキシブルファイバ			
①指定設備管理運営費	71	340	1,267	257	17,910	1,051	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	1	0	3	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	1	9	35	5	155	8	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	0	4	15	2	66	3	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	72	353	1,318	264	18,134	1,062	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	26	188	719	102	1,655	81	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	0	1	3	0	6	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	3	13	2	29	1	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	9	39	146	30	2,202	129	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	35	231	881	134	3,892	211	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	6	38	146	22	645	35	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	7	25	5	93	5	
⑬減価償却費	2	20	75	15	203	12	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	1	0	2	0	

（単位：百万円）

区分	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）		備考
		（再掲）メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
①指定設備管理運営費	4,257	4,239	参考1．設備区分別の費用明細表および別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	17	17	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	833	828	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	356	354	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	5,463	5,438	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	20,101	19,997	参考2．設備区分別固定資産明細表および別紙2．加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	72	72	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	356	354	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	362	361	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	20,891	20,784	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	3,463	3,445	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	375	373	
⑬減価償却費	973	966	参考1．設備区分別の費用明細表および別紙1．加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	13	13	

B. 施設設置負担金の適用のないサービスにおける加算料

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額（円/回線）	36,000	
②平均償却年数（年）	31	施設設置負担金対象設備の平均償却期間（2023年度実績）
③年間減価償却費（円）	1,161	①÷②
④他人資本費用（円）	15	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
⑤自己資本費用（円）	717	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税（円）	306	（⑤自己資本費用＋（⑫有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑦加算料（円/回線・年）	2,199	③＋④＋⑤＋⑥
⑧施設設置負担金の適用のないｻｰﾋﾞｽの回線数	673,068	Ⅹの1の(16)
⑨加算料相当費用（百万円）	1,480	⑦×⑧
⑩1回線当たり加算料相当費用（円/回線・月）	183	⑦÷12ヶ月
⑪レートベース（円/回線）	18,000	①×0.5（ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ残高率）
⑫有利子負債以外の負債の額（円）	2,984	⑪ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	▲149	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	673,068	Ⅹの1の(16)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	151	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	1,220	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	111	((a)の⑨＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①加算料相当費用（百万円）	1,480	(a)の⑨について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	111	(d)の①
③合計（百万円）	1,591	①＋②
④1回線当たり加算料原価（円/回線・月）	197	③÷(a)の⑧÷12ヶ月

C. 加入者回線

a.（削除）

b. メタル設備のみを用いる加入者回線

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	131,393	アーイーウ
ア. メタル設備のみを用いる加入者回線	133,603	Aの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線
イ. 未利用芯線相当コストのうち 局外RTに収容される加入者回線負担相当	2,209	別表1の④
ウ. DSL回線故障対応機能コスト	1	13のCの(1)の(a)の③×Xの1の(65)×12ヶ月×（アーイ）÷ア
②回線数（回線）	6,912,344	Xの1の(20)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	1,584	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	2,871	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	6,912,344	Xの1の(20)
②前々算定期間における接続料金（円／回線・月）	1,465	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のCのbの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	121,519	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	12,745	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	131,393	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	12,745	(d)の①
③合計（百万円）	144,138	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	1,738	③÷(a)の②÷12ヶ月

c. 上記以外のメタル加入者回線

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	126,374	アーイーウーエ
ア. 加入者回線	140,066	Aの⑤メタル加入者回線
イ. 帯域透過端末回線コスト	12,211	bの(a)の③×Xの1の（22）×12ヶ月
ウ. DSL回線故障対応機能コスト	1	13のCの(1)の(a)の③×Xの1の(65)×12ヶ月
エ. 加算料相当コスト	1,480	Bの(a)の⑨加算料相当費用 2線式（帯域透過端末回線を除く）
②回線数（回線）	6,824,453	Xの1の(23)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	1,543	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	2,838	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	6,824,453	Xの1の(23)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,427	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のCのcの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	116,862	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	12,350	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	126,374	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	12,350	(d)の①
③合計（百万円）	138,724	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1-1）・月））	1,694	③÷(a)の②÷12ヶ月

D. OCU

メタル設備を用いるOCU

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	167	Aの⑤OCU（メタル）
②ISDN回線数 （回線）	609,998	Ⅹの1の(48)＋Ⅹの1の(49)
③1回線あたり費用 （円/回線(2線式)・月）	23	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	▲82	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	609,998	Ⅹの1の(48)＋Ⅹの1の(49)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	16	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のDの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	117	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	▲ 32	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	167	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	▲32	(d)の①
③合計（百万円）	135	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線(2線式)・月）	18	③÷(a)の②÷12ヶ月

E. 主配線盤

a. メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	5,438	Aの⑤メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
②回線数（回線）	6,952,146	Ⅹの1の(42)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））	65	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	510	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	6,952,146	Ⅹの1の(42)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	60	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のEのaの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	5,006	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	942	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）−(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	5,438	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	942	(d)の①
③合計（百万円）	6,380	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））	76	③÷(a)の②÷12ヶ月

b. 上記以外のメタル主配線盤

（a）前々算定期間における費用

区分		金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）		4,931	アーイ
	ア. 主配線盤	5,463	Aの⑤主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
	イ. メタル設備のみを用いる主配線盤相当コスト	532	aの(a)の③×（Ⅹの1の(44)＋Ⅹの1の(45)）×12ヶ月
②回線数（回線）		6,824,453	Ⅹの1の(46)
③1回線あたり費用（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））		60	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	447	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	6,824,453	Ⅹの1の(46)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	56	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のEのbの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	4,586	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	792	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）−(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	4,931	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	792	(d)の①
③合計（百万円）	5,723	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線（2線式（タイプ1−1）・月））	70	③÷(a)の②÷12ヶ月

F.（削除）

G. 第2グループ回線に加算する加算額

a. メタル設備のみを用いる加入者回線のうち引込分岐点～保安器間

区分	金額等	備考
①設備管理運営費 （円/回線・年）	761	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用 （円/回線・年）	6	
③自己資本費用 （円/回線・年）	294	
④利益対応税 （円/回線・年）	129	
⑤合計 （円/回線・年）	1,190	①＋②＋③＋④
⑥1回線あたり費用 （円/回線・月）	99	⑤÷12ヶ月

b. 第2グループ回線に加算する加算額

区分	金額等	備考
①局舎～引込分岐点間相当コスト （円/回線・月）	1,485	Cのbのaのaのaのaの⑥
②主配線盤 （円/回線・月）	33	Eのaのaのaの③÷2
③加算額の費用計 （円/回線・月）	1,518	①＋②
④第2グループ回線の収容効率係数	1.16	カッド内の回線収容の差異をもとに設定（2023年度特別調査）
⑤第2グループ回線に加算する費用（円/回線・月）	243	③×（④－1）
⑥前々算定期間における調整額（円/回線・月）	▲23	2023年度接続料金において加算した調整額
⑦前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	212	2023年度適用網使用料算定根拠の1の（1）のGのbの⑩に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑧調整額（円/回線・月）	8	（⑤＋⑥）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－⑦
⑨第2グループ回線に加算する費用（円/回線・月）	243	⑤について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
⑩第2グループ回線に加算する加算額（円/回線・月）	251	⑧＋⑨

H.（削除）

I. 光信号伝送装置（GE-PON）

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	14,449	6の6-1の(1)の（a）の⑤光信号伝送装置（1Gbit/sタイプ）
②回線数（回線）	989,373	Ⅹの1の(77)
③1回線あたり費用（円/回線・月）	1,217	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	▲740	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	989,373	Ⅹの1の(77)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,341	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	15,921	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額（百万円）	▲2,212	((a)の①＋(b)の①)×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	14,449	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	▲2,212	(d)の①
③合計（百万円）	12,237	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線・月）	1,031	③÷(a)の②÷12ヶ月

J. 一戸建てにおける光屋内配線

(a)前々算定期間における費用

a. 平日昼間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	6,706	2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②故障修理作業時間(時間)	3.100	
③当該作業に係る物品費(円)	2,378	2023年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	318	
⑤原価(円)	22,849	①×②+③-④

b. 平日夜間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	7,766	2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②故障修理作業時間(時間)	3.100	
③当該作業に係る物品費(円)	2,378	2023年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	318	
⑤原価(円)	26,135	①×②+③-④

c. 平日深夜の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	8,979	2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②故障修理作業時間(時間)	3.100	
③当該作業に係る物品費(円)	2,378	2023年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	318	
⑤原価(円)	29,895	①×②+③-④

d. 土日祝日昼夜間の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	8,070	2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②故障修理作業時間(時間)	3.100	
③当該作業に係る物品費(円)	2,378	2023年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	318	
⑤原価(円)	27,077	①×②+③-④

e.土日祝日深夜の場合

区分	金額等	備考
①作業単金(1時間あたり・円)	9,282	2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②故障修理作業時間(時間)	3.100	
③当該作業に係る物品費(円)	2,378	2023年度調達実績
④光コンセント新設作業に係る物品費(円)	318	
⑤原価(円)	30,834	①×②+③-④

f. 1回線当たりの月額費用(タイプ1－1)

区分	金額等	備考
①原価(円)	22,849	aの⑤より
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	190	①÷②÷12ヶ月×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

g. 1回線当たりの月額費用(タイプ1－2)

区分	金額等	備考
①原価(円)	23,766	aとdの⑤について故障修理発生割合(2023年度実績(平日昼間:78.3%、土日祝昼間:21.7%))で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	198	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅢ. の3のタイプ1-2のもの×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

h. 1回線当たりの月額費用(タイプ2)

区分	金額等	備考
①原価(円)	23,626	a b c d eの⑤について故障修理発生割合(2023年度実績(平日昼間:82.0%、平日夜間:2.2%、平日深夜:0.9%、土日祝日昼夜間:14.6%、土日祝日深夜:0.3%))で加重して算定
②光屋内配線の平均的な使用期間(年)	10	光ファイバ屋内ケーブルの耐用年数
③1回線当たり費用(円/回線・月)	203	①÷②÷12ヶ月×ⅩⅢ. の3のタイプ2のもの×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額

a. 前々算定期間における調整額(タイプ1-1)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	4	2023年度接続料において加算した調整額

b.前々算定期間における調整額(タイプ1-2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	2	2023年度接続料において加算した調整額

c.前々算定期間における調整額(タイプ2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	4	2023年度接続料において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料金

a. 前々算定期間における接続料金(タイプ1-1)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	184	2023年度適用網使用料

b. 前々算定期間における接続料金(タイプ1-2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	189	2023年度適用網使用料

c. 前々算定期間における接続料金(タイプ2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	196	2023年度適用網使用料

(d)調整額

a. 調整額(タイプ1-1)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	10	((a)のfの③＋(b)のaの①)×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)－(c)のaの①

b. 調整額(タイプ1-2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	11	((a)のgの③＋(b)のbの①)×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)－(c)のbの①

c. 調整額(タイプ2)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(円/回線・月)	11	((a)のhの③＋(b)のcの①)×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)－(c)のcの①

(e)原価

a. 原価(タイプ1-1)

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用(円/回線・月)	190	(a)のfの③について、2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金を用いて算定したもの
②調整額(円/回線・月)	10	(d)のaの①
③合計(円/回線・月)	200	①＋②

b. 原価(タイプ1-2)

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用(円/回線・月)	198	(a)のgの③について、2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金を用いて算定したもの
②調整額(円/回線・月)	11	(d)のbの①
③合計(円/回線・月)	209	①＋②

c. 原価(タイプ2)

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用(円/回線・月)	203	(a)のhの③について、2025年度その他費用の算定根拠のⅠ作業単金を用いて算定したもの
②調整額(円/回線・月)	11	(d)のcの①
③合計(円/回線・月)	214	①＋②

（2）料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合） 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のウの光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの
（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）の（ア）光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1Gbit/sタイプに限ります。）の①保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/光信号主端末回線収容装置・月）	1,031	Ⅰの(e)の④×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合） 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のウの光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの
（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）の（ア）光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1Gbit/sタイプに限ります。）の②保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/光信号主端末回線収容装置・月）	1,031	Ⅰの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第2欄で接続する場合） 端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能のウの光信号伝送装置により符号伝送が可能なもの
（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプのもの）の（ア）光信号主端末回線収容装置と組み合わせることのできる光信号端末回線又は光局内スプリッタの最大数が1のもの（1Gbit/sタイプに限ります。）の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金（円/光信号主端末回線収容装置・月）	1,062	Ⅰの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののア） 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,764	（Cのcの(e)の④ ＋ Eのbの(e)の④）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののイ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,764	（Cのcの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの ＋ Eのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア 2線式のもののウ） （ア）（イ）以外のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	1,817	（Cのcの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの ＋ Eのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 4線式のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	3,634	（（Cのcの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの ＋ Eのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの）×2(対)）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののア） （イ）以外の場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,814	（Cのbの(e)の④ ＋ Eのaの(e)の④）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののア） （イ）以外の場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,814	（Cのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの ＋ Eのaの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののア） （イ）以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	1,868	（Cのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの ＋ Eのaの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 電話重畳する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	76	Eのaの(e)の④×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のもののイ） 電話重畳する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	76	（Eのaの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（ア）（イ）以外の場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	2,065	（Cのbの(e)の④ ＋ Eのaの(e)の④ ＋ Gのbの⑩）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（ア）（イ）以外の場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	2,065	（Cのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの ＋ Eのaの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ1-2のもの ＋ Gのbの⑩）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（ア）（イ）以外の場合の③ ①②以外のもの

区分	金額等	備考
料金 （円/回線・月）	2,119	（Cのbの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの ＋ Eのaの(e)の④×ⅩⅢの3の③のタイプ2のもの ＋ Gのbの⑩）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（イ） 電話重畳する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	327	（Eのaの(e)の④ ＋ Gのbの⑩）×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のイ 第2群の伝送システムを用いるもの（収容に係る利用制限が設けられているものであって、カッド内に単独収容されているものに限ります。）の（イ） 電話重畳する場合の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	327	（Eのaの(e)の④×ＸⅢの3の③のタイプ1-2のもの ＋ Gのbの⑩）×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

②加算料

・2線式のもの（専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用が無い場合）

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	197	Bの(e)の④×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・光信号局内伝送路を利用する場合の加算料のア 通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの

区分	金額等	備考
料金（円/回線・月）	387	5のBの（2）の通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るものより

・光信号局内伝送路を利用する場合の加算料のイ 同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの）

区分	金額等	備考
料金（円/m・回線・月）	1.083	5のBの（2）の同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るものより

③加算額

・当社の光屋内配線を利用する場合の加算額のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合の（ア） 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用（円/回線・月）	200	Jの（e）のaの③×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・当社の光屋内配線を利用する場合の加算額のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合の（イ） 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用（円/回線・月）	209	Jの（e）のbの③×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

・当社の光屋内配線を利用する場合の加算額のイ 光信号分岐端末回線と一体として当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用する場合の（ウ） （ア）（イ）以外のもの

区分	金額等	備考
①1回線当たり費用（円/回線・月）	214	Jの（e）のcの③×（1＋ＸⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

（別表1）上部区間における未利用芯線相当コスト

区分	金額等	備考
①上部区間に係るコスト（百万円）	34,274	（1）のAの⑤上部区間 －（1）のAの⑤土木設備
②メタルケーブル芯線使用率	12.9%	2023年度実績
③局外RT収容回線比率	7.4%	Ｘの1の（19）÷Ｘの1の（21）
④上部区間における未利用芯線相当コストのうち 局外RTに収容される加入者回線負担相当（百万円）	2,209	①×（1－②）×③

２．（削除）

３．光信号電気信号変換機能および光信号多重分離機能

Ａ．光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①前々算定期間における費用	916	1,158	6の6-1の(1)の(a)の⑤光信号電気信号変換機能

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①前々算定期間における調整額	215	246	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①前々算定期間における需要（回線）	67,073	223,431	Xの1の(85)及び(93)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,561	579	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における収入（百万円）	1,256	1,552	①×②×12ヶ月

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①調整額	▲125	▲148	((a)の①+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①前々算定期間における費用	916	1,158	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅶより））を用いて算定したもの
②調整額	▲125	▲148	(d)の①
③合計	791	1,010	①+②

(2)料金の設定

区分	金額等		備考
	1Gbit/s タイプ	100Mbit/s タイプ（非集線型利用）	
①原価　（百万円）	791	1,010	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	67,073	223,431	Xの1の(85)及び(93)
③１回線あたり原価（円/回線・月）	983	377	①÷②÷12ヶ月
④料金（円/回線・月）タイプ1-1	983	377	③×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金（円/回線・月）タイプ1-2	983	377	③×ⅩⅢのタイプ1-2のもの×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
⑥料金（円/回線・月）タイプ2	1,012	388	③×ⅩⅢのタイプ2のもの×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

Ｂ．光信号多重分離機能

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①前々算定期間における費用	1,169	11	6の6-1の(1)の(a)の⑤光信号多重分離機能

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①前々算定期間における調整額	▲254	▲1	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①前々算定期間における需要（回線）	692,285	4,793	Xの1の(97)及び(101)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	144	185	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における収入（百万円）	1,196	11	①×②×12ヶ月

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①調整額	▲281	▲1	((a)の①+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①前々算定期間における費用	1,169	11	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅶより））を用いて算定したもの
②調整額	▲281	▲1	(d)の①
③合計	888	10	①+②

(2)料金の設定

区分	金額等		備考
	局内4分岐	局内8分岐	
①原価　（百万円）	888	10	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	692,285	4,793	Xの1の(97)及び(101)
③１回線あたり原価（円/回線・月）	107	174	①÷②÷12ヶ月
④料金（円/回線・月）タイプ1-1	107	174	③×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金（円/回線・月）タイプ1-2	107	174	③×ⅩⅢのタイプ1-2のもの×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
⑥料金（円/回線・月）タイプ2	110	179	③×ⅩⅢのタイプ2のもの×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

4．端末系交換機能

(1) 原価の算定

・前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	端末系交換設備（音声）						備考
		費用が増減するもの 回線数の増減に応じて当該設備に係る	加入者線収容部	左記以外		左記以外	
				左記以外	電気信号の伝送に係るもの		
					RT～GC伝送路に係るもの	左記以外	
①指定設備管理運営費	46,642	14,078	3,046	4,006	7,026	32,564	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	116	33	8	11	14	83	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	5,672	1,600	370	550	679	4,072	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	2,423	684	158	235	290	1,740	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	54,853	16,395	3,582	4,802	8,009	38,459	①+②+③+④
⑥正味固定資産	135,153	38,075	8,824	13,196	16,056	97,077	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	487	137	32	48	58	349	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2,392	674	156	234	284	1,718	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,273	1,248	271	328	649	3,025	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	142,305	40,134	9,283	13,806	17,047	102,169	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	23,587	6,652	1,539	2,288	2,826	16,935	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	2,985	999	170	371	458	1,986	
⑬減価償却費	9,365	3,062	706	996	1,360	6,303	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	110	32	6	13	14	78	

５．中継伝送機能

光信号中継伝送機能

Ａ　基本料

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	25,760	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	119	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	5,823	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	2,488	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	34,190	①+②+③+④

	⑥正味固定資産	141,533	参考2.設備区分別固定資産明細表より
	⑦投資等	510	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	2,505	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	1,554	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース		146,102	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		24,216	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		5,795	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費		7,345	
⑭固定資産除却損		192	

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 2,866	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（百万芯・m）	2,678	2023年度現用中継芯線長実績
②前々算定期間における接続料金（円/m・芯・月）	0.956	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における収入（百万円）	30,722	①×②×12ヶ月

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	602	((a)の⑤+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）-(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	34,190	(a)の⑤について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額	602	(d)の①
③合計	34,792	①+②

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	34,792	(1)の(e)の③
②芯線長　（百万芯・m）	2,678	2023年度現用中継芯線長実績
③料金（円/m・芯・月）	1.083	①÷②÷12ヶ月×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

Ｂ　光信号局内伝送路を利用する場合の加算料

通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの

（1）原価の算定

（a）前々算定期間における費用

＜創設費＞　（単位：円）

区　　分	2芯ｹｰﾌﾞﾙ	4芯ｹｰﾌﾞﾙ	6芯ｹｰﾌﾞﾙ	8芯ｹｰﾌﾞﾙ	16芯ｹｰﾌﾞﾙ	24芯ｹｰﾌﾞﾙ	32芯ｹｰﾌﾞﾙ	備　　考
①物品費および取付費	49,482	59,011	70,209	79,273	115,940	155,398	193,984	
②諸掛費	99	118	140	159	232	311	388	実績に基づく物品価格及び取付費を基に接続約款の料金表第２網改造料の算定式に準拠して算定（ケーブル長は別表１の①より）
③共通創掛費	2,231	2,661	3,166	3,574	5,228	7,007	8,747	
④創設費	51,812	61,790	73,515	83,006	121,400	162,716	203,119	①＋②＋③
⑤１芯あたり創設費	25,906	15,448	12,253	10,376	7,588	6,780	6,347	④÷芯線数
⑥芯線使用率	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730	0.730	別表２の③より
⑦１芯あたり創設費（使用率加味後）	35,488	21,162	16,785	14,214	10,395	9,288	8,695	⑤÷⑥

＜年経費＞　（単位：円）

区　　分	2芯ｹｰﾌﾞﾙ	4芯ｹｰﾌﾞﾙ	6芯ｹｰﾌﾞﾙ	8芯ｹｰﾌﾞﾙ	16芯ｹｰﾌﾞﾙ	24芯ｹｰﾌﾞﾙ	32芯ｹｰﾌﾞﾙ	加重平均	備　　考
①設備管理運営費	4,290	2,558	2,030	1,718	1,256	1,123	1,052	3,550	
②他人資本費用	15	9	7	6	4	4	4	12	創設費の⑦を基に接続約款の料金表第２網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費（別表３の比率を使用）、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定
③自己資本費用	738	440	349	296	216	193	181	611	（加重平均は芯線数構成比で加重した値）
④利益対応税	323	193	153	129	95	85	79	267	
⑤合計	5,366	3,200	2,539	2,149	1,571	1,405	1,316	4,440	①＋②＋③＋④
⑥垂直ケーブルラック	12	15	8	8	10	6	7	12	接続約款の料金表第２網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定し、ラックあたりのケーブル搭載数で除して算定
⑦年経費計	5,378	3,215	2,547	2,157	1,581	1,411	1,323	4,452	⑤＋⑥

区　　分	2芯ｹｰﾌﾞﾙ	4芯ｹｰﾌﾞﾙ	6芯ｹｰﾌﾞﾙ	8芯ｹｰﾌﾞﾙ	16芯ｹｰﾌﾞﾙ	24芯ｹｰﾌﾞﾙ	32芯ｹｰﾌﾞﾙ	合計	備　　考
①敷設ケーブル芯線数	346,674	77,284	24,990	14,584	35,952	9,312	4,160	512,956	2024.9末時点の局内光ファイバの利用実績より
②構成比	67.6%	15.1%	4.9%	2.8%	7.0%	1.8%	0.8%	100.0%	

＜１芯あたりコスト＞

区　　分	2芯ｹｰﾌﾞﾙ	4芯ｹｰﾌﾞﾙ	6芯ｹｰﾌﾞﾙ	8芯ｹｰﾌﾞﾙ	16芯ｹｰﾌﾞﾙ	24芯ｹｰﾌﾞﾙ	32芯ｹｰﾌﾞﾙ	加重料金	備　　考
①１芯あたりコスト（円/芯・月）	448	268	212	180	132	118	110	371	年経費の⑦÷12ヶ月

（別表１）算定に使用した局内ケーブルに関する数値

区分	ｹｰﾌﾞﾙ長	備　　考
①平均ケーブル長	52.7m	2024.9末時点の局内光ファイバの利用実績より

（別表２）算定に使用した芯線使用率

区分	芯線数等	備　　考
①ケーブル敷設芯線数	512,956	2024.9末時点の局内光ファイバの利用実績より
②使用芯線数	374,359	
③芯線使用率（②÷①）	0.730	

（別表３）算定に使用した各種比率

＜設備管理運営費比率＞　（単位：百万円）

区分	金額等	備　　考
①取得固定資産	413,929	（別紙6）中継伝送路に係る設備の固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費	31,588	（別紙5）中継伝送路に係る設備の費用明細表より
（再掲）③減価償却費	13,467	（別紙5）中継伝送路に係る設備の費用明細表より
④指定設備管理運営費（減価償却費除く）	18,121	②－③
⑤設備管理運営費比率（減価償却費除く）	0.044	④÷①

＜その他の比率＞

区分	比率	備　　考
①諸掛費比率	0.002	「網改造料算定根拠」のⅠ 取得固定資産価額の算定に係る比率より
②共通創掛費比率	0.045	

（b）前々算定期間における調整額　（単位：円）

区分	金額等	備　考
①前々算定期間における調整額	▲25	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料金　（単位：円）

区分	金額等	備　考
①前々算定期間における接続料金	330	2023年度適用網使用料

（d）調整額　（単位：円）

区分	金額等	備　考
①調整額	16	（（a）の１芯あたりコストの加重料金＋（b）の①）×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－（c）の①

（e）原価

区分	金額等	備　考
①１芯あたりコスト（円/芯・月）	371	（a）の１芯あたりコストの加重料金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅶより））を用いて算定したもの
②調整額（円）	16	（d）の①
③合計（円）	387	①＋②

（2）料金の設定

・通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの

区分	金額等	備　考
①料金（円/芯・月）	387	（1）の（e）の③×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

・同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの

区分	金額等	備　考
①料金（円/ｍ・芯・月）	1.083	Ａの（2）の③より

8.通信路設定伝送機能

6-1. 専用加入者線装置モジュール

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	専用加入者線装置モジュール	内訳												備考
		一般専用・無線専用（50bit/s）	一般専用・無線専用（50bit/sを除く）及び高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sを除くエコノミークラス）	高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）	高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラスを除く）	主配線盤～専用加入者線装置モジュール	専用回線管理運営費	光信号電気信号変換機能		光信号多重分離機能		光信号伝送装置	その他	
								1Gbit/sタイプ	100Mbit/sタイプ（非集線型利用）	局内4分岐	局内8分岐	1Gbit/sタイプ		
①指定設備管理運営費	23,662	69	4,941	1	158	37	682	729	922	803	8	11,693	3,619	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	80	0	13	0	0	0	0	3	3	5	0	39	17	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	3,928	14	628	0	10	5	6	129	163	253	2	1,904	814	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1,678	6	268	0	4	2	3	55	70	108	1	813	348	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	29,348	89	5,850	1	172	44	691	916	1,158	1,169	11	14,449	4,798	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	94,752	328	14,968	3	239	125	55	3,112	3,940	6,127	61	45,942	19,852	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	341	1	54	0	1	0	0	11	14	22	0	165	71	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1,677	6	265	0	4	2	1	55	70	108	1	813	351	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	1,793	5	467	0	18	3	84	61	77	78	1	847	152	（（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋ ⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	98,563	340	15,754	3	262	130	140	3,239	4,101	6,335	63	47,767	20,426	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	16,337	56	2,611	0	43	22	23	537	680	1,050	10	7,917	3,386	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1,422	5	204	0	2	2	3	59	75	102	1	812	157	
⑬減価償却費	7,848	21	995	0	11	11	8	181	229	74	1	4,075	2,242	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	50	0	9	0	0	0	0	2	2	3	0	30	4	

(b) 前々算定期間における調整額

・一般専用・無線専用（50bit/s）

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 9	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用（50bit/sを除く）及び高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sを除くエコノミークラス）

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 597	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	7	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラスを除く）

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	36	2023年度接続料金において加算した調整額

・主配線盤～専用加入者線装置モジュール

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 7	2023年度接続料金において加算した調整額

・専用回線管理運営費

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	132	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

・一般専用・無線専用（50bit/s）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	4,132	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,888	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	94	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用（50bit/sを除く）及び高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sを除くエコノミークラス）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	154,149	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	3,505	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	6,484	①×②×12ヶ月

・高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	4	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	125,000	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	6	①×②×12ヶ月

・高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラスを除く）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	206	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	68,182	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	169	①×②×12ヶ月

・主配線盤～専用加入者線装置モジュール

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	167,893	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	22	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	44	①×②×12ヶ月

・専用回線管理運営費

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（契約）	96,474	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	540	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-1の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	625	①×②×12ヶ月

(d)調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	▲ 14	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	▲ 1,231	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	2	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	39	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・主配線盤～専用加入者線装置ﾓｼﾞｭｰﾙ　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	▲ 7	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・専用回線管理運営費　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	198	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

(e)原価

区分	金額等						備考
	一般専用・無線専用(50bit/s)	一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)	主配線盤～専用加入者線装置ﾓｼﾞｭｰﾙ	専用回線管理運営費	
①前々算定期間における費用	89	5,850	1	172	44	691	(a)の⑤
②調整額	▲ 14	▲ 1,231	2	39	▲ 7	198	(d)の①
③合計	75	4,619	3	211	37	889	①+②

(2)料金の設定

・一般専用・無線専用（50bit/s）

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	75	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	4,132	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線・月・タイプ1-1相当）	1,513	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	4,619	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	154,149	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線・月・タイプ1-1相当）	2,497	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	3	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	4	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線・月・タイプ1-1相当）	62,500	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	211	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	206	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線・月・タイプ1-1相当）	85,356	①÷②÷12ヶ月

・主配線盤～専用加入者線装置ﾓｼﾞｭｰﾙ

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	37	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	167,893	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	18	①÷②÷12ヶ月

・専用回線管理運営費

区分	金額等	備考
①原価　（百万円）	889	(1)の(e)の③
②回線数（契約）	96,474	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線・月）	768	①÷②÷12ヶ月

6-2. 専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	内訳				備考
		一般専用・無線専用（50bit/s）	一般専用・無線専用（50bit/sを除く）、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）及び、中継伝送専用機能（MA内伝送路）	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ）	その他	
①指定設備管理運営費	14,005	123	6,510	72	7,300	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	57	1	23	0	34	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,805	28	1,120	3	1,653	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1,198	12	478	1	706	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	18,065	164	8,131	76	9,693	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	68,024	694	27,066	70	40,194	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	245	2	97	0	145	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1,204	12	479	1	711	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	894	5	465	8	416	（①設備管理運営費－（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	70,367	713	28,107	79	41,466	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	11,663	118	4,659	13	6,873	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	3,016	32	1,175	2	1,807	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	3,727	47	1,568	3	2,109	
⑭固定資産除却損	108	1	47	0	60	

(b)前々算定期間における調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	29	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用（50bit/sを除く）、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	1,612	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	679	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

・一般専用・無線専用(50bit/s)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	4,132	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	3,258	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-2の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	162	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	160,622	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	4,091	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-2の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	7,885	①×②×12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	276	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	130,927	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-2の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	434	①×②×12ヶ月

(d)調整額の算定

・一般専用・無線専用(50bit/s)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	31	((a)の⑤+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	1,858	((a)の⑤+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	321	((a)の⑤+(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等			備考
	一般専用・無線専用（50bit/s）	一般専用・無線専用（50bit/sを除く）、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ）	
①前々算定期間における費用	164	8,131	76	(a)の⑤
②調整額	31	1,858	321	(d)の①
③合計	195	9,989	397	①+②

(2)料金の設定

・一般専用・無線専用(50bit/s)

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	195	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	4,132	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプⅠ-1相当）	3,933	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用（50bit/sを除く）、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	9,989	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	160,622	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプⅠ-1相当）	5,182	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	397	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	276	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプⅠ-1相当）	119,867	①÷②÷12ヶ月

6-3. 専用線ノード装置

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	専用線ノード装置	内訳						備考
		一般専用・無線専用(50bit/s)	一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及びAM放送及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)	その他	
①指定設備管理運営費	1,134	38	669	45	2	186	194	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3	0	2	0	0	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	127	1	92	6	1	6	22	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	54	0	39	3	0	3	9	(③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,318	39	802	54	3	195	225	①+②+③+④
⑥正味固定資産	3,011	9	2,208	149	13	118	514	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	11	0	8	1	0	0	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	53	0	39	3	0	2	9	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	104	5	55	4	0	23	18	(①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	3,179	14	2,310	157	13	143	543	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	527	2	383	26	2	24	90	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	47	0	36	2	0	1	8	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	250	1	188	13	1	5	42	
⑭固定資産除却損	2	0	2	0	0	0	0	

(b)前々算定期間における調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	3	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 8	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	▲ 11	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	82	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	136	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

・一般専用・無線専用(50bit/s)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	2,258	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,427	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-3の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	39	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	74,938	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	756	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-3の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	680	①×②×12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	4,256	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	344	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-3の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	18	①×②×12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	138	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	29,787	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-3の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	49	①×②×12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	1,336	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	12,204	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-3の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	196	①×②×12ヶ月

(d)調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	3	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	114	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	25	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	36	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	135	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

(e)原価

（単位:百万円）

区分	金額等					備考
	一般専用・無線専用(50bit/s)	一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及びAM放送及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)	高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)	
①前々算定期間における費用	39	802	54	3	195	(a)の⑤
②調整額	3	114	25	36	135	(d)の①
③合計	42	916	79	39	330	①+②

(2)料金の設定

・一般専用・無線専用(50bit/s)

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	42	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	2,258	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	1,550	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)及び高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(1.5Mbit/s,6.0Mbit/sを除くｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	916	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	74,938	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	1,019	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（1.5Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ）

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	79	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	4,256	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	1,547	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ）

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	39	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	138	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	23,551	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(ｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	330	(1)の(e)の③
②回線数（回線）	1,336	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金（円/回線（64kbit/s）・月・タイプ1-1相当）	20,584	①÷②÷12ヶ月

6-4. 専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び専用線ノード装置～相互接続点伝送路	内訳				備考
		一般専用・無線専用(50bit/s)	一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)及び、中継伝送専用機能(MA間伝送路)	高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)	接続装置	
①指定設備管理運営費	1,667	14	1,317	0	336	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	5	0	5	0	0	⑨ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	269	3	247	0	19	⑨ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	115	1	106	0	8	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,056	18	1,675	0	363	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	6,478	66	5,994	0	418	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	23	0	22	0	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	115	1	106	0	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	121	1	79	0	41	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	6,737	68	6,201	0	468	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,117	11	1,028	0	78	⑨ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	275	3	271	0	1	
⑬減価償却費	412	4	400	0	7	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	11	0	11	0	0	

回線比例コストと回線距離比例コストの費用算定

（単位：百万円）

区分	一般専用・無線専用(50bit/s)	一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)及び、中継伝送専用機能(MA間伝送路)	高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)	備考
A. 回線比例コスト	3	236	0	C×別表の(a)
B. 回線距離比例コスト	15	1,439	0	C×別表の(b)
C.合計	18	1,675	0	(a)の⑤より

別表（ⅩⅡ．より）

回線比例コストと回線距離比例コストの比率	
(a)	0.1410
(b)	0.8590
(c)	1.0000

(b)前々算定期間における調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ア)回線比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)（イ)回線距離比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	3	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)（ア)回線比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	80	2023年度接続料金において加算した調整額

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)（イ)回線距離比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	629	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)（ア)回線比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	66	2023年度接続料金において加算した調整額

・高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)（イ)回線距離比例分

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	273	2023年度接続料金において加算した調整額

・接続装置

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	100	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ア)回線比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	192	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	817	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	2	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/s)（イ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線距離）	4,797	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/km(64kbit/s)・月）	259	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	15	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)（ア)回線比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	20,361	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	1,112	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	272	①×②×12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラスを除く)（イ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線距離）	645,256	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/km(64kbit/s)・月）	197	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	1,525	①×②×12ヶ月

・高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)（ア)回線比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	0	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	10,791	2022年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2022年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの（2021年度実績需要が0となり再計算できないことから、2022年度における専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路区間の値を準用）
③前々算定期間における収入（百万円）	0	①×②×12ヶ月

・高速ディジタル伝送・高速品目(6.0Mbit/sエコノミークラス)（イ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線距離）	0	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/km(64kbit/s)・月）	635	2022年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2022年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの（2021年度実績需要が0となり再計算できないことから、2022年度における専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路区間の値を準用）
③前々算定期間における収入（百万円）	0	①×②×12ヶ月

・接続装置

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	48,478	X．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	578	2023年度適用網使用料算定根拠の6の6-4の(2)の③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	336	①×②×12ヶ月

(d)調整額

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	1	((a)のA+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	3	((a)のB+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	44	((a)のA+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	543	((a)のB+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	66	((a)のA+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	273	((a)のB+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

・接続装置　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	127	((a)の⑤+(b)の①)×(１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)-(ｃ)の③

(e)原価

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	3	(a) のA
②調整額	1	(d) の①より
③合計	4	①+②

・一般専用・無線専用(50bit/s)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	15	(a) のB
②調整額	3	(d) の①より
③合計	18	①+②

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	236	(a) のA
②調整額	44	(d) の①より
③合計	280	①+②

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	1,439	(a) のB
②調整額	543	(d) の①より
③合計	1,982	①+②

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)（ｱ)回線比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	0	(a) のA
②調整額	66	(d) の①より
③合計	66	①+②

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)（ｲ)回線距離比例分　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	0	(a) のB
②調整額	273	(d) の①より
③合計	273	①+②

・接続装置　（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	363	(a)の⑤
②調整額	127	(d) の①より
③合計	490	①+②

(2)料金の設定

・一般専用・無線専用(50bit/s)　(ｱ)回線比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	4	(1)の(e)の③
②回線数　(回線)	192	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/回線(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	1,736	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/s)　(ｲ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	18	(1)の(e)の③
②回線距離　(km)	4,797	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/km(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	313	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）　(ｱ)回線比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	280	(1)の(e)の③
②回線数　(回線)	20,361	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/回線(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	1,146	①÷②÷12ヶ月

・一般専用・無線専用(50bit/sを除く)、高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目（6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽを除く）　(ｲ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	1,982	(1)の(e)の③
②回線距離　(km)	645,256	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/km(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	256	①÷②÷12ヶ月

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)　(ｱ)回線比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	66	(1)の(e)の③
②回線数　(回線)	0	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/回線(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	－	2023年度実績需要が0となり再計算できないことから、2024年度における専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路区間の値を準用

・高速ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ伝送・高速品目(6.0Mbit/sｴｺﾉﾐｰｸﾗｽ)　(ｲ)回線距離比例分

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	273	(1)の(e)の③
②回線距離　(km)	0	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/km(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	－	2023年度実績需要が0となり再計算できないことから、2024年度における専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路区間の値を準用

・接続装置

区分	金額等	備考
①原価　(百万円)	490	(1)の(e)の③
②回線数　(回線)	48,478	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の２．機能別回線数より
③料金　(円/回線(64kbit/s)・月・タイプ1-1相当)	842	①÷②÷12ヶ月

6-5. 削除

6－6. 通信路設定伝送機能適用料金額の設定

１．ＡＴＭ専用以外

区　分		専用回線管理運営費	主配線盤～専用加入者線装置モジュール	専用加入者線装置モジュール	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置	専用線ノード装置	専用線ノード装置～相互接続点伝送路		
							接続装置	回線比例料金	回線距離比例料金
	課金単位	１契約	１回線（64kb/s）	１回線	１回線（64kb/s）	１回線（64kb/s）	１回線（64kb/s）	１回線（64kb/s）	１ｋｍ（64kb/s）
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧
適用対象	(1)通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合	○	○	○	○	○	○	－	－
	(2)(1)以外の場合	○	○	○	○	○	○	○	○

【料金額の設定方法】

Ａ．基本料
(1)通信路設定伝送機能を提供する区間が同一の単位料金区域に終始する場合
・保守の区分がタイプ１－１のもの：（（①＋（②×速度換算係数）＋③＋（④×速度換算係数）＋（⑤×速度換算係数）＋（⑥×速度換算係数））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））
・保守の区分が上記以外のもの　：（（①＋（②×速度換算係数×保守換算係数）＋（③×保守換算係数）＋（④×速度換算係数×保守換算係数）＋（⑤×速度換算係数×保守換算係数）＋((⑥×速度換算係数×保守換算係数））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））

(2)(1)以外の場合
・保守の区分がタイプ１－１のもの：（（①＋（②×速度換算係数）＋③＋（④×速度換算係数）＋（⑤×速度換算係数）＋（⑥×速度換算係数）＋（⑦×速度換算係数）＋（（⑧×速度換算係数）×5（ｋｍ））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））
・保守の区分が上記以外のもの　：（①＋（②×速度換算係数×保守換算係数）＋（③×保守換算係数）＋（④×速度換算係数×保守換算係数）＋（⑤×速度換算係数×保守換算係数）＋((⑥×速度換算係数×保守換算係数)+(⑦×速度換算係数×保守換算係数)+(（(⑧×速度換算係数×保守換算係数）×5（ｋｍ））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））

Ｂ．加算料
(a)Ａの(2)の場合で通信路設定伝送機能の距離が10ｋｍを超える場合の10ｋｍごとの加算料
・保守の区分がタイプ１－１のもの：（（⑧×速度換算係数）×10（ｋｍ）×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））
・保守の区分が上記以外のもの　：（（⑧×速度換算係数×保守換算係数）×10（ｋｍ）×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））

(b)相互接続点が市外ノードビルと異なる場合の加算料
・保守の区分がタイプ１－１のもの：（（④×速度換算係数）×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））
・保守の区分が上記以外のもの　：（（④×速度換算係数×保守換算係数）×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））

Ｃ．分岐回線の部分の基本額
・保守の区分がタイプ１－１のもの：（（①＋（②×速度換算係数）＋③＋（④×速度換算係数）＋（⑤×速度換算係数））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））
・保守の区分が上記以外のもの　：（（①＋（②×速度換算係数×保守換算係数）＋（③×保守換算係数）＋（④×速度換算係数×保守換算係数）＋（⑤×速度換算係数×保守換算係数））×（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率））

（注）１．速度換算係数・保守換算係数については、Ｘの２のＢ．機能ごとの速度換算係数、保守換算係数及び、経由回数の各品目の係数を適用。
　　２．上記区分ごとに（単位料金×保守換算係数）、（単位料金×速度換算係数）、（単位料金×速度換算係数×保守換算係数）及び、
　　（１＋ＸⅣ．料金設定に使用する貸倒率）を乗じて得た額に１円未満の端数が生じた場合は、その端数の１円単位未満第１位を四捨五入。

7.(削除)

8.番号案内機能

＜番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能＞

・一般中継局ルータ接続の場合

(1)原価の算定

A. 設備ごとの費用

（単位：百万円）

区分	番号案内データベース	番号案内設備	内訳			備考
			手動固有ｵﾍﾟﾚｰﾀNPS交換機	NPS交換機	オペレータ等	
①指定設備管理運営費	495	1,324	1,324	551	773	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	0	1	1	1	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	12	54	54	36	19	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	5	23	23	15	8	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	512	1,402	1,402	603	800	①+②+③+④
⑥正味固定資産	226	1,191	1,191	823	368	参考2.設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	4	4	3	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4	21	21	15	7	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	59	146	146	55	91	(①設備管理運営費−(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	290	1,362	1,362	896	467	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	48	226	226	149	77	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	5	20	20	13	8	
⑬減価償却費	20	131	131	96	35	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	4	4	4	0	

B. データベースコストに係る原価

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	512	Aの⑤番号案内データベース

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	125.0	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における総検索回数（千回）	16,666	2023年度実績
②手動案内総検索回数(千回)	16,666	
③自動案内総検索回数(千回)	0	
④課金率（%）	71.8%	
⑤前々算定期間における手動案内課金回数（千回）	11,966	②×④
⑥前々算定期間における接続料金（円/回）	51.48	2023年度適用網使用料算定根拠の8の中継交換機等接続の場合の(2)のAの⑤に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑦前々算定期間における収入（百万円）	616.0	⑤×⑥

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	21.0	((a)の①＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)−(c)の⑦

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	512	(a)の①
②調整額	21.0	(d)の①
③合計	533.0	①＋②

C.NPSコストに係る原価

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	603	Aの⑤番号案内設備の内訳(NPS交換機)

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	468	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千回）	5,368	2023年度実績
②前々算定期間における接続料金（円/回）	156.96	2023年度適用網使用料算定根拠の8の中継交換機等接続の場合の(2)のBの③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	843	①×②

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	228	((a)の①＋(b)の①)×(1＋Ⅹ Ⅳ. 料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	603	(a)の①
②調整額	228	(d)の①
③合計	831	①＋②

D.オペレータ等コスト（NPS以外）に係る原価

(a)前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	800	Aの⑤番号案内設備の内訳(オペレータ等)

(b)前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	204	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千回）	5,368	2023年度実績
②前々算定期間における接続料金（円/回）	146.60	2023年度適用網使用料算定根拠の8の中継交換機等接続の場合の(2)のCの③に2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	787	①×②

(d)調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	217	((a)の①＋(b)の①)×(1＋Ⅹ Ⅳ. 料金設定に使用する貸倒率)－(c)の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	800	(a)の①
②調整額	217	(d)の①
③合計	1,017	①＋②

E.音声接続に係る組合せ適用接続機能コストに係る原価 （1課金案内あたり）

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①回数比例コスト(円/回)	1.61650	2025年度網使用料算定根拠（音声接続に係る組合せ適用接続機能）のⅣの1のdの①、②
②時間比例コスト(円/秒)	0.0139976	
③平均通信時間(秒)	39.2	Ⅸ. 料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
④1通信当たりの平均検索数	1.0405	2023年度実績
⑤課金率(%)	71.8%	
⑥1課金案内あたり(円)	2.90	((①＋②×③)÷④÷⑤

（2）料金の設定

A.データベースコスト

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	533.0	(1)のBの(e)の③
②手動案内総検索回数（千回）	16,666	2023年度実績
③1検索あたりコスト（円）	31.98	①÷②
④課金率(%)	71.8%	2023年度実績
⑤1課金案内あたり（円）	44.54	③÷④

B.NPSコスト

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	831	(1)のCの(e)の③
②番号案内課金回数(手動)（千回）	5,368	2023年度実績
③1課金案内あたり（円）	154.81	①÷②

C.オペレータ等（NPS以外）コスト

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	1,017	(1)のDの(e)の③
②番号案内課金回数(手動)（千回）	5,368	2023年度実績
③1課金案内あたり（円）	189.46	①÷②

D. 音声接続に係る組合せ適用接続機能コスト

（単位：円）

区分	金額等	備考
①1課金案内あたり	2.90	(1)のEの(a)の⑥

E. 合計

区分	金額等	備考
①データベース(円/回)	44.54	Aの⑤
②NPS(円/回)	154.81	Bの③
③オペレータ等(NPS以外)(円/回)	189.46	Cの③
④音声接続に係る組合せ適用接続機能コスト(円/回)	2.90	Dの①
⑤料金(円/1案内)	392	((①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥)×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

＜NPS交換機利用機能＞

・料金の設定

第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、NPS交換機及び伝送路設備を利用する機能

（単位：円）

区分	金額等	備考
①1課金案内あたり	154.81	番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能の一般中継局ルータ接続の場合の（2）のBの③×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

＜番号データベース接続機能＞

イ.第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5-3欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその
附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能

（単位：円）

区分	金額等	備考
①1課金案内あたり	44.54	番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能の一般中継局ルータ接続の場合の（2）のBの③×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

9. （削除）

10. 公衆電話機能

＜公衆電話発信機能＞

(1)原価の算定

Ａ．電話機コストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①指定設備管理運営費	4,831	参考1.設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	5	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	242	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	103	(③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	5,181	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	5,467	参考2.設備区分別固定資産明細表より
	⑦投資等	20	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	97	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	485	(①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース		6,069	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		1,006	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		125	
⑬減価償却費		737	参考1.設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損		87	

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	523	2023年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	1.9423	2023年度適用網使用料算定根拠の10の(1)のＡの(e)の③を10の(2)の②で除したものに2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	4,097	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①調整額	1,607	((a)の⑤＋(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用した貸倒率）－（ｃ）の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用	5,181	(a)の⑤
②調整額	1,607	(ｄ)の①
③合計	6,788	①＋②

Ｂ.端末回線コストに係る原価

（a）前々算定期間における費用

ア.端末回線部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたりｺｽﾄ(円/回線・月)	1,603	１の(1)のCのcの（a）の③＋１の（１）のＥのｂの(a)の③より
② 加算料コスト（円/回線・月）	183	１の(1)のBの(a)の⑩より
③ 回線数(回線)	57,386	Ⅹ.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
④ 年間コスト（百万円）	1,230	（①＋②）×12ヶ月×③

イ.ＯＣＵ部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	23	１の（１）のDの(a)の③より
② 回線数(円/回線・月)	15,339	Ⅹ.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等のＯＣＵ算定に使用する回線数より
③ 年間コスト（百万円）	4	①×12ヶ月×②

ウ.合計

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 端末回線部分	1,230	アの④
② OCU部分	4	イの③
③ 合計	1,234	①＋②

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	246	2023年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.5777	2023年度適用網使用料算定根拠の10の(1)のＢの(e)の⑥を10の(2)の②で除したものに2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	1,219	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 調整額	261	((a)のウの③＋(b)の①)×（１＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－（ｃ）の③

(e)原価

ア.端末回線部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたりｺｽﾄ(円/回線・月)	1,603	１の(1)のCのcの（a）の③＋１の（１）のＥのｂの(a)の③
② 加算料コスト（円/回線・月）	183	１の(1)のBの(a)の⑩
③ 回線数(回線)	57,386	Ⅹ.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
④ 年間コスト（百万円）	1,230	（①＋②）×12ヶ月×③

イ.ＯＣＵ部分

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)	23	１の（１）のDの(a)の③
② 回線数(円/回線・月)	15,339	Ⅹ.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等のＯＣＵ算定に使用する回線数より
③ 年間コスト（百万円）	4	①×12ヶ月×②

ウ.合計

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 端末回線部分	1,230	アの④
② OCU部分	4	イの③
③調整額	261	(ｄ)の①
④合計	1,495	①＋②＋③

C．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコストに係る原価

(a) 前々算定期間における費用

ア．加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	3,582	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの加入者線収容部より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	3,582	①－②
④ 回線数（回線）	6,000,880	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の1．端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	50	③÷④÷12ヵ月×ⅩⅢ．料金設定に使用する保守換算係数3の③のタイプ1－2のもの

イ．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路に係わるもの

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	4,802	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るもののＲＴ～ＧＣ伝送路に係るものより
② 加入者交換機能の原価への加算額	4,802	①×5/5
③ 上記以外	0	①－②
④ 回線数（回線）	6,610,878	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の1．端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	0	③÷④÷12ヵ月

ウ．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	8,009	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るものの左記以外より
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	8,009	①－②
④ 回線数（回線）	6,610,878	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の1．端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	101	③÷④÷12ヵ月

エ．年間コストの算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(アナログ公衆電話に係るもの)(円/回線・月)	151	②＋③＋④
② 加入者線収容部コスト	50	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路のもの	0	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路以外のもの	101	ウの⑤より
⑤ 1回線あたりコスト(ディジタル公衆電話に係るもの)(円/回線・月)	101	⑥＋⑦
⑥ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路のもの	0	イの⑤より
⑦ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路以外のもの	101	ウの⑤より
⑧ 回線数(アナログ公衆電話に係るもの)(回線)	41,711	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の1．端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑨ 回線数(ディジタル公衆電話に係るもの)(回線)	15,339	Ⅹ．料金設定に使用する回線数の1．端末回線数等のＯＣＵ算定に使用する回線数より
⑩ 年間コスト（百万円）	94	①×12ヶ月×⑧＋⑤×12ヶ月×⑨

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	0	2023年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	586	Ⅸ．料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.0374	2023年度適用網使用料算定根拠の10の(1)のＣの(e)のエの⑧を10の(2)の②で除したものに2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	79	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 調整額	15	((a)のエの⑩＋(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－（ｃ）の③

(e)原価

ア．加入者線収容部

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	3,582	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの加入者線収容部
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	3,582	①－②
④ 回線数（回線）	6,000,880	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	50	③÷④÷12ヵ月

イ．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路に係わるもの

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	4,802	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るもののＲＴ～ＧＣ伝送路に係るもの
② 加入者交換機能の原価への加算額	4,802	①×5/5
③ 上記以外	0	①－②
④ 回線数（回線）	6,610,878	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	0	③÷④÷12ヵ月

ウ．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののうち、加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののうち、RT～GC伝送路以外のもの

区分	金額等	備考
① 原価（百万円）	8,009	４の（１）の⑤回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものの左記以外の電気信号の伝送に係るものの左記以外
② 加入者交換機能の原価への加算額	0	①×0/5
③ 上記以外	8,009	①－②
④ 回線数（回線）	6,610,878	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑤ １回線あたりコスト（円/回線・月）	101	③÷④÷12ヵ月

エ．原価の算定

区分	金額等	備考
① 1回線あたりコスト(アナログ公衆電話に係るもの)(円/回線・月)	151	②＋③＋④
② 加入者線収容部コスト	50	アの⑤より
③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路のもの	0	イの⑤より
④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路以外のもの	101	ウの⑤より
⑤ 1回線あたりコスト(ディジタル公衆電話に係るもの)(円/回線・月)	101	⑥＋⑦
⑥ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路のもの	0	イの⑤より
⑦ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路以外のもの	101	ウの⑤より
⑧ 回線数(アナログ公衆電話に係るもの)(回線)	41,711	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑨ 回線数(ディジタル公衆電話に係るもの)(回線)	15,339	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等のＯＣＵ算定に使用する回線数より
⑩ 年間コスト（百万円）	94	①×12ヶ月×⑧＋⑤×12ヶ月×⑨
⑪調整額（百万円）	15	(ｄ)の①
⑫合計（百万円）	109	⑩＋⑪

D．特設公衆電話のアクセス回線コストに係る原価

(a)前々算定期間における費用

ア．端末回線コストに係るもの

区分	金額等	備考
① 1回線あたりｺｽﾄ(円/回線・月)	1,603	Bの（a）のアの①より
② 加算料（円/回線・月）	183	Bの（a）のアの②より
③ 回線数(回線)	51,471	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
④ 年間コスト（百万円）	1,103	（①＋②）× 12ヶ月 × ③

イ．回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコストに係るもの

区分		金額等	備考
① 1回線あたりコスト(円/回線・月)		151	②＋③＋④
	② 加入者線収容部コスト	50	Cの（a）のエの②より
	③ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路のもの	0	Cの（a）のエの③より
	④ 加入者線収容部以外で電気信号の伝送に係るもののコストのうち、ＲＴ～ＧＣ伝送路以外のもの	101	Cの（a）のエの④より
⑤ 回線数(回線)		51,471	X.料金設定に使用する回線数の1.端末回線数等の公衆電話機能算定に使用する回線数より
⑥ 年間コスト（百万円）		93	①×12ヶ月×⑤

ウ．年間コストの算定

区分	金額等	備考
① 特設公衆電話のアクセス回線コストに係る原価（百万円）	1,196	アの④＋イの⑥

(b) 前々算定期間における調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額	346	2023年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
②前々算定期間における接続料金（円/秒）	0.5149	2023年度適用網使用料算定根拠の10の(1)のDの(a)のウの③を10の(2)の②で除したものに2023年度適用網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における収入（百万円）	1,086	①×②

(d) 調整額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 調整額	456	((a)のウの①＋(b)の①)×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－（c）の③

(e)原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
① 年間ｺｽﾄ(百万円)	1,196	(a)のウの①
② 調整額	456	(d)の①
③ 合計	1,652	①＋②

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
① 原価 （百万円）	10,044	（1）のAの(e)の③＋（1）のBの(e)のウの④＋（1）のCの(e)のエの⑫＋（1）のDの(e)の③
② 通信時間（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
③ 料金（円/秒）	4.7611	①÷②×（１＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

＜２－１０－１第１欄に規定する機能に係る加算料＞

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における公衆電話発信機能に係る事業法第110条に規定する負担金の額

区分			備考
①2023年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数（2023年4月～2023年6月各月末計）	（台）	330,596	①(a)＋①(b)
(a) 下記以外	（台）	176,276	2023年度実績
(b) 特設公衆電話台数	（台）	154,320	2023年度実績
② 合算番号単価（2023年4月～2023年6月各月末計）	（円）	2	基礎的電気通信役務支援機関の公表値
①'2023年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数（2023年7月～2023年12月各月末計）	（台）	645,845	①'(a)＋①'(b)
(a) 下記以外	（台）	337,345	2023年度実績
(b) 特設公衆電話台数	（台）	308,500	2023年度実績
②' 合算番号単価（2023年7月～2023年12月各月末計）	（円）	2	基礎的電気通信役務支援機関の公表値
①'' 2023年度の公衆電話発信機能に係る電気通信番号数（2024年1月～2024年3月各月末計）	（台）	317,686	①''(a)＋①''(b)
(a) 下記以外	（台）	163,240	2023年度実績
(b) 特設公衆電話台数	（台）	154,446	2023年度実績
②'' 合算番号単価（2024年1月～2024年3月各月末計）	（円）	2	基礎的電気通信役務支援機関の公表値
③ 公衆電話発信機能に係る事業法第110条に規定する負担金の額	（円）	2,588,254	③(a)＋③(b)
(a) (b)以外に係る負担金の額	（円）	1,353,722	①(a)×②+①'(a)×②'+①''(a)×②''
(b) 特設公衆電話に係る負担金の額	（円）	1,234,532	①(b)×②+①'(b)×②'+①''(b)×②''

(b)前々算定期間における接続料に係る収入

区分			備考
① 前々算定期間における公衆電話発信機能の需要	（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
② 前々算定期間における2-10-1第1欄に規定する機能に係る加算料	（円／秒）	0.00107084	2023年度適用公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠 2の⑤
③ 前々算定期間における収入	（円）	2,259,044	①×②

(c)調整額

区分			備考
① 調整額	（円）	329,210	(a)の③ － (b) の③

(2)料金の設定

① 公衆電話発信機能に係る事業法第110条に規定する負担金の額	（円）	2,917,464	(1)の (a) の③ + (1) の (c) の①
② 2023年度の算定対象需要実績	（千時間）	586	Ⅸ.料金設定に使用するﾄﾗﾋｯｸより
③ １秒当り料金額	（円／秒）	0.00138295	①／②

11.（削除）

12. 網同期クロック供給機能

（1）原価の算定

（a）前々算定期間における費用

（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	100,161	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定
②設備管理運営費	11,301	
③他人資本費用	22	
④自己資本費用	1,155	
⑤利益対応税	493	
⑥合計	12,971	②＋③＋④＋⑤

（b）前々算定期間における調整額

（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	1,170	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	収入等	備考
①前々算定期間における需要（事業者・年）	354	2023年度実績
②前々算定期間における接続料金（円/事業者・月）	32,336	2023年度適用網使用料より
③前々算定期間における収入（千円）	11,447	①×②

（d）調整額

（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	2,694	（（a）の⑥＋（b）の①）×（1＋Ⅹ Ⅳ. 料金設定に使用する貸倒率）－（c）の③

（e）原価

（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	100,161	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費（別表の比率を使用）、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ただし、減価償却費及び正味固定資産価額については、料金適用年度（2025年度）の相当額を算定 また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②設備管理運営費	11,301	
③他人資本費用	22	
④自己資本費用	1,155	
⑤利益対応税	493	
⑥調整額	2,694	（d）の①より
⑦合計	15,665	②＋③＋④＋⑤＋⑥

（2）料金の設定

区分	料金等	備考
①原価 （千円）	15,665	（1）の（e）の⑦より
②延べ利用事業者数（事業者・年）	354	2023年度実績
③料金（円/事業者・月）	44,251	①÷②×（1＋Ⅹ Ⅳ. 料金設定に使用する貸倒率）

（参考） 網同期クロック供給機能接続料算定に使用した利用事業者数の内訳

NTT東日本の網同期クロック利用事業者数（2023年度実績）

①NTT東日本がクロック供給料を請求した事業者数

（単位：事業者）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
他事業者	29	29	29	27	27	27	27	27	27	27	27	27	330
NTT西日本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
計	30	30	30	28	28	28	28	28	28	28	28	28	342

②NTT東日本自社利用分

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
NTT東日本	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12

③NTT東日本の網同期クロック利用事業者計（①＋②）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
合計	31	31	31	29	29	29	29	29	29	29	29	29	354

13.その他の機能

A.（削除）

B.回線管理機能

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区分	a ア、イ、ウ、エ 共通的に発生するSO管理（受付等）、DB管理等にかかる費用	b イ、ウ、エ 共通的に発生する新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用	c アのみにおいて発生する電話回線に重畳するための名義確認等にかかる費用	合計	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	1,870	136	0	2,007	ア＋イ＋ウ＋エ
ア. ラインシェアリング	72	0	0	72	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　ラインシェアリング」
イ. ドライカッパ	340	13	0	353	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　ドライカッパ」
ウ. 光ファイバ	1,196	121	0	1,318	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　光ファイバ」
エ. フレキシブルファイバ	262	2	0	264	1の（1）のAの⑤「端末系伝送路　回線管理運営　DB管理及び料金計算　相互接続回線　フレキシブルファイバ」

(b)前々算定期間における調整額

区分	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	フレキシブル ファイバ	備考
①前々算定期間における調整額（百万円）	▲ 4	▲ 11	▲ 35	0	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	フレキシブル ファイバ	備考
①前々算定期間における需要（回線）	35,574	641,692	2,802,737	84,863	Xの1の回線管理運営機能算定に使用する回線数より
②前々算定期間における接続料金（円）	85	32	37	281	2023年度適用網使用料算定根拠の13のBの（2）の③
③前々算定期間における収入（百万円）	36	246	1,244	286	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ	フレキシブル ファイバ	備考
①調整額（百万円）	32	96	39	▲22	((a)の①+(b)の①）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）－(c)の③

(e)原価

区分	ア. ライン シェアリング	イ. ドライカッパ	ウ. 光ファイバ	エ. フレキシブル ファイバ	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	72	353	1,318	264	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	32	96	39	▲22	(d)の①
③合計（百万円）	104	449	1,357	242	①＋②

(2)料金の設定

・DSL回線管理機能（ア　イ以外のもの）

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	104	(e)のアの③
②回線数（回線）	35,574	Xの1の（56）
③料金（円/回線・月）	244	①÷②÷12ヶ月×（1＋ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率）

・DSL回線管理機能（イ　端末回線伝送機能2－1－1－1第4欄ア(ア)欄及びイ(ア)欄に係るもの）、IP通信網回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	449	(e)のイの③
②回線数（回線）	641,692	Xの1の（57）
③料金（円/回線・月）	58	①÷②÷12ヶ月×（1＋ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率）

・光回線設備管理機能、光信号分岐端末回線管理機能、光信号局内回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	1,357	(e)のウの③
②回線数（回線）	2,802,737	Xの1の（58）
③料金（円/回線・月）	40	①÷②÷12ヶ月×（1＋ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率）

・特定光信号端末回線管理機能

区分	金額等	備考
①原価（百万円）	242	(e)のエの③
②回線数（回線）	84,863	Xの1の（59）
③料金（円/回線・月）	238	①÷②÷12ヶ月×（1＋ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率）

C. DSL回線故障対応機能

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,277	1の(1)のAの⑤試験受付
②回線数(回線)	6,902,302	Xの1の(66)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	27	①÷②÷12ヶ月

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	233	2023年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	6,902,302	Xの1の(66)
②前々算定期間における接続料金(円)	41	2023年度適用網使用料
③前々算定期間における収入(百万円)	3,396	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲886	((a)の①+(b)の①)×(1+XⅣ.料金設定に使用する貸倒率)−(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,277	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲886	(d)の①
③合計(百万円)	1,391	①+②

(2)料金の設定

区分	金額等	備考
①原価(百万円)	1,391	(1)の(e)の③
②回線数(回線)	6,902,302	Xの1の(66)
③料金(円/回線・月)	17	①÷②÷12ヶ月×(1+XⅣ.料金設定に使用する貸倒率)

D. 光信号局内伝送機能

・通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るもの

区分	金額等	備考
料金(円/芯・月)	387	5のBの(2)の通信用建物内に設置されている光信号局内伝送路に係るものより

・同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るもの

区分	金額等	備考
料金(円/m・芯・月)	1.083	5のBの(2)の同一敷地内にある別の通信用建物との間の光信号局内伝送路に係るものより

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153（Ａ）
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)（※）	7,999（Ｂ）
投資等比率（Ｂ÷Ａ）	0.0036（Ｃ）

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887（Ａ）
貯蔵品（※）	46,526（Ｂ）
貯蔵品比率（Ｂ÷Ａ）	0.0177（Ｃ）

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、
　　金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程

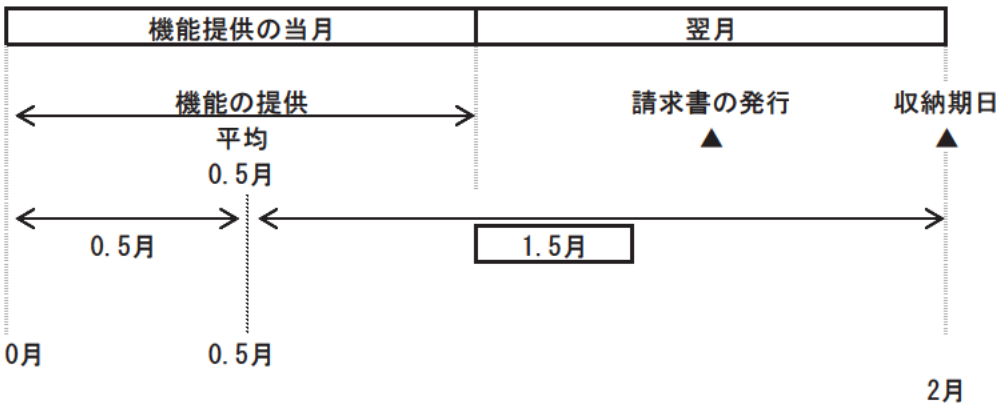

(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

＝ 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 ＝ **45.625日**

(1) より

Ⅴ. 資本構成比率の算定

(1)資本の状況

（単位：百万円）

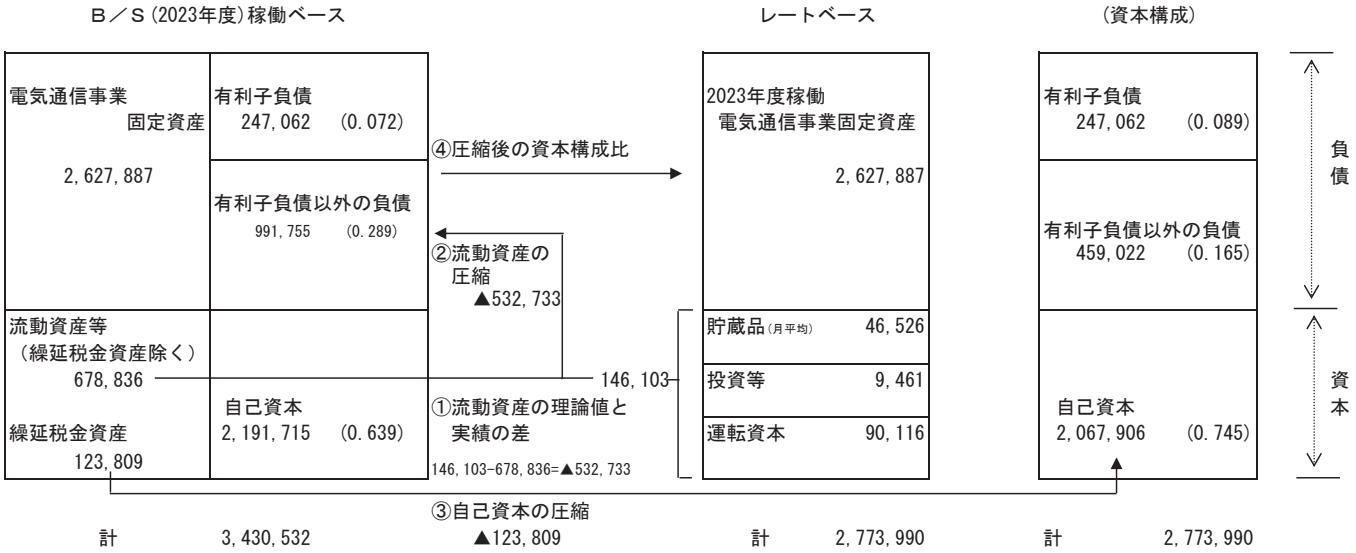

(2)他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(\text{247,062}\ (\text{負債}) + \text{459,022})}{\text{2,773,990}\ (\text{負債資本合計})} = \boxed{0.255}$$

(3)有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{\text{247,062}\ (\text{有利子負債})}{\text{247,062} + \text{459,022}\ (\text{負債の合計})} = \boxed{0.350}$$

(4)有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.350}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.650}$$

(5)自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.255}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.745}$$

Ⅵ. 他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率　=　0.53%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.53

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率　=　0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

(注)国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率　=　0.53%×0.35＋0.21%×0.65＝　0.32%

（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		2021	2022	2023	平均（注３） 3年平均
β値の適用		○	○	○	－
リスクフリーレート（注１）		0.09	0.30	0.62	－
リスクプレミアム（注２）		8.80	8.70	9.10	－
選択される自己資本利益率	β＝ 0.566（注４）	5.07	5.22	5.77	5.35

２．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
①リスクプレミアム	－	－	8.80	8.70	9.10	－
②リスクフリーレート	－	－	0.09	0.30	0.62	－
③主要企業の自己資本利益率（①＋②）（注５）	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	7.96

３．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。（注６）

自己資本利益率 ＝ 5.35%

（注１） 指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。

（注２） リスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用した。（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３） 算定期間については、３年間とした。

（注４） β値については、昨年度と同とした。

（注５） 2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用した。

（注６） 接続料規則第12条第3項では「いずれか低い方を上限とした合理的な値」と記載があるが、上限値を採用した理由は下記の通り。
○自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識している。
○当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考える。
○このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えるが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識している。

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**(2025年度適用のもの)**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 ＝ 42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \dfrac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 ＝ $\dfrac{x}{z} = \dfrac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \dfrac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税
ｘ ＝ 0.2975ｙ
税引後利益
ｚ ＝ (1-0.2975)ｙ

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（調整額算定時の原価算定に用いる2023年度適用のもの）**

利益対応としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率　$= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税
ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益
ｚ　＝　(1-0.2975)ｙ

Ⅸ. 料金設定に使用するトラヒック

機能別トラヒックは、Ａ．２０２３年度のサービス別トラヒック実績
にＢ．機能ごとの経由回数を乗じて算定した。

機能別トラヒック

区　　分	通信回数（千回）	通信時間（千時間）	備考
①番号案内ｻｰﾋﾞｽ接続機能、番号ﾃﾞｰﾀﾍﾞｰｽ接続機能	7,188	78	平均 39.2秒
②公衆電話発信機能	－	586	---

A. 2023年度のサービス別トラヒック実績

区分				通信回数（千回）	通信時間（千時間）
公衆電話		MA内	自ユニット内	2,148	55
			自ビル内自ユニット外	26	1
			自ビル外	737	19
		MA間ZA内		492	20
		ZA間		163	6
		GC接続		3,780	69
		IC接続		13,079	339
		メタルIP接続		1,051	27
		交換機機能ﾒﾆｭｰ（公衆電話利用分）		0	49
		業務委託		25	1
番号案内	GC接続	ZA内		2,848	31
		ZA内（代表GC経由）		302	3
	IC接続	ZA内		2,552	28
	メタルIP接続	ZA内		1,485	16
合計				28,688	663

B. 機能ごとの経由回数

①番号案内サービス接続機能	②公衆電話発信機能
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
	1
1	0.0346
1	0.0346
1	
1	

Ⅹ．料金設定に使用する回線数

１．端末回線数等

・加入者回線算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分	a．2023年度稼動回線数	b．設備換算係数（注４）	c．保守換算係数（注５）	d＝a×b×c 換算後稼動回線数
加入者回線				
(1)　２線式・タイプ１−１　（注１）	23,048	1	1.00	23,048
(2)　２線式・タイプ１−２　（注２）	7,244,052	1	1.00	7,244,052
(3)　２線式・タイプ２　（注３）	178,203	1	1.03	183,549
(4)　４線式	7,881	2	1.03	16,235
(5)　メタルサービス小計	7,453,184	−	−	7,466,884
(6)　１芯式・タイプ１−１　（注１）	9,497	1	1.00	9,497
(7)　１芯式・タイプ１−２　（注２）	3,355,315	1	1.00	3,355,315
(8)　１芯式・タイプ２　（注３）	1,167,165	1	1.03	1,202,180
(9)　２芯式・タイプ１−１　（注１）	0	2	1.00	0
(10)　２芯式・タイプ１−２　（注２）	7,062	2	1.00	14,124
(11)　２芯式・タイプ２　（注３）	1,929	2	1.03	3,974
(12)　４芯式	0	4	1.03	0
(13)　光サービス小計	4,540,968	−	−	4,585,090
(14)　計　((5)+(13))	11,994,152	−	−	12,051,974
(13-2)　光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	4,540,968	−	1.00	4,549,959

（再掲）施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数	
(15)　メタルサービス・2線式	1,315,459
(16)　（再）メタルサービス・2線式（帯域透過端末回線除き）	673,068
(17)　光サービス	4,535,494
(18)　計　((15)+(17))	5,850,953

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数				
(19)　局外RT収容メタル回線数	−	−	−	554,540
(20)　メタル設備のみを用いる加入者回線数	−	−	−	6,912,344
(21)　計　((19)+(20))	−	−	−	7,466,884
（再掲）メタルサービスの回線数内訳				
(22)　帯域透過端末回線数	−	−	−	642,431
(23)　上記以外のメタル回線数	−	−	−	6,824,453
(24)　計　((22)+(23))	−	−	−	7,466,884

・ＭＤＦ、ＦＴＭ算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分	a．2023年度稼動回線数	b．設備換算係数（注６）	c．保守換算係数（注５）	d＝a×b×c 換算後稼動回線数
加入者回線				
(25)　２線式・タイプ１−１　（注１）	23,048	1	1.00	23,048
(26)　２線式・タイプ１−２　（注２）	7,244,052	1	1.00	7,244,052
(27)　２線式・タイプ２　（注３）	178,203	1	1.03	183,549
(28)　４線式	7,881	2	1.03	16,235
(29)　追加ＭＤＦ・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
(30)　追加ＭＤＦ・タイプ１−２　（注２）	39,802	1	1.00	39,802
(31)　メタルサービス小計	7,492,986	−	−	7,506,686
(32)　１芯式・タイプ１−１　（注１）	9,497	1	1.00	9,497
(33)　１芯式・タイプ１−２　（注２）	3,355,315	1	1.00	3,355,315
(34)　１芯式・タイプ２　（注３）	1,167,165	1	1.03	1,202,180
(35)　２芯式・タイプ１−１　（注１）	171	2	1.00	342
(36)　２芯式・タイプ１−２　（注２）	7,062	2	1.00	14,124
(37)　２芯式・タイプ２　（注３）	1,929	2	1.03	3,974
(38)　４芯式	0	4	1.03	0
(39)　光サービス小計	4,541,139	−	−	4,585,432
(40)　計　((31)+(39))	12,034,125	−	−	12,092,118
(39-2)　光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	4,541,139	−	1.00	4,550,301

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数				
(41)　局外RT収容メタル回線数	−	−	−	554,540
(42)　メタル設備のみを用いる加入者回線数	−	−	−	6,952,146
(43)　計　((41)+(42))	−	−	−	7,506,686
（再掲）メタルサービスの回線数内訳				
(44)　帯域透過端末回線数	−	−	−	642,431
(45)　追加ＭＤＦ	−	−	−	39,802
(46)　上記以外のメタル回線数	−	−	−	6,824,453
(47)　計　((44)+(45)+(46))	−	−	−	7,506,686

・ＯＣＵ算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分	a．2023年度稼動回線数	b．設備換算係数（注６）	c．保守換算係数（注５）	d＝a×b×c 換算後稼動回線数
OCU使用回線				
(48)　メタル回線数・タイプ1−1　（注1）	0	1	1.00	0
(49)　メタル回線数・タイプ1−2　（注2）	609,998	1	1.00	609,998
(50-1)　(再)ディジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1−2　（注2）	15,339	1	1.00	15,339
(50-2)　(再)ディジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1−2　（注2）	0	1	1.00	0
(51)　光回線数・タイプ1−1　（注1）	0	1	1.00	0
(52)　光回線数・タイプ1−2　（注2）	6,544	1	1.00	6,544
(53)　計　((48)+(49)+(51)+(52))	616,542	−	−	616,542

・回線管理運営機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
回線管理運営機能対応回線数		
	(54)　電話等	6,509,589
	(56)　ラインシェアリング・相互接続回線	35,574
	(57)　ドライカッパ・相互接続回線	641,692
	(58)　光ファイバ・相互接続回線	2,802,737
	(59)　特定光信号端末回線・相互接続回線	84,863
	(60)　上記以外の回線数	12,887,544
	(61)　計　((54)+(56)+(57)+(58)+(59)+(60))	22,961,999
	(62)　（再）相互接続回線（特定光信号端末回線除き）　((56)+(57)+(58))	3,480,003
	(63)　（再）相互接続回線（特定光信号端末回線・ラインシェアリング除き）　((57)+(58))	3,444,429

・ＤＳＬ回線故障対応機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
故障対応回線数		
	(64)　メタル設備のみを用いる加入者回線数	6,899,077
	(65)　ＤＳＬ回線故障対応機能契約数	3,225
	(66)　計　((64)+(65))	6,902,302

・公衆電話機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
公衆電話回線		
	(67-1)　アナログ公衆電話(下記以外)	41,711
	(67-2)　アナログ公衆電話(特設公衆電話)	51,471
	(68-1)　ディジタル公衆電話(下記以外)	15,675
	(68-2)　ディジタル公衆電話(特設公衆電話)	0
	(69-1)　計 ((67-1)+(67-2)+(68-1)+(68-2))	108,857
	(69-2)　(再)公衆電話回線(特設公衆除き) ((67-1)+(68-1))	57,386
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数		
	(70)　アナログ回線数(加入電話･アナログ公衆電話)	6,000,880
	(71)　ディジタル回線数(INS64･ディジタル公衆電話･PHS基地局回線)	609,998
	(72)　計 ((70)+(71))	6,610,878

・光信号伝送装置（PON）算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号伝送装置（PON）					
	(74)　1Gbit/sタイプ　・タイプ１－１　（注１）	0	1	1.00	0
	(75)　1Gbit/sタイプ　・タイプ１－２　（注２）	966,029	1	1.00	966,029
	(76)　1Gbit/sタイプ　・タイプ２　（注３）	22,664	1	1.03	23,344
	(77)　1Gbit/sタイプ　　小計	988,693	－	－	989,373

・局外スプリッタ算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局外スプリッタ					
	(78)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１－１　（注１）	3	1	1.00	3
	(79)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１－２　（注２）	2,635,817	1	1.00	2,635,817
	(80)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ２　（注３）	75,132	1	1.03	77,386
	(81)　局外スプリッタ（８分岐）小計	2,710,952	－	－	2,713,206

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）					
	(82)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1　（注１）	0	1	1.00	0
	(83)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2　（注２）	66,434	1	1.00	66,434
	(84)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2　（注３）	620	1	1.03	639
	(85)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	67,054	－	－	67,073
	(90)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ1-1　（注１）	0	1	1.00	0
	(91)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ1-2　（注２）	221,307	1	1.00	221,307
	(92)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ2　（注３）	2,062	1	1.03	2,124
	(93)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）小計	223,369	－	－	223,431

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局内スプリッタ					
	(94)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ1-1　（注１）	0	1	1.00	0
	(95)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ1-2　（注２）	673,881	1	1.00	673,881
	(96)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ2　（注３）	17,868	1	1.03	18,404
	(97)　局内スプリッタ（４分岐）小計	691,749	－	－	692,285
	(98)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ1-1　（注１）	0	1	1.00	0
	(99)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ1-2　（注２）	2,782	1	1.00	2,782
	(100)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ2　（注３）	1,952	1	1.03	2,011
	(101)　局内スプリッタ（８分岐）小計	4,734	－	－	4,793

（注）１　タイプ１－１：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　２　タイプ１－２：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　３　タイプ２：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
　　４　使用するケーブル対数･芯数をもとに設備換算係数を設定した。
　　５　保守換算係数はⅩⅢの保守換算係数の３．③より。
　　６　使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

２．機能別回線数

機能別回線数は、Ａ．2023年度のサービス別契約回線数実績にＢ．機能ごとの速度換算係数・保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。

※但し、専用加入者線装置モジュールについては、機能ごとの保守換算係数及び、経由回数を乗じて算定した。
回線距離については、2023年度のサービス別契約回線延べ距離に機能ごとの速度換算係数及び、保守換算係数を乗じて算定した。

機能別回線数　（単位：回線）　（単位：ｋｍ）

区　分		回線数	回線距離
専用加入者線装置モジュール（ＳＬＭ）	(1)一般専用（50bit/s）	4,132	---
	(2)一般専用（50bit/sを除く）及び、高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sを除くエコノミークラス）	154,149	---
	(3)高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）	4	---
	(4)高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラスを除く）	206	---
	(5)主配線盤～専用加入者線装置モジュール	167,893	---
	(6)専用回線管理運営費対応回線数（契約回線数）	96,474	---
専用加入者線装置モジュール（ＳＬＭ）～専用線ノード装置（ＣＮＥ）伝送路	(7)一般専用（50bit/s）	4,132	---
	(8)一般専用（50bit/sを除く）、高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラス6.0Mbit/sを除く）及び、中継伝送専用機能（ＭＡ内伝送路）	160,622	---
	(9)高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）	276	---
専用線ノード装置（ＣＮＥ）	(10)一般専用（50bit/s）	2,258	---
	(11)一般専用（50bit/sを除く）及び、高速ディジタル伝送・高速品目（1.5,6.0Mbit/sを除くエコノミークラス）	74,938	---
	(12)高速ディジタル伝送・高速品目（1.5Mbit/sエコノミークラス）	4,256	---
	(13)高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）	138	---
	(14)高速ディジタル伝送・高速品目（エコノミークラスを除く）	1,336	---
専用線ノード装置（ＣＮＥ）～専用線ノード装置（ＣＮＥ）及び、専用線ノード装置（ＣＮＥ）～相互接続点（ＰＯＩ）伝送路	(15)一般専用（50bit/s）	192	4,797
	(16)一般専用（50bit/sを除く）、高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラスを除く）及び、中継伝送専用機能（ＭＡ間伝送路）	20,361	645,256
	(17)高速ディジタル伝送・高速品目（6.0Mbit/sエコノミークラス）	0	0
	(18)接続装置	48,478	---

Ａ．2023年度のサービス別契約回線数実績

サービス	品目	グレード	専用線形態		①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
一般専用・無線専用	音声伝送		区域内専用	同一収容	13,185	0
				異収容	11,559	0
			分岐回線		24	0
			県内市外専用		853	21,281
			県間・接続専用	区域内	450	0
				区域外	104	3,577
	音楽放送		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	3.4kHz		区域内専用	同一収容	16,755	0
				異収容	32,581	0
			分岐回線		7	0
			県内市外専用		5,871	101,362
			県間・接続専用	区域内	364	0
				区域外	203	11,244
	3.4kHz(S)		区域内専用	同一収容	149	0
				異収容	343	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		44	1,287
			県間・接続専用	区域内	16	0
				区域外	13	473
	48kHz		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	50b/s		区域内専用	同一収容	3,614	0
				異収容	1,768	0
			分岐回線		6	0
			県内市外専用		168	3,835
			県間・接続専用	区域内	7	0
				区域外	13	690
	2400b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	4800b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	9600b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	100b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	200b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態		①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	300b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	1200b/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	48kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
高速ディジタル伝送	64kb/s		区域内専用	同一収容	6	0
				異収容	16	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		6	234
			県間・接続専用	区域内	8	0
				区域外	10	139
	64kb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	73	0
				区域外	5	121
	64kb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	107	0
				異収容	206	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		81	2,636
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	320
	64kb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	329	0
				異収容	1,270	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		657	27,170
			県間・接続専用	区域内	1,396	0
				区域外	1,063	57,113
	128kb/s		区域内専用	同一収容	2	0
				異収容	7	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		11	454
			県間・接続専用	区域内	3	0
				区域外	1	6
	128kb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	18	0
				区域外	8	269
	128kb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	49	0
				異収容	139	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		23	427
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	128kb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	169	0
				異収容	472	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		209	13,456
			県間・接続専用	区域内	876	0
				区域外	612	43,148
	192kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	2	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		3	87
			県間・接続専用	区域内	3	0
				区域外	5	252

サービス	品目	グレード	専用線形態		①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	256kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	1	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		1	20
			県間・接続専用	区域内	1	0
				区域外	1	20
	384kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	512kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	768kb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	1	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	1	0
				区域外	2	94
	1Mb/s		区域内専用	同一収容	1	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		3	197
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	7	183
	1.5Mb/s		区域内専用	同一収容	1	0
				異収容	6	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		3	89
			県間・接続専用	区域内	3	0
				区域外	0	0
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	5	0
				区域外	1	19
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	4	0
				異収容	6	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	18	0
				異収容	35	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		20	899
			県間・接続専用	区域内	52	0
				区域外	7	209
	3Mb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	1	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	4.5Mb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	1	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		1	17
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態		①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	6Mb/s		区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		1	17
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	1	25
	6Mb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	6Mb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	0	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
	6Mb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	0	0
				異収容	2	0
			分岐回線		0	0
			県内市外専用		0	0
			県間・接続専用	区域内	0	0
				区域外	0	0
中継伝送専用機能	24ch		同一通信用建物内		4	0
			区域内回線		24	85
			区域外回線		42	1,277
	48ch		同一通信用建物内		2	29
			区域内回線		30	531
			区域外回線		39	1,051
	72ch		同一通信用建物内		5	0
			区域内回線		25	316
			区域外回線		12	329
	96ch		同一通信用建物内		14	106
			区域内回線		14	67
			区域外回線		9	159
	120ch		同一通信用建物内		10	0
			区域内回線		8	17
			区域外回線		2	37
	144ch		同一通信用建物内		9	0
			区域内回線		10	0
			区域外回線		2	25
	168ch		同一通信用建物内		3	0
			区域内回線		6	0
			区域外回線		3	32
	192ch		同一通信用建物内		4	0
			区域内回線		6	0
			区域外回線		1	11
	216ch		同一通信用建物内		4	0
			区域内回線		7	0
			区域外回線		1	18
	240ch		同一通信用建物内		5	0
			区域内回線		7	0
			区域外回線		1	10
	264ch		同一通信用建物内		3	0
			区域内回線		5	0
			区域外回線		1	14
	288ch		同一通信用建物内		5	0
			区域内回線		3	0
			区域外回線		2	14
	312ch		同一通信用建物内		0	0
			区域内回線		2	0
			区域外回線		0	0
	336ch		同一通信用建物内		1	0
			区域内回線		2	0
			区域外回線		1	16
	360ch		同一通信用建物内		1	0
			区域内回線		3	0
			区域外回線		0	0
	384ch		同一通信用建物内		0	0
			区域内回線		0	0
			区域外回線		0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	408ch		同一通信用建物内	1	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	432ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	456ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	480ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	1	0
			区域外回線	0	0
	504ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	1	0
			区域外回線	0	0
	528ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	1	0
			区域外回線	0	0
	552ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	576ch		同一通信用建物内	1	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	600ch		同一通信用建物内	1	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	624ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	648ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	672ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	1	0
			区域外回線	0	0
	696ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	720ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	744ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	768ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	792ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	816ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	840ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	864ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	888ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	912ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	936ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	960ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	984ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	1008ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1032ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1056ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1080ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1104ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1128ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1152ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1176ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1200ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1224ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1248ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1272ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1296ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1320ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1344ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1368ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1392ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1416ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1440ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1464ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1488ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1512ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1536ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1560ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1584ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	1608ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1632ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1656ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1680ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1704ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1728ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1752ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1776ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1800ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1824ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1848ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1872ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1896ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1920ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1944ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1968ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	1992ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2016ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2040ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2064ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2088ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2112ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2136ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2160ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2184ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	2208ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2232ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2256ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2280ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2304ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2328ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2352ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2376ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2400ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2424ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2448ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2472ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2496ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2520ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2544ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2568ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2592ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2616ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2640ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2664ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2688ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2712ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2736ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2760ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2784ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	2808ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2832ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2856ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2880ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2904ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2928ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2952ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	2976ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3000ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3024ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3048ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3072ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3096ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3120ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3144ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3168ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3192ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3216ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3240ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3264ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3288ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3312ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3336ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3360ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

サービス	品目	グレード	専用線形態	①契約回線数	②ＭＡ間回線距離
	3408ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3456ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3480ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3528ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3600ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3768ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3792ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3816ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	3840ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4008ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4056ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4080ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4128ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4152ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4224ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4560ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4704ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	4944ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	5136ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0
	7464ch		同一通信用建物内	0	0
			区域内回線	0	0
			区域外回線	0	0

B．機能ごとの速度換算係数、保守換算係数及び、経由回数

サービス	品目	グレード	専用線形態		③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
					MDF～SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）POI		MDF～SLM	SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）POI
一般専用・無線専用	音声伝送		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	1	1				
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	音楽放送		区域内専用	同一収容	1	1	1			1.06						
				異収容	1	1	1			1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1			1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1			1.06						
			県間・接続専用	区域内	1	1	1			1.06						
				区域外	1	1	1			1.06						
	3.4kHz		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	1	1				
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	3.4kHz(S)		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	1	1				
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	48kHz		区域内専用	同一収容	12	12	12	12	12	1.06	2	2	2	1		
				異収容	12	12	12	12	12	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		12	12	12	12	12	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		12	12	12	12	12	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	12	12	12	12	12	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	12	12	12	12	12	1.06	1	1	1	1	1	1
	50b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06						
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	2400b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	4800b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	9600b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	100b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	1	1				
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	200b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	300b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	1	1				
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	1200b/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	48kb/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態		③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
					MDF～SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI	MDF～SLM	SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI
高速ディジタル伝送	64kb/s		区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	64kb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.00	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.00	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.00						
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.00	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.00	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.00	1	1	1	1	1	1
	64kb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.02	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.02	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.02						
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.02	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.02	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.02	1	1	1	1	1	1
	64kb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
				異収容	1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		1	1	1	1	1	1.06						
			県内市外専用		1	1	1	1	1	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	1	1	1	1	1	1.06	1	1	1	1	1	1
	128kb/s		区域内専用	同一収容	2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	1		
				異収容	2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		2	2	2	2	2	1.06	1	1	1	1		
			県内市外専用		2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	2	2	2	2	2	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	2	2	2	2	2	1.06	1	1	1	1	1	1
	128kb/s	エコノミー（タイプ１－１）	区域内専用	同一収容	2	2	2	2	2	1.00	2	2	2	1		
				異収容	2	2	2	2	2	1.00	2	2	2	1		
			分岐回線		2	2	2	2	2	1.00						
			県内市外専用		2	2	2	2	2	1.00	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	2	2	2	2	2	1.00	1	1	1	1		1
				区域外	2	2	2	2	2	1.00	1	1	1	1	1	1
	128kb/s	エコノミー（タイプ１－２）	区域内専用	同一収容	2	2	2	2	2	1.02	2	2	2	1		
				異収容	2	2	2	2	2	1.02	2	2	2	1		
			分岐回線		2	2	2	2	2	1.02						
			県内市外専用		2	2	2	2	2	1.02	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	2	2	2	2	2	1.02	1	1	1	1		1
				区域外	2	2	2	2	2	1.02	1	1	1	1	1	1
	128kb/s	エコノミー（タイプ２）	区域内専用	同一収容	2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	1		
				異収容	2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		2	2	2	2	2	1.06						
			県内市外専用		2	2	2	2	2	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	2	2	2	2	2	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	2	2	2	2	2	1.06	1	1	1	1	1	1
	192kb/s		区域内専用	同一収容		3	3	3	3	1.06		2	2	1		
				異収容		3	3	3	3	1.06		2	2	1		
			分岐回線			3	3	3	3	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			3	3	3	3	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		3	3	3	3	1.06		1	1	1		1
				区域外		3	3	3	3	1.06		1	1	1	1	1
	256kb/s		区域内専用	同一収容		4	4	4	4	1.06		2	2	1		
				異収容		4	4	4	4	1.06		2	2	1		
			分岐回線			4	4	4	4	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			4	4	4	4	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		4	4	4	4	1.06		1	1	1		1
				区域外		4	4	4	4	1.06		1	1	1	1	1
	384kb/s		区域内専用	同一収容		6	6	6	6	1.06		2	2	1		
				異収容		6	6	6	6	1.06		2	2	1		
			分岐回線			6	6	6	6	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			6	6	6	6	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		6	6	6	6	1.06		1	1	1		1
				区域外		6	6	6	6	1.06		1	1	1	1	1
	512kb/s		区域内専用	同一収容		8	8	8	8	1.06		2	2	1		
				異収容		8	8	8	8	1.06		2	2	1		
			分岐回線			8	8	8	8	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			8	8	8	8	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		8	8	8	8	1.06		1	1	1		1
				区域外		8	8	8	8	1.06		1	1	1	1	1
	768kb/s		区域内専用	同一収容		12	12	12	12	1.06		2	2	1		
				異収容		12	12	12	12	1.06		2	2	1		
			分岐回線			12	12	12	12	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			12	12	12	12	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		12	12	12	12	1.06		1	1	1		1
				区域外		12	12	12	12	1.06		1	1	1	1	1
	1Mb/s		区域内専用	同一収容		18	18	18	18	1.06		2	2	1		
				異収容		18	18	18	18	1.06		2	2	1		
			分岐回線			18	18	18	18	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			18	18	18	18	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		18	18	18	18	1.06		1	1	1		1
				区域外		18	18	18	18	1.06		1	1	1	1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態		③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
					MDF-SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-CNE	CNE-SPOI	CNE-SPOI（接続装置）	MDF-SLM	SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-SPOI	CNE-SPOI（接続装置）
	1.5Mb/s		区域内専用	同一収容		24	24	24	24	1.06		2	2	1		
				異収容		24	24	24	24	1.06		2	2	1		
			分岐回線			24	24	24	24	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			24	24	24	24	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		24	24	24	24	1.06		1	1	1		1
				区域外		24	24	24	24	1.06		1	1	1	1	1
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ1－1）	区域内専用	同一収容	24	24	24	24	24	1.00	2	2	2	1		
				異収容	24	24	24	24	24	1.00	2	2	2	1		
			分岐回線		24	24	24	24	24	1.00						
			県内市外専用		24	24	24	24	24	1.00	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	24	24	24	24	24	1.00	1	1	1	1		1
				区域外	24	24	24	24	24	1.00	1	1	1	1	1	1
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ1－2）	区域内専用	同一収容	24	24	24	24	24	1.02	2	2	2	1		
				異収容	24	24	24	24	24	1.02	2	2	2	1		
			分岐回線		24	24	24	24	24	1.02						
			県内市外専用		24	24	24	24	24	1.02	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	24	24	24	24	24	1.02	1	1	1	1		1
				区域外	24	24	24	24	24	1.02	1	1	1	1	1	1
	1.5Mb/s	エコノミー（タイプ2）	区域内専用	同一収容	24	24	24	24	24	1.06	2	2	2	1		
				異収容	24	24	24	24	24	1.06	2	2	2	1		
			分岐回線		24	24	24	24	24	1.06						
			県内市外専用		24	24	24	24	24	1.06	2	2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内	24	24	24	24	24	1.06	1	1	1	1		1
				区域外	24	24	24	24	24	1.06	1	1	1	1	1	1
	3Mb/s		区域内専用	同一収容		38	38	38	38	1.06		2	2	1		
				異収容		38	38	38	38	1.06		2	2	1		
			分岐回線			38	38	38	38	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			38	38	38	38	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		38	38	38	38	1.06		1	1	1		1
				区域外		38	38	38	38	1.06		1	1	1	1	1
	4.5Mb/s		区域内専用	同一収容		51	51	51	51	1.06		2	2	1		
				異収容		51	51	51	51	1.06		2	2	1		
			分岐回線			51	51	51	51	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			51	51	51	51	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		51	51	51	51	1.06		1	1	1		1
				区域外		51	51	51	51	1.06		1	1	1	1	1
	6Mb/s		区域内専用	同一収容		65	65	65	65	1.06		2	2	1		
				異収容		65	65	65	65	1.06		2	2	1		
			分岐回線			65	65	65	65	1.06		1	1	1		
			県内市外専用			65	65	65	65	1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		65	65	65	65	1.06		1	1	1		1
				区域外		65	65	65	65	1.06		1	1	1	1	1
	6Mb/s	エコノミー（タイプ1－1）	区域内専用	同一収容		65	65	65		1.00		1				
				異収容		65	65	65		1.00		2	2	1		
			分岐回線			65	65	65		1.00						
			県内市外専用			65	65	65		1.00		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		65	65	65		1.00		1	1	1		
				区域外		65	65	65		1.00		1	1	1	1	
	6Mb/s	エコノミー（タイプ1－2）	区域内専用	同一収容		65	65	65		1.02		1				
				異収容		65	65	65		1.02		2	2	1		
			分岐回線			65	65	65		1.02						
			県内市外専用			65	65	65		1.02		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		65	65	65		1.02		1	1	1		
				区域外		65	65	65		1.02		1	1	1	1	
	6Mb/s	エコノミー（タイプ2）	区域内専用	同一収容		65	65	65		1.06		1				
				異収容		65	65	65		1.06		2	2	1		
			分岐回線			65	65	65		1.06						
			県内市外専用			65	65	65		1.06		2	2	2	1	
			県間・接続専用	区域内		65	65	65		1.06		1	1	1		
				区域外		65	65	65		1.06		1	1	1	1	
中継伝送専用機能	24ch		同一通信用建物内			24		24	24	1.06						1
			区域内回線			24		24	24	1.06			1			1
			区域外回線			24		24	24	1.06			1		1	1
	48ch		同一通信用建物内			48		48	48	1.06						1
			区域内回線			48		48	48	1.06			1			1
			区域外回線			48		48	48	1.06			1		1	1
	72ch		同一通信用建物内			72		72	72	1.06						1
			区域内回線			72		72	72	1.06			1			1
			区域外回線			72		72	72	1.06			1		1	1
	96ch		同一通信用建物内			96		96	96	1.06						1
			区域内回線			96		96	96	1.06			1			1
			区域外回線			96		96	96	1.06			1		1	1
	120ch		同一通信用建物内			120		120	120	1.06						1
			区域内回線			120		120	120	1.06			1			1
			区域外回線			120		120	120	1.06			1		1	1
	144ch		同一通信用建物内			144		144	144	1.06						1
			区域内回線			144		144	144	1.06			1			1
			区域外回線			144		144	144	1.06			1		1	1
	168ch		同一通信用建物内			168		168	168	1.06						1
			区域内回線			168		168	168	1.06			1			1
			区域外回線			168		168	168	1.06			1		1	1
	192ch		同一通信用建物内			192		192	192	1.06						1
			区域内回線			192		192	192	1.06			1			1
			区域外回線			192		192	192	1.06			1		1	1
	216ch		同一通信用建物内			216		216	216	1.06						1
			区域内回線			216		216	216	1.06			1			1
			区域外回線			216		216	216	1.06			1		1	1
	240ch		同一通信用建物内			240		240	240	1.06						1
			区域内回線			240		240	240	1.06			1			1
			区域外回線			240		240	240	1.06			1		1	1
	264ch		同一通信用建物内			264		264	264	1.06						1
			区域内回線			264		264	264	1.06			1			1
			区域外回線			264		264	264	1.06			1		1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数						④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDF～SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI		MDF～SLM	SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI
	288ch		同一通信用建物内		288		288	288	288	1.06						1
			区域内回線		288		288	288	288	1.06			1			1
			区域外回線		288		288	288	288	1.06			1		1	1
	312ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	336ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	360ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	384ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	408ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	432ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	456ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	480ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	504ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	528ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	552ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	576ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	600ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	624ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	648ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	672ch		同一通信用建物内		289		289	289	289	1.06						1
			区域内回線		289		289	289	289	1.06			1			1
			区域外回線		289		289	289	289	1.06			1		1	1
	696ch		同一通信用建物内		313		313	313	313	1.06						1
			区域内回線		313		313	313	313	1.06			1			1
			区域外回線		313		313	313	313	1.06			1		1	1
	720ch		同一通信用建物内		337		337	337	337	1.06						1
			区域内回線		337		337	337	337	1.06			1			1
			区域外回線		337		337	337	337	1.06			1		1	1
	744ch		同一通信用建物内		361		361	361	361	1.06						1
			区域内回線		361		361	361	361	1.06			1			1
			区域外回線		361		361	361	361	1.06			1		1	1
	768ch		同一通信用建物内		385		385	385	385	1.06						1
			区域内回線		385		385	385	385	1.06			1			1
			区域外回線		385		385	385	385	1.06			1		1	1
	792ch		同一通信用建物内		409		409	409	409	1.06						1
			区域内回線		409		409	409	409	1.06			1			1
			区域外回線		409		409	409	409	1.06			1		1	1
	816ch		同一通信用建物内		433		433	433	433	1.06						1
			区域内回線		433		433	433	433	1.06			1			1
			区域外回線		433		433	433	433	1.06			1		1	1
	840ch		同一通信用建物内		457		457	457	457	1.06						1
			区域内回線		457		457	457	457	1.06			1			1
			区域外回線		457		457	457	457	1.06			1		1	1
	864ch		同一通信用建物内		481		481	481	481	1.06						1
			区域内回線		481		481	481	481	1.06			1			1
			区域外回線		481		481	481	481	1.06			1		1	1
	888ch		同一通信用建物内		490		490	490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	490	1.06			1		1	1
	912ch		同一通信用建物内		490		490	490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	490	1.06			1		1	1
	936ch		同一通信用建物内		490		490	490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	490	1.06			1		1	1
	960ch		同一通信用建物内		490		490	490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	490	1.06			1		1	1
	984ch		同一通信用建物内		490		490	490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	490	1.06			1		1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数						④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDF～SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～POI（接続装置）		MDF～SLM	SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～POI（接続装置）
	1008ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1032ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1056ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1080ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1104ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1128ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1152ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1176ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1200ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1224ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1248ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1272ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1296ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1320ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1344ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1368ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1392ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1416ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1440ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1464ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1488ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1512ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1536ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1560ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1584ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1608ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1632ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1656ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1
	1680ch		同一通信用建物内		490		490	490		1.06							1
			区域内回線		490		490	490		1.06			1				1
			区域外回線		490		490	490		1.06			1			1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDF～SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI	MDF～SLM	SLM	SLM～CNE	CNE	CNE～CNE	CNE～POI	CNE～（接続装置）～POI
	1704ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1728ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1752ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1776ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1800ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1824ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1848ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1872ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1896ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1920ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1944ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1968ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	1992ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	2016ch		同一通信用建物内		490		490	490	1.06						1
			区域内回線		490		490	490	1.06			1			1
			区域外回線		490		490	490	1.06			1		1	1
	2040ch		同一通信用建物内		514		514	514	1.06						1
			区域内回線		514		514	514	1.06			1			1
			区域外回線		514		514	514	1.06			1		1	1
	2064ch		同一通信用建物内		538		538	538	1.06						1
			区域内回線		538		538	538	1.06			1			1
			区域外回線		538		538	538	1.06			1		1	1
	2088ch		同一通信用建物内		562		562	562	1.06						1
			区域内回線		562		562	562	1.06			1			1
			区域外回線		562		562	562	1.06			1		1	1
	2112ch		同一通信用建物内		586		586	586	1.06						1
			区域内回線		586		586	586	1.06			1			1
			区域外回線		586		586	586	1.06			1		1	1
	2136ch		同一通信用建物内		610		610	610	1.06						1
			区域内回線		610		610	610	1.06			1			1
			区域外回線		610		610	610	1.06			1		1	1
	2160ch		同一通信用建物内		634		634	634	1.06						1
			区域内回線		634		634	634	1.06			1			1
			区域外回線		634		634	634	1.06			1		1	1
	2184ch		同一通信用建物内		658		658	658	1.06						1
			区域内回線		658		658	658	1.06			1			1
			区域外回線		658		658	658	1.06			1		1	1
	2208ch		同一通信用建物内		682		682	682	1.06						1
			区域内回線		682		682	682	1.06			1			1
			区域外回線		682		682	682	1.06			1		1	1
	2232ch		同一通信用建物内		706		706	706	1.06						1
			区域内回線		706		706	706	1.06			1			1
			区域外回線		706		706	706	1.06			1		1	1
	2256ch		同一通信用建物内		730		730	730	1.06						1
			区域内回線		730		730	730	1.06			1			1
			区域外回線		730		730	730	1.06			1		1	1
	2280ch		同一通信用建物内		754		754	754	1.06						1
			区域内回線		754		754	754	1.06			1			1
			区域外回線		754		754	754	1.06			1		1	1
	2304ch		同一通信用建物内		778		778	778	1.06						1
			区域内回線		778		778	778	1.06			1			1
			区域外回線		778		778	778	1.06			1		1	1
	2328ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06						1
			区域内回線		779		779	779	1.06			1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06			1		1	1
	2352ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06						1
			区域内回線		779		779	779	1.06			1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06			1		1	1
	2376ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06						1
			区域内回線		779		779	779	1.06			1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06			1		1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数						④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDF-SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-CNE	CNE-POI	CNE-POI（接続装置）		MDF-SLM	SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-POI	CNE-POI（接続装置）
	2400ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06						1	
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2424ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2448ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2472ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2496ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2520ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2544ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2568ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2592ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2616ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2640ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2664ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2688ch		同一通信用建物内		779		779	779	1.06							1
			区域内回線		779		779	779	1.06				1			1
			区域外回線		779		779	779	1.06				1		1	1
	2712ch		同一通信用建物内		803		803	803	1.06							1
			区域内回線		803		803	803	1.06				1			1
			区域外回線		803		803	803	1.06				1		1	1
	2736ch		同一通信用建物内		827		827	827	1.06							1
			区域内回線		827		827	827	1.06				1			1
			区域外回線		827		827	827	1.06				1		1	1
	2760ch		同一通信用建物内		851		851	851	1.06							1
			区域内回線		851		851	851	1.06				1			1
			区域外回線		851		851	851	1.06				1		1	1
	2784ch		同一通信用建物内		875		875	875	1.06							1
			区域内回線		875		875	875	1.06				1			1
			区域外回線		875		875	875	1.06				1		1	1
	2808ch		同一通信用建物内		899		899	899	1.06							1
			区域内回線		899		899	899	1.06				1			1
			区域外回線		899		899	899	1.06				1		1	1
	2832ch		同一通信用建物内		923		923	923	1.06							1
			区域内回線		923		923	923	1.06				1			1
			区域外回線		923		923	923	1.06				1		1	1
	2856ch		同一通信用建物内		947		947	947	1.06							1
			区域内回線		947		947	947	1.06				1			1
			区域外回線		947		947	947	1.06				1		1	1
	2880ch		同一通信用建物内		971		971	971	1.06							1
			区域内回線		971		971	971	1.06				1			1
			区域外回線		971		971	971	1.06				1		1	1
	2904ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	2928ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	2952ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	2976ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3000ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3024ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3048ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3072ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3096ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1
	3120ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06							1
			区域内回線		980		980	980	1.06				1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06				1		1	1

サービス	品目	グレード	専用線形態	③速度換算係数					④保守換算係数	⑤アンバンドル別経由回数					
				MDF-SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-CNE	CNE-POI	CNE-POI（接続装置）	MDF-SLM	SLM	SLM-CNE	CNE	CNE-CNE	CNE-POI	CNE-POI（接続装置）
	3144ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3168ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3192ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3216ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3240ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3264ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3288ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3312ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3336ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3360ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3408ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3456ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3480ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3528ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3600ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3768ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3792ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3816ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	3840ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	4008ch		同一通信用建物内		980		980	980	1.06						1
			区域内回線		980		980	980	1.06			1			1
			区域外回線		980		980	980	1.06			1		1	1
	4056ch		同一通信用建物内		1,004		1,004	1,004	1.06						1
			区域内回線		1,004		1,004	1,004	1.06			1			1
			区域外回線		1,004		1,004	1,004	1.06			1		1	1
	4080ch		同一通信用建物内		1,028		1,028	1,028	1.06						1
			区域内回線		1,028		1,028	1,028	1.06			1			1
			区域外回線		1,028		1,028	1,028	1.06			1		1	1
	4128ch		同一通信用建物内		1,076		1,076	1,076	1.06						1
			区域内回線		1,076		1,076	1,076	1.06			1			1
			区域外回線		1,076		1,076	1,076	1.06			1		1	1
	4152ch		同一通信用建物内		1,100		1,100	1,100	1.06						1
			区域内回線		1,100		1,100	1,100	1.06			1			1
			区域外回線		1,100		1,100	1,100	1.06			1		1	1
	4224ch		同一通信用建物内		1,172		1,172	1,172	1.06						1
			区域内回線		1,172		1,172	1,172	1.06			1			1
			区域外回線		1,172		1,172	1,172	1.06			1		1	1
	4560ch		同一通信用建物内		1,269		1,269	1,269	1.06						1
			区域内回線		1,269		1,269	1,269	1.06			1			1
			区域外回線		1,269		1,269	1,269	1.06			1		1	1
	4704ch		同一通信用建物内		1,269		1,269	1,269	1.06						1
			区域内回線		1,269		1,269	1,269	1.06			1			1
			区域外回線		1,269		1,269	1,269	1.06			1		1	1
	4944ch		同一通信用建物内		1,470		1,470	1,470	1.06						1
			区域内回線		1,470		1,470	1,470	1.06			1			1
			区域外回線		1,470		1,470	1,470	1.06			1		1	1
	5136ch		同一通信用建物内		1,470		1,470	1,470	1.06						1
			区域内回線		1,470		1,470	1,470	1.06			1			1
			区域外回線		1,470		1,470	1,470	1.06			1		1	1
	7464ch		同一通信用建物内		1,960		1,960	1,960	1.06						1
			区域内回線		1,960		1,960	1,960	1.06			1			1
			区域外回線		1,960		1,960	1,960	1.06			1		1	1

ＸＩ.料金設定に使用する回数比例コストと時間比例コストの比率

1.伝送路

伝送路については、通信中保持される設備のため、すべて時間比例とする。

2.交換機

交換機については、２０２３年度末の取得固定資産価額により、以下のとおり算定する。

（単位：億円）

(1)ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ市内交換機（ＧＣ、ＩＳＭ）

区分	①通信回数に比例する設備 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ交換機の中央処理装置、試験装置架等	②通信時間に比例する設備 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ交換機の通話路装置等	③左記以外の設備 ―	①＋②
固定資産価額	100	705	4,042	805
比率	0.1244	0.8756	―	1.0000

(2)ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ市外交換機（ＧＭＣ、ＺＣ）

区分	①通信回数に比例する設備 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ交換機の中央処理装置、試験装置架等	②通信時間に比例する設備 ﾃﾞｨｼﾞﾀﾙ交換機の通話路装置、ﾄﾗﾝｸ架等	③左記以外の設備 ―	①＋②
固定資産価額	28	65	58	93
比率	0.2986	0.7014	―	1.0000

3.信号網

信号網については、呼の設定および解放に使用する設備のため、すべて回数比例とする。

ＸⅡ．料金設定に使用する回線比例コストと回線距離比例コストの比率

専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路及び、専用線ノード装置～相互接続点伝送路については、２０２３年度末の当該設備区分の取得固定資産価額により、以下のとおり算定した。

（百万円）

区分	①回線数に比例する設備	②回線距離に比例する設備	③左記以外の設備	①＋②
	伝送・無線機械設備	線路・土木設備	－	
固定資産価額	6,215	37,865	5,960	44,080
比率	0.1410	0.8590	－	1.0000

（注）接続装置見合いの資産は含んでいない。

ＸⅢ.料金設定に使用する保守換算係数

１．　Ⅱ-6　通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.450
b.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.670
c.タイプ2（全日・全時間帯）	1.010
d.平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	10.0
b.その他のコストの割合	90.0
c.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.02	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.06	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）

２．　網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.942
b.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.974
c.タイプ2（全日・全時間帯）	1.386
d.平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
a.故障修理関連コストの割合	6.6
b.その他のコストの割合	93.4
c.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1（平日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ａ+②ｂ）/②ｃ
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/②ｃ
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/②ｃ

３．　１，２以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
ａ.タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.942
ｂ.タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.974
ｃ.タイプ2（全日・全時間帯）	1.386
ｄ.平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
ａ.故障修理関連コストの割合	6.6
ｂ.その他のコストの割合	93.4
ｃ.計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）／（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）／（②ａ×①ａ+②ｂ）

ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率

（単位：百万円）

	2023年度	備考
①接続料の貸倒額	0	参考１. 設備区分別の費用明細表より
②接続料	114,894	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第１　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.00000%	①÷②

（別紙1）
加入者回線・主配線盤の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0	0	0	0
運用費	－	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比	68,561	2,238	66,323	1,998	1,651	3	1,648
共通費	・施設保全費支出額比	3,855	132	3,723	90	607	3	604
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	5,150	199	4,951	134	410	2	408
試験研究費	・取得資産額比	811	54	757	0	95	1	94
通信設備使用料	・取得資産額比	6	0	6	1	0	0	0
租税公課	・正味資産額比	14,419	983	13,436	4	375	2	373
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	16,125	1,063	15,062	26	973	7	966
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	5,327	280	5,047	0	147	1	146
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	585	34	551	0	13	0	13
合計	－	114,253	4,948	109,305	2,254	4,257	18	4,239

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙2）

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額		536	16	520	520	43,449	222	43,227
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	493	15	479	479	42,130	205	41,925
		正味価額		43	1	42	42	1,318	16	1,302
	市外機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額		1,069	0	1,069	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,030	0	1,030	0	0	0	0
		正味価額		39	0	39	0	0	0	0
	無線機械設備	取得価額		224	0	224	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	223	0	223	0	0	0	0
		正味価額		1	0	1	0	0	0	0
	電力設備	取得価額		1,984	110	1,874	257	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,485	83	1,402	192	0	0	0
		正味価額		499	28	471	65	0	0	0
	電話番号案内設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額		2,137	159	1,978	0	13	0	13
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,513	113	1,401	0	10	0	10
		正味価額		624	46	577	0	4	0	4
空中線設備		取得価額		17	0	17	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	13	0	13	0	0	0	0
		正味価額		4	0	4	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額		2,081,053	71,615	2,009,438	0	0	0	0
		減価償却累計額	直接賦課・芯線数比	1,846,326	59,493	1,786,833	0	0	0	0
		正味価額		234,727	12,122	222,605	0	0	0	0
	市外線路設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額		927,171	69,167	858,004	0	0	0	0
		減価償却累計額	管路ケーブル長比	774,829	57,804	717,025	0	0	0	0
		正味価額		152,342	11,363	140,979	0	0	0	0
海底線設備		取得価額		27	0	27	0	0	0	0
		減価償却累計額	直接賦課	25	0	25	0	0	0	0
		正味価額		2	0	2	0	0	0	0
建物		取得価額		53,460	1,930	51,530	14	52,902	246	52,655
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	41,531	1,499	40,032	11	41,116	191	40,924
		正味価額		11,929	431	11,498	3	11,786	55	11,731
構築物		取得価額		4,404	159	4,245	1	4,383	20	4,363
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	3,399	123	3,277	1	3,384	16	3,368
		正味価額		1,005	36	969	0	999	5	995
機械及び装置		取得価額		2,644	118	2,527	1	78	0	78
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	2,280	101	2,179	1	68	0	68
		正味価額		364	16	348	0	10	0	10
車両及び船舶		取得価額		313	8	304	0	2	0	2
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	291	8	283	0	2	0	2
		正味価額		21	1	21	0	0	0	0
工具、器具及び備品		取得価額		10,999	454	10,545	3	723	3	720
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	8,096	331	7,765	2	538	2	536
		正味価額		2,903	123	2,780	1	185	1	184
リース資産		取得価額		1,114	46	1,068	0	38	0	37
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	255	10	245	0	9	0	8
		正味価額		859	36	824	0	29	0	29
土地		取得価額		6,810	242	6,568	2	5,507	26	5,482
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		6,810	242	6,568	2	5,507	26	5,482
建設仮勘定		取得価額		5,723	345	5,378	1	19	0	19
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		5,723	345	5,378	1	19	0	19
無形固定資産		取得価額		60,087	4,011	56,076	15	844	4	840
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	50,124	3,438	46,686	13	602	3	599
		正味価額		9,963	574	9,389	3	242	1	241
合計		取得価額		3,159,771	148,381	3,011,391	815	107,958	522	107,436
		減価償却累計額	―	2,731,913	123,016	2,608,897	698	87,857	418	87,440
		正味価額		427,858	25,365	402,493	116	20,101	104	19,997

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙3）

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間	（再掲）土木設備	下部区間
営業費	－	0	0	0	0
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0
運用費	－	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの：故障修理件数比 ・線路設備（電柱・鉄塔）の保守に直接係るもの：個別把握し、直接賦課 ・線路設備（電柱・鉄塔以外）の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・地中設備の保守に直接係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：上記支出額比	66,323	26,394	5,363	39,929
共通費	・施設保全費支出額比	3,723	1,482	301	2,242
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	4,951	1,970	400	2,981
試験研究費	・取得資産額比	757	262	125	495
通信設備使用料	・取得資産額比	6	0	0	5
租税公課	・正味資産額比	13,436	7,557	5,072	5,879
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	15,062	8,366	5,614	6,696
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	5,047	1,691	1,135	3,356
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	551	165	111	386
合計	－	109,305	47,722	18,011	61,583

（別紙4）

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間
						（再掲）土木設備	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	520	269	129	251
		減価償却累計額		479	248	119	231
		正味価額		42	22	10	20
	市外機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,069	0	0	1,069
		減価償却累計額		1,030	0	0	1,030
		正味価額		39	0	0	39
	無線機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	224	0	0	224
		減価償却累計額		223	0	0	223
		正味価額		1	0	0	1
	電力設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,874	500	239	1,374
		減価償却累計額		1,402	374	179	1,028
		正味価額		471	126	60	346
	電話番号案内設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,978	1,970	944	8
		減価償却累計額		1,401	1,395	668	6
		正味価額		577	575	275	2
空中線設備		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	17	0	0	17
		減価償却累計額		13	0	0	13
		正味価額		4	0	0	4
通信衛星設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
端末設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課・芯線数比	2,009,438	933,219	0	1,076,219
		減価償却累計額		1,786,833	870,676	0	916,158
		正味価額		222,605	62,544	0	160,061
	市外線路設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
土木設備		取得価額	管路ケーブル長比	858,004	858,004	858,004	0
		減価償却累計額		717,025	717,025	717,025	0
		正味価額		140,979	140,979	140,979	0
海底線設備		取得価額	直接賦課	27	27	0	0
		減価償却累計額		25	25	0	0
		正味価額		2	2	0	0
建物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	51,530	25,438	12,185	26,091
		減価償却累計額		40,032	19,761	9,465	20,272
		正味価額		11,498	5,678	2,720	5,820
構築物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	4,245	2,095	1,004	2,150
		減価償却累計額		3,277	1,617	775	1,660
		正味価額		969	478	229	490
機械及び装置		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	2,527	1,566	750	960
		減価償却累計額		2,179	1,353	648	826
		正味価額		348	213	102	135
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	304	200	96	104
		減価償却累計額		283	186	89	97
		正味価額		21	14	7	7
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	10,545	5,462	2,616	5,083
		減価償却累計額		7,765	4,056	1,943	3,709
		正味価額		2,780	1,406	673	1,374
リース資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,068	607	291	461
		減価償却累計額		245	144	69	101
		正味価額		824	463	222	361
土地		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	6,568	3,360	1,610	3,208
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		6,568	3,360	1,610	3,208
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	5,378	3,041	1,457	2,337
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		5,378	3,041	1,457	2,337
無形固定資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	56,076	50,633	24,253	5,442
		減価償却累計額		46,686	43,141	20,665	3,545
		正味価額		9,389	7,492	3,589	1,897
合計		取得価額	―	3,011,391	1,886,393	903,577	1,124,998
		減価償却累計額		2,608,897	1,660,001	751,645	948,896
		正味価額		402,493	226,392	151,932	176,101

（別紙5）

中継伝送路に係る設備の費用明細表

（参考1）設備区分別の費用明細表及び（参考5）設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳）をもとに算定

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	中継伝送路に係る設備			
			土木設備	県間設備	その他
営業費	—	0	0	0	0
運用費	—	0	0	0	0
施設保全費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：支出額比	7,932	576	250	7,106
共通費	・支出額比	1,724	57	75	1,592
管理費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：支出額比	2,273	141	86	2,046
試験研究費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：支出額比	4,471	395	213	3,863
通信設備使用料	・取得資産額比	1,528	480	5	1,043
租税公課	・正味資産額比	2,804	1,192	94	1,518
減価償却費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	15,797	1,059	1,271	13,467
固定資産除却費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	1,089	110	26	953
（再）除却損	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	98	14	3	81
合計	――――	37,618	4,010	2,020	31,588

※ 費用は（参考1）「設備区分別の費用明細表」における、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）、（参考5）「設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳）」における、伝送路の合計。

（別紙6）

中継伝送路に係る設備の固定資産明細表

（参考2）設備区分別固定資産明細表及び（参考6）設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備の内訳）をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	中継伝送路に係る設備			
					土木設備	県間設備	その他
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	直接賦課	6	0	0	6
		減価償却累計額		5	0	0	5
		正味価額		0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	直接賦課	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	直接賦課	220,371	0	10,831	209,540
		減価償却累計額		161,935	0	4,842	157,093
		正味価額		58,435	0	5,989	52,446
	無線機械設備	取得価額	直接賦課	3,430	0	0	3,430
		減価償却累計額		3,076	0	0	3,076
		正味価額		354	0	0	354
	電力設備	取得価額	直接賦課	93,219	0	4,458	88,761
		減価償却累計額		69,769	0	3,337	66,432
		正味価額		23,451	0	1,121	22,330
	電話番号案内設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比	1,947	0	82	1,865
		減価償却累計額		1,373	0	58	1,315
		正味価額		573	0	24	549
空中線設備		取得価額	直接賦課	11,154	0	0	11,154
		減価償却累計額		9,692	0	0	9,692
		正味価額		1,463	0	0	1,463
通信衛星設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
端末設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課	69,645	0	858	68,787
		減価償却累計額		65,031	0	797	64,234
		正味価額		4,614	0	61	4,553
	市外線路設備	取得価額	直接賦課	15,936	0	307	15,629
		減価償却累計額		15,105	0	291	14,814
		正味価額		831	0	16	815
土木設備		取得価額	直接賦課	111,594	109,890	1,704	0
		減価償却累計額		94,435	92,991	1,444	0
		正味価額		17,160	16,900	260	0
海底線設備		取得価額	直接賦課	1,708	0	28	1,680
		減価償却累計額		1,637	0	27	1,610
		正味価額		71	0	1	70
建物		取得価額	通信用建物に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	121,532	8,304	5,664	107,564
		減価償却累計額		94,539	6,743	4,407	83,389
		正味価額		26,992	1,561	1,257	24,174
構築物		取得価額	取得資産額比	9,611	1,511	448	7,652
		減価償却累計額		7,417	1,166	346	5,905
		正味価額		2,192	345	102	1,745
機械及び装置		取得価額	取得資産額比	453	87	14	352
		減価償却累計額		388	75	12	301
		正味価額		65	12	2	51
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比	80	16	2	62
		減価償却累計額		74	15	2	57
		正味価額		5	1	0	4
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比	4,232	768	160	3,304
		減価償却累計額		3,065	557	115	2,393
		正味価額		1,167	211	45	911
リース資産		取得価額	取得資産額比	3,751	80	176	3,495
		減価償却累計額		304	19	14	271
		正味価額		3,447	61	162	3,224
土地		取得価額	通信用土地に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	12,270	308	570	11,392
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		12,270	308	570	11,392
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比	1,386	242	53	1,091
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		1,386	242	53	1,091
無形固定資産		取得価額	交換・伝送・線路設備に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	12,529	6,295	371	5,863
		減価償却累計額		9,748	5,449	274	4,025
		正味価額		2,779	846	97	1,836
設備区分毎の固定資産合計		取得価額	――――――	694,853	127,502	25,727	541,624
		減価償却累計額		537,597	107,017	15,964	414,616
		正味価額		157,256	20,485	9,763	127,008

※資産は（参考2）「設備区分別固定資産明細表」における、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）、（参考6）「設備区分別資産明細表（一般第一種指定設備の内訳）」における、伝送路の合計。

（参考１）

設備区分別の費用明細表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	19,383	0	19,383	18,766	18,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,600	0	51,749	174,851	245,983
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-30	0	0	-30	-30
運用費	626	0	626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	0	12	3,688	4,326
施設保全費	228,989	58,475	170,514	69,405	739	68,666	1,651	39,660	422	3,059	23,511	9,981	670	2,854	1,558	379	586	130	117	218	409	387	6,219	395	568	3,706	536	62	0	0	5,592	0	6,805	153,490	67,238	86,252	0	382,479
共通費	23,018	5,586	17,432	4,700	824	3,876	607	3,349	383	56	3,231	1,160	152	330	404	87	51	50	45	24	3	27	1,643	134	70	459	54	6	0	0	824	0	908	75,927	4,118	17,148	54,661	98,945
管理費	31,121	5,637	25,485	6,896	1,725	5,171	410	5,830	277	6	3,367	1,078	124	659	468	102	55	34	30	27	30	74	1,744	0:00	83	888	133	7	335	2,462	624	0	1,286	48,115	3,477	14,650	29,988	79,236
試験研究費	23,458	8,145	15,313	822	0	822	95	4,422	136	24	1,930	1,208	63	654	1,092	225	27	19	17	23	3	23	3,479	387	68	823	89	4	0	0	372	0	825	9,659	1,249	1,839	6,571	33,117
通信設備使用料	4,279	765	3,513	11	0	11	0	12	0	0	609	240	52	1,409	36	12	9	15	13	457	4	47	90	0	16	499	55	2	0	0	4	0	1,488	488,660	1,060	72	487,528	492,939
租税公課	56,548	3,666	52,882	14,575	144	14,431	375	26,974	265	125	2,985	709	107	799	588	146	26	37	33	34	5	20	1,422	134	47	3,016	275	6	0	0	600	0	5,795	21,087	1,793	13,225	6,068	77,635
減価償却費	110,221	28,027	82,194	16,525	346	16,179	973	32,331	1,016	737	9,365	3,691	397	1,506	2,133	375	141	124	112	87	20	131	7,848	409	250	3,727	412	20	0	0	1,155	0	7,345	78,719	25,354	41,176	12,189	188,940
固定資産除却費	16,958	1,239	15,719	5,347	13	5,335	147	4,722	97	825	1,643	249	46	529	176	39	14	16	15	12	1	7	599	40	33	888	114	3	0	0	295	0	1,307	16,761	5,951	9,027	1,783	33,719
（再）除却損	2,308	263	2,045	589	3	586	13	859	8	87	110	25	4	39	18	4	1	1	1	1	0	4	50	4	2	108	11	0	0	0	118	0	192	3,116	1,130	1,816	170	5,424
合計	514,602	111,541	403,061	137,047	22,558	114,490	4,257	117,301	2,596	4,831	46,642	18,317	1,613	8,741	6,455	1,364	909	424	382	881	495	1,324	23,662	1,651	1,134	14,005	1,667	109	335	2,462	9,466	0	25,760	1,122,717	110,241	235,149	777,327	1,637,319

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目		設備区分等	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	22,188	0	22,188	0	0	0	0	0	0	22,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,188
		減価償却累計額	16,987	0	16,987	0	0	0	0	0	0	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,987
		正味価額	5,201	0	5,201	0	0	0	0	0	0	5,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,201
	市内機械設備	取得価額	491,957	2,418	489,540	3,837	0	3,837	43,449	239	31,744	14	383,625	29	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	23,755	1	0	3	0	899	0	0	1,940	0	0	1,105	1,105	0	0	493,062
		減価償却累計額	481,590	2,415	479,175	3,778	0	3,778	42,130	221	29,302	13	378,505	27	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	22,367	0	0	3	0	893	0	0	1,930	0	0	1,088	1,088	0	0	482,678
		正味価額	10,367	2	10,365	59	0	59	1,318	18	2,442	1	5,120	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	0	0	6	0	0	10	0	0	18	18	0	0	10,385
	市外機械設備	取得価額	15,070	0	15,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,568	0	0	2,183	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	110	0	0	15,180
		減価償却累計額	15,031	0	15,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,533	0	0	2,183	0	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	15,114
		正味価額	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	66
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	989	0	0	989
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395	395	0	0	395
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594	594	0	0	594
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		減価償却累計額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		減価償却累計額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	954,897	358,175	596,722	1,602	0	1,602	0	0	0	0	136,352	93,516	17,449	27,251	53,660	11,104	715	1,457	1,311	3,120	138	1,278	221,283	19,959	22,264	28,892	2,756	305	0	0	2,132	0	29,866	336,338	336,338	0	0	1,291,235
		減価償却累計額	814,173	262,968	551,205	1,519	0	1,519	0	0	0	0	129,023	86,680	17,324	25,772	50,100	10,743	585	1,419	1,274	3,031	120	772	200,156	19,743	21,834	26,502	2,507	284	0	0	899	0	27,281	257,644	257,644	0	0	1,071,816
		正味価額	140,725	95,207	45,517	82	0	82	0	0	0	0	7,329	6,836	125	1,478	3,560	361	129	38	38	89	18	507	21,127	216	430	2,390	249	21	0	0	1,233	0	2,585	78,694	78,694	0	0	219,419
	無線機械設備	取得価額	7,126	0	7,126	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	3,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,073	1,399	0	0	0	0	0	1,034	1,034	0	0	8,161
		減価償却累計額	6,313	0	6,313	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	3,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,140	0	0	0	0	0	972	972	0	0	7,285
		正味価額	813	0	813	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	258	0	0	0	0	0	63	63	0	0	876
	電力設備	取得価額	436,231	156,781	279,450	2,795	0	2,795	0	2,879	0	0	87,137	41,444	7,834	11,892	22,988	4,801	1,757	2,415	2,173	1,012	108	473	86,294	8,976	2,937	12,602	1,211	262	0	0	1,244	0	0	13,455	13,455	0	0	449,687
		減価償却累計額	326,516	117,363	209,153	2,092	0	2,092	0	2,155	0	0	65,224	31,026	5,864	8,899	17,207	3,593	1,315	1,807	1,626	757	80	354	64,572	6,716	2,198	9,431	906	196	0	0	931	0	0	10,067	10,067	0	0	336,582
		正味価額	109,716	39,418	70,298	703	0	703	0	724	0	0	21,913	10,419	1,969	2,993	5,782	1,208	442	607	547	255	27	119	21,722	2,260	739	3,171	305	66	0	0	313	0	0	3,389	3,389	0	0	113,105
	電話番号案内設備	取得価額	57	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
		減価償却累計額	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		正味価額	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	総合監視システム	取得価額	15,560	3,709	11,850	2,144	0	2,144	13	4,341	8	0	1,268	665	74	369	452	101	23	46	41	17	1	9	1,415	153	19	953	85	3	0	0	19	0	1,398	839	839	0	0	16,398
		減価償却累計額	11,000	2,623	8,376	1,518	0	1,518	10	3,069	5	0	897	471	52	261	318	71	16	33	29	12	1	6	998	108	13	674	60	2	0	0	13	0	987	592	592	0	0	11,592
		正味価額	4,560	1,086	3,474	626	0	626	4	1,272	2	0	372	195	22	108	133	30	7	13	12	5	0	3	417	45	6	280	25	1	0	0	6	0	411	247	247	0	0	4,807
空中線設備		取得価額	20,299	0	20,299	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	11,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,054	2,075	0	0	0	0	0	0	243	243	0	0	20,543
		減価償却累計額	17,632	0	17,632	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,125	1,802	0	0	0	0	0	0	221	221	0	0	17,853
		正味価額	2,667	0	2,667	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	928	273	0	0	0	0	0	0	22	22	0	0	2,690
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目	設備区分等	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,623	196,623	0	0	196,623
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180,910	180,910	0	0	180,910
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,712	15,712	0	0	15,712
線路設備	取得価額	4,535,032	22,851	4,512,181	2,081,053	0	2,081,053	0	2,179,422	0	0	47,462	0	0	36,319	10,475	3,481	0	0	0	979	21	107	0	0	0	143,053	12,829	105	0	0	357	0	242,089	91,434	91,434	0	0	4,626,466
市内線路設備	減価償却累計額	3,571,541	21,204	3,550,338	1,846,326	0	1,846,326	0	1,469,803	0	0	44,023	0	0	34,111	9,716	3,229	0	0	0	908	20	99	0	0	0	132,943	11,961	97	0	0	331	0	224,444	61,959	61,959	0	0	3,633,500
	正味価額	963,491	1,647	961,844	234,727	0	234,727	0	709,619	0	0	3,438	0	0	2,208	759	252	0	0	0	71	1	8	0	0	0	10,110	868	8	0	0	26	0	17,645	29,475	29,475	0	0	992,966
	取得価額	67,375	6,662	60,713	0	0	0	0	0	0	0	12,406	0	0	6,547	2,727	902	0	0	0	256	6	29	0	0	0	35,722	2,900	27	0	0	93	0	63,739	1,186	1,186	0	0	68,560
市外線路設備	減価償却累計額	63,846	6,310	57,536	0	0	0	0	0	0	0	11,754	0	0	6,211	2,584	855	0	0	0	242	5	27	0	0	0	33,849	2,749	26	0	0	88	0	60,370	1,121	1,121	0	0	64,967
	正味価額	3,529	352	3,177	0	0	0	0	0	0	0	652	0	0	336	143	47	0	0	0	13	0	2	0	0	0	1,873	151	1	0	0	5	0	3,369	64	64	0	0	3,593
土木設備	取得価額	3,276,680	41,895	3,234,785	927,171	0	927,171	0	1,885,756	0	0	83,713	0	0	51,248	18,451	6,122	0	0	0	1,726	37	191	0	0	0	245,027	20,650	185	0	0	629	0	433,771	5,514	5,514	0	0	3,282,194
	減価償却累計額	2,741,052	35,493	2,705,559	774,829	0	774,829	0	1,573,532	0	0	70,918	0	0	43,310	15,631	5,186	0	0	0	1,463	32	162	0	0	0	207,513	17,479	157	0	0	533	0	367,305	4,667	4,667	0	0	2,745,719
	正味価額	535,627	6,402	529,226	152,342	0	152,342	0	312,224	0	0	12,795	0	0	7,938	2,820	936	0	0	0	264	6	29	0	0	0	37,514	3,170	28	0	0	96	0	66,466	847	847	0	0	536,475
海底線設備	取得価額	8,172	758	7,414	27	0	27	0	0	0	0	1,598	0	0	598	352	117	0	0	0	33	1	4	0	0	0	4,452	336	4	0	0	12	0	8,105	41	41	0	0	8,214
	減価償却累計額	7,833	727	7,106	25	0	25	0	0	0	0	1,531	0	0	573	337	112	0	0	0	32	1	3	0	0	0	4,268	322	3	0	0	12	0	7,770	40	40	0	0	7,873
	正味価額	340	31	308	2	0	2	0	0	0	0	66	0	0	25	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	184	14	0	0	0	0	0	336	2	2	0	0	341
建物	取得価額	932,635	241,630	691,005	57,778	3,064	54,714	52,902	57,117	35,237	26	208,749	65,857	12,584	17,529	29,479	6,221	2,462	4,786	4,306	1,375	256	961	126,572	11,323	4,386	21,232	2,177	400	0	0	1,724	0	117,100	460,800	33,151	0	427,649	1,393,435
	減価償却累計額	725,137	187,879	537,258	44,873	2,366	42,506	41,116	44,306	27,388	19	162,380	51,236	9,795	13,626	22,935	4,840	1,915	3,726	3,353	1,070	198	746	98,461	8,807	3,413	16,504	1,692	311	0	0	1,341	0	91,094	349,628	25,780	0	323,848	1,074,764
	正味価額	207,498	53,752	153,747	12,905	698	12,207	11,786	12,811	7,848	6	46,369	14,621	2,789	3,902	6,544	1,382	546	1,060	954	305	58	215	28,111	2,516	973	4,729	485	89	0	0	383	0	26,006	111,172	7,371	0	103,801	318,670
構築物	取得価額	74,491	19,029	55,462	4,750	248	4,502	4,383	4,711	2,920	2	16,655	5,146	977	1,386	2,332	492	194	366	329	109	21	76	10,038	894	343	1,692	173	31	0	0	136	0	9,222	9,983	2,641	0	7,341	84,474
	減価償却累計額	57,489	14,683	42,807	3,666	191	3,475	3,384	3,636	2,254	2	12,852	3,971	754	1,070	1,799	380	150	283	254	84	16	59	7,750	691	264	1,306	133	24	0	0	105	0	7,117	7,701	2,039	0	5,662	65,190
	正味価額	17,002	4,346	12,656	1,084	57	1,027	999	1,075	666	0	3,803	1,176	223	316	532	112	44	83	75	25	5	17	2,288	203	78	386	39	7	0	0	31	0	2,105	2,282	603	0	1,679	19,284
機械及び装置	取得価額	9,972	1,632	8,339	2,752	102	2,650	78	3,330	39	17	814	290	27	144	91	23	17	4	4	9	5	10	284	24	22	387	38	2	0	0	6	0	722	3,475	1,032	0	2,443	13,447
	減価償却累計額	8,597	1,435	7,162	2,374	89	2,285	68	2,838	34	15	704	255	23	124	78	20	14	3	3	7	4	9	243	20	19	333	33	2	0	0	5	0	622	2,934	895	0	2,039	11,531
	正味価額	1,375	197	1,178	378	13	365	10	492	6	2	109	35	3	20	13	3	2	1	0	1	1	1	42	4	3	54	5	0	0	0	1	0	100	541	137	0	404	1,916
車両及び船舶	取得価額	1,676	858	817	317	4	313	2	121	0	0	127	136	7	31	16	5	2	1	1	1	2	3	36	3	1	18	2	0	0	0	1	0	101	309	309	0	0	1,984
	減価償却累計額	1,559	798	761	295	3	292	2	113	0	0	118	127	7	28	15	4	2	1	1	1	2	3	33	3	1	17	2	0	0	0	1	0	94	288	288	0	0	1,847
	正味価額	117	60	56	22	0	21	0	8	0	0	9	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	21	21	0	0	137
工具、器具及び備品	取得価額	70,754	18,788	51,966	13,673	2,628	11,046	723	19,791	425	21	6,429	3,186	232	1,141	897	204	117	52	47	55	85	197	3,371	312	147	1,386	196	16	0	0	58	0	5,124	67,801	11,445	0	56,356	138,555
	減価償却累計額	51,885	14,058	37,827	10,079	1,949	8,131	538	14,149	309	15	4,745	2,384	173	834	648	148	87	39	35	40	63	145	2,438	224	107	1,010	143	12	0	0	42	0	3,749	52,345	8,443	0	43,902	104,230
	正味価額	18,869	4,730	14,139	3,594	679	2,915	185	5,643	116	5	1,685	803	60	308	248	56	30	13	12	14	22	52	933	88	39	376	53	4	0	0	15	0	1,375	15,456	3,002	0	12,454	34,325
リース資産	取得価額	20,897	6,729	14,168	1,483	337	1,146	38	1,367	27	2	3,619	1,695	304	561	907	189	73	91	81	40	15	44	3,323	339	121	631	71	10	0	0	49	0	3,398	6,984	1,130	0	5,854	27,881
	減価償却累計額	2,230	635	1,595	333	76	257	9	293	6	0	309	143	22	59	70	15	6	6	6	3	3	7	253	25	10	70	9	1	0	0	4	0	294	1,516	195	0	1,321	3,746
	正味価額	18,667	6,094	12,573	1,150	261	889	29	1,073	21	1	3,310	1,552	281	502	837	174	67	84	76	37	12	37	3,070	314	111	561	62	9	0	0	46	0	3,103	5,468	935	0	4,533	24,135
土地	取得価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
建設仮勘定	取得価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
無形固定資産	取得価額	318,406	68,000	250,407	61,538	1,198	60,341	844	108,997	571	530	32,159	10,945	553	4,037	2,523	669	3,870	57	51	303	46	229	6,888	555	560	14,672	1,320	83	0	0	233	0	25,518	29,851	16,538	0	13,313	348,258
	減価償却累計額	262,630	53,017	209,614	50,982	649	50,332	602	93,645	415	361	26,299	8,679	434	3,283	1,930	524	3,760	42	38	248	30	170	4,868	384	391	12,539	1,114	68	0	0	187	0	20,933	18,294	11,377	0	6,918	280,924
	正味価額	55,776	14,983	40,793	10,557	549	10,008	242	15,352	156	169	5,860	2,266	120	753	593	145	110	15	13	56	16	58	2,021	172	169	2,133	206	15	0	0	47	0	4,585	11,557	5,161	0	6,396	67,333
設備区分毎の固定資産合計	取得価額	11,404,594	976,723	10,427,871	3,174,498	8,254	3,166,244	107,958	4,289,885	74,668	22,879	1,044,436	229,847	41,308	175,756	148,627	35,132	22,061	9,746	8,770	11,374	809	4,075	497,276	43,773	31,263	522,984	48,531	2,375	0	0	8,821	0	953,593	1,315,938	721,670	0	594,268	12,720,532
	減価償却累計額	9,183,441	721,606	8,461,835	2,742,925	5,323	2,737,601	87,857	3,207,760	59,714	17,412	909,283	184,999	34,448	150,931	123,371	29,721	20,384	7,359	6,619	10,084	583	2,884	402,525	36,721	28,252	454,960	42,052	2,077	0	0	6,422	0	812,060	952,713	569,023	0	383,690	10,136,154
	正味価額	2,221,153	255,117	1,966,036	431,573	2,931	428,643	20,101	1,082,125	14,954	5,467	135,153	44,848	6,861	24,825	25,256	5,411	1,676	2,387	2,151	1,291	226	1,191	94,752	7,052	3,011	68,024	6,478	298	0	0	2,398	0	141,533	363,225	152,647	0	210,578	2,584,378

（参考3）
設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）
（2023年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

設備区分等 ＼ 費用の項目	指定設備管理部門			
	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	OCU	回線管理運営
営業費	18,766	0	0	18,766
（再）貸倒損失	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0
施設保全費	69,405	68,561	105	739
共通費	4,700	3,855	21	824
管理費	6,896	5,150	21	1,725
試験研究費	822	811	11	0
通信設備使用料	11	6	4	0
租税公課	14,575	14,419	12	144
減価償却費	16,525	16,125	54	346
固定資産除却費	5,347	5,327	7	13
（再）除却損	589	585	0	3
合計	137,047	114,253	236	22,558

（参考4）

設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）

（2023年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	指定設備管理部門			
			端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	OCU	回線管理運営
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	3,837	536	3,301	0
		減価償却累計額	3,778	493	3,285	0
		正味価額	59	43	16	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	1,602	1,069	532	0
		減価償却累計額	1,519	1,030	489	0
		正味価額	82	39	43	0
	無線機械設備	取得価額	224	224	0	0
		減価償却累計額	223	223	0	0
		正味価額	1	1	0	0
	電力設備	取得価額	2,795	1,984	811	0
		減価償却累計額	2,092	1,485	607	0
		正味価額	703	499	204	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	2,144	2,137	7	0
		減価償却累計額	1,518	1,513	5	0
		正味価額	626	624	2	0
空中線設備		取得価額	17	17	0	0
		減価償却累計額	13	13	0	0
		正味価額	4	4	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,081,053	2,081,053	0	0
		減価償却累計額	1,846,326	1,846,326	0	0
		正味価額	234,727	234,727	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備		取得価額	927,171	927,171	0	0
		減価償却累計額	774,829	774,829	0	0
		正味価額	152,342	152,342	0	0
海底線設備		取得価額	27	27	0	0
		減価償却累計額	25	25	0	0
		正味価額	2	2	0	0
建物		取得価額	57,778	53,460	1,254	3,064
		減価償却累計額	44,873	41,531	976	2,366
		正味価額	12,905	11,929	278	698
構築物		取得価額	4,750	4,404	98	248
		減価償却累計額	3,666	3,399	76	191
		正味価額	1,084	1,005	22	57
機械及び装置		取得価額	2,752	2,644	5	102
		減価償却累計額	2,374	2,280	5	89
		正味価額	378	364	1	13
車両及び船舶		取得価額	317	313	1	4
		減価償却累計額	295	291	1	3
		正味価額	22	21	0	0
工具、器具及び備品		取得価額	13,673	10,999	47	2,628
		減価償却累計額	10,079	8,096	35	1,949
		正味価額	3,594	2,903	12	679
リース資産		取得価額	1,483	1,114	32	337
		減価償却累計額	333	255	3	76
		正味価額	1,150	859	30	261
土地		取得価額	7,610	6,810	126	674
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	7,610	6,810	126	674
建設仮勘定		取得価額	5,728	5,723	5	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	5,728	5,723	5	0
無形固定資産		取得価額	61,538	60,087	254	1,198
		減価償却累計額	50,982	50,124	209	649
		正味価額	10,557	9,963	45	549
合計		取得価額	3,174,498	3,159,771	6,473	8,254
		減価償却累計額	2,742,925	2,731,913	5,688	5,323
		正味価額	431,573	427,858	785	2,931

（参考５）
設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳）
（参考１）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

設備区分／費用の項目	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
営業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	58,475	16,155	925	1,092	5,286	91	128	37	41	2,049	470	2,889	11,992	13,244	546	10	3,520	0
共通費	5,586	1,313	75	89	531	3	5	1	4	205	38	235	975	1,077	44	1	990	0
管理費	5,637	1,282	73	87	521	3	4	1	4	202	37	229	951	1,051	43	1	1,146	0
試験研究費	8,145	1,546	88	104	632	4	5	2	5	244	45	276	1,147	1,267	52	1	2,725	0
通信設備使用料	765	195	11	13	80	0	1	0	1	31	6	35	144	159	7	0	83	0
租税公課	3,666	645	37	44	254	2	3	1	2	98	19	115	479	529	22	0	1,417	0
減価償却費	28,027	4,194	295	274	1,625	57	80	23	11	1,138	147	779	3,356	3,694	192	3	12,157	0
固定資産除却費	1,239	189	106	26	76	1	1	0	1	43	8	39	210	150	6	0	384	0
（再）除却損	263	25	71	11	10	0	0	0	0	11	3	9	65	17	1	0	41	0
合計	111,541	25,518	1,611	1,728	9,005	162	226	66	69	4,010	770	4,597	19,256	21,171	913	16	22,422	0

（参考６）
設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備の内訳）
（参考２）設備区分別固定資産明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	2,418	2	0	0	1	0	0	0	0	2,406	0	0	2	2	0	0	4	0
		減価償却累計額	2,415	2	0	0	1	0	0	0	0	2,405	0	0	2	2	0	0	3	0
		正味価額	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	358,175	62,416	3,176	4,681	25,972	152	212	62	195	7,663	1,857	11,281	47,041	51,845	2,124	39	139,460	0
		減価償却累計額	262,968	49,406	2,374	4,115	21,425	75	104	30	168	3,274	1,160	10,033	41,620	41,447	1,649	24	86,063	0
		正味価額	95,207	13,010	802	566	4,548	77	107	31	27	4,389	697	1,248	5,421	10,398	475	15	53,397	0
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	156,781	27,068	1,836	2,145	11,294	68	95	28	88	4,349	783	5,102	21,713	22,908	950	16	58,339	0
		減価償却累計額	117,363	20,269	1,374	1,605	8,456	51	71	21	66	3,256	586	3,819	16,252	17,151	711	12	43,663	0
		正味価額	39,418	6,799	462	540	2,838	17	24	7	22	1,093	197	1,283	5,461	5,757	239	4	14,676	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	3,709	710	48	56	296	2	2	1	2	114	21	134	570	601	25	0	1,126	0
		減価償却累計額	2,623	502	34	40	210	1	2	1	2	81	15	95	404	426	18	0	794	0
		正味価額	1,086	208	14	16	87	1	1	0	1	33	6	39	166	176	7	0	332	0
空中線設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	22,851	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,851	0
		減価償却累計額	21,204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,204	0
		正味価額	1,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647	0
	市外線路設備	取得価額	6,662	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,662	0
		減価償却累計額	6,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,310	0
		正味価額	352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352	0
土木設備		取得価額	41,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,895	0
		減価償却累計額	35,493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,493	0
		正味価額	6,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,402	0
海底線設備		取得価額	758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	758	0
		減価償却累計額	727	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	727	0
		正味価額	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
建物		取得価額	241,630	46,092	3,131	3,657	18,764	145	202	59	146	7,227	1,333	8,691	36,996	39,018	1,619	28	74,524	0
		減価償却累計額	187,879	35,836	2,432	2,841	14,587	112	157	46	113	5,618	1,036	6,756	28,754	30,331	1,258	22	57,978	0
		正味価額	53,752	10,256	698	816	4,177	32	45	13	32	1,609	297	1,936	8,242	8,686	360	6	16,546	0
構築物		取得価額	19,029	3,626	246	287	1,474	11	16	5	11	568	105	683	2,907	3,068	127	2	5,893	0
		減価償却累計額	14,683	2,796	190	222	1,137	9	12	4	9	438	81	527	2,244	2,367	98	2	4,548	0
		正味価額	4,346	830	56	65	337	3	4	1	3	130	24	156	663	701	29	1	1,344	0
機械及び装置		取得価額	1,632	397	27	32	139	3	4	1	1	54	11	75	320	337	14	0	218	0
		減価償却累計額	1,435	351	24	28	122	2	3	1	1	47	10	66	282	297	12	0	186	0
		正味価額	197	46	3	4	17	0	0	0	0	6	1	9	37	39	2	0	32	0
車両及び船舶		取得価額	858	226	16	18	94	1	1	0	1	36	7	43	183	192	8	0	33	0
		減価償却累計額	798	210	14	17	88	1	1	0	1	34	6	40	170	178	7	0	31	0
		正味価額	60	16	1	1	7	0	0	0	0	3	0	3	13	13	1	0	2	0
工具、器具及び備品		取得価額	18,788	4,643	315	368	1,697	26	37	11	13	655	134	875	3,724	3,930	163	3	2,194	0
		減価償却累計額	14,058	3,490	237	277	1,273	20	28	8	10	491	101	658	2,802	2,955	123	2	1,583	0
		正味価額	4,730	1,153	78	91	424	6	9	3	3	164	33	217	923	975	40	1	611	0
リース資産		取得価額	6,729	1,238	79	93	513	3	4	1	4	198	36	229	967	1,036	43	1	2,283	0
		減価償却累計額	635	128	8	10	53	0	0	0	0	20	4	24	100	107	4	0	175	0
		正味価額	6,094	1,110	71	83	460	3	4	1	4	177	32	205	867	929	38	1	2,108	0
土地		取得価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
建設仮勘定		取得価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
無形固定資産		取得価額	68,000	16,853	1,090	1,277	6,938	565	789	231	54	2,675	488	3,128	13,218	14,130	585	10	5,969	0
		減価償却累計額	53,017	13,237	844	990	5,453	404	564	165	43	2,103	384	2,446	10,314	11,068	458	8	4,535	0
		正味価額	14,983	3,616	246	287	1,484	161	225	66	12	572	105	682	2,904	3,062	127	2	1,433	0
合計		取得価額	976,723	168,387	10,311	13,020	69,269	991	1,384	405	532	26,747	4,922	31,206	131,745	141,395	5,838	103	370,470	0
		減価償却累計額	721,606	126,228	7,532	10,144	52,805	676	943	276	413	17,767	3,382	24,464	102,943	106,329	4,340	70	263,295	0
		正味価額	255,117	42,159	2,779	2,876	16,464	315	441	129	119	8,980	1,540	6,742	28,801	35,066	1,498	33	107,175	0

（参考７）

接続会計報告書の設備区分と網使用料算定根拠における明細表の設備区分の対応

接続会計報告書の設備区分		網使用料算定根拠における明細表の設備区分
第一種指定設備管理部門計		第一種指定設備管理部門計
一般第一種指定設備		一般第一種指定設備
特別第一種指定設備		特別第一種指定設備
端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）		端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）
		回線管理運営
		上記以外
主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）		主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）
端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）		端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）
主配線盤（光信号の伝送に係るもの）		主配線盤（光信号の伝送に係るもの）
公衆電話設備		公衆電話設備
端末系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備（音声）
端末系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）
うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの		うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの
中継系交換設備（主として音声伝送役務の提供に用いられるもの）		中継系交換設備（音声）
中継系交換設備（主としてデータ伝送役務の提供に用いられるもの）		中継系交換設備（データ）
うちルーティング伝送機能に係るもの		うちルーティング伝送機能に係るもの
信号網設備		信号網設備
番号案内データベース及び番号案内設備		番号案内データベース
		番号案内設備
専用加入者線装置モジュール		専用加入者線装置モジュール
うち光信号電気信号変換機能に係るもの		うち光信号電気信号変換機能に係るもの
専用線ノード装置		専用線ノード装置
専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路		専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路
専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路		専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路
折返し通信路設定に係るもの		折返し通信路設定に係るもの
ユニバーサルサービス制度に係る負担金		ユニバ負担金（管理）
東西交付金		東西交付金
網改造料		網改造料
貸倒損失		貸倒損失（管理）
うち光信号中継伝送機能に係るもの		うち光信号中継伝送機能に係るもの
第一種指定設備利用部門計		第一種指定設備利用部門計
指定外電気通信設備		指定外電気通信設備
付加機能使用料、雑収入等控除項目		付加機能使用料、雑収入等控除項目
サービス活動		サービス活動
合計		合計

（参考8）回線設置手続費等の控除額

・以下の収入額について 「端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）」に含まれる
「回線管理運営（電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ・フレキシブルファイバ）」 の各費目より控除。
・（参考1）設備区分別の費用明細表 及び Ⅱ．原価の算定及び料金の設定 1．端末回線伝送機能の
「回線管理運営」の原価は、上記収入控除後の額である。

（百万円）

費目	回線設置手続費（※）	基本工事費	合計
電話等	69	91	160
ラインシェアリング	0	0	0
ドライカッパ	17	14	31
光ファイバ	223	276	499
フレキシブルファイバ	2	0	2

（※）電話の契約料等を含む

網使用料算定根拠

加入光ファイバ
＜東日本＞

目　　次

Ⅰ.算定手順 …… 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定 …… 3

　1.　端末回線伝送機能 …… 3

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 …… 15

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 …… 16

Ⅴ.資本構成比率の算定 …… 17

Ⅵ.他人資本利子率の算定 …… 18

Ⅶ.自己資本利益率の算定 …… 19

Ⅷ.利益対応税率の算定 …… 20

Ⅸ.料金設定に使用する回線数 …… 22

Ⅹ.料金設定に使用する保守換算係数 …… 25

ⅩⅠ.料金設定に使用する貸倒率 …… 27

（別紙）

1.加入者回線・主配線盤の費用明細表 …… 28
2.加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 …… 29
3.メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表 …… 30
4.メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表 …… 31

（参考）

1.設備区分別の費用明細表 …… 32
2.設備区分別固定資産明細表 …… 33
3.設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳） …… 35
4.設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳） …… 36

Ⅰ．算定手順

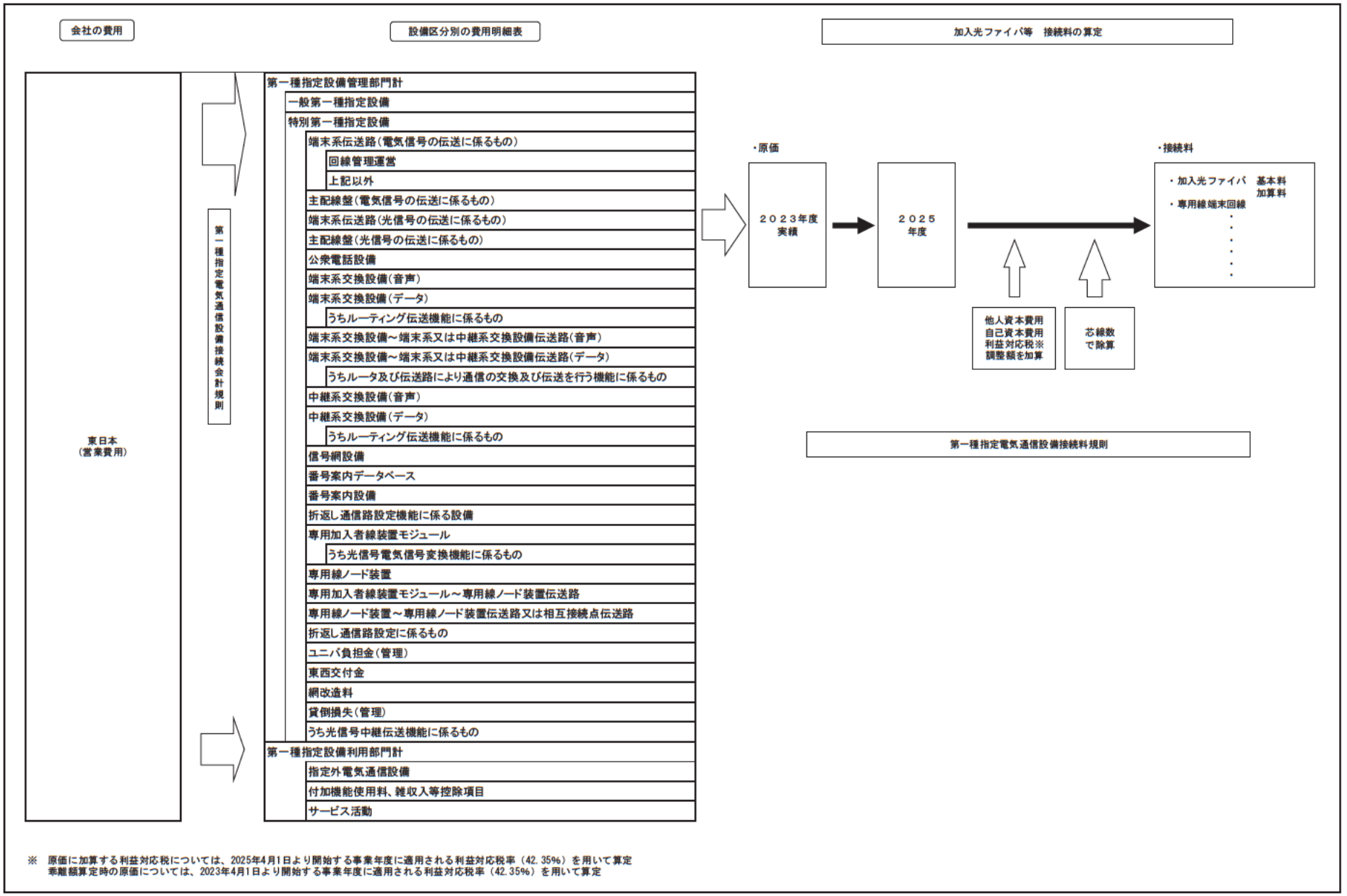

※　原価に加算する利益対応税については、2025年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定
　　乖離額算定時の原価については、2023年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定

Ⅱ．原価の算定及び料金の設定

１．端末回線伝送機能

１－１．光信号端末回線および光信号主端末回線

ア．光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

（1）原価の算定

（単位：百万円）

区　分	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）					主配線盤（光信号の伝送に係るもの）		備考
		右記以外		局外スプリッタ	フレシキブル ファイバ 専有部分			
			ﾀｲﾌﾟ1-2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外				ﾀｲﾌﾟ1-2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外	
①指定設備管理運営費	117,301	116,078	114,769	469	754	2,596	2,571	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	908	895	895	9	4	13	13	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	44,334	43,731	43,725	427	176	615	615	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	18,939	18,682	18,679	182	75	263	263	(③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	181,482	179,386	178,068	1,087	1,009	3,487	3,462	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	1,082,125	1,067,404	1,067,404	10,445	4,276	14,954	14,954	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	3,896	3,843	3,843	38	15	54	54	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	19,154	18,893	18,893	185	76	265	265	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	7,142	7,049	6,886	38	55	163	160	(①設備管理運営費-(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	1,112,317	1,097,189	1,097,026	10,706	4,422	15,436	15,433	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	184,367	181,859	181,832	1,775	733	2,559	2,558	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,974	26,873	26,873	32	69	265	265	
⑬減価償却費	32,331	31,969	31,969	126	236	1,016	1,016	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	859	841	841	5	13	8	8	

（2）加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額（円/回線）	51,000	
②平均償却年数（年）	25.4	施設設置負担金対象設備の平均償却期間（2023年度実績）
③年間減価償却費（円）	2,008	①÷②
④他人資本費用（円）	21	⑫ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
⑤自己資本費用（円）	1,016	⑫ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税（円）	434	((⑤自己資本費用＋(⑬有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料（円/回線・年）	3,479	③＋④＋⑤＋⑥
⑧加算料（円/回線・月）	290	⑦÷12ヶ月
⑨加算料（円/芯・月）	145	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないｻｰﾋﾞｽの芯線数	4,535,494	区の1の(17)
⑪加算料相当コスト（百万円）	7,892	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース（円/回線）	25,500	①×0.5（ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ残高率）
⑬有利子負債以外の負債の額（円）	4,227	⑫ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

（3）光信号分岐端末回線（光屋内配線含む）等収入額の控除

a．光信号端末回線伝送機能

（単位：百万円）

区分	金額等	備　考
①原価	178,068	アの（1）の⑤（端末系伝送路・右記以外（ﾀｲﾌﾟ1-2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外））より
②光信号分岐端末回線（光屋内配線含む）等収入相当	55,443	2023年度実績
③控除後原価	122,625	①－②

b.光信号主端末回線伝送機能

（単位：百万円）

区分	金額等	備　考
①原価	178,068	アの（1）の⑤（端末系伝送路・右記以外（ﾀｲﾌﾟ1-2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外））より
②引込線（光屋内配線含む）等収入相当	79,262	2023年度実績
③控除後原価	98,806	①－②

イ．1芯あたり乗離額単価

（1）当期網使用料に係る実績原価

a．原価の算定

（単位：百万円）

区　分	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）				局外スプリッタ	フレキシブルファイバ専有部分	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）		備考
		右記以外	タイプ1−2，2に係る営業時間外追加コスト以外						
			右記以外	主端末回線に係る引込線（光屋内配線含む）等収入相当				タイプ1−2,2に係る営業時間外追加コスト以外	
①指定設備管理運営費	117,301	116,078	－	－	469	754	2,596	2,571	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	908	895	－	－	9	4	13	13	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	44,334	43,731	－	－	427	176	615	615	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	18,939	18,682	－	－	182	75	263	263	（③自己資本費用＋⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	181,482	179,386	108,279	69,789	1,087	1,009	3,487	3,462	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	1,082,125	1,067,404	－	－	10,445	4,276	14,954	14,954	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	3,896	3,843	－	－	38	15	54	54	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	19,154	18,893	－	－	185	76	265	265	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	7,142	7,049	－	－	38	55	163	160	（①設備管理運営費−（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース	1,112,317	1,097,189	－	－	10,706	4,422	15,436	15,433	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	184,367	181,859	－	－	1,775	733	2,559	2,558	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,974	26,873	－	－	32	69	265	265	
⑬減価償却費	32,331	31,969	－	－	126	236	1,016	1,016	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	859	841	－	－	5	13	8	8	

b．当期網使用料に係る実績原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	108,279	aの⑤（端末系伝送路・右記以外（ﾀｲﾌﾟ1−2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外））
②主配線盤	3,462	aの⑤（主配線盤（ﾀｲﾌﾟ1−2,2に係る営業時間外追加ｺｽﾄ以外））
③合計	111,741	①＋②

c．2023年度に加算した乗離額

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲1,509	2023年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1－1のイの（4）のdの①（2023年度に加算）
②主配線盤	▲203	2023年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1－1のイの（4）のdの⑧（2023年度に加算）
③合計	▲1,712	①＋②

d．乗離額を加算した当期網使用料に係る実績原価

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	106,770	bの①＋cの①
②主配線盤	3,259	bの②＋cの②
③合計	110,029	①＋②

（2）当期網使用料に係る実績収入額

a．稼動芯線数

（単位：芯）

区分		金額等	備考
①光信号端末回線		1,884,968	2023年度における実績の稼働芯線数
	②負担金なし	1,870,503	
	③負担金あり	14,465	
④光信号主端末回線		2,664,991	
⑤加入者回線		4,549,959	
⑥主配線盤		4,550,301	

b．収入額の算定

（単位：百万円）

区分		金額等	備考
①光信号端末回線		47,542	②＋③
	②負担金なし	47,204	aの②×2,103円（2023年度適用網使用料算定根拠Ⅱの1の1－1のウのaの③+bの③−アのBのbの③（2023年度）−イの（5）のcの⑦（2023年度））×12ヶ月
	③負担金あり	338	aの③×1,950円（2023年度適用網使用料算定根拠Ⅱの1の1－1のウのaの③−アのBのbの③（2023年度）−イの（5）のcの⑦（2023年度））×12ヶ月
④光信号主端末回線		54,014	aの④×1,689円（2023年度適用網使用料算定根拠Ⅱの1の1－1のウのcの③+dの③−アのBのbの③（2023年度）−イの（5）のcの⑦（2023年度））×12ヶ月
⑤加入者回線		101,556	①＋④
⑥主配線盤		3,222	aの⑥×59円（2023年度適用網使用料算定根拠Ⅱの1の1－1のアのBのbの③（2023年度）＋イの（5）のcの⑦（2023年度））×12ヶ月
⑦合計		104,778	⑤＋⑥

（3）当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	5,214	（1）のdの①－（2）のbの⑤
②主配線盤	37	（1）のdの②－（2）のbの⑥
③合計	5,251	①＋②

（4）当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額（加入者回線）の設備別分計
a. 実績原価の内訳

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	108,279	（1）のbの①
②光信号主端末回線	98,806	アの（3）のbの③
③光信号端末回線に係る引込線	9,473	①－②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	8.75%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	122,625	アの（3）のaの③
②下記以外	114,733	①－③
③加算料相当コスト	7,892	アの（2）の⑪
④原価に占める加算料相当コスト比率	6.44%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①加入者回線	5,214	（3）の①
②光信号主端末回線	4,758	①－⑤
③下記以外	4,452	②－④
④加算料相当コスト	306	②×bの④
⑤光信号端末回線に係る引込線相当	456	①×aの④
⑥下記以外	427	⑤－⑦
⑦加算料相当コスト	29	⑤×bの④
⑧主配線盤	37	（3）の②
⑨合計	5,251	①＋⑧

（5）乗離額単金の算定
a.2025年度における稼動芯線数(見込み)

（単位：千芯）

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	1,933	
②加入者回線に占める割合	41.42%	
③負担金なし	1,920	
④負担金あり	13	2023年度～2025年度適用網使用料算定根拠の（別添1）（別添3）より
⑤光信号主端末回線	2,734	
⑥加入者回線に占める割合	58.58%	
⑦加入者回線	4,667	
⑧主配線盤	4,668	2023年度～2025年度適用網使用料算定根拠の（別添2）より

b.2025年度適用網使用料に加算する乗離額の分計

（単位：百万円）

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	2,427	②＋③
②下記以外	2,271	aの②×(4)のcの③＋(4)のcの⑥
③加算料相当コスト	156	aの②×(4)のcの④＋(4)のcの⑦
④光信号主端末回線	2,787	⑤＋⑥
⑤下記以外	2,608	aの⑥×(4)のcの③
⑥加算料相当コスト	179	aの⑥×(4)のcの④
⑦主配線盤	37	(4)のcの⑧
⑧合計	5,251	①＋④＋⑦

c.2025年度適用網使用料に加算する1芯あたり乗離額単金

（単位：円/芯・月）

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	105	②＋③
②下記以外	98	bの②÷aの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	7	bの③÷aの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	84	⑤＋⑥
⑤下記以外	79	bの⑤÷aの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	5	bの⑥÷aの⑤÷12ヶ月
⑦主配線盤	1	bの⑦÷aの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a.加入者回線（光信号端末回線）

（単位：円/芯・月）

区分	2025年度	備考
①端末回線	1,995	2023年度～2025年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1－1のウのaの③（2025年度）より
②乗離額	99	イの（5）のcの②＋イの（5）のcの⑦
③1芯あたり原価計	2,094	①＋②

b.加算料（光信号端末回線）

（単位：円/芯・月）

区分	2025年度	備考
①加算料	153	2023年度～2025年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1－1のウのbの③（2025年度）より
②乗離額	7	イの（5）のcの③
③1芯あたり原価計	160	①＋②

c.加入者回線（光信号主端末回線）

（単位：円/芯・月）

区分	2025年度	備考
①端末回線	1,594	2023年度～2025年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1－1のウのcの③（2025年度）より
②乗離額	80	イの（5）のcの⑤＋イの（5）のcの⑦
③1芯あたり原価計	1,674	①＋②

d.加算料（光信号主端末回線）

（単位：円/芯・月）

区分	2025年度	備考
①加算料	121	2023年度～2025年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1－1のウのdの③（2025年度）より
②乗離額	5	イの（5）のcの⑥
③1芯あたり原価計	126	①＋②

１－２．光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

（1）原価の算定

A. 設備区分別の費用

（単位：百万円）

区分	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	（再掲）局外スプリッタ（局外8分岐）	備考
①指定設備管理運営費	117,301	469	参考1．設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	908	9	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	44,334	427	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	18,939	182	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	181,482	1,087	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	1,082,125	10,445	参考2．設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	3,896	38	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	19,154	185	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	7,142	38	((①設備管理運営費－(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	1,112,317	10,706	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	184,367	1,775	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,974	32	
⑬減価償却費	32,331	126	参考1．設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	859	5	

B.（削除）

C.（削除）

D.（削除）

E.（削除）

F. 局外スプリッタ（局外8分岐）

（a）前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	1,087	Aの⑤局外スプリッタ（局外8分岐）
②回線数（回線）	2,713,206	Ⅸの1の(81)
③1回線あたり費用（円/回線・月）	33	①÷②÷12ヶ月

（b）前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲99	2023年度接続料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要（回線）	2,713,206	Ⅸの1の(81)
②前々算定期間における接続料金（円/回線・月）	31	2023年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）の1－2の光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）のBの（e）の④に2023年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入（百万円）	1,009	①×②×12ヶ月

（d）調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲21	((a)の①＋(b)の①)×(1＋Ⅹ１．料金設定に使用する貸倒率)-(c)の③

（e）原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用（百万円）	1,087	(a)の①について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの
②調整額（百万円）	▲21	(d)の①
③合計（百万円）	1,066	①＋②
④1回線あたりコスト（円/回線・月）	33	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光信号分岐端末回線

a. 原価の算定（乖離額調整用）

区分	単芯区間				少芯区間	備考
		単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費 （円/回線）	22,523	16,302	4,715	1,506	8,149	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費（減価償却費は耐用年数を25年で算定）、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定した。 ・創設費については年度ごとの構築に係る費用の全国平均値を基に年度別の現用回線数比で加重平均して算出した。
②設備管理運営費 （円/回線・年）	1,536	1,287	189	60	668	
（再）減価償却費相当 （円/回線・年）	635	635	0	0	326	・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費（15,912円）を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
③他人資本費用 （円/回線・年）	7	7	0	0	3	
④自己資本費用 （円/回線・年）	20	20	0	0	169	・単芯ケーブルの減価償却費相当については、耐用年数を経過した回線数の構成比(0.30%)を圧縮して算定した。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数（0.040）、少芯区間の保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数（0.042）により算定した。
⑤利益対応税 （円/回線・年）	10	10	0	0	72	
⑥合計 （円/回線・年）	1,573	1,324	189	60	912	②＋③＋④＋⑤

区分	電柱			備考
		単芯区間	少芯区間	
①引込線あたり電柱資産額 （円/回線）	19,305	15,977	3,328	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、2023年度実績の引込線に係る電柱設備の取得固定資産額（242,364百万円）を引込線数（12,554,459回線）で除して算定した。 ・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数（0.042）により算定した。
②設備管理運営費 （円/回線・年）	1,506	1,246	260	
（再）減価償却費相当 （円/回線・年）	695	575	120	
③他人資本費用 （円/回線・年）	8	7	1	
④自己資本費用 （円/回線・年）	401	332	69	
⑤利益対応税 （円/回線・年）	171	142	29	
⑥合計 （円/回線・年）	2,086	1,727	359	②＋③＋④＋⑤

b. 原価の算定（当年度適用料金算定用）

区分	単芯区間				少芯区間	備考
		単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費 （円/回線）	22,523	16,302	4,715	1,506	8,149	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費（減価償却費は耐用年数を25年で算定）、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定した。 ・創設費については年度ごとの構築に係る費用の全国平均値を基に年度別の現用回線数比で加重平均して算出した。
②設備管理運営費 （円/回線・年）	1,536	1,287	189	60	668	
（再）減価償却費相当 （円/回線・年）	635	635	0	0	326	・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費（15,912円）を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。
③他人資本費用 （円/回線・年）	7	7	0	0	3	
④自己資本費用 （円/回線・年）	20	20	0	0	169	・単芯ケーブルの減価償却費相当については、耐用年数を経過した回線数の構成比(0.30%)を圧縮して算定した。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数（0.040）、少芯区間の保守運営費相当については除却費を個別に支払う場合以外の係数（0.042）により算定した。
⑤利益対応税 （円/回線・年）	10	10	0	0	72	
⑥合計 （円/回線・年）	1,573	1,324	189	60	912	②＋③＋④＋⑤

区分	電柱			備考
		単芯区間	少芯区間	
①引込線あたり電柱資産額 （円/回線）	19,305	15,977	3,328	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。なお、利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、2023年度実績の引込線に係る電柱設備の取得固定資産額（242,364百万円）を引込線数（12,554,459回線）で除して算定した。 ・保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合以外の係数（0.042）により算定した。
②設備管理運営費 （円/回線・年）	1,506	1,246	260	
（再）減価償却費相当 （円/回線・年）	695	575	120	
③他人資本費用 （円/回線・年）	8	7	1	
④自己資本費用 （円/回線・年）	401	332	69	
⑤利益対応税 （円/回線・年）	171	142	29	
⑥合計 （円/回線・年）	2,086	1,727	359	②＋③＋④＋⑤

c. 1回線あたり原価の算定

(a)2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
①　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①原価(乗離額調整用)(円/回線・年)	4,571	aの⑥単芯区間＋⑥少芯区間＋⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲214	2023年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,996	2023年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	361	((①＋②)×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)－③
⑤原価(当年度適用料金算定用)(円/回線・年)	4,571	bの⑥単芯区間＋⑥少芯区間＋⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	411	(④＋⑤)÷12ヶ月

(b)2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
②　協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①原価(乗離額調整用)(円/回線・年)	4,511	aの⑥単芯ケーブル＋⑥クロージャ内接続＋⑥少芯区間＋⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲217	2023年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,924	2023年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	370	(①＋②)×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)－③
⑤原価(当年度適用料金算定用)(円/回線・年)	4,511	bの⑥単芯ケーブル＋⑥クロージャ内接続＋⑥少芯区間＋⑥電柱
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	407	(④＋⑤)÷12ヶ月

(c)2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①原価(乗離額調整用)(円/回線・年)	4,514	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(2023年度実績(キャビネット設置:5.2%、引き通し:94.8%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲ 209	2023年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	3,936	2023年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	369	(①＋②)×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)－③
⑤原価(当年度適用料金算定用)(円/回線・年)	4,514	(a)と(b)の⑤についてキャビネット設置率(2023年度実績(キャビネット設置:5.2%、引き通し:94.8%))で加重して算定
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	407	(④＋⑤)÷12ヶ月

(d)2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①原価(乗離額調整用)(円/回線・年)	912	aの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲ 80	2023年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	768	2023年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	64	(①＋②)×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)－③
⑤原価(当年度適用料金算定用)(円/回線・年)	912	bの⑥少芯区間
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	81	(④＋⑤)÷12ヶ月

（2）料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のエ 2芯式のもの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	4,314	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（ア） 光回線設備接続モジュール（光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。）においてフィルタ（保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。）を利用する場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,094	1－1のウのaの③×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（ア） 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,094	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ1-2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（ア） 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,157	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（イ） 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,094	1－1のウのaの③×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（イ） 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,094	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ1-2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のア 光信号端末回線（光局外スプリッタを含まないものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（イ） 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	2025年度	備考
料金（円/回線・月）	2,157	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）のイ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の
(ア)保守の区別がタイプ1－1のもの

区分	2025年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)（円/回線・月）	33	Fの(e)の④
②光信号主端末回線（円/回線・月）	1,674	1－1のウのcの③
③加算料（局舎～引込分岐点間）（円/回線・月）	126	1－1のウのdの③
④料金（円/回線・月）	1,833	(①＋②＋③)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）のイ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の
(イ)保守の区別がタイプ1－2のもの

区分	2025年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)（円/回線・月）	33	Fの(e)の④×Xの3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線（円/回線・月）	1,674	1－1のウのcの③×Xの3の③のタイプ1-2のもの
③加算料（局舎～引込分岐点間）（円/回線・月）	126	1－1のウのdの③
④料金（円/回線・月）	1,833	(①＋②＋③)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1－3欄で接続する場合）のイ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の
(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	2025年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)（円/回線・月）	34	Fの(e)の④×Xの3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線（円/回線・月）	1,724	1－1のウのcの③×Xの3の③のタイプ2のもの
③加算料（局舎～引込分岐点間）（円/回線・月）	126	1－1のウのdの③
④料金（円/回線・月）	1,884	(①＋②＋③)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

・端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5－3欄で接続する場合）

ア 10Mbit/s から100Mbit/sまでの符合伝送が可能なもの

区分	2025年度	備考
①加入者回線 （円/回線・月）	2,157	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)
②局内メディアコンバータ （円/回線・月）	1,398	2021年度-2025年度適用接続料のうち、局内メディアコンバータ相当
③回線管理運営費 （円/回線・月）	401	2021年度-2025年度適用接続料のうち、回線管理運営費相当
④料金	3,956	(①＋②＋③)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ 200Mbit/s から1Gbit/s までの符合伝送が可能なもの

区分	2025年度	備考
①加入者回線 （円/回線・月）	2,157	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)
②局内メディアコンバータ （円/回線・月）	6,934	2021年度-2025年度適用接続料のうち、局内メディアコンバータ相当
③回線管理運営費 （円/回線・月）	401	2021年度-2025年度適用接続料のうち、回線管理運営費相当
④料金	9,492	(①＋②＋③)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

ウ 2Gbit/s から400Gbit/sまでの符合伝送が可能なもの

区分	2025年度	備考
①加入者回線 （円/回線・月）	2,157	1－1のウのaの③×Xの3の③のタイプ2のもの×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)
②回線管理運営費 （円/回線・月）	401	2021年度-2025年度適用接続料のうち、回線管理運営費相当
③料金	2,558	(①＋②)×(1＋XⅠ. 料金設定に使用する貸倒率)

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料　イ　1芯式のもの(イ)　2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	2025年度	備考
料金(円/回線・月)	160	1－1のウのbの③×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

①　保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	407	Gのcの(c)の⑥×Xの2の③のタイプ1-1のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

②　保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	407	Gのcの(c)の⑥×Xの2の③のタイプ1-2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

③　①②以外のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	419	Gのcの(c)の⑥×Xの2の③のタイプ2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
①　当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A　保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	411	Gのcの(a)の⑥×Xの2の③のタイプ1-1のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

B　保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	411	Gのcの(a)の⑥×Xの2の③のタイプ1-2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

C　AB以外のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	423	Gのcの(a)の⑥×Xの2の③のタイプ2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア　光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ)　当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
②　協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A　保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	407	Gのcの(b)の⑥×Xの2の③のタイプ1-1のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

B　保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	407	Gのcの(b)の⑥×Xの2の③のタイプ1-2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

C　AB以外のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	419	Gのcの(b)の⑥×Xの2の③のタイプ2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の① 保守の区別がタイプ1－1のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	81	Gのcの(d)の⑥×Xの2の③のタイプ1-1のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の② 保守の区別がタイプ1－2のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	81	Gのcの(d)の⑥×Xの2の③のタイプ1-2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の③ ①②以外のもの

区分	2025年度	備考
料金(円／回線・月)	83	Gのcの(d)の⑥×Xの2の③のタイプ2のもの×(1＋ＸⅠ．料金設定に使用する貸倒率)

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア)保守の区別がタイプ1－1のもの

区分	2025年度	備考
料金(円/回線・月)	1,833	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1－3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)保守の区別がタイプ1－1のもの

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ)保守の区別がタイプ1－2のもの

区分	2025年度	備考
料金(円/回線・月)	1,833	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1－3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)保守の区別がタイプ1－2のもの

・2－1－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ウ)(ア)(イ)以外のもの

区分	2025年度	備考
料金(円/回線・月)	1,884	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1－3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)(ア)(イ)以外のもの

1-3. 光信号主端末回線(複数年段階料金)

・料金の設定

①基本料
・2－1－1－1の2 複数年段階料金を適用する場合の基本料

a. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ア)2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	1,833	Ⅱの1－2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの
②割引率	8.1%	別紙の(2)の③
③割引額	148	①×②
④料金 (円/回線・月)	1,685	①－③

b. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(イ)2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
①料金 (円/回線・月)	－	

c. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ア 保守の区別がタイプ1-1のもの のうち(ウ)2027年4月1日以降に適用する料金(2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	2027年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	－	
②平均利子率	0.53%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	150	aの③×(1＋②)×(1＋②)
④料金 (円/回線・月)	150	①＋③

d. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ア)2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	1,833	Ⅱの1－2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの
②割引率	8.1%	別紙の(2)の③
③割引額	148	①×②
④料金 (円/回線・月)	1,685	①－③

e. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(イ)2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
①料金 (円/回線・月)	－	

f. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の イ 保守の区別がタイプ1-2のもの のうち(ウ)2027年4月1日以降に適用する料金(2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	2027年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	－	
②平均利子率	0.53%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	150	dの③×(1＋②)×(1＋②)
④料金 (円/回線・月)	150	①＋③

g. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(ア)2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	1,884	Ⅱの1－2の(2)の①基本料の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの
②割引率	8.1%	別紙の(2)の③
③割引額	153	①×②
④料金 (円/回線・月)	1,731	①－③

h. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(イ)2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
①料金 (円/回線・月)	－	

i. 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の ウ アイ以外のもの のうち(ウ)2027年4月1日以降に適用する料金(2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金)

区分	2027年度	備考
①通常料金 (円/回線・月)	－	
②平均利子率	0.53%	Ⅵ.他人資本利子率の算定 (1)有利子負債に対する利子率
③加算額	155	gの③×(1＋②)×(1＋②)
④料金 (円/回線・月)	155	①＋③

②加算料

・2－1－1－2の2　複数年段階料金を適用する場合の加算料

a. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの　のうち（ア）2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
料金 （円/回線・月）	1,685	①基本料のaより

b. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア 保守の区別がタイプ1-1のもの　のうち（イ）2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
料金 （円/回線・月）	－	

c. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のア　保守の区別がタイプ1-1のもの　のうち（ウ）2027年4月1日以降に適用する料金（2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ア)欄に規定する料金額に加算する料金）

区分	2027年度	備考
料金 （円/回線・月）	150	①基本料のcより

d. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの　のうち（ア）2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
料金 （円/回線・月）	1,685	①基本料のdより

e. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ 保守の区別がタイプ1-2のもの　のうち（イ）2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
料金 （円/回線・月）	－	

f. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のイ　保守の区別がタイプ1-2のもの　のうち（ウ）2027年4月1日以降に適用する料金（2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(イ)欄に規定する料金額に加算する料金）

区分	2027年度	備考
料金 （円/回線・月）	150	①基本料のfより

g. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ　アイ以外のもののうち（ア）2025年4月1日から2026年3月31日まで適用する料金

区分	2025年度	備考
料金 （円/回線・月）	1,731	①基本料のgより

h. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ　アイ以外のもののうち（イ）2026年4月1日から2027年3月31日まで適用する料金

区分	2026年度	備考
料金 （円/回線・月）	－	

i. 2－1－1－1第2欄ウ欄に規定する機能に係る加算料の 光信号主端末回線に係る加算料のウ アイ以外のもの　のうち（ウ）2027年4月1日以降に適用する料金（2027年4月1日以降に適用する2－1－1－1第6欄イ(ウ)欄に規定する料金額に加算する料金）

区分	2027年度	備考
料金 （円/回線・月）	155	①基本料のiより

（別紙）割引率の算定

（情報通信行政・郵政行政審議会答申（平成２４年情郵審第３３号）別添に記載された「エントリーメニューに係る接続料水準に関する考え方」に基づき算定）

（1）メタルと光の1ユーザあたりコストが同水準となる獲得ユーザ数の算定

区分	2025年度	備考
①ドライカッパ接続料 （円/回線・月）	1,814	2025年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の（2）の①基本料の端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-2欄で接続する場合） 端末回線により伝送を行う機能のア イ以外のものの(ｱ) (ｲ)以外の場合の① 保守の区別がタイプ1-1のもの
②光信号主端末回線接続料 （円/回線・月）	1,833	Ⅱの１－2の（2）の①基本料の端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第1-3欄で接続する場合）のイ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限ります。）により1芯にて伝送を行う機能の（ア） 保守の区別がタイプ1-1のもの
③光信号分岐端末回線接続料 （円/回線・月）	407	Ⅱの１－2の（2）の②加算料の2－1－1－1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の（ア） 当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）を利用するものの① 保守の区別がタイプ1-1のもの
④回線管理運営費（ドライカッパ）	58	2025年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の DSL回線管理機能（イ 端末回線伝送機能 2－1－1－1第４欄ア(ｱ)欄及びイ(ｱ)欄に係るもの）
⑤回線管理運営費（光信号分岐端末回線）	40	2025年度適用網使用料算定根拠の 13. その他の機能の B. 回線管理機能の 光信号分岐端末回線管理機能
⑥ドライカッパと1ユーザあたりコストが同水準となる光主端末回線あたりの獲得ユーザ数 （ユーザ）	1.3	②÷（（①＋④）－（③＋⑤））

（2）割引率の算定

区分	2025年度	備考
①ドライカッパ接続料と比較した場合の光主端末回線の平均獲得ユーザ数あたりの超過コスト （円）	1,191	（1）の②×（1）の⑥÷2
②コスト総額 （円）	14,664	（1）の②×8
③割引率 （%）	8.1%	①÷②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153（Ａ）
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)（※）	7,999（Ｂ）
投資等比率（Ｂ÷Ａ）	0.0036（Ｃ）

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887（Ａ）
貯蔵品（※）	46,526（Ｂ）
貯蔵品比率（Ｂ÷Ａ）	0.0177（Ｃ）

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、
　　金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程

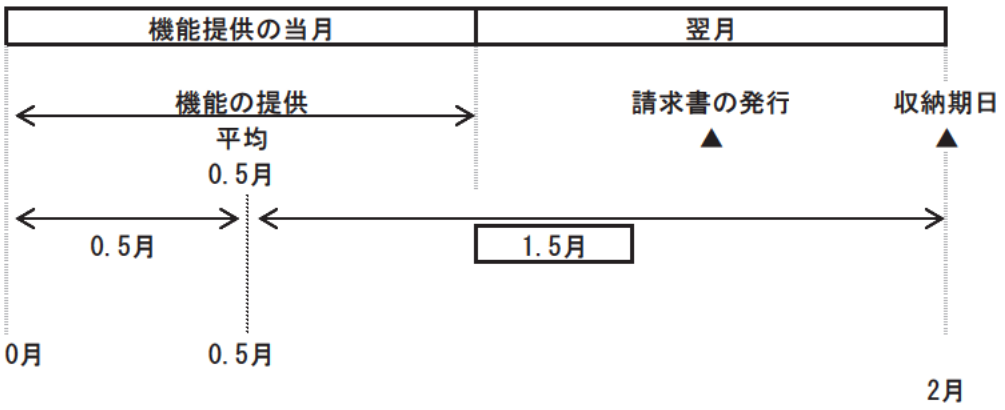

(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

＝ 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 ＝ **45.625日**

(1) より

Ⅴ. 資本構成比率の算定

(1)資本の状況

（単位：百万円）

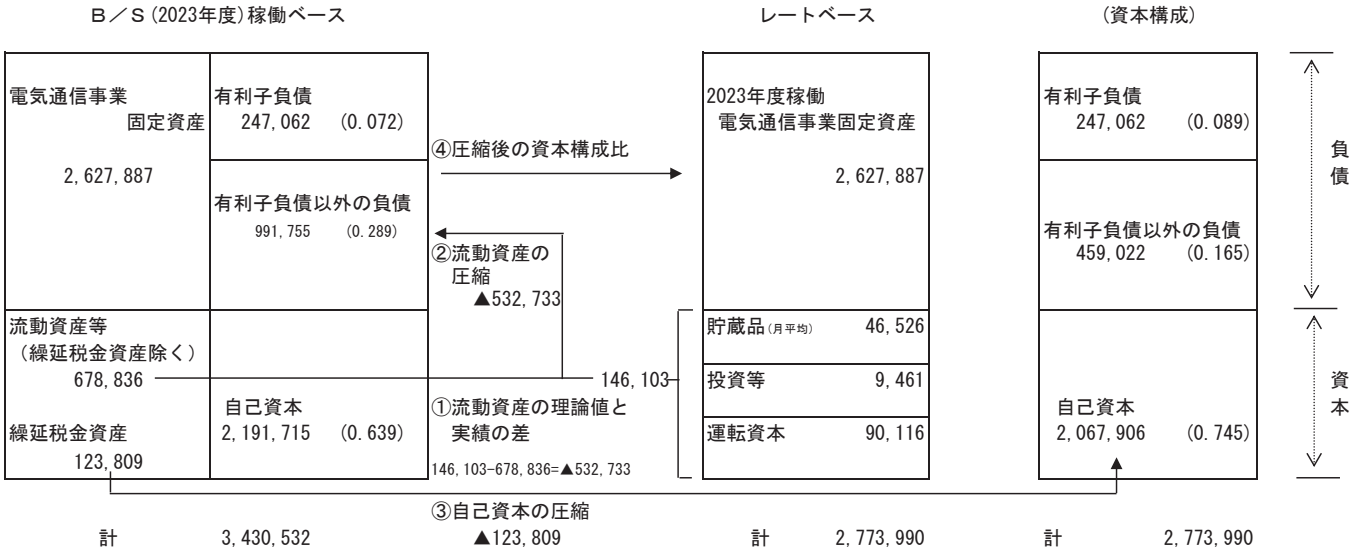

(2)他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(\text{247,062} + \text{459,022})}{\text{負債}} \div \frac{\text{2,773,990}}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.255}$$

(3)有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{\text{247,062}}{\text{有利子負債}} \div \frac{(\text{247,062} + \text{459,022})}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.350}$$

(4)有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.350}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.650}$$

(5)自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.255}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.745}$$

Ⅵ. 他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率 ＝ 0.53%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.53

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率 ＝ 0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

(注)国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率 ＝ 0.53%×0.35＋0.21%×0.65＝ 0.32%

（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		2021	2022	2023	平均（注３） 3年平均
β値の適用		○	○	○	－
リスクフリーレート（注１）		0.09	0.30	0.62	－
リスクプレミアム（注２）		8.80	8.70	9.10	－
選択される自己資本利益率	β＝ 0.566（注４）	5.07	5.22	5.77	5.35

２．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
①リスクプレミアム	－	－	8.80	8.70	9.10	－
②リスクフリーレート	－	－	0.09	0.30	0.62	－
③主要企業の自己資本利益率（①＋②）（注５）	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	7.96

３．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。（注６）

自己資本利益率 ＝ 5.35%

（注１） 指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。

（注２） リスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用した。（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３） 算定期間については、３年間とした。

（注４） β値については、昨年度と同とした。

（注５） 2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用した。

（注６） 接続料規則第12条第3項では「いずれか低い方を上限とした合理的な値」と記載があるが、上限値を採用した理由は下記の通り。
○自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識している。
○当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考える。
○このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えるが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識している。

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**(2025年度適用のもの)**

利益対応としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 ＝ 42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \dfrac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 ＝ $\dfrac{x}{z} = \dfrac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \dfrac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税
ｘ ＝ 0.2975ｙ
税引後利益
ｚ ＝ (1-0.2975)ｙ

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（調整額算定時の原価算定に用いる2023年度適用のもの）**

利益対応としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率　$= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税
ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益
ｚ　＝　(1-0.2975)ｙ

Ⅸ. 料金設定に使用する回線数

１．端末回線数等

・加入者回線算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注４）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
加入者回線					
(1)	２線式・タイプ１−１　（注１）	23,048	1	1.00	23,048
(2)	２線式・タイプ１−２　（注２）	7,244,052	1	1.00	7,244,052
(3)	２線式・タイプ２　（注３）	178,203	1	1.03	183,549
(4)	４線式	7,881	2	1.03	16,235
(5)	メタルサービス小計	7,453,184	−	−	7,466,884
(6)	１芯式・タイプ１−１　（注１）	9,497	1	1.00	9,497
(7)	１芯式・タイプ１−２　（注２）	3,355,315	1	1.00	3,355,315
(8)	１芯式・タイプ２　（注３）	1,167,165	1	1.03	1,202,180
(9)	２芯式・タイプ１−１　（注１）	0	2	1.00	0
(10)	２芯式・タイプ１−２　（注２）	7,062	2	1.00	14,124
(11)	２芯式・タイプ２　（注３）	1,929	2	1.03	3,974
(12)	４芯式	0	4	1.03	0
(13)	光サービス小計	4,540,968	−	−	4,585,090
(14)	計　((5)+(13))	11,994,152	−	−	12,051,974

(13-2)	光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	4,540,968	−	1.00	4,549,959

（再掲）施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数		
(15)	メタルサービス・2線式	1,315,459
(16)	（再）メタルサービス・2線式（帯域透過端末回線除き）	673,068
(17)	光サービス	4,535,494
(18)	計　((15)+(17))	5,850,953

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数					
(19)	局外RT収容メタル回線数	−	−	−	554,540
(20)	メタル設備のみを用いる加入者回線数	−	−	−	6,912,344
(21)	計　((19)+(20))	−	−	−	7,466,884
（再掲）メタルサービスの回線数内訳					
(22)	帯域透過端末回線数	−	−	−	642,431
(23)	上記以外のメタル回線数	−	−	−	6,824,453
(24)	計　((22)+(23))	−	−	−	7,466,884

・ＭＤＦ、ＦＴＭ算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
加入者回線					
(25)	２線式・タイプ１−１　（注１）	23,048	1	1.00	23,048
(26)	２線式・タイプ１−２　（注２）	7,244,052	1	1.00	7,244,052
(27)	２線式・タイプ２　（注３）	178,203	1	1.03	183,549
(28)	４線式	7,881	2	1.03	16,235
(29)	追加ＭＤＦ・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
(30)	追加ＭＤＦ・タイプ１−２　（注２）	39,802	1	1.00	39,802
(31)	メタルサービス小計	7,492,986	−	−	7,506,686
(32)	１芯式・タイプ１−１　（注１）	9,497	1	1.00	9,497
(33)	１芯式・タイプ１−２　（注２）	3,355,315	1	1.00	3,355,315
(34)	１芯式・タイプ２　（注３）	1,167,165	1	1.03	1,202,180
(35)	２芯式・タイプ１−１　（注１）	171	2	1.00	342
(36)	２芯式・タイプ１−２　（注２）	7,062	2	1.00	14,124
(37)	２芯式・タイプ２　（注３）	1,929	2	1.03	3,974
(38)	４芯式	0	4	1.03	0
(39)	光サービス小計	4,541,139	−	−	4,585,432
(40)	計　((31)+(39))	12,034,125	−	−	12,092,118

(39-2)	光サービス小計(保守換算係数をすべて1.00とした場合)	4,541,139	−	1.00	4,550,301

（再掲）メタルサービスの収容形態別回線数					
(41)	局外RT収容メタル回線数	−	−	−	554,540
(42)	メタル設備のみを用いる加入者回線数	−	−	−	6,952,146
(43)	計　((41)+(42))	−	−	−	7,506,686
（再掲）メタルサービスの回線数内訳					
(44)	帯域透過端末回線数	−	−	−	642,431
(45)	追加ＭＤＦ	−	−	−	39,802
(46)	上記以外のメタル回線数	−	−	−	6,824,453
(47)	計　((44)+(45)+(46))	−	−	−	7,506,686

・ＯＣＵ算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
OCU使用回線					
(48)	メタル回線数・タイプ1−1 （注1）	0	1	1.00	0
(49)	メタル回線数・タイプ1−2 （注2）	609,998	1	1.00	609,998
(50-1)	(再)ディジタル公衆電話(下記以外)・タイプ1−2 （注2）	15,339	1	1.00	15,339
(50-2)	(再)ディジタル公衆電話(特設公衆電話)・タイプ1−2 （注2）	0	1	1.00	0
(51)	光回線数・タイプ1−1 （注1）	0	1	1.00	0
(52)	光回線数・タイプ1−2 （注2）	6,544	1	1.00	6,544
(53)	計 ((48)+(49)+(51)+(52))	616,542	−	−	616,542

・回線管理運営機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
回線管理運営機能対応回線数		
	(54)　電話等	6,509,589
	(56)　ラインシェアリング・相互接続回線	35,574
	(57)　ドライカッパ・相互接続回線	641,692
	(58)　光ファイバ・相互接続回線	2,802,737
	(59)　特定光信号端末回線・相互接続回線	84,863
	(60)　上記以外の回線数	12,887,544
	(61)　計　((54)+(56)+(57)+(58)+(59)+(60))	22,961,999
	(62)　（再）相互接続回線（特定光信号端末回線除き）　((56)+(57)+(58))	3,480,003
	(63)　（再）相互接続回線（特定光信号端末回線・ラインシェアリング除き）　((57)+(58))	3,444,429

・ＤＳＬ回線故障対応機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
故障対応回線数		
	(64)　メタル設備のみを用いる加入者回線数	6,899,077
	(65)　ＤＳＬ回線故障対応機能契約数	3,225
	(66)　計　((64)+(65))	6,902,302

・公衆電話機能算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		2023年度 稼動回線数
公衆電話回線		
	(67-1)　アナログ公衆電話(下記以外)	41,711
	(67-2)　アナログ公衆電話(特設公衆電話)	51,471
	(68-1)　ディジタル公衆電話(下記以外)	15,675
	(68-2)　ディジタル公衆電話(特設公衆電話)	0
	(69-1)　計((67-1)+(67-2)+(68-1)+(68-2))	108,857
	(69-2)　(再)公衆電話回線(特設公衆除き)((67-1)+(68-1))	57,386
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数		
	(70)　アナログ回線数(加入電話・アナログ公衆電話)	6,000,880
	(71)　ディジタル回線数(INS64・ディジタル公衆電話・PHS基地局回線)	609,998
	(72)　計((70)+(71))	6,610,878

・光信号伝送装置（PON）算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号伝送装置（PON）					
	(74)　1Gbit/sタイプ　・タイプ１－１　（注１）	0	1	1.00	0
	(75)　1Gbit/sタイプ　・タイプ１－２　（注２）	966,029	1	1.00	966,029
	(76)　1Gbit/sタイプ　・タイプ２　（注３）	22,664	1	1.03	23,344
	(77)　1Gbit/sタイプ　　小計	988,693	－	－	989,373

・局外スプリッタ算定に使用する回線数　（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局外スプリッタ					
	(78)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１－１　（注１）	3	1	1.00	3
	(79)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ１－２　（注２）	2,635,817	1	1.00	2,635,817
	(80)　局外スプリッタ（８分岐）・タイプ２　（注３）	75,132	1	1.03	77,386
	(81)　局外スプリッタ（８分岐）小計	2,710,952	－	－	2,713,206

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）					
	(82)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
	(83)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ１−２　（注２）	66,434	1	1.00	66,434
	(84)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ２　（注３）	620	1	1.03	639
	(85)　メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	67,054	−	−	67,073
	(90)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
	(91)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ１−２　（注２）	221,307	1	1.00	221,307
	(92)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）・タイプ２　（注３）	2,062	1	1.03	2,124
	(93)　メディアコンバータ（100Mbit/s　非集線型）小計	223,369	−	−	223,431

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用する回線数

（単位：回線）

区分		a. 2023年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 （注６）	c. 保守換算 係数 （注５）	d＝a×b×c 換算後 稼動回線数
局内スプリッタ					
	(94)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
	(95)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ１−２　（注２）	673,881	1	1.00	673,881
	(96)　局内スプリッタ（４分岐）・タイプ２　（注３）	17,868	1	1.03	18,404
	(97)　局内スプリッタ（４分岐）小計	691,749	−	−	692,285
	(98)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ１−１　（注１）	0	1	1.00	0
	(99)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ１−２　（注２）	2,782	1	1.00	2,782
	(100)　局内スプリッタ（８分岐）・タイプ２　（注３）	1,952	1	1.03	2,011
	(101)　局内スプリッタ（８分岐）小計	4,734	−	−	4,793

（注）１　タイプ１－１：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　２　タイプ１－２：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
　　３　タイプ２：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
　　４　使用するケーブル対数･芯数をもとに設備換算係数を設定した。
　　５　保守換算係数はＸの保守換算係数の３．③より。
　　６　使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用する保守換算係数

1. 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.450
b. タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.670
c. タイプ2（全日・全時間帯）	1.010
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.0
b. その他のコストの割合	90.0
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.02	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.06	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/（②ａ×①ａ+②ｂ）

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.942
b. タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.974
c. タイプ2（全日・全時間帯）	1.386
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.6
b. その他のコストの割合	93.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1（平日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ａ+②ｂ）/②ｃ
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）/②ｃ
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）/②ｃ

３．　１，２以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
ａ．タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.942
ｂ．タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.974
ｃ．タイプ2（全日・全時間帯）	1.386
ｄ．平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
ａ．故障修理関連コストの割合	6.6
ｂ．その他のコストの割合	93.4
ｃ．計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②ａ×①ｂ+②ｂ）／（②ａ×①ａ+②ｂ）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②ａ×①ｃ+②ｂ）／（②ａ×①ａ+②ｂ）

ＸＩ．料金設定に使用する貸倒率

（単位：百万円）

	2023年度	備考
①接続料の貸倒額	0	参考１．設備区分別の費用明細表より
②接続料	114,894	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第１　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.00000%	①÷②

（別紙1）
加入者回線・主配線盤の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	・取得資産額比	0	0	0	0	0	0	0
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0	0	0	0
運用費	－	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・上記以外のもの：上記支出額比	68,561	2,238	66,323	1,998	1,651	3	1,648
共通費	・施設保全費支出額比	3,855	132	3,723	90	607	3	604
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	5,150	199	4,951	134	410	2	408
試験研究費	・取得資産額比	811	54	757	0	95	1	94
通信設備使用料	・取得資産額比	6	0	6	1	0	0	0
租税公課	・正味資産額比	14,419	983	13,436	4	375	2	373
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	16,125	1,063	15,062	26	973	7	966
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	5,327	280	5,047	0	147	1	146
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	585	34	551	0	13	0	13
合計	－	114,253	4,948	109,305	2,254	4,257	18	4,239

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙2）

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線	（再掲）試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤（※）	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額		536	16	520	520	43,449	222	43,227
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	493	15	479	479	42,130	205	41,925
		正味価額		43	1	42	42	1,318	16	1,302
	市外機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額		1,069	0	1,069	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,030	0	1,030	0	0	0	0
		正味価額		39	0	39	0	0	0	0
	無線機械設備	取得価額		224	0	224	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	223	0	223	0	0	0	0
		正味価額		1	0	1	0	0	0	0
	電力設備	取得価額		1,984	110	1,874	257	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,485	83	1,402	192	0	0	0
		正味価額		499	28	471	65	0	0	0
	電話番号案内設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額		2,137	159	1,978	0	13	0	13
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	1,513	113	1,401	0	10	0	10
		正味価額		624	46	577	0	4	0	4
空中線設備		取得価額		17	0	17	0	0	0	0
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	13	0	13	0	0	0	0
		正味価額		4	0	4	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額		2,081,053	71,615	2,009,438	0	0	0	0
		減価償却累計額	直接賦課・芯線数比	1,846,326	59,493	1,786,833	0	0	0	0
		正味価額		234,727	12,122	222,605	0	0	0	0
	市外線路設備	取得価額		0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	―	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0	0	0	0
土木設備		取得価額		927,171	69,167	858,004	0	0	0	0
		減価償却累計額	管路ケーブル長比	774,829	57,804	717,025	0	0	0	0
		正味価額		152,342	11,363	140,979	0	0	0	0
海底線設備		取得価額		27	0	27	0	0	0	0
		減価償却累計額	直接賦課	25	0	25	0	0	0	0
		正味価額		2	0	2	0	0	0	0
建物		取得価額		53,460	1,930	51,530	14	52,902	246	52,655
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	41,531	1,499	40,032	11	41,116	191	40,924
		正味価額		11,929	431	11,498	3	11,786	55	11,731
構築物		取得価額		4,404	159	4,245	1	4,383	20	4,363
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	3,399	123	3,277	1	3,384	16	3,368
		正味価額		1,005	36	969	0	999	5	995
機械及び装置		取得価額		2,644	118	2,527	1	78	0	78
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	2,280	101	2,179	1	68	0	68
		正味価額		364	16	348	0	10	0	10
車両及び船舶		取得価額		313	8	304	0	2	0	2
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	291	8	283	0	2	0	2
		正味価額		21	1	21	0	0	0	0
工具、器具及び備品		取得価額		10,999	454	10,545	3	723	3	720
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	8,096	331	7,765	2	538	2	536
		正味価額		2,903	123	2,780	1	185	1	184
リース資産		取得価額		1,114	46	1,068	0	38	0	37
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	255	10	245	0	9	0	8
		正味価額		859	36	824	0	29	0	29
土地		取得価額		6,810	242	6,568	2	5,507	26	5,482
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		6,810	242	6,568	2	5,507	26	5,482
建設仮勘定		取得価額		5,723	345	5,378	1	19	0	19
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額		5,723	345	5,378	1	19	0	19
無形固定資産		取得価額		60,087	4,011	56,076	15	844	4	840
		減価償却累計額	取得資産額比（線路・土木）	50,124	3,438	46,686	13	602	3	599
		正味価額		9,963	574	9,389	3	242	1	241
合計		取得価額		3,159,771	148,381	3,011,391	815	107,958	522	107,436
		減価償却累計額	―	2,731,913	123,016	2,608,897	698	87,857	418	87,440
		正味価額		427,858	25,365	402,493	116	20,101	104	19,997

（※）収容局から局外ＲＴまでの光信号端末伝送路を含む。

（別紙3）

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

（単位：百万円）

費用の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間	（再掲）土木設備	下部区間
営業費	－	0	0	0	0
（再）貸倒損失	－	0	0	0	0
運用費	－	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの：故障修理件数比 ・線路設備（電柱・鉄塔）の保守に直接係るもの：個別把握し、直接賦課 ・線路設備（電柱・鉄塔以外）の保守に直接係わるもの：芯線長比 ・地中設備の保守に直接係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：上記支出額比	66,323	26,394	5,363	39,929
共通費	・施設保全費支出額比	3,723	1,482	301	2,242
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	4,951	1,970	400	2,981
試験研究費	・取得資産額比	757	262	125	495
通信設備使用料	・取得資産額比	6	0	0	5
租税公課	・正味資産額比	13,436	7,557	5,072	5,879
減価償却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	15,062	8,366	5,614	6,696
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	5,047	1,691	1,135	3,356
（再）除却損	・線路設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係わるもの：個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	551	165	111	386
合計	－	109,305	47,722	18,011	61,583

（別紙4）

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間
						（再掲）土木設備	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	520	269	129	251
		減価償却累計額		479	248	119	231
		正味価額		42	22	10	20
	市外機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,069	0	0	1,069
		減価償却累計額		1,030	0	0	1,030
		正味価額		39	0	0	39
	無線機械設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	224	0	0	224
		減価償却累計額		223	0	0	223
		正味価額		1	0	0	1
	電力設備	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,874	500	239	1,374
		減価償却累計額		1,402	374	179	1,028
		正味価額		471	126	60	346
	電話番号案内設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,978	1,970	944	8
		減価償却累計額		1,401	1,395	668	6
		正味価額		577	575	275	2
空中線設備		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	17	0	0	17
		減価償却累計額		13	0	0	13
		正味価額		4	0	0	4
通信衛星設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
端末設備		取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課・芯線数比	2,009,438	933,219	0	1,076,219
		減価償却累計額		1,786,833	870,676	0	916,158
		正味価額		222,605	62,544	0	160,061
	市外線路設備	取得価額	―	0	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		0	0	0	0
土木設備		取得価額	管路ケーブル長比	858,004	858,004	858,004	0
		減価償却累計額		717,025	717,025	717,025	0
		正味価額		140,979	140,979	140,979	0
海底線設備		取得価額	直接賦課	27	27	0	0
		減価償却累計額		25	25	0	0
		正味価額		2	2	0	0
建物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	51,530	25,438	12,185	26,091
		減価償却累計額		40,032	19,761	9,465	20,272
		正味価額		11,498	5,678	2,720	5,820
構築物		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	4,245	2,095	1,004	2,150
		減価償却累計額		3,277	1,617	775	1,660
		正味価額		969	478	229	490
機械及び装置		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	2,527	1,566	750	960
		減価償却累計額		2,179	1,353	648	826
		正味価額		348	213	102	135
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	304	200	96	104
		減価償却累計額		283	186	89	97
		正味価額		21	14	7	7
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	10,545	5,462	2,616	5,083
		減価償却累計額		7,765	4,056	1,943	3,709
		正味価額		2,780	1,406	673	1,374
リース資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	1,068	607	291	461
		減価償却累計額		245	144	69	101
		正味価額		824	463	222	361
土地		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	6,568	3,360	1,610	3,208
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		6,568	3,360	1,610	3,208
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	5,378	3,041	1,457	2,337
		減価償却累計額		0	0	0	0
		正味価額		5,378	3,041	1,457	2,337
無形固定資産		取得価額	取得資産額比（線路・土木）	56,076	50,633	24,253	5,442
		減価償却累計額		46,686	43,141	20,665	3,545
		正味価額		9,389	7,492	3,589	1,897
合計		取得価額	―	3,011,391	1,886,393	903,577	1,124,998
		減価償却累計額		2,608,897	1,660,001	751,645	948,896
		正味価額		402,493	226,392	151,932	176,101

（参考１）

設備区分別の費用明細表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	19,383	0	19,383	18,766	18,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,600	0	51,749	174,851	245,983
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	-30	0	0	-30	-30
運用費	626	0	626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	0	12	3,688	4,326
施設保全費	228,989	58,475	170,514	69,405	739	68,666	1,651	39,660	422	3,059	23,511	9,981	670	2,854	1,558	379	586	130	117	218	409	387	6,219	395	568	3,706	536	62	0	0	5,592	0	6,805	153,490	67,238	86,252	0	382,479
共通費	23,018	5,586	17,432	4,700	824	3,876	607	3,349	383	56	3,231	1,160	152	330	404	87	51	50	45	24	3	27	1,643	134	70	459	54	6	0	0	824	0	908	75,927	4,118	17,148	54,661	98,945
管理費	31,121	5,637	25,485	6,896	1,725	5,171	410	5,830	277	6	3,367	1,078	124	659	468	102	55	34	30	27	30	74	1,744	0:00	83	888	133	7	335	2,462	624	0	1,286	48,115	3,477	14,650	29,988	79,236
試験研究費	23,458	8,145	15,313	822	0	822	95	4,422	136	24	1,930	1,208	63	654	1,092	225	27	19	17	23	3	23	3,479	387	68	823	89	4	0	0	372	0	825	9,659	1,249	1,839	6,571	33,117
通信設備使用料	4,279	765	3,513	11	0	11	0	12	0	0	609	240	52	1,409	36	12	9	15	13	457	4	47	90	0	16	499	55	2	0	0	4	0	1,488	488,660	1,060	72	487,528	492,939
租税公課	56,548	3,666	52,882	14,575	144	14,431	375	26,974	265	125	2,985	709	107	799	588	146	26	37	33	34	5	20	1,422	134	47	3,016	275	6	0	0	600	0	5,795	21,087	1,793	13,225	6,068	77,635
減価償却費	110,221	28,027	82,194	16,525	346	16,179	973	32,331	1,016	737	9,365	3,691	397	1,506	2,133	375	141	124	112	87	20	131	7,848	409	250	3,727	412	20	0	0	1,155	0	7,345	78,719	25,354	41,176	12,189	188,940
固定資産除却費	16,958	1,239	15,719	5,347	13	5,335	147	4,722	97	825	1,643	249	46	529	176	39	14	16	15	12	1	7	599	40	33	888	114	3	0	0	295	0	1,307	16,761	5,951	9,027	1,783	33,719
（再）除却損	2,308	263	2,045	589	3	586	13	859	8	87	110	25	4	39	18	4	1	1	1	1	0	4	50	4	2	108	11	0	0	0	118	0	192	3,116	1,130	1,816	170	5,424
合計	514,602	111,541	403,061	137,047	22,558	114,490	4,257	117,301	2,596	4,831	46,642	18,317	1,613	8,741	6,455	1,364	909	424	382	881	495	1,324	23,662	1,651	1,134	14,005	1,667	109	335	2,462	9,466	0	25,760	1,122,717	110,241	235,149	777,327	1,637,319

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目		設備区分等	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	22,188	0	22,188	0	0	0	0	0	0	22,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,188
		減価償却累計額	16,987	0	16,987	0	0	0	0	0	0	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,987
		正味価額	5,201	0	5,201	0	0	0	0	0	0	5,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,201
	市内機械設備	取得価額	491,957	2,418	489,540	3,837	0	3,837	43,449	239	31,744	14	383,625	29	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	23,755	1	0	3	0	899	0	0	1,940	0	0	1,105	1,105	0	0	493,062
		減価償却累計額	481,590	2,415	479,175	3,778	0	3,778	42,130	221	29,302	13	378,505	27	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	22,367	0	0	3	0	893	0	0	1,930	0	0	1,088	1,088	0	0	482,678
		正味価額	10,367	2	10,365	59	0	59	1,318	18	2,442	1	5,120	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	0	0	6	0	0	10	0	0	18	18	0	0	10,385
	市外機械設備	取得価額	15,070	0	15,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,568	0	0	2,183	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	110	0	0	15,180
		減価償却累計額	15,031	0	15,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,533	0	0	2,183	0	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	15,114
		正味価額	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	66
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	989	0	0	989
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395	395	0	0	395
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594	594	0	0	594
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		減価償却累計額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		減価償却累計額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	954,897	358,175	596,722	1,602	0	1,602	0	0	0	0	136,352	93,516	17,449	27,251	53,660	11,104	715	1,457	1,311	3,120	138	1,278	221,283	19,959	22,264	28,892	2,756	305	0	0	2,132	0	29,866	336,338	336,338	0	0	1,291,235
		減価償却累計額	814,173	262,968	551,205	1,519	0	1,519	0	0	0	0	129,023	86,680	17,324	25,772	50,100	10,743	585	1,419	1,274	3,031	120	772	200,156	19,743	21,834	26,502	2,507	284	0	0	899	0	27,281	257,644	257,644	0	0	1,071,816
		正味価額	140,725	95,207	45,517	82	0	82	0	0	0	0	7,329	6,836	125	1,478	3,560	361	129	38	38	89	18	507	21,127	216	430	2,390	249	21	0	0	1,233	0	2,585	78,694	78,694	0	0	219,419
	無線機械設備	取得価額	7,126	0	7,126	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	3,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,073	1,399	0	0	0	0	0	1,034	1,034	0	0	8,161
		減価償却累計額	6,313	0	6,313	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	3,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,140	0	0	0	0	0	972	972	0	0	7,285
		正味価額	813	0	813	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	258	0	0	0	0	0	63	63	0	0	876
	電力設備	取得価額	436,231	156,781	279,450	2,795	0	2,795	0	2,879	0	0	87,137	41,444	7,834	11,892	22,988	4,801	1,757	2,415	2,173	1,012	108	473	86,294	8,976	2,937	12,602	1,211	262	0	0	1,244	0	0	13,455	13,455	0	0	449,687
		減価償却累計額	326,516	117,363	209,153	2,092	0	2,092	0	2,155	0	0	65,224	31,026	5,864	8,899	17,207	3,593	1,315	1,807	1,626	757	80	354	64,572	6,716	2,198	9,431	906	196	0	0	931	0	0	10,067	10,067	0	0	336,582
		正味価額	109,716	39,418	70,298	703	0	703	0	724	0	0	21,913	10,419	1,969	2,993	5,782	1,208	442	607	547	255	27	119	21,722	2,260	739	3,171	305	66	0	0	313	0	0	3,389	3,389	0	0	113,105
	電話番号案内設備	取得価額	57	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
		減価償却累計額	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		正味価額	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	総合監視システム	取得価額	15,560	3,709	11,850	2,144	0	2,144	13	4,341	8	0	1,268	665	74	369	452	101	23	46	41	17	1	9	1,415	153	19	953	85	3	0	0	19	0	1,398	839	839	0	0	16,398
		減価償却累計額	11,000	2,623	8,376	1,518	0	1,518	10	3,069	5	0	897	471	52	261	318	71	16	33	29	12	1	6	998	108	13	674	60	2	0	0	13	0	987	592	592	0	0	11,592
		正味価額	4,560	1,086	3,474	626	0	626	4	1,272	2	0	372	195	22	108	133	30	7	13	12	5	0	3	417	45	6	280	25	1	0	0	6	0	411	247	247	0	0	4,807
空中線設備		取得価額	20,299	0	20,299	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	11,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,054	2,075	0	0	0	0	0	0	243	243	0	0	20,543
		減価償却累計額	17,632	0	17,632	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,125	1,802	0	0	0	0	0	0	221	221	0	0	17,853
		正味価額	2,667	0	2,667	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	928	273	0	0	0	0	0	0	22	22	0	0	2,690
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目	設備区分等		第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,623	196,623	0	0	196,623
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180,910	180,910	0	0	180,910
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,712	15,712	0	0	15,712
線路設備	市内線路設備	取得価額	4,535,032	22,851	4,512,181	2,081,053	0	2,081,053	0	2,179,422	0	0	47,462	0	0	36,319	10,475	3,481	0	0	0	979	21	107	0	0	0	143,053	12,829	105	0	0	357	0	242,089	91,434	91,434	0	0	4,626,466
		減価償却累計額	3,571,541	21,204	3,550,338	1,846,326	0	1,846,326	0	1,469,803	0	0	44,023	0	0	34,111	9,716	3,229	0	0	0	908	20	99	0	0	0	132,943	11,961	97	0	0	331	0	224,444	61,959	61,959	0	0	3,633,500
		正味価額	963,491	1,647	961,844	234,727	0	234,727	0	709,619	0	0	3,438	0	0	2,208	759	252	0	0	0	71	1	8	0	0	0	10,110	868	8	0	0	26	0	17,645	29,475	29,475	0	0	992,966
	市外線路設備	取得価額	67,375	6,662	60,713	0	0	0	0	0	0	0	12,406	0	0	6,547	2,727	902	0	0	0	256	6	29	0	0	0	35,722	2,900	27	0	0	93	0	63,739	1,186	1,186	0	0	68,560
		減価償却累計額	63,846	6,310	57,536	0	0	0	0	0	0	0	11,754	0	0	6,211	2,584	855	0	0	0	242	5	27	0	0	0	33,849	2,749	26	0	0	88	0	60,370	1,121	1,121	0	0	64,967
		正味価額	3,529	352	3,177	0	0	0	0	0	0	0	652	0	0	336	143	47	0	0	0	13	0	2	0	0	0	1,873	151	1	0	0	5	0	3,369	64	64	0	0	3,593
土木設備		取得価額	3,276,680	41,895	3,234,785	927,171	0	927,171	0	1,885,756	0	0	83,713	0	0	51,248	18,451	6,122	0	0	0	1,726	37	191	0	0	0	245,027	20,650	185	0	0	629	0	433,771	5,514	5,514	0	0	3,282,194
		減価償却累計額	2,741,052	35,493	2,705,559	774,829	0	774,829	0	1,573,532	0	0	70,918	0	0	43,310	15,631	5,186	0	0	0	1,463	32	162	0	0	0	207,513	17,479	157	0	0	533	0	367,305	4,667	4,667	0	0	2,745,719
		正味価額	535,627	6,402	529,226	152,342	0	152,342	0	312,224	0	0	12,795	0	0	7,938	2,820	936	0	0	0	264	6	29	0	0	0	37,514	3,170	28	0	0	96	0	66,466	847	847	0	0	536,475
海底線設備		取得価額	8,172	758	7,414	27	0	27	0	0	0	0	1,598	0	0	598	352	117	0	0	0	33	1	4	0	0	0	4,452	336	4	0	0	12	0	8,105	41	41	0	0	8,214
		減価償却累計額	7,833	727	7,106	25	0	25	0	0	0	0	1,531	0	0	573	337	112	0	0	0	32	1	3	0	0	0	4,268	322	3	0	0	12	0	7,770	40	40	0	0	7,873
		正味価額	340	31	308	2	0	2	0	0	0	0	66	0	0	25	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	184	14	0	0	0	0	0	336	2	2	0	0	341
建物		取得価額	932,635	241,630	691,005	57,778	3,064	54,714	52,902	57,117	35,237	26	208,749	65,857	12,584	17,529	29,479	6,221	2,462	4,786	4,306	1,375	256	961	126,572	11,323	4,386	21,232	2,177	400	0	0	1,724	0	117,100	460,800	33,151	0	427,649	1,393,435
		減価償却累計額	725,137	187,879	537,258	44,873	2,366	42,506	41,116	44,306	27,388	19	162,380	51,236	9,795	13,626	22,935	4,840	1,915	3,726	3,353	1,070	198	746	98,461	8,807	3,413	16,504	1,692	311	0	0	1,341	0	91,094	349,628	25,780	0	323,848	1,074,764
		正味価額	207,498	53,752	153,747	12,905	698	12,207	11,786	12,811	7,848	6	46,369	14,621	2,789	3,902	6,544	1,382	546	1,060	954	305	58	215	28,111	2,516	973	4,729	485	89	0	0	383	0	26,006	111,172	7,371	0	103,801	318,670
構築物		取得価額	74,491	19,029	55,462	4,750	248	4,502	4,383	4,711	2,920	2	16,655	5,146	977	1,386	2,332	492	194	366	329	109	21	76	10,038	894	343	1,692	173	31	0	0	136	0	9,222	9,983	2,641	0	7,341	84,474
		減価償却累計額	57,489	14,683	42,807	3,666	191	3,475	3,384	3,636	2,254	2	12,852	3,971	754	1,070	1,799	380	150	283	254	84	16	59	7,750	691	264	1,306	133	24	0	0	105	0	7,117	7,701	2,039	0	5,662	65,190
		正味価額	17,002	4,346	12,656	1,084	57	1,027	999	1,075	666	0	3,803	1,176	223	316	532	112	44	83	75	25	5	17	2,288	203	78	386	39	7	0	0	31	0	2,105	2,282	603	0	1,679	19,284
機械及び装置		取得価額	9,972	1,632	8,339	2,752	102	2,650	78	3,330	39	17	814	290	27	144	91	23	17	4	4	9	5	10	284	24	22	387	38	2	0	0	6	0	722	3,475	1,032	0	2,443	13,447
		減価償却累計額	8,597	1,435	7,162	2,374	89	2,285	68	2,838	34	15	704	255	23	124	78	20	14	3	3	7	4	9	243	20	19	333	33	2	0	0	5	0	622	2,934	895	0	2,039	11,531
		正味価額	1,375	197	1,178	378	13	365	10	492	6	2	109	35	3	20	13	3	2	1	0	1	1	1	42	4	3	54	5	0	0	0	1	0	100	541	137	0	404	1,916
車両及び船舶		取得価額	1,676	858	817	317	4	313	2	121	0	0	127	136	7	31	16	5	2	1	1	1	2	3	36	3	1	18	2	0	0	0	1	0	101	309	309	0	0	1,984
		減価償却累計額	1,559	798	761	295	3	292	2	113	0	0	118	127	7	28	15	4	2	1	1	1	2	3	33	3	1	17	2	0	0	0	1	0	94	288	288	0	0	1,847
		正味価額	117	60	56	22	0	21	0	8	0	0	9	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	21	21	0	0	137
工具、器具及び備品		取得価額	70,754	18,788	51,966	13,673	2,628	11,046	723	19,791	425	21	6,429	3,186	232	1,141	897	204	117	52	47	55	85	197	3,371	312	147	1,386	196	16	0	0	58	0	5,124	67,801	11,445	0	56,356	138,555
		減価償却累計額	51,885	14,058	37,827	10,079	1,949	8,131	538	14,149	309	15	4,745	2,384	173	834	648	148	87	39	35	40	63	145	2,438	224	107	1,010	143	12	0	0	42	0	3,749	52,345	8,443	0	43,902	104,230
		正味価額	18,869	4,730	14,139	3,594	679	2,915	185	5,643	116	5	1,685	803	60	308	248	56	30	13	12	14	22	52	933	88	39	376	53	4	0	0	15	0	1,375	15,456	3,002	0	12,454	34,325
リース資産		取得価額	20,897	6,729	14,168	1,483	337	1,146	38	1,367	27	2	3,619	1,695	304	561	907	189	73	91	81	40	15	44	3,323	339	121	631	71	10	0	0	49	0	3,398	6,984	1,130	0	5,854	27,881
		減価償却累計額	2,230	635	1,595	333	76	257	9	293	6	0	309	143	22	59	70	15	6	6	6	3	3	7	253	25	10	70	9	1	0	0	4	0	294	1,516	195	0	1,321	3,746
		正味価額	18,667	6,094	12,573	1,150	261	889	29	1,073	21	1	3,310	1,552	281	502	837	174	67	84	76	37	12	37	3,070	314	111	561	62	9	0	0	46	0	3,103	5,468	935	0	4,533	24,135
土地		取得価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
建設仮勘定		取得価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
無形固定資産		取得価額	318,406	68,000	250,407	61,538	1,198	60,341	844	108,997	571	530	32,159	10,945	553	4,037	2,523	669	3,870	57	51	303	46	229	6,888	555	560	14,672	1,320	83	0	0	233	0	25,518	29,851	16,538	0	13,313	348,258
		減価償却累計額	262,630	53,017	209,614	50,982	649	50,332	602	93,645	415	361	26,299	8,679	434	3,283	1,930	524	3,760	42	38	248	30	170	4,868	384	391	12,539	1,114	68	0	0	187	0	20,933	18,294	11,377	0	6,918	280,924
		正味価額	55,776	14,983	40,793	10,557	549	10,008	242	15,352	156	169	5,860	2,266	120	753	593	145	110	15	13	56	16	58	2,021	172	169	2,133	206	15	0	0	47	0	4,585	11,557	5,161	0	6,396	67,333
設備区分毎の固定資産合計		取得価額	11,404,594	976,723	10,427,871	3,174,498	8,254	3,166,244	107,958	4,289,885	74,668	22,879	1,044,436	229,847	41,308	175,756	148,627	35,132	22,061	9,746	8,770	11,374	809	4,075	497,276	43,773	31,263	522,984	48,531	2,375	0	0	8,821	0	953,593	1,315,938	721,670	0	594,268	12,720,532
		減価償却累計額	9,183,441	721,606	8,461,835	2,742,925	5,323	2,737,601	87,857	3,207,760	59,714	17,412	909,283	184,999	34,448	150,931	123,371	29,721	20,384	7,359	6,619	10,084	583	2,884	402,525	36,721	28,252	454,960	42,052	2,077	0	0	6,422	0	812,060	952,713	569,023	0	383,690	10,136,154
		正味価額	2,221,153	255,117	1,966,036	431,573	2,931	428,643	20,101	1,082,125	14,954	5,467	135,153	44,848	6,861	24,825	25,256	5,411	1,676	2,387	2,151	1,291	226	1,191	94,752	7,052	3,011	68,024	6,478	298	0	0	2,398	0	141,533	363,225	152,647	0	210,578	2,584,378

（参考3）
設備区分別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）
（2023年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

設備区分等 ＼ 費用の項目	指定設備管理部門			
	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	OCU	回線管理運営
営業費	18,766	0	0	18,766
（再）貸倒損失	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0
施設保全費	69,405	68,561	105	739
共通費	4,700	3,855	21	824
管理費	6,896	5,150	21	1,725
試験研究費	822	811	11	0
通信設備使用料	11	6	4	0
租税公課	14,575	14,419	12	144
減価償却費	16,525	16,125	54	346
固定資産除却費	5,347	5,327	7	13
（再）除却損	589	585	0	3
合計	137,047	114,253	236	22,558

（参考4）

設備区分別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）

（2023年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	指定設備管理部門			
			端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	メタル加入者回線	OCU	回線管理運営
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	3,837	536	3,301	0
		減価償却累計額	3,778	493	3,285	0
		正味価額	59	43	16	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	1,602	1,069	532	0
		減価償却累計額	1,519	1,030	489	0
		正味価額	82	39	43	0
	無線機械設備	取得価額	224	224	0	0
		減価償却累計額	223	223	0	0
		正味価額	1	1	0	0
	電力設備	取得価額	2,795	1,984	811	0
		減価償却累計額	2,092	1,485	607	0
		正味価額	703	499	204	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	2,144	2,137	7	0
		減価償却累計額	1,518	1,513	5	0
		正味価額	626	624	2	0
空中線設備		取得価額	17	17	0	0
		減価償却累計額	13	13	0	0
		正味価額	4	4	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,081,053	2,081,053	0	0
		減価償却累計額	1,846,326	1,846,326	0	0
		正味価額	234,727	234,727	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備		取得価額	927,171	927,171	0	0
		減価償却累計額	774,829	774,829	0	0
		正味価額	152,342	152,342	0	0
海底線設備		取得価額	27	27	0	0
		減価償却累計額	25	25	0	0
		正味価額	2	2	0	0
建物		取得価額	57,778	53,460	1,254	3,064
		減価償却累計額	44,873	41,531	976	2,366
		正味価額	12,905	11,929	278	698
構築物		取得価額	4,750	4,404	98	248
		減価償却累計額	3,666	3,399	76	191
		正味価額	1,084	1,005	22	57
機械及び装置		取得価額	2,752	2,644	5	102
		減価償却累計額	2,374	2,280	5	89
		正味価額	378	364	1	13
車両及び船舶		取得価額	317	313	1	4
		減価償却累計額	295	291	1	3
		正味価額	22	21	0	0
工具、器具及び備品		取得価額	13,673	10,999	47	2,628
		減価償却累計額	10,079	8,096	35	1,949
		正味価額	3,594	2,903	12	679
リース資産		取得価額	1,483	1,114	32	337
		減価償却累計額	333	255	3	76
		正味価額	1,150	859	30	261
土地		取得価額	7,610	6,810	126	674
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	7,610	6,810	126	674
建設仮勘定		取得価額	5,728	5,723	5	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	5,728	5,723	5	0
無形固定資産		取得価額	61,538	60,087	254	1,198
		減価償却累計額	50,982	50,124	209	649
		正味価額	10,557	9,963	45	549
合計		取得価額	3,174,498	3,159,771	6,473	8,254
		減価償却累計額	2,742,925	2,731,913	5,688	5,323
		正味価額	431,573	427,858	785	2,931

網使用料算定根拠

県内NGN

＜東日本＞

目　次

Ⅰ.算定手順 ---- 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定
1. 設備別原価の算定 ---- 3
2. 機能別原価の算定及び料金の設定 ---- 8
3. 前期料金適用期間における乖離額の算定 ---- 24
4. その他の乖離額等の算定 ---- 26
5. その他の機能の原価の算定及び料金の設定 ---- 27

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 ---- 29

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 ---- 30

Ⅴ.資本構成比率の算定 ---- 31

Ⅵ.他人資本利子率の算定 ---- 32

Ⅶ.自己資本利益率の算定 ---- 33

Ⅷ.利益対応税率の算定 ---- 34

Ⅸ.料金設定に用いた設備数及びトラヒック ---- 36

Ⅹ.料金設定に使用する貸倒率 ---- 37

（別紙）
1. コストの分計に用いた契約数比等 ---- 38
2. コストの分計に用いた取得資産価額比等 ---- 38
3. コストの分計に用いたトラヒック比等 ---- 38
4. コストの分計に用いたトラヒック比等 ---- 38
5. QoS制御係数算出の考え方 ---- 39
6. QoS制御係数の算出 ---- 40
7. 帯域制御係数の設定 ---- 41

（別添）
1. 収容ルータの設備管理運営費 ---- 42
2. 収容ルータの固定資産 ---- 43
3. 中継ルータの設備管理運営費 ---- 44
4. 中継ルータの固定資産 ---- 45
5. SIPサーバの設備管理運営費 ---- 46
6. SIPサーバの固定資産 ---- 47
7. ゲートウェイルータの設備管理運営費 ---- 48
8. ゲートウェイルータの固定資産 ---- 49
9. 収容ルータ（SNI等）の設備管理運営費 ---- 50
10. 収容ルータ（SNI等）の固定資産 ---- 51
11. 網終端装置（ISP）の設備管理運営費 ---- 52
12. 網終端装置（ISP）の固定資産 ---- 53
13. 伝送路の設備管理運営費 ---- 54
14. 伝送路の固定資産 ---- 55
15. セッションボーダコントローラの設備管理運営費 ---- 56
16. セッションボーダコントローラの固定資産 ---- 57
17. ENUMサーバの設備管理運営費 ---- 58
18. ENUMサーバの固定資産 ---- 59
19. IP電話用DNSサーバの設備管理運営費 ---- 60
20. IP電話用DNSサーバの固定資産 ---- 61

（参考）
1. 設備区分別費用明細表 ---- 62
2. 設備区分別固定資産明細表 ---- 63
3. 設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備等の内訳） ---- 65
4. 設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備等の内訳） ---- 66
5. 設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳） ---- 67
6. 設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳） ---- 68

Ⅰ．算定手順

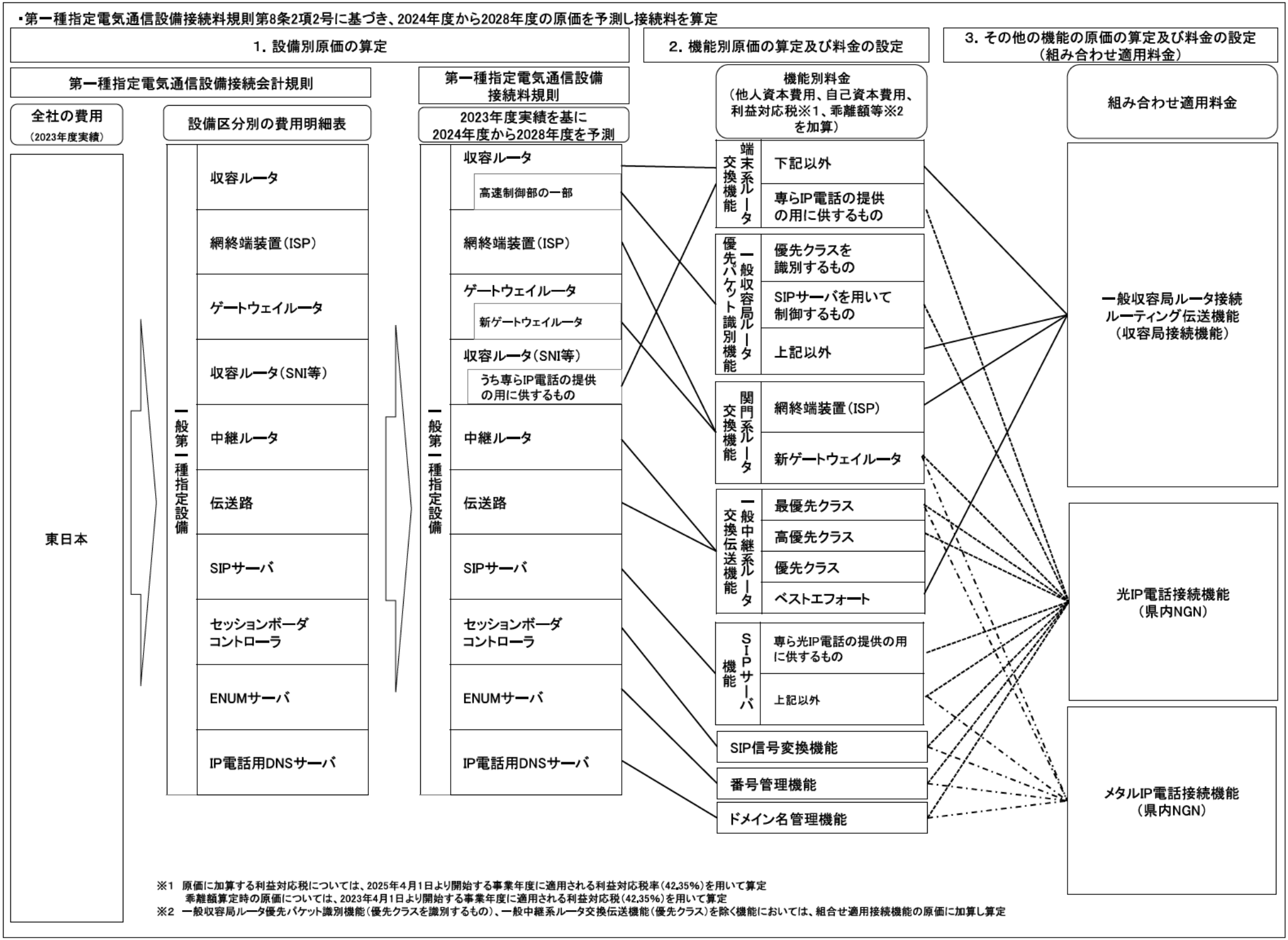

※1　原価に加算する利益対応税については、2025年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定
　　乖離額算定時の原価については、2023年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税（42.35%）を用いて算定
※2　一般収容局ルータ優先パケット識別機能（優先クラスを識別するもの）、一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラス）を除く機能においては、組合せ適用接続機能の原価に加算し算定

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定

1．設備別原価の算定

1ー1，2024年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	収容ルータ	収容ルータ（1Gbps）	収容ルータ（10Gbps）	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	新ゲートウェイルータ（再掲）	収容ルータ（SNI等）	SNIルータ（再掲）（IP電話）	網終端装置（ISP）	伝送路	ダークファイバ以外	ダークファイバ	セッションボーダコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	備考
①設備管理運営費	27,147	25,091	2,056	964	9,696	40	5	773	289	15,187	9,453	8,974	479	159	226	65	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
②他人資本費用	41	36	4	2	16	0	0	1	1	20	37	35	2	0	0	0	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,077	1,859	218	83	835	3	1	68	26	1,037	1,897	1,777	120	14	20	6	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	887	794	93	35	357	1	0	29	11	443	810	759	51	6	9	3	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	30,152	27,780	2,371	1,084	10,904	44	6	871	327	16,687	12,197	11,545	652	179	255	74	①+②+③+④
⑥正味固定資産	46,209	41,257	4,952	1,860	18,712	73	16	1,524	594	22,913	44,126	41,326	2,800	314	441	128	（別添2）、（別添4）、（別添6）、（別添8）、（別添10）、（別添12）、（別添14）、（別添16）、（別添18）、（別添20）より
⑦投資等	166	149	18	7	67	0	0	5	2	82	159	149	10	1	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	818	730	88	33	331	1	0	27	11	406	781	731	50	6	8	2	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,686	2,511	175	89	931	4	1	73	27	1,511	477	455	22	13	18	5	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ	49,879	44,647	5,233	1,989	20,041	78	17	1,629	634	24,912	45,543	42,661	2,882	334	469	135	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	8,267	7,400	867	330	3,322	13	3	270	105	4,129	7,549	7,071	478	55	78	22	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	694	649	45	25	289	1	0	19	7	381	553	414	139	2	3	1	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
⑬減価償却費	4,942	4,329	613	223	1,950	10	1	168	65	2,670	5,063	4,909	154	56	79	23	
⑭固定資産除却損	25	25	0	1	11	0	0	2	0	50	19	11	8	0	0	0	

（単位：百万円）

区分	収容ルータ	収容ルータ（1Gbps）	収容ルータ（10Gbps）	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	新ゲートウェイルータ（再掲）	収容ルータ（SNI等）	SNIルータ（IP電話）（再掲）	網終端装置（ISP）	伝送路	ダークファイバ以外	ダークファイバ	セッションボーダコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	備考
①設備管理運営費	28,857	24,425	4,432	1,052	11,821	5	5	789	281	12,091	9,644	9,137	507	164	235	67	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
②他人資本費用	44	35	9	2	22	0	0	1	0	16	37	34	3	0	0	0	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,324	1,854	470	94	1,157	1	1	71	26	835	1,935	1,797	138	15	21	6	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	992	792	201	40	494	0	0	30	11	356	826	767	59	6	9	3	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	32,217	27,106	5,112	1,188	13,494	6	6	891	318	13,298	12,442	11,735	707	185	265	76	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	50,217	39,852	10,365	2,045	25,288	15	15	1,537	556	17,854	43,608	40,492	3,116	320	451	128	（別添2）、（別添4）、（別添6）、（別添8）、（別添10）、（別添12）、（別添14）、（別添16）、（別添18）、（別添20）より
⑦投資等	181	143	37	7	91	0	0	6	2	64	157	146	11	1	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	889	705	183	36	448	0	0	27	10	316	772	717	55	6	8	2	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,777	2,428	349	97	1,087	1	1	74	26	1,189	471	449	22	13	19	5	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ	54,064	43,128	10,934	2,185	26,914	16	16	1,644	594	19,423	45,008	41,804	3,204	340	480	135	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	8,961	7,148	1,812	362	4,461	3	3	272	98	3,219	7,460	6,929	531	56	80	22	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	721	627	94	27	391	0	0	20	7	297	561	406	155	2	3	1	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
⑬減価償却費	5,614	4,349	1,265	252	2,717	1	1	177	64	2,244	5,294	5,129	165	59	84	25	
⑭固定資産除却損	306	25	281	1	15	0	0	2	0	42	20	11	9	0	0	0	

1ー3，2026年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	収容ルータ	収容ルータ（1Gbps）	収容ルータ（10Gbps）	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	新ゲートウェイルータ（再掲）	収容ルータ（SNI等）	SNIルータ（再掲）（IP電話）	網終端装置（ISP）	伝送路	ダークファイバ以外	ダークファイバ	セッションボーダコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	備考
①設備管理運営費	29,800	22,395	7,405	1,136	13,497	5	5	803	274	11,132	9,859	9,321	538	162	232	66	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
②他人資本費用	46	29	16	2	27	0	0	1	0	15	36	33	3	0	0	0	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,404	1,552	852	102	1,417	1	1	71	24	780	1,910	1,758	152	14	20	6	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1,026	663	364	44	605	0	0	30	10	333	815	751	65	6	9	3	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	33,276	24,639	8,637	1,284	15,546	6	6	905	308	12,260	12,620	11,863	758	182	261	75	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	52,113	33,302	18,811	2,216	31,105	14	14	1,542	518	16,679	43,029	39,599	3,430	308	433	123	（別添2）、（別添4）、（別添6）、（別添8）、（別添10）、（別添12）、（別添14）、（別添16）、（別添18）、（別添20）より
⑦投資等	188	120	68	8	112	0	0	6	2	60	155	143	12	1	2	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	922	589	333	39	551	0	0	27	9	295	762	701	61	5	8	2	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,704	2,088	616	105	1,196	1	1	74	26	1,117	480	458	22	13	18	5	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ	55,927	36,099	19,828	2,368	32,964	15	15	1,649	555	18,151	44,426	40,901	3,525	327	461	130	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	9,270	5,983	3,286	392	5,464	2	2	273	92	3,009	7,364	6,779	584	54	76	22	⑱ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	695	524	171	29	481	0	0	21	7	277	568	397	171	2	3	1	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
⑬減価償却費	6,128	3,822	2,306	270	3,428	1	1	186	63	1,883	5,429	5,252	177	59	84	25	
⑭固定資産除却損	1,344	1,344	0	1	20	0	0	2	0	35	22	11	11	0	0	0	

1ー4，2027年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	収容ルータ	収容ルータ（1Gbps）	収容ルータ（10Gbps）	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	新ゲートウェイルータ（再掲）	収容ルータ（SNI等）	SNIルータ（IP電話）（再掲）	網終端装置（ISP）	伝送路	ダークファイバ以外	ダークファイバ	セッションボーダコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	備考
①設備管理運営費	26,080	15,937	10,143	1,214	13,306	5	5	786	269	10,640	9,954	9,395	559	260	369	107	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
②他人資本費用	42	20	22	2	27	0	0	1	0	14	35	32	3	0	1	0	⑱レートベース×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,203	1,053	1,150	109	1,406	1	1	66	22	758	1,850	1,689	161	25	35	10	⑱レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	941	450	491	47	600	0	0	28	9	324	790	721	69	11	15	4	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	29,266	17,460	11,806	1,372	15,339	6	6	881	300	11,736	12,629	11,837	792	296	420	121	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	47,939	22,557	25,382	2,379	30,894	13	13	1,433	482	16,208	41,661	38,013	3,648	539	758	217	（別添2）、（別添4）、（別添6）、（別添8）、（別添10）、（別添12）、（別添14）、（別添16）、（別添18）、（別添20）より
⑦投資等	173	81	91	9	111	0	0	5	2	58	150	137	13	2	3	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	849	399	449	42	547	0	0	25	9	287	737	673	65	10	13	4	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	2,299	1,465	835	112	1,155	1	1	73	25	1,086	487	465	22	20	29	8	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑱レートベース	51,260	24,502	26,757	2,542	32,707	14	14	1,536	518	17,639	43,035	39,288	3,748	571	803	230	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	8,496	4,061	4,435	421	5,421	2	2	255	86	2,924	7,133	6,512	621	95	133	38	⑱レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	586	355	231	31	478	0	0	20	7	269	563	381	182	4	5	2	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
⑬減価償却費	6,027	2,791	3,236	283	3,570	1	1	184	63	1,657	5,469	5,282	187	97	135	41	
⑭固定資産除却損	1,072	1,072	0	1	21	0	0	2	0	28	23	11	12	0	0	0	

1ー5. 2028年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	収容ルータ	収容ルータ（1Gbps）	収容ルータ（10Gbps）	中継ルータ	SIPサーバ	ゲートウェイルータ	新ゲートウェイルータ（再掲）	収容ルータ（SNI等）	SNIルータ（再掲）（IP電話）	網終端装置（ISP）	伝送路	ダークファイバ以外	ダークファイバ	セッションボーダコントローラ	ENUMサーバ	IP電話用DNSサーバ	備考
①設備管理運営費	21,202	9,832	11,370	1,291	11,683	6	6	768	262	10,324	9,880	9,307	573	276	392	113	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
②他人資本費用	35	12	23	2	23	0	0	1	0	14	34	30	3	1	1	0	⑱レートベース×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	1,866	633	1,233	117	1,189	1	1	61	21	742	1,771	1,603	168	29	41	12	⑱レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	797	270	526	50	508	0	0	26	9	317	756	684	72	12	18	5	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	23,900	10,747	13,152	1,460	13,403	7	7	856	292	11,397	12,441	11,624	816	318	452	130	①＋②＋③＋④
⑥正味固定資産	40,689	13,512	27,177	2,541	26,100	13	13	1,326	446	15,871	39,853	36,055	3,798	643	904	260	（別添2）、（別添4）、（別添6）、（別添8）、（別添10）、（別添12）、（別添14）、（別添16）、（別添18）、（別添20）より
⑦投資等	146	49	98	9	94	0	0	5	2	57	143	130	14	2	3	1	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	720	239	481	45	462	0	0	23	8	281	705	638	67	11	16	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	1,844	916	928	121	999	1	1	71	24	1,060	499	477	22	21	30	8	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑱レートベース	43,399	14,716	28,684	2,716	27,655	14	14	1,425	480	17,269	41,200	37,300	3,901	677	953	274	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	7,193	2,439	4,754	450	4,584	2	2	236	80	2,862	6,829	6,182	647	112	158	45	⑱レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	460	213	247	33	404	0	0	18	6	263	550	361	189	5	6	2	（別添1）、（別添3）、（別添5）、（別添7）、（別添9）、（別添11）、（別添13）、（別添15）、（別添17）、（別添19）より
⑬減価償却費	5,430	1,731	3,699	293	3,271	2	2	182	62	1,558	5,311	5,117	194	106	148	45	
⑭固定資産除却損	561	561	0	1	19	0	0	2	0	23	24	11	13	0	0	0	

2．機能別原価の算定及び料金の設定

A．端末系ルータ交換機能

（1）1Gbit/sタイプのうち、（2）以外

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	84,113	（別紙1）の2の（1）のb
②装置数 （装置）	15,146	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（1）
③料金 （円/装置・月）	462,790	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）1Gbit/sタイプのうち、専らIP電話の提供の用に供するもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	1,300	1の⑤SNIルータ（IP電話） ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②装置数 （装置）	221	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（4）
③料金 （円/装置・月）	490,196	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（3）10Gbit/sタイプ

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	38,041	（別紙1）の2の（1）のc
②装置数 （装置）	3,182	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（2）
③料金 （円/装置・月）	996,255	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

B．一般収容局ルータ優先パケット識別機能（1Gbit/sタイプ・10Gbit/sタイプ）

（1）SIPサーバを用いて制御するもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	1,419	（別紙1）の2の（2）のb
②ひかり電話施設数 （千ch）	39,329	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの5のa
③料金 （円/ch・月）	3.01	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）優先クラスを識別するもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	3.6547	（別紙1）の2の（2）のa
②契約数 （千契約）	106	Ⅸ．料金算定に用いた設備数及びトラヒックの3
③料金 （円/契約・月）	2.87	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（3）上記以外

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	2,621	（別紙1）の2の（2）のc
②装置数 （装置）	18,328	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（1）＋（2）
③料金 （円/装置・月）	11,917	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

C．関門系ルータ交換機能

（1）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちPPPoE方式で接続する場合

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	52,863	1の⑤網終端装置（ISP） ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②装置数 （装置）	12,208	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（3）
③料金 （円/装置・月）	360,849	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	27	1の⑤ゲートウェイルータ（新ゲートウェイルータ） ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②通信時間 （千時間）	967,361	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑤+⑥
③料金 （円/秒）	0.000007753	①÷②÷12ヶ月×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

D．SIPサーバ機能

（1）（2）以外の場合

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	19,825	（別紙2）の2のa
②通信回数 （千回）	42,807,528	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑦
③料金 （円/回）	0.46312	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）専ら光IP電話の提供の用に供するもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	40,683	（別紙2）の2のb
②通信回数 （千回）	32,793,159	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の①+⑩
③料金 （円/回）	1.24059	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

E．SIP信号変換機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	1,026	1の⑤セッションボーダコントローラ ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②通信回数 （千回）	33,979,067	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑧
③料金 （円/回）	0.030195	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

F．番号管理機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	1,462	1の⑤ENUMサーバ ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②通信回数 （千回）	42,807,528	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑦
③料金 （円/回）	0.034153	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

G．ドメイン名管理機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	421	1の⑤IP電話用DNSサーバ ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②通信回数 （千回）	24,177,173	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の③
③料金 （円/回）	0.017413	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

H．一般中継系ルータ交換伝送機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度				備考
	中継ルータ	伝送路			
		ダークファイバ以外	ダークファイバ		
①原価 （百万円）	5,575	49,945	3,236	58,756	1の⑤中継ルータ、伝送路 ※2024年度-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）
②通信量 （Mbit）	2,187,655,276,846,900	－	－	－	Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（2）のウのg
	－	2,266,675,272,508,900			Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（2）のエのg
③料金（円/Mbit）	0.000002548	0.000022034	0.000001428	0.000026010	①÷②×（1＋Ⅹ．料金設定に使用する貸倒率）

a．ベストエフォートクラスのもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度				備考
	(ア)中継ルータ	伝送路			
		(イ)ダークファイバ以外	(ウ)ダークファイバ		
料金(円/Mbit)	0.000002548	0.000022034	0.000001428	0.000026010	Hの③×（別紙6）の5のベストエフォート

b．優先クラスのもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度				備考
	(ア)中継ルータ	伝送路			
		(イ)ダークファイバ以外	(ウ)ダークファイバ		
料金(円/Mbit)	0.000002963	0.000025626	0.000001661	0.000030250	Hの③×（別紙6）の5の優先クラス

c．高優先クラスのもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度				備考
	(ア)中継ルータ	伝送路			
		(イ)ダークファイバ以外	(ウ)ダークファイバ		
料金(円/Mbit)	0.000003205	0.000027719	0.000001796	0.000032720	Hの③×（別紙6）の5の高優先クラス

d．最優先クラスのもの

区分	2024年度第4四半期-2028年度				備考
	(ア)中継ルータ	伝送路			
		(イ)ダークファイバ以外	(ウ)ダークファイバ		
料金(円/Mbit)	0.000003221	0.000027851	0.000001805	0.000032877	Hの③×（別紙6）の5の最優先クラス

C. 関門系ルータ交換機能

(4) 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第7欄で接続するもののうちIPoE方式で接続する場合

(ｱ)東京都内の設置場所において接続する場合

①接続対象地域を東日本全域とするもの

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

(単位:千円)

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	557,337	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	110,684	
③他人資本費用	244	
④自己資本費用	735	
⑤利益対応税	354	
⑥合計	112,017	(②+③+④+⑤)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額

(単位:千円)

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	713	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

(単位:千円)

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	111,749	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額

(単位:千円)

区分	調整額	備考
①調整額	981	((a)の⑥+(b)の①)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)ー(c)の①

(e)原価

(単位:千円)

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	244,298	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	42,406	
③他人資本費用	111	
④自己資本費用	334	
⑤利益対応税	162	
⑥調整額	981	(d)の①より
⑦合計	43,994	(②+③+④+⑤+⑥)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(2)料金の設定

(単位:円)

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	8	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	458,271	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

②接続対象地域を東京都内とするもの

（1）原価の算定

（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	542,609	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	124,812	
③他人資本費用	237	
④自己資本費用	715	
⑤利益対応税	345	
⑥合計	126,109	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	金額等	備考
①ポート数（ポート）	62	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	169,501	（1）の⑥÷（2）の①÷12ヶ月

（イ）千葉県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（a）前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	296,895	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	52,392	
③他人資本費用	126	
④自己資本費用	378	
⑤利益対応税	183	
⑥合計	53,079	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（b）前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	245	2023年度適用料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	52,854	2024年3月末時点の適用料金より

（d）調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	470	（(a)の⑥＋(b)の①）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－(c)の①

（e）原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	296,895	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	52,392	
③他人資本費用	126	
④自己資本費用	378	
⑤利益対応税	183	
⑥調整額	470	(d)の①より
⑦合計	53,549	（②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数（ポート）	23	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	194,018	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

(ウ)埼玉県内の設置場所において接続する場合

(1)原価の算定

(a)前々算定期間における費用

(単位:千円)

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	322,829	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	58,049	
③他人資本費用	137	
④自己資本費用	412	
⑤利益対応税	199	
⑥合計	58,797	(②+③+④+⑤)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額

(単位:千円)

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	258	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

(単位:千円)

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	58,537	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額

(単位:千円)

区分	調整額	備考
①調整額	518	((a)の⑥+(b)の①)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)ー(c)の①

(e)原価

(単位:千円)

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	325,199	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	58,566	
③他人資本費用	138	
④自己資本費用	415	
⑤利益対応税	200	
⑥調整額	518	(d)の①より
⑦合計	59,837	(②+③+④+⑤+⑥)×(1+ⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(2)料金の設定

(単位:円)

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	28	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	178,086	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

（エ）神奈川県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（a）前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	334,702	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	60,638	
③他人資本費用	142	
④自己資本費用	427	
⑤利益対応税	206	
⑥合計	61,413	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（b）前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	268	2023年度適用料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	61,141	2024年3月末時点の適用料金より

（d）調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	540	（（a）の⑥＋（b）の①）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－（c）の①

（e）原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	364,193	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	67,071	
③他人資本費用	154	
④自己資本費用	465	
⑤利益対応税	225	
⑥調整額	540	（d）の①より
⑦合計	68,455	（②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数（ポート）	34	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	167,782	（1）の（e）⑦÷（2）の①÷12ヶ月

（オ）茨城県内及び栃木県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（a）前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	221,541	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	35,957	
③他人資本費用	94	
④自己資本費用	282	
⑤利益対応税	136	
⑥合計	36,469	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（b）前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	122	2023年度適用料金において加算した調整額

（c）前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	36,259	2024年3月末時点の適用料金より

（d）調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	332	（（a）の⑥＋（b）の①）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－（c）の①

（e）原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	223,886	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	36,468	
③他人資本費用	95	
④自己資本費用	285	
⑤利益対応税	138	
⑥調整額	332	（d）の①より
⑦合計	37,318	（②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数（ポート）	5	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	621,967	（1）の（e）⑦÷（2）の①÷12ヶ月

(カ) 北海道内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

(a)前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	282,436	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	52,964	
③他人資本費用	127	
④自己資本費用	383	
⑤利益対応税	185	
⑥合計	53,659	(②＋③＋④＋⑤)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	185	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	53,368	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	476	((a)の⑥＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の①

(e)原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	292,445	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	51,497	
③他人資本費用	124	
④自己資本費用	373	
⑤利益対応税	180	
⑥調整額	476	(d)の①より
⑦合計	52,650	(②＋③＋④＋⑤＋⑥)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	22	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	199,432	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

(ｷ)宮城県内及び山形県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

(a)前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	325,597	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	62,378	
③他人資本費用	146	
④自己資本費用	439	
⑤利益対応税	212	
⑥合計	63,175	(②＋③＋④＋⑤)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	242	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	62,860	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	557	((a)の⑥＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の①

(e)原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	330,338	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	59,762	
③他人資本費用	140	
④自己資本費用	422	
⑤利益対応税	204	
⑥調整額	557	(d)の①より
⑦合計	61,085	(②＋③＋④＋⑤＋⑥)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	31	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	164,207	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

(ｸ)群馬県内及び山梨県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

(a)前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	288,048	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	54,188	
③他人資本費用	130	
④自己資本費用	391	
⑤利益対応税	189	
⑥合計	54,898	(②＋③＋④＋⑤)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	125	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	54,534	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	489	((a)の⑥＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の①

(e)原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	295,158	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	52,089	
③他人資本費用	125	
④自己資本費用	376	
⑤利益対応税	182	
⑥調整額	489	(d)の①より
⑦合計	53,261	(②＋③＋④＋⑤＋⑥)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	24	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	184,934	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

(ケ)茨城県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

(a)前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	218,272	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	37,244	
③他人資本費用	100	
④自己資本費用	301	
⑤利益対応税	145	
⑥合計	37,790	(②＋③＋④＋⑤)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	0	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	37,431	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	359	((a)の⑥＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の①

(e)原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	218,272	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	37,244	
③他人資本費用	100	
④自己資本費用	301	
⑤利益対応税	145	
⑥調整額	359	(d)の①より
⑦合計	38,149	(②＋③＋④＋⑤＋⑥)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	10	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	317,908	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

(ｺ)栃木県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

(a)前々算定期間における費用　　（単位：千円）

区分	金額等	備考
①取得固定資産価額	195,049	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2024年3月末時点の利用実績に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2023年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	32,179	
③他人資本費用	90	
④自己資本費用	271	
⑤利益対応税	131	
⑥合計	32,671	(②＋③＋④＋⑤)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(b)前々算定期間における調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①前々算定期間における調整額	0	2023年度適用料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入　　（単位：千円）

区分	収入等	備考
①前々算定期間における接続料金	32,355	2024年3月末時点の適用料金より

(d)調整額　　（単位：千円）

区分	調整額	備考
①調整額	316	((a)の⑥＋(b)の①)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)－(c)の①

(e)原価　　（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	195,049	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	32,179	
③他人資本費用	90	
④自己資本費用	271	
⑤利益対応税	131	
⑥調整額	316	(d)の①より
⑦合計	32,987	(②＋③＋④＋⑤＋⑥)×(1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	料金等	備考
①ポート数(ポート)	7	2025年4月1日時点のポート数
②接続料金(ポート・月額)	392,702	(1)の(e)⑦÷(2)の①÷12ヶ月

（サ）群馬県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	205,754	
②設備管理運営費	37,865	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定
③他人資本費用	94	
④自己資本費用	283	①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑤利益対応税	137	
⑥合計	38,379	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	金額等	備考
①ポート数（ポート）	3	2025年4月末時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	1,066,083	（1）の⑥÷（2）の①÷12ヶ月

（シ）新潟県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	204,220	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定 ①取得固定資産額について、2025年4月1日時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②設備管理運営費	37,531	
③他人資本費用	93	
④自己資本費用	281	
⑤利益対応税	136	
⑥合計	38,041	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	金額等	備考
①ポート数（ポート）	2	2025年4月末時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	1,585,042	（1）の⑥÷（2）の①÷12ヶ月

（ス）宮城県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	207,289	
②設備管理運営費	38,200	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定
③他人資本費用	95	
④自己資本費用	285	①取得固定資産額について、2025年5月末時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑤利益対応税	138	
⑥合計	38,718	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	金額等	備考
①ポート数（ポート）	4	2025年5月末時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	806,625	（1）の⑥÷（2）の①÷12ヶ月

（セ）福島県内の設置場所において接続する場合

（1）原価の算定

（単位：千円）

区分	コスト等	備考
①取得固定資産価額	204,220	
②設備管理運営費	37,531	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定
③他人資本費用	93	①取得固定資産額について、2025年5月末時点の利用見込に基づき、当該電気通信設備を構成する共通部、スロット、パッケージを取得年度毎に算出した値を合算したもの また、⑤利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(Ⅷより))を用いて算定したもの
④自己資本費用	281	
⑤利益対応税	136	
⑥合計	38,041	（②＋③＋④＋⑤）×（1＋ⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）料金の設定

（単位：円）

区分	金額等	備考
①ポート数（ポート）	2	2025年5月末時点のポート数
②接続料金（ポート・月額）	1,585,042	（1）の⑥÷（2）の①÷12ヶ月

3. 前期料金適用期間における乖離額

A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）※収容局接続機能

a.一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）※収容局接続機能

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	17,710	16,841	▲869	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	202,807	192,856	▲9,951	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの3のaの③×①×12ヶ月
③原価（百万円）	202,807	217,504	14,697	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	24,648	24,648	③-②

b.（再掲）端末系ルータ交換機能（1Gbit/sタイプ）

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	17,710	16,841	▲869	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	86,424	82,183	▲4,241	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のAの（1）の③×①×12ヶ月
③原価（百万円）	86,424	90,183	3,759	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	8,000	8,000	③-②

c.（再掲）一般収容局ルータ優先パケット識別機能（1Gbit/sタイプ）※SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するものを除く

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	17,710	16,841	▲869	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	1,757	1,671	▲86	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のBの（3）の③×①×12ヶ月
③原価（百万円）	1,757	1,907	150	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	236	236	③-②

d.（再掲）その他

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	-	-	-	
②収入（百万円）	114,626	109,002	▲5,624	a-b-c
③原価（百万円）	114,626	125,414	10,788	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	16,412	16,412	③-②

e. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）の原価に加算するその他乖離額の分計

		-	-	乖離額	備考
乖離額（百万円）		-	-	16,412	dの④
	①収容局接続機能（1Gbit/sタイプ）	-	-	11,688	①×（5のAの⑤÷（5のAの⑤＋5のBの⑤））
	②収容局接続機能（10Gbit/sタイプ）	-	-	4,724	①×（5のBの⑤÷（5のAの⑤＋5のBの⑤））

B. 端末系ルータ交換機能（10Gbit/sタイプ）

	2020年度-2024年度第3四半期の予測	2020年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	215	246	31	2020年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	1,819	2,082	263	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインターフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのAの（1）の③×①×12ヶ月
③原価（百万円）	1,819	4,158	2,339	2020年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	2,076	2,076	③-②

C. 一般収容局ルータ優先パケット識別機能（10Gbit/sタイプ）※SIPサーバを用いて制御するもの及び優先クラスを識別するものを除く

	2020年度-2024年度第3四半期の予測	2020年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（装置）	215	246	31	2020年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	61	70	9	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインターフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのAの（2）のbの③×①×12ヶ月
③原価（百万円）	61	88	27	2020年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	18	18	③-②

D. 光IP電話接続機能（県内NGN）の回数比例

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（百万回）	27,684	26,607	▲1,076	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	23,094	22,196	▲898	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの3のbの⑤×①
③原価（百万円）	23,094	27,241	4,147	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	5,045	5,045	③-②

E. 光IP電話接続機能（県内NGN）の時間比例

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（百万時間）	820	806	▲14	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入（百万円）	5,863	5,765	▲98	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの3のbの⑥×3600秒×①
③原価（百万円）	5,863	5,856	▲7	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額（百万円）	0	91	91	③-②

F. 一般収容局ルータ優先パケット識別機能（優先クラスを識別するもの）

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要 （契約数）	105,475	58,161	▲47,314	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	3.0751	1.6960	▲1.3791	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のBの（2）の③×①×12ヶ月
③原価 （百万円）	3.0751	1.7529	▲1.3222	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0.0000	0.0569	0.0569	③-②

G-1. 一般中継系ルータ交換伝送機能

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要 （Mbit）	-	-	-	
中継ルータ	834,634,674	1,240,482,315	405,847,640	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
ダークファイバ以外	920,323,086	1,316,973,027	396,649,942	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
ダークファイバ	920,323,086	1,316,973,027	396,649,942	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	44,987	64,903	19,916	
中継ルータ	9,539	14,177	4,638	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のIの③×①
ダークファイバ以外	33,642	48,142	14,500	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のIの③×①
ダークファイバ	1,806	2,584	778	2021年度網使用料算定根拠（NGN）のⅡの2のIの③×①
③原価 （百万円）	44,987	54,780	9,793	
中継ルータ	9,539	7,821	▲1,718	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
ダークファイバ以外	33,642	44,587	10,945	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
ダークファイバ	1,806	2,372	566	2021年度-2024年度第3四半期の実績における2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0	▲10,123	▲10,123	
a.中継ルータ	0	▲6,356	▲6,356	③-②
b.ダークファイバ以外	0	▲3,555	▲3,555	③-②
c.ダークファイバ	0	▲212	▲212	③-②

G-2. 一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラスのもの）の乖離額単金

	-	-	乖離額単金	備考
①ベストエフォート（円/Mbit）	-	-	▲0.000004567	
a.中継ルータ	-	-	▲0.000002905	G-1の④のa÷Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（2）のウのg
b.ダークファイバ以外	-	-	▲0.000001568	G-1の④のb÷Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（2）のエのg
c.ダークファイバ	-	-	▲0.000000094	G-1の④のc÷Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（2）のエのg
②優先クラス（円/Mbit）	-	-	▲0.000005312	
中継ルータ	-	-	▲0.000003379	①のa×（別紙6）の5の優先クラス
ダークファイバ以外	-	-	▲0.000001824	①のb×（別紙6）の5の優先クラス
ダークファイバ	-	-	▲0.000000109	①のc×（別紙6）の5の優先クラス

4. その他の乖離額等

A. 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能

a.特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（ATMインタフェースにより符号伝送が可能なもの）

	2021年度-2023年度第3四半期	備考
①需要 （装置、ポート）	8,444	2021年度-2023年度第3四半期の実績を合計したもの
②収入 （百万円）	6,156	各年度の実績需要に各年度の適用網使用料を乗じたもの
③原価 （百万円）	10,316	2021年度-2023年度第3四半期の実績を合計したもの
④適用接続料算定時における乖離額 （百万円）	▲4,346	2021年度-2022年度の乖離額を合計したもの
⑤乖離額 （百万円）	▲186	③+④-②

b. 特別収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（ISDN一次群速度ユーザ・網インタフェースにより符号伝送が可能なもの）

	2021年度-2023年度第3四半期	備考
①需要 （装置、ポート）	34,758	2021年度-2023年度第3四半期の実績を合計したもの
②収入 （百万円）	1,521	各年度の実績需要に各年度の適用網使用料を乗じたもの
③原価 （百万円）	2,091	2021年度-2023年度第3四半期の実績を合計したもの
④適用接続料算定時における乖離額 （百万円）	▲63	2021年度-2022年度の乖離額を合計したもの
⑤乖離額 （百万円）	507	③+④-②

c. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）の原価に加算する乖離額の分計 （単位：百万円）

		2021年度-2023年度第3四半期	備考
①乖離額		321	aの⑤+bの⑤
	②収容局接続機能（1Gbit/sタイプ）	229	①×（5-1のAの⑤÷（5-1のAの⑤+5-1のBの⑤））
	③収容局接続機能（10Gbit/sタイプ）	92	①×（5-1のBの⑤÷（5-1のAの⑤+5-1のBの⑤））

B. PSTNのIP網への移行に伴い不要となる設備

a. 不要となる設備の除却損および撤去費 （単位：百万円）

	2024年度第4四半期-2028年度の予測	備考
①変換装置	75	設備撤去計画等に基づき予測
②ゲートウェイルータ（中継局接続）	12	設備撤去計画等に基づき予測
③中継交換機・相互接続交換機	526	設備撤去計画等に基づき予測
④信号交換機	10	設備撤去計画等に基づき予測
⑤合計	623	

b. 利用部門が負担する網内呼相当を控除したもの （単位：百万円）

	2024年度第4四半期-2028年度の予測	備考
①変換装置	75	aの①
②ゲートウェイルータ（中継局接続）	12	aの②
③中継交換機・相互接続交換機	429	aの③×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑧+⑨）/⑦）
④信号交換機	8	aの④×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩+⑫）/⑦）
⑤合計	524	

c. 光IP電話接続機能（NGN県内）およびメタルIP電話接続機能（NGN県内）に分計したもの （単位：百万円）

		2024年度第4四半期-2028年度の予測	備考
光IP電話接続機能（県内NGN）		394	
	①回数比例	6	bの④×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の①+⑩）/⑦）
	②時間比例	388	（bの①+②+③）×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の①+⑧）/⑦）
メタルIP電話接続機能（県内NGN）		130	
	③回数比例	2	bの④×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の②+⑫）/⑦）
	④時間比例	128	（bの①+②+③）×（（Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の②+⑨）/⑦）
⑤合計		524	

5-1. その他の機能の原価の算定及び料金の設定（組み合わせ適用料金）

A. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）※収容局接続機能　（単位：百万円）

機能		2024年度第4四半期-2028年度	備考
①端末系ルータ交換機能		84,113	2のAの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（1）×12ヶ月
②優先パケット識別機能		1,805	（別紙1）の2の（2）のd
③一般中継系ルータ交換伝送機能	中継ルータ	3,942	2のHのaの(ｱ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のアのa×（別紙3）の2のaのトラヒック比
	ダークファイバ以外	34,089	2のHのaの(ｲ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのa×（別紙3）の2のaのトラヒック比
	ダークファイバ	2,209	2のHのaの(ｳ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのa×（別紙3）の2のaのトラヒック比
④関門系ルータ交換機能　（1）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちPPPoE方式で接続する場合		39,100	2のCの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（2）×12ヶ月×（別紙3）の2のaのトラヒック比
⑤合計		165,258	

B. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（10Gbit/sタイプ）※収容局接続機能　（単位：百万円）

機能		2024年度第4四半期-2028年度	備考
①端末系ルータ交換機能		38,041	2のAの（3）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（2）×12ヶ月
②優先パケット識別機能		816	（別紙1）の2の（2）のe
③一般中継系ルータ交換伝送機能	中継ルータ	1,388	2のHのaの(ｱ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のアのa×（別紙3）の2のbのトラヒック比
	ダークファイバ以外	11,999	2のHのaの(ｲ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのa×（別紙3）の2のbのトラヒック比
	ダークファイバ	778	2のHのaの(ｳ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのa×（別紙3）の2のbのトラヒック比
④関門系ルータ交換機能　（1）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7欄で接続するもののうちPPPoE方式で接続する場合		13,763	2のCの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（2）×12ヶ月×（別紙3）の2のbのトラヒック比
⑤合計		66,785	

C. 光IP電話接続機能（県内NGN）　（単位：百万円）

機能		2024年度第4四半期-2028年度	備考
①端末系ルータ交換機能		882	2のAの（2）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（4）×12ヶ月×（別紙4）の2のa
②優先パケット識別機能		964	2のBの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの5のa×12ヶ月×（別紙4）の2のa
③一般中継系ルータ交換伝送機能（高優先クラスのもの）	中継ルータ	0	2のHのcの(ｱ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のアのb
	ダークファイバ以外	0	2のHのcの(ｲ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのb
	ダークファイバ	0	2のHのcの(ｳ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのb
④一般中継系ルータ交換伝送機能（最優先クラスのもの）	中継ルータ	3	2のHのdの(ｱ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のアのc
	ダークファイバ以外	23	2のHのdの(ｲ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのc
	ダークファイバ	1	2のHのdの(ｳ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのc
⑤関門系ルータ交換機能　（2）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		20	2のCの（2）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑤
⑥SIPサーバ機能（1）（2）以外の場合		12,040	2のDの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩
⑦SIPサーバ機能（2）専ら光IP電話の提供の用に供するもの		32,253	2のDの（2）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩
⑧SIP信号変換機能		785	2のEの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩
⑨番号管理機能		888	2のFの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩
⑩ドメイン名管理機能		304	2のGの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑪
⑪合計		48,163	

D. メタルIP電話接続機能（県内NGN）　（単位：百万円）

機能		2024年度第4四半期-2028年度	備考
①一般中継系ルータ交換伝送機能（最優先クラスのもの）	中継ルータ	1	2のHのdの(ｱ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のアのd
	ダークファイバ以外	8	2のHのdの(ｲ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのd
	ダークファイバ	1	2のHのdの(ｳ)×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの4の（1）のイのd
②関門系ルータ交換機能　（2）第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第7ー2欄で接続するものであって当社中間配線盤又は当社が指定する装置で接続する場合		7	2のCの（2）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑥
③SIPサーバ機能（1）（2）以外の場合		3,696	2のDの（1）の③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑫
④SIP信号変換機能		241	2のEの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑫
⑤番号管理機能		273	2のFの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑫
⑥ドメイン名管理機能		117	2のGの③×Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑬
⑦合計		4,344	

a. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（1Gbit/sタイプ）※収容局接続機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価　（百万円）	165,258	Aの⑤
②乖離額等　（百万円）	20,153	3のAのbの④＋3のAのcの④＋3のAのeの①＋4のAのcの②
③装置数　（装置）	15,146	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（1）
④料金　（円/装置・月）	1,020,132	（①＋②）÷③÷12ヶ月

b. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（10Gbit/sタイプ）※収容局接続機能

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	66,785	Bの⑤
②乖離額等 （百万円）	6,910	3のAのeの②＋3のBの④＋3のCの④＋4のAのcの③
③装置数 （装置）	3,182	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの1の（2）
④料金 （円/装置・月）	1,929,997	（①＋②）÷③÷12ヶ月

c. 光IP電話接続機能（県内NGN）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①回数比例コスト （百万円）	46,270	Cの⑥＋⑦＋⑧+⑨+⑩
②回数比例コストの乖離額等 （百万円）	5,051	3のDの④＋4のBのcの①
③時間比例コスト （百万円）	1,893	Cの①+②+③+④+⑤
④時間比例コストの乖離額等 （百万円）	479	3のEの④＋4のBのcの②
⑤通信回数（千回）	25,997,936	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑩
⑥通信時間（千時間）	722,213	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑧
⑦1回あたり（円/回）	1.97404	（①＋②）÷⑤
⑧1秒あたり（円/秒）	0.0009123	（③＋④）÷⑥

d. メタルIP電話接続機能（県内NGN）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①回数比例コスト （百万円）	4,327	Dの③+④+⑤+⑥
②回数比例コストの乖離額等 （百万円）	2	4のBのcの③
③時間比例コスト （百万円）	17	Dの①＋②
④時間比例コストの乖離額等 （百万円）	128	4のBのcの④
⑤通信回数（千回）	7,981,131	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（1）の⑫
⑥通信時間（千時間）	245,148	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数及びトラヒックの2の（2）の⑨
⑦1回あたり（円/回）	0.54240	（①＋②）÷⑤
⑧1秒あたり（円/秒）	0.0001643	（③＋④）÷⑥

5-2. その他の機能の原価の算定及び料金の設定（法定機能単金）

A. 一般収容局ルータ優先パケット識別機能（優先クラスを識別するもの）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	3.6547	2のBの（2）の①
②乖離額 （百万円）	0.0569	3のFの④
③装置数 （千契約）	106	2のBの（2）の②
④料金 （円/契約・月）	2.92	（①＋②）÷③÷12ヶ月

B. 一般中継系ルータ交換伝送機能（優先クラスのもの）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①乖離額反映前単金（円/Mbit）	0.000030250	2のHのb
②乖離額単金（円/Mbit）	▲0.000005312	3のG-2の②
③料金（円/Mbit）	0.000024938	①＋②

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153（Ａ）
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)（※）	7,999（Ｂ）
投資等比率（Ｂ÷Ａ）	0.0036（Ｃ）

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887（Ａ）
貯蔵品（※）	46,526（Ｂ）
貯蔵品比率（Ｂ÷Ａ）	0.0177（Ｃ）

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程

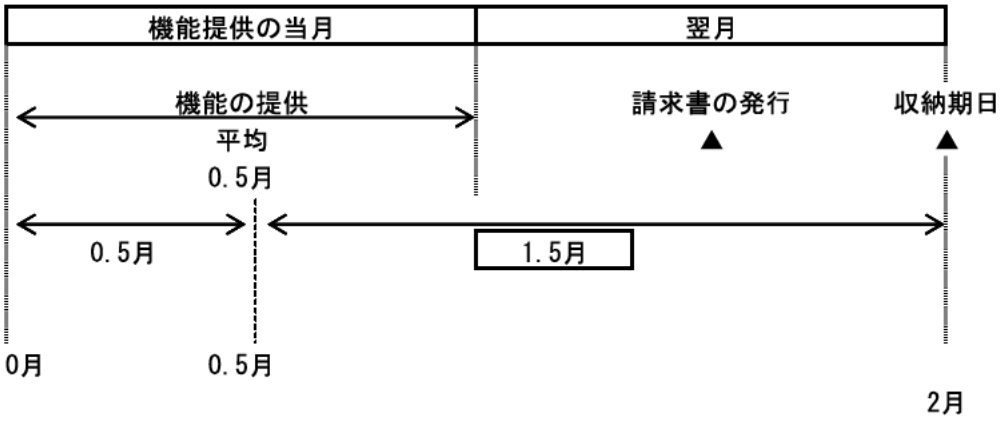

(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

＝ 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 ＝ **45.625日**

(1) より

Ⅴ. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

（単位：百万円）

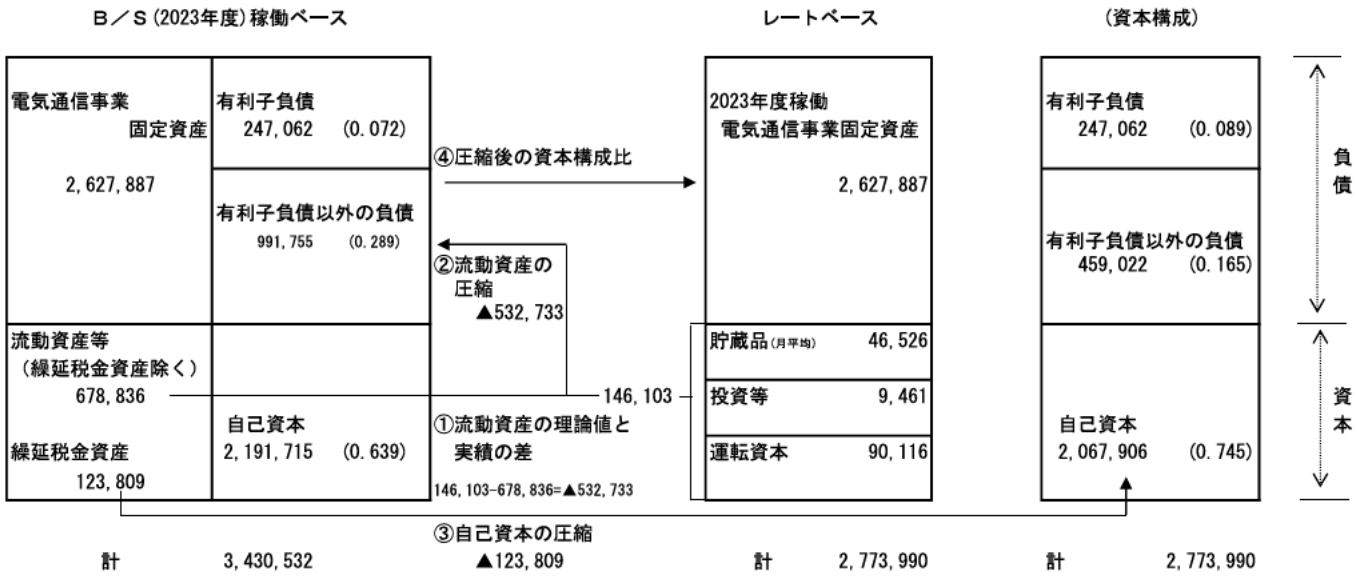

(2) 他人資本比率

他人資本比率 ＝ （ 247,062 ＋ 459,022 ）÷ 2,773,990 ＝ 0.255

負債　　負債資本合計

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

有利子負債が負債の合計に占める比率＝ 247,062 ÷ （ 247,062 ＋ 459,022 ）＝ 0.350

有利子負債　　負債の合計

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合 ＝ 1 － 0.350 ＝ 0.650

有利子負債が負債の合計に占める比率

(5) 自己資本比率

自己資本比率 ＝ 1 － 0.255 ＝ 0.745

他人資本比率

Ⅵ. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率　＝　0.53%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.53

（注）借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率　＝　0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

（注）国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用する。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3) 他人資本利子率

他人資本利子率　＝　0.53%×0.35＋0.21%×0.65＝　0.32%

（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ.自己資本利益率の算定

1.ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
β値の適用		○	○	○	○	○	○	○	○
リスクフリーレート（注１）（注３）		0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
リスクプレミアム（注２）（注３）		8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
選択される自己資本利益率	β＝ 0.566（注４）	5.07	5.22	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77
平均（注５）				5.35	5.59	5.77	5.77	5.77	5.77

2．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
①リスクプレミアム（注２）（注３）	―	―	8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
②リスクフリーレート（注３）	―	―	0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
③主要企業の自己資本利益率（①+②）（注６）	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72
平均（５年間）					7.96	8.47	9.41	9.58	9.72	9.72

3．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。（注７）

	2023	2024	2025	2026	2027	2028
自己資本利益率	5.35%	5.59%	5.77%	5.77%	5.77%	5.77%

（注１） 指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用する。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用する。

（注２） 2021年度、2022年度、2023年度のリスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用する。（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３） 2024年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては2023年度の実績値と同じと見込んだ。

（注４） β値については、「接続料の算定等に関する研究会」における議論を踏まえ、0.566を使用する。

（注５） 算定期間については、３年間とした。

（注６） 2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用する。

（注７） 接続料規則第12条第3項では「いずれか低い方を上限とした合理的な値」と記載があるが、上限値を採用した理由は下記の通り。
○自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識している。
○当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考える。
○このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えるが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識している。

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（2025年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　**42.35%**

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率　$= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税 ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益 ｚ　＝　(1-0.2975)ｙ

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（乖離額算定時の原価算定に用いる2023年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 $= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税 ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益 ｚ　＝　(1-0.2975)ｙ

Ⅸ.料金設定に用いた設備数及びトラヒック

1.設備数等

（1）収容ルータ（1Gbit/sタイプ）装置数　（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
収容ルータ（1Gbit/sタイプ）装置数	4,698	4,687	4,584	3,618	2,618	1,618	15,146	NGNのエリア展開及びユーザ数等を踏まえ予測

（2）収容ルータ（10Gbit/sタイプ）装置数　（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
収容ルータ（10Gbit/sタイプ）装置数	75	200	492	873	1,094	1,174	3,182	NGNのエリア展開及びユーザ数等を踏まえ予測

（3）網終端装置（ISP）装置数　（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
網終端装置（ISP）装置数	4,256	3,014	2,804	2,795	2,795	2,795	12,208	ユーザ数等を踏まえ予測

（4）SNIルータ（IP電話）装置数　（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
収容ルータ（IP電話）装置数	52	52	52	52	52	52	221	ユーザ数等を踏まえ予測

2. 電話トラヒック

（1）通信回数　（単位：千回）

通信先	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①光IP電話（東日本エリア内）	2,110,270	1,997,446	1,837,349	1,651,569	1,481,354	1,325,589	6,795,223	
②メタルIP電話（東日本エリア内）	466,483	611,442	617,521	510,644	416,941	335,272	2,033,238	
③光IP電話（旧ゲートウェイルータ経由）	4,161	0	0	0	0	0	0	
④光IP電話（メディアゲートウェイ経由）	4,856,569	1,783,670	0	0	0	0	0	2023年度の電話トラヒック実績を基に、
⑤光IP電話（新ゲートウェイルータ経由）	1,960,873	4,817,073	6,377,696	6,188,379	5,991,921	5,789,754	25,997,936	施設数の増加や他の通信先施設数の変動、
⑥メタルIP電話（新ゲートウェイルータ経由）	348,353	1,680,977	2,252,068	2,004,583	1,766,489	1,537,747	7,981,131	IP網への移行状況を加味して算定
⑦合計	9,746,709	10,890,608	11,084,634	10,355,175	9,656,705	8,988,362	42,807,528	
⑧セッションボーダコントローラ経由	2,309,226	6,498,050	8,629,764	8,192,962	7,758,410	7,327,501	33,979,067	
⑨DNSサーバ経由	1,607,090	4,650,361	6,178,325	5,842,998	5,511,057	5,183,395	24,177,173	
⑩光IP電話接続機能（県内NGN）	6,821,603	6,600,743	6,377,696	6,188,379	5,991,921	5,789,754	25,997,936	③+④+⑤
⑪DNSサーバ経由	1,314,143	3,227,890	4,274,569	4,150,897	4,022,006	3,888,894	17,442,146	
⑫メタルIP電話接続機能（県内NGN）	348,353	1,680,977	2,252,068	2,004,583	1,766,489	1,537,747	7,981,131	⑥
⑬DNSサーバ経由	292,947	1,422,471	1,903,756	1,692,101	1,489,051	1,294,501	6,735,027	

（2）通信時間　（単位：千時間）

通信先	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①光IP電話（東日本エリア内）	58,367	53,881	48,130	41,665	35,950	30,907	170,122	
②メタルIP電話（東日本エリア内）	11,815	15,425	15,299	12,317	9,786	7,652	48,910	
③光IP電話（旧ゲートウェイルータ経由）	446	0	0	0	0	0	0	
④光IP電話（メディアゲートウェイ経由）	150,653	54,122	0	0	0	0	0	2023年度の電話トラヒック実績を基に、
⑤光IP電話（新ゲートウェイルータ経由）	52,972	139,241	182,834	173,001	163,556	154,481	722,213	施設数の増加や他の通信先施設数の変動、
⑥メタルIP電話（新ゲートウェイルータ経由）	8,458	52,748	70,649	61,853	53,595	45,864	245,148	IP網への移行状況を加味して算定
⑦合計	282,711	315,417	316,912	288,836	262,887	238,904	1,186,393	
⑧光IP電話接続機能（県内NGN）	204,071	193,363	182,834	173,001	163,556	154,481	722,213	③+④+⑤
⑨メタルIP電話接続機能（県内NGN）	8,458	52,748	70,649	61,853	53,595	45,864	245,148	⑥

3. 一般収容局ルータ優先パケット識別機能を用いた優先転送サービスの加設数

（単位：千契約）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
優先転送サービス	18	20	23	25	28	30	106	2023年度実績を踏まえ予測

4. 通信量

（1）QoS制御係数考慮前

ア. 中継ルータに用いるもの

（2）QoS制御係数考慮後

ウ. 中継ルータに用いるもの　（単位：Tbit）

区分	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	備考
a. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）	334,880,321	373,597,726	417,855,517	467,854,493	524,344,960	588,203,031	2,091,657,433	2,091,657,433	
b.光IP電話接続機能（県内NGN） ※高優先クラスのもの	123	20	12	10	8	6	41	52	パケット数にQoS制御係数を考慮
c.光IP電話接続機能（県内NGN） ※最優先クラスのもの	214,508	213,068	207,395	196,283	185,603	175,338	817,886	1,033,808	ベストエフォート：1.000
d.メタルIP電話接続機能（県内NGN） ※最優先クラスのもの	9,656	60,011	80,377	70,370	60,975	52,179	278,904	352,534	優先クラス：1.163
e.優先パケットルーティング伝送機能	2,710,921	2,750,239	2,789,945	2,830,055	2,870,585	2,911,549	12,089,694	14,060,314	高優先クラス：1.258
f.その他	17,237,977	17,556,924	17,645,634	16,437,005	14,061,970	11,495,265	64,029,105	80,551,136	最優先クラス：1.264
g.合計	355,053,506	394,177,988	438,578,880	487,388,216	541,524,101	602,837,369	2,188,873,063	2,187,655,277	

イ. 伝送路に用いるもの

エ. 伝送路に用いるもの

区分	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	2024年度第4四半期-2028年度	備考
a. 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）	334,880,321	373,597,726	417,855,517	467,854,493	524,344,960	588,203,031	2,091,657,433	2,091,657,433	
b.光IP電話接続機能（県内NGN） ※高優先クラスのもの	123	20	12	10	8	6	41	52	パケット数にQoS制御係数を考慮
c.光IP電話接続機能（県内NGN） ※最優先クラスのもの	214,508	213,068	207,395	196,283	185,603	175,338	817,886	1,033,808	ベストエフォート：1.000
d.メタルIP電話接続機能（県内NGN） ※最優先クラスのもの	9,656	60,011	80,377	70,370	60,975	52,179	278,904	352,534	優先クラス：1.163
e.優先パケットルーティング伝送機能	2,710,921	2,750,239	2,789,945	2,830,055	2,870,585	2,911,549	12,089,694	14,060,314	高優先クラス：1.258
f.その他	33,977,374	34,808,616	34,981,314	32,582,257	27,848,277	22,729,090	126,843,092	159,571,132	最優先クラス：1.264
g.合計	371,792,903	411,429,680	455,914,560	503,533,468	555,310,407	614,071,195	2,231,687,050	2,266,675,273	

5. 加設数

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期-2028年度の稼働合計	備考
a.ひかり電話（千ch）	9,921	9,687	9,453	9,220	8,986	8,752	39,329	
b.フレッツ光（千契約）	13,263	13,233	13,203	13,173	13,143	13,113	56,002	

X.料金設定に使用する貸倒率

（単位:百万円）

	2023年度	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	114,894	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第１　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.00000%	①÷②

（別紙1） 収容ルータのコスト分計に用いた契約数比等

1. 算定方法

収容ルータのうち、優先パケット識別等に係る構成物品（以下、「高速制御部の一部」と記載）について、特別調査によりコストを特定。

「高速制御部の一部」のコストについて、契約数比等により各機能に分計。

2. 算定結果

（1）収容ルータのうち、「高速制御部の一部」のコストの特定

	接続料原価 （単位：百万円）	備考
a.収容ルータ（高速制御部の一部）	4,043	特別調査により特定
b.収容ルータ（1Gbit/sタイプ）（高速制御部の一部以外）	84,113	特別調査により特定
c.収容ルータ（10Gbit/sタイプ）（高速制御部の一部以外）	38,041	特別調査により特定
d.合計	126,197	（Ⅱ-1）⑤収容ルータ　※2024年度第4四半期-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）

（2）「高速制御部の一部」のコストの分計

		契約数比等	接続料原価 （単位：百万円）	備考
a.優先パケット機能で用いる場合		0.090396%	3.6547	一般収容局ルータ優先パケット識別機能を用いた優先転送サービス施設数
b.SIPサーバと連携して提供する場合		35.10%	1,419	一般収容局ルータ優先パケット識別機能を用いたひかり電話施設数等
c.上記以外		64.83%	2,621	一般収容局ルータ優先パケット識別機能を用いたフレッツ施設数等
	d.収容局接続機能（1Gbit/sタイプ）	－	1,805	c×（（1）のb/（（1）のb＋（1）のc））
	e.収容局接続機能（10Gbit/sタイプ）	－	816	c×（（1）のc/（（1）のb＋（1）のc））
f.合計		100.00%	4,043	

（別紙2） SIPサーバのコスト分計に用いた取得資産価額比等

1. 算定方法

SIPサーバのうち、「専ら光IP電話の提供の用に供するもの」について、特別調査によりコストを特定。

2. 算定結果

	取得資産価額比	接続料原価 （単位：百万円）	備考
a.下記以外の場合	32.76%	19,825	特別調査により特定
b.専ら光IP電話の提供の用に供するもの	67.24%	40,683	特別調査により特定
c.合計	100.00%	60,508	（Ⅱ-1）⑤SIPサーバ　※2024年度第4四半期-2028年度の合計値（2024年度は1の原価を1/4し第4四半期の原価に換算したもの）

（別紙3） 一般収容局ルータ接続ルーティング伝送機能（収容局接続機能）のコスト分計に用いたトラヒック比等

1. 算定方法

「関門系ルータ交換機能」と「一般中継系ルータ交換伝送機能」のコストについて、下記のトラヒック比により各機能に分計。

2. トラヒック比

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
a.収容局接続機能（1Gbit/sタイプ）	73.96%	収容されるユーザ数に基づき予測
b.収容局接続機能（10Gbit/sタイプ）	26.04%	収容されるユーザ数に基づき予測
c.合計	100.00%	

（別紙4） 光IP電話接続機能（県内NGN）における端末系ルータ交換機能のコスト分計に用いたトラヒック比等

1. 算定方法

「高速制御部の一部」の「SIPサーバと連携して提供する場合」と「端末系ルータ交換機能　（2）専らIP電話の提供の用に供するもの」のコストについて、下記のトラヒック比により各機能に分計。

2. トラヒック比

区分	2024年度第4四半期-2028年度	対応するエッジ設備
a.光IP電話接続機能（県内NGN）	67.83%	ゲートウェイルータ（メタルIP電話発着を除く）
b.上記以外※1 （接続料原価から控除）	32.17%	収容ルータ（当社のひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの・最優先通信/高優先通信、当社のメタルIP電話とひかり電話ユーザ間の通信相当に係るもの）（※2）
c.合計	100.00%	

※1　第一種指定電気通信設備利用部門がコスト総額を負担

※2　収容ルータは、ゲートウェイルータ経由呼と当社のひかり電話ユーザ間および当社のメタルIP電話とひかり電話ユーザ間の通信との通信時間比等を基に算定

（別紙5）QoS制御係数算出の考え方

1. トラヒック増と遅延時間解消に必要な設備量の関係式

（1）クラスk の系内時間W_kは、ポラチェック=ヒンチンの公式に基づき以下の通り。

$$W_k(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=\frac{\sum_n\lambda_n\,\mathrm{E}[S^2]}{2\left(1-\rho_{n-1}\right)\left(1-\rho_n\right)}=\frac{\mathrm{E}[X^2]}{2\mathrm{E}[X]}\cdot\frac{\sum_n\lambda_n\,\mathrm{E}[X]}{\left(B-\sum_{n<k}\lambda_n\,\mathrm{E}[X]\right)\left(B-\sum_{n\le k}\lambda_n\,\mathrm{E}[X]\right)}$$

【前提条件】

- クラスの定義
  - クラス1：最優先クラス
  - クラス2：高優先クラス
  - クラス3：優先クラス
  - クラス4：ベストエフォート
- クラスk の平均遅延時間：W_k
- パケット長：X
- 設備量(出力帯域)：B
- パケット読出時間：$S=X/B$
- クラスk の帯域使用率：$\rho_k=\lambda_k E[S]$

（2）以下の各クラスの遅延時間について、「左側の式＝右側の式」となるよう数式を展開・整理することにより、$\Delta\lambda_n$とΔBの関係性（必要設備量）を求める。

【クラス1（W_1）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_1(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n\,\Delta\lambda_2}{B(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{B(B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}$$

【クラス2（W_2）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_2(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}$$

【クラス3（W_3）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_3(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])}$$

【クラス4（W_4）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_4(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_4\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_4\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X])}$$

（別紙6）QoS制御係数の算出

2. クラスn のトラヒック増$\Delta\lambda_n$ と、クラスk の遅延時間 W_k の増加を解消するために必要な設備量ΔB のマトリックス（数式）

	クラス4の トラヒックが増加	クラス3の トラヒックが増加	クラス2の トラヒックが増加	クラス1の トラヒックが増加
クラス1の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_1+1}$			$\frac{C_1+1/\rho}{C_1+1}$
クラス2の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_1+C_2}$		$\frac{C_2+1/\rho}{C_1+C_2}$	$\frac{C_1+C_2+1/\rho}{C_1+C_2}$
クラス3の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_2+C_3}$	$\frac{C_3+1/\rho}{C_2+C_3}$	$\frac{C_2+C_3+1/\rho}{C_2+C_3}$	
クラス4の 必要設備量	$\frac{C_4+1/\rho}{C_3+C_4}$	$\frac{C_3+C_4+1/\rho}{C_3+C_4}$		

$$C_1=\frac{1}{1-\rho_1}$$

$$C_2=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2}$$

$$C_3=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2-\rho_3}$$

$$C_4=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2-\rho_3-\rho_4}$$

3. Input値の算定

QoSクラス	トラヒックウエイト (2024.4Q-2028)	ρ_n
最優先クラス	0.068%	0.0001360
高優先クラス※	5.665%	0.0113298
優先クラス	0.542%	0.0010835
ベストエフォート	93.725%	0.1874508
合計	100.000%	0.2000000

帯域制御係数	ρ_n (帯域制御係数考慮後)
1.20	0.0001632
1.16	0.0131426
1.00	0.0010835
1.00	0.1874508
	0.2018400

※現行のQoS換算係数の適用範囲に対して、帯域制御係数を加味。

●定数の算出

$C_1=$	1.0001632
$C_2=$	1.0134851
$C_3=$	1.0145992
$C_4=$	1.2528816

4. クラスn のトラヒック増$\Delta\lambda_n$ と、クラスk の遅延時間 W_k の増加を解消するために必要な設備量ΔB のマトリックス（指数）

ネットワーク全体の遅延時間が解消される必要設備量として、最大値を必要設備量のクラスnの指数として採用する。

	クラス4の トラヒックが増加	クラス3の トラヒックが増加	クラス2の トラヒックが増加	クラス1の トラヒックが増加
クラス1の 必要設備量	2.47701			2.97705
クラス2の 必要設備量	2.46042		2.96373	3.46042
クラス3の 必要設備量	2.44291	2.94318	3.44291	
クラス4の 必要設備量	2.73753	3.18499		
上記の内、 最大値	**2.73753**	**3.18499**	**3.44291**	**3.46042**

5. QoS制御係数の算定結果

ベストエフォート	優先クラス	高優先クラス	最優先クラス
1.000	**1.163**	**1.258**	**1.264**

（別紙7） 帯域制御係数の設定

■QoS通信（高優先・最優先クラス）では「ゆらぎ」を吸収するために、通信要求時の帯域に対して帯域を上乗せして管理していることに着目し、QoSの有無・程度に応じたコスト差を設定。
■具体的には、通信品質に関する法令や国際標準に定められている、遅延等の品質を確保するため、以下のような比率で上乗せ帯域を設定しています。

ベストエフォート・QoS（優先クラス） ： QoS（高優先クラス） ： QoS（最優先クラス） ＝ 1．00 ： 1．16 ： 1．20

■等間隔に並んで送信されたパケットが、１つの装置で複数通信のパケットを束ねて転送する際に間隔がずれることを「ゆらぎ」といいます。
■「ゆらぎ」があると、パケットの間隔が詰まっているところでより大きい帯域を使うことになります。
■こうした「ゆらぎ」を吸収するために、NGNでは、網管理上、通信要求時の要求帯域に対して上乗せした帯域で管理しており、品質が高いほど上乗せする率を高くしています。

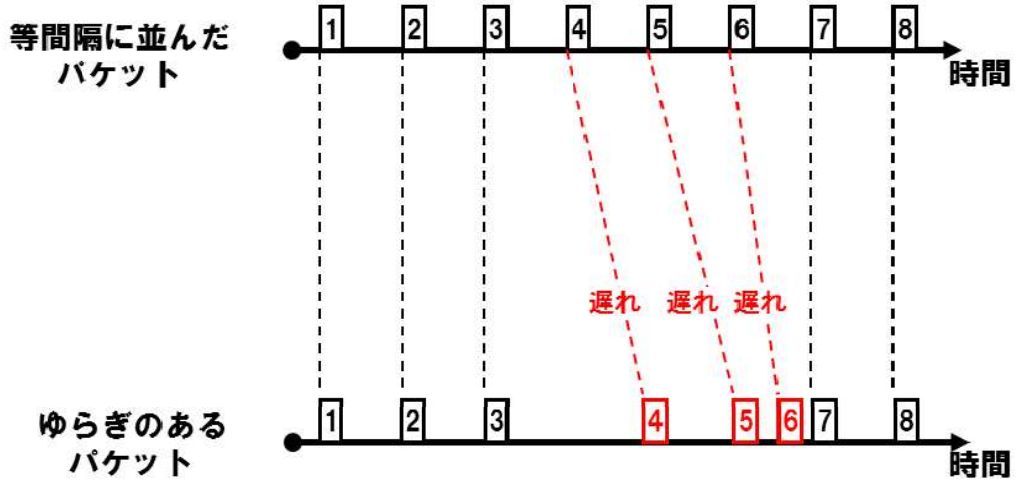

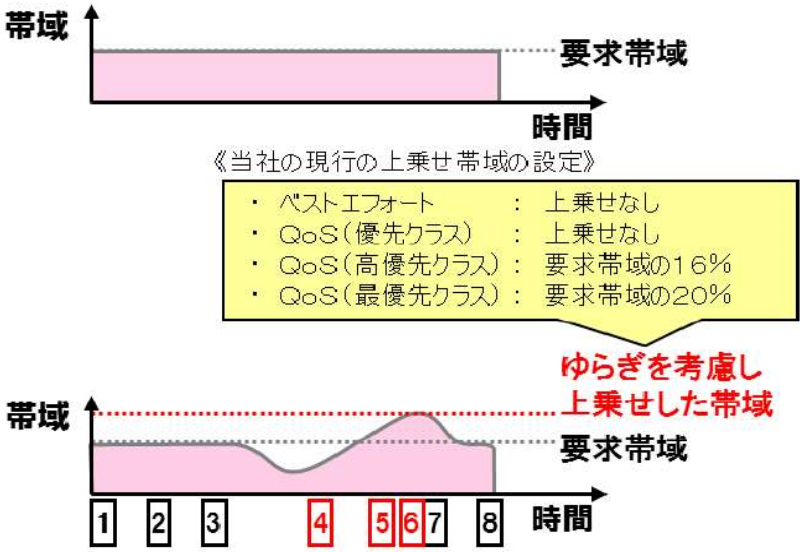

（別添1） 収容ルータの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	16,155	16,794	17,382	16,665	14,103	11,203	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	2,595	2,697	2,790	2,673	2,260	1,793	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	1,546	1,589	1,562	1,392	1,181	969	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	195	209	223	219	190	155	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	645	694	721	695	586	460	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	4,194	4,942	5,614	6,128	6,027	5,430	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	189	222	565	2,028	1,733	1,192	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	25	25	306	1,344	1,072	561	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	25,518	27,147	28,857	29,800	26,080	21,202	

（別添2） 収容ルータの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	57,838	61,973	66,097	65,280	56,893	46,542	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	12,173	14,247	16,532	19,550	20,373	18,839	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	32,358	34,498	36,374	35,194	29,828	23,675	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	7,844	8,363	8,820	8,537	7,240	5,750	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	46,092	49,123	51,753	50,000	42,290	33,490	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	10,256	10,929	11,512	11,117	9,398	7,438	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	32,098	34,241	36,151	35,063	29,818	23,756	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	11,886	12,670	13,353	12,909	10,928	8,662	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	168,387	179,835	190,375	185,537	158,829	127,463	
		正味固定資産	42,159	46,209	50,217	52,113	47,939	40,689	

（別添3） 中継ルータの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	925	509	554	596	635	671	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	148	81	88	95	101	107	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	88	98	100	112	127	147	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	11	6	7	8	9	10	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	37	25	27	29	31	33	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	295	223	252	270	283	293	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	106	22	24	26	28	30	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	71	1	1	1	1	1	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	1,611	964	1,052	1,136	1,214	1,291	

（別添4） 中継ルータの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	2,899	1,643	1,843	2,043	2,243	2,443	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	759	715	761	793	817	840	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	2,161	1,225	1,374	1,523	1,672	1,821	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	519	294	330	366	402	438	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
建物		取得固定資産	3,131	1,775	1,991	2,207	2,423	2,639	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	698	396	444	492	540	588	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	2,120	1,202	1,348	1,494	1,640	1,786	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	802	455	510	565	620	675	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	10,311	5,845	6,556	7,267	7,978	8,689	
		正味固定資産	2,779	1,860	2,045	2,216	2,379	2,541	

（別添5） SIPサーバの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	5,286	5,510	6,414	7,078	6,803	5,863	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	1,052	1,097	1,277	1,409	1,354	1,167	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	632	683	814	839	840	723	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	80	86	103	117	116	103	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	254	289	391	481	478	404	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	1,625	1,950	2,717	3,428	3,570	3,271	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	76	81	105	145	145	152	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	10	11	15	20	21	19	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	9,005	9,696	11,821	13,497	13,306	11,683	

（別添6） SIPサーバの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	22,852	24,558	29,470	33,525	33,218	29,511	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	4,067	5,389	9,300	12,917	12,872	10,089	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	14,711	15,809	18,971	21,581	21,383	18,997	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	3,406	3,660	4,392	4,997	4,951	4,399	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	18,764	20,165	24,198	27,527	27,275	24,231	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	4,177	4,489	5,387	6,128	6,072	5,394	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	12,941	13,907	16,689	18,985	18,811	16,712	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	4,815	5,174	6,209	7,063	6,999	6,218	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	69,269	74,439	89,328	101,618	100,687	89,451	
		正味固定資産	16,464	18,712	25,288	31,105	30,894	26,100	

（別添7） ゲートウェイルータの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	41	22	3	3	3	3	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	8	5	1	1	1	1	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	5	0	0	0	0	0	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	1	1	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	2	1	0	0	0	0	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	11	10	1	1	1	2	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	1	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	69	40	5	5	5	6	

（別添8） ゲートウェイルータの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	180	101	14	14	15	16	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	24	19	7	6	5	5	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	105	58	8	8	9	10	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	26	14	2	2	2	2	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	146	81	11	11	12	13	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	32	18	3	3	3	3	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	100	56	8	8	8	8	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	38	22	3	3	3	3	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	533	296	41	41	44	47	
		正味固定資産	119	73	15	14	13	13	

（別添9） 収容ルータ（SNI等）の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	470	455	460	464	449	434	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	75	73	74	74	71	68	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	45	45	45	45	47	50	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	6	6	6	6	6	6	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	19	19	20	21	20	18	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	147	168	177	186	184	182	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	8	7	7	7	9	10	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	3	2	2	2	2	2	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	770	773	789	803	786	768	

（別添10） 収容ルータ（SNI等）の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	1,723	1,722	1,794	1,866	1,862	1,858	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	673	658	634	602	495	390	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	938	937	977	1,017	1,015	1,013	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	227	226	235	244	244	244	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	1,333	1,332	1,388	1,444	1,441	1,438	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	297	297	310	323	322	321	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	929	927	966	1,005	1,003	1,001	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	343	343	358	373	372	371	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	4,922	4,918	5,125	5,332	5,321	5,310	
		正味固定資産	1,540	1,524	1,537	1,542	1,433	1,326	

（別添11） 網終端装置(ISP)の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	11,992	9,514	7,431	6,941	6,705	6,488	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	1,926	1,528	1,193	1,114	1,076	1,041	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	1,147	807	693	699	722	768	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	144	118	95	91	91	91	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	479	381	297	277	269	263	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	3,356	2,670	2,244	1,883	1,657	1,558	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	210	169	138	127	120	115	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	65	50	42	35	28	23	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	19,256	15,187	12,091	11,132	10,640	10,324	

（別添１２） 網終端装置(ISP)の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	43,175	35,313	28,434	27,382	27,270	27,203	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	4,772	3,258	2,027	1,437	1,027	728	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	26,151	21,389	17,223	16,586	16,518	16,477	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	6,276	5,134	4,134	3,981	3,965	3,955	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
建物		取得固定資産	36,996	30,259	24,365	23,464	23,368	23,310	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	8,242	6,741	5,428	5,227	5,206	5,193	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	25,423	20,793	16,743	16,124	16,058	16,018	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	9,511	7,780	6,265	6,034	6,010	5,995	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	131,745	107,754	86,765	83,556	83,214	83,008	
		正味固定資産	28,801	22,913	17,854	16,679	16,208	15,871	

（別添13） 伝送路の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	1,497	1,442	1,447	1,451	1,443	1,426	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	965	930	933	936	931	921	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	1,259	1,283	1,221	1,280	1,349	1,469	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	23	22	23	24	24	24	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	569	553	561	568	563	550	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	4,944	5,063	5,294	5,429	5,469	5,311	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	159	160	165	171	175	179	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	16	19	20	22	23	24	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	9,416	9,453	9,644	9,859	9,954	9,880	

（別添14） 伝送路の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	60,570	60,252	62,339	64,475	66,130	67,440	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	20,843	19,021	17,415	15,732	13,533	11,089	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	35,916	35,683	36,919	38,184	39,164	39,940	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	8,051	7,996	8,273	8,556	8,776	8,950	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	8,744	8,556	8,802	9,053	9,234	9,366	―
		正味固定資産	546	722	979	1,233	1,407	1,525	―
	その他	取得固定資産	188	184	189	194	198	201	―
		正味固定資産	48	47	48	49	50	51	―
土木設備		取得固定資産	12,421	12,154	12,503	12,859	13,116	13,304	―
		正味固定資産	1,899	1,858	1,911	1,965	2,004	2,033	―
建物		取得固定資産	36,147	35,729	36,967	38,234	39,215	39,992	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	8,031	7,937	8,212	8,493	8,711	8,884	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	11,536	11,457	11,849	12,251	12,560	12,804	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	6,583	6,545	6,770	7,001	7,180	7,321	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	165,521	164,015	169,568	175,250	179,617	183,047	
		正味固定資産	46,001	44,126	43,608	43,029	41,661	39,853	

（別添15） セッションボーダコントローラの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	91	91	93	91	141	149	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	6	6	6	6	9	10	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	4	4	4	4	9	6	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	2	2	2	2	4	5	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	57	56	59	59	97	106	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	162	159	164	162	260	276	

（別添16） セッションボーダコントローラの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	141	146	154	156	249	272	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	75	65	57	43	115	180	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	81	83	88	89	142	155	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	20	21	22	22	35	38	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	145	150	159	161	257	281	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	32	33	35	35	56	61	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	625	645	682	691	1,103	1,205	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	189	195	206	208	333	364	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	991	1,024	1,083	1,097	1,751	1,913	
		正味固定資産	315	314	320	308	539	643	

（別添17） ENUMサーバの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	128	129	133	130	202	214	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	9	9	9	9	14	15	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	5	5	5	5	11	7	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	1	1	1	1	2	2	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	3	3	3	3	5	6	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	80	79	84	84	135	148	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	226	226	235	232	369	392	

（別添18） ENUMサーバの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	196	204	216	218	349	381	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	105	91	80	60	160	251	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	113	118	125	126	202	221	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	27	28	30	30	48	52	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	202	210	222	224	359	392	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	45	47	50	50	80	87	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	873	910	964	973	1,559	1,704	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	264	275	291	293	470	514	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	1,384	1,442	1,527	1,541	2,469	2,698	
		正味固定資産	441	441	451	433	758	904	

（別添19） IP電話用DNSサーバの設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	37	37	37	36	56	60	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	2	2	2	2	3	3	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	2	2	2	2	5	3	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	1	1	1	2	2	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	23	23	25	25	41	45	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	66	65	67	66	107	113	

（別添20） IP電話用DNSサーバの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	57	60	63	64	102	112	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	31	27	23	17	47	73	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	34	35	36	36	58	64	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	7	7	7	7	11	12	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	―
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	―
建物		取得固定資産	59	62	65	66	106	117	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	13	14	15	15	24	26	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	255	266	277	279	446	491	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	77	80	83	84	135	149	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	405	423	441	445	712	784	
		正味固定資産	129	128	128	123	217	260	

（参考１）

設備区分別の費用明細表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	19,383	0	19,383	18,766	18,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,600	0	51,749	174,851	245,983
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−30	0	0	−30	−30
運用費	626	0	626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	0	12	3,688	4,326
施設保全費	228,989	58,475	170,514	69,405	739	68,666	1,651	39,660	422	3,059	23,511	9,981	670	2,854	1,558	379	586	130	117	218	409	387	6,219	395	568	3,706	536	62	0	0	5,592	0	6,805	153,490	67,238	86,252	0	382,479
共通費	23,018	5,586	17,432	4,700	824	3,876	607	3,349	383	56	3,231	1,160	152	330	404	87	51	50	45	24	3	27	1,643	134	70	459	54	6	0	0	824	0	908	75,927	4,118	17,148	54,661	98,945
管理費	31,121	5,637	25,485	6,896	1,725	5,171	410	5,830	277	6	3,367	1,078	124	659	468	102	55	34	30	27	30	74	1,744	0:00	83	888	133	7	335	2,462	624	0	1,286	48,115	3,477	14,650	29,988	79,236
試験研究費	23,458	8,145	15,313	822	0	822	95	4,422	136	24	1,930	1,208	63	654	1,092	225	27	19	17	23	3	23	3,479	387	68	823	89	4	0	0	372	0	825	9,659	1,249	1,839	6,571	33,117
通信設備使用料	4,279	765	3,513	11	0	11	0	12	0	0	609	240	52	1,409	36	12	9	15	13	457	4	47	90	0	16	499	55	2	0	0	4	0	1,488	488,660	1,060	72	487,528	492,939
租税公課	56,548	3,666	52,882	14,575	144	14,431	375	26,974	265	125	2,985	709	107	799	588	146	26	37	33	34	5	20	1,422	134	47	3,016	275	6	0	0	600	0	5,795	21,087	1,793	13,225	6,068	77,635
減価償却費	110,221	28,027	82,194	16,525	346	16,179	973	32,331	1,016	737	9,365	3,691	397	1,506	2,133	375	141	124	112	87	20	131	7,848	409	250	3,727	412	20	0	0	1,155	0	7,345	78,719	25,354	41,176	12,189	188,940
固定資産除却費	16,958	1,239	15,719	5,347	13	5,335	147	4,722	97	825	1,643	249	46	529	176	39	14	16	15	12	1	7	599	40	33	888	114	3	0	0	295	0	1,307	16,761	5,951	9,027	1,783	33,719
（再）除却損	2,308	263	2,045	589	3	586	13	859	8	87	110	25	4	39	18	4	1	1	1	1	0	4	50	4	2	108	11	0	0	0	118	0	192	3,116	1,130	1,816	170	5,424
合計	514,602	111,541	403,061	137,047	22,558	114,490	4,257	117,301	2,596	4,831	46,642	18,317	1,613	8,741	6,455	1,364	909	424	382	881	495	1,324	23,662	1,651	1,134	14,005	1,667	109	335	2,462	9,466	0	25,760	1,122,717	110,241	235,149	777,327	1,637,319

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目 ＼ 設備区分等			第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備 ～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備 ～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線終端モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線終端モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置 ～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	22,188	0	22,188	0	0	0	0	0	0	22,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,188
		減価償却累計額	16,987	0	16,987	0	0	0	0	0	0	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,987
		正味価額	5,201	0	5,201	0	0	0	0	0	0	5,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,201
	市内機械設備	取得価額	491,957	2,418	489,540	3,837	0	3,837	43,449	239	31,744	14	383,625	29	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	23,755	1	0	3	0	899	0	0	1,940	0	0	1,105	1,105	0	0	493,062
		減価償却累計額	481,590	2,415	479,175	3,778	0	3,778	42,130	221	29,302	13	378,505	27	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	22,367	0	0	3	0	893	0	0	1,930	0	0	1,088	1,088	0	0	482,678
		正味価額	10,367	2	10,365	59	0	59	1,318	18	2,442	1	5,120	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	0	0	6	0	0	10	0	0	18	18	0	0	10,385
	市外機械設備	取得価額	15,070	0	15,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,568	0	0	2,183	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	110	0	0	15,180
		減価償却累計額	15,031	0	15,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,533	0	0	2,183	0	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	15,114
		正味価額	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	66
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	989	0	0	989
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395	395	0	0	395
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594	594	0	0	594
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		減価償却累計額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		減価償却累計額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	954,897	358,175	596,722	1,602	0	1,602	0	0	0	0	136,352	93,516	17,449	27,251	53,660	11,104	715	1,457	1,311	3,120	138	1,278	221,283	19,959	22,264	28,892	2,756	305	0	0	2,132	0	29,866	336,338	336,338	0	0	1,291,235
		減価償却累計額	814,173	262,968	551,205	1,519	0	1,519	0	0	0	0	129,023	86,680	17,324	25,772	50,100	10,743	585	1,419	1,274	3,031	120	772	200,156	19,743	21,834	26,502	2,507	284	0	0	899	0	27,281	257,644	257,644	0	0	1,071,816
		正味価額	140,725	95,207	45,517	82	0	82	0	0	0	0	7,329	6,836	125	1,478	3,560	361	129	38	38	89	18	507	21,127	216	430	2,390	249	21	0	0	1,233	0	2,585	78,694	78,694	0	0	219,419
	無線機械設備	取得価額	7,126	0	7,126	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	3,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,073	1,399	0	0	0	0	0	0	1,034	1,034	0	0	8,161
		減価償却累計額	6,313	0	6,313	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	3,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,140	0	0	0	0	0	0	972	972	0	0	7,285
		正味価額	813	0	813	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	258	0	0	0	0	0	0	63	63	0	0	876
	電力設備	取得価額	436,231	156,781	279,450	2,795	0	2,795	0	2,879	0	0	87,137	41,444	7,834	11,892	22,988	4,801	1,757	2,415	2,173	1,012	108	473	86,294	8,976	2,937	12,602	1,211	262	0	0	1,244	0	0	13,455	13,455	0	0	449,687
		減価償却累計額	326,516	117,363	209,153	2,092	0	2,092	0	2,155	0	0	65,224	31,026	5,864	8,899	17,207	3,593	1,315	1,807	1,626	757	80	354	64,572	6,716	2,198	9,431	906	196	0	0	931	0	0	10,067	10,067	0	0	336,582
		正味価額	109,716	39,418	70,298	703	0	703	0	724	0	0	21,913	10,419	1,969	2,993	5,782	1,208	442	607	547	255	27	119	21,722	2,260	739	3,171	305	66	0	0	313	0	0	3,389	3,389	0	0	113,105
	電話番号案内設備	取得価額	57	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
		減価償却累計額	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		正味価額	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	総合監視システム	取得価額	15,560	3,709	11,850	2,144	0	2,144	13	4,341	8	0	1,268	665	74	369	452	101	23	46	41	17	1	9	1,415	153	19	953	85	3	0	0	19	0	1,398	839	839	0	0	16,398
		減価償却累計額	11,000	2,623	8,376	1,518	0	1,518	10	3,069	5	0	897	471	52	261	318	71	16	33	29	12	1	6	998	108	13	674	60	2	0	0	13	0	987	592	592	0	0	11,592
		正味価額	4,560	1,086	3,474	626	0	626	4	1,272	2	0	372	195	22	108	133	30	7	13	12	5	0	3	417	45	6	280	25	1	0	0	6	0	411	247	247	0	0	4,807
空中線設備		取得価額	20,299	0	20,299	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	11,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,054	2,075	0	0	0	0	0	0	243	243	0	0	20,543
		減価償却累計額	17,632	0	17,632	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,125	1,802	0	0	0	0	0	0	221	221	0	0	17,853
		正味価額	2,667	0	2,667	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	928	273	0	0	0	0	0	0	22	22	0	0	2,690
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考２）

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目 ＼ 設備区分等		第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系交換設備又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線路モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線路モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・接続収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,623	196,623	0	0	196,623
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180,910	180,910	0	0	180,910
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,712	15,712	0	0	15,712
線路設備 市内線路設備	取得価額	4,535,032	22,851	4,512,181	2,081,053	0	2,081,053	0	2,179,422	0	0	47,462	0	0	36,319	10,475	3,481	0	0	0	979	21	107	0	0	0	143,053	12,829	105	0	0	357	0	242,089	91,434	91,434	0	0	4,626,466
	減価償却累計額	3,571,541	21,204	3,550,338	1,846,326	0	1,846,326	0	1,469,803	0	0	44,023	0	0	34,111	9,716	3,229	0	0	0	908	20	99	0	0	0	132,943	11,961	97	0	0	331	0	224,444	61,959	61,959	0	0	3,633,500
	正味価額	963,491	1,647	961,844	234,727	0	234,727	0	709,619	0	0	3,438	0	0	2,208	759	252	0	0	0	71	1	8	0	0	0	10,110	868	8	0	0	26	0	17,645	29,475	29,475	0	0	992,966
線路設備 市外線路設備	取得価額	67,375	6,662	60,713	0	0	0	0	0	0	0	12,406	0	0	6,547	2,727	902	0	0	0	256	6	29	0	0	0	35,722	2,900	27	0	0	93	0	63,739	1,186	1,186	0	0	68,560
	減価償却累計額	63,846	6,310	57,536	0	0	0	0	0	0	0	11,754	0	0	6,211	2,584	855	0	0	0	242	5	27	0	0	0	33,849	2,749	26	0	0	88	0	60,370	1,121	1,121	0	0	64,967
	正味価額	3,529	352	3,177	0	0	0	0	0	0	0	652	0	0	336	143	47	0	0	0	13	0	2	0	0	0	1,873	151	1	0	0	5	0	3,369	64	64	0	0	3,593
土木設備	取得価額	3,276,680	41,895	3,234,785	927,171	0	927,171	0	1,885,756	0	0	83,713	0	0	51,248	18,451	6,122	0	0	0	1,726	37	191	0	0	0	245,027	20,650	185	0	0	629	0	433,771	5,514	5,514	0	0	3,282,194
	減価償却累計額	2,741,052	35,493	2,705,559	774,829	0	774,829	0	1,573,532	0	0	70,918	0	0	43,310	15,631	5,186	0	0	0	1,463	32	162	0	0	0	207,513	17,479	157	0	0	533	0	367,305	4,667	4,667	0	0	2,745,719
	正味価額	535,627	6,402	529,226	152,342	0	152,342	0	312,224	0	0	12,795	0	0	7,938	2,820	936	0	0	0	264	6	29	0	0	0	37,514	3,170	28	0	0	96	0	66,466	847	847	0	0	536,475
海底線設備	取得価額	8,172	758	7,414	27	0	27	0	0	0	0	1,598	0	0	598	352	117	0	0	0	33	1	4	0	0	0	4,452	336	4	0	0	12	0	8,105	41	41	0	0	8,214
	減価償却累計額	7,833	727	7,106	25	0	25	0	0	0	0	1,531	0	0	573	337	112	0	0	0	32	1	3	0	0	0	4,268	322	3	0	0	12	0	7,770	40	40	0	0	7,873
	正味価額	340	31	308	2	0	2	0	0	0	0	66	0	0	25	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	184	14	0	0	0	0	0	336	2	2	0	0	341
建物	取得価額	932,635	241,630	691,005	57,778	3,064	54,714	52,902	57,117	35,237	26	208,749	65,857	12,584	17,529	29,479	6,221	2,462	4,786	4,306	1,375	256	961	126,572	11,323	4,386	21,232	2,177	400	0	0	1,724	0	117,100	460,800	33,151	0	427,649	1,393,435
	減価償却累計額	725,137	187,879	537,258	44,873	2,366	42,506	41,116	44,306	27,388	19	162,380	51,236	9,795	13,626	22,935	4,840	1,915	3,726	3,353	1,070	198	746	98,461	8,807	3,413	16,504	1,692	311	0	0	1,341	0	91,094	349,628	25,780	0	323,848	1,074,764
	正味価額	207,498	53,752	153,747	12,905	698	12,207	11,786	12,811	7,848	6	46,369	14,621	2,789	3,902	6,544	1,382	546	1,060	954	305	58	215	28,111	2,516	973	4,729	485	89	0	0	383	0	26,006	111,172	7,371	0	103,801	318,670
構築物	取得価額	74,491	19,029	55,462	4,750	248	4,502	4,383	4,711	2,920	2	16,655	5,146	977	1,386	2,332	492	194	366	329	109	21	76	10,038	894	343	1,692	173	31	0	0	136	0	9,222	9,983	2,641	0	7,341	84,474
	減価償却累計額	57,489	14,683	42,807	3,666	191	3,475	3,384	3,636	2,254	2	12,852	3,971	754	1,070	1,799	380	150	283	254	84	16	59	7,750	691	264	1,306	133	24	0	0	105	0	7,117	7,701	2,039	0	5,662	65,190
	正味価額	17,002	4,346	12,656	1,084	57	1,027	999	1,075	666	0	3,803	1,176	223	316	532	112	44	83	75	25	5	17	2,288	203	78	386	39	7	0	0	31	0	2,105	2,282	603	0	1,679	19,284
機械及び装置	取得価額	9,972	1,632	8,339	2,752	102	2,650	78	3,330	39	17	814	290	27	144	91	23	17	4	4	9	5	10	284	24	22	387	38	2	0	0	6	0	722	3,475	1,032	0	2,443	13,447
	減価償却累計額	8,597	1,435	7,162	2,374	89	2,285	68	2,838	34	15	704	255	23	124	78	20	14	3	3	7	4	9	243	20	19	333	33	2	0	0	5	0	622	2,934	895	0	2,039	11,531
	正味価額	1,375	197	1,178	378	13	365	10	492	6	2	109	35	3	20	13	3	2	1	0	1	1	1	42	4	3	54	5	0	0	0	1	0	100	541	137	0	404	1,916
車両及び船舶	取得価額	1,676	858	817	317	4	313	2	121	0	0	127	136	7	31	16	5	2	1	1	1	2	3	36	3	1	18	2	0	0	0	1	0	101	309	309	0	0	1,984
	減価償却累計額	1,559	798	761	295	3	292	2	113	0	0	118	127	7	28	15	4	2	1	1	1	2	3	33	3	1	17	2	0	0	0	1	0	94	288	288	0	0	1,847
	正味価額	117	60	56	22	0	21	0	8	0	0	9	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	21	21	0	0	137
工具、器具及び備品	取得価額	70,754	18,788	51,966	13,673	2,628	11,046	723	19,791	425	21	6,429	3,186	232	1,141	897	204	117	52	47	55	85	197	3,371	312	147	1,386	196	16	0	0	58	0	5,124	67,801	11,445	0	56,356	138,555
	減価償却累計額	51,885	14,058	37,827	10,079	1,949	8,131	538	14,149	309	15	4,745	2,384	173	834	648	148	87	39	35	40	63	145	2,438	224	107	1,010	143	12	0	0	42	0	3,749	52,345	8,443	0	43,902	104,230
	正味価額	18,869	4,730	14,139	3,594	679	2,915	185	5,643	116	5	1,685	803	60	308	248	56	30	13	12	14	22	52	933	88	39	376	53	4	0	0	15	0	1,375	15,456	3,002	0	12,454	34,325
リース資産	取得価額	20,897	6,729	14,168	1,483	337	1,146	38	1,367	27	2	3,619	1,695	304	561	907	189	73	91	81	40	15	44	3,323	339	121	631	71	10	0	0	49	0	3,398	6,984	1,130	0	5,854	27,881
	減価償却累計額	2,230	635	1,595	333	76	257	9	293	6	0	309	143	22	59	70	15	6	6	6	3	3	7	253	25	10	70	9	1	0	0	4	0	294	1,516	195	0	1,321	3,746
	正味価額	18,667	6,094	12,573	1,150	261	889	29	1,073	21	1	3,310	1,552	281	502	837	174	67	84	76	37	12	37	3,070	314	111	561	62	9	0	0	46	0	3,103	5,468	935	0	4,533	24,135
土地	取得価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
建設仮勘定	取得価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
無形固定資産	取得価額	318,406	68,000	250,407	61,538	1,198	60,341	844	108,997	571	530	32,159	10,945	553	4,037	2,523	669	3,870	57	51	303	46	229	6,888	555	560	14,672	1,320	83	0	0	233	0	25,518	29,851	16,538	0	13,313	348,258
	減価償却累計額	262,630	53,017	209,614	50,982	649	50,332	602	93,645	415	361	26,299	8,679	434	3,283	1,930	524	3,760	42	38	248	30	170	4,868	384	391	12,539	1,114	68	0	0	187	0	20,933	18,294	11,377	0	6,918	280,924
	正味価額	55,776	14,983	40,793	10,557	549	10,008	242	15,352	156	169	5,860	2,266	120	753	593	145	110	15	13	56	16	58	2,021	172	169	2,133	206	15	0	0	47	0	4,585	11,557	5,161	0	6,396	67,333
設備区分毎の固定資産合計	取得価額	11,404,594	976,723	10,427,871	3,174,498	8,254	3,166,244	107,958	4,289,885	74,668	22,879	1,044,436	229,847	41,308	175,756	148,627	35,132	22,061	9,746	8,770	11,374	809	4,075	497,276	43,773	31,263	522,984	48,531	2,375	0	0	8,821	0	953,593	1,315,938	721,670	0	594,268	12,720,532
	減価償却累計額	9,183,441	721,606	8,461,835	2,742,925	5,323	2,737,601	87,857	3,207,760	59,714	17,412	909,283	184,999	34,448	150,931	123,371	29,721	20,384	7,359	6,619	10,084	583	2,884	402,525	36,721	28,252	454,960	42,052	2,077	0	0	6,422	0	812,060	952,713	569,023	0	383,690	10,136,154
	正味価額	2,221,153	255,117	1,966,036	431,573	2,931	428,643	20,101	1,082,125	14,954	5,467	135,153	44,848	6,861	24,825	25,256	5,411	1,676	2,387	2,151	1,291	226	1,191	94,752	7,052	3,011	68,024	6,478	298	0	0	2,398	0	141,533	363,225	152,647	0	210,578	2,584,378

（参考３）
設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳）
（参考１）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

費用の項目＼設備区分	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
営業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	58,475	16,155	925	1,092	5,286	91	128	37	41	2,049	470	2,889	11,992	13,244	546	10	3,520	0
共通費	5,586	1,313	75	89	531	3	5	1	4	205	38	235	975	1,077	44	1	990	0
管理費	5,637	1,282	73	87	521	3	4	1	4	202	37	229	951	1,051	43	1	1,146	0
試験研究費	8,145	1,546	88	104	632	4	5	2	5	244	45	276	1,147	1,267	52	1	2,725	0
通信設備使用料	765	195	11	13	80	0	1	0	1	31	6	35	144	159	7	0	83	0
租税公課	3,666	645	37	44	254	2	3	1	2	98	19	115	479	529	22	0	1,417	0
減価償却費	28,027	4,194	295	274	1,625	57	80	23	11	1,138	147	779	3,356	3,694	192	3	12,157	0
固定資産除却費	1,239	189	106	26	76	1	1	0	1	43	8	39	210	150	6	0	384	0
（再）除却損	263	25	71	11	10	0	0	0	0	11	3	9	65	17	1	0	41	0
合計	111,541	25,518	1,611	1,728	9,005	162	226	66	69	4,010	770	4,597	19,256	21,171	913	16	22,422	0

（参考４）
設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備の内訳）
（参考２）設備区分別固定資産明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	2,418	2	0	0	1	0	0	0	0	2,406	0	0	2	2	0	0	4	0
		減価償却累計額	2,415	2	0	0	1	0	0	0	0	2,405	0	0	2	2	0	0	3	0
		正味価額	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	358,175	62,416	3,176	4,681	25,972	152	212	62	195	7,663	1,857	11,281	47,041	51,845	2,124	39	139,460	0
		減価償却累計額	262,968	49,406	2,374	4,115	21,425	75	104	30	168	3,274	1,160	10,033	41,620	41,447	1,649	24	86,063	0
		正味価額	95,207	13,010	802	566	4,548	77	107	31	27	4,389	697	1,248	5,421	10,398	475	15	53,397	0
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	156,781	27,068	1,836	2,145	11,294	68	95	28	88	4,349	783	5,102	21,713	22,908	950	16	58,339	0
		減価償却累計額	117,363	20,269	1,374	1,605	8,456	51	71	21	66	3,256	586	3,819	16,252	17,151	711	12	43,663	0
		正味価額	39,418	6,799	462	540	2,838	17	24	7	22	1,093	197	1,283	5,461	5,757	239	4	14,676	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	3,709	710	48	56	296	2	2	1	2	114	21	134	570	601	25	0	1,126	0
		減価償却累計額	2,623	502	34	40	210	1	2	1	2	81	15	95	404	426	18	0	794	0
		正味価額	1,086	208	14	16	87	1	1	0	1	33	6	39	166	176	7	0	332	0
空中線設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	22,851	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,851	0
		減価償却累計額	21,204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,204	0
		正味価額	1,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647	0
	市外線路設備	取得価額	6,662	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,662	0
		減価償却累計額	6,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,310	0
		正味価額	352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352	0
土木設備		取得価額	41,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,895	0
		減価償却累計額	35,493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,493	0
		正味価額	6,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,402	0
海底線設備		取得価額	758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	758	0
		減価償却累計額	727	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	727	0
		正味価額	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
建物		取得価額	241,630	46,092	3,131	3,657	18,764	145	202	59	146	7,227	1,333	8,691	36,996	39,018	1,619	28	74,524	0
		減価償却累計額	187,879	35,836	2,432	2,841	14,587	112	157	46	113	5,618	1,036	6,756	28,754	30,331	1,258	22	57,978	0
		正味価額	53,752	10,256	698	816	4,177	32	45	13	32	1,609	297	1,936	8,242	8,686	360	6	16,546	0
構築物		取得価額	19,029	3,626	246	287	1,474	11	16	5	11	568	105	683	2,907	3,068	127	2	5,893	0
		減価償却累計額	14,683	2,796	190	222	1,137	9	12	4	9	438	81	527	2,244	2,367	98	2	4,548	0
		正味価額	4,346	830	56	65	337	3	4	1	3	130	24	156	663	701	29	1	1,344	0
機械及び装置		取得価額	1,632	397	27	32	139	3	4	1	1	54	11	75	320	337	14	0	218	0
		減価償却累計額	1,435	351	24	28	122	2	3	1	1	47	10	66	282	297	12	0	186	0
		正味価額	197	46	3	4	17	0	0	0	0	6	1	9	37	39	2	0	32	0
車両及び船舶		取得価額	858	226	16	18	94	1	1	0	1	36	7	43	183	192	8	0	33	0
		減価償却累計額	798	210	14	17	88	1	1	0	1	34	6	40	170	178	7	0	31	0
		正味価額	60	16	1	1	7	0	0	0	0	3	0	3	13	13	1	0	2	0
工具、器具及び備品		取得価額	18,788	4,643	315	368	1,697	26	37	11	13	655	134	875	3,724	3,930	163	3	2,194	0
		減価償却累計額	14,058	3,490	237	277	1,273	20	28	8	10	491	101	658	2,802	2,955	123	2	1,583	0
		正味価額	4,730	1,153	78	91	424	6	9	3	3	164	33	217	923	975	40	1	611	0
リース資産		取得価額	6,729	1,238	79	93	513	3	4	1	4	198	36	229	967	1,036	43	1	2,283	0
		減価償却累計額	635	128	8	10	53	0	0	0	0	20	4	24	100	107	4	0	175	0
		正味価額	6,094	1,110	71	83	460	3	4	1	4	177	32	205	867	929	38	1	2,108	0
土地		取得価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
建設仮勘定		取得価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
無形固定資産		取得価額	68,000	16,853	1,090	1,277	6,938	565	789	231	54	2,675	488	3,128	13,218	14,130	585	10	5,969	0
		減価償却累計額	53,017	13,237	844	990	5,453	404	564	165	43	2,103	384	2,446	10,314	11,068	458	8	4,535	0
		正味価額	14,983	3,616	246	287	1,484	161	225	66	12	572	105	682	2,904	3,062	127	2	1,433	0
合計		取得価額	976,723	168,387	10,311	13,020	69,269	991	1,384	405	532	26,747	4,922	31,206	131,745	141,395	5,838	103	370,470	0
		減価償却累計額	721,606	126,228	7,532	10,144	52,805	676	943	276	413	17,767	3,382	24,464	102,943	106,329	4,340	70	263,295	0
		正味価額	255,117	42,159	2,779	2,876	16,464	315	441	129	119	8,980	1,540	6,742	28,801	35,066	1,498	33	107,175	0

（参考5）

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳）

（参考3）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

設備区分等 / 費用の項目	一般第一種指定設備			
	伝送路	右記以外	県内NGN	県間NGN
営業費	0	0	0	0
（再）貸倒損失	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0
施設保全費	3,520	1,773	1,497	250
共通費	990	464	450	76
管理費	1,146	544	515	87
試験研究費	2,725	1,253	1,259	213
通信設備使用料	83	54	23	6
租税公課	1,417	755	569	93
減価償却費	12,157	5,943	4,944	1,270
固定資産除却費	384	199	159	26
（再）除却損	41	22	16	3
合計	22,422	10,985	9,416	2,021

（参考6）

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備▪伝送路の内訳）

（参考4）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	一般第一種指定設備			
			伝送路	右記以外	県内NGN	県間NGN
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	4	2	2	0
		減価償却累計額	3	1	2	0
		正味価額	0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	139,460	61,109	67,520	10,831
		減価償却累計額	86,063	35,282	45,939	4,842
		正味価額	53,397	25,827	21,581	5,989
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	58,339	25,439	28,442	4,458
		減価償却累計額	43,663	19,044	21,282	3,337
		正味価額	14,676	6,395	7,160	1,121
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	1,126	522	522	82
		減価償却累計額	794	367	369	58
		正味価額	332	155	153	24
空中線設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	22,851	15,296	6,697	858
		減価償却累計額	21,204	14,188	6,219	797
		正味価額	1,647	1,107	479	61
	市外線路設備	取得価額	6,662	4,341	2,014	307
		減価償却累計額	6,310	4,112	1,907	291
		正味価額	352	230	106	16
土木設備		取得価額	41,895	27,770	12,421	1,704
		減価償却累計額	35,493	23,528	10,521	1,444
		正味価額	6,402	4,243	1,899	260
海底線設備		取得価額	758	509	221	28
		減価償却累計額	727	488	212	27
		正味価額	31	21	9	1
建物		取得価額	74,524	32,713	36,147	5,664
		減価償却累計額	57,978	25,454	28,117	4,407
		正味価額	16,546	7,258	8,031	1,257
構築物		取得価額	5,893	2,589	2,856	448
		減価償却累計額	4,548	1,996	2,206	346
		正味価額	1,344	592	650	102
機械及び装置		取得価額	218	110	94	14
		減価償却累計額	186	94	80	12
		正味価額	32	16	14	2
車両及び船舶		取得価額	33	17	14	2
		減価償却累計額	31	16	13	2
		正味価額	2	1	1	0
工具、器具及び備品		取得価額	2,194	991	1,043	160
		減価償却累計額	1,583	715	752	116
		正味価額	611	275	291	45
リース資産		取得価額	2,283	1,018	1,089	176
		減価償却累計額	175	79	83	13
		正味価額	2,108	939	1,007	162
土地		取得価額	7,502	3,296	3,636	570
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	7,502	3,296	3,636	570
建設仮勘定		取得価額	759	360	346	53
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	759	360	346	53
無形固定資産		取得価額	5,969	3,139	2,458	372
		減価償却累計額	4,535	2,442	1,819	274
		正味価額	1,433	697	638	98
合計		取得価額	370,470	179,222	165,521	25,727
		減価償却累計額	263,295	127,810	119,520	15,965
		正味価額	107,175	51,412	46,001	9,762

網使用料算定根拠

一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能

＜東日本＞

目　次

Ⅰ.算定手順 ---------- 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定
1．設備別原価の算定 ---------- 3
2．機能別・POI別原価の算定 ---------- 6
3．前期料金適用期間における乖離額 ---------- 7
4．機能別料金の設定 ---------- 8

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 ---------- 9

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 ---------- 10

Ⅴ.資本構成比率の算定 ---------- 11

Ⅵ.他人資本利子率の算定 ---------- 12

Ⅶ.自己資本利益率の算定 ---------- 13

Ⅷ.利益対応税率の算定 ---------- 14

Ⅸ.料金設定に用いた設備数及びトラヒック ---------- 16

Ⅹ.料金設定に使用する貸倒率 ---------- 17

（別紙）
1．QoS制御係数算出の考え方 ---------- 18
2．QoS制御係数の算出 ---------- 19
3．帯域制御係数の設定 ---------- 20

（別添）
1．県間中継ルータの設備管理運営費 ---------- 21
2．県間中継ルータの固定資産 ---------- 22
3．伝送路（自社構築）の設備管理運営費 ---------- 23
4．伝送路（自社構築）の固定資産 ---------- 24
5．伝送路（他社調達）の設備管理運営費 ---------- 25
6．伝送路（他社調達）の固定資産 ---------- 26

（参考）
1．設備区分別費用明細表 ---------- 27
2．設備区分別固定資産明細表 ---------- 28
3．設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備等の内訳） ---------- 30
4．設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備等の内訳） ---------- 31
5．設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳） ---------- 32
6．設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳） ---------- 33

Ⅰ. 算定手順

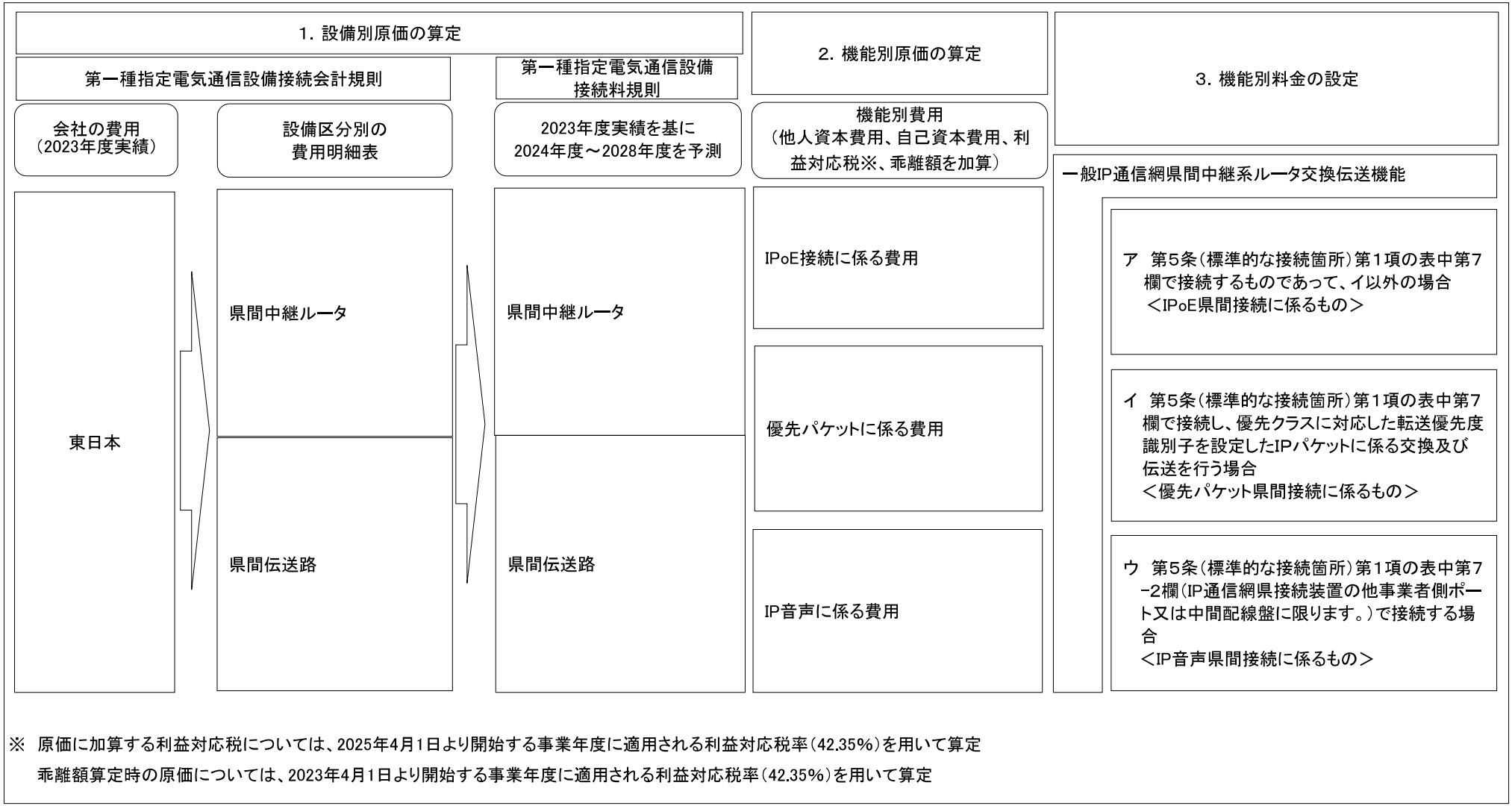

※　原価に加算する利益対応税については、2025年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定
　　乖離額算定時の原価については、2023年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定

1. 設備別原価の算定

1―1. 2024年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	県間中継ルータ	伝送路（自社構築）	ダークファイバ以外	ダークファイバ	伝送路（他社調達）	備考
①設備管理運営費	1,478	1,998	1,936	62	3	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
②他人資本費用	2	8	8	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	109	400	384	16	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	47	171	164	7	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	1,636	2,577	2,492	85	3	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	2,420	9,322	8,955	367	0	（別添2）、（別添4）、（別添6）より
	⑦投資等	9	33	32	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	43	165	159	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	150	78	75	3	0	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース		2,622	9,598	9,221	377	0	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		435	1,590	1,528	62	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		37	90	70	20	0	
⑬減価償却費		236	1,281	1,263	18	0	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
⑭固定資産除却損		7	1	1	0	0	

1―2. 2025年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	県間中継ルータ	伝送路（自社構築）	ダークファイバ以外	ダークファイバ	伝送路（他社調達）	備考
①設備管理運営費	1,081	1,947	1,888	59	3	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
②他人資本費用	2	7	7	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	86	359	344	15	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	37	153	147	6	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	1,206	2,466	2,386	80	3	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	1,848	8,121	7,771	350	0	（別添2）、（別添4）、（別添6）より
	⑦投資等	7	29	28	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	33	144	138	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	106	78	75	3	0	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース		1,994	8,372	8,012	360	0	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		331	1,388	1,328	60	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		28	80	61	19	0	
⑬減価償却費		197	1,247	1,230	17	0	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
⑭固定資産除却損		7	1	1	0	0	

1ー3. 2026年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	県間中継ルータ	伝送路（自社構築）	ダークファイバ以外	ダークファイバ	伝送路（他社調達）	備考
①設備管理運営費	724	1,890	1,831	59	3	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
②他人資本費用	1	6	6	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	57	320	304	16	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	24	137	130	7	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	806	2,353	2,271	82	3	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	1,229	7,200	6,846	354	0	（別添2）、（別添4）、（別添6）より
	⑦投資等	4	26	25	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	22	127	121	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	70	76	73	3	0	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース		1,325	7,429	7,065	364	0	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		220	1,231	1,171	60	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		19	73	54	19	0	
⑬減価償却費		143	1,211	1,194	17	0	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
⑭固定資産除却損		5	1	1	0	0	

1ー4. 2027年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	県間中継ルータ	伝送路（自社構築）	ダークファイバ以外	ダークファイバ	伝送路（他社調達）	備考
①設備管理運営費	717	1,827	1,768	59	3	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
②他人資本費用	1	5	5	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	53	282	266	16	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	23	121	114	7	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	794	2,235	2,153	82	3	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	1,146	6,341	5,981	360	0	（別添2）、（別添4）、（別添6）より
	⑦投資等	4	23	22	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	20	112	106	6	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	70	74	71	3	0	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース		1,240	6,550	6,180	370	0	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		206	1,085	1,024	61	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		18	66	47	19	0	
⑬減価償却費		126	1,169	1,152	17	0	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
⑭固定資産除却損		16	1	1	0	0	

1ー5. 2028年度設備別原価

（単位：百万円）

区分	県間中継ルータ	伝送路（自社構築）	ダークファイバ以外	ダークファイバ	伝送路（他社調達）	備考
①設備管理運営費	642	1,715	1,655	60	3	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
②他人資本費用	1	4	4	0	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	50	248	232	16	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	21	106	99	7	0	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	714	2,073	1,990	83	3	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	1,079	5,589	5,220	369	0	（別添2）、（別添4）、（別添6）より
	⑦投資等	4	20	19	1	0	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	19	99	92	7	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	64	72	69	3	0	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45.625日÷365日
⑩レートベース		1,166	5,780	5,400	380	0	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		193	958	895	63	0	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		17	60	41	19	0	（別添1）、（別添3）、（別添5）より
⑬減価償却費		112	1,076	1,058	18	0	
⑭固定資産除却損		3	1	1	0	0	

2. 機能別・POI別原価の算定

（1）機能別原価の算定

ポート実績トラヒックを機能ごとに集計し、ポート実績トラヒック比を算定

機能別原価は、対応するNGNの設備別原価（1の県間中継ルータの⑤、伝送路（自社構築）の⑤、伝送路（他社調達）の⑤）にポート実績トラヒック比を乗じて算定

区分	接続料原価（単位：百万円）			備考
	県間 中継ルータ	伝送路 （自社構築）	伝送路 （他社調達）	
a.IPoE県間接続に係るもの	3,878	9,647	0	Ⅱ−1の各年度の設備別原価※1に、Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3の（2）のトラヒック比※2を乗じて合算
b.優先パケット県間接続に係るもの	33.58	82.30	0	Ⅱ−1の各年度の設備別原価※1に、Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3の（2）のトラヒック比※2を乗じて合算
c.JP音声県間接続に係るもの	18.05	43.46	12.75	Ⅱ−1の各年度の設備別原価※1に、Ⅸ．料金設定に用いた設備数及びトラヒックの3の（2）のトラヒック比※2を乗じて合算
d.合計	3,930	9,773	13	a+b+c

※1　2024年度は1の ⑤の設備別原価を1/4したもの

※2　別紙2 QoS制御係数を考慮

（2）IPoE県間接続に係るPOI別原価の算定

県間中継ルータの各年度の接続料原価について、POI別のポート実績トラヒック比にて分計

伝送路の接続料原価について、個別調査した芯線長を基に占有区間・共有区間ごとの原価を把握し、占有区間に係る原価は各POIの原価に直課、

共有区間に係る各年度の接続料原価について、POI別のポート実績トラヒック比にて分計

■POI別のポート実績トラヒック比

区分	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	備考
A.東京都内の設置場所において接続する場合	6.25%	6.90%	7.64%	7.90%	8.17%	
B.上記以外の場合	93.75%	93.10%	92.36%	92.10%	91.83%	
C.合計	100%	100%	100%	100%	100%	

区分	接続料原価（単位：百万円）								備考
	県間 中継ルータ	伝送路 （自社構築）			伝送路 （他社調達）				
			占有区間	共有区間		占有区間	共有区間		
a.東京都内の設置場所において接続する場合	288	3,347	2,835	512	0	0	0	3,635	−
b.上記以外の場合	3,590	6,300	0	6,300	0	0	0	9,890	−
c.合計	3,878	9,647	2,835	6,812	0	0	0	13,525	（1）のa

3. 前期料金適用期間における乖離額

A. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7欄で接続するものであって、イ以外の場合）

（ア）東京都内の設置場所において接続する場合

	2023年6月-2024年度第3四半期の予測	2023年6月-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（ポート）	25	16	▲9	「2023年6月-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	2,105	1,301	▲804	2023年度網使用料算定根拠（一般IP通信網県間中継ルータ交換伝送機能（IPoE県間接続に係るもの））のⅡの3の（ア）の③×①×12ヶ月
③原価 （百万円）	2,105	1,654	▲451	「2023年6月-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0	353	353	③-②

（イ）（ア）以外の場合

	2023年6月-2024年度第3四半期の予測	2023年6月-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（ポート）	110	91	▲19	「2023年6月-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	5,070	4,295	▲775	2023年度網使用料算定根拠（一般IP通信網県間中継ルータ交換伝送機能（IPoE県間接続に係るもの））のⅡの3の（イ）の③×①×12ヶ月
③原価 （百万円）	5,070	4,984	▲86	「2023年6月-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0	689	689	③-②

B. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合）

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（Tbit）	359,106	2,654,832	2,295,725	「2021年度-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	50.82	375.71	324.89	2021年度その他費用算定根拠のⅨのBの③×①
③原価 （百万円）	50.82	197.56	146.74	「2021年度-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0	▲178.15	▲178.15	③-②（当該機能の乖離額については接続事業者と一括精算を実施するため、原価に算入しない）

C. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合）

	2021年度-2024年度第3四半期の予測	2021年度-2024年度第3四半期の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（千時間）	819,897	1,060,275	240,378	「2021年度-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
②収入 （百万円）	78.20	101.13	22.93	2021年度その他費用算定根拠のⅨのAの③×①
③原価 （百万円）	78.20	110.72	32.52	「2021年度-2024年度第3四半期の実績」のうち、2024年度第1四半期-2024年度第3四半期は予測値
④乖離額 （百万円）	0	9.59	9.59	③-②

4. 機能別料金の設定

A. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7欄で接続するものであって、イ以外の場合）

（ア）東京都内の設置場所において接続する場合

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	3,635	2. 機能別・POI別原価の算定の（2）のa
②調整額 （百万円）	353	3のAの（ア）の④
③ポート数	48	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数の1の（1）のa
④料金 （円/ポート）	6,923,611	（①＋②）÷③÷12ヶ月×（1＋X. 料金設定に使用する貸倒率）

（イ） （ア）以外の場合

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	9,890	2. 機能別・POI別原価の算定の（2）のb
②調整額 （百万円）	689	3のAの（イ）の④
③ポート数	332	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数の1の（1）のb
④料金 （円/ポート）	2,655,371	（①＋②）÷③÷12ヶ月×（1＋X. 料金設定に使用する貸倒率）

B. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7欄で接続し、優先クラスに対応した転送優先度識別子を設定したIPパケットに係る交換及び伝送を行う場合）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	115.88	2. 機能別・POI別原価の算定の（1）のb
②トラヒック量（Tbit）	2,842,849	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数の3の（1）のb
③料金 （円/Mbit）	0.000040762	①÷②×（1＋X. 料金設定に使用する貸倒率）

C. 一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合）

区分	2024年度第4四半期-2028年度	備考
①原価 （百万円）	74.26	2. 機能別・POI別原価の算定の（1）のc
②調整額 （百万円）	9.59	3のCの④
③トラヒック量（千時間）	1,186,393	Ⅸ. 料金設定に用いた設備数の2の（1）のg
④料金 （円/秒）	0.0000196	（①＋②）÷③×（1＋X. 料金設定に使用する貸倒率）

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1)投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)(※)	7,999 (B)
投資等比率(B÷A)	0.0036 (C)

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887 (A)
貯蔵品(※)	46,526 (B)
貯蔵品比率(B÷A)	0.0177 (C)

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、
　　金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程

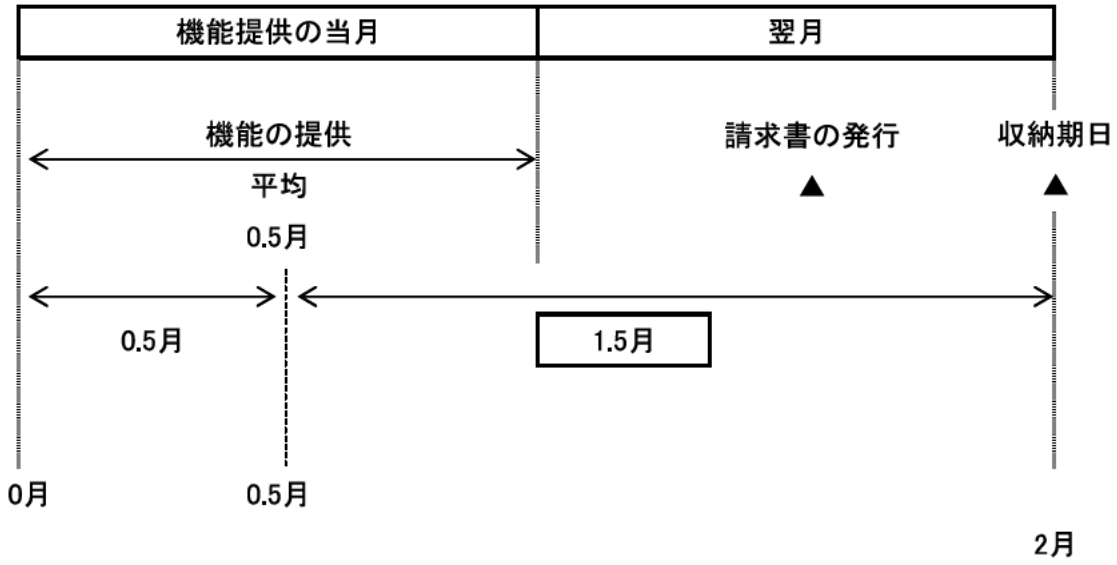

(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

= 1.5ヵ月 ÷ 12ヵ月 × 365日 = **45.625日**

(1)より

V.資本構成比率の算定

(1)資本の状況

（単位：百万円）

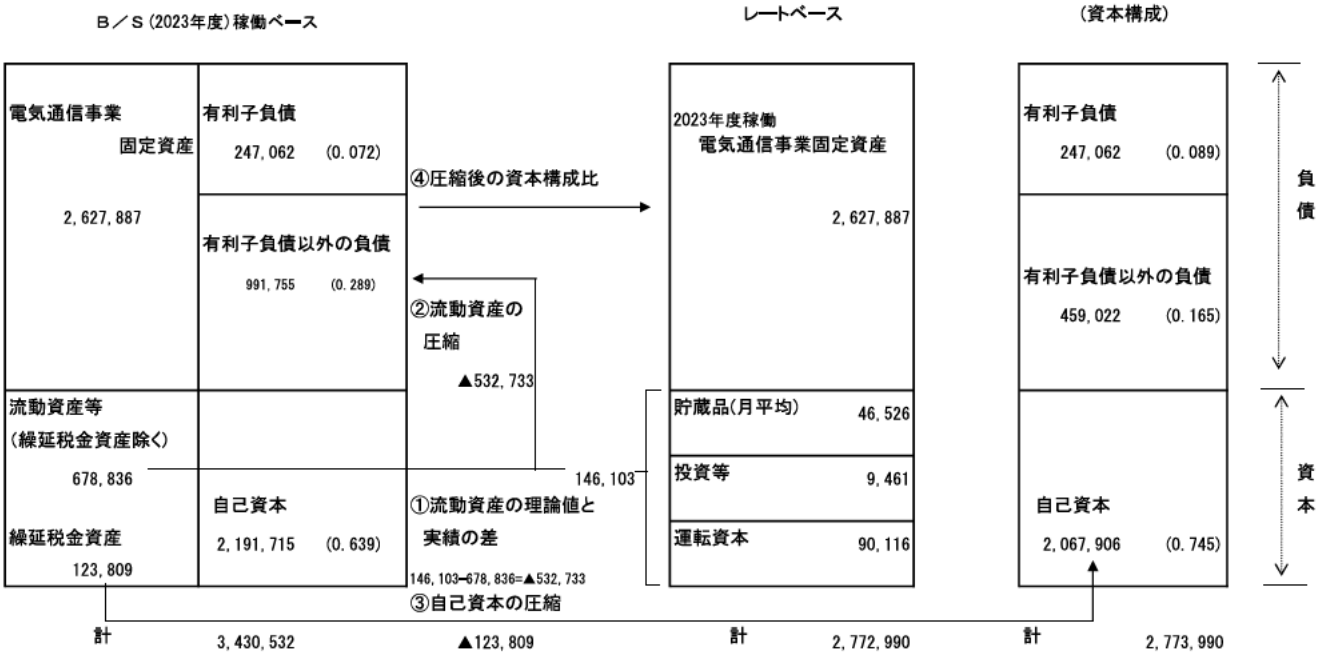

(2)他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{247,062 + 459,022}{\text{負債}} \div \underbrace{2,773,990}_{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.255}$$

(3)有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \underbrace{247,062}_{\text{有利子負債}} \div \frac{247,062 + 459,022}{\text{負債の合計}} = \boxed{0.350}$$

(4)有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \underbrace{0.350}_{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.650}$$

(5)自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \underbrace{0.255}_{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.745}$$

Ⅵ.他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率 ＝ 0.53%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.53

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率 ＝ 0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

(注)国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用する。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率 ＝ 0.53%×0.35＋0.21%×0.65＝ 0.32%
（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ.自己資本利益率の算定

1.ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
β値の適用	○	○	○	○	○	○	○	○
リスクフリーレート（注１）（注３）	0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
リスクプレミアム（注２）（注３）	8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
選択される自己資本利益率（β＝0.566（注４））	5.07	5.22	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77
平均（注５）			5.35	5.59	5.77	5.77	5.77	5.77

2．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
①リスクプレミアム（注２）（注３）	－	－	8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
②リスクフリーレート（注３）	－	－	0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
③主要企業の自己資本利益率（①+②）（注６）	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72
平均（５年間）					7.96	8.47	9.41	9.58	9.72	9.72

3．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。（注７）

	2023	2024	2025	2026	2027	2028
自己資本利益率	5.35%	5.59%	5.77%	5.77%	5.77%	5.77%

（注１）　指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用する。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用する。

（注２）　2021年度、2022年度、2023年度のリスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用する。（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３）　2024年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては2023年度の実績値と同じと見込んだ。

（注４）　β値については、「接続料の算定等に関する研究会」における議論を踏まえ、0.566を使用する。

（注５）　算定期間については、３年間とした。

（注６）　2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用する。

（注７）　接続料規則第12条第3項では「いずれか低い方を上限とした合理的な値」と記載があるが、上限値を採用した理由は下記の通り。
○自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識している。
○当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考える。
○このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えるが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識している。

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（2025年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 ＝ 42.35%

（算定方法）

1.税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をy、税額をxnとする。

②事業税実効税率

事業税額をx1、特別法人事業税をx2とする。　　（x2 = x1 × 2.600）

x1 ＝ (y－(x1 ＋x2)) × 0.010

＝ (y－(x1 ＋x1 × 2.600))×0.010　　⇒　$x1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

＝ 0.0097y

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx2とする。

x2 ＝ x1 × 2.600

＝ 0.0097y × 2.600

＝ 0.0252y

④法人税実効税率

法人税額をx3とする。

x3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

＝ (y－(0.0097y+0.0252y))× 0.232

＝ 0.2239y

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx4とする。

x4 ＝ 法人税額 × 0.010

＝ 0.2239y × 0.010

＝ 0.0022y

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx5とする。

x5 ＝ 法人税額 × 0.060

＝ 0.2239y × 0.060

＝ 0.0134y

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx6とする。

x6 ＝ 法人税額 × 0.103

＝ 0.2239y × 0.103

＝ 0.0231y

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をxとする。

x ＝ x1 ＋x2 ＋x3 ＋x4 ＋x5 ＋x6

＝ 0.2975y

2.税引後利益に対する率の算定

税引後利益をz、税引前利益をy、税額をxとする。

$$利益対応税率 = \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$$

税引前利益 y

利益対応税
x ＝ 0.2975y
税引後利益
z ＝ (1－0.2975)y

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（乖離額算定時の原価算定に用いる2023年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 ＝ 42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y - (x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 ＝ $\frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　y
利益対応税 x ＝ 0.2975y
税引後利益 z ＝ (1−0.2975)y

Ⅸ.料金設定に用いた設備数及びトラヒック

1. 設備数

(1)ポート数

(単位:ポート)

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2024年度第4四半期~2028年度の稼動合計	備考
a.全国集約POI接続	8	12	9	10	12	13	48	POIを疎通するピークトラヒックにユーザ数変動率等を考慮して予測
b.ブロックPOI接続	54	82	66	75	82	94	332	各POIを疎通するピークトラヒックにユーザ数変動率等を考慮して予測

2.電話トラヒック

(1)通信時間

(単位:千時間)

通信先	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期~2028年度	備考
a.光IP電話(東日本エリア内)	58,367	53,881	48,130	41,665	35,950	30,907	170,122	
b.メタルIP電話(東日本エリア内)	11,815	15,425	15,299	12,317	9,786	7,652	48,910	
c.光IP電話(旧ゲートウェイルータ経由)	446	0	0	0	0	0	0	2023年度の電話トラヒック実績を基に、 施設数の増加や他の通信先施設数の変動、 IP網への移行状況を加味して算定
d.光IP電話(メディアゲートウェイ経由)	150,653	54,122	0	0	0	0	0	
e.光IP電話(新ゲートウェイルータ経由)	52,972	139,241	182,834	173,001	163,556	154,481	722,213	
f.メタルIP電話(新ゲートウェイルータ経由)	8,458	52,748	70,649	61,853	53,595	45,864	245,148	
g.合計	282,711	315,417	316,912	288,836	262,887	238,904	1,186,393	

3.通信量

(1)QoS制御係数考慮前

(単位:Tbit)

区分	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2024年度第4四半期~2028年度
a.PoE県間に係るトラヒック	69,766,789	77,655,094	81,853,198	85,589,486	97,620,908	111,272,658	395,750,023
b.優先パケット県間接続に係るトラヒック	643,936	651,320	658,747	666,219	673,740	681,312	2,842,849
c.IP音声県間接続に係るトラヒック	367,654	342,875	364,514	330,951	299,910	271,221	1,352,315
d.合計	70,778,379	78,649,289	82,876,459	86,586,656	98,594,559	112,225,191	399,945,187

(2)QoS制御係数考慮後

(単位:Tbit)

区分	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	備考
a.PoE県間に係るトラヒック	69,766,789	77,655,094	81,853,198	85,589,486	97,620,908	111,272,658	パケット数にQoS制御係数を考慮 ベストエフォート:1.000 優先クラス:1.163 高優先クラス:1.258 最優先クラス:1.264
b.優先パケット県間接続に係るトラヒック	739,883	757,486	766,123	774,813	783,560	792,366	
c.IP音声県間接続に係るトラヒック	389,286	433,394	460,746	418,321	379,087	342,823	
d.合計	70,895,957	78,845,973	83,080,067	86,782,621	98,783,555	112,407,848	

区分	2023年度実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	備考
a.PoE県間に係るトラヒック	98.4073%	98.4896%	98.5233%	98.6251%	98.8230%	98.9901%	上記のトラヒック比
b.優先パケット県間接続に係るトラヒック	1.0436%	0.9607%	0.9221%	0.8928%	0.7932%	0.7049%	
c.IP音声県間接続に係るトラヒック	0.5491%	0.5497%	0.5546%	0.4820%	0.3838%	0.3050%	
d.合計	100.0000%	100.0000%	100.0000%	99.9999%	100.0000%	100.0000%	

X.料金設定に使用する貸倒率

（単位：百万円）

	2023年度	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	114,894	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第１　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.00000%	①÷②

（別紙１）ＱｏＳ制御係数算出の考え方

1. トラヒック増と遅延時間解消に必要な設備量の関係式

（1）クラスk の系内時間W_kは、ポラチェック=ヒンチンの公式に基づき以下の通り。

$$W_k(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=\frac{\sum_n\lambda_n \mathrm{E}[S^2]}{2(1-\rho_{n-1})(1-\rho_n)}=\frac{\mathrm{E}[X^2]}{2\mathrm{E}[X]}\cdot\frac{\sum_n\lambda_n \mathrm{E}[X]}{(B-\sum_{n<k}\lambda_n \mathrm{E}[X])(B-\sum_{n\leq k}\lambda_n \mathrm{E}[X])}$$

（2）以下の各クラスの遅延時間について、「左側の式＝右側の式」となるよう数式を展開・整理することにより、$\Delta\lambda_n$とΔBの関係性（必要設備量）を求める。

【前提条件】

- クラスの定義
  - クラス1：最優先クラス
  - クラス2：高優先クラス
  - クラス3：優先クラス
  - クラス4：ベストエフォート
- クラスk の平均遅延時間：W_k
- パケット長：X
- 設備量（出力帯域）：B
- パケット読出時間：$S=X/B$
- クラスk の帯域使用率：$\rho_k=\lambda_k E[S]$

【クラス1（W_1）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_1(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n\Delta\lambda_2}{B(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B)(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_1(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{B(B-\lambda_1\mathrm{E}[X])}$$

【クラス2（W_2）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_2(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_2(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])}$$

【クラス3（W_3）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_3(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])}\\
W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_3(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])}$$

【クラス4（W_4）の遅延時間】

$$\left.\begin{aligned}
W_4(\lambda_1+\Delta\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_1}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_1\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2+\Delta\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_2}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_2\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3+\Delta\lambda_3,\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_3}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_3\mathrm{E}[X])}\\
W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4+\Delta\lambda_4,B+\Delta B)&=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n+\Delta\lambda_4}{(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_4\mathrm{E}[X])(B+\Delta B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X]-\Delta\lambda_4\mathrm{E}[X])}
\end{aligned}\right]=W_4(\lambda_1,\lambda_2,\lambda_3,\lambda_4,B)=C_0\cdot\frac{\sum_n\lambda_n}{(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X])(B-\lambda_1\mathrm{E}[X]-\lambda_2\mathrm{E}[X]-\lambda_3\mathrm{E}[X]-\lambda_4\mathrm{E}[X])}$$

（別紙2）QoS制御係数の算出

2．クラスnのトラヒック増$\Delta\lambda_n$と、クラスkの遅延時間W_kの増加を解消するために必要な設備量ΔBのマトリックス（数式）

	クラス4の トラヒックが増加	クラス3の トラヒックが増加	クラス2の トラヒックが増加	クラス1の トラヒックが増加
クラス1の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_1+1}$			$\frac{C_1+1/\rho}{C_1+1}$
クラス2の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_1+C_2}$		$\frac{C_2+1/\rho}{C_1+C_2}$	$\frac{C_1+C_2+1/\rho}{C_1+C_2}$
クラス3の 必要設備量	$\frac{1/\rho}{C_2+C_3}$	$\frac{C_3+1/\rho}{C_2+C_3}$	$\frac{C_2+C_3+1/\rho}{C_2+C_3}$	
クラス4の 必要設備量	$\frac{C_4+1/\rho}{C_3+C_4}$	$\frac{C_3+C_4+1/\rho}{C_3+C_4}$		

$C_1=\frac{1}{1-\rho_1}$

$C_2=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2}$

$C_3=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2-\rho_3}$

$C_4=\frac{1}{1-\rho_1-\rho_2-\rho_3-\rho_4}$

3．Input値の算定

QoSクラス	トラヒックウエイト (2024.4Q-2028)	ρ_n
最優先クラス	0.068%	0.0001360
高優先クラス※	5.665%	0.0113298
優先クラス	0.542%	0.0010835
ベストエフォート	93.725%	0.1874508
合計	100.000%	0.2000000

帯域制御係数	$\rho_n\rho_n$
1.20	0.0001632
1.16	0.0131426
1.00	0.0010835
1.00	0.1874508
	0.2018400

※現行のQoS換算係数の適用範囲に対して、帯域制御係数を加味。

●定数の算出

$C_{1=}$	1.0001632
$C_{2=}$	1.0134851
$C_{3=}$	1.0145992
$C_{4=}$	1.2528816

4．クラスnのトラヒック増$\Delta\lambda_n$と、クラスkの遅延時間W_kの増加を解消するために必要な設備量ΔBのマトリックス（指数）

ネットワーク全体の遅延時間が解消される必要設備量として、最大値を必要設備量のクラスnの指数として採用する。

	クラス4の トラヒックが増加	クラス3の トラヒックが増加	クラス2の トラヒックが増加	クラス1の トラヒックが増加
クラス1の 必要設備量	2.47701			2.97705
クラス2の 必要設備量	2.46042		2.96373	3.46042
クラス3の 必要設備量	2.44291	2.94318	3.44291	
クラス4の 必要設備量	2.73753	3.18499		
上記の内、 最大値	**2.73753**	**3.18499**	**3.44291**	**3.46042**

5．ＱｏＳ制御係数の算定結果

ベストエフォート	優先クラス	高優先クラス	最優先クラス
1.000	**1.163**	**1.258**	**1.264**

（別紙3） 帯域制御係数の設定

■QoS通信（高優先・最優先クラス）では「ゆらぎ」を吸収するために、通信要求時の帯域に対して帯域を上乗せして管理していることに着目し、QoSの有無・程度に応じたコスト差を設定。
■具体的には、通信品質に関する法令や国際標準に定められている、遅延等の品質を確保するため、以下のような比率で上乗せ帯域を設定しています。

ベストエフォート・QoS（優先クラス） ： QoS（高優先クラス） ： QoS（最優先クラス） ＝ 1．00 ： 1．16 ： 1．20

■等間隔に並んで送信されたパケットが、1つの装置で複数通信のパケットを束ねて転送する際に間隔がずれることを「ゆらぎ」といいます。
■「ゆらぎ」があると、パケットの間隔が詰まっているところでより大きい帯域を使うことになります。
■こうした「ゆらぎ」を吸収するために、NGNでは、網管理上、通信要求時の要求帯域に対して上乗せした帯域で管理しており、品質が高いほど上乗せする率を高くしています。

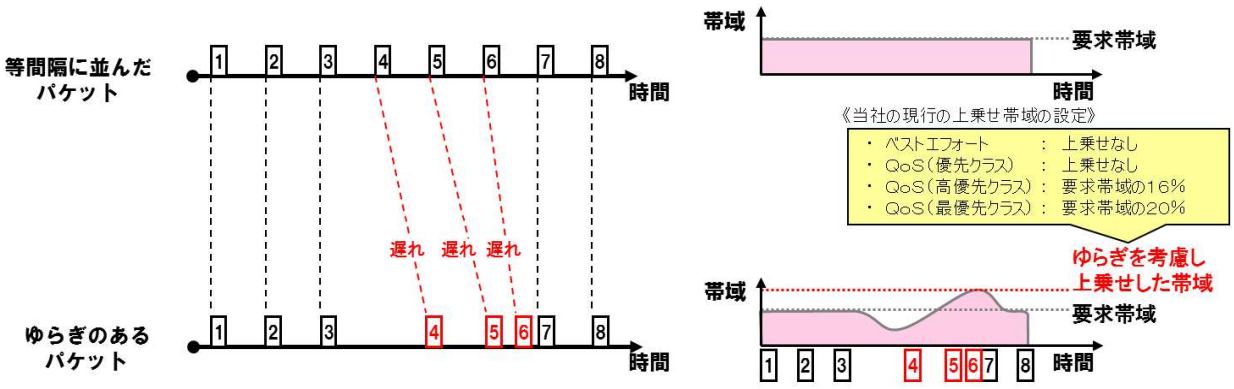

（別添1） 県間中継ルータの設備管理運営費

（単位:百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	1,092	916	665	421	403	386	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））に電気料高騰影響を個別に算定
共通費・管理費	176	148	107	68	65	62	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	104	110	60	57	54	51	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	13	11	8	5	5	5	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	44	37	28	19	18	17	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	274	236	197	143	126	112	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	26	20	16	11	46	9	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	11	7	7	5	16	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	1,728	1,478	1,081	724	717	642	

（別添2） 県間中継ルータの固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	4,327	3,741	2,801	1,824	1,801	1,778	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	504	369	312	228	156	100	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	2,555	2,209	1,654	1,078	1,065	1,052	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	618	534	400	261	258	255	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	3,657	3,162	2,368	1,543	1,524	1,505	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	816	706	529	345	341	337	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	2,481	2,145	1,606	1,046	1,033	1,020	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	937	811	607	395	391	387	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	13,020	11,257	8,429	5,491	5,423	5,355	
		正味固定資産	2,876	2,420	1,848	1,229	1,146	1,079	

（別添3） 伝送路（自社構築）の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	250	242	223	218	213	209	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））に電気料高騰影響を個別に算定
共通費・管理費	163	158	146	143	140	137	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	213	200	225	219	213	207	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	93	90	80	73	66	60	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	1,270	1,281	1,247	1,211	1,169	1,076	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	26	24	23	23	23	23	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	3	1	1	1	1	1	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	2,018	1,998	1,947	1,890	1,827	1,715	

（別添4） 伝送路（自社構築）の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	9,778	9,812	9,318	9,373	9,443	9,539	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	5,872	5,425	4,419	3,475	2,585	1,790	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	5,593	5,607	5,325	5,356	5,396	5,451	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,262	1,265	1,201	1,208	1,217	1,229	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	1,168	1,150	1,093	1,099	1,108	1,119	ー
		正味固定資産	72	82	80	83	87	94	ー
	その他	取得固定資産	25	25	24	24	24	24	ー
		正味固定資産	6	6	6	6	6	6	ー
土木設備		取得固定資産	1,704	1,680	1,597	1,606	1,619	1,635	ー
		正味固定資産	260	256	243	244	246	248	ー
建物		取得固定資産	5,664	5,653	5,368	5,400	5,440	5,495	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,257	1,254	1,191	1,198	1,207	1,219	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	1,795	1,801	1,710	1,719	1,732	1,750	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	1,032	1,034	981	986	993	1,003	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	25,727	25,728	24,435	24,577	24,762	25,013	
		正味固定資産	9,762	9,322	8,121	7,200	6,341	5,589	

（別添5） 伝送路（他社調達）の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	0	0	0	0	0	0	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	0	0	0	0	0	0	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	0	0	0	0	0	0	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	3	3	3	3	3	3	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	0	0	0	0	0	0	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	3	3	3	3	3	3	

（別添6） 伝送路（他社調達）の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
	その他	取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
土木設備		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	ー
建物		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	0	0	0	0	0	0	
		正味固定資産	0	0	0	0	0	0	

（参考１）

設備区分別の費用明細表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（営理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（営理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	19,383	0	19,383	18,766	18,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,600	0	51,749	174,851	245,983
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−30	0	0	−30	−30
運用費	626	0	626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	0	12	3,688	4,326
施設保全費	228,989	58,475	170,514	69,405	739	68,666	1,651	39,660	422	3,059	23,511	9,981	670	2,854	1,558	379	586	130	117	218	409	387	6,219	395	568	3,706	536	62	0	0	5,592	0	6,805	153,490	67,238	86,252	0	382,479
共通費	23,018	5,586	17,432	4,700	824	3,876	607	3,349	383	56	3,231	1,160	152	330	404	87	51	50	45	24	3	27	1,643	134	70	459	54	6	0	0	824	0	908	75,927	4,118	17,148	54,661	98,945
管理費	31,121	5,637	25,485	6,896	1,725	5,171	410	5,830	277	6	3,367	1,078	124	659	468	102	55	34	30	27	30	74	1,744	0:00	83	888	133	7	335	2,462	624	0	1,286	48,115	3,477	14,650	29,988	79,236
試験研究費	23,458	8,145	15,313	822	0	822	95	4,422	136	24	1,930	1,208	63	654	1,092	225	27	19	17	23	3	23	3,479	387	68	823	89	4	0	0	372	0	825	9,659	1,249	1,839	6,571	33,117
通信設備使用料	4,279	765	3,513	11	0	11	0	12	0	0	609	240	52	1,409	36	12	9	15	13	457	4	47	90	0	16	499	55	2	0	0	4	0	1,488	488,660	1,060	72	487,528	492,939
租税公課	56,548	3,666	52,882	14,575	144	14,431	375	26,974	265	125	2,985	709	107	799	588	146	26	37	33	34	5	20	1,422	134	47	3,016	275	6	0	0	600	0	5,795	21,087	1,793	13,225	6,068	77,635
減価償却費	110,221	28,027	82,194	16,525	346	16,179	973	32,331	1,016	737	9,365	3,691	397	1,506	2,133	375	141	124	112	87	20	131	7,848	409	250	3,727	412	20	0	0	1,155	0	7,345	78,719	25,354	41,176	12,189	188,940
固定資産除却費	16,958	1,239	15,719	5,347	13	5,335	147	4,722	97	825	1,643	249	46	529	176	39	14	16	15	12	1	7	599	40	33	888	114	3	0	0	295	0	1,307	16,761	5,951	9,027	1,783	33,719
（再）除却損	2,308	263	2,045	589	3	586	13	859	8	87	110	25	4	39	18	4	1	1	1	1	0	4	50	4	2	108	11	0	0	0	118	0	192	3,116	1,130	1,816	170	5,424
合計	514,602	111,541	403,061	137,047	22,558	114,490	4,257	117,301	2,596	4,831	46,642	18,317	1,613	8,741	6,455	1,364	909	424	382	881	495	1,324	23,662	1,651	1,134	14,005	1,667	109	335	2,462	9,466	0	25,760	1,122,717	110,241	235,149	777,327	1,637,319

(参考２)

設 備 区 分 別 固 定 資 産 明 細 表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目 ＼ 設備区分等			第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号用設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線収容モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線収容モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・端収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	22,188	0	22,188	0	0	0	0	0	0	22,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,188
		減価償却累計額	16,987	0	16,987	0	0	0	0	0	0	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,987
		正味価額	5,201	0	5,201	0	0	0	0	0	0	5,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,201
	市内機械設備	取得価額	491,957	2,418	489,540	3,837	0	3,837	43,449	239	31,744	14	383,625	29	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	23,755	1	0	3	0	899	0	0	1,940	0	0	1,105	1,105	0	0	493,062
		減価償却累計額	481,590	2,415	479,175	3,778	0	3,778	42,130	221	29,302	13	378,505	27	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	22,367	0	0	3	0	893	0	0	1,930	0	0	1,088	1,088	0	0	482,678
		正味価額	10,367	2	10,365	59	0	59	1,318	18	2,442	1	5,120	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	0	0	6	0	0	10	0	0	18	18	0	0	10,385
	市外機械設備	取得価額	15,070	0	15,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,568	0	0	2,183	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	110	0	0	15,180
		減価償却累計額	15,031	0	15,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,533	0	0	2,183	0	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	15,114
		正味価額	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	66
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	989	0	0	989
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395	395	0	0	395
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594	594	0	0	594
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		減価償却累計額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		減価償却累計額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	954,897	358,175	596,722	1,602	0	1,602	0	0	0	0	136,352	93,516	17,449	27,251	53,680	11,104	715	1,457	1,311	3,120	138	1,278	221,283	19,959	22,264	28,892	2,756	305	0	0	2,132	0	29,866	336,338	336,338	0	0	1,291,235
		減価償却累計額	814,173	262,968	551,205	1,519	0	1,519	0	0	0	0	129,023	86,680	17,324	25,772	50,100	10,743	585	1,419	1,274	3,031	120	772	200,156	19,743	21,834	26,502	2,507	284	0	0	899	0	27,281	257,644	257,644	0	0	1,071,816
		正味価額	140,725	95,207	45,517	82	0	82	0	0	0	0	7,329	6,836	125	1,478	3,560	361	129	38	38	89	18	507	21,127	216	430	2,390	249	21	0	0	1,233	0	2,585	78,694	78,694	0	0	219,419
	無線機械設備	取得価額	7,126	0	7,126	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	3,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,073	1,399	0	0	0	0	0	0	1,034	1,034	0	0	8,161
		減価償却累計額	6,313	0	6,313	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	3,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,140	0	0	0	0	0	0	972	972	0	0	7,285
		正味価額	813	0	813	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	258	0	0	0	0	0	0	63	63	0	0	876
	電力設備	取得価額	436,231	156,781	279,450	2,795	0	2,795	0	2,879	0	0	87,137	41,444	7,834	11,892	22,988	4,801	1,757	2,415	2,173	1,012	108	473	86,294	8,976	2,937	12,602	1,211	262	0	0	1,244	0	0	13,455	13,455	0	0	449,687
		減価償却累計額	326,516	117,363	209,153	2,092	0	2,092	0	2,155	0	0	65,224	31,026	5,864	8,899	17,207	3,593	1,315	1,807	1,626	757	80	354	64,572	6,716	2,198	9,431	906	196	0	0	931	0	0	10,067	10,067	0	0	336,582
		正味価額	109,716	39,418	70,298	703	0	703	0	724	0	0	21,913	10,419	1,969	2,993	5,782	1,208	442	607	547	255	27	119	21,722	2,260	739	3,171	305	66	0	0	313	0	0	3,389	3,389	0	0	113,105
	電話番号案内設備	取得価額	57	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
		減価償却累計額	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
		正味価額	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
	総合監視システム	取得価額	15,560	3,709	11,850	2,144	0	2,144	13	4,341	8	0	1,268	665	74	369	452	101	23	46	41	17	1	9	1,415	153	19	953	85	3	0	0	19	0	1,398	839	839	0	0	16,398
		減価償却累計額	11,000	2,623	8,376	1,518	0	1,518	10	3,069	5	0	897	471	52	261	318	71	16	33	29	12	1	6	998	108	13	674	60	2	0	0	13	0	987	592	592	0	0	11,592
		正味価額	4,560	1,086	3,474	626	0	626	4	1,272	2	0	372	195	22	108	133	30	7	13	12	5	0	3	417	45	6	280	25	1	0	0	6	0	411	247	247	0	0	4,807
空中線設備		取得価額	20,299	0	20,299	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	11,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,054	2,075	0	0	0	0	0	0	243	243	0	0	20,543
		減価償却累計額	17,632	0	17,632	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,125	1,802	0	0	0	0	0	0	221	221	0	0	17,853
		正味価額	2,667	0	2,667	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	928	273	0	0	0	0	0	0	22	22	0	0	2,690
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目＼設備区分等		第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,623	196,623	0	0	196,623
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180,910	180,910	0	0	180,910
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,712	15,712	0	0	15,712
線路設備 市内線路設備	取得価額	4,535,032	22,851	4,512,181	2,081,053	0	2,081,053	0	2,179,422	0	0	47,462	0	0	36,319	10,475	3,481	0	0	0	979	21	107	0	0	0	143,053	12,829	105	0	0	357	0	242,089	91,434	91,434	0	0	4,626,466
	減価償却累計額	3,571,541	21,204	3,550,338	1,846,326	0	1,846,326	0	1,469,803	0	0	44,023	0	0	34,111	9,716	3,229	0	0	0	908	20	99	0	0	0	132,943	11,961	97	0	0	331	0	224,444	61,959	61,959	0	0	3,633,500
	正味価額	963,491	1,647	961,844	234,727	0	234,727	0	709,619	0	0	3,438	0	0	2,208	759	252	0	0	0	71	1	8	0	0	0	10,110	868	8	0	0	26	0	17,645	29,475	29,475	0	0	992,966
線路設備 市外線路設備	取得価額	67,375	6,662	60,713	0	0	0	0	0	0	0	12,406	0	0	6,547	2,727	902	0	0	0	256	6	29	0	0	0	35,722	2,900	27	0	0	93	0	63,739	1,186	1,186	0	0	68,560
	減価償却累計額	63,846	6,310	57,536	0	0	0	0	0	0	0	11,754	0	0	6,211	2,584	855	0	0	0	242	5	27	0	0	0	33,849	2,749	26	0	0	88	0	60,370	1,121	1,121	0	0	64,967
	正味価額	3,529	352	3,177	0	0	0	0	0	0	0	652	0	0	336	143	47	0	0	0	13	0	2	0	0	0	1,873	151	1	0	0	5	0	3,369	64	64	0	0	3,593
土木設備	取得価額	3,276,680	41,895	3,234,785	927,171	0	927,171	0	1,885,756	0	0	83,713	0	0	51,248	18,451	6,122	0	0	0	1,726	37	191	0	0	0	245,027	20,650	185	0	0	629	0	433,771	5,514	5,514	0	0	3,282,194
	減価償却累計額	2,741,052	35,493	2,705,559	774,829	0	774,829	0	1,573,532	0	0	70,918	0	0	43,310	15,631	5,186	0	0	0	1,463	32	162	0	0	0	207,513	17,479	157	0	0	533	0	367,305	4,667	4,667	0	0	2,745,719
	正味価額	535,627	6,402	529,226	152,342	0	152,342	0	312,224	0	0	12,795	0	0	7,938	2,820	936	0	0	0	264	6	29	0	0	0	37,514	3,170	28	0	0	96	0	66,466	847	847	0	0	536,475
海底線設備	取得価額	8,172	758	7,414	27	0	27	0	0	0	0	1,598	0	0	598	352	117	0	0	0	33	1	4	0	0	0	4,452	336	4	0	0	12	0	8,105	41	41	0	0	8,214
	減価償却累計額	7,833	727	7,106	25	0	25	0	0	0	0	1,531	0	0	573	337	112	0	0	0	32	1	3	0	0	0	4,268	322	3	0	0	12	0	7,770	40	40	0	0	7,873
	正味価額	340	31	308	2	0	2	0	0	0	0	66	0	0	25	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	184	14	0	0	0	0	0	336	2	2	0	0	341
建物	取得価額	932,635	241,630	691,005	57,778	3,064	54,714	52,902	57,117	35,237	26	208,749	65,857	12,584	17,529	29,479	6,221	2,462	4,786	4,306	1,375	256	961	126,572	11,323	4,386	21,232	2,177	400	0	0	1,724	0	117,100	460,800	33,151	0	427,649	1,393,435
	減価償却累計額	725,137	187,879	537,258	44,873	2,366	42,506	41,116	44,306	27,388	19	162,380	51,236	9,795	13,626	22,935	4,840	1,915	3,726	3,353	1,070	198	746	98,461	8,807	3,413	16,504	1,692	311	0	0	1,341	0	91,094	349,628	25,780	0	323,848	1,074,764
	正味価額	207,498	53,752	153,747	12,905	698	12,207	11,786	12,811	7,848	6	46,369	14,621	2,789	3,902	6,544	1,382	546	1,060	954	305	58	215	28,111	2,516	973	4,729	485	89	0	0	383	0	26,006	111,172	7,371	0	103,801	318,670
構築物	取得価額	74,491	19,029	55,462	4,760	248	4,502	4,383	4,711	2,920	2	16,655	5,146	977	1,386	2,332	492	194	366	329	109	21	76	10,038	894	343	1,692	173	31	0	0	136	0	9,222	9,983	2,641	0	7,341	84,474
	減価償却累計額	57,489	14,683	42,807	3,666	191	3,475	3,384	3,636	2,254	2	12,852	3,971	754	1,070	1,799	380	150	283	254	84	16	59	7,750	691	264	1,306	133	24	0	0	105	0	7,117	7,701	2,039	0	5,662	65,190
	正味価額	17,002	4,346	12,656	1,084	57	1,027	999	1,075	666	0	3,803	1,176	223	316	532	112	44	83	75	25	5	17	2,288	203	78	386	39	7	0	0	31	0	2,105	2,282	603	0	1,679	19,284
機械及び装置	取得価額	9,972	1,632	8,339	2,752	102	2,650	78	3,330	39	17	814	290	27	144	91	23	17	4	4	9	5	10	284	24	22	387	38	2	0	0	6	0	722	3,475	1,032	0	2,443	13,447
	減価償却累計額	8,597	1,435	7,162	2,374	89	2,285	68	2,838	34	15	704	255	23	124	78	20	14	3	3	7	4	9	243	20	19	333	33	2	0	0	5	0	622	2,934	895	0	2,039	11,531
	正味価額	1,375	197	1,178	378	13	365	10	492	6	2	109	35	3	20	13	3	2	1	0	1	1	1	42	4	3	54	5	0	0	0	1	0	100	541	137	0	404	1,916
車両及び船舶	取得価額	1,676	858	817	317	4	313	2	121	0	0	127	136	7	31	16	5	2	1	1	1	2	3	36	3	1	18	2	0	0	0	1	0	101	309	309	0	0	1,984
	減価償却累計額	1,559	798	761	295	3	292	2	113	0	0	118	127	7	28	15	4	2	1	1	1	2	3	33	3	1	17	2	0	0	0	1	0	94	288	288	0	0	1,847
	正味価額	117	60	56	22	0	21	0	8	0	0	9	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	21	21	0	0	137
工具、器具及び備品	取得価額	70,754	18,788	51,966	13,673	2,628	11,046	723	19,791	425	21	6,429	3,186	232	1,141	897	204	117	52	47	55	85	197	3,371	312	147	1,386	196	16	0	0	58	0	5,124	67,801	11,445	0	56,356	138,555
	減価償却累計額	51,885	14,058	37,827	10,079	1,949	8,131	538	14,149	309	15	4,745	2,384	173	834	648	148	87	39	35	40	63	145	2,438	224	107	1,010	143	12	0	0	42	0	3,749	52,345	8,443	0	43,902	104,230
	正味価額	18,869	4,730	14,139	3,594	679	2,915	185	5,643	116	5	1,685	803	60	308	248	56	30	13	12	14	22	52	933	88	39	376	53	4	0	0	15	0	1,375	15,456	3,002	0	12,454	34,325
リース資産	取得価額	20,897	6,729	14,168	1,483	337	1,146	38	1,367	27	2	3,619	1,695	304	561	907	189	73	91	81	40	15	44	3,323	339	121	631	71	10	0	0	49	0	3,398	6,984	1,130	0	5,854	27,881
	減価償却累計額	2,230	635	1,595	333	76	257	9	293	6	0	309	143	22	59	70	15	6	6	6	3	3	7	253	25	10	70	9	1	0	0	4	0	294	1,516	195	0	1,321	3,746
	正味価額	18,667	6,094	12,573	1,150	261	889	29	1,073	21	1	3,310	1,552	281	502	837	174	67	84	76	37	12	37	3,070	314	111	561	62	9	0	0	46	0	3,103	5,468	935	0	4,533	24,135
土地	取得価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
建設仮勘定	取得価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
無形固定資産	取得価額	318,406	68,000	250,407	61,538	1,198	60,341	844	108,997	571	530	32,159	10,945	553	4,037	2,523	669	3,870	57	51	303	46	229	6,888	555	560	14,672	1,320	83	0	0	233	0	25,518	29,851	16,538	0	13,313	348,258
	減価償却累計額	262,630	53,017	209,614	50,982	649	50,332	602	93,645	415	361	26,299	8,679	434	3,283	1,930	524	3,760	42	38	248	30	170	4,868	384	391	12,539	1,114	68	0	0	187	0	20,933	18,294	11,377	0	6,918	280,924
	正味価額	55,776	14,983	40,793	10,557	549	10,008	242	15,352	156	169	5,860	2,266	120	753	593	145	110	15	13	56	16	58	2,021	172	169	2,133	206	15	0	0	47	0	4,585	11,557	5,161	0	6,396	67,333
設備区分毎の固定資産合計	取得価額	11,404,594	976,723	10,427,871	3,174,498	8,254	3,166,244	107,958	4,289,885	74,668	22,879	1,044,436	229,847	41,308	175,756	148,627	35,132	22,061	9,746	8,770	11,374	809	4,075	497,276	43,773	31,263	522,984	48,531	2,375	0	0	8,821	0	953,593	1,315,938	721,670	0	594,268	12,720,532
	減価償却累計額	9,183,441	721,606	8,461,835	2,742,925	5,323	2,737,601	87,857	3,207,760	59,714	17,412	909,283	184,999	34,448	150,931	123,371	29,721	20,384	7,359	6,619	10,084	583	2,884	402,525	36,721	28,252	454,960	42,052	2,077	0	0	6,422	0	812,060	952,713	569,023	0	383,690	10,136,164
	正味価額	2,221,153	255,117	1,966,036	431,573	2,931	428,643	20,101	1,082,125	14,954	5,467	135,153	44,848	6,861	24,825	25,256	5,411	1,676	2,387	2,151	1,291	226	1,191	94,752	7,052	3,011	68,024	6,478	298	0	0	2,398	0	141,533	363,225	152,647	0	210,578	2,584,378

（参考３）

設備区分別の費用明細表（一般第一種指定設備の内訳）

（参考１）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

設備区分等 / 費用の項目	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
営業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	58,475	16,155	925	1,092	5,286	91	128	37	41	2,049	470	2,889	11,992	13,244	546	10	3,520	0
共通費	5,586	1,313	75	89	531	3	5	1	4	205	38	235	975	1,077	44	1	990	0
管理費	5,637	1,282	73	87	521	3	4	1	4	202	37	229	951	1,051	43	1	1,146	0
試験研究費	8,145	1,546	88	104	632	4	5	2	5	244	45	276	1,147	1,267	52	1	2,725	0
通信設備使用料	765	195	11	13	80	0	1	0	1	31	6	35	144	159	7	0	83	0
租税公課	3,666	645	37	44	254	2	3	1	2	98	19	115	479	529	22	0	1,417	0
減価償却費	28,027	4,194	295	274	1,625	57	80	23	11	1,138	147	779	3,356	3,694	192	3	12,157	0
固定資産除却費	1,239	189	106	26	76	1	1	0	1	43	8	39	210	150	6	0	384	0
（再）除却損	263	25	71	11	10	0	0	0	0	11	3	9	65	17	1	0	41	0
合計	111,541	25,518	1,611	1,728	9,005	162	226	66	69	4,010	770	4,597	19,256	21,171	913	16	22,422	0

（参考４）

設備区分別固定資産明細表（一般第一種指定設備の内訳）

（参考２）設備区分別固定資産明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	一般第一種指定設備	収容ルータ	中継ルータ	県間中継ルータ	ＳＩＰサーバ	セッションボーダコントローラ	ＥＮＵＭサーバ	ＩＰ電話用ＤＮＳサーバ	ゲートウェイルータ	メディアゲートウェイ	収容ルータ（ＳＮＩ等）	網終端装置（ＶＰＮ）	網終端装置（ＩＳＰ）	収容イーサネットスイッチ	中継イーサネットスイッチ	ゲートウェイスイッチ	伝送路	音声利用ＩＰ通信網設備
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	2,418	2	0	0	1	0	0	0	0	2,406	0	0	2	2	0	0	4	0
		減価償却累計額	2,415	2	0	0	1	0	0	0	0	2,405	0	0	2	2	0	0	3	0
		正味価額	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＤＤＸ機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	ＯＣＮ機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	358,175	62,416	3,176	4,681	25,972	152	212	62	195	7,663	1,857	11,281	47,041	51,845	2,124	39	139,460	0
		減価償却累計額	262,968	49,406	2,374	4,115	21,425	75	104	30	168	3,274	1,160	10,033	41,620	41,447	1,649	24	86,063	0
		正味価額	95,207	13,010	802	566	4,548	77	107	31	27	4,389	697	1,248	5,421	10,398	475	15	53,397	0
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	156,781	27,068	1,836	2,145	11,294	68	95	28	88	4,349	783	5,102	21,713	22,908	950	16	58,339	0
		減価償却累計額	117,363	20,269	1,374	1,605	8,456	51	71	21	66	3,256	586	3,819	16,252	17,151	711	12	43,663	0
		正味価額	39,418	6,799	462	540	2,838	17	24	7	22	1,093	197	1,283	5,461	5,757	239	4	14,676	0
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	3,709	710	48	56	296	2	2	1	2	114	21	134	570	601	25	0	1,126	0
		減価償却累計額	2,623	502	34	40	210	1	2	1	2	81	15	95	404	426	18	0	794	0
		正味価額	1,086	208	14	16	87	1	1	0	1	33	6	39	166	176	7	0	332	0
空中線設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	22,851	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,851	0
		減価償却累計額	21,204	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	21,204	0
		正味価額	1,647	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,647	0
	市外線路設備	取得価額	6,662	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,662	0
		減価償却累計額	6,310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,310	0
		正味価額	352	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	352	0
土木設備		取得価額	41,895	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41,895	0
		減価償却累計額	35,493	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35,493	0
		正味価額	6,402	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,402	0
海底線設備		取得価額	758	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	758	0
		減価償却累計額	727	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	727	0
		正味価額	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0
建物		取得価額	241,630	46,092	3,131	3,657	18,764	145	202	59	146	7,227	1,333	8,691	36,996	39,018	1,619	28	74,524	0
		減価償却累計額	187,879	35,836	2,432	2,841	14,587	112	157	46	113	5,618	1,036	6,756	28,754	30,331	1,258	22	57,978	0
		正味価額	53,752	10,256	698	816	4,177	32	45	13	32	1,609	297	1,936	8,242	8,686	360	6	16,546	0
構築物		取得価額	19,029	3,626	246	287	1,474	11	16	5	11	568	105	683	2,907	3,068	127	2	5,893	0
		減価償却累計額	14,683	2,796	190	222	1,137	9	12	4	9	438	81	527	2,244	2,367	98	2	4,548	0
		正味価額	4,346	830	56	65	337	3	4	1	3	130	24	156	663	701	29	1	1,344	0
機械及び装置		取得価額	1,632	397	27	32	139	3	4	1	1	54	11	75	320	337	14	0	218	0
		減価償却累計額	1,435	351	24	28	122	2	3	1	1	47	10	66	282	297	12	0	186	0
		正味価額	197	46	3	4	17	0	0	0	0	6	1	9	37	39	2	0	32	0
車両及び船舶		取得価額	858	226	16	18	94	1	1	0	1	36	7	43	183	192	8	0	33	0
		減価償却累計額	798	210	14	17	88	1	1	0	1	34	6	40	170	178	7	0	31	0
		正味価額	60	16	1	1	7	0	0	0	0	3	0	3	13	13	1	0	2	0
工具、器具及び備品		取得価額	18,788	4,643	315	368	1,697	26	37	11	13	655	134	875	3,724	3,930	163	3	2,194	0
		減価償却累計額	14,058	3,490	237	277	1,273	20	28	8	10	491	101	658	2,802	2,955	123	2	1,583	0
		正味価額	4,730	1,153	78	91	424	6	9	3	3	164	33	217	923	975	40	1	611	0
リース資産		取得価額	6,729	1,238	79	93	513	3	4	1	4	198	36	229	967	1,036	43	1	2,283	0
		減価償却累計額	635	128	8	10	53	0	0	0	0	20	4	24	100	107	4	0	175	0
		正味価額	6,094	1,110	71	83	460	3	4	1	4	177	32	205	867	929	38	1	2,108	0
土地		取得価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	25,055	4,843	328	384	1,972	15	21	6	15	760	140	913	3,884	4,098	170	3	7,502	0
建設仮勘定		取得価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	1,753	272	19	22	114	1	1	0	1	44	8	52	220	231	10	0	759	0
無形固定資産		取得価額	68,000	16,853	1,090	1,277	6,938	565	789	231	54	2,675	488	3,128	13,218	14,130	585	10	5,969	0
		減価償却累計額	53,017	13,237	844	990	5,453	404	564	165	43	2,103	384	2,446	10,314	11,068	458	8	4,535	0
		正味価額	14,983	3,616	246	287	1,484	161	225	66	12	572	105	682	2,904	3,062	127	2	1,433	0
合計		取得価額	976,723	168,387	10,311	13,020	69,269	991	1,384	405	532	26,747	4,922	31,206	131,745	141,395	5,838	103	370,470	0
		減価償却累計額	721,606	126,228	7,532	10,144	52,805	676	943	276	413	17,767	3,382	24,464	102,943	106,329	4,340	70	263,295	0
		正味価額	255,117	42,159	2,779	2,876	16,464	315	441	129	119	8,980	1,540	6,742	28,801	35,066	1,498	33	107,175	0

（参考5）

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳）

（参考3）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

設備区分等 / 費用の項目	一般第一種指定設備			
	伝送路	右記以外	県内ＮＧＮ	県間ＮＧＮ
営業費	0	0	0	0
（再）貸倒損失	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0
施設保全費	3,520	1,773	1,497	250
共通費	990	464	450	76
管理費	1,146	544	515	87
試験研究費	2,725	1,253	1,259	213
通信設備使用料	83	54	23	6
租税公課	1,417	755	569	93
減価償却費	12,157	5,943	4,944	1,270
固定資産除却費	384	199	159	26
（再）除却損	41	22	16	3
合計	22,422	10,985	9,416	2,021

（参考6）

設備区分別費用明細表（一般第一種指定設備・伝送路の内訳）

（参考4）設備区分別の資産明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目		設備区分等	一般第一種指定設備			
			伝送路	右記以外	県内ＮＧＮ	県間ＮＧＮ
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	4	2	2	0
		減価償却累計額	3	1	2	0
		正味価額	0	0	0	0
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	139,460	61,109	67,520	10,831
		減価償却累計額	86,063	35,282	45,939	4,842
		正味価額	53,397	25,827	21,581	5,989
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	58,339	25,439	28,442	4,458
		減価償却累計額	43,663	19,044	21,282	3,337
		正味価額	14,676	6,395	7,160	1,121
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	1,126	522	522	82
		減価償却累計額	794	367	369	58
		正味価額	332	155	153	24
空中線設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	22,851	15,296	6,697	858
		減価償却累計額	21,204	14,188	6,219	797
		正味価額	1,647	1,107	479	61
	市外線路設備	取得価額	6,662	4,341	2,014	307
		減価償却累計額	6,310	4,112	1,907	291
		正味価額	352	230	106	16
土木設備		取得価額	41,895	27,770	12,421	1,704
		減価償却累計額	35,493	23,528	10,521	1,444
		正味価額	6,402	4,243	1,899	260
海底線設備		取得価額	758	509	221	28
		減価償却累計額	727	488	212	27
		正味価額	31	21	9	1
建物		取得価額	74,524	32,713	36,147	5,664
		減価償却累計額	57,978	25,454	28,117	4,407
		正味価額	16,546	7,258	8,031	1,257
構築物		取得価額	5,893	2,589	2,856	448
		減価償却累計額	4,548	1,996	2,206	346
		正味価額	1,344	592	650	102
機械及び装置		取得価額	218	110	94	14
		減価償却累計額	186	94	80	12
		正味価額	32	16	14	2
車両及び船舶		取得価額	33	17	14	2
		減価償却累計額	31	16	13	2
		正味価額	2	1	1	0
工具、器具及び備品		取得価額	2,194	991	1,043	160
		減価償却累計額	1,583	715	752	116
		正味価額	611	275	291	45
リース資産		取得価額	2,283	1,018	1,089	176
		減価償却累計額	175	79	83	13
		正味価額	2,108	939	1,007	162
土地		取得価額	7,502	3,296	3,636	570
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	7,502	3,296	3,636	570
建設仮勘定		取得価額	759	360	346	53
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	759	360	346	53
無形固定資産		取得価額	5,969	3,139	2,458	372
		減価償却累計額	4,535	2,442	1,819	274
		正味価額	1,433	697	638	98
合計		取得価額	370,470	179,222	165,521	25,727
		減価償却累計額	263,295	127,810	119,520	15,965
		正味価額	107,175	51,412	46,001	9,762

2025年度網使用料算定根拠

長期増分費用方式

目　次

1．接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について …… 2

2．2025年度網使用料の算定について【東西合算】 …… 5

Ⅰ.算定手順 …… 6

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定 …… 7

1. 端末系交換機能 …… 7
2. ルーティング伝送機能 …… 8

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 …… 9

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 …… 10

Ⅴ.資本構成比率の算定 …… 11

Ⅵ.他人資本利子率の算定 …… 12

Ⅶ.自己資本利益率の算定 …… 13

Ⅷ.利益対応税率の算定 …… 14

Ⅸ.料金設定に使用したトラヒック …… 15

Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率 …… 16

（参考）

1.指定設備管理運営費明細表 …… 17
2.設備区分別の費用明細表 …… 18
3.設備区分別固定資産明細表 …… 19

1．接続料の変更に際し用いる通信量等の予測について

接続料規則の一部を改正する省令（平成17年2月14日総務省令第十四号）附則第13項の規定に基づき、電気通信事業法第33条第5項の機能に係る接続料の変更に際し、同項の機能に係る通信量等について、以下の予測値を用いることとします。

	項目	データ時期	構成比	備考
通信量※1	（ア） 単位料金区域別通信量（通信回数・通信時間）	2024下+2025上予測	2024年度上期実績	（1）を参照。
	（イ） 都道府県別通信量（通信回数・通信時間）	2024下+2025上予測	—	単位料金区域別通信量を積み上げて算定。
	（ウ） ZA内呼比率、ZA間呼比率、接続呼比率	2024下+2025上予測	—	単位料金区域別通信量を用いて算定。
	（エ） CR（アナログ、ISDN）	2024下+2025上予測	—	2023実績CRに、2022実績→2023実績トレンドを加味して算定。
	（オ） 平均保留時間(アナログ、ISDN)	2024下+2025上予測	—	2023実績平均保留時間に、（ア）で算定した予測通信量と2023実績通信量の変動率を乗じて算定。
回線数	（カ） 単位料金区域別回線数 （INSネット64（事務用・住宅用） INSネット1500 公衆電話（アナログ・ディジタル） 一般専用（2線式・4線式） 高速ディジタル（メタル・光））	2024年度末予測	2023年度末実績	（2）を参照。
	（キ） 都道府県別回線数 （一般専用（2線式・4線式） 高速ディジタル（メタル・光） ひかり電話）	2024年度末予測	2023年度末実績	（2）を参照。
	（ク） 収容局別回線数 （加入電話（事務用・住宅用）※2 フレッツ・ADSL フレッツ光※3 占有タイプ※4、ファミリータイプ※5、 マンションタイプ※6）	2024年度末予測	2023年度末実績	（2）を参照。

※1：「ワイヤレス固定電話」のトラヒックを加入電話とみなして計上。

※2：「ワイヤレス固定電話」を含む

※3：「フレッツ光」は光コラボレーションモデルにて提供される光アクセスサービスを含む（以下同）。

「ひかり電話」は光コラボレーションモデルにて提供されるオプションサービスを含む（以下同）。

※4：ビジネス、ベーシック、ネクストビジネス及びプライオ10。

※5：ネクストファミリー、ネクストオフィス、ライトファミリー、ライトプラス、WiFiアクセス、プライオ1、ギガファミリー・スマート、ファミリー・ギガライン、クロスファミリー及びクロスオフィス。

※6：ネクストマンション、ライトマンション、ギガマンション・スマート、マンション・ギガライン及びクロスマンション。

（1）通信量の予測

東日本・西日本別、通信回数・通信時間別、通話形態別に、IP－LRICモデルに係る予測通信量を次のとおり算定します。

2024年度下期＋2025年度上期予測通信量 ＝（ 2023年度下期＋2024年度上期実績通信量 ）×（ 1 ＋ 対前年同期予測増減率※）
2024年度下期＋2025年度上期予測通信量（サービス呼予測を含む）に、マイグレ後（2024年2月～10月）の区分別構成比を用いて配賦して算定。

※ 対前年同期予測増減率は、2024年10月までの主要な通信量の対前年同期増減率及び2024年11月～2025年9月の主要な通信量の対前年同期予測増減率（当該増減率には、2025年4月～10月の対前年同期増減率を用いる。）を、主要な通信量における2023年10月及び2023年11月～2024年9月の構成比を用いて加重平均したもの。

（単位：千回・千時間）

			主要な通信量による算定					総通信量による算定	
			2024年10月の対前年同期増減率	2024年11月～2025年9月の対前年同期予測増減率	2023年度下期＋2024年度上期の構成比		対前年同期予測増減率	2023年度下期＋2024年度上期実績通信量	2024年度下期＋2025年度上期予測通信量
					2023年10月	2023年11月～2024年9月			
			①	②	③	④	⑤＝①×③＋②×④	⑥	⑦＝⑥×（1＋⑤）
東日本	通信回数	ZA内	21.9%	20.5%	7.4%	92.6%	20.6%	814,188	981,909
		ZA間	105.3%	99.9%	5.1%	94.9%	100.2%	216,876	434,129
		接続呼	▲25.8%	▲30.2%	10.6%	89.4%	▲29.7%	2,788,085	1,958,955
	通信時間	ZA内	15.2%	14.0%	7.7%	92.3%	14.1%	21,358	24,368
		ZA間	88.4%	84.8%	5.3%	94.7%	85.0%	5,008	9,263
		接続呼	▲25.7%	▲28.8%	10.5%	89.5%	▲28.5%	94,105	67,331
西日本	通信回数	ZA内	31.1%	28.0%	6.9%	93.1%	28.2%	905,723	1,161,505
		ZA間	78.4%	70.5%	5.5%	94.5%	70.9%	227,016	387,979
		接続呼	▲27.9%	▲31.7%	11.0%	89.0%	▲31.3%	2,767,020	1,900,990
	通信時間	ZA内	22.1%	18.8%	7.2%	92.8%	19.1%	20,829	24,797
		ZA間	67.2%	58.9%	5.7%	94.3%	59.4%	4,500	7,171
		接続呼	▲25.5%	▲28.2%	10.6%	89.4%	▲27.9%	86,860	62,623

（単位：千回・千時間）

マイグレ後の構成比を用いた配賦		
マイグレ後（2024.2～10）の実績通信量	マイグレ後（2024.2～10）の区分別構成比	2024年度下期＋2025年度上期予測通信量
⑪	⑫	⑬＝（⑦の各区分合計値＋⑪）×⑫
735,848	23.5%	794,289
196,689	6.3%	212,309
2,200,928	70.2%	2,375,724
18,554	21.1%	21,365
4,462	5.1%	5,138
65,048	73.9%	74,904
845,437	26.3%	908,271
199,097	6.2%	213,894
2,172,553	67.5%	2,334,021
18,617	22.1%	20,990
3,892	4.6%	4,389
61,673	73.3%	69,533

PSTNマイグレーションにより当社網を経由しなくなるサービス呼については、東日本・西日本別、通信回数・通信時間別に、2024年11月分相当の予測通信量を次のとおり算定します。

2024年11月予測通信量 ＝（2024.10月実績通信量 ＋ 2024.12月予測通信量）／２

（単位：千回・千時間）

		10末実績	12月予測	11月予測
		⑧	⑨	⑩＝（⑧＋⑨）／２
東日本	通信回数	4,886	0	2,443
	通信時間	297	0	148
西日本	通信回数	3,808	0	1,904
	通信時間	213	0	107

（2）回線数の予測

2024年度末の予測回線数を次の通り算定します。

2024年度末予測回線数 ＝ 2023年度末実績回線数 ＋ 2024年度予測純増数

※　2024年度予測純増数は、2024年4～10月までの実績純増数に、2024年11～3月の予測純増数を加えて算定。
※※　2024年11～3月の予測純増数は、①2023年11～3月の実績純増数に、②2024年4～10月の純増数の対前年同期増減数の単月平均の5ヶ月分を加えて算定。
※※※ フレッツ・ADSLの2024年11～3月の予測純増数は、2024年4～10月の純増数の単月平均の5か月分と算定。

（単位：千回線）

			純増数の算定							回線数の算定	
			2023.4～10月 実績	2023.11～3月 実績	2024.4～10月 実績	2024.4～10月 の対前年同期増減 数の単月平均	2024.11～3月の 対前年同期増減数 の単月平均	2024.11～3月 予測純増数	2024年度 予測純増数	2023年度末 実績回線数	2024年度末 予測回線数
			①	②	③	④＝(③－①)／7	⑤＝④	⑥＝②＋⑤×5	⑦＝③＋⑥	⑧	⑨＝⑧＋⑦
東日本	加入電話	事務用	▲45	▲29	▲41	1	1	▲26	▲67	1,283	1,216
		住宅用	▲190	▲141	▲165	4	4	▲123	▲288	4,416	4,128
	INSネット64	事務用	▲44	▲38	▲33	1	1	▲31	▲64	506	442
		住宅用	▲3	▲2	▲2	0	0	▲2	▲4	45	41
	INSネット1500		▲1	▲1	▲1	▲0	▲0	▲1	▲2	6	5
	公衆電話	アナログ	▲2	▲0	▲3	▲0	▲0	▲1	▲3	92	88
		ディジタル	▲2	▲1	▲2	0	0	▲1	▲3	14	11
	ひかり電話（千CH）	事務用※1	4	▲13	2	▲0	▲0	▲15	▲13	2,533	2,520
		住宅用	▲86	▲75	▲95	▲1	▲1	▲81	▲176	7,338	7,162
	一般専用	2線式	▲1	▲1	▲2	▲0	▲0	▲2	▲4	59	56
		4線式	▲2	▲2	▲3	▲0	▲0	▲3	▲5	110	105
	高速ディジタル	メタル	▲1	▲1	▲1	▲0	▲0	▲2	▲3	11	8
		光	▲0	▲0	▲0	0	0	0	▲0	0	0
	フレッツ光	占有タイプ※2	0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	8	8
		ファミリータイプ※4	30	▲4	55	4	4	14	69	8,815	8,884
		マンションタイプ※6	▲36	▲50	▲32	1	1	▲47	▲79	4,427	4,348
西日本	加入電話	事務用	▲49	▲36	▲42	1	1	▲32	▲74	1,297	1,223
		住宅用	▲238	▲173	▲203	5	5	▲148	▲351	4,174	3,823
	INSネット64	事務用	▲48	▲40	▲33	2	2	▲30	▲63	537	474
		住宅用	▲3	▲2	▲3	0	0	▲2	▲4	44	39
	INSネット1500		▲0	▲1	▲0	▲0	▲0	▲1	▲1	3	2
	公衆電話	アナログ	▲3	▲1	▲3	0	0	▲0	▲3	75	72
		ディジタル	▲1	▲1	▲1	▲0	▲0	▲1	▲3	19	16
	ひかり電話（千CH）	事務用※1	7	▲3	▲6	▲2	▲2	▲13	▲19	2,579	2,560
		住宅用	▲101	▲29	▲154	▲8	▲8	▲67	▲222	5,990	5,768
	一般専用	2線式	▲2	▲1	▲2	▲0	▲0	▲1	▲3	65	63
		4線式	▲2	▲5	▲3	▲0	▲0	▲5	▲9	110	101
	高速ディジタル	メタル	▲1	▲2	▲2	▲0	▲0	▲2	▲4	9	6
		光	▲0	0	0	0	0	0	0	0	0
	フレッツ光	占有タイプ※3	0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	▲0	5	5
		ファミリータイプ※5	15	17	19	1	1	20	39	7,269	7,308
		マンションタイプ※7	▲19	▲32	▲4	2	2	▲22	▲27	2,955	2,929

（単位：回線）

フレッツ・ADSL	2023年度実績		2024年度実績	2024年度実績増減数の単月平均		2024年度 11～3月予測 純増数	2024年度予測 純増数	2023年度末 実績回線数	2024年度末 予測回線数
	4～10月	11～3月	4～10月	4～10月	11～3月予測				
	①	②	③	④＝③/7	⑤＝④	⑥＝⑤×5	⑦＝③＋⑥	⑧	⑨＝⑧＋⑦
東日本	▲1,324	▲483	▲578	▲83	▲83	▲413	▲991	3,018	2,027
西日本	▲7,088	▲3,116	▲4,165	▲595	▲595	▲2,975	▲7,140	42,545	35,405

※1：ひかり電話オフィスタイプ及びひかり電話オフィスA
※2：ビジネス、ベーシック、ネクストビジネス及びプライオ10。　※3：ネクストビジネス。
※4：ネクストファミリー、ネクストオフィス、ライトファミリー、ライトプラス、WiFiアクセス、プライオ1、ギガファミリー・スマート、ファミリー・ギガライン、クロスファミリー及びクロスオフィス。
※5：ネクストファミリー、ネクストオフィス、ライトファミリー、クロスファミリー及びクロスオフィス。　※6：ネクストマンション、ライトマンション、ギガマンション・スマート、マンション・ギガライン及びクロスマンション。
※7：ネクストマンション、ライトマンション及びクロスマンション。

２．2025年度網使用料の算定について

（東西合算した原価及び通信量等に基づく接続料）

Ⅰ.算定手順

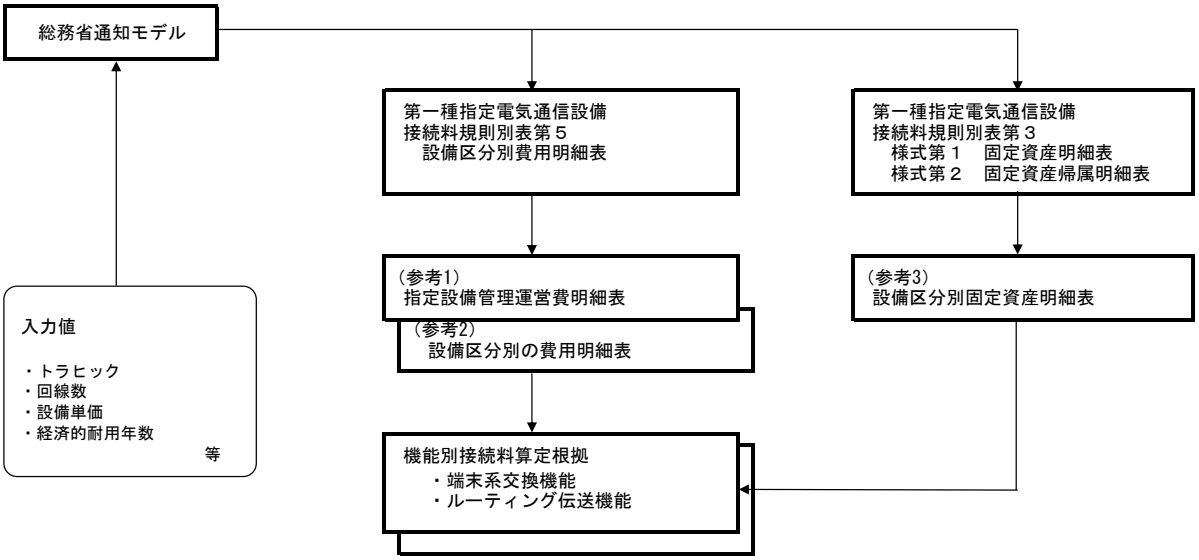
総務省通知モデル
第一種指定電気通信設備
接続料規則別表第５
設備区分別費用明細表
第一種指定電気通信設備
接続料規則別表第３
様式第１　固定資産明細表
様式第２　固定資産帰属明細表
(参考1)
指定設備管理運営費明細表
(参考2)
設備区分別の費用明細表
(参考3)
設備区分別固定資産明細表
入力値
・トラヒック
・回線数
・設備単価
・経済的耐用年数
等
機能別接続料算定根拠
・端末系交換機能
・ルーティング伝送機能

Ⅱ. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末系交換機能

(1)原価の算定

	端末系ルータ交換設備				備考
		呼数比例	秒数比例		
				緊急通報	
①指定設備管理運営費	22,912	2,322	20,590	275	(参考2)より
②他人資本費用	75	7	68	1	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	2,390	232	2,159	27	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1,023	99	923	12	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	26,399	2,659	23,740	315	①+②+③+④
⑥正味固定資産価額	67,348	6,512	60,837	761	(参考3)より
⑦投資等	296	29	268	3	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	1,064	103	961	12	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	997	118	879	21	((①設備管理運営費－(⑫減価償却費＋⑬通信設備使用料＋⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース	69,706	6,761	62,945	798	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	11,536	1,119	10,417	132	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費	14,179	1,309	12,870	96	
⑬通信設備使用料	0	0	0	0	(参考2)より
⑭固定資産税	757	72	684	10	

(2)料金の設定

A. メタル回線収容機能のコストの算定

区分	端末系ルータ交換設備			備考
		呼数比例	秒数比例	
ア. 原価(百万円)	26,230	2,642	23,588	イーオ
イ. 端末系ルータ交換コスト	26,399	2,659	23,740	(1)の⑤より
ウ. 付加機能控除対象外コスト	315	－	315	(1)の⑤より
エ. 付加機能控除コスト	26,084	2,659	23,425	イーウ
オ. 付加機能控除額	169	17	152	エ×付加機能控除率(0.006468)

B. メタル回線収容機能の料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	23,588	Aのアより
b. 通信時間(千時間)	238,674	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0274529	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.0274529	c×(1＋Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

2. ルーティング伝送機能

・一般中継系ルータ接続伝送機能

(1)原価の算定

（単位:百万円）

	中継伝送	備考
①指定設備管理運営費	14,027	(参考2)より
②他人資本費用	112	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	3,571	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	1,528	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	19,237	①+②+③+④

	⑥正味固定資産価額	101,557	(参考3)より
	⑦投資等	447	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	1,605	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	519	((①設備管理運営費－(⑫減価償却費＋⑬通信設備使用料＋⑭固定資産税))×45.625日÷365日
⑩レートベース		104,128	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		17,233	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫減価償却費		8,506	
⑬通信設備使用料		81	(参考2)より
⑭固定資産税		1,285	

(2)料金の設定

区分	料金等	備考
a. 原価(百万円)	19,237	(1)の⑤より
b. 通信時間(千時間)	238,674	Ⅸ.料金設定に使用したﾄﾗﾋｯｸより
c. 1秒あたりコスト(円/秒)	0.0223891	a÷b
d. 料金(円/秒)	0.0223891	c×(1＋Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1)投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	2023年度首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	4,506,809 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)(※)	19,928 (B)
投資等比率(B÷A)	0.0044 (C)

※ 投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	2023年度首末平均残高
電気通信事業固定資産	5,233,998 (A)
貯蔵品(※)	82,547 (B)
貯蔵品比率(B÷A)	0.0158 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品(新品)であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定

(1)機能の提供と接続料の収納までの日程

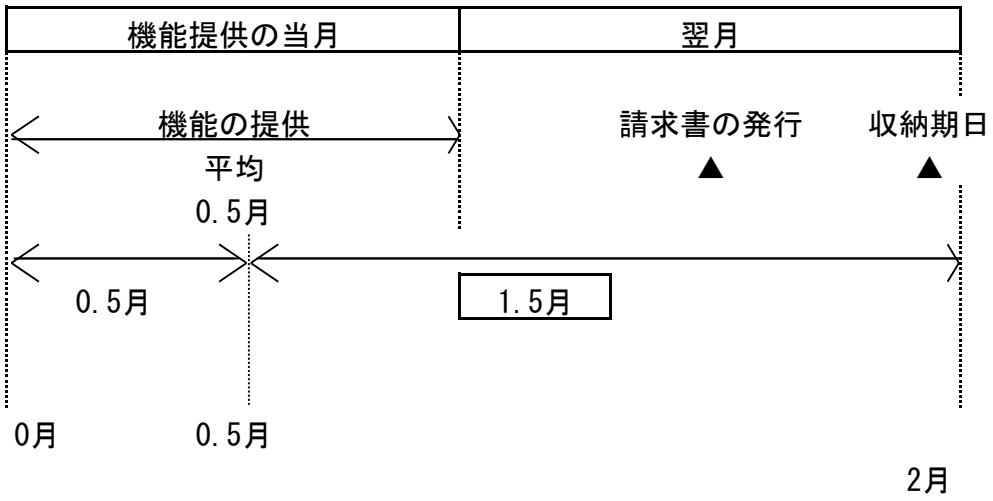

(2)機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

= 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 45.625日

(1)より

Ⅴ.資本構成比率の算定

(1)資本の状況

（単位：百万円）

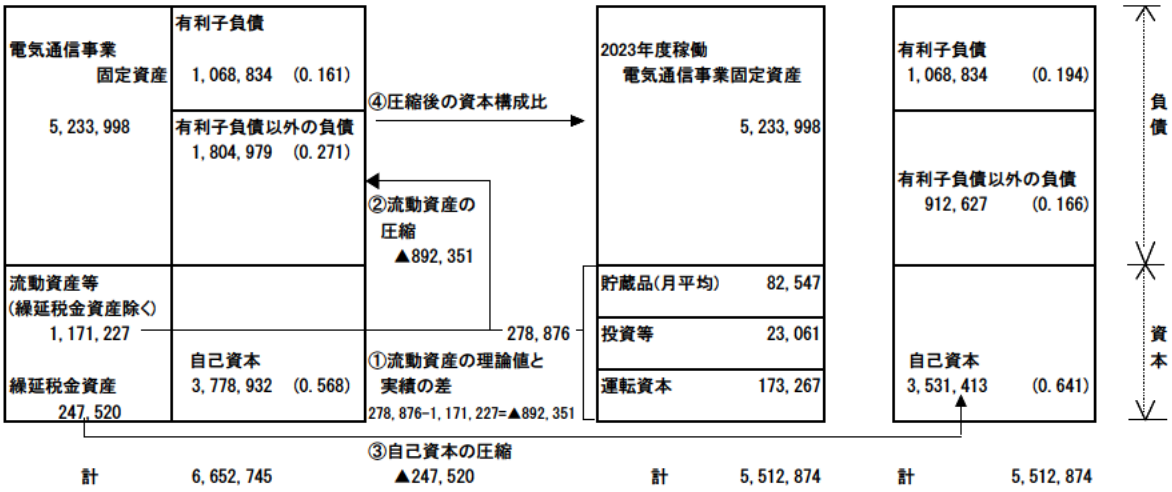

(2)他人資本比率

他人資本比率 ＝ (1,068,834 ＋ 912,627) ÷ 5,512,874 ＝ 0.359
負債 負債資本合計

(3)有利子負債が負債の合計に占める比率

有利子負債が負債の合計に占める比率 ＝ 1,068,834 ÷ (1,068,834 ＋ 912,627) ＝ 0.539
有利子負債 負債の合計

(4)有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合 ＝ 1 － 0.539 ＝ 0.461
有利子負債が負債の合計に占める比率

(5)自己資本比率

自己資本比率 ＝ 1 － 0.359 ＝ 0.641
他人資本比率

Ⅵ.他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率 = 0.37%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.37

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率 = 0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

(注)国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率 = 0.37%×0.539＋0.21%×0.461＝ 0.30%

（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ.自己資本利益率の算定

1.CAPM的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		2021	2022	2023	平均(注4) 3年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)		―	―	―	―
β値の適用		○	○	○	―
②ﾘｽｸﾌﾘｰﾚｰﾄ(注2)		0.09	0.30	0.62	―
①－②		8.80	8.70	9.10	―
選択される自己資本利益率	β＝ 0.566 (注3)	5.07	5.22	5.77	5.35

2．主要企業の過去5年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
①リスクプレミアム(注3)	―	―	8.80	8.70	9.10	―
②リスクフリーレート(注2)	―	―	0.09	0.3	0.62	―
③主要企業の自己資本利益率(①＋②)(注1)	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	7.96

3．料金算定に採用した自己資本利益率

上記1，2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 ＝ 5.35%

（注１） 指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。

（注２） リスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用した。
（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３） 算定期間については、３年間とした。

（注４） β値については、昨年度と同とした。

（注５） 2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用した。

Ⅷ.利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率 = 42.35%

（算定方法）

1.税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010 \quad \Rightarrow \quad x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 = 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 = 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 = 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 = 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2.税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率 $= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ
利益対応税 ｘ = 0.2975ｙ
税引後利益 ｚ = (1-0.2975)ｙ

Ⅸ. 料金設定に使用したトラヒック

IP－LRICモデルに係る機能別トラヒックは、A.2024年度下期＋2025年度上期のサービス別予測トラヒックにB.機能毎の経由回数を乗じて算定した。

機能別トラヒック

区分	通信回数（千回）	通信時間（千時間）
メタル回線収容機能	8,541,068	238,674
一般中継系ルータ接続伝送機能	－	238,674

A.2024年度下期＋2025年度上期のサービス別予測トラヒック

区分	通信回数（千回）	通信時間（千時間）
ZA内	1,702,560	42,355
ZA間	426,203	9,527
相互接続	4,709,745	144,437

B.機能毎の経由回数

区分	メタル回線収容機能	一般中継系ルータ接続伝送機能
ZA内	2	2
ZA間	1	1
相互接続	1	1

X. 料金設定に使用した貸倒率

	コスト等	備考
①接続料の貸倒額	0	2023年度
②接続料	215,261	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第1　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

③貸倒率	0.00000%	①÷②

（参考1）

指定設備管理運営費明細表(IP)【東西合計】
（総務省通知モデルの出力結果をもとに作成）

（単位：百万円）

設備区分等 / 固定資産の項目	端末回線伝送	端末系ルータ交換				中継伝送	中継系ルータ交換	県間伝送中継系ルータIF	県間伝送路	相互接続系ルータ交換	SBC		ENUM	DNS	相互接続	相互接続IF	合計
		NTS	端末系ルータ交換呼数比例	端末系ルータ交換秒数比例	（再掲）緊急通報						SBC呼数比例	SBC秒数比例					
音声収容ルータ	－	－	－	890	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	890
共用収容ルータ	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14
メタル回線収容装置	－	－	－	16,235	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	16,235
メタル回線収容装置用L2SW	－	－	－	3,175	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,175
消防警察トランク	－	－	－	146	146	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	146
警察消防用回線集約装置	－	－	－	129	129	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	129
き線点遠隔収容装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
主配線盤	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
光ケーブル成端架	－	－	－	－	－	42	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	42
共用コアルータ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
コア局用L2SW	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
県間伝送路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伝送装置	－	－	－	－	－	500	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	500
中間中継伝送装置	－	－	－	－	－	5	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	5
CS	－	－	2,322	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,322
関門系ルータ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
相互接続局用L2SW	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
SBC	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ENUMサーバ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
DNSサーバ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
メタルケーブル	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
加入系光ケーブル	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系光ケーブル	－	－	－	－	－	2,801	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,801
海底光ケーブル	－	－	－	－	－	1,708	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,708
海底中間中継伝送装置	－	－	－	－	－	0	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
無線伝送装置	－	－	－	－	－	153	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	153
インタフェース変換装置	－	－	－	－	－	15	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	15
無線アンテナ	－	－	－	－	－	51	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	51
無線鉄塔	－	－	－	－	－	127	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	127
衛星通信設備	－	－	－	－	－	207	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	207
加入系電柱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系電柱	－	－	－	－	－	932	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	932
加入系管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系管路	－	－	－	－	－	7,426	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,426
加入系中口径管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系中口径管路	－	－	－	－	－	14	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14
加入系共同溝	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系共同溝	－	－	－	－	－	7	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7
加入系とう道	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系とう道	－	－	－	－	－	39	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	39
電線共同溝	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自治体管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報ボックス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総合デジタル通信局内回線終端装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アナログ局内回線収容装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アナログ・デジタル回線共通部	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
合計	－	－	2,322	20,590	275	14,027	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	36,939

（参考2）

設備区分別の費用明細表（IP）【東西合計】

（総務省通知モデルの出力結果をもとに作成）

（単位：百万円）

設備区分等 ＼ 費用の項目	端末回線伝送	端末系ルータ交換				中継伝送	中継系ルータ交換	県間伝送中継系ルータＩＦ	県間伝送路	相互接続系ルータ交換	SBC		ＥＮＵＭ	ＤＮＳ	相互接続	相互接続ＩＦ	合計
		ＮＴＳ	端末系ルータ交換呼数比例	端末系ルータ交換秒数比例	（再掲）緊急通報						ＳＢＣ呼数比例	ＳＢＣ秒数比例					
減価償却費	－	－	1,309	12,870	96	8,506	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22,686
通信設備使用料	－	－	－	－	－	81	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	81
固定資産税	－	－	72	684	10	1,285	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,041
施設保全費	－	－	762	5,567	140	2,702	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	9,030
道路占用料	－	－	－	－	－	326	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	326
撤去費用	－	－	24	240	5	422	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	685
試験研究費	－	－	53	476	6	327	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	856
接続関連事務費	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
管理共通費	－	－	102	753	18	378	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,233
合計	－	－	2,322	20,590	275	14,027	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	36,939

（参考3）

設備区分別固定資産明細表(IP)【東西合計】

（総務省通知モデルの出力結果をもとに作成）

（単位:百万円）

設備区分等 / 固定資産の項目	端末回線伝送	端末系ルータ交換				中継伝送	中継系ルータ交換	県間伝送中継系ルータIF	県間伝送路	相互接続系ルータ交換	SBC		ENUM	DNS	相互接続	相互接続IF	合計
		NTS	端末系ルータ交換呼数比例	端末系ルータ交換秒数比例	（再掲）緊急通報						SBC呼数比例	SBC秒数比例					
音声収容ルータ	－	－	－	1,032	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,032
共用収容ルータ	－	－	－	25	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	25
メタル回線収容装置	－	－	－	38,138	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	38,138
メタル回線収容装置用L2SW	－	－	－	3,329	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	3,329
消防警察トランク	－	－	－	108	108	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	108
警察消防用回線集約装置	－	－	－	84	84	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	84
き線点遠隔収容装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
主配線盤	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
光ケーブル成端架	－	－	－	－	－	35	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	35
共用コアルータ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
コア局用L2SW	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
伝送装置	－	－	－	－	－	1,226	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1,226
中間中継伝送装置	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
CS	－	－	4,679	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	4,679
関門系ルータ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
相互接続局用L2SW	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
SBC	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
ENUMサーバ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
DNSサーバ	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
メタルケーブル	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
加入系光ケーブル	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系光ケーブル	－	－	－	－	－	2,992	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2,992
海底光ケーブル	－	－	－	－	－	285	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	285
海底中間中継伝送装置	－	－	－	－	－	2	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	2
無線伝送装置	－	－	－	－	－	435	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	435
インタフェース変換装置	－	－	－	－	－	37	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	37
無線アンテナ	－	－	－	－	－	296	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	296
無線鉄塔	－	－	－	－	－	477	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	477
衛星通信設備	－	－	－	－	－	615	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	615
加入系電柱	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系電柱	－	－	－	－	－	7,696	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7,696
加入系管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系管路	－	－	－	－	－	64,870	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	64,870
加入系中口径管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系中口径管路	－	－	－	－	－	139	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	139
加入系共同溝	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系共同溝	－	－	－	－	－	61	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	61
加入系とう道	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
中継系とう道	－	－	－	－	－	274	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	274
電線共同溝	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
自治体管路	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
情報ボックス	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
総合デジタル通信局内回線終端装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アナログ局内回線収容装置	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
アナログ・デジタル回線共通部	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
局舎・共通設備計	－	－	1,833	18,120	569	22,116	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	42,070
合計	－	－	6,512	60,837	761	101,557	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	168,906

網使用料算定根拠

10Gbit/sインタフェースに対応する設備に関する接続料について

・端末回線伝送機能（光信号伝送装置等）

・光信号多重分離機能

＜東日本＞

目　次

Ⅰ.算定手順 ---------- 2

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定
　1．設備別原価の算定 ---------- 3
　2．前期料金適用期間における乖離額 ---------- 5
　3．設備別原価の算定及び機能別料金の設定 ---------- 6

Ⅲ.投資等比率及び貯蔵品比率の算定 ---------- 7

Ⅳ.接続料収納までの平均的な日数の算定 ---------- 8

Ⅴ.資本構成比率の算定 ---------- 9

Ⅵ.他人資本利子率の算定 ---------- 10

Ⅶ.自己資本利益率の算定 ---------- 11

Ⅷ.利益対応税率の算定 ---------- 12

Ⅸ.料金設定に用いる設備数 ---------- 14

Ⅹ.料金設定に使用する貸倒率 ---------- 15

Ⅺ.料金設定に使用する保守換算係数 ---------- 16

（別添）
　1．光信号伝送装置費用の設備管理運営費 ---------- 17
　2．光信号伝送装置費用の固定資産 ---------- 18
　3．光信号主端末回線収容装置の設備管理運営費 ---------- 19
　4．光信号主端末回線収容装置の固定資産 ---------- 20
　5．保守用光信号主端末回線収容装置の設備管理運営費 ---------- 21
　6．保守用光信号主端末回線収容装置の固定資産 ---------- 22
　7．光信号多重分離機能の設備管理運営費 ---------- 23
　8．光信号多重分離機能の固定資産 ---------- 24

（参考）
　1．設備区分別費用明細表 ---------- 25
　2．設備区分別固定資産明細表 ---------- 26
　3．設備区分別費用明細表（専用加入者線装置モジュールの内訳） ---------- 28
　4．設備区分別費用明細表（専用加入者線装置モジュールの内訳） ---------- 29

Ⅰ．算定手順

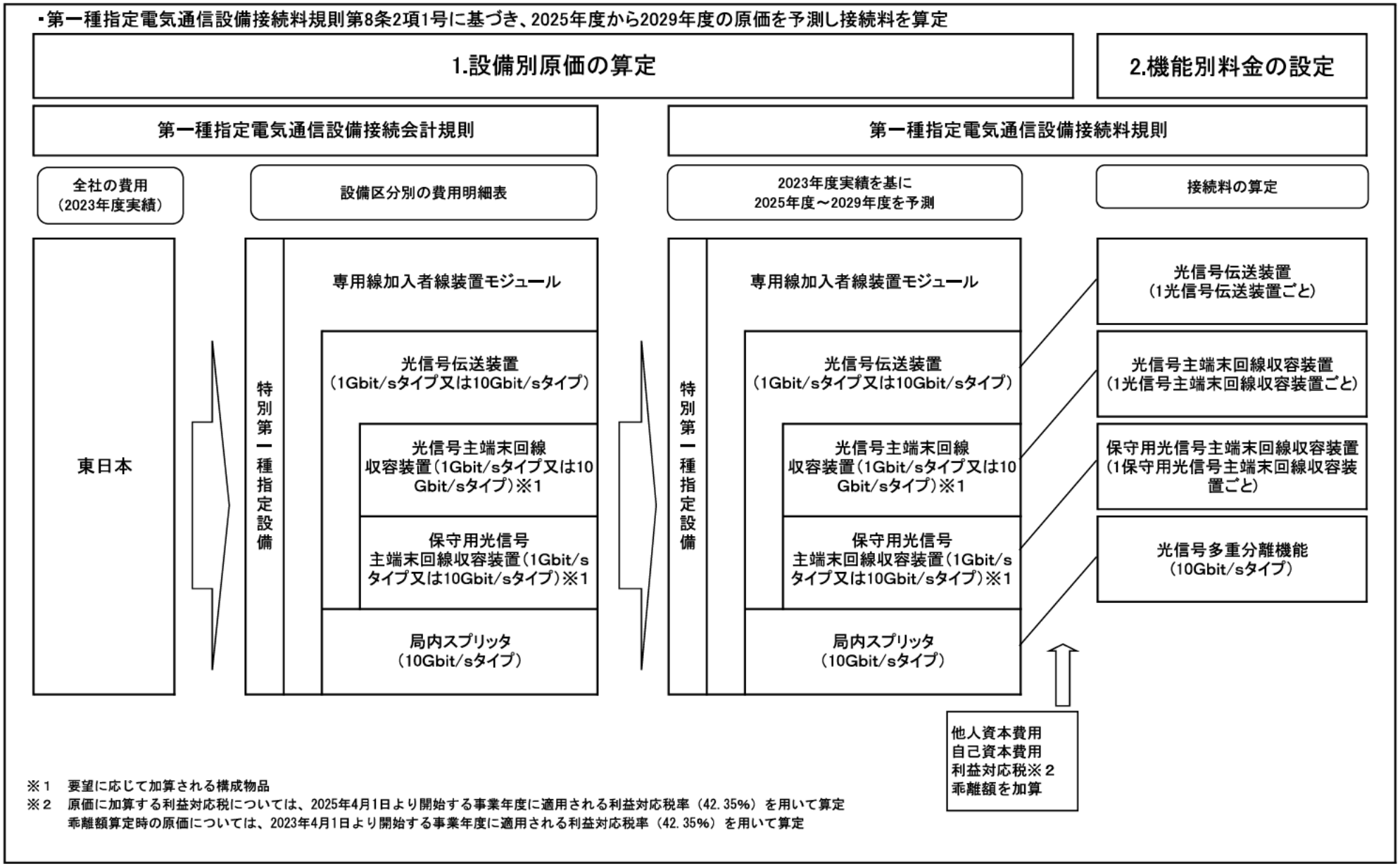

※1　要望に応じて加算される構成物品
※2　原価に加算する利益対応税については、2025年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定
　　乖離額算定時の原価については、2023年4月1日より開始する事業年度に適用される利益対応税率（42.35%）を用いて算定

Ⅱ.原価の算定及び料金の設定

1.設備別原価の算定

A.端末回線伝送機能　端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能

（1）光信号伝送装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号伝送装置ごと）　（単位：百万円）

区分	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度−2029年度	備考
①設備管理運営費	2,070	2,425	2,717	2,963	3,168	13,343	（別添1）より
②他人資本費用	10	11	12	12	12	57	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	542	606	641	652	644	3,085	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	231	259	274	278	275	1,317	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,853	3,301	3,644	3,905	4,099	17,802	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	12,277	13,731	14,522	14,774	14,581	69,885	（別添2）より
	⑦投資等	44	49	52	53	52	250	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	217	243	257	261	258	1,236	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	61	69	74	78	81	363	((①設備管理運営費ー(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース		12,599	14,092	14,905	15,166	14,972	71,734	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		2,088	2,336	2,471	2,514	2,482	11,891	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		68	76	80	81	80	385	
⑬減価償却費		1,510	1,800	2,046	2,259	2,442	10,057	（別添1）より
⑭固定資産除却損		1	1	1	1	1	5	

（2）光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号主端末回線収容装置ごと）

区分	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度−2029年度	備考
①設備管理運営費	3,256	3,869	4,392	4,838	5,222	21,577	（別添3）より
②他人資本費用	15	17	18	19	19	88	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	776	883	950	982	985	4,576	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	331	377	406	419	421	1,954	((③自己資本費用＋(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	4,378	5,146	5,766	6,258	6,647	28,195	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	17,567	20,002	21,507	22,228	22,279	103,583	（別添4）より
	⑦投資等	63	72	77	80	80	372	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	311	354	381	393	394	1,833	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	108	123	135	144	152	662	((①設備管理運営費ー(⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース		18,049	20,551	22,100	22,845	22,905	106,450	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		2,992	3,406	3,663	3,787	3,797	17,645	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		128	146	157	162	162	755	
⑬減価償却費		2,259	2,734	3,150	3,515	3,840	15,498	（別添3）より
⑭固定資産除却損		3	4	5	6	7	25	

（3）保守用光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1保守用光信号主端末回線収容装置ごと）

区分	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度-2029年度	備考
①設備管理運営費	326	376	420	455	484	2,061	（別添5）より
②他人資本費用	2	2	2	2	2	10	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	84	92	96	97	95	464	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	36	39	41	41	41	198	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	448	509	559	595	622	2,733	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	1,904	2,092	2,184	2,199	2,153	10,532	（別添6）より
	⑦投資等	7	8	8	8	8	39	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	34	37	39	39	38	187	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	10	11	11	12	12	56	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45,625日÷365日
⑩レートベース		1,955	2,148	2,242	2,258	2,211	10,814	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		324	356	372	374	366	1,792	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		11	12	13	13	13	62	
⑬減価償却費		238	280	317	348	375	1,558	（別添5）より
⑭固定資産除却損		0	0	0	0	0	0	

B. 光信号多重分離機能 （10Gbit/sタイプ）

区分	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	2025年度-2029年度	備考
①設備管理運営費	376	460	536	601	661	2,634	（別添7）より
②他人資本費用	1	1	1	1	1	5	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×他人資本利子率
③自己資本費用	33	39	42	44	45	203	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	14	17	18	19	19	87	（③自己資本費用＋（⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率））×利益対応税率
⑤合計	424	517	597	665	726	2,929	①＋②＋③＋④

	⑥正味固定資産	759	873	954	1,003	1,026	4,615	（別添8）より
	⑦投資等	3	3	3	4	4	17	⑥正味固定資産×投資等比率
	⑧貯蔵品	13	15	17	18	18	81	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
	⑨運転資本	4	5	6	7	7	29	（①設備管理運営費ー（⑫租税公課＋⑬減価償却費＋⑭固定資産除却損））×45,625日÷365日
⑩レートベース		779	896	980	1,032	1,055	4,742	⑥＋⑦＋⑧＋⑨
⑪有利子負債以外の負債の額		129	149	162	171	175	786	⑩ﾚｰﾄﾍﾞｰｽ×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課		6	7	8	8	8	37	
⑬減価償却費		335	411	481	541	596	2,364	（別添7）より
⑭固定資産除却損		0	0	0	0	0	0	

2.前期料金適用期間における乖離額

A.端末回線伝送機能（10Gbit/s）

(1)光信号伝送装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号伝送装置ごと）

	2020年度-2024年度の予測	2020年度-2024年度の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（台）	686	4,924	4,238	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
②収入（百万円）	592	4,256	3,664	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのBの(1)の⑪×①×12ヶ月
③原価（百万円）	592	5,875	5,283	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
④乖離額（百万円）	0	1,619	1,619	③-②

(2)光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号主端末回線収容装置ごと）

	2020年度-2024年度の予測	2020年度-2024年度の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（台）	6,761	38,168	31,407	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
②収入（百万円）	1,232	6,955	5,723	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのBの(2)の⑪×①×12ヶ月
③原価（百万円）	1,232	6,274	5,042	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
④乖離額（百万円）	0	▲681	▲681	③-②

(3)保守用光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1保守用光信号主端末回線収容装置ごと）

	2020年度-2024年度の予測	2020年度-2024年度の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（台）	686	4,924	4,238	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
②収入（百万円）	103	739	636	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのBの(3)の⑪×①×12ヶ月
③原価（百万円）	103	928	825	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
④乖離額（百万円）	0	189	189	③-②

B.光信号多重分離機能　（10Gbit/sタイプ）

	2020年度-2024年度の予測	2020年度-2024年度の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要（台）	52,481	111,392	58,911	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
②収入（百万円）	266	565	299	2020年度網使用料算定根拠（10Gbit/sインタフェースに対応する新たな設備に関する接続料）のⅡのCの⑪×①×12ヶ月
③原価（百万円）	266	679	413	2020年度-2024年度の実績における2024年度は予測値
④乖離額（百万円）	0	114	114	③-②

3.設備別原価の算定及び機能別料金の設定

A.端末回線伝送機能　端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能
（1）光信号伝送装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号伝送装置ごと）

区分	2025年度−2029年度	備考
①原価 （百万円）	17,802	Ⅱ．原価の算定及び料金の設定の1のAの(1)の⑤
②乖離額 （百万円）	1,619	Ⅱ．原価の算定及び料金の設定の2のAの(1)の④
③装置数 （装置）	20,040	Ⅸ．料金設定に用いる設備数のAの（1）
④1光信号伝送装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）あたり原価 （円/装置・月）	80,759	（①+②）÷③÷12ヶ月×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−1	80,759	④×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−2	80,759	④×XI.の保守換算係数（タイプ1−2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ2	83,182	④×XI.の保守換算係数（タイプ2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）

（2）光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1光信号主端末回線収容装置ごと）

区分	2025年度−2029年度	備考
①原価 （百万円）	28,195	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の1のAの(2)の⑤
②乖離額 （百万円）	▲681	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の2のAの(2)の④
③装置数 （装置）	208,599	Ⅸ．料金設定に用いる設備数のAの（2）
④1光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）あたり原価 （円/装置・月）	10,992	（①+②）÷③÷12ヶ月×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−1	10,992	④×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−2	10,992	④×XI.の保守換算係数（タイプ1−2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ2	11,322	④×XI.の保守換算係数（タイプ2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）

（3）保守用光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）（1保守用光信号主端末回線収容装置ごと）

区分	2025年度−2029年度	備考
①原価 （百万円）	2,733	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の1のAの(3)の⑤
②乖離額 （百万円）	189	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の2のAの(3)の④
③装置数 （装置）	20,040	Ⅸ．料金設定に用いた設備数のAの（3）
④1保守用光信号主端末回線収容装置（1Gbit/sタイプ又は10Gbit/sタイプ）あたり原価 （円/装置・月）	12,151	（①+②）÷③÷12ヶ月×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−1	12,151	④×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−2	12,151	④×XI.の保守換算係数（タイプ1−2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ2	12,516	④×XI.の保守換算係数（タイプ2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）

B. 光信号多重分離機能 （10Gbit/sタイプ）

区分	2025年度−2029年度	備考
①原価 （百万円）	2,929	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の1のBの⑤
②乖離額 （百万円）	114	Ⅱ.原価の算定及び料金の設定の2のBの④
③装置数 （装置）	605,409	Ⅸ．料金設定に用いた設備数のB
④1局内スプリッタ（10Gbit/sタイプ）あたり原価 （円/装置・月）	419	（①+②）÷③÷12ヶ月×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−1	419	④×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ1−2	419	④×XI.の保守換算係数（タイプ1−2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）
⑤料金 （円/装置・月） タイプ2	432	④×XI.の保守換算係数（タイプ2のもの）×（1＋X．料金設定に使用する貸倒率）

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1)投資等比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153（Ａ）
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの)（※）	7,999（Ｂ）
投資等比率（Ｂ÷Ａ）	0.0036（Ｃ）

※　投資等は、収益性の見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2)貯蔵品比率の算定

（単位：百万円）

区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887（Ａ）
貯蔵品（※）	46,526（Ｂ）
貯蔵品比率（Ｂ÷Ａ）	0.0177（Ｃ）

※　貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、
　　金額は月末在庫額の年平均値である。

(注)なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

Ⅳ. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程

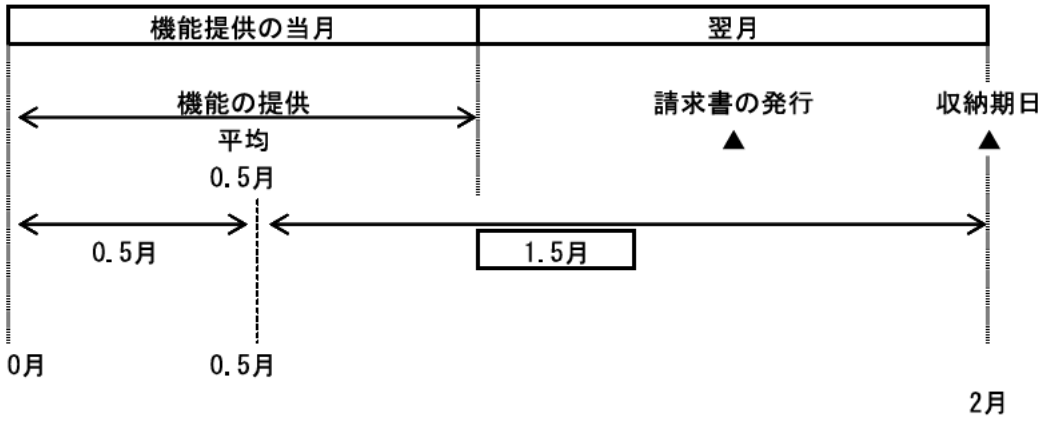

(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

= 1.5ヵ月÷12ヵ月×365日 = **45.625日**

(1) より

Ⅴ.資本構成比率の算定

(1)資本の状況

（単位：百万円）

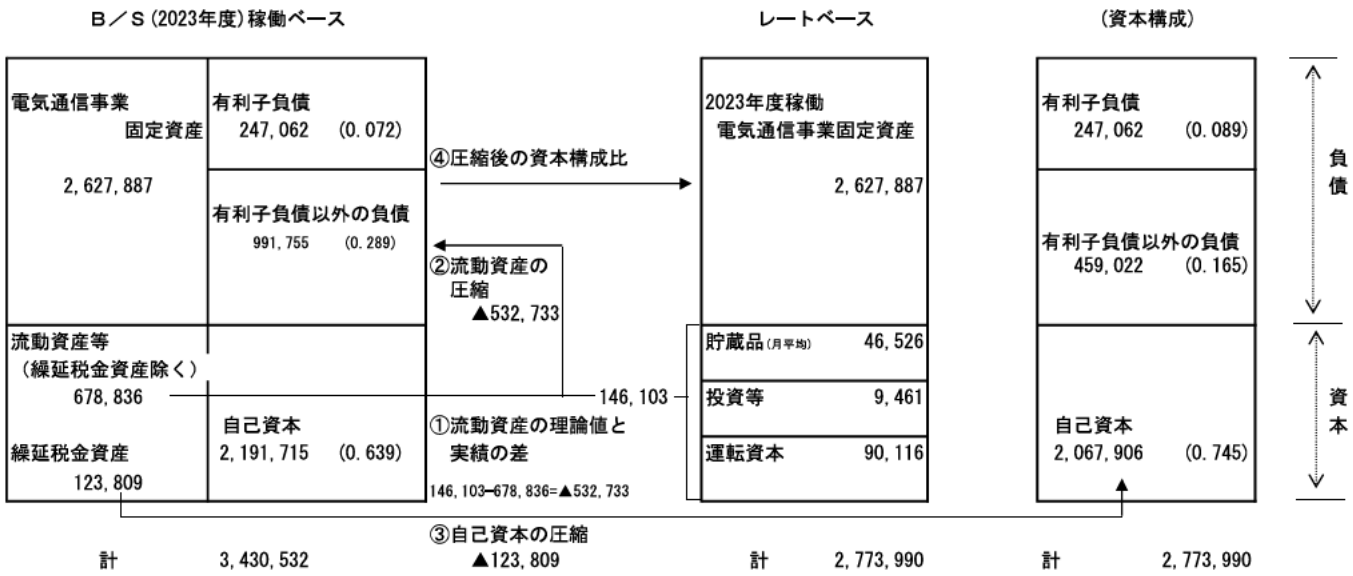

(2)他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{(\text{負債}\ 247,062 + 459,022)}{\text{負債資本合計}\ 2,773,990} = \boxed{0.255}$$

(3)有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{\text{有利子負債}\ 247,062}{\text{負債の合計}\ (247,062 + 459,022)} = \boxed{0.350}$$

(4)有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \underset{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}}{0.350} = \boxed{0.650}$$

(5)自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \underset{\text{他人資本比率}}{0.255} = \boxed{0.745}$$

Ⅵ.他人資本利子率の算定

(1)有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の2023年度実績とした。

有利子負債に対する利子率　＝　0.53%

（単位：%）

区分＼年度	2023
他人資本利子率	0.53

(注)借入金の平均利子率である。

(2)有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

有利子負債以外の負債の利子相当率　＝　0.21%

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	平均
他人資本利子率	0.00	0.04	0.09	0.30	0.62	0.21

(注)国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、
10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。
なお、2019年度については、年間の平均値がマイナスの値となるため、「0.00%」として見込んだ。

(3)他人資本利子率

他人資本利子率　＝　0.53%×0.35＋0.21%×0.65＝　0.32%

（有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率）

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. ＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度		2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
β値の適用		○	○	○	○	○	○	○	○	○
リスクフリーレート（注１）（注３）		0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
リスクプレミアム（注２）（注３）		8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
選択される自己資本利益率	β＝ 0.566（注４）	5.07	5.22	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77
平均（注５）				5.35	5.59	5.77	5.77	5.77	5.77	5.77

2．主要企業の過去５年間の自己資本利益率

（単位：%）

区分＼年度	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
①リスクプレミアム（注２）（注３）	―	―	8.80	8.70	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10	9.10
②リスクフリーレート（注３）	―	―	0.09	0.30	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62	0.62
③主要企業の自己資本利益率（①+②）（注６）	7.15	5.04	8.89	9.00	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72	9.72
平均（５年間）					7.96	8.47	9.41	9.58	9.72	9.72	9.72

3．料金算定に採用した自己資本利益率

上記１，２を勘案し、低い方の１のＣＡＰＭ的手法による自己資本利益率を採用する。（注７）

	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
自己資本利益率	5.35%	5.59%	5.77%	5.77%	5.77%	5.77%	5.77%

（注１） 指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。国債利回りについては、財務省HP掲載の「国債等関係諸資料」のうち「国債の入札結果」より、10年債の平均利回り（単利）の各年度平均値を使用した。

（注２） 2021年度、2022年度、2023年度のリスクプレミアムについては、イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社の「Japanese Equity Risk Premia Report（各年3月末版）」の「Japan Long-Horizon Equity Risk Premia（計測期間：1952年から各基礎事業年度の3月末）」を使用した。（Copyright © 2024 Ibbotson Associates Japan, Inc. イボットソンの事前の書面による承諾のない利用、複製等は、全部または一部を問わず、損害賠償、著作権法の罰則の対象となります。）

（注３） 2024年度以降のリスクプレミアム及びリスクフリーレートについては2023年度の実績値と同じと見込んだ。

（注４） β値については、「接続料の算定等に関する研究会」における議論を踏まえ、0.566を使用した。

（注５） 算定期間については、３年間とした。

（注６） 2020年度以前については、NEEDS（日本経済新聞社デジタル事業 情報サービスユニットの総合経済データバンク）の財務データより、「日経経営指標」と同様に、全国4証券取引所（東京（マザーズを含まない）、名古屋、札幌、福岡）に上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業（金融業および外国企業を除く）の全業種平均値（単体指標）を使用した。

（注７） 接続料規則第12条第3項では「いずれか低い方を上限とした合理的な値」と記載があるが、上限値を採用した理由は下記の通り。
○自己資本利益率については、設備投資に係る調達コストを適正な範囲で賄えるような水準とすることを基本に、事業リスクと安定性を考慮した客観的な指標を用いて設定するものと認識している。
○当社としては、必要な設備を構築してサービス展開を行う自己設置事業者として他の自己設置事業者と激しい設備ベースでの競争を展開する中では、将来の事業リスクについて予測することが困難である以上、設備投資に係る調達コストに見合うリターン、すなわち投資インセンティブが働くような適切なリターンを見込むことが、民間企業として事業運営を安定的に行っていくためには必要であると考える。
○このように「投資インセンティブが働くような適切なリターン」を見込んだ自己資本利益率を設定する上では、「主要企業の自己資本利益率」の水準が一つの客観的な指標となると考えるが、接続料規則において、接続料算定上用いる自己資本利益率が主要企業の平均自己資本利益率をCAPM的手法により圧縮した値を上限値とするとされていることを踏まえると、最低限、上限値を採用することが調達コストを賄うために合理的な判断であると認識している。

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（2025年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　**42.35%**

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率　$= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税 ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益 ｚ　＝　(1−0.2975)ｙ

Ⅷ. 利益対応税率の算定　**（乖離額算定時の原価算定に用いる2023年度適用のもの）**

利益対応税としては、事業税、特別法人事業税、法人税、道府県民税、市町村民税、地方法人税を見込んだ。

利益対応税率　＝　42.35%

（算定方法）

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益をｙ、税額をx_nとする。

②事業税実効税率

事業税額をx_1、特別法人事業税をx_2とする。　（$x_2 = x_1 \times 2.600$）

$x_1 = (y-(x_1 + x_2)) \times 0.010$

$= (y-(x_1 + x_1 \times 2.600)) \times 0.010$　⇒　$x_1 = \frac{0.010}{1+0.036} \times y$

$= \underline{0.0097y}$

③特別法人事業税実効税率

特別法人事業税をx_2とする。

$x_2 = x_1 \times 2.600$

$= 0.0097y \times 2.600$

$= \underline{0.0252y}$

④法人税実効税率

法人税額をx_3とする。

x_3 ＝ 事業税及び特別法人事業税引後利益 × 0.232

$= (y-(0.0097y+0.0252y)) \times 0.232$

$= \underline{0.2239y}$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額をx_4とする。

x_4 ＝ 法人税額 × 0.010

$= 0.2239y \times 0.010$

$= \underline{0.0022y}$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額をx_5とする。

x_5 ＝ 法人税額 × 0.060

$= 0.2239y \times 0.060$

$= \underline{0.0134y}$

⑦地方法人税実効税率

地方法人税額をx_6とする。

x_6 ＝ 法人税額 × 0.103

$= 0.2239y \times 0.103$

$= \underline{0.0231y}$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額をｘとする。

$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$

$= \underline{0.2975y}$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益をｚ、税引前利益をｙ、税額をｘとする。

利益対応税率　$= \frac{x}{z} = \frac{0.2975y}{(1-0.2975)y} = \frac{0.2975y}{0.7025y} = 0.4235$

税引前利益　ｙ

利益対応税 ｘ　＝　0.2975ｙ
税引後利益 ｚ　＝　(1−0.2975)ｙ

Ⅸ.料金設定に用いる設備数

A.光信号伝送装置関連装置数

(1)光信号伝送装置

（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2029年度末	2025年度-2029年度の稼動合計	備考
光信号伝送装置数	1,938	2,694	3,322	3,852	4,305	4,696	5,038	20,040	提供エリア及びユーザ数等を踏まえ算定

(2)光信号主端末回線収容装置

（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2029年度末	2025年度-2029年度の稼動合計	備考
光信号主端末回線収容装置数	19,048	26,987	33,832	39,782	45,003	49,620	53,733	208,599	提供エリア及びユーザ数等を踏まえ算定

(3)保守用光信号主端末回線収容装置

（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2029年度末	2025年度-2029年度の稼動合計	備考
保守用光信号主端末回線収容装置数	1,938	2,694	3,322	3,852	4,305	4,696	5,038	20,040	提供エリア及びユーザ数等を踏まえ算定

B. 局内4分岐スプリッタ

（単位：台）

区分	2023年度末実績	2024年度末	2025年度末	2026年度末	2027年度末	2028年度末	2029年度末	2025年度-2029年度の稼動合計	備考
局内4分岐スプリッタ数	51,321	74,451	95,295	114,141	131,262	146,886	161,200	605,409	提供エリア及びユーザ数等を踏まえ算定

X. 料金設定に使用する貸倒率

（単位：百万円）

	2023年度	備考
①接続料の貸倒額	0	参考１. 設備区分別の費用明細表より
②接続料	114,894	2023年度実績 （接続会計報告書　様式第１　第一種指定設備管理部門の受取網使用料、接続装置使用料収入、網改造料収入の合計）

貸倒率	0.00000%	①÷②

XI. 料金設定に使用する保守換算係数

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1（平日・昼間帯）	0.942
b. タイプ1-2（全日・昼間帯）	0.974
c. タイプ2（全日・全時間帯）	1.386
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳　（単位：%）

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	6.6
b. その他のコストの割合	93.4
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2（全日・昼間帯）	1.00	（②a ×①b+②b）/（②a ×①a+②b）
タイプ2（全日・全時間帯）	1.03	（②a ×①c+②b）/（②a ×①a+②b）

（別添1） 光信号伝送装置の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	125	165	208	241	266	285	299	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	90	119	150	174	192	206	216	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	122	117	113	109	105	101	97	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	42	55	68	76	80	81	80	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	635	1,163	1,510	1,800	2,046	2,259	2,442	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	13	17	21	25	28	31	34	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	1	1	1	1	1	1	1	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	1,027	1,636	2,070	2,425	2,717	2,963	3,168	

（別添2） 光信号伝送装置の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	6,576	8,931	11,600	13,832	15,726	17,353	18,766	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	5,743	7,446	8,975	9,794	10,046	9,835	9,242	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	2,916	3,960	5,143	6,133	6,972	7,694	8,320	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	664	902	1,172	1,398	1,589	1,753	1,895	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	3,011	4,089	5,311	6,333	7,200	7,945	8,592	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	667	906	1,177	1,403	1,595	1,760	1,903	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	898	1,220	1,584	1,889	2,148	2,370	2,563	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	540	734	953	1,136	1,292	1,426	1,541	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	13,401	18,200	23,638	28,187	32,046	35,362	38,241	
		正味固定資産	7,614	9,988	12,277	13,731	14,522	14,774	14,581	

（別添3） 光信号主端末回線収容装置の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	174	302	387	454	507	549	582	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	125	217	278	326	364	394	417	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	170	167	163	159	155	151	147	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	59	102	128	146	157	162	162	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	883	1,709	2,259	2,734	3,150	3,515	3,840	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	17	31	41	50	59	67	74	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	1	2	3	4	5	6	7	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	1,428	2,528	3,256	3,869	4,392	4,838	5,222	

（別添4） 光信号主端末回線収容装置の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	7,011	12,559	16,593	20,083	23,131	25,815	28,197	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	6,107	10,487	12,901	14,354	15,001	14,966	14,347	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	3,066	5,492	7,256	8,782	10,115	11,288	12,330	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	694	1,243	1,642	1,988	2,289	2,555	2,791	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	3,168	5,675	7,498	9,075	10,452	11,665	12,741	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	699	1,252	1,654	2,002	2,306	2,574	2,811	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	954	1,709	2,259	2,734	3,150	3,515	3,840	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	579	1,037	1,370	1,658	1,911	2,133	2,330	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	14,199	25,435	33,606	40,674	46,848	52,283	57,108	
		正味固定資産	8,079	14,019	17,567	20,002	21,507	22,228	22,279	

（別添5） 保守用光信号主端末回線収容装置の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	21	28	34	39	43	46	48	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	15	20	25	28	31	33	34	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	20	18	17	16	15	14	13	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	7	9	11	12	13	13	13	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	105	188	238	280	317	348	375	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	1	1	1	1	1	1	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	0	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	169	264	326	376	420	455	484	

（別添6） 保守用光信号主端末回線収容装置の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	1,036	1,434	1,812	2,128	2,396	2,626	2,826	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	905	1,192	1,390	1,487	1,503	1,454	1,352	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	459	635	803	943	1,062	1,164	1,252	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	104	144	182	214	241	264	284	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	474	656	829	974	1,097	1,202	1,293	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	105	145	183	215	242	265	285	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	141	195	246	289	325	356	383	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	85	118	149	176	198	216	232	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	2,110	2,920	3,690	4,334	4,880	5,348	5,754	
		正味固定資産	1,199	1,599	1,904	2,092	2,184	2,199	2,153	

（別添7） 光信号多重分離機能（10Gbit/sタイプ）の設備管理運営費

（単位：百万円）

	2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
営業費	0	0	0	0	0	0	0	2023年度と同
施設保全費	7	12	15	18	20	22	24	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
共通費・管理費	7	12	15	18	20	22	24	前年度値×（取得固定資産伸び率×（1＋効率化率））
試験研究費	2	2	2	2	2	2	2	前年度値×（取得固定資産構成比変動率×（1＋効率化率））
通信設備使用料	0	0	0	0	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	3	5	6	7	8	8	8	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	192	257	335	411	481	541	596	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	2	3	4	5	6	7	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
（再）除却損	0	0	0	0	0	0	0	装置本体は個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	212	290	376	460	536	601	661	

（別添8） 光信号多重分離機能（10Gbit/sタイプ）の固定資産

（単位：百万円）

			2023年度 実績	2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度	算定方法
機械設備	装置本体	取得固定資産	287	512	674	820	952	1,073	1,183	前年度値＋当年度取得固定資産ー除却損
		正味固定資産	255	434	528	591	625	633	618	前年度値＋当年度取得固定資産ー減価償却費（当年度取得分は半稼働）ー除却損
	その他	取得固定資産	54	96	127	155	180	203	224	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	11	19	26	32	38	42	46	前年度値×装置本体の取得固定資産伸び率
建物		取得固定資産	237	423	557	678	787	887	978	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	52	93	122	149	173	195	215	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他		取得固定資産	63	112	147	178	207	234	258	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
		正味固定資産	35	63	83	101	118	133	147	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計		取得固定資産	641	1,143	1,505	1,831	2,126	2,397	2,643	
		正味固定資産	353	609	759	873	954	1,003	1,026	

（参考１）

設備区分別の費用明細表

（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線装置モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線装置モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
営業費	19,383	0	19,383	18,766	18,766	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	617	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	226,600	0	51,749	174,851	245,983
（再）貸倒損失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	−30	0	0	−30	−30
運用費	626	0	626	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19	607	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,699	0	12	3,688	4,326
施設保全費	228,989	58,475	170,514	69,405	739	68,666	1,651	39,660	422	3,059	23,511	9,981	670	2,854	1,558	379	586	130	117	218	409	387	6,219	395	568	3,706	536	62	0	0	5,592	0	6,805	153,490	67,238	86,252	0	382,479
共通費	23,018	5,586	17,432	4,700	824	3,876	607	3,349	383	56	3,231	1,160	152	330	404	87	51	50	45	24	3	27	1,643	134	70	459	54	6	0	0	824	0	908	75,927	4,118	17,148	54,661	98,945
管理費	31,121	5,637	25,485	6,896	1,725	5,171	410	5,830	277	6	3,367	1,078	124	659	468	102	55	34	30	27	30	74	1,744	0:00	83	888	133	7	335	2,462	624	0	1,286	48,115	3,477	14,650	29,988	79,236
試験研究費	23,458	8,145	15,313	822	0	822	95	4,422	136	24	1,930	1,208	63	654	1,092	225	27	19	17	23	3	23	3,479	387	68	823	89	4	0	0	372	0	825	9,659	1,249	1,839	6,571	33,117
通信設備使用料	4,279	765	3,513	11	0	11	0	12	0	0	609	240	52	1,409	36	12	9	15	13	457	4	47	90	0	16	499	55	2	0	0	4	0	1,488	488,660	1,060	72	487,528	492,939
租税公課	56,548	3,666	52,882	14,575	144	14,431	375	26,974	265	125	2,985	709	107	799	588	146	26	37	33	34	5	20	1,422	134	47	3,016	275	6	0	0	600	0	5,795	21,087	1,793	13,225	6,068	77,635
減価償却費	110,221	28,027	82,194	16,525	346	16,179	973	32,331	1,016	737	9,365	3,691	397	1,506	2,133	375	141	124	112	87	20	131	7,848	409	250	3,727	412	20	0	0	1,155	0	7,345	78,719	25,354	41,176	12,189	188,940
固定資産除却費	16,958	1,239	15,719	5,347	13	5,335	147	4,722	97	825	1,643	249	46	529	176	39	14	16	15	12	1	7	599	40	33	888	114	3	0	0	295	0	1,307	16,761	5,951	9,027	1,783	33,719
（再）除却損	2,308	263	2,045	589	3	586	13	859	8	87	110	25	4	39	18	4	1	1	1	1	0	4	50	4	2	108	11	0	0	0	118	0	192	3,116	1,130	1,816	170	5,424
合計	514,602	111,541	403,061	137,047	22,558	114,490	4,257	117,301	2,596	4,831	46,642	18,317	1,613	8,741	6,455	1,364	909	424	382	881	495	1,324	23,662	1,651	1,134	14,005	1,667	109	335	2,462	9,466	0	25,760	1,122,717	110,241	235,149	777,327	1,637,319

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目	設備区分等	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線回線モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線回線モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
機械設備 公衆電話機械設備	取得価額	22,188	0	22,188	0	0	0	0	0	0	22,188	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22,188
	減価償却累計額	16,987	0	16,987	0	0	0	0	0	0	16,987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16,987
	正味価額	5,201	0	5,201	0	0	0	0	0	0	5,201	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,201
市内機械設備	取得価額	491,957	2,418	489,540	3,837	0	3,837	43,449	239	31,744	14	383,625	29	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	23,755	1	0	3	0	899	0	0	1,940	0	0	1,105	1,105	0	0	493,062
	減価償却累計額	481,590	2,415	479,175	3,778	0	3,778	42,130	221	29,302	13	378,505	27	0	1	1	0	0	0	0	4	0	0	22,367	0	0	3	0	893	0	0	1,930	0	0	1,088	1,088	0	0	482,678
	正味価額	10,367	2	10,365	59	0	59	1,318	18	2,442	1	5,120	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,388	0	0	0	0	6	0	0	10	0	0	18	18	0	0	10,385
市外機械設備	取得価額	15,070	0	15,070	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,568	0	0	2,183	0	319	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	110	110	0	0	15,180
	減価償却累計額	15,031	0	15,031	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,533	0	0	2,183	0	315	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	84	84	0	0	15,114
	正味価額	39	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	0	66
電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	250	250	0	0	250
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	989	989	0	0	989
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	395	395	0	0	395
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	594	594	0	0	594
ＤＤＸ機械設備	取得価額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
	減価償却累計額	355	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	355
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ＯＣＮ機械設備	取得価額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	減価償却累計額	31	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	31
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	954,897	358,175	596,722	1,602	0	1,602	0	0	0	0	136,352	93,516	17,449	27,251	53,660	11,104	715	1,457	1,311	3,120	138	1,278	221,283	19,959	22,264	28,892	2,756	305	0	0	2,132	0	29,866	336,338	336,338	0	0	1,291,235
	減価償却累計額	814,173	262,968	551,205	1,519	0	1,519	0	0	0	0	129,023	86,680	17,324	25,772	50,100	10,743	585	1,419	1,274	3,031	120	772	200,156	19,743	21,834	26,502	2,507	284	0	0	899	0	27,281	257,644	257,644	0	0	1,071,816
	正味価額	140,725	95,207	45,517	82	0	82	0	0	0	0	7,329	6,836	125	1,478	3,560	361	129	38	38	89	18	507	21,127	216	430	2,390	249	21	0	0	1,233	0	2,585	78,694	78,694	0	0	219,419
無線機械設備	取得価額	7,126	0	7,126	224	0	224	0	0	0	0	0	0	0	3,430	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,073	1,399	0	0	0	0	0	0	1,034	1,034	0	0	8,161
	減価償却累計額	6,313	0	6,313	223	0	223	0	0	0	0	0	0	0	3,076	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,873	1,140	0	0	0	0	0	0	972	972	0	0	7,285
	正味価額	813	0	813	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	354	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	258	0	0	0	0	0	0	63	63	0	0	876
電力設備	取得価額	436,231	156,781	279,450	2,795	0	2,795	0	2,879	0	0	87,137	41,444	7,834	11,892	22,988	4,801	1,757	2,415	2,173	1,012	108	473	86,294	8,976	2,937	12,602	1,211	262	0	0	1,244	0	0	13,455	13,455	0	0	449,687
	減価償却累計額	326,516	117,363	209,153	2,092	0	2,092	0	2,155	0	0	65,224	31,026	5,864	8,899	17,207	3,593	1,315	1,807	1,626	757	80	354	64,572	6,716	2,198	9,431	906	196	0	0	931	0	0	10,067	10,067	0	0	336,582
	正味価額	109,716	39,418	70,298	703	0	703	0	724	0	0	21,913	10,419	1,969	2,993	5,782	1,208	442	607	547	255	27	119	21,722	2,260	739	3,171	305	66	0	0	313	0	0	3,389	3,389	0	0	113,105
電話番号案内設備	取得価額	57	0	57	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	34	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57
	減価償却累計額	16	0	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16
	正味価額	41	0	41	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	41
総合監視システム	取得価額	15,560	3,709	11,850	2,144	0	2,144	13	4,341	8	0	1,268	665	74	369	452	101	23	46	41	17	1	9	1,415	153	19	953	85	3	0	0	19	0	1,398	839	839	0	0	16,398
	減価償却累計額	11,000	2,623	8,376	1,518	0	1,518	10	3,069	5	0	897	471	52	261	318	71	16	33	29	12	1	6	998	108	13	674	60	2	0	0	13	0	987	592	592	0	0	11,592
	正味価額	4,560	1,086	3,474	626	0	626	4	1,272	2	0	372	195	22	108	133	30	7	13	12	5	0	3	417	45	6	280	25	1	0	0	6	0	411	247	247	0	0	4,807
空中線設備	取得価額	20,299	0	20,299	17	0	17	0	0	0	0	0	0	0	11,154	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7,054	2,075	0	0	0	0	0	0	243	243	0	0	20,543
	減価償却累計額	17,632	0	17,632	13	0	13	0	0	0	0	0	0	0	9,692	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,125	1,802	0	0	0	0	0	0	221	221	0	0	17,853
	正味価額	2,667	0	2,667	4	0	4	0	0	0	0	0	0	0	1,463	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	928	273	0	0	0	0	0	0	22	22	0	0	2,690
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

（参考２）

設備区分別固定資産明細表
（２０２３年度接続会計をもとに算定）

（単位：百万円）

固定資産の項目	設備区分等	第一種指定設備管理部門計	一般第一種指定設備	特別第一種指定設備	端末系伝送路（電気信号の伝送に係るもの）	回線管理運営	左記以外	主配線盤（電気信号の伝送に係るもの）	端末系伝送路（光信号の伝送に係るもの）	主配線盤（光信号の伝送に係るもの）	公衆電話設備	端末系交換設備（音声）	端末系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	うちルータ及び伝送路により通信の交換及び伝送を行う機能に係るもの	中継系交換設備（音声）	中継系交換設備（データ）	うちルーティング伝送機能に係るもの	信号網設備	番号案内データベース	番号案内設備	専用加入者線路回線モジュール	うち光信号電気変換機能に係るもの	専用線ノード装置	専用加入者線路回線モジュール～専用線ノード装置伝送路	専用線ノード装置～専用線ノード装置伝送路又は相互接続点伝送路	折返し通信路設定に係るもの	ユニバ負担金（管理）	東西交付金	網改造料	貸倒損失（管理）	うち光信号中継伝送機能に係るもの	第一種指定設備利用部門計	指定外電気通信設備	付加機能使用料・雑収入控除項目	サービス活動	合計
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	196,623	196,623	0	0	196,623
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180,910	180,910	0	0	180,910
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15,712	15,712	0	0	15,712
線路設備 市内線路設備	取得価額	4,535,032	22,851	4,512,181	2,081,053	0	2,081,053	0	2,179,422	0	0	47,462	0	0	36,319	10,475	3,481	0	0	0	979	21	107	0	0	0	143,053	12,829	105	0	0	357	0	242,089	91,434	91,434	0	0	4,626,466
	減価償却累計額	3,571,541	21,204	3,550,338	1,846,326	0	1,846,326	0	1,469,803	0	0	44,023	0	0	34,111	9,716	3,229	0	0	0	908	20	99	0	0	0	132,943	11,961	97	0	0	331	0	224,444	61,959	61,959	0	0	3,633,500
	正味価額	963,491	1,647	961,844	234,727	0	234,727	0	709,619	0	0	3,438	0	0	2,208	759	252	0	0	0	71	1	8	0	0	0	10,110	868	8	0	0	26	0	17,645	29,475	29,475	0	0	992,966
線路設備 市外線路設備	取得価額	67,375	6,662	60,713	0	0	0	0	0	0	0	12,406	0	0	6,547	2,727	902	0	0	0	256	6	29	0	0	0	35,722	2,900	27	0	0	93	0	63,739	1,186	1,186	0	0	68,560
	減価償却累計額	63,846	6,310	57,536	0	0	0	0	0	0	0	11,754	0	0	6,211	2,584	855	0	0	0	242	5	27	0	0	0	33,849	2,749	26	0	0	88	0	60,370	1,121	1,121	0	0	64,967
	正味価額	3,529	352	3,177	0	0	0	0	0	0	0	652	0	0	336	143	47	0	0	0	13	0	2	0	0	0	1,873	151	1	0	0	5	0	3,369	64	64	0	0	3,593
土木設備	取得価額	3,276,680	41,895	3,234,785	927,171	0	927,171	0	1,885,756	0	0	83,713	0	0	51,248	18,451	6,122	0	0	0	1,726	37	191	0	0	0	245,027	20,650	185	0	0	629	0	433,771	5,514	5,514	0	0	3,282,194
	減価償却累計額	2,741,052	35,493	2,705,559	774,829	0	774,829	0	1,573,532	0	0	70,918	0	0	43,310	15,631	5,186	0	0	0	1,463	32	162	0	0	0	207,513	17,479	157	0	0	533	0	367,305	4,667	4,667	0	0	2,745,719
	正味価額	535,627	6,402	529,226	152,342	0	152,342	0	312,224	0	0	12,795	0	0	7,938	2,820	936	0	0	0	264	6	29	0	0	0	37,514	3,170	28	0	0	96	0	66,466	847	847	0	0	536,475
海底線設備	取得価額	8,172	758	7,414	27	0	27	0	0	0	0	1,598	0	0	598	352	117	0	0	0	33	1	4	0	0	0	4,452	336	4	0	0	12	0	8,105	41	41	0	0	8,214
	減価償却累計額	7,833	727	7,106	25	0	25	0	0	0	0	1,531	0	0	573	337	112	0	0	0	32	1	3	0	0	0	4,268	322	3	0	0	12	0	7,770	40	40	0	0	7,873
	正味価額	340	31	308	2	0	2	0	0	0	0	66	0	0	25	15	5	0	0	0	1	0	0	0	0	0	184	14	0	0	0	0	0	336	2	2	0	0	341
建物	取得価額	932,635	241,630	691,005	57,778	3,064	54,714	52,902	57,117	35,237	26	208,749	65,857	12,584	17,529	29,479	6,221	2,462	4,786	4,306	1,375	256	961	126,572	11,323	4,386	21,232	2,177	400	0	0	1,724	0	117,100	460,800	33,151	0	427,649	1,393,435
	減価償却累計額	725,137	187,879	537,258	44,873	2,366	42,506	41,116	44,306	27,388	19	162,380	51,236	9,795	13,626	22,935	4,840	1,915	3,726	3,353	1,070	198	746	98,461	8,807	3,413	16,504	1,692	311	0	0	1,341	0	91,094	349,628	25,780	0	323,848	1,074,764
	正味価額	207,498	53,752	153,747	12,905	698	12,207	11,786	12,811	7,848	6	46,369	14,621	2,789	3,902	6,544	1,382	546	1,060	954	305	58	215	28,111	2,516	973	4,729	485	89	0	0	383	0	26,006	111,172	7,371	0	103,801	318,670
構築物	取得価額	74,491	19,029	55,462	4,750	248	4,502	4,383	4,711	2,920	2	16,655	5,146	977	1,386	2,332	492	194	366	329	109	21	76	10,038	894	343	1,692	173	31	0	0	136	0	9,222	9,983	2,641	0	7,341	84,474
	減価償却累計額	57,489	14,683	42,807	3,666	191	3,475	3,384	3,636	2,254	2	12,852	3,971	754	1,070	1,799	380	150	283	254	84	16	59	7,750	691	264	1,306	133	24	0	0	105	0	7,117	7,701	2,039	0	5,662	65,190
	正味価額	17,002	4,346	12,656	1,084	57	1,027	999	1,075	666	0	3,803	1,176	223	316	532	112	44	83	75	25	5	17	2,288	203	78	386	39	7	0	0	31	0	2,105	2,282	603	0	1,679	19,284
機械及び装置	取得価額	9,972	1,632	8,339	2,752	102	2,650	78	3,330	39	17	814	290	27	144	91	23	17	4	4	9	5	10	284	24	22	387	38	2	0	0	6	0	722	3,475	1,032	0	2,443	13,447
	減価償却累計額	8,597	1,435	7,162	2,374	89	2,285	68	2,838	34	15	704	255	23	124	78	20	14	3	3	7	4	9	243	20	19	333	33	2	0	0	5	0	622	2,934	895	0	2,039	11,531
	正味価額	1,375	197	1,178	378	13	365	10	492	6	2	109	35	3	20	13	3	2	1	0	1	1	1	42	4	3	54	5	0	0	0	1	0	100	541	137	0	404	1,916
車両及び船舶	取得価額	1,676	858	817	317	4	313	2	121	0	0	127	136	7	31	16	5	2	1	1	1	2	3	36	3	1	18	2	0	0	0	1	0	101	309	309	0	0	1,984
	減価償却累計額	1,559	798	761	295	3	292	2	113	0	0	118	127	7	28	15	4	2	1	1	1	2	3	33	3	1	17	2	0	0	0	1	0	94	288	288	0	0	1,847
	正味価額	117	60	56	22	0	21	0	8	0	0	9	10	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	7	21	21	0	0	137
工具、器具及び備品	取得価額	70,754	18,788	51,966	13,673	2,628	11,046	723	19,791	425	21	6,429	3,186	232	1,141	897	204	117	52	47	55	85	197	3,371	312	147	1,386	196	16	0	0	58	0	5,124	67,801	11,445	0	56,356	138,555
	減価償却累計額	51,885	14,058	37,827	10,079	1,949	8,131	538	14,149	309	15	4,745	2,384	173	834	648	148	87	39	35	40	63	145	2,438	224	107	1,010	143	12	0	0	42	0	3,749	52,345	8,443	0	43,902	104,230
	正味価額	18,869	4,730	14,139	3,594	679	2,915	185	5,643	116	5	1,685	803	60	308	248	56	30	13	12	14	22	52	933	88	39	376	53	4	0	0	15	0	1,375	15,456	3,002	0	12,454	34,325
リース資産	取得価額	20,897	6,729	14,168	1,483	337	1,146	38	1,367	27	2	3,619	1,695	304	561	907	189	73	91	81	40	15	44	3,323	339	121	631	71	10	0	0	49	0	3,398	6,984	1,130	0	5,854	27,881
	減価償却累計額	2,230	635	1,595	333	76	257	9	293	6	0	309	143	22	59	70	15	6	6	6	3	3	7	253	25	10	70	9	1	0	0	4	0	294	1,516	195	0	1,321	3,746
	正味価額	18,667	6,094	12,573	1,150	261	889	29	1,073	21	1	3,310	1,552	281	502	837	174	67	84	76	37	12	37	3,070	314	111	561	62	9	0	0	46	0	3,103	5,468	935	0	4,533	24,135
土地	取得価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	98,192	25,055	73,137	7,610	674	6,936	5,507	6,793	3,659	3	21,286	6,640	1,235	1,798	2,970	628	253	461	415	140	33	113	12,777	1,137	441	2,210	227	40	0	0	174	0	11,882	85,767	4,455	0	81,311	183,959
建設仮勘定	取得価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味価額	26,540	1,753	24,787	5,728	0	5,728	19	15,021	38	77	1,036	295	33	322	305	71	10	11	10	12	1	11	853	97	22	925	86	2	0	0	13	0	1,558	1,808	1,808	0	0	28,348
無形固定資産	取得価額	318,406	68,000	250,407	61,538	1,198	60,341	844	108,997	571	530	32,159	10,945	553	4,037	2,523	669	3,870	57	51	303	46	229	6,888	555	560	14,672	1,320	83	0	0	233	0	25,518	29,851	16,538	0	13,313	348,258
	減価償却累計額	262,630	53,017	209,614	50,982	649	50,332	602	93,645	415	361	26,299	8,679	434	3,283	1,930	524	3,760	42	38	248	30	170	4,868	384	391	12,539	1,114	68	0	0	187	0	20,933	18,294	11,377	0	6,918	280,924
	正味価額	55,776	14,983	40,793	10,557	549	10,008	242	15,352	156	169	5,860	2,266	120	753	593	145	110	15	13	56	16	58	2,021	172	169	2,133	206	15	0	0	47	0	4,585	11,557	5,161	0	6,396	67,333
設備区分毎の固定資産合計	取得価額	11,404,594	976,723	10,427,871	3,174,498	8,254	3,166,244	107,958	4,289,865	74,668	22,879	1,044,436	229,847	41,308	175,756	148,627	35,132	22,061	9,746	8,770	11,374	809	4,075	497,276	43,773	31,263	522,984	48,531	2,375	0	0	8,821	0	953,593	1,315,938	721,670	0	594,268	12,720,532
	減価償却累計額	9,183,441	721,606	8,461,835	2,742,925	5,323	2,737,601	87,857	3,207,760	59,714	17,412	909,283	184,999	34,448	150,931	123,371	29,721	20,384	7,359	6,619	10,084	583	2,884	402,525	36,721	28,252	454,960	42,052	2,077	0	0	6,422	0	812,060	952,713	569,023	0	383,690	10,136,154
	正味価額	2,221,153	255,117	1,966,036	431,573	2,931	428,643	20,101	1,082,125	14,954	5,467	135,153	44,848	6,861	24,825	25,256	5,411	1,676	2,387	2,151	1,291	226	1,191	94,752	7,052	3,011	68,024	6,478	298	0	0	2,398	0	141,533	363,225	152,647	0	210,578	2,584,378

（参考3）

設備区分別の費用明細表（専用加入者線装置モジュールの内訳）

（参考1）設備区分別の費用明細表をもとに算定

（単位：百万円）

設備区分等 / 費用の項目	専用加入者線装置モジュール	端末回線伝送機能（10Gbit/s）	光信号多重分離機能（10Gbit/sタイプ）	左記以外
営業費	617	0	0	617
（再）貸倒損失	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0
施設保全費	6,219	319	7	5,893
共通費	1,643	108	4	1,531
管理費	1,744	122	3	1,619
試験研究費	3,479	312	2	3,165
通信設備使用料	90	0	0	90
租税公課	1,422	108	3	1,311
減価償却費	7,848	1,623	192	6,033
固定資産除却費	599	32	1	566
（再）除却損	50	3	0	47
合計	23,662	2,624	212	20,826

（参考4）
設備区分別固定資産明細表（専用加入者線装置モジュールの内訳）
（参考2）設備区分別固定資産明細表をもとに算定

（単位：百万円）

資産の項目 ＼ 設備区分等			専用加入者線装置モジュール	端末回線伝送機能（10Gbit/s）	光信号多重分離機能（10Gbit/sタイプ）	左記以外
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内機械設備	取得価額	23,755	0	292	23,463
		減価償却累計額	22,367	0	47	22,320
		正味価額	1,388	0	245	1,143
	市外機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	355	0	0	355
		減価償却累計額	355	0	0	355
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	31	0	0	31
		減価償却累計額	31	0	0	31
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	221,283	15,713	16	205,554
		減価償却累計額	200,156	2,841	3	197,312
		正味価額	21,127	12,872	13	8,242
	無線機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電力設備	取得価額	86,294	5,256	33	81,005
		減価償却累計額	64,572	3,939	25	60,608
		正味価額	21,722	1,316	8	20,398
	電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	総合監視システム	取得価額	1,415	94	0	1,321
		減価償却累計額	998	66	0	932
		正味価額	417	28	0	389
空中線設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
通信衛星設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
端末設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市外線路設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
土木設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
海底線設備		取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
建物		取得価額	126,572	6,652	237	119,683
		減価償却累計額	98,461	5,182	185	93,094
		正味価額	28,111	1,471	52	26,588
構築物		取得価額	10,038	528	16	9,494
		減価償却累計額	7,750	406	9	7,335
		正味価額	2,288	122	7	2,159
機械及び装置		取得価額	284	14	0	270
		減価償却累計額	243	12	0	231
		正味価額	42	2	0	40
車両及び船舶		取得価額	36	2	0	34
		減価償却累計額	33	2	0	31
		正味価額	3	0	0	3
工具、器具及び備品		取得価額	3,371	171	3	3,197
		減価償却累計額	2,438	124	2	2,312
		正味価額	933	48	1	884
リース資産		取得価額	3,323	225	1	3,097
		減価償却累計額	253	17	1	235
		正味価額	3,070	208	0	2,862
土地		取得価額	12,777	668	20	12,089
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	12,777	668	20	12,089
建設仮勘定		取得価額	853	56	0	797
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	853	56	0	797
無形固定資産		取得価額	6,888	329	23	6,536
		減価償却累計額	4,868	229	16	4,623
		正味価額	2,021	100	7	1,914
合計		取得価額	497,276	29,709	641	466,926
		減価償却累計額	402,525	12,818	288	389,419
		正味価額	94,752	16,891	353	77,508

網使用料算定根拠

音声接続に係る組合せ適用接続機能

＜東日本＞

目　次

Ⅰ.算定手順 …… 2

Ⅱ.部分機能の算定
　　1．光IP電話接続機能の算定 …… 3
　　2．メタルIP電話接続機能の算定 …… 4

Ⅲ.料金設定に用いた相互接続トラヒック …… 5

Ⅳ.料金の設定 …… 6

Ⅰ.算定の手順

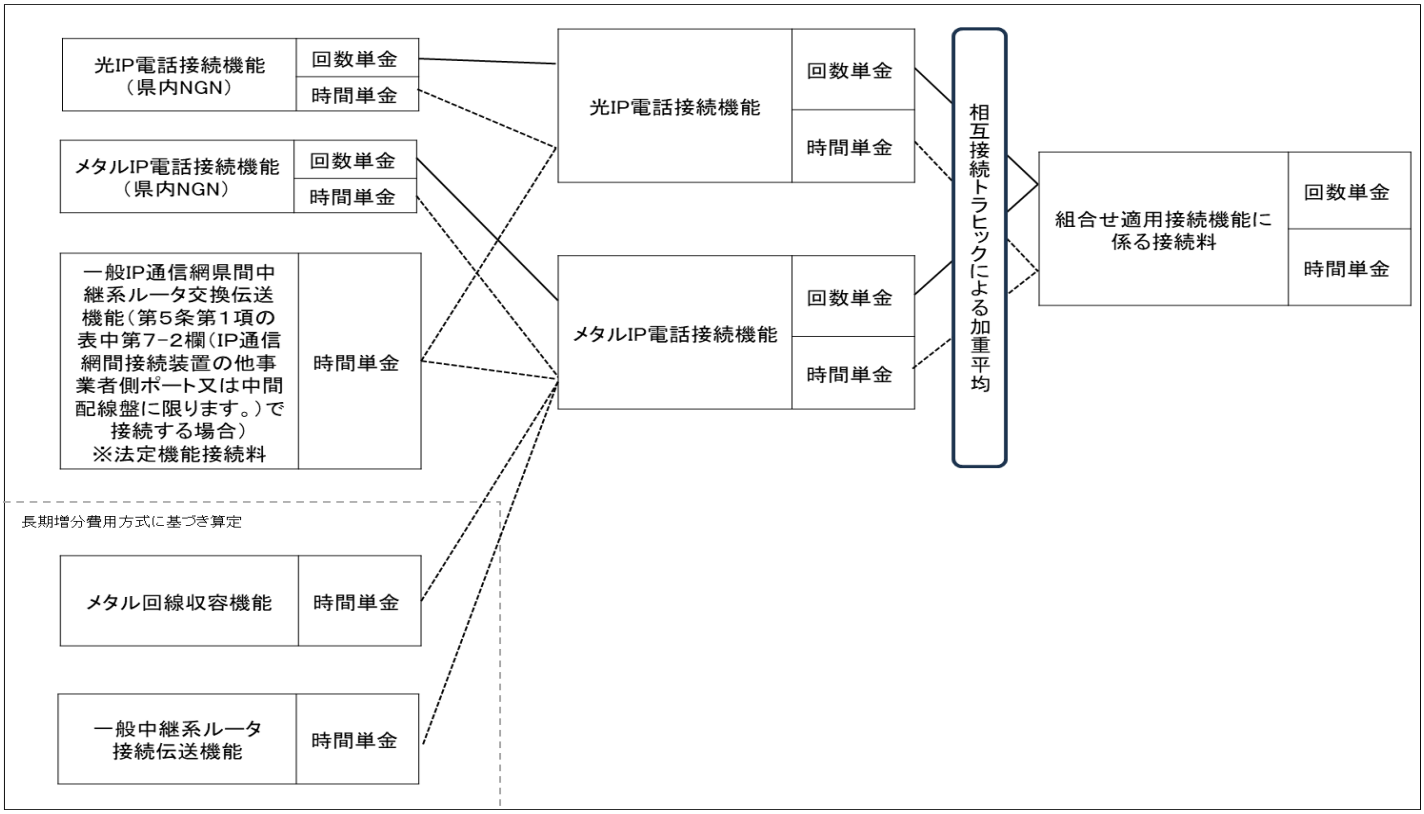
光IP電話接続機能（県内NGN）
回数単金
時間単金
メタルIP電話接続機能（県内NGN）
回数単金
時間単金
一般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第５条第１項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合）
※法定機能接続料
時間単金
長期増分費用方式に基づき算定
メタル回線収容機能
時間単金
一般中継系ルータ接続伝送機能
時間単金
光IP電話接続機能
回数単金
時間単金
メタルIP電話接続機能
回数単金
時間単金
相互接続トラヒックによる加重平均
組合せ適用接続機能に係る接続料
回数単金
時間単金

Ⅱ.部分機能の算定

1. 光IP電話接続機能の算定

a. 光IP電話接続機能(県内NGN)

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	1.97404	2025年度網使用料算定根拠(県内NGN)のⅡの5-1のcの⑦
②1秒あたり(円/秒)	0.0009123	2025年度網使用料算定根拠(県内NGN)のⅡの5-1のcの⑧

b.　般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能(第5条第1項の表中第7-2欄(IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。)で接続する場合)

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	-	
②1秒あたり(円/秒)	0.0000196	2025年度網使用料算定根拠(県間NGN)のⅡの4のCの④

A. 光IP電話接続機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	1.97404	aの①
②1秒あたり(円/秒)	0.0009319	aの②＋bの②

Ⅱ.部分機能の算定

2. メタルIP電話に係る接続機能の算定

a. メタルIP電話接続機能（県内NGN）

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり（円/回）	0.54240	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅡの5-1のdの⑦
②1秒あたり（円/秒）	0.0001643	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅡの5-1のdの⑧

b. メタル回線収容機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり（円/回）	-	
②1秒あたり（円/秒）	0.0274529	2025年度網使用料算定根拠（長期増分費用方式）のⅡの1の（2）のBのd

c. 一般中継系ルータ接続伝送機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり（円/回）	-	
②1秒あたり（円/秒）	0.0223891	2025年度網使用料算定根拠（長期増分費用方式）のⅡの2の（2）のd

d.　般IP通信網県間中継系ルータ交換伝送機能（第5条第1項の表中第7-2欄（IP通信網間接続装置の他事業者側ポート又は中間配線盤に限ります。）で接続する場合）

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり（円/回）	-	
②1秒あたり（円/秒）	0.0000196	2025年度網使用料算定根拠（県間NGN）のⅡの4のCの④

A. メタルIP電話接続機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり（円/回）	0.54240	aの①
②1秒あたり（円/秒）	0.0500259	aの②＋bの②＋cの②＋dの②

Ⅲ.料金設定に用いた相互接続トラヒック

1．通信回数

（1）通信量

（単位：千回）

通信先	2024年度第4四半期-2025年度※	2026年度	2027年度	2028年度	備考
①光IP電話	8,027,882	6,188,379	5,991,921	5,789,754	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅨの2の（1）の⑩
②メタルIP電話	2,672,312	2,004,583	1,766,489	1,537,747	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅨの2の（1）の⑫

※2024年度の通信量×1/4 ＋ 2025年度の通信量

（2）比率

通信先	2024年度第4四半期-2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	備考
①光IP電話	75.0%	75.5%	77.2%	79.0%	（1）の①÷（（1）の①＋（1）の②）
②メタルIP電話	25.0%	24.5%	22.8%	21.0%	（1）の②÷（（1）の①＋（1）の②）

2．通信時間

（1）通信量

（単位：千時間）

通信先	2024年度第4四半期-2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	備考
①光IP電話	231,175	173,001	163,556	154,481	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅨの2の（2）の⑧
②メタルIP電話	83,836	61,853	53,595	45,864	2025年度網使用料算定根拠（県内NGN）のⅨの2の（2）の⑨

※2024年度の通信量×1/4 ＋ 2025年度の通信量

（2）比率

通信先	2024年度第4四半期-2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	備考
①光IP電話	73.4%	73.7%	75.3%	77.1%	（1）の①÷（（1）の①＋（1）の②）
②メタルIP電話	26.6%	26.3%	24.7%	22.9%	（1）の②÷（（1）の①＋（1）の②）

Ⅳ料金の設定

1. 組合せ適用接続機能の算定

a. 光IP電話接続機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	1.97404	(Ⅱ-1)光IP電話接続機能のAの①
②1秒あたり(円/秒)	0.0009319	(Ⅱ-1)光IP電話接続機能のAの②

b. メタルIP電話接続機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	0.54240	(Ⅱ-2)メタルIP電話接続機能のAの①
②1秒あたり(円/秒)	0.0500259	(Ⅱ-2)メタルIP電話接続機能のAの②

c. 相互接続トラヒック比率

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①光IP電話(回数比率)	75.0%	(Ⅲ)料金設定に用いた相互接続トラヒックの1の(2)の①
②メタルIP電話(回数比率)	25.0%	(Ⅲ)料金設定に用いた相互接続トラヒックの1の(2)の②
③光IP電話(時間比率)	73.4%	(Ⅲ)料金設定に用いた相互接続トラヒックの2の(2)の①
④メタルIP電話(時間比率)	26.6%	(Ⅲ)料金設定に用いた相互接続トラヒックの2の(2)の②

d. 組合せ適用接続機能

区分	2024年度第4四半期-2025年度	備考
①1回あたり(円/回)	1.61650	(aの①×cの①)+(bの①×cの②)
②1秒あたり(円/秒)	0.0139976	(aの②×cの③)+(bの②×cの④)

網改造料算定根拠
（NTT東日本）

目次

Ⅰ 取得固定資産価額の算定に係る比率

1. 取付費比率 …… 2

2. 諸掛費比率 …… 2

3. 共通割掛費比率 …… 2

Ⅱ 年額料金の算定に係る比率

1. 設備管理運営費比率 …… 3

2. 繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率 …… 6

3. 他人資本比率、自己資本比率、他人資本利子率、有利子負債以外の負債の比率、
有利子負債以外の負債の利子相当率、利益対応税率、貸倒率 …… 6

4.自己資本利益率 …… 7

Ⅰ 取得固定資産価額の算定に係る比率

1. 取付費比率

2023年度に完了した工事について下記の固定資産区分毎に把握した工事費における、平均的な物品費と取付費の割合。

区分	調査数	①物品費 （千円/工事）	②直接工事費 （千円/工事）	③取付費（②-①） （千円/工事）	取付費比率（③/①）
交換機械設備	189	2,046	2,618	572	0.279
電力設備	191	3,336	6,597	3,261	0.977
伝送機械設備	521	4,353	5,059	706	0.162
無線機械設備※	2	224	381	157	0.703

※2022年度以降工事実績が0件であったため、2021年度に完了した工事について把握した工事費における、平均的な物品費と取付費の割合

2. 諸掛費比率

①土地及び通信用建物

2023年度決算の設備投資勘定の建物建設費における、直接工事費に対する間接工事費の割合。

土地及び通信用建物に適用する諸掛費比率 ＝ 0.113

$$諸掛費比率 = \frac{建物建設費中の間接工事費}{建物建設費中の直接工事費} = \frac{3,073百万円}{27,269百万円} = 0.113$$

②土地及び通信用建物以外

2023年度決算の設備投資勘定の通信網設備費における、直接工事費に対する間接工事費の割合。

土地及び通信用建物以外に適用する諸掛費比率 ＝ 0.002

$$諸掛費比率 = \frac{通信網設備費中の間接工事費}{通信網設備費中の直接工事費} = \frac{409百万円}{181,574百万円} = 0.002$$

3. 共通割掛費比率

2023年度決算の設備投資勘定の通信網設備費に対する試験研究設備費（ユーザ系試験研究及び純粋基礎研究相当を除く）と社内システム開発費の合計の割合。

共通割掛費比率 ＝ 0.045

$$共通割掛費比率 = \frac{試験研究設備費＋社内システム開発費}{通信網設備費} = \frac{8,119百万円}{181,983百万円} = 0.045$$

Ⅱ 年額料金の算定に係る比率

1. 設備管理運営費比率

端末回線伝送機能

（単位：百万円）

区　　分	端末系伝送路（加入者回線）	備　　考
①取得固定資産（回線管理運営機能除く）	7,378,568	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費（回線管理運営機能除く）	238,644	設備区分別の費用明細表より
（再掲）③減価償却費（回線管理運営機能除く）	50,499	設備区分別の費用明細表より
（再掲）④固定資産除却費（回線管理運営機能除く）	10,301	設備区分別の費用明細表より
⑤指定設備管理運営費（減価償却費・回線管理運営機能除く）	188,145	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費・回線管理運営機能除く）	177,844	②－（③＋④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費・回線管理運営機能除く）	0.025	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費・回線管理運営機能除く）	0.024	⑥／①

端末系交換機能

（単位：百万円）

区　　分	端末系交換設備（音声）	備　　考
①取得固定資産	796,710	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費	46,642	設備区分別の費用明細表より
（再掲）③減価償却費	9,365	設備区分別の費用明細表より
（再掲）④固定資産除却費	1,643	設備区分別の費用明細表より
⑤指定設備管理運営費（減価償却費除く）	37,277	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費除く）	35,634	②－（③＋④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費除く）	0.047	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費除く）	0.045	⑥／①

中継系交換機能

（単位：百万円）

区　　分	中継系交換設備（音声）	備　　考
①取得固定資産	19,142	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費	909	設備区分別の費用明細表より
（再掲）③減価償却費	141	設備区分別の費用明細表より
（再掲）④固定資産除却費	14	設備区分別の費用明細表より
⑤指定設備管理運営費（減価償却費除く）	768	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費除く）	754	②－（③＋④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費除く）	0.040	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費除く）	0.039	⑥／①

中継伝送機能

（単位：百万円）

区　　分	端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	備　　考
①取得固定資産	154,721	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費	8,741	設備区分別の費用明細表より
（再掲）③減価償却費	1,506	設備区分別の費用明細表より
（再掲）④固定資産除却費	529	設備区分別の費用明細表より
⑤指定設備管理運営費（減価償却費除く）	7,235	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費除く）	6,706	②－（③＋④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費除く）	0.047	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費除く）	0.043	⑥／①

通信料対応設備合計

（1）端末系交換設備（音声）　　（単位：百万円）

区　　分		端末系交換設備（音声）	備　　考
①取得固定資産		796,710	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		46,642	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	9,365	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	1,643	設備区分別の費用明細表より

（2）端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）　　（単位：百万円）

区　　分		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（音声）	備　　考
①取得固定資産		154,721	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		8,741	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	1,506	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	529	設備区分別の費用明細表より

（3）中継系交換設備（音声）　　（単位：百万円）

区　　分		中継系交換設備（音声）	備　　考
①取得固定資産		19,142	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		909	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	141	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	14	設備区分別の費用明細表より

（4）＝（1）＋（2）＋（3）　　（単位：百万円）

区　　分		通信料対応設備合計	備　　考
①取得固定資産		970,573	（1）①＋（2）①+（3）①
②指定設備管理運営費		56,292	（1）②＋（2）②+（3）②
	（再掲）③減価償却費	11,012	（1）③＋（2）③+（3）③
	（再掲）④固定資産除却費	2,186	（1）④＋（2）④+（3）④
⑤指定設備管理運営費（減価償却費除く）		45,280	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費除く）		43,094	②－（③+④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費除く）		0.047	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費除く）		0.044	⑥／①

データ系設備合計

（1）端末系交換設備（データ）　（単位：百万円）

区　　分		端末系交換設備（データ）	備　　考
①取得固定資産		125,430	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		16,704	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	3,294	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	203	設備区分別の費用明細表より

（2）端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）　（単位：百万円）

区　　分		端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路（データ）	備　　考
①取得固定資産		113,541	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		6,455	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	2,133	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	176	設備区分別の費用明細表より

（3）中継系交換設備（データ）　（単位：百万円）

区　　分		中継系交換設備（データ）	備　　考
①取得固定資産		412	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		42	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	12	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	1	設備区分別の費用明細表より

（4）一般第一種指定設備　（単位：百万円）

区　　分		一般第一種指定設備	備　　考
①取得固定資産		689,256	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②指定設備管理運営費		111,541	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）③減価償却費	28,027	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）④固定資産除却費	1,239	設備区分別の費用明細表より

（5）＝（1）＋（2）＋（3）＋（4）　（単位：百万円）

区　　分		データ系設備合計	備　　考
①取得固定資産		928,639	（1）①＋（2）①+（3）①＋（4）①
②指定設備管理運営費		134,742	（1）②＋（2）②+（3）②＋（4）②
	（再掲）③減価償却費	33,466	（1）③＋（2）③+（3）③＋（4）③
	（再掲）④固定資産除却費	1,619	（1）④＋（2）④+（3）④＋（4）④
⑤指定設備管理運営費（減価償却費除く）		101,276	②－③
⑥指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産除却費除く）		99,657	②－（③＋④）
⑦設備管理運営費比率（減価償却費除く）		0.109	⑤／①
⑧設備管理運営費比率（減価償却費・固定資産除却費除く）		0.107	⑥／①

2. 繰延資産比率、投資等比率、貯蔵品比率の算定

建設仮勘定及び投資等の指定設備管理部門の電気通信事業固定資産に対する割合並びに貯蔵品の電気通信事業固定資産に対する割合

(1)指定設備管理部門の電気通信事業固定資産等の実績　(単位:百万円)

区分	期末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,221,153 (A)
指定設備管理部門における建設仮勘定※1	26,540 (B)
指定設備管理部門の投資等(収益の見込まれないもの)※2	7,999 (C)

※1 繰延資産は発生していないので無しとする。
※2 投資等は、次の例示のような収益性の見込まれない出資金・保証金・負担金等である。
(例)出資金・・・「通信・放送機構」への出資金
保証金・負担金等・・・敷金、権利金、アーケード負担金等

(2)電気通信事業固定資産等の実績　(単位:百万円)

区分	期末平均残高
電気通信事業固定資産	2,627,887 (A)
建設仮勘定	28,416 (B)
貯蔵品	46,526 (C)

(3)繰延資産比率

区分	区分	備考
繰延資産比率	0.0121	(1)の(B)／((A)-(B))

(4)投資等比率

区分	区分	備考
投資等比率	0.0036	(1)の(C)／((A)-(B))

(5)貯蔵品比率

区分	区分	備考
貯蔵品比率	0.0179	(2)の(C)／((A)-(B))

3. 他人資本比率、自己資本比率、他人資本利子率、有利子負債以外の負債の比率、有利子負債以外の負債の利子相当率、利益対応税率、貸倒率

網使用料算定根拠による。

4.自己資本利益率

（1）過去3年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値

区分	2021年度	2022年度	2023年度	平均値
国債10年ものの利回り	0.0009	0.0030	0.0062	0.0033

（2）主要企業の過去5年間の平均自己資本利益率

区分	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	平均値
主要企業の自己資本利益率	0.0715	0.0504	0.0889	0.0900	0.0972	0.0796

（3）料金算定に採用する自己資本利益率

上記（1），（2）を勘案し、低い方の（1）の過去3年間のリスクの低い金融商品の平均金利の平均値を採用する

区分	採用値
自己資本利益率	0.0033

その他費用の算定根拠
（NTT東日本）

目　次

Ⅰ 作業単金 …… 2

Ⅱ 工事費 …… 4

Ⅲ 手続費 …… 16

Ⅳ 一般管理費比率 …… 44

Ⅴ 電力設備等の年額料金の算定に適用する比率 …… 44

Ⅵ 設備使用料の料金算定に採用する自己資本利益率 …… 44

Ⅶ 光信号引込等設備に係る負担額 …… 45

Ⅷ 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額 …… 45

Ⅸ 中間配線盤に係る原価の算定及び料金の設定 …… 46

Ⅹ 料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、
ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、
申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率
…… 48

（参考）

1.設備区分別固定資産明細表（通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計の内訳） …… 49

2.設備区分別の費用明細表（通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計の内訳） …… 50

Ⅰ　作業単金

（1）労務費単金

区　　分	2023年度決算ベース		備　　考
①NTT東日本施設保全費内労務費合計 （超過勤務手当・雑給・退職給与金除く）	3,723	（単位：百万円）	
②NTT東日本施設保全業務稼動要員数	502	（単位：人）	特別調査による
③NTT東日本施設保全業務における1人あたり年間労務費	7,416	（単位：千円）	①／②
④年間平均労働日数	225	（単位：日）	
⑤1人1日あたり労務費単金（平日）	32,960	（単位：円）	③／④
⑥1日あたり実労働予定時間	7.5	（単位：時間）	
⑦1人1時間あたり労務費単金（平日昼間）	4,395	（単位：円）	⑤／⑥
⑧1人1時間あたり労務費単金（平日夜間）	5,241	（単位：円）	当社における各時間帯の労務費割増率を勘案し算定
⑨1人1時間あたり労務費単金（平日深夜）	6,208	（単位：円）	
⑩1人1時間あたり労務費単金（土日祝日昼夜間）	5,483	（単位：円）	
⑪1人1時間あたり労務費単金（土日祝日深夜）	6,450	（単位：円）	

（2）物件費比率

区　　分	比率等		備　　考
①施設保全費内の物件費	809	（単位：百万円）	
②施設保全費内の労務費（超過勤務手当・雑給・退職給与金除く）	3,723	（単位：百万円）	
③物件費比率	21.70	（単位：%）	①／②

（3）管理共通費比率

区　　分	比率等		備　　考
①管理共通費（退職給与金除く）	163,286	（単位：百万円）	
②直接費（退職給与金除く）	644,788	（単位：百万円）	
③管理共通費比率	25.30	（単位：%）	①／②

（4）退職給与費比率

区　　分	比率等		備　　考
①退職給与金	0	（単位：百万円）	
②直接費（退職給与金除く）	632,788	（単位：百万円）	
③退職給与費比率	0.00	（単位：%）	①／②

（5）報酬率

区　　分	比率等		備　　考
①適用報酬率	0.33	（単位：%）	当社の網改造料算定における報酬率
②料金回収期間	45.625	（単位：日）	
③報酬率	0.04	（単位：%）	①×②／365

（6）利益対応税率

区　　分	比率等		備　　考
①下限報酬率	0.05	（単位：%）	
②利益対応税率（課税対象報酬全体に対する比率）	42.35	（単位：%）	当社の網改造料算定における利益対応税率
③利益比率	84.85	（単位：%）	1－①／(5)①
④利益対応税率（報酬全体に対する比率）	35.93	（単位：%）	②×③

1人1時間あたり作業単金（平日昼間）

（単位：円）

区　　分	金額等	備　　考
①労務費単金（平日昼間・1時間）	4,395	(1)⑦
②物件費	954	①×(2)③
③管理共通費	1,353	(①＋②)×(3)③
④退職給与費	0	(①＋②)×(4)③
⑤報酬	3	(①＋②＋③＋④)×(5)③
⑥利益対応税	1	⑤×(6)④
⑦1人1時間あたり作業単金（平日昼間）	6,706	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥

1人1時間あたり作業単金（平日夜間）

（単位：円）

区　　分	金額等	備　　考
①労務費単金（平日夜間・1時間）	5,241	(1)⑧
②物件費	954	(1)⑦×(2)③
③管理共通費	1,567	(①＋②)×(3)③
④退職給与費	0	((1)⑦＋②)×(4)③
⑤報酬	3	(①＋②＋③＋④)×(5)③
⑥利益対応税	1	⑤×(6)④
⑦1人1時間あたり作業単金（平日夜間）	7,766	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥

1人1時間あたり作業単金（平日深夜）

（単位：円）

区　　分	金額等	備　　考
①労務費単金（平日深夜・1時間）	6,208	(1)⑨
②物件費	954	(1)⑦×(2)③
③管理共通費	1,812	(①＋②)×(3)③
④退職給与費	0	((1)⑦＋②)×(4)③
⑤報酬	4	(①＋②＋③＋④)×(5)③
⑥利益対応税	1	⑤×(6)④
⑦1人1時間あたり作業単金（平日深夜）	8,979	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥

1人1時間あたり作業単金（土日祝日昼夜間）

（単位：円）

区　　分	金額等	備　　考
①労務費単金（土日祝日昼夜間・1時間）	5,483	(1)⑩
②物件費	954	(1)⑦×(2)③
③管理共通費	1,629	(①＋②)×(3)③
④退職給与費	0	((1)⑦＋②)×(4)③
⑤報酬	3	(①＋②＋③＋④)×(5)③
⑥利益対応税	1	⑤×(6)④
⑦1人1時間あたり作業単金（土日祝日昼夜間）	8,070	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥

1人1時間あたり作業単金（土日祝日深夜）

（単位：円）

区　　分	金額等	備　　考
①労務費単金（土日祝日深夜・1時間）	6,450	(1)⑪
②物件費	954	(1)⑦×(2)③
③管理共通費	1,873	(①＋②)×(3)③
④退職給与費	0	((1)⑦＋②)×(4)③
⑤報酬	4	(①＋②＋③＋④)×(5)③
⑥利益対応税	1	⑤×(6)④
⑦1人1時間あたり作業単金（土日祝日深夜）	9,282	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥

Ⅱ 工事費

（1）固定番号ポータビリティ情報登録等工事費（1電気通信番号ごとに）

（平日昼間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.183（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	1,227（単位：円）	（①×②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.183（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	1,421（単位：円）	（①×②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.183（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	1,643（単位：円）	（①×②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日昼夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.183（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	1,477（単位：円）	（①×②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.183（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	1,699（単位：円）	（①×②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）光屋内配線工事費

ア. 光屋内配線を新たに設置する場合（1工事ごとに）

（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	15,455	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	17,522	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	19,887	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	18,115	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	18,115	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.950	（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事費	20,478	（単位：円）	((①×②＋③)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ．協定事業者が現に利用している光屋内配線を加工する場合（1工事ごとに）

（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	11,850	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	13,723	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	15,866	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	14,260	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	14,260	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	
③当該作業に係る工事費	16,401	（単位：円）	（①×②）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

ウ. 既に設置された当社の光屋内配線をそのまま転用する場合（1工事ごとに）
（ア）利用者宅内の壁面に設置された光成端盤（光屋内配線を終端しているものに限ります。以下（イ）欄においても同じとします。）を利用する場合
a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分
(a)取得固定資産価額の算定
（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	15,233	（単位：円）	①×②＋③

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	17,265	（単位：円）	①×②＋③

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	19,591	（単位：円）	①×②＋③

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	17,848	（単位：円）	①×②＋③

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	17,848	（単位：円）	①×②＋③

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.917	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,378	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	20,172	（単位：円）	①×②＋③

（ⅶ）平日・土日祝日及び時間帯加重後の取得固定資産価額

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の場合の取得固定資産価額	15,233	（単位：円）	（ⅰ）の④
②平日夜間の場合の取得固定資産価額	17,265	（単位：円）	（ⅱ）の④
③平日深夜の場合の取得固定資産価額	19,591	（単位：円）	（ⅲ）の④
④土日祝日昼間の場合の取得固定資産価額	17,848	（単位：円）	（ⅳ）の④
⑤土日祝日夜間の場合の取得固定資産価額	17,848	（単位：円）	（ⅴ）の④
⑥土日祝日深夜の場合の取得固定資産価額	20,172	（単位：円）	（ⅵ）の④
⑦光屋内配線の開通工事における平日昼間工事の割合	90.2%	（単位：%）	2023年度実績
⑧光屋内配線の開通工事における平日夜間工事の割合	0.1%	（単位：%）	
⑨光屋内配線の開通工事における平日深夜工事の割合	0.1%	（単位：%）	
⑩光屋内配線の開通工事における土日祝日昼間工事の割合	9.6%	（単位：%）	
⑪光屋内配線の開通工事における土日祝日夜間工事の割合	0.0%	（単位：%）	
⑫光屋内配線の開通工事における土日祝日深夜工事の割合	0.0%	（単位：%）	
⑬平日・土日祝日及び時間帯加重後の取得固定資産価額	15,490	（単位：円）	①×⑦＋②×⑧＋③×⑨＋④×⑩＋⑤×⑪＋⑥×⑫
⑭算定に使用する取得固定資産価額	16,615	（単位：円）	2024年度適用その他費用算定根拠のⅡの（11）のウの（ア）のa.の(a)の（ⅶ）の⑭と⑬を開通数比で加重して算定。

（ⅷ）光屋内配線取得固定資産価額

区　　分	金　額　等		備　　考
①取得固定資産価額	16,615	（単位：円）	（ⅶ）の⑭
②光屋内配線末施設数	10,069,767	（単位：回線）	2023年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	167,309	（単位：百万円）	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①光屋内配線取得固定資産価額	167,309	(単位:百万円)	(a)の(viii)の③
②回収済み収入額	117,774	(単位:百万円)	2023年度までの自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る累計収入
③光屋内配線取得固定資産価額(回収済み収入額控除後)	49,535	(単位:百万円)	①－②
④光ファイバ残価率	18.3%	(単位:%)	耐用年数10年・残存価額0
⑤光屋内配線残価相当額	9,065	(単位:百万円)	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	5.4%	(単位:%)	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区　　分	金　額　等		備　　考
①取得固定資産価額	16,615	(単位:円)	(a)の(vii)の⑭
②光屋内配線平均残価率	5.4%	(単位:%)	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897	(単位:円)	①×②

b. 工事実費

(ⅰ)平日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	5,144	(単位:円)	①×②

(ⅱ)平日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	7,766	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	5,957	(単位:円)	①×②

(ⅲ)平日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,979	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	6,887	(単位:円)	①×②

(ⅳ)土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	6,190	(単位:円)	①×②

(ⅴ)土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	6,190	(単位:円)	①×②

(ⅵ)土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	9,282	(単位:円)	Ⅰ作業単金について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅦより))を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	0.767	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事実費	7,119	(単位:円)	①×②

c. 工事費

①当社が利用者宅内で開通試験を実施しない場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事費	897（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

②当社が利用者宅内で開通試験のみを実施する場合

（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,144（単位：円）	bの(a)の（ⅰ）の③
③工事費	6,041（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,957（単位：円）	bの(a)の（ⅱ）の③
③工事費	6,854（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	6,887（単位：円）	bの(a)の（ⅲ）の③
③工事費	7,784（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	6,190（単位：円）	bの(a)の（ⅳ）の③
③工事費	7,087（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	6,190（単位：円）	bの(a)の（ⅴ）の③
③工事費	7,087（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	897（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	7,119（単位：円）	bの(a)の（ⅵ）の③
③工事費	8,016（単位：円）	((①＋②)×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（イ）利用者宅内の壁面に新たに光成端盤を設置する場合
a. 既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分
(a)取得固定資産価額の算定
（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	13,910	（単位：円）	①×②＋③

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	15,783	（単位：円）	①×②＋③

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	17,926	（単位：円）	①×②＋③

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	16,320	（単位：円）	①×②＋③

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	16,320	（単位：円）	①×②＋③

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282	（単位：円）	Ⅰ作業単金について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（「網使用料算定根拠」記載のⅦより））を用いて算定したもの
②1の工事に要する作業時間	1.767	（単位：時間）	2023年度適用工事費の算定に用いた作業時間
③当該作業に係る物品費	2,060	（単位：円）	2023年度調達実績
④取得固定資産価額	18,461	（単位：円）	①×②＋③

（ⅶ）平日・土日祝日及び時間帯加重後の取得固定資産価額

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の場合の取得固定資産価額	13,910	（単位：円）	（ⅰ）の④
②平日夜間の場合の取得固定資産価額	15,783	（単位：円）	（ⅱ）の④
③平日深夜の場合の取得固定資産価額	17,926	（単位：円）	（ⅲ）の④
④土日祝日昼間の場合の取得固定資産価額	16,320	（単位：円）	（ⅳ）の④
⑤土日祝日夜間の場合の取得固定資産価額	16,320	（単位：円）	（ⅴ）の④
⑥土日祝日深夜の場合の取得固定資産価額	18,461	（単位：円）	（ⅵ）の④
⑦光屋内配線の開通工事における平日昼間工事の割合	90.2%	（単位：%）	2023年度実績
⑧光屋内配線の開通工事における平日夜間工事の割合	0.1%	（単位：%）	
⑨光屋内配線の開通工事における平日深夜工事の割合	0.1%	（単位：%）	
⑩光屋内配線の開通工事における土日祝日昼間工事の割合	9.6%	（単位：%）	
⑪光屋内配線の開通工事における土日祝日夜間工事の割合	0.0%	（単位：%）	
⑫光屋内配線の開通工事における土日祝日深夜工事の割合	0.0%	（単位：%）	
⑬平日・土日祝日及び時間帯加重後の取得固定資産価額	14,147	（単位：円）	①×⑦＋②×⑧＋③×⑨＋④×⑩＋⑤×⑪＋⑥×⑫
⑭算定に使用する取得固定資産価額	15,235	（単位：円）	2024年度適用その他費用算定根拠のⅡの（11）のウの（ア）のa.の(a)の（ⅶ）の⑭と⑬を開通数比で加重して算定。

（ⅷ）光屋内配線取得固定資産価額

区　　分	金　額　等		備　　考
①取得固定資産価額	15,235	（単位：円）	（ⅶ）の⑭
②光屋内配線末施設数	10,069,767	（単位：回線）	2023年度末施設数
③光屋内配線取得固定資産価額	153,413	（単位：百万円）	①×②

(b)光屋内配線平均残価率の算定

区　　分	金　額　等	備　　考
①光屋内配線取得固定資産価額	153,413（単位：百万円）	(a)の(viii)の③
②回収済み収入額	117,774（単位：百万円）	2023年度までの自社工事料収入、他社工事料収入及び違約金に係る累計収入
③光屋内配線取得固定資産価額（回収済み収入額控除後）	35,639（単位：百万円）	①－②
④光ファイバ残価率	18.3%（単位：%）	耐用年数10年・残存価額0
⑤光屋内配線残価相当額	6,522（単位：百万円）	③×④
⑥光屋内配線平均残価率	4.3%（単位：%）	⑤÷①

(c)既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分

区　　分	金　額　等	備　　考
①取得固定資産価額	15,235（単位：円）	(a)の(vii)の⑭
②光屋内配線平均残価率	4.3%（単位：%）	(b)の⑥
③既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	①×②

b. 工事実費

（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	4,342（単位：円）	①×②＋③

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	7,766（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	4,978（単位：円）	①×②＋③

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,979（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,705（単位：円）	①×②＋③

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,160（単位：円）	①×②＋③

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	8,070（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,160（単位：円）	①×②＋③

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金（1時間あたり）	9,282（単位：円）	
②1の工事に要する作業時間	0.600（単位：時間）	
③当該作業に係る物品費	318（単位：円）	2023年度調達実績
④当該作業に係る工事実費	5,887（単位：円）	①×②＋③

c. 工事費

（ⅰ）平日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	4,342（単位：円）	bの(a)の（ⅰ）の④
③工事費	4,997（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（ⅱ）平日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	4,978（単位：円）	bの(a)の（ⅱ）の④
③工事費	5,633（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（ⅲ）平日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,705（単位：円）	bの(a)の(ⅲ)の④
③工事費	6,360（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（ⅳ）土日祝日昼間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,160（単位：円）	bの(a)の(ⅳ)の④
③工事費	5,815（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（ⅴ）土日祝日夜間の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,160（単位：円）	bの(a)の（ⅴ）の④
③工事費	5,815（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（ⅵ）土日祝日深夜の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①既設設備に係る工事料の転用先事業者負担分	655（単位：円）	aの(c)の③
②工事実費	5,887（単位：円）	bの(a)の(ⅵ)の④
③工事費	6,542（単位：円）	((①＋②)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

(3) 光回線設備収容替工事費(1工事ごとに)

ア. 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)の場合

(ア)基本額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	7,598 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.333 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	8,939 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 一般光信号中継回線の場合

(ア)基本額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.233 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,562 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.283 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	8,604 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(4) 光回線設備接続モジュール取替工事費(1工事ごとに)

ア. 光信号端末回線の場合

(ア)基本額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.133 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	7,598 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.999 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	13,405 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 一般光信号中継回線の場合

(ア)基本額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.233 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	1,562 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.700 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	11,400 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(5) 光信号電気信号変換装置データ設定変更工事費(1工事ごとに)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.434 (単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	9,616 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（6）光信号分岐端末回線接続工事費（1光信号分岐端末回線ごとに）

（平日昼間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	4,994（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	4,994（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	5,763（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	5,763（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	6,644（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	6,644（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日昼間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	5,984（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	5,984（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	5,984（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	5,984（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	6,864（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	6,864（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（7）光信号分岐端末回線収容キャビネット等設置工事費（1光信号分岐端末回線ごとに）

（平日昼間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,345（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,345（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,497（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,497（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（平日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,670（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,670（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日昼間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,540（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,540（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日夜間）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,540（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,540（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

（土日祝日深夜）

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該作業に係る工事費	1,713（単位：円）	特別調査により実績把握
②当該作業に係る工事費	1,713（単位：円）	①×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

(8) 光信号分岐端末回線設置等加算工事費(1光信号分岐端末回線ごとに)

(平日夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の当該作業に係わる工事費	15,847	(単位:円)	特別調査により実績把握
②平日夜間の当該作業に係る工事費	17,755	(単位:円)	特別調査により実績把握
③加算工事費	1,908	(単位:円)	((②－①)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の当該作業に係わる工事費	15,847	(単位:円)	特別調査により実績把握
②平日深夜の当該作業に係る工事費	19,938	(単位:円)	特別調査により実績把握
③加算工事費	4,091	(単位:円)	((②－①)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の当該作業に係わる工事費	15,847	(単位:円)	特別調査により実績把握
②土日祝日昼間の当該作業に係る工事費	18,303	(単位:円)	特別調査により実績把握
③加算工事費	2,456	(単位:円)	((②－①)×(1＋「網使用料算定根拠 記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の当該作業に係わる工事費	15,847	(単位:円)	特別調査により実績把握
②土日祝日夜間の当該作業に係る工事費	18,303	(単位:円)	特別調査により実績把握
③加算工事費	2,456	(単位:円)	((②－①)×(1＋「網使用料算定根拠 記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①平日昼間の当該作業に係わる工事費	15,847	(単位:円)	特別調査により実績把握
②土日祝日深夜の当該作業に係る工事費	20,483	(単位:円)	特別調査により実績把握
③加算工事費	4,636	(単位:円)	((②－①)×(1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(9)融着接続工事費(1回線ごとに)

(平日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.545	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	3,655	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	0.545	(単位:時間)	
③当該作業に係る工事費	4,398	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(10)加入者交換機等接続回線設置等工事費

協定事業者が附則(令和6年12月11日東相制000200000443号及び相制第155500000365号)第6項の規定に基づき、接続用設備の減設又は接続回線の廃止の申込みを行う場合に適用する工事費

ア. 加入者交換機と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合

(ア)効率化係数の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①定期申込工事総稼働	53,030	(単位:時間)	
②効率化後の工事総稼働	51,970	(単位:時間)	
③効率化係数	0.98		②÷①

(イ)工事費の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①令和6年度の定期申込工事費(50Mバス(672回線)ごと)	203,994	(単位:円)	
②効率化係数	0.98		ア(ア)より
③工事費(50Mバス(672回線)ごと)	199,914	(単位:円)	①×②

イ. 中継交換機又は中継交換機の伝送装置と接続するための接続回線の廃止に係る工事の場合

(ア)効率化係数の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①定期申込工事総稼働	97,900	(単位:時間)	
②効率化後の工事総稼働	76,230	(単位:時間)	
③効率化係数	0.78		②÷①

(イ)工事費の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①令和6年度の定期申込工事費(50Mバス(672回線)ごと)	203,994	(単位:円)	
②効率化係数	0.78		イ(ア)より
③工事費(50Mバス(672回線)ごと)	159,115	(単位:円)	①×②

Ⅲ 手続費

（1）料金回収手続費（公衆電話発信以外の場合）

1．調整額の算定

(a)前々算定期間における費用

区　　分	設備管理運営費	自己資本費用	他人資本費用	利益対応税	合計	単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る費用	318	0	0	0	318	（百万円）	
②請求金額確定に係る費用	422	0	0	0	422	（百万円）	
③請求書表示に係る費用	126	0	0	0	126	（百万円）	
④-1請求書編集業務に係る費用	5,947	2	0	0	5,949	（百万円）	
システム関連費用	3,565	1	0	0	3,566	（百万円）	
業務費用（人件費・物件費）	2,382	1	0	0	2,383	（百万円）	
④-2請求書作成・発送業務に係る費用	4,629	2	0	0	4,631	（百万円）	
業務費用（人件費・物件費）	2,027	1	0	0	2,028	（百万円）	
郵送料	2,602	1	0	0	2,603	（百万円）	
④-3収納業務に係る費用	6,130	1	0	1	6,132	（百万円）	
システム関連費用	588	0	0	0	588	（百万円）	2023年度実績
業務費用（人件費・物件費）	870	0	0	0	870	（百万円）	
振込手数料等	4,672	1	0	1	4,674	（百万円）	
④-4問合せ業務に係る費用	1,242	0	0	0	1,242	（百万円）	
システム関連費用	119	0	0	0	119	（百万円）	
業務費用（人件費・物件費）	1,123	0	0	0	1,123	（百万円）	
④請求・収納・問合せ業務に係る費用	17,948	5	0	1	17,954	（百万円）	
⑤回収業務に係る費用 （利用停止・契約解除等の滞納整理業務に係る費用）	4,042	1	0	0	4,043	（百万円）	
システム関連費用	388	0	0	0	388	（百万円）	
業務費用（人件費・物件費）	3,654	1	0	0	3,655	（百万円）	
⑥回収不能相当額 （料金回収不能となり、貸倒損失計上した額）	374	0	0	0	374	（百万円）	

(b)前々算定期間における調整額

区　　分	(ア)その他（右記以外）	(イ)音声利用IP通信網サービス	単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る調整額	－	▲ 1	（百万円）	
②請求金額確定に係る調整額	－	▲ 64	（百万円）	
③請求書表示に係る調整額	▲ 56	29	（百万円）	
④請求・収納・問合せ業務に係る調整額	10,354	▲ 11,407	（百万円）	2023年度適用手続費において加算した調整額
⑤回収業務に係る調整額	1,705	▲ 1,744	（百万円）	
⑥回収不能相当額に係る調整額	101	▲ 413	（百万円）	

(c)前々算定期間における手続費に係る収入

ア．前々算定期間における需要

区　　分	対象事業者	需 要 数	単　位	備　　考
a. 通信回数	(1)-1 NTT東日本（その他）	1,119	（百万回）	2023年度実績
	(1)-2 NTT東日本（その他）（2024年1月～3月分）	379		
	(2)NTT東日本（音声利用IP通信網サービス）	2,360		
	(3)合計	3,479		
b. 内訳項目数	(1)NTT東日本	585	（百万項目）	
	(2)その他事業者	28		
	(3)-1 NTT東日本・その他事業者計	613		
	(3)-2 NTT東日本・その他事業者計（2024年1月～3月分）	119		
	(4)料金請求回収代行利用事業者	0		
	(5)NTT東日本・その他事業者・料金請求回収代行利用事業者計	613		
	(6)NTT東日本（音声利用IP通信網サービス）	664		
	(7)合計	1,277		
c. 利用者料金額（請求金額）	(1)NTT東日本	332,461	（百万円）	
	(2)その他事業者	14,813		
	(3)NTT東日本・その他事業者計	347,274		
	(4)NTT東日本（音声利用IP通信網サービス）	160,121		
	(5)合計	507,395		

イ．前々算定期間における手続費

（ア）利用者に対する料金請求書の料金内訳項目を1の加定事業者が専有する場合であって、通信ごとのデータ蓄積・料金計算、請求金額確定及び請求・収納・回収を当社が行う場合

区　　分		(ア)その他 （右記以外）	(イ)音声利用 IP通信網サービス	単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算	（1通信ごとに）	－	0.11	（円）	2023年度適用手続費
②請求金額確定	（1内訳項目ごとに）	－	0.51	（円）	
③請求書表示	（1内訳項目ごとに）	0.09	0.09	（円）	
④請求・収納・問合せ業務	（1内訳項目ごとに）	12.49	12.49	（円）	
⑤回収業務	（1内訳項目ごとに）	3.19	3.19	（円）	
⑥回収不能相当額	（利用者料金額ごとに）	0.01	0.01	（%）	

（イ）（削除）

ウ．前々算定期間における手続費に係る収入

区　　分		単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る収入	260	（百万円）	アのa（1）×イ（ア）の①（ア）+アのa（2）×イ（ア）の①（イ）
②請求金額確定に係る収入	339	（百万円）	アのb（1）×イ（ア）の②（ア）+アのb（6）×イ（ア）の②（イ）
③請求書表示に係る収入	115	（百万円）	（アのb（1）+アのb（2））×イ（ア）の③（ア）+アのb（6）×イ（ア）の③（イ）
④請求・収納・問合せ業務に係る収入	15,949	（百万円）	（アのb（1）+アのb（2）+アのb（4））×イ（ア）の④（ア）+アのb（6）×イ（ア）の④（イ）
⑤回収業務に係る収入	4,073	（百万円）	（アのb（1）+アのb（2））×イ（ア）の⑤（ア）+アのb（6）×イ（ア）の⑤（イ）
⑥回収不能相当額に係る収入	51	（百万円）	（アのc（1）+アのc（2））×イ（ア）の⑥（ア）+アのc（4）×イ（ア）の⑥（イ）

（d）調整額

区　　分		単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る調整額	57	（百万円）	（（a）の①合計+（b）の①）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの①
②請求金額確定に係る調整額	19	（百万円）	（（a）の②合計+（b）の②）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの②
③請求書表示に係る調整額	▲16	（百万円）	（（a）の③合計+（b）の③）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの③
④請求・収納・問合せ業務に係る調整額	952	（百万円）	（（a）の④合計+（b）の④）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの④
⑤回収業務に係る調整額	▲69	（百万円）	（（a）の⑤合計+（b）の⑤）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの⑤
⑥回収不能相当額に係る調整額	11	（百万円）	（（a）の⑥合計+（b）の⑥）×（1+「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）−（c）のウの⑥

2. 原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区　　分	設備管理運営費	自己資本費用	他人資本費用	利益対応税	合計	単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る費用	318	0	0	0	318	(百万円)	
②請求金額確定に係る費用	422	0	0	0	422	(百万円)	
③請求書表示に係る費用	126	0	0	0	126	(百万円)	
④-1請求書編集業務に係る費用	5,947	2	0	0	5,949	(百万円)	
システム関連費用	3,565	1	0	0	3,566	(百万円)	
業務費用(人件費・物件費)	2,382	1	0	0	2,383	(百万円)	
④-2請求書作成・発送業務に係る費用	4,629	2	0	0	4,631	(百万円)	
業務費用(人件費・物件費)	2,027	1	0	0	2,028	(百万円)	
郵送料	2,602	1	0	0	2,603	(百万円)	
④-3収納業務に係る費用	6,130	1	0	1	6,132	(百万円)	
システム関連費用	588	0	0	0	588	(百万円)	1の(a)の利益対応税について、2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定概要」記載の値より))を用いて算定したもの
業務費用(人件費・物件費)	870	0	0	0	870	(百万円)	
振込手数料等	4,672	1	0	1	4,674	(百万円)	
④-4問合せ業務に係る費用	1,242	0	0	0	1,242	(百万円)	
システム関連費用	119	0	0	0	119	(百万円)	
業務費用(人件費・物件費)	1,123	0	0	0	1,123	(百万円)	
④請求・収納・問合せ業務に係る費用	17,948	5	0	1	17,954	(百万円)	
⑤回収業務に係る費用 (利用停止・契約解除等の滞納整理業務に係る費用)	4,042	1	0	0	4,043	(百万円)	
システム関連費用	388	0	0	0	388	(百万円)	
業務費用(人件費・物件費)	3,654	1	0	0	3,655	(百万円)	
⑥回収不能相当額 (料金回収不能となり、貸倒損失計上した額)	374	0	0	0	374	(百万円)	

(b)調整額

区　　分		単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る原価	57	(百万円)	1の(d)
②請求金額確定に係る原価	19	(百万円)	
③請求書表示に係る原価	▲16	(百万円)	
④請求・収納・問合せ業務に係る原価	952	(百万円)	
⑤回収業務に係る原価	▲69	(百万円)	
⑥回収不能相当額に係る原価	11	(百万円)	

(c)原価

区　　分		単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る原価	375	(百万円)	(a)の①の合計＋(b)の①
②請求金額確定に係る原価	441	(百万円)	(a)の②合計＋(b)の②
③請求書表示に係る原価	110	(百万円)	(a)の③の合計＋(b)の③
④請求・収納・問合せ業務に係る原価	18,906	(百万円)	(a)の④の合計＋(b)の④
⑤回収業務に係る原価	3,974	(百万円)	(a)の⑤の合計＋(b)の⑤
⑥回収不能相当額に係る原価	385	(百万円)	(a)の⑥の合計＋(b)の⑥

3. 料金の設定

(a)前々算定期間における需要

区　　分	対象事業者	需 要 数	単　位	備　　考
①通信回数	(1)-1 NTT東日本(その他)	1,119	(百万回)	1の(c)のア
	(1)-2 NTT東日本(その他)(2024年1月～3月分)	379		
	(2)NTT東日本(音声利用IP通信網サービス)	2,360		
	(3)合計	3,479		
②内訳項目数	(1)NTT東日本	585	(百万項目)	
	(2)その他事業者	28		
	(3)-1 NTT東日本・その他事業者計	613		
	(3)-2 NTT東日本・その他事業者計(2024年1月～3月分)	119		
	(4)料金請求回収代行利用事業者	0		
	(5)NTT東日本・その他事業者・料金請求回収代行利用事業者計	613		
	(6)NTT東日本(音声利用IP通信網サービス)	664		
	(7)合計	1,277		
③利用者料金額(請求金額)	(1)NTT東日本	332,461	(百万円)	
	(2)その他事業者	14,813		
	(3)NTT東日本・その他事業者計	347,274		
	(4)NTT東日本(音声利用IP通信網サービス)	160,121		
	(5)合計	507,395		

(b)需要あたり原価の算定

区　　分	需要あたり原価		単　位	備　　考
①通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る料金	(1通信ごとに)	0.14	(円)	2の(c)の①／(3の(a)の①(1)-2＋3の(a)の①(2))
②請求金額確定に係る料金	(1内訳項目ごとに)	0.56	(円)	2の(c)の②／(3の(a)の②(3)-2+3の(a)の②(6))
③請求書表示に係る料金	(1内訳項目ごとに)	0.09	(円)	2の(c)の③／(3の(a)の②(3)-1＋3の(a)の②(6))
④請求・収納・問合せ業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	14.81	(円)	2の(c)の④／3の(a)の②(7)
⑤回収業務に係る料金	(1内訳項目ごとに)	3.11	(円)	2の(c)の⑤／(3の(a)の②(3)-1＋3の(a)の②(6))
⑥回収不能相当額に係る料金	(利用者料金額ごとに)	0.08	(%)	2の(c)の⑥／3の(a)の③(5)

(注)　その他事業者とは、NTT東日本以外で料金回収手続費を適用する事業者のことをいいます。

(c)料金の設定

・1通信ごとに

区　　分	料 金 額	単　位	備　　考
通信ごとのデータ蓄積・料金計算に係る手続費	0.14	(円/通信)	(b)①×(1＋「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

・1内訳項目ごとに

区　　分	料 金 額	単　位	備　　考
請求書表示・請求・収納・問合せ業務・回収に係る手続費	18.57	(円/内訳項目)	((b)②＋(b)③＋(b)④＋(b)⑤)×(1＋「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

・利用者料金額(請求金額)ごとに(月額)

区　　分	料 金 額	単　位	備　　考
回収不能相当額に係る負担額	0.08	(%)	(b)⑥×(1＋「網使用料算定概要」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(2)電話帳掲載手続費(1発行ごとに1掲載あたり)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

(ア)更新結果チェック(新規・変更データの登録時にデータをチェックするための1版あたりのコスト)

区　　分	金　額　等	備　　考
①設備管理運営費	78,231 (単位:円)	
②他人資本費用	8 (単位:円)	
③自己資本費用	24 (単位:円)	
④利益対応税	12 (単位:円)	
⑤合計	78,274 (単位:円)	①+②+③+④

(イ)伝票入力(新規・変更時に職業分類等の情報を入力するのに必要な1版あたりのコスト)

区　　分	金　額　等	備　　考
①設備管理運営費	182,183 (単位:円)	
②他人資本費用	19 (単位:円)	
③自己資本費用	56 (単位:円)	
④利益対応税	27 (単位:円)	
⑤合計	182,285 (単位:円)	①+②+③+④

(ウ) 印刷・製本委託額 (電話帳を生産するのに必要な1版あたりのコスト)

区　　分	金　額　等	備　　考
①設備管理運営費	2,521,854 (単位:円)	
②他人資本費用	257 (単位:円)	
③自己資本費用	775 (単位:円)	
④利益対応税	374 (単位:円)	
⑤合計	2,523,260 (単位:円)	①+②+③+④

(エ)電話帳システム使用料(電話帳の発行・編集等に係る1版あたりのシステムコスト)

区　　分	金　額　等	備　　考
①設備管理運営費	494,406 (単位:円)	
②他人資本費用	51 (単位:円)	
③自己資本費用	152 (単位:円)	
④利益対応税	74 (単位:円)	
⑤合計	494,682 (単位:円)	①+②+③+④

イ. 単金の算定

区　　分	金　額　等	備　　考
①1版あたりの平均掲載件数	15,441 (単位:件)	
②更新結果チェック	5 (単位:円)	ア. (ア)⑤／①
③伝票入力	12 (単位:円)	ア. (イ)⑤／①
④印刷・製本委託額	163 (単位:円)	ア. (ウ)⑤／①
⑤電話帳システム使用料	32 (単位:円)	ア. (エ)⑤／①
⑥合計	212 (単位:円)	(②+③+④+⑤)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(3)お客様情報照会書作成手続費(1件ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.037	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	248	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(4)利用契約締結手続費(1件ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.051	(単位:分)	
③当該作業に係る手続費	6	(単位:円)	((①÷60)×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(5)債権譲受手続費(公衆電話発信以外の場合)

(1)料金回収手続費(公衆電話発信以外の場合)を参照

(6)みなし契約者に関する宛名情報提供手続費

(1照会ごとに)

(平日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.350	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	9,053	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.350	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	10,895	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(1件ごとに)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	55,011,488	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5,611	(単位:円)	
③自己資本費用	16,906	(単位:円)	
④利益対応税	8,169	(単位:円)	
⑤合計	55,042,174	(単位:円)	①+②+③+④

イ. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	55,042,174	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用見込件数	1,429,845	(単位:件)	
③1件あたりの手続費	38.50	(単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(7)料金請求回収代行手続費

ア. 協定事業者が請求、回収すべき利用者料金が電話サービス、総合ディジタル通信サービス又は音声利用IP通信網サービスに係るものである場合

(ア)請求情報の授受等に係るもの

1. 原価の算定

(a)前々算定期間における費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	9,852	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	1	(単位:千円)	
③自己資本費用	3	(単位:千円)	
④利益対応税	1	(単位:千円)	
⑤合計	9,857	(単位:千円)	①+②+③+④

(b)前々算定期間における調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間における調整額	2,527	(単位:千円)	2023年度適用手続費において加算した調整額

(c)前々算定期間における手続費に係る収入

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間における需要	368	(単位:千項目)	2023年度実績
②前々算定期間における手続費	27.16	(単位:円)	2023年度適用手続費
③前々算定期間における手続費に係る収入	9,995	(単位:千円)	①×②

(d)調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①調整額	2,389	(単位:千円)	((a)の⑤+(b)の①)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間における費用	9,857	(単位:千円)	アの(ア)の1の(a)の利益対応税について、 2025年度適用の利益対応税率(42.35%(「網使用料算定根拠」記載のⅧより))を用いて算定したもの
②調整額	2,389	(単位:千円)	(d)の①
③合計	12,246	(単位:千円)	①+②

2. 単金の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①原価	12,246	(単位:千円)	1の(e)の③
②内訳項目数	368	(単位:千項目)	2023年度実績
③1内訳項目ごとの料金	33.28	(単位:円)	①／②×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（イ）請求・収納・不払い対応に係るもの

1．原価の算定

A．請求・収納・問合せ業務に係るもの

区　　分	金　額　等		備　　考
①請求・収納・問合せ業務に係る費用	18,906	（単位：百万円）	（1）料金回収手続費（公衆電話発信以外の場合）の2の(c)の④
②内訳項目数	1,277	（単位：百万項目）	（1）料金回収手続費（公衆電話発信以外の場合）の3の(a)の②の(7)
③1内訳項目ごとの料金	14.81	（単位：円）	①／②

B．不払い対応業務に係るもの

（不払い発生対応）

(a)前々算定期間における費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金の(6)利益対応税率について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの（平日・昼間）
②1の手続に要する作業時間	0.167	（単位：時間）	1内訳項目あたり
③不払い発生比率	0.0405	（単位：%）	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する不払い内訳項目数の比率
④当該作業に係る手続費	0.45	（単位：円）	①×②×③

(b)前々算定期間における調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間における調整額	0.08	（単位：円）	2023年度適用手続費において加算した調整額

(c)前々算定期間に適用した手続費

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間に適用した手続費	0.44	（単位：円）	2023年度適用手続費

(d)調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①調整額	0.09	（単位：円）	((a)の④＋(b)の①）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－(c)の①

(e)原価

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金の(6)利益対応税率について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの（平日・昼間）
②1の手続に要する作業時間	0.167	（単位：時間）	1内訳項目あたり
③不払い発生比率	0.0405	（単位：%）	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する不払い内訳項目数の比率
④1対応あたりコスト	0.45	（単位：円）	①×②×③
⑤調整額	0.09	（単位：円）	(d)の①
⑥合計	0.54	（単位：円）	④＋⑤

（未収納発生対応）

(a)前々算定期間における費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金の(6)利益対応税率について、2023年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの（平日・昼間）
②1の手続に要する作業時間	0.008	（単位：時間）	1内訳項目あたり
③未収納発生比率	0.6308	（単位：%）	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する未収納内訳項目数の比率
④当該作業に係る手続費	0.34	（単位：円）	①×②×③

(b)前々算定期間における調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間における調整額	0.06	（単位：円）	2023年度適用手続費において加算した調整額

(c)前々算定期間に適用した手続費

区　　分	金　額　等		備　　考
①前々算定期間に適用した手続費	0.33	（単位：円）	2023年度適用手続費

(d)調整額

区　　分	金　額　等		備　　考
①調整額	0.07	（単位：円）	((a)の④＋(b)の①）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）－(c)の①

(e)原価

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金（1時間あたり）	6,706	（単位：円）	Ⅰ作業単金の(6)利益対応税率について、2025年度適用の利益対応税率（42.35%（Ⅷより））を用いて算定したもの（平日・昼間）
②1の手続に要する作業時間	0.008	（単位：時間）	1内訳項目あたり
③未収納発生比率	0.6308	（単位：%）	料金請求回収代行の総内訳項目数に対する未収納内訳項目数の比率
④1対応あたりコスト	0.34	（単位：円）	①×②×③
⑤調整額	0.07	（単位：円）	(d)の①
⑥合計	0.41	（単位：円）	④＋⑤

2．単金の設定

区　　分	金　額　等		備　　考
①請求・収納・問合わせ業務に係るもの	14.81	（単位：円）	1のAの③
②不払い対応業務に係るもの	0.95	（単位：円）	1のBの（不払い発生対応）の(e)の⑥＋1のBの（未収納発生対応）の(e)の⑥
③請求・収納・不払い対応に係るもの	15.76	（単位：円）	(①＋②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

(8)立会費(1回ごとに)

イ. 第95条の3(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等(電力設備及び空気調整設備を除きます。)を通信用建物において搬出入する場合

(平日昼間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.763 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	11,823 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日夜間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	7,766 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.763 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	13,691 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日深夜)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,979 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.763 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	15,830 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼夜間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.763 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	14,227 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日深夜)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	9,282 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.763 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	16,364 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

ウ. 第95条の3第1項第2号に規定する接続に必要な装置等の設置に係る作業を行う場合であって、その装置等を通信用建物において当社の電気通信設備若しくは電力設備に接続し又は切断する場合

(ア)(イ)以外の場合

(平日昼間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.927 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	12,922 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日夜間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	7,766 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.927 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	14,965 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日深夜)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,979 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.927 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	17,303 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼夜間)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.927 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	15,551 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日深夜)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	9,282 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.927 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	17,886 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（イ)協定事業者の光信号局内伝送路を当社の加入者光主配線盤又は中継光主配線盤に接続し又は切断する場合

(平日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.372	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	9,201	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	7,766	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.372	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	10,655	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,979	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.372	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	12,319	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.372	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	11,072	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	9,282	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.372	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	12,735	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

エ. 第95条の3第1項第4号に規定する接続に必要な装置等の設置に着手するに当たって当社とその設置作業の内容について確認及び調整を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.583	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	10,616	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(9)端末回線線路条件調査費(1回線ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.167	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	1,120	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(10)端末回線収容状況調査費(1回線ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.105	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	704	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(11)DSL回線収容状況調査費(1回線ごとに)

ア. 収容に係る利用制限を満たすか否かを確認等するために収容状況を調査等する費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.114	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	764	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 第52 条(協定事業者の切分責任等)第3項の規定に基づき、そのDSL 回線が事後対策対象回線であるかどうかの事実、及びそのDSL 回線を利用する協定事業者名等の調査に要する費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.155	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	1,039	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(12)DSL回線換算線路長等調査費(1回線ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.115	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	771	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(13)光回線設備線路条件調査費

ア. 光回線設備の伝送損失又はパルス測定結果の調査に要する費用

(ア)基本額(1地点ごとの1調査ごとに)

①利用者の建物で測定を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.016	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	6,813	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

②通信用建物で測定を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.117	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	785	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額(1回線ごとの1調査ごとに)

伝送損失又はパルス測定結果の調査を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.133	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	892	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 光回線設備(光信号分岐端末回線を除きます。)の経過年数の調査に要する費用(1区間ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.267	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	1,791	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

ウ. 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用(1番号ごとの1成功検索ごとに)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

(ア) 基本額

a. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	9,079	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	1	(単位:千円)	
③自己資本費用	3	(単位:千円)	
④利益対応税	1	(単位:千円)	
⑤合計	9,085	(単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	9,085	(単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用見込件数	0.02	(単位:千件)	
③1件あたりの手続費	504,698	(単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 加算額

1. 1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき

a. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	1,098	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	0	(単位:千円)	
③自己資本費用	0	(単位:千円)	
④利益対応税	0	(単位:千円)	
⑤合計	1,099	(単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該期間の料金の合計	1,099 (単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用見込件数	0.02 (単位:千件)	
③1件あたりの手続費	61,051 (単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

2. 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき

a. 原価の算定

区　　分	金　額　等	備　　考
①設備管理運営費	1,010 (単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	0 (単位:千円)	
③自己資本費用	0 (単位:千円)	
④利益対応税	0 (単位:千円)	
⑤合計	1,011 (単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等	備　　考
①当該期間の料金の合計	1,011 (単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用見込件数	0.02 (単位:千件)	
③1件あたりの手続費	117,204 (単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率))+1. b. ③

(14)相互接続点に係る情報調査費(1通信用建物ごとの1件ごとに)

ア. 接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック(それを設置するために要するスペースが1基準架を超えないものであって、当社が別に定める設置基準を満たすものに限ります。)を協定事業者が設置する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.418 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	9,509 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 光信号局内伝送路のみを通信用建物に協定事業者が設置する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.135 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	905 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(15)一般光信号中継回線に係る情報調査費(1区間ごとに)

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.345 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	2,314 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(16)光信号端末回線の事前照会に係る情報調査費(1区間ごとに)

ア. 提供可能時期の調査に要する費用

(ア)光信号端末回線(既に設置された当社の屋内配線を除きます。)に係る情報を提供する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.702 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	4,708 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)既に設置された当社の屋内配線に係る情報を提供する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	2.033 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	13,633 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 伝送損失の調査に要する費用

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.448 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	3,004 (単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(17)自前工事調整等作業費(1通信用建物ごとの1件ごとに)

ア. 接続に必要な装置等の設置に付随する設計に要する費用

(ア)接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	7.788 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	52,226 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	5.500 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	36,883 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(ウ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	3.688 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	24,732 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(エ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	3.097 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	20,768 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 接続に必要な装置等の設置の結果の確認に要する費用

(ア)接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラックを接続申込者が設置する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.430 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	9,590 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか2種類以上に接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.315 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	8,818 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(ウ)接続に必要な装置等を当社の電力設備、クロック供給装置又はその他の電気通信設備のいずれか1種類に接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.095 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	7,343 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(エ)複数のキャビネットラックに設置された、1の接続申込者に係る接続に必要な装置等相互間を接続する場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.073 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	7,196 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

ウ. 接続に必要な装置等の撤去の結果の確認に要する費用

(ア)(イ)以外の場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.083 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	7,263 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)確認の対象が接続に必要な装置等を設置するためのキャビネットラック内に終始し、接続申込者が撮影した写真により確認を行う場合

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.500 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	3,353 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

エ. 接続に必要な装置等の撤去に伴う設備情報の変更管理に要する費用

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.917 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	6,149 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（18）光配線区域情報調査費（1通信用建物ごとに）

ア．第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

（ア）原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	456,018	（単位：円）	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ｘ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	47	（単位：円）	
③自己資本費用	140	（単位：円）	
④利益対応税	68	（単位：円）	
⑤合計	456,273	（単位：円）	①+②+③+④

（イ）単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	456,273	（単位：円）	ア．⑤
②当該手続の利用見込対象ビル数	19	（単位：ビル）	
③1通信用建物あたりの手続費	24,014	（単位：円）	（①／②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

イ．第99条の6（光回線設備に係る情報の提供）第3項第2号に規定する光配線区域内の外縁に位置している電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

（ア）原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	45,930	（単位：円）	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ｘ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5	（単位：円）	
③自己資本費用	14	（単位：円）	
④利益対応税	7	（単位：円）	
⑤合計	45,956	（単位：円）	①+②+③+④

（イ）単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	45,956	（単位：円）	ア．⑤
②当該手続の利用見込対象ビル数	17	（単位：ビル）	
③1通信用建物あたりの手続費	2,703	（単位：円）	（①／②）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）

ウ. 第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項第3号に規定する光配線区域内の加入電話等数設数に係る情報を提供する場合に要する費用
2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費
(ア) 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	3,841,775	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	392	(単位:円)	
③自己資本費用	1,181	(単位:円)	
④利益対応税	570	(単位:円)	
⑤合計	3,843,918	(単位:円)	①+②+③+④

(イ) 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	3,843,918	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用見込対象ビル数	1,968	(単位:ビル)	
③1通信用建物あたりの手続費	1,953	(単位:円)	((①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

（19）ルーティング番号登録工事等受付手続費

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア．イ以外の場合

（ア）（イ）以外の場合

①当社が保有する未利用の電気通信番号を登録する場合（1件ごとに）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.933	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	6,257	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

②　①を適用し既に移転した番号について、再度ルーティング番号登録工事の事前に移転可否調査を実施する場合（1電気通信番号ごとに）

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.050	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	335	(単位:円)	(①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

③　協定事業者が電気通信サービス（音声伝送役務に限ります）の提供を希望する番号区画（電気通信番号計画（令和元年総務省告示第6号）別表第1に規定するものをいいます。）と異なる番号区画のルーティング番号を用いて一般番号ポータビリティを行う場合（1件ごとに）

（ア）原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	58,611	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5	(単位:千円)	
③自己資本費用	17	(単位:千円)	
④利益対応税	8	(単位:千円)	
⑤合計	58,641	(単位:千円)	①+②+③+④

（イ）単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	58,641	(単位:千円)	(ア)⑤
②当該手続の利用見込件数	732	(単位:千件)	
③1件あたりの手続費	80	(単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

（イ）当社が指定した電気通信回線設備を通じて申し込みを行う場合（1件ごとに）

（ア）原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	58,611	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5	(単位:千円)	
③自己資本費用	17	(単位:千円)	
④利益対応税	8	(単位:千円)	
⑤合計	58,641	(単位:千円)	①+②+③+④

（イ）単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	58,641	(単位:千円)	(ア)⑤
②当該手続の利用見込件数	732	(単位:千件)	
③1件あたりの手続費	80	(単位:円)	(①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率)

イ. 当社が指定した電気通信回線設備を通じてルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみ削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事の申込みを行う場合(1件ごとに)

(ア)原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	45,500	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	4	(単位:千円)	
③自己資本費用	13	(単位:千円)	
④利益対応税	6	(単位:千円)	
⑤合計	45,523	(単位:千円)	①+②+③+④

(イ)単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	45,523	(単位:千円)	(ア)⑤
②当該手続の利用見込件数	286	(単位:千件)	
③1件あたりの手続費	239	(単位:円)	((①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率)+ア(イ)(イ)③

(20) 同一番号移転可否情報調査費(1電気通信番号ごとの1件ごとに)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

(ア)情報提供システムに係る費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	21,338	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	2	(単位:円)	
③自己資本費用	7	(単位:円)	
④利益対応税	3	(単位:円)	
⑤合計	21,350	(単位:円)	①+②+③+④
⑥情報提供システムの利用見込件数	50,450	(単位:件)	
⑦情報提供システムに係る1件あたりの料金	0.42	(単位:円)	⑤／⑥

(イ)情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて調査を行う場合以外)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,444	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.106	(単位:時間)	
③当該作業に係る料金	683	(単位:円)	①×②

(ウ)情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて調査を行う場合)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,444	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.023	(単位:時間)	
③当該作業に係る料金	148	(単位:円)	①×②

イ. 単金の算定

(ア)(イ)以外の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①情報提供システムに係る料金	0.42	(単位:円)	ア(ア)⑦
②情報提供作業に係る料金	683	(単位:円)	ア(イ)③
③1件あたりの手続費	683	(単位:円)	((①+②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)当社が指定した電気通信設備を通じて調査を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①情報提供システムに係る料金	0.42	(単位:円)	ア(ア)⑦
②情報提供作業に係る料金	148	(単位:件)	ア(ウ)③
③申込受付システムに係る料金	239	(単位:円)	(19)ルーティング番号登録工事等受付手続費イ(イ)③より
④1件あたりの手続費	387	(単位:円)	((①+②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)+③

(21) き線点情報調査費(1通信用建物ごとに)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	13,231,764	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	1,350	(単位:円)	
③自己資本費用	4,066	(単位:円)	
④利益対応税	1,965	(単位:円)	
⑤合計	13,239,145	(単位:円)	①+②+③+④

イ. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	13,239,145	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用見込件数	487	(単位:件)	
③当該作業に係る手続費	27,185	(単位:円)	((①／②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(22)き線点換算線路長調査費(1電柱ごとに)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.115	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	771	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(23) メタリック加入者線と電柱に設置する接続に必要な装置等との接続可否調査費(1電柱ごとに)

ア. 机上調査を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.187	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	1,254	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 現地調査を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.680	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	11,266	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(24)接続工事等時刻指定手続費(1件ごとに)

(平日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.278	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	8,570	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	7,766	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	2.013	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	15,633	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(平日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,979	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	2.739	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	24,593	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.278	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	10,313	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日夜間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	2.013	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	16,245	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日深夜)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	9,282	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	2.739	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	25,423	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(25)端末回線情報提供手続費(月額)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	17,928	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ. 料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	2	(単位:千円)	
③自己資本費用	6	(単位:千円)	
④利益対応税	3	(単位:千円)	
⑤合計	17,938	(単位:千円)	①+②+③+④

イ. 料金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	17,938	(単位:千円)	ア. ⑤
②当該作業に係る手続費(月額)	1,495	(単位:千円)	((①÷12ヶ月)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(26)テープ分散による光信号端末回線の確認及びテープ分散可否調査費(1区間ごとに)

ア. 第34条の10(光信号端末回線のテープ分散に係る確認調査及び接続の申込み)第1項に規定する事項の調査に要する費用

(協定事業者が同条第6項又は第7項に規定する事項の申込みを行った場合であって、同条第1項に規定する調査のみを行った場合を含みます。)

(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.367 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	2,461 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.450 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	3,018 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 第34条の10第2項に規定する事項の調査に要する費用

(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.323 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	2,166 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.407 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	2,729 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

ウ. 第34条の10第3項に規定する事項の調査に要する費用

(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.323 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	2,166 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.497 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	3,333 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

エ. 第34条の10第6項に規定する事項の調査に要する費用

(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.600 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	4,024 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.683 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	4,580 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

オ. 第34条の10第7項に規定する事項の調査に要する費用

(ア) 光局外スプリッタを含まないもの同士の組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.600 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	4,024 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ) 光局外スプリッタを含まないものと光局外スプリッタを含むものの組み合わせに係るもの

区　　分	金　額　等	備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706 (単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.683 (単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	4,580 (単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(27)申込者情報確認結果即時通知手続費(月額)

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	9,322,996	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	317	(単位:円)	
③自己資本費用	955	(単位:円)	
④利益対応税	306	(単位:円)	
⑤合計	9,324,574	(単位:円)	①+②+③+④

イ. 料金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	9,324,574	(単位:円)	ア. ⑤
②当該作業に係る手続費(月額)	777,048	(単位:円)	((①÷12ヶ月)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(28)光信号分岐端末回線工事日予約可否調査費(1調査ごとに)

(平日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,706	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	1.200	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	8,047	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(土日祝日昼間)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	8,070	(単位:円)	
②1の工事に要する作業時間	1.200	(単位:時間)	
③当該作業に係る手続費	9,684	(単位:円)	((①×②)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

附則　(29)みなし契約者に関する宛名情報提供手続費(1件ごとに)

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	55,083,832	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「IX　番号情報データベース登録手続費、みなし契約者に関する宛名情報提供手続費、料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費及び申込者情報確認結果即時通知手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5,619	(単位:円)	
③自己資本費用	16,928	(単位:円)	
④利益対応税	8,179	(単位:円)	
⑤合計	55,114,558	(単位:円)	①+②+③+④

イ. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	55,114,558	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用件数	1,429,845	(単位:件)	2023年度の実績
③1件あたりの手続費	38.55	(単位:円)	(①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

附則　(30)優先接続受付手続費(1変更ごとに)

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

ア. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	173,936	(単位:千円)	
②他人資本費用	24	(単位:千円)	
③自己資本費用	46	(単位:千円)	
④利益対応税	23	(単位:千円)	
⑤合計	174,029	(単位:千円)	①+②+③+④
⑥当該手続に係る有料登録受付件数	5,278	(単位:件)	
⑦事業者識別番号等変更料	800	(単位:円)	当社電話サービス契約約款及び総合ディジタル通信サービス契約約款に定める手続に関する料金
⑧事業者間精算対象額	169,807	(単位:千円)	⑤－⑥×⑦／1，000

イ. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①事業者間精算対象額	169,715	(単位:千円)	ア. ⑧より損害賠償回収額を除外
②当該手続に係る登録受付区分数	897,552	(単位:件)	2023年度の実績
③1区分変更あたりの手続費	189	(単位:円)	(①×1，000／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

附則　(31)光回線設備線路条件調査費

ウ. 光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用(1番号ごとの1成功検索ごとに)

(ア)基本額

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

a. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	14,135	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	1	(単位:千円)	
③自己資本費用	4	(単位:千円)	
④利益対応税	2	(単位:千円)	
⑤合計	14,143	(単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	14,143	(単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用件数	0.02	(単位:千件)	2023年度の実績
③1件あたりの手続費	785,708	(単位:円)	(①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のXⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)加算額

1．1の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

a. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	2,117	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	0	(単位:千円)	
③自己資本費用	1	(単位:千円)	
④利益対応税	0	(単位:千円)	
⑤合計	2,118	(単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	2,118	(単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用件数	0.02	(単位:千件)	2023年度の実績
③1件あたりの手続費	117,657	(単位:円)	(①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のXⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

2. 同時に複数の光信号端末回線の概算提供可能時期を回答するとき
2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費
a. 原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	1,939	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	0	(単位:千円)	
③自己資本費用	1	(単位:千円)	
④利益対応税	0	(単位:千円)	
⑤合計	1,940	(単位:千円)	①+②+③+④

b. 単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	1,940	(単位:千円)	a. ⑤
②当該手続の利用件数	0.02	(単位:千件)	2023年度の実績
③1件あたりの手続費	225,435	(単位:円)	((①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率) +1. b. ③

附則　(32)光配線区域情報調査費(1通信用建物ごとに)
ア. 第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項第1号に規定する光配線区域の範囲に係る情報を提供する場合に要する費用
2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費
(ア)原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	515,927	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	53	(単位:円)	
③自己資本費用	159	(単位:円)	
④利益対応税	77	(単位:円)	
⑤合計	516,216	(単位:円)	①+②+③+④

(イ)単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	516,216	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用対象ビル数	17	(単位:ビル)	2023年度の実績
③1通信用建物あたりの手続費	30,366	(単位:円)	((①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. 第99条の6(光回線設備に係る情報の提供)第3項第2号に規定する光配線区域に設置されている全ての電柱等の座標に係る情報を提供する場合に要する費用
2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費
(ア)原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	45,930	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	5	(単位:円)	
③自己資本費用	14	(単位:円)	
④利益対応税	7	(単位:円)	
⑤合計	45,956	(単位:円)	①+②+③+④

(イ)単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	45,956	(単位:円)	ア. ⑤
②当該手続の利用対象ビル数	17	(単位:ビル)	2023年度の実績
③1通信用建物あたりの手続費	2,703	(単位:円)	((①／②)×(1+ 実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

附則　(33) ルーティング番号登録工事等受付手続費(1件ごとに)

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

ア. イ以外の場合

(ア)原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	62,160	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	6	(単位:千円)	
③自己資本費用	18	(単位:千円)	
④利益対応税	8	(単位:千円)	
⑤合計	62,192	(単位:千円)	①+②+③+④

(イ)単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	62,192	(単位:千円)	(ア)⑤
②当該手続の利用件数	1,010	(単位:千件)	2023年度の実績
③1件あたりに追加される手続費	62	(単位:円)	((①／②)×(1+「実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

イ. ルーティング番号等削除工事(ルーティング番号のみ削除する場合に限ります。)又はルーティング番号変更工事に係るものである場合

(ア)原価の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	47,616	(単位:千円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「Ⅹ　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	4	(単位:千円)	
③自己資本費用	13	(単位:千円)	
④利益対応税	6	(単位:千円)	
⑤合計	47,641	(単位:千円)	①+②+③+④

(イ)単金の算定

区　　分	金　額　等		備　　考
①当該期間の料金の合計	47,641	(単位:千円)	(ア)⑤
②当該手続の利用件数	369	(単位:千件)	2023年度の実績
③1件あたりの手続費	191	(単位:円)	((①／②)×(1+「実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)+ア(イ)③

附則　(34) 同一番号移転可否情報調査費(1電気通信番号ごとの1件ごとに)

2023年4月1日から2024年3月31日までの利用実績に適用する精算のための手続費

ア. 原価の算定

(ア)情報提供システムに係る費用

区　　分	金　額　等		備　　考
①設備管理運営費	21,338	(単位:円)	当該期間の費用について、接続約款の料金表第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 但し、①設備管理運営費のうち、保守運営費相当については、設備管理運営費比率による算定ではなく、保守委託にかかる費用を個別に算定した上で、減価償却費相当及び保守運営費相当に対し、「X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率」を用いて管理費相当を算出し、設備管理運営費の原価に含めた。
②他人資本費用	2	(単位:円)	
③自己資本費用	7	(単位:円)	
④利益対応税	3	(単位:円)	
⑤合計	21,350	(単位:円)	①+②+③+④
⑥情報提供システムの利用件数	61,377	(単位:件)	2023年度の実績
⑦情報提供システムに係る1件あたりの料金	0.35	(単位:円)	⑤／⑥

(イ)情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合以外)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,369	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.106	(単位:時間)	
③当該作業に係る料金	675	(単位:円)	①×②

(ウ)情報提供作業に係る費用(当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合)

区　　分	金　額　等		備　　考
①作業単金(1時間あたり)	6,369	(単位:円)	
②1の手続に要する作業時間	0.023	(単位:時間)	
③当該作業に係る料金	146	(単位:円)	①×②

イ. 単金の算定

(ア)(イ)以外の場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①情報提供システムに係る料金	0.35	(単位:円)	ア(ア)⑦
②情報提供作業に係る料金	675	(単位:円)	ア(イ)③
③1件あたりの手続費	675	(単位:円)	((①+②)×(1+実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)

(イ)当社が指定した電気通信設備を通じて申込を行う場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①情報提供システムに係る料金	0.35	(単位:円)	ア(ア)⑦
②情報提供作業に係る料金	146	(単位:件)	ア(ウ)③
③申込受付システムに係る料金	191	(単位:円)	(33) ルーティング番号登録工事等受付手続費　イ(イ)③より
④1件あたりの手続費	337	(単位:円)	((①+②)×(1+実際費用方式による2023年度「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)+③

Ⅳ　一般管理費比率

区　　分	比率等		備　　考
①管理費	75,901	(単位:百万円)	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より(東西交付金を除く)
②直接費	644,788	(単位:百万円)	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より
③管理費比率	11.8	(単位:%)	①／②
④報酬率	0.04	(単位:%)	Ⅰ作業単金(5)報酬率③　参照
⑤利益対応税率(報酬全体に対する比率)	35.93	(単位:%)	Ⅰ作業単金(6)利益対応税率④　参照
⑥一般管理費比率	11.9	(単位:%)	1×③＋(1＋1×③)×④＋((1＋1×③)×④)×⑤

Ⅴ　電力設備等の年額料金の算定に適用する比率

(1)取付費比率

2023年度に完了した工事から下記の固定資産区分毎に工事費等を把握し、平均的な物品費と取付費の割合で算定

区　　分	調査数	①物品費(千円/工事)	②直接工事費(千円/工事)	③取付費(②-①)(千円/工事)	取付費比率(③/①)
受電設備	43	3,174	7,472	4,299	1.354
発電設備	9	10,617	17,583	6,965	0.656
電源設備及び蓄電池設備	139	2,915	5,615	2,700	0.926
空気調整設備	107	3,269	8,441	5,172	1.582

(2)設備管理運営費比率

(ア)電力設備及び空気調整設備

区　　分	通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計		備　　考
①取得固定資産価額	337,918	(単位:百万円)	(参考1)設備区分別固定資産明細表(通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計の内訳)より(建物・構築物・土地・建設仮勘定除く)
②設備管理運営費	13,236	(単位:百万円)	(参考2)設備区分別の費用明細表(通信料対応設備合計及びデータ設備合計の合計の内訳)より
(再掲)③減価償却費	7,399	(単位:百万円)	(参考2)設備区分別の費用明細表(通信料対応設備合計及びデータ設備合計の合計の内訳)より
④設備管理運営費(減価償却費除く)	5,837	(単位:百万円)	②－③
⑤設備管理運営費比率(減価償却費除く)	0.017		④／①

(イ)その他の設備

区　　分	通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計		備　　考
①取得固定資産価額	1,929,401	(単位:百万円)	設備区分別固定資産明細表より(建物・構築物・土地・建設仮勘定除く)
②設備管理運営費	193,029	(単位:百万円)	設備区分別の費用明細表より
(再掲)③減価償却費	44,987	(単位:百万円)	設備区分別の費用明細表より
④設備管理運営費(減価償却費除く)	148,042	(単位:百万円)	②－③
⑤設備管理運営費比率(減価償却費除く)	0.077		④／①

Ⅵ　設備使用料の料金算定に採用する自己資本利益率

「網使用料算定根拠」による。

Ⅶ 光信号引込等設備に係る負担額

2024年4月1日から2025年3月31日までの間に適用するための負担額

1. 光信号引込等設備の維持等に係る負担額（1光信号引込等設備ごとに月額）

（1）光信号引込等設備維持負担額

a.（イ）当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないものの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの

区　　分	金　額　等		備　　考
①年経費	3,111	（単位：円/年）	「『2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）』記載のⅡの1－2（1）のGのbの⑥単芯区間」 －「『2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）』記載のⅡの1－2（1）のGのbの⑥単芯区間のクロージャ内接続」 ＋「『2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）』記載のⅡの1－2（1）のGのbの⑥電柱の単芯区間」
②負担額	259	（単位：円/月）	①÷ 12ヶ月×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

b.（イ）当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されていないものの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号引込等設備が収容等されているもの

区　　分	金　額　等		備　　考
①年経費	3,051	（単位：円/年）	「『2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）』記載のⅡの1－2（1）のGのbの⑥単芯区間の単心ケーブル」 ＋「『2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）』記載のⅡの1－2（1）のGのbの⑥電柱の単芯区間」
②負担額	254	（単位：円/月）	①÷ 12ヶ月×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

c.（ア）当社の光屋内配線（主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。）が設置されているもの

区　　分	金　額　等		備　　考
①年経費	3,054	（単位：円/年）	aの①とbの①についてキャビネット設置率（2023年度実績（キャビネット設置：5.2%、引き通し：94.8%））で加重して算定
②負担額	255	（単位：円/月）	① ÷ 12ヶ月×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）光信号引込等設備管理負担額

区　　分	金　額　等		備　　考
負担額	39	（単位：円/月）	（「網使用料算定根拠」記載のⅡの13のB.回線管理機能の（1）の(a)の①のウ÷「網使用料算定根拠」記載のX．料金設定に使用する回線数の1の（58）÷12ヶ月）×（1＋ⅩⅣ.料金設定に使用する貸倒率）

2. 光信号引込等設備の撤去に係る負担額 （1光信号引込等設備ごとに）

（1）光信号引込等設備の未償却残高の算定に用いる取得固定資産価額

区　　分	金　額　等		備　　考
①未償却残高の算定に用いる取得固定資産価額	15,912	（単位：円）	平日設置の場合の取得固定資産価額
②未償却残高の算定に用いる取得固定資産価額	15,912	（単位：円）	①×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

（2）光信号引込等設備の撤去に要する費用

ア 光信号引込等設備を撤去する場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①撤去に要する費用	9,660	（単位：円）	
②撤去に要する費用	9,660	（単位：円）	①×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

イ 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等を撤去する場合

区　　分	金　額　等		備　　考
①撤去に要する費用	307	（単位：円）	
②撤去に要する費用	307	（単位：円）	①×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

Ⅷ 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額

1. 既に設置された当社の光屋内配線に係る精算額（1回線ごと）

区　　分	金　額　等		備　　考
精算額	897	（単位：円）	「Ⅱ 工事費 （12）屋内配線工事費」のウの（ア）のaの(c)の③×（1＋「2025年度適用網使用料算定根拠（加入光ファイバ）」記載のⅩⅠ．料金設定に使用する貸倒率）

Ⅸ 中間配線盤に係る原価の算定及び料金の設定（第一種指定電気通信設備接続料規則第8条に準じて算定）

（1）原価の算定

＜創設費＞

区分	金額等	備考
①物品費および取付費 （千円）	1,357	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、実績に基づく物品価格及び取付費を基に算定
②諸掛費 （千円）	16	
③共通創掛費 （千円）	93	
④ 創設費 （千円）	1,466	①＋②＋③

＜年経費＞

① 設備管理運営費 （千円）	281	接続約款 料金表 第1表接続料金 第2網改造料の算出式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用、利益対応税を算定
② 他人資本費用 （千円）	0	
③ 自己資本費用 （千円）	48	
④ 利益対応税 （千円）	21	
⑤ 合計（千円）	350	①＋②＋③＋④
⑥土地・建物・電力設備等 （千円）	27	接続約款 料金表 第3表預かり保守契約等に基づく負担額の算出式に基づき、設備管理運営費・他人資本費用・自己資本費用・利益対応税を算定
⑦年経費計 （千円）	377	⑤＋⑥
⑧乖離額（千円）	299	（3）現行料金適用期間のうち2021年度～2023年度における乖離額の④

（2）料金の設定

区分	金額等	備考
① 年経費 （千円）	676	（1）の年経費の⑦+⑧
② ポート数（ポート）	640	2023年度の稼働利用ポート数
③ 料金（円/ポート・月）	88	①÷②÷12ヶ月×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用した貸倒率）

(3)現行料金適用期間のうち2021年度～2023年度における乖離額

	2021年度-2023年度の予測	2021年度-2023年度の実績	予測と実績の乖離	備考
①需要(ボート)	1,920	1,472	▲448	
②収入(千円)	1,108	830	▲278	2021年度網使用料算定根拠(その他費用)のXの(2)の③×①×12ヶ月
③原価(千円)	1,108	1,129	+21	
④乖離額(千円)	0	299	+299	③-②

X　料金請求回収代行手続費、光信号端末回線の概算提供可能時期の調査に要する費用、光配線区域情報調査費、ルーティング番号登録工事等受付手続費、同一番号移転可否情報調査費、き線点情報調査費、端末回線情報提供手続費、申込者情報確認結果即時通知手続費及びみなし契約者に関する宛名情報提供手続費の算定において用いた一般管理費比率

区　　分	比　率　等		備考
①管理費	75,901	（単位：百万円）	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より
②直接費（営業費・施設保全費・運用費）	644,788	（単位：百万円）	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より
③減価償却費	183,516	（単位：百万円）	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より
④固定資産除却費	33,613	（単位：百万円）	「網使用料算定根拠」記載の設備区分別の費用明細表より
⑤一般管理費比率	8.8	（単位：%）	①／（②＋③＋④）

（参考1）設備区分別固定資産明細表(通信料対応合計及びデータ系設備合計の合計の内訳)

（単位：百万円）

資産の項目			主な配賦基準	通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計		
					電力設備	その他
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	直接賦課	386,074	0	386,074
		減価償却累計額		380,949	0	380,949
		正味価額		5,124	0	5,124
	市外電話機械設備	取得価額	直接賦課	12,568	0	12,568
		減価償却累計額		12,533	0	12,533
		正味価額		35	0	35
	電信機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	電報機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	画像機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	直接賦課	671,126	0	671,126
		減価償却累計額		556,547	0	556,547
		正味価額		114,577	0	114,577
	無線機械設備	取得価額	直接賦課	3,430	0	3,430
		減価償却累計額		3,076	0	3,076
		正味価額		354	0	354
	電力設備	取得価額	直接賦課	324,414	314,408	10,006
		減価償却累計額		242,841	235,351	7,490
		正味価額		81,574	79,057	2,517
	電話番号案内設備	取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
	総合監視システム	取得価額	取得資産額比	6,532	1,691	4,841
		減価償却累計額		4,619	1,195	3,424
		正味価額		1,914	495	1,419
空中線設備		取得価額	直接賦課	11,154	0	11,154
		減価償却累計額		9,692	0	9,692
		正味価額		1,463	0	1,463
通信衛星設備		取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
端末設備		取得価額	－	0	0	0
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		0	0	0
線路設備	市内線路設備	取得価額	直接賦課	117,107	0	117,107
		減価償却累計額		109,054	0	109,054
		正味価額		8,052	0	8,052
	市外線路設備	取得価額	直接賦課	28,342	0	28,342
		減価償却累計額		26,859	0	26,859
		正味価額		1,483	0	1,483
土木設備		取得価額	直接賦課	195,307	0	195,307
		減価償却累計額		165,352	0	165,352
		正味価額		29,955	0	29,955
海底線設備		取得価額	直接賦課	3,306	0	3,306
		減価償却累計額		3,168	0	3,168
		正味価額		137	0	137
建物		取得価額	通信用建物に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	570,492	39,444	531,048
		減価償却累計額		443,697	31,988	411,709
		正味価額		126,794	7,456	119,338
構築物		取得価額	取得資産額比	45,108	7,106	38,002
		減価償却累計額		34,808	5,483	29,325
		正味価額		10,300	1,623	8,677
機械及び装置		取得価額	取得資産額比	2,992	510	2,482
		減価償却累計額		2,613	447	2,166
		正味価額		377	64	313
車両及び船舶		取得価額	取得資産額比	1,171	226	945
		減価償却累計額		1,089	210	879
		正味価額		82	16	66
工具、器具及び備品		取得価額	取得資産額比	30,610	5,493	25,117
		減価償却累計額		22,795	4,097	18,698
		正味価額		7,817	1,396	6,421
リース資産		取得価額	取得資産額比	13,675	11,725	1,950
		減価償却累計額		1,228	799	429
		正味価額		12,446	10,926	1,520
土地		取得価額	通信用土地に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	58,463	1,638	56,825
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		58,463	1,638	56,825
建設仮勘定		取得価額	取得資産額比	3,732	618	3,114
		減価償却累計額		0	0	0
		正味価額		3,732	618	3,114
無形固定資産		取得価額	交換・伝送・線路設備に係るもの：直接賦課 上記以外のもの：取得資産額比	121,591	3,864	117,727
		減価償却累計額		97,010	2,719	94,291
		正味価額		24,580	1,145	23,435
設備区分毎の固定資産合計		取得価額	――――	2,607,196	386,724	2,220,472
		減価償却累計額		2,117,933	282,290	1,835,643
		正味価額		489,262	104,433	384,829

※ 資産は「設備区分別固定資産明細表」における、端末系交換設備(音声)<DSM-I、TCMを除く>、端末系交換設備(データ)、
端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)、中継系交換設備(音声)、
中継系交換設備(データ)、一般第一種指定設備の合計。

(参考2)設備区分別の費用明細表(通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計の内訳)

(単位：百万円)

費用の項目	主な配賦基準	通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計		
			電力設備	その他
営業費	・取得資産額比	0	0	0
運用費	―	0	0	0
施設保全費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：支出額比	97,095	3,283	93,812
共通費	・支出額比	10,812	258	10,554
管理費	・支出額比	11,298	519	10,779
試験研究費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：支出額比	13,075	109	12,966
通信設備使用料	・取得資産額比	3,083	394	2,689
租税公課	・正味資産額比	8,810	767	8,043
減価償却費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	44,987	7,399	37,588
固定資産除却費	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	3,866	507	3,359
(再)除却損	・電力設備など個別把握可能なもの：直接賦課 ・上記以外のもの：正味資産額比	457	334	123
合計	――――――	193,029	13,236	179,793

※ 費用は「設備区分別固定資産明細表」における、端末系交換設備(音声)＜DSM-I・TCMを除く＞、端末系交換設備(データ)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(音声)、端末系交換設備～端末系又は中継系交換設備伝送路(データ)、中継系交換設備(音声)、中継系交換設備(データ)、一般第一種指定設備の合計。

通信用建物・土地算定根拠
（NTT東日本）

目　次

Ⅰ　年額料金の算定に係る比率 …… 2

Ⅱ　年額料金

（1）土地に係る料金額 …… 3

（2）通信用建物に係る料金額 …… 36

Ⅰ．年額料金の算定に係る比率

（1）設備管理運営費比率

（正味固定資産価額ベース・通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計）（減価償却費・固定資産税・都市計画税除く）　（単位：百万円）

区　　分		通信料対応設備合計及びデータ系設備合計の合計	備　　考
①取得固定資産価額		2,557,118	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定含む）
②減価償却累計額		2,076,866	設備区分別固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定含む）
③正味固定資産価額		480,252	①－②
④指定設備管理運営費		191,034	設備区分別の費用明細表より
	（再掲）⑤固定資産税・都市計画税	5,258	
	（再掲）⑥減価償却費	44,478	
⑦指定設備管理運営費（減価償却費・固定資産税・都市計画税除く）		141,298	④－（⑤＋⑥）
⑧設備管理運営費比率		0.294	⑦／③

（2）設備管理運営費（減価償却費相当）

当社固定資産の減価償却時に使用する当該設備の償却率を適用する。

区　　分	法定耐用年数	償却方法	償却率
通信用建物	38	定額法	0.027

Ⅱ．年額料金

(1)土地に係る料金額

土地											
						1平方メートルごとの年額料金(円)					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積(㎡)	取得固定資産価額(百万円)	1㎡あたり(円/㎡)	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計(①+②+③+④+⑤)×(1+「網使用料算定根拠」記載のXIV．料金設定に使用する貸倒率)
1	北海道	札幌西	16,566	44	2,673	2	7	3	2,538	484	3,034
2	北海道	札幌南	7,597	46	6,045	5	16	8	1,700	347	2,076
3	北海道	札幌1外	20,402	87	4,266	4	11	5	10,625	1,898	12,543
4	北海道	新琴似	5,131	15	2,925	3	8	4	1,139	222	1,376
5	北海道	篠路	2,011	8	4,032	4	11	5	774	148	942
6	北海道	札幌東	5,635	15	2,643	2	7	3	1,285	410	1,707
7	北海道	丘珠	4,713	17	3,695	3	10	5	1,275	301	1,594
8	北海道	東苗穂	9,222	8	860	1	2	1	56	11	71
9	北海道	札幌白石	4,024	18	4,578	4	12	6	1,736	358	2,116
10	北海道	札幌北郷	4,923	49	10,017	9	26	13	662	208	918
11	北海道	札幌豊平	9,703	76	7,853	7	21	10	1,587	265	1,890
12	北海道	札幌月寒	4,608	46	10,087	9	27	13	2,404	549	3,002
13	北海道	清田	3,560	19	5,234	5	14	7	826	236	1,088
14	北海道	真駒内	3,923	9	2,218	2	6	3	2,137	385	2,533
15	北海道	発寒	8,894	37	4,160	4	11	5	1,821	315	2,156
16	北海道	厚別	4,164	17	3,978	3	10	5	1,015	239	1,272
17	北海道	もみじ台	3,929	40	10,168	9	27	13	812	233	1,094
18	北海道	手稲	6,239	16	2,611	2	7	3	793	123	928
19	北海道	函館	9,266	11	1,220	1	3	2	334	5	345
20	北海道	函館松陰	4,451	24	5,381	5	14	7	766	32	824
21	北海道	函館北	4,428	19	4,192	4	11	5	508	13	541
22	北海道	桔梗	6,838	8	1,154	1	3	1	112	0	117
23	北海道	函館千歳	7,031	3	371	0	1	0	567	▲ 2	566
24	北海道	小樽2	17,214	88	5,125	4	13	7	417	30	471
25	北海道	旭川	17,185	53	3,068	3	8	4	271	11	297
26	北海道	旭川東光	6,672	31	4,698	4	12	6	356	44	422
27	北海道	春光	7,602	13	1,727	2	5	2	358	25	392
28	北海道	東鷹栖	1,059	4	3,331	3	9	4	171	6	193
29	北海道	永山	2,339	9	3,770	3	10	5	265	36	319
30	北海道	東旭川	1,555	4	2,459	2	6	3	227	9	247
31	北海道	旭川市外	10,227	3	258	0	1	0	269	15	285
32	北海道	旭川神楽	10,136	6	574	1	2	1	247	2	253
33	北海道	室蘭	12,191	22	1,765	2	5	2	203	7	219
34	北海道	新室西	3,274	31	9,493	8	25	12	141	17	203
35	北海道	釧路	25,525	113	4,435	4	12	6	322	18	362
36	北海道	釧路鳥取	4,890	20	4,081	4	11	5	236	16	272
37	北海道	釧路南	4,272	25	5,945	5	16	8	246	23	298
38	北海道	釧路武佐	3,833	17	4,344	4	11	6	168	17	206
39	北海道	愛国	4,095	36	8,693	8	23	11	324	41	407
40	北海道	帯広稲田	2,234	6	2,908	3	8	4	414	100	529
41	北海道	西帯広	1,303	3	2,182	2	6	3	348	79	438
42	北海道	白樺通り	5,005	53	10,649	9	28	14	481	139	671
43	北海道	帯広東	11,246	15	1,343	1	4	2	342	71	420
44	北海道	北海道北見	3,287	15	4,467	4	12	6	254	14	290
45	北海道	岩見沢	9,133	39	4,232	4	11	5	174	16	210
46	北海道	網走	3,553	4	1,117	1	3	1	169	1	175
47	北海道	留萌	8,393	23	2,747	2	7	3	54	12	78
48	北海道	苫小牧	18,038	270	14,977	13	39	19	168	44	283
49	北海道	苫小牧東	4,200	25	6,011	5	16	8	129	26	184
50	北海道	苫小牧西	8,329	38	4,569	4	12	6	233	11	266
51	北海道	勇払	1,123	8	7,268	6	19	9	72	26	132
52	北海道	稚内	9,950	19	1,919	2	5	2	138	▲ 9	138
53	北海道	稚内南	7,508	35	4,620	4	12	6	136	17	175
54	北海道	美唄	5,420	63	11,667	10	31	15	61	25	142
55	北海道	芦別	3,711	5	1,466	1	4	2	64	▲ 25	46
56	北海道	江別	6,957	59	8,426	7	22	11	613	195	848
57	北海道	札幌大麻	4,256	6	1,306	1	3	2	301	104	411
58	北海道	紋別	5,452	10	1,780	2	5	2	84	5	98
59	北海道	士別	10,774	4	394	0	1	1	94	▲ 2	94
60	北海道	名寄	5,054	8	1,490	1	4	2	160	4	171
61	北海道	根室	7,609	18	2,377	2	6	3	148	5	164

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
62	北海道	千歳	4,367	7	1,553	1	4	2	516	153	676
63	北海道	泉沢	1,397	12	8,269	7	22	11	327	137	504
64	北海道	滝川	9,303	28	2,966	3	8	4	114	12	141
65	北海道	砂川	4,686	23	4,967	4	13	6	108	10	141
66	北海道	石狩深川	7,909	188	23,790	21	63	30	97	78	289
67	北海道	富良野	4,415	18	3,985	3	10	5	197	14	229
68	北海道	恵庭	3,444	9	2,655	2	7	3	437	123	572
69	北海道	島松	1,435	4	2,757	2	7	4	370	143	526
70	北海道	北海道伊達	4,759	33	6,999	6	18	9	385	27	445
71	北海道	石狩広島	5,918	33	5,527	5	15	7	645	331	1,003
72	北海道	輪厚	524	8	15,842	14	42	20	1,700	586	2,362
73	北海道	石狩	17,008	43	2,543	2	7	3	22	9	43
74	北海道	当別	5,831	12	2,043	2	5	3	79	6	95
75	北海道	倶知安	4,369	5	1,209	1	3	2	692	19	717
76	北海道	岩内	9,948	118	11,851	10	31	15	77	31	164
77	北海道	余市	3,595	11	3,145	3	8	4	117	2	134
78	北海道	北海道栗山	4,271	14	3,327	3	9	4	110	5	131
79	北海道	門別富川	5,814	41	7,133	6	19	9	69	20	123
80	北海道	静内	7,251	20	2,773	2	7	4	79	4	96
81	北海道	浦河	3,961	26	6,662	6	18	8	122	10	164
82	北海道	木野	3,017	18	6,068	5	16	8	418	74	521
83	北海道	士幌	2,407	2	977	1	3	1	44	5	54
84	北海道	鹿追	3,332	5	1,620	1	4	2	40	5	52
85	北海道	新得	1,025	2	1,615	1	4	2	94	5	106
86	北海道	大樹	1,777	5	2,904	3	8	4	70	9	94
87	北海道	本別	4,153	21	5,001	4	13	6	171	5	199
88	北海道	足寄	2,634	10	3,826	3	10	5	109	14	141
89	北海道	釧路白糠	2,882	14	4,726	4	12	6	113	15	150
90	北海道	中標津	9,023	78	8,669	8	23	11	111	31	184
91	北海道	根室標津	6,815	18	2,582	2	7	3	52	9	73
92	北海道	札幌石山	2,240	9	3,817	3	10	5	585	75	678
93	北海道	川沿	1,152	11	9,123	8	24	12	783	119	946
94	北海道	東相の内	1,967	9	4,660	4	12	6	159	17	198
95	北海道	遠軽	4,091	13	3,221	3	8	4	176	11	202
96	北海道	幕別	1,068	2	2,151	2	6	3	104	5	120
97	北海道	南幌	1,120	2	1,777	2	5	2	79	▲ 5	83
98	北海道	簾舞	1,180	2	1,598	1	4	2	108	11	126
99	北海道	虻田	5,619	8	1,363	1	4	2	109	▲ 7	109
100	北海道	錦岡	680	14	20,774	18	55	26	320	98	517
101	北海道	美幌	3,145	13	3,997	3	11	5	151	11	181
102	北海道	岩見沢幌向	523	2	4,619	4	12	6	13	18	53
103	北海道	湯の川	3,837	30	7,845	7	21	10	343	28	409
104	北海道	神楽岡	2,886	11	3,721	3	10	5	313	15	346
105	北海道	本輪西	3,151	16	5,221	5	14	7	256	5	287
106	北海道	白鳥台	3,398	14	4,109	4	11	5	137	▲ 18	139
107	北海道	七重浜	1,833	5	2,673	2	7	3	376	10	398
108	北海道	上磯	1,093	3	3,193	3	8	4	285	8	308
109	北海道	函館大野	1,046	2	1,506	1	4	2	227	2	236
110	北海道	森	5,529	46	8,349	7	22	11	141	31	212
111	北海道	北海道八雲	8,221	5	562	0	1	1	207	▲ 11	198
112	北海道	苫小牧萩野	974	4	4,091	4	11	5	68	10	98
113	北海道	知内	570	4	6,952	6	18	9	279	17	329
114	北海道	長万部	3,229	12	3,587	3	9	5	85	8	110
115	北海道	旭川東川	572	2	3,956	3	10	5	309	21	348
116	北海道	音更	747	1	1,943	2	5	2	233	27	269
117	北海道	蘭越	642	5	8,478	7	22	11	139	69	248
118	北海道	鷹栖	992	2	2,441	2	6	3	125	▲ 7	129
119	北海道	桜ケ岡	1,533	3	1,889	2	5	2	121	1	131
120	北海道	木古内	3,200	7	2,031	2	5	3	126	▲ 9	127
121	北海道	今金	2,997	5	1,609	1	4	2	140	0	147
122	北海道	白老	3,929	1	152	0	0	0	105	▲ 10	95
123	北海道	赤平	4,320	11	2,564	2	7	3	51	▲ 3	60
124	北海道	東神楽	1,662	5	2,797	2	7	4	94	13	120
125	北海道	美瑛	2,462	5	1,883	2	5	2	144	4	157

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
126	北海道	奈井江	996	2	1,650	1	4	2	73	0	80
127	北海道	上富良野	1,005	3	2,926	3	8	4	111	12	138
128	北海道	十勝池田	2,361	2	982	1	3	1	94	▲ 9	90
129	北海道	大楽毛	3,504	12	3,506	3	9	4	88	8	112
130	北海道	浦幌	1,231	4	3,110	3	8	4	60	6	81
131	北海道	西の里	780	21	27,133	24	71	34	1,854	641	2,624
132	北海道	石狩高岡	2,111	7	3,292	3	9	4	4	11	31
133	北海道	江差	3,575	12	3,260	3	9	4	176	▲ 3	189
134	北海道	旭岡	2,091	21	10,102	9	27	13	98	29	176
135	北海道	銭亀	2,390	3	1,151	1	3	1	48	1	54
136	北海道	羽幌	3,471	11	3,109	3	8	4	60	▲ 1	74
137	北海道	厚岸	4,162	13	3,159	3	8	4	97	11	123
138	北海道	北海道松前	733	1	1,189	1	3	2	423	▲ 96	333
139	北海道	鵡川	3,458	8	2,268	2	6	3	90	4	105
140	北海道	十勝清水	2,877	5	1,794	2	5	2	87	7	103
141	北海道	歌志内	1,335	1	908	1	2	1	21	▲ 1	24
142	北海道	花畔	1,113	2	1,883	2	5	2	346	125	480
143	北海道	松前福島	958	1	776	1	2	1	91	▲ 1	94
144	北海道	上の国	533	2	4,234	4	11	5	155	▲ 12	163
145	北海道	北檜山	1,291	2	1,306	1	3	2	140	0	146
146	北海道	古平	1,898	3	1,381	1	4	2	49	4	60
147	北海道	上砂川	420	1	2,794	2	7	4	42	0	55
148	北海道	上川	3,008	5	1,595	1	4	2	33	3	43
149	北海道	中富良野	706	5	6,962	6	18	9	119	27	179
150	北海道	増毛	2,221	3	1,240	1	3	2	70	▲ 3	73
151	北海道	早来	3,112	6	1,802	2	5	2	80	4	93
152	北海道	新冠	568	3	5,329	5	14	7	226	▲ 9	243
153	北海道	庶路	1,053	2	1,685	1	4	2	66	5	78
154	北海道	稀府	1,120	4	3,662	3	10	5	92	▲ 12	98
155	北海道	茂辺地	643	3	5,371	5	14	7	181	13	220
156	北海道	上士幌	1,111	20	17,633	15	46	22	148	65	296
157	北海道	定山渓	3,303	21	6,232	5	16	8	127	23	179
158	北海道	ニセコ	537	2	3,963	3	10	5	303	55	376
159	北海道	音別	560	1	1,668	1	4	2	83	▲ 9	81
160	北海道	空知太	1,527	10	6,715	6	18	9	97	20	150
161	北海道	喜茂別	557	1	2,522	2	7	3	84	▲ 6	90
162	北海道	京極	439	2	3,809	3	10	5	223	38	279
163	北海道	比布	595	3	5,567	5	15	7	119	▲ 5	141
164	北海道	伊達豊浦	786	6	8,247	7	22	10	169	▲ 47	161
165	北海道	絵鞆	1,682	23	13,834	12	36	18	77	37	180
166	北海道	登別	4,150	16	3,892	3	10	5	187	13	218
167	北海道	遠矢	1,218	8	6,241	5	16	8	102	21	152
168	北海道	女満別	481	1	2,867	3	8	4	187	5	207
169	北海道	熊石	1,376	4	2,672	2	7	3	106	▲ 24	94
170	北海道	瀬棚	557	2	3,121	3	8	4	121	▲ 11	125
171	北海道	中湧別	1,764	4	2,471	2	6	3	85	▲ 5	91
172	北海道	興部	4,054	12	2,912	3	8	4	36	9	60
173	北海道	えりも	1,418	5	3,856	3	10	5	213	▲ 30	201
174	北海道	西神楽	1,281	8	6,199	5	16	8	88	11	128
175	北海道	山部	616	3	4,951	4	13	6	79	12	114
176	北海道	大沼	439	1	3,124	3	8	4	152	▲ 14	153
177	北海道	江差乙部	449	2	3,476	3	9	4	192	▲ 30	178
178	北海道	久遠	592	2	2,649	2	7	3	73	▲ 8	77
179	北海道	仁木	715	3	4,623	4	12	6	241	▲ 15	248
180	北海道	妹背牛	451	3	5,603	5	15	7	104	▲ 20	111
181	北海道	深川沼田	375	1	3,574	3	9	5	130	▲ 30	117
182	北海道	幾寅	1,185	5	4,046	4	11	5	53	10	83
183	北海道	遠別	458	1	2,789	2	7	4	114	▲ 15	112
184	北海道	津別	470	3	6,704	6	18	9	151	21	205
185	北海道	小清水	602	3	5,712	5	15	7	146	5	178
186	北海道	訓子府	550	2	2,757	2	7	4	141	▲ 14	140
187	北海道	佐呂間	972	2	2,016	2	5	3	130	▲ 5	135
188	北海道	常呂	652	4	5,470	5	14	7	152	44	222
189	北海道	滝上	745	3	4,696	4	12	6	43	9	74

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
190	北海道	雄武	1,599	4	2,636	2	7	3	51	8	71
191	北海道	早来追分	840	4	5,138	4	14	7	159	37	221
192	北海道	平取	553	2	3,284	3	9	4	72	2	90
193	北海道	厚賀	579	2	3,558	3	9	5	123	▲ 4	136
194	北海道	あいの里	2,800	45	16,124	14	42	20	298	140	514
195	北海道	弟子屈	3,574	31	8,812	8	23	11	87	33	162
196	北海道	茶志内	1,429	9	6,341	6	17	8	13	19	63
197	北海道	日高町	500	2	3,426	3	9	4	67	0	83
198	北海道	稚内豊富	757	5	7,095	6	19	9	189	▲ 3	220
199	北海道	留辺蘂	1,861	9	5,025	4	13	6	78	13	114
200	北海道	朝里	2,837	11	3,991	3	10	5	469	54	541
201	北海道	銭函	854	3	3,615	3	10	5	205	8	231
202	北海道	オタモイ	1,335	8	5,800	5	15	7	104	16	147
203	北海道	岩見沢三笠	4,226	2	518	0	1	1	46	▲ 2	46
204	北海道	江部乙	1,166	2	1,844	2	5	2	26	5	40
205	北海道	音江	530	2	4,080	4	11	5	29	16	65
206	北海道	鷲別	1,785	6	3,450	3	9	4	238	12	266
207	北海道	登別東	1,777	9	4,797	4	13	6	104	10	137
208	北海道	七飯	779	0	302	0	1	0	288	▲ 5	284
209	北海道	南茅部	1,018	2	1,708	1	4	2	124	▲ 14	117
210	北海道	由仁	587	2	3,666	3	10	5	102	5	125
211	北海道	栗山長沼	918	2	1,953	2	5	2	114	3	126
212	北海道	新十津川	1,157	4	3,715	3	10	5	86	2	106
213	北海道	当麻	451	2	5,373	5	14	7	185	▲ 3	208
214	北海道	美深	6,313	9	1,489	1	4	2	20	1	28
215	北海道	北見枝幸	1,070	3	3,247	3	9	4	163	▲ 3	176
216	北海道	端野	524	5	8,665	8	23	11	356	20	418
217	北海道	虎杖浜	1,808	11	6,304	6	17	8	50	20	101
218	北海道	芽室	1,356	5	4,032	4	11	5	243	45	308
219	北海道	札内	1,230	7	5,695	5	15	7	255	31	313
220	北海道	阿寒	579	6	10,150	9	27	13	142	39	230
221	北海道	岩内前田	563	3	5,398	5	14	7	113	11	150
222	北海道	卯原内	564	3	5,827	5	15	7	29	16	72
223	北海道	生田原	716	3	3,922	3	10	5	50	12	80
224	北海道	登別温泉	5,568	23	4,135	4	11	5	94	▲ 4	110
225	北海道	夕張	5,177	69	13,271	12	35	17	20	48	132
226	北海道	花咲	1,154	8	6,659	6	18	8	24	26	82
227	北海道	有珠	1,316	4	3,339	3	9	4	47	▲ 1	62
228	北海道	栗沢	617	1	2,295	2	6	3	69	▲ 9	71
229	北海道	風連	534	1	2,486	2	7	3	70	5	87
230	北海道	広尾	3,104	2	522	0	1	1	59	▲ 6	55
231	北海道	霧多布	454	4	9,115	8	24	12	124	21	189
232	北海道	蘭島	1,030	4	3,478	3	9	4	68	12	96
233	北海道	月形	718	6	8,097	7	21	10	64	35	137
234	北海道	斜里	6,350	12	1,884	2	5	2	120	1	130
235	北海道	別海	452	2	3,576	3	9	5	231	19	267
236	北海道	和寒	641	2	3,343	3	9	4	122	3	141
237	北海道	香深	463	2	3,642	3	10	5	94	▲ 37	75
238	北海道	船泊	571	2	3,415	3	9	4	70	8	94
239	北海道	清水沢	1,301	4	3,332	3	9	4	28	6	50
240	北海道	浜頓別	4,165	8	1,836	2	5	2	47	4	60
241	北海道	更別	468	3	7,292	6	19	9	193	25	252
242	北海道	砂原	508	1	1,662	1	4	2	112	▲ 88	31
243	北海道	寿都	2,126	44	20,829	18	55	26	184	44	327
244	北海道	天塩	1,637	2	984	1	3	1	139	▲ 22	122
245	北海道	斜里清里	733	6	8,005	7	21	10	93	23	154
246	北海道	陸別	441	2	4,035	4	11	5	87	16	123
247	北海道	頼城	1,100	2	2,111	2	6	3	3	8	22
248	北海道	歯舞	777	2	3,038	3	8	4	36	9	60
249	北海道	静狩	514	4	8,208	7	22	10	31	29	99
250	北海道	奥尻	625	7	11,826	10	31	15	144	21	221
251	北海道	黒松内	67	0	4,681	4	12	6	70	14	106
252	北海道	昆布	879	2	1,788	2	5	2	11	7	27
253	北海道	剣淵	502	4	7,237	6	19	9	66	13	113

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
254	北海道	美深中川	514	3	6,740	6	18	9	59	10	102
255	北海道	標茶	939	2	2,537	2	7	3	85	8	105
256	北海道	川湯	685	2	2,644	2	7	3	50	1	63
257	北海道	羅臼	942	3	3,650	3	10	5	208	11	237
258	青森	松森	6,707	50	7,397	6	19	9	511	24	569
259	青森	沖館	2,735	2	720	1	2	1	547	4	555
260	青森	青森荒川	2,897	12	4,144	4	11	5	385	10	415
261	青森	野内	996	5	4,793	4	13	6	275	17	315
262	青森	青森新城	4,403	18	4,015	4	11	5	115	11	146
263	青森	四ツ石	4,065	15	3,630	3	10	5	186	4	208
264	青森	東野内	4,135	47	11,278	10	30	14	128	37	219
265	青森	弘前	8,892	16	1,751	2	5	2	317	1	327
266	青森	弘前南	499	4	8,751	8	23	11	484	31	557
267	青森	弘前城東	4,288	67	15,706	14	41	20	180	65	320
268	青森	青森八戸	12,061	202	16,748	15	44	21	765	64	909
269	青森	八戸高館	3,340	35	10,428	9	27	13	566	48	663
270	青森	八戸港	3,251	39	11,882	10	31	15	238	36	330
271	青森	是川	2,192	7	3,326	3	9	4	232	10	258
272	青森	新尻内	3,256	59	18,215	16	48	23	328	83	498
273	青森	八戸NW3棟	12,061	202	16,748	15	44	21	520	64	664
274	青森	黒石	3,214	46	14,339	13	38	18	205	49	323
275	青森	五所川原	11,087	30	2,731	2	7	3	266	9	287
276	青森	十和田	12,105	119	9,837	9	26	13	197	36	281
277	青森	八戸三沢	3,583	5	1,376	1	4	2	370	3	380
278	青森	むつ	9,575	26	2,756	2	7	4	92	▲ 8	97
279	青森	青森大湊	2,463	1	255	0	1	0	31	▲ 1	31
280	青森	青森小湊	2,018	15	7,209	6	19	9	100	24	158
281	青森	蟹田	2,868	4	1,552	1	4	2	74	1	82
282	青森	鰺ケ沢	5,071	84	16,588	14	44	21	158	56	293
283	青森	浪岡	3,334	6	1,852	2	5	2	104	7	120
284	青森	野辺地	12,184	106	8,668	8	23	11	113	30	185
285	青森	七戸	5,391	5	914	1	2	1	102	0	106
286	青森	六ケ所	2,470	35	13,968	12	37	18	86	52	205
287	青森	三戸	4,673	21	4,545	4	12	6	151	▲ 1	172
288	青森	八戸階上	840	1	1,096	1	3	1	108	7	120
289	青森	八戸大館	327	5	16,787	15	44	21	1,240	64	1,384
290	青森	百石	1,409	8	5,478	5	14	7	195	20	241
291	青森	八戸下田	1,152	3	2,425	2	6	3	112	9	132
292	青森	青森大畑	1,218	4	3,159	3	8	4	82	▲ 1	96
293	青森	木造	2,055	3	1,496	1	4	2	121	10	138
294	青森	大浦	630	3	4,281	4	11	5	166	19	205
295	青森	弘前藤崎	1,612	11	6,933	6	18	9	124	27	184
296	青森	大鰐	5,081	11	2,162	2	6	3	130	4	145
297	青森	板柳	2,324	12	5,093	4	13	6	123	13	159
298	青森	金木	967	16	16,972	15	45	22	256	47	385
299	青森	六戸	1,650	18	11,211	10	29	14	119	39	211
300	青森	上北	1,195	3	2,500	2	7	3	102	6	120
301	青森	五戸	3,867	15	3,928	3	10	5	85	12	115
302	青森	今別	534	15	28,022	24	74	36	125	76	335
303	青森	陸奥常盤	411	3	6,236	5	16	8	183	17	229
304	青森	上市川	2,099	4	1,740	2	5	2	26	6	41
305	青森	陸奥横浜	594	8	14,184	12	37	18	119	49	235
306	青森	深浦	780	17	22,016	19	58	28	167	72	344
307	青森	弘前森田	1,237	5	3,845	3	10	5	61	13	92
308	青森	田舎館	1,315	8	5,955	5	16	8	55	23	107
309	青森	乙供	1,438	9	6,344	6	17	8	70	22	123
310	青森	天間林	2,812	10	3,471	3	9	4	42	12	70
311	青森	田子	585	14	23,526	21	62	30	269	77	459
312	青森	福地	480	4	9,196	8	24	12	242	29	315
313	青森	北金ケ沢	554	13	23,608	21	62	30	174	90	377
314	青森	弘前新和	1,066	5	4,862	4	13	6	54	20	97
315	青森	高杉	1,047	2	2,105	2	6	3	55	6	72
316	青森	奥内	853	3	2,966	3	8	4	72	▲ 1	86
317	青森	新平賀	855	4	4,096	4	11	5	250	21	291

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
318	青森	八戸南郷	589	6	10,109	9	27	13	211	30	290
319	青森	長橋	1,291	4	3,337	3	9	4	42	10	68
320	青森	四和	1,599	10	6,115	5	16	8	31	22	82
321	青森	陸奥蓬田	487	7	15,211	13	40	19	92	52	216
322	青森	弘前柏	625	5	7,333	6	19	9	175	21	230
323	青森	車力	734	6	8,818	8	23	11	82	30	154
324	青森	小阿弥	1,629	8	5,029	4	13	6	33	16	72
325	青森	弘前中里	614	4	6,277	5	17	8	109	17	156
326	青森	市浦	629	3	5,416	5	14	7	72	15	113
327	青森	青森白糠	488	4	8,389	7	22	11	116	24	180
328	青森	上名久井	699	5	7,151	6	19	9	206	23	263
329	青森	諏訪平	815	12	14,386	13	38	18	290	49	408
330	青森	倉石	569	4	7,706	7	20	10	68	28	133
331	青森	青森新郷	715	6	7,806	7	21	10	69	12	119
332	青森	尾上	1,568	21	13,092	11	34	17	70	▲ 14	118
333	青森	小泊	597	4	6,045	5	16	8	216	10	255
334	青森	青森大間	371	5	12,521	11	33	16	139	38	237
335	青森	近川駅前	1,339	6	4,188	4	11	5	36	13	69
336	青森	千歳平	4,194	15	3,668	3	10	5	35	11	64
337	青森	弘前石川	804	11	13,668	12	36	17	252	42	359
338	青森	弘前鶴田	965	6	6,159	5	16	8	172	43	244
339	青森	弘前梅沢	1,988	6	3,144	3	8	4	33	10	58
340	青森	稲垣	616	5	8,235	7	22	10	80	29	148
341	青森	名川	664	5	7,179	6	19	9	177	22	233
342	青森	青森	6,385	62	9,656	8	25	12	395	29	469
343	青森	浅虫	1,328	6	4,331	4	11	6	195	13	229
344	青森	温湯	871	3	3,523	3	9	4	63	8	87
345	青森	浜三沢	1,067	3	2,958	3	8	4	69	12	96
346	青森	織笠	1,583	6	3,925	3	10	5	50	14	82
347	青森	国吉	803	10	12,583	11	33	16	113	38	211
348	青森	弘前相馬	506	7	14,414	13	38	18	217	47	333
349	青森	目屋	618	4	7,144	6	19	9	48	24	106
350	青森	陸奥川内	582	8	14,182	12	37	18	180	29	276
351	青森	佐井	549	3	5,871	5	15	7	87	8	122
352	青森	石持	571	2	3,907	3	10	5	58	10	86
353	青森	三厩	361	3	8,144	7	21	10	73	24	135
354	青森	陸奥平館	627	3	4,674	4	12	6	51	10	83
355	青森	弘前岩崎	624	4	5,626	5	15	7	95	5	127
356	岩手	盛岡2	9,389	50	5,373	5	14	7	862	52	940
357	岩手	盛岡仙北	2,892	2	586	1	2	1	1,295	467	1,766
358	岩手	盛岡上田	4,842	24	5,040	4	13	6	503	24	550
359	岩手	青山第二	5,800	124	21,403	19	56	27	401	56	559
360	岩手	盛岡飯岡	3,685	42	11,291	10	30	14	752	80	886
361	岩手	宮古2	6,212	90	14,516	13	38	18	364	30	463
362	岩手	大船渡	5,704	14	2,436	2	6	3	286	5	302
363	岩手	岩手水沢	7,750	41	5,255	5	14	7	220	8	254
364	岩手	花巻	10,219	173	16,887	15	44	21	203	49	332
365	岩手	新宮野目	1,559	30	19,055	17	50	24	329	71	491
366	岩手	北上	9,345	32	3,435	3	9	4	240	12	268
367	岩手	相去	3,809	57	14,906	13	39	19	299	56	426
368	岩手	久慈	7,925	49	6,210	5	16	8	243	16	288
369	岩手	遠野	10,470	63	6,057	5	16	8	194	17	240
370	岩手	一関	12,277	23	1,897	2	5	2	273	▲ 2	280
371	岩手	陸前高田	4,836	59	12,189	11	32	15	131	▲ 141	48
372	岩手	釜石	5,954	7	1,192	1	3	2	274	2	282
373	岩手	釜石上中島	8,382	94	11,162	10	29	14	585	37	675
374	岩手	江刺	5,832	8	1,328	1	3	2	150	▲ 1	155
375	岩手	二戸	7,266	55	7,610	7	20	10	189	25	251
376	岩手	新西根	3,132	18	5,755	5	15	7	138	16	181
377	岩手	千厩	4,116	18	4,408	4	12	6	196	▲ 23	195
378	岩手	宮古大野	596	3	4,747	4	12	6	195	▲ 4	213
379	岩手	盛岡太田	4,372	29	6,663	6	18	8	245	28	305
380	岩手	滝沢	4,058	23	5,592	5	15	7	245	21	293
381	岩手	藤根	952	4	4,555	4	12	6	170	18	210

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
382	岩手	赤荻	1,215	9	7,107	6	19	9	578	▲ 25	587
383	岩手	紫波	1,892	4	1,961	2	5	2	383	0	392
384	岩手	矢巾	1,428	11	7,550	7	20	10	795	87	919
385	岩手	広瀬	367	2	5,033	4	13	6	51	16	90
386	岩手	盛岡乙部	1,400	5	3,897	3	10	5	219	14	251
387	岩手	江釣子	1,104	3	2,467	2	6	3	162	9	182
388	岩手	雫石	789	2	2,261	2	6	3	175	3	189
389	岩手	岩手	4,834	83	17,219	15	45	22	161	26	269
390	岩手	石鳥谷	1,142	5	4,253	4	11	5	174	25	219
391	岩手	水沢西根	5,152	40	7,688	7	20	10	239	32	308
392	岩手	新平泉	539	3	5,427	5	14	7	239	6	271
393	岩手	岩泉	3,350	30	9,094	8	24	12	256	22	322
394	岩手	小鳥谷	476	6	13,225	12	35	17	203	30	297
395	岩手	摺沢	332	3	7,769	7	20	10	285	27	349
396	岩手	岩手川崎	531	6	11,820	10	31	15	79	38	173
397	岩手	水沢東山	796	3	4,307	4	11	5	138	11	169
398	岩手	津軽石	1,103	5	4,245	4	11	5	182	16	218
399	岩手	萩荘	1,161	5	4,393	4	12	6	335	11	368
400	岩手	花巻温泉	1,607	12	7,606	7	20	10	177	27	241
401	岩手	鵜住居	868	20	23,377	20	61	30	190	79	380
402	岩手	種市	578	6	9,536	8	25	12	344	14	403
403	岩手	釜石広田	483	2	4,429	4	12	6	206	10	238
404	岩手	金田一	1,261	14	10,750	9	28	14	202	22	275
405	岩手	渋民	1,110	6	5,542	5	15	7	219	21	267
406	岩手	好摩	444	6	14,266	12	38	18	401	47	516
407	岩手	水沢小山	563	6	10,197	9	27	13	137	31	217
408	岩手	胆沢	419	2	5,052	4	13	6	122	7	152
409	岩手	軽米	672	12	18,459	16	49	23	341	▲ 96	333
410	岩手	豊間根	753	7	8,786	8	23	11	427	▲ 22	447
411	岩手	住田	376	1	2,747	2	7	3	267	0	279
412	岩手	細浦	1,069	5	4,324	4	11	5	180	▲ 2	198
413	岩手	田老	861	26	30,508	27	80	39	104	24	274
414	岩手	岩手上郷	704	7	10,124	9	27	13	211	28	288
415	岩手	釜石平田	1,173	4	3,720	3	10	5	293	▲ 9	302
416	岩手	六原	1,501	8	5,391	5	14	7	69	20	115
417	岩手	三陸	1,196	30	24,703	22	65	31	166	59	343
418	岩手	綾里	598	8	14,011	12	37	18	103	▲ 22	148
419	岩手	宮古小川	549	4	7,032	6	18	9	98	27	158
420	岩手	普代	538	4	7,606	7	20	10	299	▲ 4	332
421	岩手	宮古八木	718	6	8,020	7	21	10	211	9	258
422	岩手	湯口	1,278	10	7,687	7	20	10	99	30	166
423	岩手	和賀	1,195	2	1,845	2	5	2	146	7	162
424	岩手	滝沢駅前	1,192	12	10,123	9	27	13	204	35	288
425	岩手	大槌	4,036	39	9,545	8	25	12	75	30	150
426	岩手	一戸	1,228	4	3,360	3	9	4	138	4	158
427	岩手	伊手	610	4	6,948	6	18	9	52	22	107
428	岩手	上平沢	1,432	6	4,312	4	11	5	143	15	178
429	岩手	盛岡東和	1,949	8	3,849	3	10	5	107	6	131
430	岩手	九戸	616	8	12,468	11	33	16	159	18	237
431	岩手	唐丹	595	11	17,829	16	47	23	369	49	504
432	岩手	小本	1,227	6	5,202	5	14	7	95	8	129
433	岩手	姉体	1,002	1	882	1	2	1	163	4	171
434	岩手	二子	2,847	4	1,359	1	4	2	172	7	186
435	岩手	水沢飯豊	1,404	3	2,387	2	6	3	94	9	114
436	岩手	盛岡西山	1,494	7	4,560	4	12	6	52	16	90
437	岩手	葛巻	634	8	12,919	11	34	16	172	14	247
438	岩手	平館	892	3	2,924	3	8	4	123	6	144
439	岩手	東八幡平	505	6	12,181	11	32	15	140	34	232
440	岩手	大迫	629	4	6,458	6	17	8	231	19	281
441	岩手	金ケ崎	855	3	3,631	3	10	5	216	9	243
442	岩手	前沢	1,004	2	2,384	2	6	3	298	9	318
443	岩手	衣川	573	2	4,053	4	11	5	153	▲ 3	170
444	岩手	花泉	433	6	12,961	11	34	16	408	5	474
445	岩手	宮守	627	5	7,205	6	19	9	308	▲ 7	335

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
446	岩手	安代	671	7	11,160	10	29	14	224	25	302
447	岩手	田山	550	4	7,049	6	19	9	103	15	152
448	岩手	湯田	730	3	4,268	4	11	5	81	3	104
449	岩手	室根	827	9	11,268	10	30	14	86	38	178
450	岩手	宮古新里	526	5	10,225	9	27	13	144	23	216
451	岩手	浄法寺	578	10	17,990	16	47	23	254	48	388
452	岩手	岩手大東	919	3	3,397	3	9	4	203	12	231
453	岩手	水沢藤沢	500	4	8,843	8	23	11	236	5	283
454	岩手	田野畑	540	5	9,108	8	24	12	163	14	221
455	岩手	宮古川井	681	7	10,530	9	28	13	77	32	159
456	岩手	甲子	1,021	6	5,518	5	15	7	79	16	122
457	岩手	野田	2,106	35	16,762	15	44	21	79	38	197
458	岩手	盛岡谷内	857	3	3,203	3	8	4	81	▲ 2	94
459	岩手	沢内	427	3	7,454	7	20	9	80	17	133
460	宮城	仙台青葉通	42,368	272	6,411	6	17	8	7,091	802	7,924
461	宮城	仙台長町	6,590	243	36,868	32	97	47	1,741	350	2,267
462	宮城	台原	13,298	58	4,370	4	11	6	944	158	1,123
463	宮城	愛子	1,828	14	7,748	7	20	10	866	137	1,040
464	宮城	岩切	1,388	3	2,423	2	6	3	525	37	573
465	宮城	仙台高砂	2,341	9	3,980	3	10	5	1,518	245	1,781
466	宮城	鶴ケ谷	7,339	21	2,849	2	7	4	700	80	793
467	宮城	苦竹料金	12,474	490	39,317	34	103	50	1,295	521	2,003
468	宮城	榴ケ岡	7,642	113	14,751	13	39	19	1,105	268	1,444
469	宮城	南小泉	3,282	22	6,672	6	18	8	1,724	147	1,903
470	宮城	荒井	3,633	40	11,121	10	29	14	1,547	249	1,849
471	宮城	仙台中田	2,565	14	5,647	5	15	7	988	191	1,206
472	宮城	西多賀	4,612	30	6,503	6	17	8	620	65	716
473	宮城	仙台泉	4,538	169	37,264	33	98	47	1,056	225	1,459
474	宮城	野村	7,252	186	25,612	22	67	33	561	127	810
475	宮城	泉ケ岳	6,252	34	5,375	5	14	7	92	31	149
476	宮城	門脇	7,658	132	17,272	15	45	22	225	59	366
477	宮城	塩釜	18,125	80	4,432	4	12	6	235	17	274
478	宮城	古川	15,807	36	2,271	2	6	3	373	33	417
479	宮城	気仙沼	19,664	141	7,146	6	19	9	88	20	142
480	宮城	仙南白石	11,342	83	7,323	6	19	9	130	28	192
481	宮城	名取	2,448	5	2,003	2	5	3	832	148	990
482	宮城	岩沼桜	4,934	14	2,800	2	7	4	820	138	971
483	宮城	仙南	6,727	34	5,074	4	13	6	230	24	277
484	宮城	村田	1,736	7	4,159	4	11	5	196	6	222
485	宮城	仙南船岡	2,041	57	27,732	24	73	35	383	104	619
486	宮城	利府	1,337	4	2,681	2	7	3	1,050	174	1,236
487	宮城	富谷	1,330	7	5,357	5	14	7	400	22	448
488	宮城	明石交換所	2,192	46	21,128	18	56	27	213	84	398
489	宮城	築館源光	8,677	90	10,372	9	27	13	148	36	233
490	宮城	迫	7,487	14	1,866	2	5	2	129	5	143
491	宮城	宮城河北	1,684	7	4,358	4	11	6	157	6	184
492	宮城	矢本	1,932	44	22,914	20	60	29	646	143	898
493	宮城	八木山	804	8	10,161	9	27	13	3,309	464	3,822
494	宮城	多賀城	2,872	38	13,067	11	34	17	845	89	996
495	宮城	仙台松島	4,399	11	2,420	2	6	3	152	5	168
496	宮城	七ケ浜	2,054	51	25,034	22	66	32	308	90	518
497	宮城	栗駒	1,728	6	3,611	3	9	5	137	5	159
498	宮城	折立	2,735	12	4,330	4	11	6	406	43	470
499	宮城	三本木	1,416	5	3,598	3	9	5	213	9	239
500	宮城	仙台中山	1,871	21	11,177	10	29	14	1,691	325	2,069
501	宮城	大衡	3,964	26	6,566	6	17	8	148	25	204
502	宮城	中新田	2,005	6	3,219	3	8	4	220	▲ 1	234
503	宮城	亘理	1,530	6	3,822	3	10	5	431	44	493
504	宮城	石越	589	4	6,706	6	18	9	114	21	168
505	宮城	歌津	1,041	37	35,441	31	93	45	180	121	470
506	宮城	角田	6,099	20	3,221	3	8	4	155	11	181
507	宮城	鹿島台	1,421	8	5,460	5	14	7	199	3	228
508	宮城	生出	1,313	4	2,856	2	8	4	201	11	226
509	宮城	仙台今泉	2,341	9	3,997	3	11	5	672	94	785

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
510	宮城	仙南槻木	983	4	4,262	4	11	5	449	25	494
511	宮城	第2高館	2,379	11	4,704	4	12	6	309	45	376
512	宮城	古川中田	488	3	5,626	5	15	7	283	18	328
513	宮城	古川南郷	632	2	2,747	2	7	3	173	6	191
514	宮城	若柳	3,878	20	5,071	4	13	6	129	14	166
515	宮城	渡波	3,726	77	20,560	18	54	26	123	▲ 100	121
516	宮城	西古川	1,452	5	3,698	3	10	5	167	6	191
517	宮城	石巻階上	858	5	5,732	5	15	7	273	0	300
518	宮城	閖上	926	3	3,746	3	10	5	506	111	635
519	宮城	丸森	1,440	9	5,956	5	16	8	168	19	216
520	宮城	坂元	625	2	2,497	2	7	3	125	▲ 18	119
521	宮城	山下	2,095	26	12,489	11	33	16	182	60	302
522	宮城	大郷	1,573	4	2,778	2	7	4	111	7	131
523	宮城	古川小野田	779	8	10,391	9	27	13	167	18	234
524	宮城	古川松山	510	3	5,400	5	14	7	335	10	371
525	宮城	岩出山	1,367	5	3,329	3	9	4	151	3	170
526	宮城	涌谷	2,156	6	2,585	2	7	3	192	1	205
527	宮城	箟岳	750	4	5,893	5	15	7	114	19	160
528	宮城	田尻	634	4	6,049	5	16	8	364	▲ 11	382
529	宮城	小牛田	9,764	155	15,925	14	42	20	140	59	275
530	宮城	北浦駅前	1,157	2	1,569	1	4	2	105	2	114
531	宮城	寺崎	618	2	2,696	2	7	3	199	2	213
532	宮城	女川	9,481	72	7,625	7	20	10	33	▲ 2	68
533	宮城	志津川	2,787	43	15,573	14	41	20	78	34	187
534	宮城	本吉	317	2	6,201	5	16	8	389	▲ 18	400
535	宮城	唐桑	858	29	33,675	29	89	43	266	106	533
536	宮城	荒谷	750	9	11,771	10	31	15	153	40	249
537	宮城	芋沢	1,521	13	8,846	8	23	11	92	37	171
538	宮城	円田	1,688	7	4,151	4	11	5	97	15	132
539	宮城	色麻	768	6	8,258	7	22	10	121	24	184
540	宮城	古川鳴子	3,503	16	4,663	4	12	6	133	1	156
541	宮城	一迫	524	4	8,583	7	23	11	247	14	302
542	宮城	登米	1,563	7	4,290	4	11	5	181	11	212
543	宮城	古川南方	807	11	13,207	12	35	17	203	38	305
544	宮城	広淵	1,343	6	4,390	4	12	6	223	0	245
545	宮城	野蒜	1,199	40	33,197	29	87	42	345	122	625
546	宮城	遠刈田	1,386	7	5,088	4	13	6	109	8	140
547	宮城	高清水	570	6	10,952	10	29	14	333	26	412
548	宮城	金成	1,438	6	4,343	4	11	6	117	15	153
549	宮城	仙南北郷	1,065	4	3,397	3	9	4	112	16	144
550	宮城	古川宮崎	589	7	12,044	11	32	15	157	39	254
551	宮城	瀬峰	450	6	13,845	12	36	18	276	35	377
552	宮城	鶯沢	1,153	3	2,909	3	8	4	48	6	69
553	宮城	米谷	918	3	3,672	3	10	5	85	9	112
554	宮城	宮城河南	343	2	4,804	4	13	6	342	1	366
555	宮城	鳴瀬	1,092	4	3,650	3	10	5	172	12	202
556	宮城	作並	185	0	2,148	2	6	3	149	9	169
557	宮城	仙南川崎	1,134	8	7,372	6	19	9	137	19	190
558	宮城	仙南大内	729	5	7,337	6	19	9	104	14	152
559	宮城	牡鹿	1,513	15	9,930	9	26	13	65	2	115
560	宮城	石巻津山	1,074	4	3,449	3	9	4	77	1	94
561	宮城	古川新田	381	3	6,598	6	17	8	121	18	170
562	宮城	古川米山	512	5	9,789	9	26	12	163	26	236
563	宮城	石巻雄勝	1,404	13	9,140	8	24	12	62	21	127
564	宮城	石巻大島	332	1	4,142	4	11	5	228	1	249
565	宮城	宮城北上	1,006	15	15,405	13	41	20	63	8	145
566	秋田	新棟秋田	14,228	89	6,220	5	16	8	307	34	370
567	秋田	秋田大町	10,510	5	461	0	1	1	248	2	252
568	秋田	土崎	8,233	34	4,138	4	11	5	209	19	248
569	秋田	秋田仁井田	2,003	7	3,628	3	10	5	344	25	387
570	秋田	能代	12,378	21	1,671	1	4	2	89	▲ 1	95
571	秋田	東能代	1,540	9	5,770	5	15	7	131	20	178
572	秋田	横手	8,906	19	2,101	2	6	3	162	9	182
573	秋田	秋田大館	7,303	49	6,652	6	17	8	128	19	178

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
574	秋田	十二所	1,707	3	1,811	2	5	2	40	3	52
575	秋田	秋田本荘	9,892	20	2,010	2	5	3	188	9	207
576	秋田	男鹿	7,028	31	4,357	4	11	6	76	15	112
577	秋田	秋田湯沢	5,714	34	5,995	5	16	8	69	▲ 18	80
578	秋田	大曲	15,261	125	8,179	7	22	10	98	27	164
579	秋田	鹿角	11,037	22	1,969	2	5	3	127	1	138
580	秋田	大館鷹巣	9,720	16	1,648	1	4	2	104	▲ 1	110
581	秋田	五城目	3,241	29	8,952	8	24	11	108	24	175
582	秋田	秋田追分	939	2	1,884	2	5	2	198	9	216
583	秋田	天王	704	3	3,747	3	10	5	209	0	227
584	秋田	秋田大潟	629	2	3,283	3	9	4	335	12	363
585	秋田	仁賀保	1,362	9	6,338	6	17	8	115	25	171
586	秋田	象潟	1,558	5	3,216	3	8	4	221	5	241
587	秋田	横手神岡	1,089	3	2,584	2	7	3	79	8	99
588	秋田	角館	4,126	7	1,605	1	4	2	157	▲ 1	163
589	秋田	西馬音内	689	6	9,425	8	25	12	212	▲ 2	255
590	秋田	東成瀬	509	2	4,351	4	11	6	68	13	102
591	秋田	外旭川	2,836	24	8,530	7	22	11	186	26	252
592	秋田	釈迦内	4,068	11	2,811	2	7	4	58	5	76
593	秋田	太平	1,894	9	4,875	4	13	6	68	13	104
594	秋田	下浜	1,155	2	2,037	2	5	3	54	5	69
595	秋田	角間川	1,357	7	5,314	5	14	7	82	15	123
596	秋田	内小友	997	4	4,337	4	11	6	56	14	91
597	秋田	比内	1,676	10	6,154	5	16	8	176	19	224
598	秋田	合川	2,868	3	1,177	1	3	1	23	3	31
599	秋田	八郎潟	1,196	3	2,645	2	7	3	153	▲ 2	163
600	秋田	横手六郷	1,227	4	3,610	3	9	5	105	8	130
601	秋田	森岳	488	2	4,993	4	13	6	200	5	228
602	秋田	由利	855	2	2,675	2	7	3	89	5	106
603	秋田	稲川	561	8	14,210	12	37	18	217	44	328
604	秋田	横手雄勝	485	5	10,396	9	27	13	235	24	308
605	秋田	八竜	515	3	6,453	6	17	8	120	19	170
606	秋田	琴丘	588	1	1,139	1	3	1	97	▲ 3	99
607	秋田	刈和野	864	4	4,487	4	12	6	109	15	146
608	秋田	中仙	423	2	5,324	5	14	7	136	17	179
609	秋田	小坂	1,447	9	6,076	5	16	8	107	6	142
610	秋田	東由利	521	3	6,654	6	17	8	113	17	161
611	秋田	秋田太田	788	5	5,840	5	15	7	131	9	167
612	秋田	千畑	635	1	2,101	2	6	3	111	4	126
613	秋田	秋田井川	637	7	10,630	9	28	14	195	11	257
614	秋田	飯田川	1,575	4	2,288	2	6	3	118	3	132
615	秋田	若美	672	5	7,088	6	19	9	97	22	153
616	秋田	二ツ井	2,642	12	4,525	4	12	6	140	11	173
617	秋田	花岡	1,538	5	3,061	3	8	4	56	8	79
618	秋田	雄和	394	2	5,297	5	14	7	128	13	167
619	秋田	上小阿仁	461	2	5,072	4	13	6	107	9	139
620	秋田	八森	444	3	6,007	5	16	8	87	8	124
621	秋田	沢目	434	1	2,928	3	8	4	70	7	92
622	秋田	田沢湖	1,585	10	6,187	5	16	8	136	43	208
623	秋田	米内沢	1,185	4	3,257	3	9	4	110	5	131
624	秋田	秋田船越	1,468	7	5,035	4	13	6	119	16	158
625	秋田	秋田河辺	928	4	4,013	4	11	5	205	15	240
626	秋田	矢島	1,893	10	5,184	5	14	7	99	15	140
627	秋田	秋田北浦	1,765	3	1,868	2	5	2	40	13	62
628	秋田	金浦	853	11	12,634	11	33	16	174	37	271
629	秋田	八幡平	855	5	5,920	5	16	8	66	18	113
630	秋田	阿仁	688	5	6,674	6	18	8	90	18	140
631	秋田	横手神代	542	3	5,652	5	15	7	183	22	232
632	秋田	秋田脇本	2,904	3	1,097	1	3	1	38	1	44
633	秋田	由利院内	472	9	19,468	17	51	25	179	65	337
634	秋田	平鹿	1,052	2	2,142	2	6	3	82	2	95
635	秋田	雄物川	769	6	7,289	6	19	9	147	17	198
636	秋田	西目	377	2	4,829	4	13	6	313	16	352
637	秋田	増田	1,401	7	4,992	4	13	6	101	16	140

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
638	秋田	横手大森	611	6	9,708	8	26	12	163	19	228
639	秋田	秋田大内	613	2	3,443	3	9	4	192	0	208
640	秋田	秋田鳥海	1,492	12	7,843	7	21	10	67	25	130
641	秋田	西明寺	1,009	13	12,447	11	33	16	125	37	222
642	秋田	横手山内	524	9	16,779	15	44	21	164	62	306
643	秋田	須川	1,470	6	4,069	4	11	5	41	15	76
644	秋田	横手十文字	1,939	10	4,931	4	13	6	174	17	214
645	秋田	横手金沢	1,401	11	7,896	7	21	10	112	26	176
646	秋田	大館大湯	1,947	4	2,000	2	5	3	79	4	93
647	秋田	十和田南	1,486	3	2,309	2	6	3	121	5	137
648	秋田	早口	745	4	4,960	4	13	6	139	10	172
649	秋田	秋田道川	733	3	4,027	4	11	5	123	5	148
650	秋田	秋田協和	517	5	8,911	8	23	11	138	28	208
651	秋田	横手仙北	481	3	5,918	5	16	8	119	16	164
652	秋田	後三年	572	6	9,791	9	26	12	96	31	174
653	秋田	五里合	1,393	5	3,854	3	10	5	49	10	77
654	秋田	藤里	412	2	4,703	4	12	6	108	6	136
655	秋田	大雄	581	4	7,407	6	19	9	151	14	199
656	秋田	外小友	857	7	7,944	7	21	10	87	14	139
657	山形	山形	17,501	154	8,810	8	23	11	387	47	476
658	山形	山形金井	1,094	4	3,809	3	10	5	425	14	457
659	山形	山形十文字	1,257	4	2,980	3	8	4	255	15	285
660	山形	今塚	2,070	13	6,177	5	16	8	1,183	65	1,277
661	山形	あかねケ丘	7,448	60	8,009	7	21	10	875	95	1,008
662	山形	米沢	13,366	132	9,852	9	26	13	206	36	290
663	山形	米沢窪田	1,176	5	4,412	4	12	6	174	18	214
664	山形	八幡原	5,282	21	4,017	4	11	5	53	15	88
665	山形	鶴岡	5,970	10	1,722	2	5	2	315	10	334
666	山形	酒田2	10,706	42	3,940	3	10	5	314	7	339
667	山形	酒田緑ケ丘	2,399	27	11,214	10	29	14	257	41	351
668	山形	酒田高砂	7,001	72	10,231	9	27	13	76	40	165
669	山形	新庄	5,416	50	9,283	8	24	12	308	34	386
670	山形	寒河江	8,703	72	8,330	7	22	11	288	27	355
671	山形	山形上山	4,696	16	3,325	3	9	4	188	7	211
672	山形	村山	9,159	32	3,446	3	9	4	134	8	158
673	山形	長井	4,229	1	332	0	1	0	138	1	140
674	山形	天童	3,265	4	1,168	1	3	1	331	2	338
675	山形	高擶	1,051	2	2,316	2	6	3	481	5	497
676	山形	神町	937	6	6,706	6	18	9	299	31	363
677	山形	東根	2,512	9	3,436	3	9	4	259	1	276
678	山形	尾花沢	2,100	8	3,811	3	10	5	230	4	252
679	山形	南陽	6,342	7	1,063	1	3	1	182	4	191
680	山形	河北	4,726	16	3,341	3	9	4	134	11	161
681	山形	山形朝日	1,874	15	8,233	7	22	10	128	27	194
682	山形	白鷹	1,881	4	2,143	2	6	3	164	7	182
683	山形	余目	3,516	8	2,201	2	6	3	117	8	136
684	山形	藤島	1,444	4	2,766	2	7	4	177	9	199
685	山形	酒田三川	683	1	1,426	1	4	2	181	4	192
686	山形	温海	3,158	2	670	1	2	1	302	70	376
687	山形	山形小国	1,547	5	3,526	3	9	4	157	1	174
688	山形	庄内朝日機械	550	3	6,199	5	16	8	80	21	130
689	山形	山形川西	3,351	6	1,661	1	4	2	203	▲3	207
690	山形	酒田水沢	1,191	6	5,366	5	14	7	60	18	104
691	山形	袖浦	1,246	5	3,890	3	10	5	88	11	117
692	山形	山形大江	1,588	16	9,788	9	26	12	226	30	303
693	山形	山辺	1,073	10	8,950	8	24	11	322	34	399
694	山形	山形中山	805	4	4,878	4	13	6	312	15	350
695	山形	南原	1,221	3	2,722	2	7	3	79	10	101
696	山形	宮内	2,371	4	1,735	2	5	2	204	5	218
697	山形	高畠	2,031	5	2,670	2	7	3	268	1	281
698	山形	櫛引	1,015	2	2,053	2	5	3	126	6	142
699	山形	白岩	761	4	5,643	5	15	7	233	7	267
700	山形	山形西川	905	1	1,574	1	4	2	109	2	118
701	山形	糠野目	1,173	5	4,055	4	11	5	193	13	226

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
702	山形	米沢飯豊	346	2	4,870	4	13	6	129	14	166
703	山形	酒田羽黒	658	2	3,110	3	8	4	196	2	213
704	山形	本道寺	494	2	4,332	4	11	6	30	16	67
705	山形	山形平田	761	2	2,663	2	7	3	269	5	286
706	山形	酒田立川	705	5	7,465	7	20	9	155	21	212
707	山形	酒田松山	473	2	3,260	3	9	4	214	8	238
708	山形	酒田三瀬	609	1	2,141	2	6	3	68	6	85
709	山形	山形金山	1,185	4	3,718	3	10	5	72	12	102
710	山形	真室川	1,803	9	5,177	5	14	7	151	11	188
711	山形	中和田	435	2	4,592	4	12	6	152	15	189
712	山形	鼠ケ関	916	5	5,650	5	15	7	87	16	130
713	山形	蔵王	1,843	4	2,191	2	6	3	145	3	159
714	山形	酒田大山	1,734	3	1,534	1	4	2	255	▲ 1	261
715	山形	湯野浜	1,476	22	14,815	13	39	19	137	50	258
716	山形	本楯	1,292	5	4,067	4	11	5	93	12	125
717	山形	泉田	1,376	3	2,390	2	6	3	86	6	103
718	山形	村山大久保	411	4	9,616	8	25	12	152	28	225
719	山形	山形白鳥	544	6	11,918	10	31	15	137	76	269
720	山形	山形東郷	1,055	8	7,213	6	19	9	83	26	143
721	山形	福原	667	3	4,148	4	11	5	124	17	161
722	山形	大石田	2,271	7	2,997	3	8	4	136	10	161
723	山形	鮭川	662	3	5,239	5	14	7	83	15	124
724	山形	古口	817	4	4,446	4	12	6	100	12	134
725	山形	遊佐	1,615	10	6,250	5	16	8	170	14	213
726	山形	吹浦	696	2	2,534	2	7	3	40	9	61
727	山形	酒田八幡	879	3	3,091	3	8	4	102	10	127
728	山形	舟形	624	3	4,873	4	13	6	163	20	206
729	山形	須田板	767	4	5,767	5	15	7	127	11	165
730	山形	山形玉野	557	2	4,030	4	11	5	68	14	102
731	山形	清水	511	2	3,833	3	10	5	75	9	102
732	福島	福島	14,500	53	3,628	3	10	5	449	30	497
733	福島	福島清水	2,259	20	8,844	8	23	11	647	33	722
734	福島	福島佐倉	1,285	7	5,276	5	14	7	424	171	621
735	福島	瀬上	2,618	5	1,853	2	5	2	610	▲ 29	590
736	福島	福島大森	4,255	18	4,290	4	11	5	688	67	775
737	福島	蓬莱	2,324	22	9,455	8	25	12	302	24	371
738	福島	飯坂	5,214	21	4,079	4	11	5	222	12	254
739	福島	福島花園	13,736	365	26,587	23	70	34	477	136	740
740	福島	会津若松	9,945	116	11,686	10	31	15	348	44	448
741	福島	東栄町分局	4,241	78	18,478	16	49	23	667	72	827
742	福島	福島郡山	31,323	429	13,707	12	36	17	1,546	133	1,744
743	福島	郡山芳賀	3,521	13	3,760	3	10	5	672	25	715
744	福島	笹川	2,631	24	9,171	8	24	12	772	80	896
745	福島	日和田	1,094	4	3,530	3	9	4	114	8	138
746	福島	喜久田	1,011	5	4,949	4	13	6	285	21	329
747	福島	大槻	1,910	12	6,521	6	17	8	787	73	891
748	福島	郡山守山	3,097	5	1,556	1	4	2	61	3	71
749	福島	磐梯熱海	1,389	5	3,711	3	10	5	104	12	134
750	福島	いわき	14,261	35	2,462	2	6	3	565	55	631
751	福島	小名浜	9,253	49	5,280	5	14	7	373	29	428
752	福島	勿来	4,254	13	3,066	3	8	4	309	14	338
753	福島	内郷	1,342	5	3,990	3	10	5	555	19	592
754	福島	好間	956	6	6,227	5	16	8	601	44	674
755	福島	草野	1,393	7	4,789	4	13	6	444	20	487
756	福島	いわき常磐	4,056	24	5,875	5	15	7	246	29	302
757	福島	四倉	2,890	16	5,503	5	14	7	499	20	545
758	福島	いわき若葉台	2,988	130	43,479	38	114	55	1,314	224	1,745
759	福島	いわき泉	1,213	6	4,948	4	13	6	689	32	744
760	福島	いわき玉川	1,720	2	1,410	1	4	2	565	14	586
761	福島	いわき窪田	4,218	35	8,411	7	22	11	418	28	486
762	福島	白河	9,219	5	561	0	1	1	290	2	294
763	福島	福島原町	4,535	69	15,182	13	40	19	317	36	425
764	福島	郡山須賀川	11,624	146	12,553	11	33	16	224	45	329
765	福島	喜多方	8,692	88	10,124	9	27	13	230	11	290

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
766	福島	福島相馬	3,039	34	11,053	10	29	14	463	35	551
767	福島	二本松	6,439	11	1,631	1	4	2	300	3	310
768	福島	福島藤田	1,036	3	3,103	3	8	4	273	2	290
769	福島	二本松本宮	4,641	16	3,511	3	9	4	210	10	236
770	福島	田島	4,306	19	4,433	4	12	6	285	5	312
771	福島	猪苗代	2,098	9	4,183	4	11	5	220	▲ 4	236
772	福島	会津若松坂下	2,850	5	1,719	2	5	2	352	▲ 6	355
773	福島	郡山西郷	4,070	30	7,337	6	19	9	268	27	329
774	福島	郡山石川	4,234	14	3,416	3	9	4	293	5	314
775	福島	三春	6,879	29	4,252	4	11	5	193	13	226
776	福島	磐城富岡	6,307	60	9,537	8	25	12	296	38	379
777	福島	浪江	2,199	8	3,481	3	9	4	284	17	317
778	福島	会津山口	1,419	14	9,871	9	26	13	247	13	308
779	福島	会津若松広田	1,189	3	2,164	2	6	3	178	4	193
780	福島	福島梁川	2,261	14	6,340	6	17	8	350	23	404
781	福島	保原	2,492	13	5,086	4	13	6	379	16	418
782	福島	江名	1,305	12	9,227	8	24	12	210	24	278
783	福島	福島川俣	3,003	15	5,095	4	13	6	195	13	231
784	福島	塙	465	2	3,642	3	10	5	454	▲ 1	471
785	福島	新地	646	5	8,303	7	22	11	386	25	451
786	福島	小高	1,002	3	2,660	2	7	3	186	▲ 5	193
787	福島	福島伊達	776	6	7,166	6	19	9	473	80	587
788	福島	桑折	1,613	8	5,232	5	14	7	357	4	387
789	福島	福島松川	1,437	2	1,400	1	4	2	276	1	284
790	福島	鏡石	1,471	7	4,646	4	12	6	333	32	387
791	福島	塩川	1,266	15	11,850	10	31	15	163	▲ 16	203
792	福島	棚倉	2,352	11	4,693	4	12	6	244	7	273
793	福島	郡山浅川	1,379	6	4,516	4	12	6	111	9	142
794	福島	福島鹿島	857	10	11,307	10	30	14	267	28	349
795	福島	柳津	5,703	10	1,755	2	5	2	60	2	71
796	福島	飯野	553	2	3,936	3	10	5	251	5	274
797	福島	磐梯	1,012	5	5,302	5	14	7	147	18	191
798	福島	霊山	1,007	5	4,531	4	12	6	168	11	201
799	福島	橋本	3,692	3	811	1	2	1	375	▲ 4	375
800	福島	泉崎	1,194	4	3,124	3	8	4	168	9	192
801	福島	大玉	1,090	6	5,141	4	14	7	210	23	258
802	福島	大林	1,354	20	14,557	13	38	19	239	53	362
803	福島	表郷	1,524	5	3,248	3	9	4	78	▲ 7	87
804	福島	郡山中島	1,360	4	3,098	3	8	4	98	6	119
805	福島	湖南	720	5	6,623	6	17	8	73	20	124
806	福島	白沢	1,172	6	4,997	4	13	6	106	14	143
807	福島	多田野	1,187	3	2,836	2	7	4	87	7	107
808	福島	古殿	615	1	1,311	1	3	2	198	▲ 5	199
809	福島	西会津	1,003	3	3,051	3	8	4	72	4	91
810	福島	北会津	1,344	4	2,764	2	7	4	106	9	128
811	福島	新鶴	744	5	7,113	6	19	9	171	5	210
812	福島	いわき広野	915	3	3,069	3	8	4	224	13	252
813	福島	久ノ浜	897	2	2,739	2	7	3	220	12	244
814	福島	船引	1,449	5	3,618	3	10	5	329	17	364
815	福島	鮫川	703	4	6,370	6	17	8	102	21	154
816	福島	福島東和	834	7	8,343	7	22	11	222	23	285
817	福島	郡山岩瀬	738	5	6,852	6	18	9	225	9	267
818	福島	川桁	1,645	4	2,670	2	7	3	87	9	108
819	福島	柳橋	890	6	7,238	6	19	9	140	20	194
820	福島	岩代	1,104	2	1,776	2	5	2	97	4	110
821	福島	郡山長沼	532	4	8,366	7	22	11	167	26	233
822	福島	会津若松下郷	903	9	10,101	9	27	13	190	29	268
823	福島	熱塩	556	5	8,547	7	22	11	86	27	153
824	福島	山都	680	3	3,914	3	10	5	140	9	167
825	福島	郡山東	1,521	2	1,250	1	3	2	96	3	105
826	福島	大信	1,191	4	3,115	3	8	4	143	▲ 2	156
827	福島	都路	752	4	5,754	5	15	7	94	21	142
828	福島	常葉	1,367	6	4,593	4	12	6	120	15	157
829	福島	楢葉	1,148	9	7,577	7	20	10	180	28	245

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
830	福島	庭坂	1,942	6	3,289	3	9	4	280	▲ 175	121
831	福島	沼之内	710	2	2,577	2	7	3	396	14	422
832	福島	いわき小川	1,236	5	3,741	3	10	5	285	13	316
833	福島	上遠野	1,025	11	10,315	9	27	13	293	35	377
834	福島	小作田	1,079	6	5,369	5	14	7	217	3	246
835	福島	原釜	686	1	816	1	2	1	217	▲ 15	206
836	福島	裏磐梯	411	19	46,426	41	122	59	763	90	1,075
837	福島	会津高田	1,172	11	9,726	8	26	12	216	26	288
838	福島	会津本郷	1,360	5	3,767	3	10	5	192	12	222
839	福島	郡山玉川	864	3	2,956	3	8	4	194	10	219
840	福島	小野新町	2,898	9	3,077	3	8	4	273	7	295
841	福島	大熊	1,065	5	4,946	4	13	6	131	0	154
842	福島	いわき双葉	1,421	6	4,027	4	11	5	97	▲ 112	5
843	福島	飯舘	614	3	5,669	5	15	7	127	17	171
844	福島	天栄	644	8	11,891	10	31	15	167	34	257
845	福島	只見	514	5	9,441	8	25	12	239	10	294
846	福島	会津若松吾妻	898	4	4,417	4	12	6	49	17	88
847	福島	矢祭	409	2	4,937	4	13	6	297	▲ 18	302
848	福島	滝根	1,410	5	3,438	3	9	4	131	5	152
849	福島	大越	990	5	5,404	5	14	7	78	16	120
850	福島	郡山七郷	591	4	7,281	6	19	9	171	20	225
851	福島	移	751	5	7,018	6	18	9	134	17	184
852	福島	いわき川内	758	4	4,908	4	13	6	88	18	129
853	福島	会津若松昭和	401	2	6,223	5	16	8	94	16	139
854	福島	蓬田	1,259	5	4,265	4	11	5	100	12	132
855	福島	郡山小平	1,296	6	4,588	4	12	6	60	14	96
856	茨城	水戸大町	7,405	37	4,940	4	13	6	591	32	646
857	茨城	茨城赤塚	3,854	23	6,055	5	16	8	440	8	477
858	茨城	水戸吉田	2,684	23	8,520	7	22	11	319	25	384
859	茨城	千波	6,664	53	7,991	7	21	10	566	28	632
860	茨城	多賀	8,988	34	3,818	3	10	5	352	10	380
861	茨城	久慈浜	4,035	11	2,827	2	7	4	355	8	376
862	茨城	日立別館	7,161	105	14,706	13	39	19	375	50	496
863	茨城	茨城日高	2,829	10	3,456	3	9	4	332	7	355
864	茨城	土浦	6,827	30	4,375	4	12	6	236	16	274
865	茨城	荒川沖	3,510	1	403	0	1	1	502	7	511
866	茨城	神立	4,550	5	1,144	1	3	1	267	12	284
867	茨城	石岡国府	2,034	10	5,129	4	13	7	384	15	423
868	茨城	下館別館	9,657	96	9,972	9	26	13	334	38	420
869	茨城	下館川島	1,308	12	9,242	8	24	12	257	30	331
870	茨城	結城	2,187	2	887	1	2	1	425	5	434
871	茨城	結城南	506	4	7,522	7	20	10	187	23	247
872	茨城	竜ヶ崎	6,614	49	7,397	6	19	9	141	25	200
873	茨城	土浦佐貫	1,431	11	7,514	7	20	10	552	31	620
874	茨城	那珂湊	4,304	57	13,340	12	35	17	242	46	352
875	茨城	阿字ヶ浦	757	10	13,453	12	35	17	379	46	489
876	茨城	下妻	4,536	59	12,992	11	34	17	251	46	359
877	茨城	水海道菅生	573	9	15,103	13	40	19	374	56	502
878	茨城	水海道別	6,004	197	32,843	29	86	42	285	120	562
879	茨城	茨城勝田	7,307	48	6,577	6	17	8	358	37	426
880	茨城	高萩	5,742	22	3,751	3	10	5	168	12	198
881	茨城	北茨城	14,938	179	11,957	10	31	15	150	37	243
882	茨城	取手	4,152	22	5,266	5	14	7	434	9	469
883	茨城	茨城岩井	4,916	13	2,629	2	7	3	165	7	184
884	茨城	土浦牛久	2,517	13	5,291	5	14	7	764	24	814
885	茨城	つくば	14,314	33	2,300	2	6	3	2,095	264	2,370
886	茨城	大穂	1,358	16	11,840	10	31	15	633	41	730
887	茨城	桜	1,021	7	6,988	6	18	9	201	25	259
888	茨城	つくば北	2,139	5	2,364	2	6	3	123	▲ 9	125
889	茨城	筑波山	473	8	16,059	14	42	20	255	55	386
890	茨城	吉沼	2,834	12	4,251	4	11	5	73	14	107
891	茨城	筑波谷田部	2,737	24	8,610	8	23	11	329	30	401
892	茨城	土浦豊里	673	9	13,468	12	35	17	338	22	424
893	茨城	大洗	2,396	18	7,579	7	20	10	375	24	436

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
894	茨城	友部	2,575	10	4,068	4	11	5	368	18	406
895	茨城	茨城東海	1,532	3	2,031	2	5	3	521	1	532
896	茨城	那珂	2,882	7	2,454	2	6	3	352	9	372
897	茨城	常陸大宮	4,244	19	4,400	4	12	6	327	15	364
898	茨城	金砂郷	942	3	3,535	3	9	4	99	▲ 10	105
899	茨城	十王	1,117	4	3,982	3	10	5	336	14	368
900	茨城	常陸鹿島	5,061	261	51,510	45	135	65	323	204	772
901	茨城	神栖	5,807	230	39,679	35	104	50	290	156	635
902	茨城	茨城萩原	4,486	73	16,217	14	43	21	182	64	324
903	茨城	潮来延方	5,616	119	21,179	18	56	27	236	76	413
904	茨城	美浦	599	4	7,148	6	19	9	165	16	215
905	茨城	谷和原	577	6	10,521	9	28	13	397	31	478
906	茨城	守谷清水	2,630	74	28,105	25	74	36	580	115	830
907	茨城	古河2	2,030	4	1,756	2	5	2	645	11	665
908	茨城	古河旭	4,628	163	35,231	31	93	45	1,033	153	1,355
909	茨城	総和2	985	5	4,895	4	13	6	287	16	326
910	茨城	古河南	1,211	8	6,311	6	17	8	344	24	399
911	茨城	茨城境	3,379	43	12,588	11	33	16	315	48	423
912	茨城	石岡東	2,625	42	16,105	14	42	20	300	61	437
913	茨城	石岡	4,887	234	47,805	42	126	61	274	181	684
914	茨城	常陸太田別館	2,953	18	6,009	5	16	8	277	18	324
915	茨城	羽鳥	1,494	8	5,267	5	14	7	251	18	295
916	茨城	千葉若松	1,133	10	9,090	8	24	12	89	33	166
917	茨城	矢田部	2,394	16	6,852	6	18	9	223	31	287
918	茨城	阿見	2,696	7	2,531	2	7	3	364	23	399
919	茨城	高場	1,951	11	5,454	5	14	7	393	24	443
920	茨城	笠間	4,537	37	8,184	7	22	10	290	23	352
921	茨城	稲戸井	2,344	24	10,051	9	26	13	475	37	560
922	茨城	茨城	2,093	8	3,773	3	10	5	243	9	270
923	茨城	茨城岩瀬	2,442	9	3,827	3	10	5	249	8	275
924	茨城	大子	3,396	61	17,892	16	47	23	125	67	278
925	茨城	鉾田	2,931	27	9,349	8	25	12	123	28	196
926	茨城	江戸崎	1,529	11	7,064	6	19	9	109	22	165
927	茨城	伊奈	794	11	13,761	12	36	17	242	44	351
928	茨城	藤代蔵前	3,912	58	14,936	13	39	19	395	55	521
929	茨城	奥野	1,259	4	3,319	3	9	4	129	10	155
930	茨城	牛堀	455	11	23,492	20	62	30	239	83	434
931	茨城	阿見南	1,356	3	2,228	2	6	3	117	7	135
932	茨城	茨城東	1,237	4	3,327	3	9	4	54	9	79
933	茨城	総和	985	5	4,895	4	13	6	287	18	328
934	茨城	岡田	1,350	9	6,793	6	18	9	146	12	191
935	茨城	関城	1,406	3	2,371	2	6	3	110	6	127
936	茨城	茨城協和	765	5	6,959	6	18	9	424	11	468
937	茨城	利根	1,419	7	4,846	4	13	6	107	17	147
938	茨城	いばらき旭	941	3	2,679	2	7	3	83	8	103
939	茨城	常澄	1,667	12	7,280	6	19	9	179	25	238
940	茨城	内原	448	2	4,291	4	11	5	938	19	977
941	茨城	石岡大野	1,000	5	4,565	4	12	6	147	16	185
942	茨城	茎崎	1,382	10	7,184	6	19	9	162	25	221
943	茨城	新利根	1,045	3	3,095	3	8	4	92	9	116
944	茨城	岩間	1,186	4	3,120	3	8	4	259	2	276
945	茨城	八郷	1,846	4	2,206	2	6	3	88	6	105
946	茨城	茨城鳥栖	1,012	6	5,540	5	15	7	62	16	105
947	茨城	涸沼	1,241	9	6,894	6	18	9	111	23	167
948	茨城	瓜連	373	3	8,845	8	23	11	446	33	521
949	茨城	茨城北浦	1,126	2	2,207	2	6	3	52	6	69
950	茨城	茨城玉造	1,389	3	2,382	2	6	3	88	6	105
951	茨城	常北	873	7	7,492	7	20	10	200	15	252
952	茨城	岡郷	1,040	4	3,456	3	9	4	154	12	182
953	茨城	五霞	1,417	8	5,841	5	15	7	115	▲ 5	137
954	茨城	茨城八千代	1,203	5	4,290	4	11	5	241	11	272
955	茨城	大洋	1,059	3	3,248	3	9	4	70	7	93
956	茨城	茨城土浦	7,357	8	1,095	1	3	1	236	2	243
957	茨城	波崎	1,212	3	2,599	2	7	3	234	11	257

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
958	茨城	茨城出島	1,295	7	5,120	4	13	7	86	17	127
959	茨城	沖宿	908	4	4,738	4	12	6	97	16	135
960	茨城	潮来	2,786	14	5,052	4	13	6	196	15	234
961	茨城	明野	1,691	9	5,375	5	14	7	102	16	144
962	茨城	真壁	1,880	5	2,818	2	7	4	204	8	225
963	茨城	茨城千代田	1,177	5	4,660	4	12	6	287	16	325
964	茨城	茨城大津	2,556	10	4,107	4	11	5	244	4	268
965	茨城	茨城稲田	1,497	4	2,687	2	7	3	141	5	158
966	茨城	七郷	1,144	10	8,840	8	23	11	139	29	210
967	茨城	桂	2,778	1	390	0	1	0	23	1	25
968	茨城	土浦河内	1,367	4	2,578	2	7	3	110	7	129
969	茨城	美野里	1,293	4	2,755	2	7	4	149	8	170
970	茨城	新治	1,312	9	6,856	6	18	9	128	24	185
971	茨城	茨城麻生	1,354	8	5,629	5	15	7	159	18	204
972	茨城	飯富	1,586	7	4,599	4	12	6	160	15	197
973	茨城	国田	1,072	6	5,810	5	15	7	137	19	183
974	茨城	菅原	1,064	11	10,315	9	27	13	123	37	209
975	茨城	行方	1,116	7	6,203	5	16	8	55	20	104
976	茨城	蔵川	1,009	7	6,544	6	17	8	66	24	121
977	茨城	出島東	1,166	6	4,798	4	13	6	102	14	139
978	茨城	小幡	1,374	6	4,383	4	12	6	59	15	96
979	茨城	雨引	1,203	5	3,875	3	10	5	184	7	209
980	茨城	八俣	1,449	6	3,835	3	10	5	86	14	118
981	茨城	猿島	1,264	7	5,166	5	14	7	95	20	141
982	茨城	御前山	479	4	8,217	7	22	10	81	10	130
983	茨城	茨城三和	411	4	8,664	8	23	11	732	33	807
984	茨城	沓掛	1,692	10	6,150	5	16	8	112	20	161
985	茨城	いばらき小川	2,578	13	5,075	4	13	6	155	3	181
986	茨城	山方	487	7	14,320	12	38	18	125	46	239
987	茨城	水府	501	4	7,399	6	19	9	38	20	92
988	茨城	茨城桜川	1,172	2	2,085	2	5	3	70	5	85
989	茨城	石下	3,750	13	3,591	3	9	5	180	13	210
990	茨城	茨城美和	607	10	15,802	14	42	20	149	53	278
991	栃木	宇都宮	12,067	26	2,128	2	6	3	757	9	777
992	栃木	宇都宮平出	19,820	30	1,495	1	4	2	352	100	459
993	栃木	道場宿	2,071	7	3,619	3	10	5	316	14	348
994	栃木	瑞穂野	1,600	3	2,161	2	6	3	225	7	243
995	栃木	徳次郎	633	4	6,106	5	16	8	500	18	547
996	栃木	砥上	6,691	99	14,819	13	39	19	503	56	630
997	栃木	江曽島	4,045	14	3,577	3	9	5	852	16	885
998	栃木	雀宮	2,939	24	8,314	7	22	11	804	32	876
999	栃木	足利	6,614	14	2,070	2	5	3	313	▲ 3	320
1000	栃木	足利相生	4,483	24	5,395	5	14	7	447	10	483
1001	栃木	足利西	2,895	8	2,664	2	7	3	289	▲ 2	299
1002	栃木	足利南	2,298	7	3,134	3	8	4	478	▲ 14	479
1003	栃木	栃木	9,568	145	15,164	13	40	19	267	53	392
1004	栃木	栃木北	2,776	25	9,090	8	24	12	209	3	256
1005	栃木	佐野	7,700	73	9,490	8	25	12	239	32	316
1006	栃木	鹿沼	9,028	80	8,913	8	23	11	259	25	326
1007	栃木	北犬飼	1,310	10	7,434	6	20	9	217	22	274
1008	栃木	日光	3,838	46	11,963	10	31	15	324	48	428
1009	栃木	今市	7,596	37	4,811	4	13	6	194	15	232
1010	栃木	栃木小山	7,953	99	12,464	11	33	16	784	55	899
1011	栃木	雨ヶ谷	6,676	85	12,721	11	33	16	344	48	452
1012	栃木	延島	2,356	9	4,024	4	11	5	161	7	188
1013	栃木	真岡	8,490	20	2,355	2	6	3	240	5	256
1014	栃木	大田原2	12,776	52	4,105	4	11	5	202	5	227
1015	栃木	矢板	4,805	126	26,230	23	69	33	369	82	576
1016	栃木	黒磯	3,992	37	9,157	8	24	12	319	26	389
1017	栃木	上三川	1,122	6	5,278	5	14	7	511	22	559
1018	栃木	栃木河内	2,499	17	6,765	6	18	9	546	31	610
1019	栃木	栃木芳賀	1,579	9	5,563	5	15	7	284	15	326
1020	栃木	栃木壬生2	675	5	7,602	7	20	10	1,724	20	1,781
1021	栃木	石橋	6,248	166	26,627	23	70	34	437	87	651

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1022	栃木	栃木小金井	1,743	29	16,683	15	44	21	572	79	731
1023	栃木	新野木	3,619	95	26,263	23	69	33	395	96	616
1024	栃木	栃木大平	1,002	5	4,731	4	12	6	351	4	377
1025	栃木	岩舟	1,471	4	2,517	2	7	3	249	5	266
1026	栃木	鬼怒川川治	3,866	9	2,393	2	6	3	183	6	200
1027	栃木	宝積寺	1,495	6	3,951	3	10	5	519	12	549
1028	栃木	栃木烏山	5,466	41	7,423	6	20	9	143	17	195
1029	栃木	西那須野2	3,953	23	5,765	5	15	7	352	4	383
1030	栃木	田沼	2,518	4	1,751	2	5	2	328	▲ 3	334
1031	栃木	益子	1,118	6	4,968	4	13	6	287	3	313
1032	栃木	間々田	2,652	9	3,561	3	9	5	434	▲ 3	448
1033	栃木	栃木城山	1,661	8	4,808	4	13	6	227	10	260
1034	栃木	南犬飼	1,328	8	5,705	5	15	7	375	13	415
1035	栃木	氏家別	3,202	25	7,866	7	21	10	400	16	454
1036	栃木	葛生2	2,425	9	3,840	3	10	5	199	▲ 12	205
1037	栃木	赤見	1,049	1	1,080	1	3	1	218	▲ 6	217
1038	栃木	薬師寺	1,149	6	4,945	4	13	6	155	14	192
1039	栃木	小山西	2,146	6	2,873	3	8	4	137	7	159
1040	栃木	卒島	1,298	8	6,386	6	17	8	227	18	276
1041	栃木	栃木富田	1,089	8	7,184	6	19	9	237	11	282
1042	栃木	栃木藤岡2	1,714	5	2,993	3	8	4	200	▲ 35	180
1043	栃木	栃木田原	1,122	5	4,286	4	11	5	167	13	200
1044	栃木	栃木西方	1,896	5	2,679	2	7	3	131	2	145
1045	栃木	上河内	1,215	7	6,063	5	16	8	178	18	225
1046	栃木	野崎	1,251	8	6,523	6	17	8	204	22	257
1047	栃木	佐久山	1,579	4	2,608	2	7	3	122	9	143
1048	栃木	片岡	1,505	10	6,938	6	18	9	194	21	248
1049	栃木	東那須野	1,637	13	8,085	7	21	10	233	25	296
1050	栃木	栃木梅沢	1,151	6	5,197	5	14	7	102	21	149
1051	栃木	楡木	1,504	10	6,350	6	17	8	129	17	177
1052	栃木	栃木大沢	1,635	11	6,777	6	18	9	154	21	208
1053	栃木	伊王野2	1,633	11	6,944	6	18	9	92	13	138
1054	栃木	喜連川	1,439	3	2,364	2	6	3	211	4	226
1055	栃木	馬頭	1,443	8	5,601	5	15	7	154	13	194
1056	栃木	黒羽	3,835	6	1,540	1	4	2	57	4	68
1057	栃木	黒田原	1,123	4	3,608	3	9	5	189	8	214
1058	栃木	栃木二宮	1,492	3	2,263	2	6	3	244	3	258
1059	栃木	市貝	1,372	7	4,854	4	13	6	222	8	253
1060	栃木	南那須	2,037	7	3,490	3	9	4	152	▲ 2	166
1061	栃木	文挟	1,360	8	6,176	5	16	8	94	18	141
1062	栃木	栃木粟野	1,796	11	5,868	5	15	7	196	7	230
1063	栃木	玉生	1,186	7	5,853	5	15	7	191	14	232
1064	栃木	熟田	1,191	5	3,898	3	10	5	100	12	130
1065	栃木	栃木小川	628	5	7,673	7	20	10	265	11	313
1066	栃木	塩原2	4,066	23	5,740	5	15	7	171	4	202
1067	栃木	関谷	2,855	8	2,902	3	8	4	157	5	177
1068	栃木	栃木茂木	1,984	10	5,070	4	13	6	189	▲ 5	207
1069	栃木	湯津上	559	3	5,881	5	15	7	227	20	274
1070	栃木	足尾交換局2	495	4	8,729	8	23	11	201	9	252
1071	栃木	栃木水橋	1,170	3	2,737	2	7	3	131	7	150
1072	栃木	船生	1,147	3	2,575	2	7	3	99	▲ 7	104
1073	栃木	栃木大宮	1,091	7	6,329	6	17	8	104	20	155
1074	栃木	川治	1,265	4	3,079	3	8	4	117	6	138
1075	栃木	栃木2	9,568	145	15,164	13	40	19	267	50	389
1076	栃木	那須横沢	2,822	17	5,907	5	16	8	52	10	91
1077	栃木	那須	6,408	2	363	0	1	0	76	▲ 6	71
1078	栃木	那須大沢	1,559	4	2,410	2	6	3	43	1	55
1079	栃木	南摩	634	4	6,542	6	17	8	295	0	326
1080	群馬	前橋	10,782	45	4,182	4	11	5	680	24	724
1081	群馬	野中別	3,784	55	14,471	13	38	18	794	32	895
1082	群馬	前橋元総社	15,180	34	2,251	2	6	3	480	1	492
1083	群馬	佐鳥	1,281	6	4,650	4	12	6	368	13	403
1084	群馬	前橋芳賀	2,240	16	7,024	6	18	9	208	30	271
1085	群馬	国領	7,710	37	4,782	4	13	6	500	17	540

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1086	群馬	群馬高崎	21,972	4	182	0	0	0	509	5	514
1087	群馬	高崎支店別1	21,972	4	182	0	0	0	509	3	512
1088	群馬	高崎問屋町	9,412	102	10,791	9	28	14	499	49	599
1089	群馬	倉賀野	2,913	12	4,042	4	11	5	764	15	799
1090	群馬	大類	1,674	20	11,666	10	31	15	857	17	930
1091	群馬	群馬長野	946	7	6,912	6	18	9	772	0	805
1092	群馬	桐生錦町	14,730	101	6,874	6	18	9	175	12	220
1093	群馬	桐生相生	5,190	82	15,746	14	41	20	432	45	552
1094	群馬	伊勢崎	14,719	131	8,909	8	23	11	356	27	425
1095	群馬	豊受	1,334	4	3,255	3	9	4	315	6	337
1096	群馬	群馬太田	3,927	21	5,425	5	14	7	861	24	911
1097	群馬	太田九合	11,827	134	11,298	10	30	14	772	45	871
1098	群馬	宝泉	4,522	31	6,851	6	18	9	385	26	444
1099	群馬	群馬沼田	6,262	108	17,257	15	45	22	733	59	874
1100	群馬	館林支別1	9,748	41	4,158	4	11	5	257	11	288
1101	群馬	群馬渋川	10,681	39	3,690	3	10	5	324	10	352
1102	群馬	群馬藤岡	5,497	15	2,759	2	7	4	420	10	443
1103	群馬	群馬富岡	4,700	1	258	0	1	0	289	▲ 12	278
1104	群馬	群馬安中	2,248	20	8,678	8	23	11	378	14	434
1105	群馬	新群馬町	3,511	61	17,251	15	45	22	326	59	467
1106	群馬	群馬新町	2,692	22	8,305	7	22	11	396	22	458
1107	群馬	群馬長野原	977	11	11,738	10	31	15	313	16	385
1108	群馬	草津温泉	5,209	24	4,642	4	12	6	257	19	298
1109	群馬	玉村	1,118	2	2,223	2	6	3	466	3	480
1110	群馬	笠懸	2,621	6	2,209	2	6	3	158	9	178
1111	群馬	大間々	1,190	4	3,282	3	9	4	702	▲ 12	706
1112	群馬	群馬大泉	3,942	1	242	0	1	0	229	▲ 2	228
1113	群馬	中之条	4,256	3	773	1	2	1	165	▲ 6	163
1114	群馬	高林	2,494	7	2,713	2	7	3	425	▲ 7	430
1115	群馬	毛里田	3,029	15	5,111	4	13	6	185	13	221
1116	群馬	群馬川内	1,313	5	3,499	3	9	4	294	▲ 7	303
1117	群馬	赤城	2,334	4	1,827	2	5	2	110	▲ 7	112
1118	群馬	群馬富士見	1,091	4	3,454	3	9	4	282	▲ 2	296
1119	群馬	群馬原町	2,351	6	2,407	2	6	3	80	6	97
1120	群馬	北軽井沢	2,607	5	1,739	2	5	2	23	5	37
1121	群馬	采女	1,367	11	8,019	7	21	10	209	14	261
1122	群馬	藪塚本町	2,485	2	908	1	2	1	104	3	111
1123	群馬	群馬板倉	495	10	19,751	17	52	25	559	53	706
1124	群馬	群馬川俣	1,226	10	8,092	7	21	10	279	26	343
1125	群馬	赤岩	1,222	8	6,615	6	17	8	223	17	271
1126	群馬	吉井	1,869	7	3,697	3	10	5	302	▲ 8	312
1127	群馬	大胡	1,656	11	6,824	6	18	9	267	18	318
1128	群馬	粕川	1,022	5	5,251	5	14	7	250	10	286
1129	群馬	榛名	562	5	8,059	7	21	10	477	▲ 6	509
1130	群馬	箕郷	1,152	6	5,044	4	13	6	338	3	364
1131	群馬	鬼石	1,505	5	3,069	3	8	4	123	▲ 4	134
1132	群馬	下仁田交換セ	3,802	7	1,928	2	5	2	111	▲ 6	114
1133	群馬	甘楽	777	2	3,043	3	8	4	171	3	189
1134	群馬	松井田	853	8	8,857	8	23	11	336	2	380
1135	群馬	月夜野	1,314	5	3,780	3	10	5	275	▲ 9	284
1136	群馬	群馬水上	4,593	13	2,891	3	8	4	95	4	114
1137	群馬	群馬布施	638	10	16,264	14	43	21	288	32	398
1138	群馬	原市	1,202	5	4,162	4	11	5	262	7	289
1139	群馬	浅間高原	1,015	13	12,702	11	33	16	12	46	118
1140	群馬	子持	2,801	16	5,653	5	15	7	146	19	192
1141	群馬	群馬吉岡	1,176	5	3,997	3	11	5	363	4	386
1142	群馬	邑楽	1,159	5	4,383	4	12	6	213	4	239
1143	群馬	群馬城南	1,120	2	1,782	2	5	2	320	▲ 1	328
1144	群馬	駒形	1,439	5	3,740	3	10	5	642	5	665
1145	群馬	梅田	1,224	4	3,563	3	9	5	165	2	184
1146	群馬	群馬新里	2,812	11	4,027	4	11	5	51	14	85
1147	群馬	新国定	1,012	24	23,590	21	62	30	496	92	701
1148	群馬	群馬境交換セ	1,847	2	1,231	1	3	2	321	▲ 12	315
1149	群馬	尾島	1,308	3	2,375	2	6	3	300	8	319

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1150	群馬	群馬新田	1,449	3	1,870	2	5	2	213	2	224
1151	群馬	新田金井	942	8	8,757	8	23	11	185	28	255
1152	群馬	新南蛇井	719	21	29,436	26	77	37	288	87	515
1153	群馬	北橘	2,782	7	2,622	2	7	3	145	0	157
1154	群馬	渋川伊香保	3,317	37	11,064	10	29	14	240	22	315
1155	群馬	群馬岩崎	2,245	11	4,982	4	13	6	73	12	108
1156	群馬	館林東	1,250	6	4,573	4	12	6	164	▲ 64	122
1157	群馬	倉淵	464	5	11,751	10	31	15	279	23	358
1158	群馬	磐戸	804	14	17,634	15	46	22	94	53	230
1159	群馬	嬬恋	493	13	27,157	24	71	35	338	87	555
1160	群馬	追貝	727	9	12,006	10	32	15	294	25	376
1161	群馬	片品	452	5	12,110	11	32	15	271	25	354
1162	群馬	伊勢崎支別1	14,719	131	8,909	8	23	11	356	23	421
1163	群馬	猿ヶ京	558	7	11,896	10	31	15	384	10	450
1164	埼玉	川越	11,718	80	6,833	6	18	9	1,815	148	1,996
1165	埼玉	川越新宿	7,362	510	69,207	60	182	88	2,562	408	3,300
1166	埼玉	南古谷	2,607	31	11,862	10	31	15	2,501	226	2,783
1167	埼玉	川越霞ヶ関	1,649	24	14,425	13	38	18	2,925	126	3,120
1168	埼玉	熊谷末広	10,299	51	4,934	4	13	6	602	26	651
1169	埼玉	三ヶ尻	5,175	26	4,988	4	13	6	1,239	117	1,379
1170	埼玉	埼玉川口	8,453	498	58,874	51	155	75	6,484	720	7,485
1171	埼玉	川口青木	3,936	41	10,351	9	27	13	4,554	586	5,189
1172	埼玉	川口芝	4,138	44	10,530	9	28	13	2,344	259	2,653
1173	埼玉	安行	2,100	21	10,120	9	27	13	2,304	▲ 693	1,660
1174	埼玉	浦和東	5,979	55	9,196	8	24	12	4,833	350	5,227
1175	埼玉	浦和白幡	9,682	123	12,708	11	33	16	4,517	339	4,916
1176	埼玉	浦和常盤	33,752	619	18,326	16	48	23	2,611	342	3,040
1177	埼玉	中尾	6,136	144	23,394	20	62	30	2,004	211	2,327
1178	埼玉	浦和美園	652	6	9,472	8	25	12	1,474	35	1,554
1179	埼玉	埼玉大宮	14,044	34	2,453	2	6	3	5,181	▲ 153	5,039
1180	埼玉	大宮東大成	6,009	109	18,090	16	48	23	2,040	166	2,293
1181	埼玉	大宮大和田	4,577	36	7,814	7	21	10	1,445	80	1,563
1182	埼玉	大宮指扇	6,521	52	7,902	7	21	10	1,481	90	1,609
1183	埼玉	行田別館	5,132	60	11,775	10	31	15	418	35	509
1184	埼玉	秩父	5,767	60	10,349	9	27	13	613	39	701
1185	埼玉	所沢	9,800	454	46,346	40	122	59	2,696	333	3,250
1186	埼玉	所沢元町	6,557	53	8,084	7	21	10	3,643	285	3,966
1187	埼玉	所沢北野	1,828	74	40,495	35	106	51	991	152	1,335
1188	埼玉	所沢東	3,843	36	9,247	8	24	12	2,234	167	2,445
1189	埼玉	所沢下富	2,128	39	18,283	16	48	23	1,298	69	1,454
1190	埼玉	飯能緑町	6,944	264	37,967	33	100	48	1,421	180	1,782
1191	埼玉	原市場	622	8	12,106	11	32	15	576	88	722
1192	埼玉	吾野	778	16	20,957	18	55	27	560	99	759
1193	埼玉	加須	7,407	110	14,858	13	39	19	365	30	466
1194	埼玉	加須花崎	1,920	33	17,403	15	46	22	385	62	530
1195	埼玉	埼玉本庄	10,217	104	10,221	9	27	13	531	38	618
1196	埼玉	東松山2	11,085	345	31,164	27	82	40	996	124	1,269
1197	埼玉	岩槻	5,546	5	940	1	2	1	1,330	83	1,417
1198	埼玉	和土	1,167	20	17,286	15	45	22	758	69	909
1199	埼玉	春日部武里	2,950	28	9,464	8	25	12	1,391	25	1,461
1200	埼玉	春日部八木崎	5,603	92	16,347	14	43	21	1,169	68	1,315
1201	埼玉	狭山2	6,312	15	2,449	2	6	3	1,809	57	1,877
1202	埼玉	狭山入曽	2,254	111	49,175	43	129	63	3,825	247	4,307
1203	埼玉	埼玉羽生	7,167	140	19,504	17	51	25	241	70	404
1204	埼玉	鴻巣	2,868	2	672	1	2	1	1,033	22	1,059
1205	埼玉	埼玉深谷2	7,114	7	1,040	1	3	1	489	4	498
1206	埼玉	上尾	3,871	9	2,218	2	6	3	1,627	57	1,695
1207	埼玉	新平方	6,305	89	14,096	12	37	18	2,052	174	2,293
1208	埼玉	浦和与野	5,191	69	13,380	12	35	17	3,497	257	3,818
1209	埼玉	草加局舎1	12,938	107	8,290	7	22	11	1,311	110	1,461
1210	埼玉	草加弁天	6,371	133	20,907	18	55	27	1,263	164	1,527
1211	埼玉	草加清門	6,737	201	29,858	26	78	38	1,639	209	1,990
1212	埼玉	越谷	3,031	20	6,694	6	18	9	2,040	76	2,149
1213	埼玉	越谷大里	3,536	67	18,933	17	50	24	1,227	74	1,392

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1214	埼玉	越谷蒲生	9,085	362	39,827	35	105	51	2,161	308	2,660
1215	埼玉	蕨戸田	4,607	51	11,178	10	29	14	3,218	333	3,604
1216	埼玉	西戸田	4,906	60	12,162	11	32	15	2,817	289	3,164
1217	埼玉	入間	1,190	19	15,709	14	41	20	3,795	211	4,081
1218	埼玉	入間西武	2,896	24	8,283	7	22	11	1,001	17	1,058
1219	埼玉	入間宮寺	2,583	13	5,217	5	14	7	410	14	450
1220	埼玉	入間金子	2,525	22	8,580	7	23	11	862	27	930
1221	埼玉	鳩ヶ谷	5,879	59	10,093	9	27	13	2,720	306	3,075
1222	埼玉	朝霞	7,567	275	36,395	32	96	46	1,509	209	1,892
1223	埼玉	志木	9,074	148	16,288	14	43	21	3,230	238	3,546
1224	埼玉	新座	5,806	115	19,878	17	52	25	2,174	172	2,440
1225	埼玉	埼玉加納	1,556	7	4,737	4	12	6	240	13	275
1226	埼玉	桶川	4,352	56	12,889	11	34	16	1,372	97	1,530
1227	埼玉	久喜2	5,581	93	16,713	15	44	21	1,372	88	1,540
1228	埼玉	鴻巣北本	1,581	32	20,529	18	54	26	2,662	131	2,891
1229	埼玉	草加八潮	3,766	33	8,872	8	23	11	1,834	118	1,994
1230	埼玉	埼玉富士見	3,664	46	12,616	11	33	16	2,040	157	2,257
1231	埼玉	埼玉三郷	4,564	42	9,133	8	24	12	1,809	94	1,947
1232	埼玉	三郷鷹野	4,252	49	11,582	10	30	15	1,200	59	1,314
1233	埼玉	三郷小谷堀	2,095	29	13,826	12	36	18	1,120	56	1,242
1234	埼玉	蓮田	2,725	22	7,890	7	21	10	1,013	39	1,090
1235	埼玉	坂戸本町	1,989	4	1,788	2	5	2	1,251	19	1,279
1236	埼玉	幸手	6,036	38	6,306	6	17	8	406	20	457
1237	埼玉	鶴ヶ島	5,357	31	5,756	5	15	7	1,089	51	1,167
1238	埼玉	武蔵日高電2	1,461	43	29,156	25	77	37	1,828	99	2,066
1239	埼玉	埼玉吉川	4,021	22	5,375	5	14	7	1,554	32	1,612
1240	埼玉	上尾伊奈	1,650	16	9,814	9	26	12	649	28	724
1241	埼玉	埼玉吹上2	3,523	61	17,449	15	46	22	789	61	933
1242	埼玉	大井	5,823	168	28,862	25	76	37	3,060	272	3,470
1243	埼玉	川越三芳	4,321	29	6,808	6	18	9	922	52	1,007
1244	埼玉	毛呂山2	9,822	136	13,838	12	36	18	377	46	489
1245	埼玉	嵐山	1,072	4	3,604	3	9	5	559	13	589
1246	埼玉	埼玉小川別	3,422	5	1,409	1	4	2	386	0	393
1247	埼玉	川越川島	613	2	3,475	3	9	4	330	2	348
1248	埼玉	埼玉吉見	1,465	2	1,088	1	3	1	424	4	433
1249	埼玉	皆野	1,920	5	2,505	2	7	3	348	▲4	356
1250	埼玉	熊谷吉田	655	8	11,951	10	31	15	229	39	324
1251	埼玉	埼玉江南	2,454	7	2,734	2	7	3	380	9	401
1252	埼玉	妻沼	2,585	6	2,195	2	6	3	350	8	369
1253	埼玉	埼玉岡部	1,386	6	4,624	4	12	6	457	17	496
1254	埼玉	寄居	2,394	14	5,994	5	16	8	458	23	510
1255	埼玉	川里	1,433	8	5,553	5	15	7	199	20	246
1256	埼玉	大利根	578	3	5,958	5	16	8	306	18	353
1257	埼玉	白岡	2,713	26	9,656	8	25	12	1,481	83	1,609
1258	埼玉	菖蒲	1,113	4	3,984	3	10	5	409	8	435
1259	埼玉	埼玉栗橋	2,856	18	6,280	5	17	8	557	19	606
1260	埼玉	鷲宮	620	5	8,339	7	22	11	607	27	674
1261	埼玉	杉戸別館	2,708	66	24,389	21	64	31	844	88	1,048
1262	埼玉	第二松伏	1,624	71	43,696	38	115	56	750	209	1,168
1263	埼玉	新庄和	2,071	146	70,341	61	185	89	1,219	260	1,814
1264	埼玉	箕田	804	11	13,290	12	35	17	446	39	549
1265	埼玉	埼玉滑川	514	2	4,574	4	12	6	534	13	569
1266	埼玉	児玉	2,138	11	5,343	5	14	7	249	19	294
1267	埼玉	慈恩寺	3,028	19	6,386	6	17	8	299	25	355
1268	埼玉	神川	1,216	5	3,762	3	10	5	195	16	229
1269	埼玉	上里	3,324	49	14,793	13	39	19	389	56	516
1270	埼玉	熊谷豊里	1,834	7	4,004	3	11	5	115	10	144
1271	埼玉	北川辺	1,305	6	4,866	4	13	6	156	4	183
1272	埼玉	行田北河原	1,326	8	5,848	5	15	7	108	9	144
1273	埼玉	行田埼玉	1,121	13	11,753	10	31	15	179	40	275
1274	埼玉	加須樋遣川	1,685	9	5,378	5	14	7	124	18	168
1275	埼玉	高坂	2,608	44	16,884	15	44	21	1,275	64	1,419
1276	埼玉	宵山	645	4	5,752	5	15	7	291	10	328
1277	埼玉	川通	1,131	10	8,509	7	22	11	369	36	445

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1278	埼玉	みろく	1,232	2	1,304	1	3	2	118	2	126
1279	埼玉	埼玉平野	1,110	27	24,003	21	63	31	267	90	472
1280	埼玉	幸手八代	567	8	13,279	12	35	17	361	44	469
1281	埼玉	越生	2,900	7	2,284	2	6	3	398	5	414
1282	埼玉	埼玉玉川	1,121	10	9,143	8	24	12	253	27	324
1283	埼玉	長瀞	749	4	5,551	5	15	7	420	9	456
1284	埼玉	上吉田	624	7	12,005	10	32	15	166	39	262
1285	埼玉	小鹿野	2,988	18	5,875	5	15	7	200	18	245
1286	埼玉	両神	552	6	11,749	10	31	15	209	37	302
1287	埼玉	埼玉荒川	489	2	4,646	4	12	6	339	9	370
1288	埼玉	埼玉美里	1,166	3	3,002	3	8	4	216	12	243
1289	埼玉	埼玉川本	1,069	5	5,009	4	13	6	217	18	258
1290	埼玉	寄居男衾	990	3	3,260	3	9	4	217	4	237
1291	埼玉	騎西	985	5	4,683	4	12	6	421	15	458
1292	埼玉	高麗	1,890	74	39,345	34	103	50	413	141	741
1293	埼玉	鳩山	1,535	8	5,061	4	13	6	259	6	288
1294	埼玉	埼玉花園	1,334	9	6,705	6	18	9	185	22	240
1295	埼玉	杉戸椿	701	17	23,759	21	62	30	381	83	577
1296	埼玉	内間木	2,433	24	9,996	9	26	13	1,021	38	1,107
1297	埼玉	名栗	1,879	6	3,391	3	9	4	105	10	131
1298	埼玉	東秩父	593	9	14,830	13	39	19	239	49	359
1299	埼玉	宝珠花	531	2	4,467	4	12	6	537	13	572
1300	埼玉	さいたま新都	23,875	1,045	43,767	38	115	56	6,729	879	7,817
1301	埼玉	久喜	5,581	93	16,713	15	44	21	1,372	88	1,540
1302	千葉	千葉	9,851	33	3,348	3	9	4	1,522	138	1,676
1303	千葉	千葉南	13,611	43	3,165	3	8	4	1,761	218	1,994
1304	千葉	幕張	7,405	41	5,514	5	14	7	2,115	84	2,225
1305	千葉	犢橋	4,181	37	8,924	8	23	11	638	84	764
1306	千葉	千葉轟	3,125	1	210	0	1	0	2,307	147	2,455
1307	千葉	桜木	4,435	183	41,334	36	109	53	1,809	256	2,263
1308	千葉	誉田	3,865	40	10,447	9	27	13	777	87	913
1309	千葉	新土気	4,570	122	26,739	23	70	34	1,048	179	1,354
1310	千葉	高洲	7,284	147	20,202	18	53	26	2,198	211	2,506
1311	千葉	稲毛	24,832	109	4,406	4	12	6	2,125	200	2,347
1312	千葉	銚子	9,262	74	8,025	7	21	10	406	2	446
1313	千葉	市川	4,119	22	5,291	5	14	7	4,772	967	5,765
1314	千葉	鬼高	9,144	747	81,686	71	215	104	3,315	1,316	5,021
1315	千葉	浦安行徳	5,581	501	89,723	78	236	114	4,869	1,273	6,570
1316	千葉	市川中山	7,164	279	39,009	34	103	50	3,036	477	3,700
1317	千葉	市川曽谷	2,818	80	28,370	25	75	36	3,594	691	4,421
1318	千葉	市川原木	4,522	167	37,019	32	97	47	3,315	1,147	4,638
1319	千葉	市川大野	3,940	121	30,692	27	81	39	1,263	166	1,576
1320	千葉	船橋	11,889	120	10,073	9	26	13	2,447	500	2,995
1321	千葉	薬園台	5,125	74	14,413	13	38	18	2,271	261	2,601
1322	千葉	船橋本町	5,328	129	24,222	21	64	31	5,869	1,023	7,008
1323	千葉	千葉上山	4,225	140	33,190	29	87	42	1,073	228	1,459
1324	千葉	千葉豊富	1,020	26	25,912	23	68	33	690	108	922
1325	千葉	二和	2,100	50	23,842	21	63	30	1,619	172	1,905
1326	千葉	館山	5,260	162	30,759	27	81	39	474	119	740
1327	千葉	木更津富士見	8,750	27	3,070	3	8	4	279	18	312
1328	千葉	下烏田	2,649	53	19,897	17	52	25	275	74	443
1329	千葉	矢那	629	6	10,251	9	27	13	265	34	348
1330	千葉	松戸	16,059	258	16,038	14	42	20	3,764	448	4,288
1331	千葉	五香	3,464	5	1,473	1	4	2	1,409	128	1,544
1332	千葉	松戸小金	5,491	20	3,603	3	9	5	1,724	73	1,814
1333	千葉	松戸高塚	3,080	264	85,831	75	226	109	1,309	325	2,044
1334	千葉	上花輪	3,851	29	7,537	7	20	10	697	38	772
1335	千葉	川間交換セン	2,316	17	7,435	6	20	9	545	22	602
1336	千葉	佐原	5,454	86	15,812	14	42	20	801	66	943
1337	千葉	茂原別館	4,629	60	12,990	11	34	17	482	50	594
1338	千葉	成田	3,370	26	7,664	7	20	10	844	34	915
1339	千葉	成田赤坂	17,867	157	8,778	8	23	11	534	55	631
1340	千葉	千葉佐倉	8,916	38	4,314	4	11	5	613	16	649
1341	千葉	志津	2,824	23	8,179	7	22	10	556	37	632

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1342	千葉	馬渡	1,121	7	6,268	5	16	8	346	23	398
1343	千葉	東金別館	3,237	57	17,568	15	46	22	415	70	568
1344	千葉	八日市場	7,028	88	12,455	11	33	16	317	49	426
1345	千葉	千葉旭	3,382	8	2,347	2	6	3	466	9	486
1346	千葉	習志野	10,881	81	7,460	7	20	9	2,882	361	3,279
1347	千葉	津田沼	4,969	281	56,616	49	149	72	2,914	408	3,592
1348	千葉	千葉柏	5,869	181	30,832	27	81	39	3,874	505	4,526
1349	千葉	逆井	2,849	31	10,946	10	29	14	2,132	327	2,512
1350	千葉	田中	3,738	17	4,628	4	12	6	1,287	130	1,439
1351	千葉	豊四季	10,798	445	41,239	36	108	52	1,894	268	2,358
1352	千葉	市原	14,613	252	17,219	15	45	22	911	121	1,114
1353	千葉	千葉八幡	4,844	22	4,569	4	12	6	828	68	918
1354	千葉	辰己	2,711	24	9,006	8	24	11	787	89	919
1355	千葉	瀬又	2,698	57	21,083	18	55	27	355	79	534
1356	千葉	流山	6,148	20	3,307	3	9	4	948	▲ 85	879
1357	千葉	南流山	1,983	15	7,345	6	19	9	2,671	431	3,136
1358	千葉	千葉八千代	5,048	22	4,444	4	12	6	1,081	26	1,129
1359	千葉	吉橋	2,077	59	28,536	25	75	36	736	130	1,002
1360	千葉	米本	1,705	20	11,769	10	31	15	727	▲ 47	736
1361	千葉	我孫子	3,889	23	6,038	5	16	8	1,239	189	1,457
1362	千葉	鴨川	2,897	64	22,108	19	58	28	758	88	951
1363	千葉	鎌ヶ谷	6,229	164	26,253	23	69	33	1,075	131	1,331
1364	千葉	君津	7,379	121	16,408	14	43	21	675	92	845
1365	千葉	千葉富津	4,263	24	5,681	5	15	7	301	21	349
1366	千葉	浦安	4,628	51	10,964	10	29	14	4,724	869	5,646
1367	千葉	四街道	3,122	13	4,153	4	11	5	1,075	49	1,144
1368	千葉	袖ヶ浦	6,188	17	2,752	2	7	3	771	38	821
1369	千葉	八街	3,420	16	4,650	4	12	6	261	13	296
1370	千葉	千葉船穂	5,626	181	32,196	28	85	41	850	139	1,143
1371	千葉	関宿	553	3	5,415	5	14	7	370	74	470
1372	千葉	沼南	1,412	9	6,583	6	17	8	544	30	605
1373	千葉	白井	3,233	69	21,447	19	56	27	635	77	814
1374	千葉	千葉大網	621	5	7,925	7	21	10	1,365	59	1,462
1375	千葉	九十九里	1,402	5	3,596	3	9	5	115	10	142
1376	千葉	成東	1,123	3	3,000	3	8	4	242	18	275
1377	千葉	睦沢	525	4	7,981	7	21	10	267	30	335
1378	千葉	長生	643	4	6,292	5	17	8	243	17	290
1379	千葉	長柄	773	4	5,649	5	15	7	231	21	279
1380	千葉	千葉御宿	483	7	13,910	12	37	18	476	44	587
1381	千葉	坂月	1,449	21	14,544	13	38	18	1,714	0	1,783
1382	千葉	木更津	29,777	792	26,603	23	70	34	279	108	514
1383	千葉	勝浦	3,805	6	1,656	1	4	2	244	▲ 1	250
1384	千葉	姉崎	5,039	19	3,793	3	10	5	489	85	592
1385	千葉	富里	684	7	10,788	9	28	14	1,795	85	1,931
1386	千葉	千葉大原	7,255	111	15,240	13	40	19	123	50	245
1387	千葉	野呂	3,247	142	43,784	38	115	56	704	167	1,080
1388	千葉	千葉清川	1,929	30	15,564	14	41	20	270	57	402
1389	千葉	三ツ堀	1,127	7	5,905	5	16	8	248	23	300
1390	千葉	成毛	1,662	4	2,486	2	7	3	75	2	89
1391	千葉	千葉三和	1,052	8	7,489	7	20	10	427	9	473
1392	千葉	湖北	2,465	9	3,576	3	9	5	498	28	543
1393	千葉	小名木	2,413	172	71,474	62	188	91	586	259	1,186
1394	千葉	東高野	1,476	1	956	1	3	1	182	34	221
1395	千葉	酒々井	1,967	52	26,259	23	69	33	710	107	942
1396	千葉	小見川	2,942	17	5,653	5	15	7	228	18	273
1397	千葉	十倉	1,478	3	1,765	2	5	2	231	8	248
1398	千葉	千葉野尻	1,063	4	3,923	3	10	5	127	3	148
1399	千葉	四木	1,147	5	4,406	4	12	6	117	14	153
1400	千葉	下総	1,643	11	6,832	6	18	9	89	27	149
1401	千葉	印旛	2,731	14	5,137	4	14	7	212	16	253
1402	千葉	本埜	3,338	17	5,169	5	14	7	137	17	180
1403	千葉	千葉山田	2,489	1	557	0	1	1	33	0	35
1404	千葉	東庄	1,362	3	2,552	2	7	3	169	10	191
1405	千葉	横芝	2,486	8	3,242	3	9	4	289	12	317

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1406	千葉	野栄	2,241	1	475	0	1	1	58	2	62
1407	千葉	多古	2,273	7	3,039	3	8	4	172	11	198
1408	千葉	芝山	4,075	9	2,264	2	6	3	101	9	121
1409	千葉	船形	1,226	6	4,601	4	12	6	260	18	300
1410	千葉	千葉一宮	1,079	6	5,845	5	15	7	353	30	410
1411	千葉	本納	1,181	5	3,831	3	10	5	248	10	276
1412	千葉	千葉白子	1,187	3	2,862	2	8	4	148	14	176
1413	千葉	長南	1,220	2	1,438	1	4	2	108	5	120
1414	千葉	夷隅	573	3	4,871	4	13	6	201	16	240
1415	千葉	大多喜	602	4	5,887	5	15	7	213	15	255
1416	千葉	白里	1,231	3	2,807	2	7	4	134	8	155
1417	千葉	山武北	2,087	9	4,208	4	11	5	95	12	127
1418	千葉	第二成東	1,569	5	3,044	3	8	4	109	11	135
1419	千葉	有秋	1,970	43	21,659	19	57	28	396	75	575
1420	千葉	千倉	2,217	7	2,997	3	8	4	171	5	191
1421	千葉	三里塚	2,651	9	3,562	3	9	5	274	16	307
1422	千葉	千葉岩根	6,191	13	2,147	2	6	3	199	7	217
1423	千葉	塚原	437	5	11,675	10	31	15	380	46	482
1424	千葉	天羽	1,082	19	17,198	15	45	22	443	53	578
1425	千葉	大佐和	2,211	7	3,099	3	8	4	149	5	169
1426	千葉	安食	1,159	6	5,401	5	14	7	159	15	200
1427	千葉	千葉飯岡	1,138	3	2,708	2	7	3	135	10	157
1428	千葉	岬	1,305	3	2,034	2	5	3	120	8	138
1429	千葉	鋸南	5,041	17	3,392	3	9	4	107	0	123
1430	千葉	扇島	1,321	10	7,465	7	20	9	48	23	107
1431	千葉	香取	1,004	14	14,433	13	38	18	185	46	300
1432	千葉	千葉末吉	815	7	8,208	7	22	10	263	44	346
1433	千葉	久留里	514	10	19,230	17	51	24	352	82	526
1434	千葉	千葉清和	914	7	7,342	6	19	9	202	39	275
1435	千葉	広岡	576	8	13,615	12	36	17	177	46	288
1436	千葉	千葉平川	1,313	5	3,607	3	9	5	143	11	171
1437	千葉	干潟	591	3	4,468	4	12	6	202	16	240
1438	千葉	蓮沼	1,564	5	3,373	3	9	4	123	12	151
1439	千葉	給田	1,038	2	1,921	2	5	2	130	5	144
1440	千葉	印西	3,349	8	2,321	2	6	3	478	9	498
1441	千葉	丸山	2,437	2	833	1	2	1	46	2	52
1442	千葉	岩戸	1,081	7	6,741	6	18	9	183	25	241
1443	千葉	千葉茅野	1,139	9	7,980	7	21	10	222	30	290
1444	千葉	千葉岩井	3,100	4	1,300	1	3	2	78	2	86
1445	千葉	千葉光	1,462	8	5,367	5	14	7	98	20	144
1446	千葉	千葉和田	680	15	21,805	19	57	28	415	65	584
1447	千葉	天津小湊	2,065	14	6,590	6	17	8	217	22	270
1448	千葉	八日市場北	455	5	11,968	10	31	15	135	44	235
1449	千葉	富浦	645	7	11,526	10	30	15	376	32	463
1450	千葉	北多古	1,401	9	6,117	5	16	8	61	22	112
1451	千葉	木更津佐貫	908	10	11,006	10	29	14	351	▲ 3	401
1452	千葉	木更津三芳	567	2	3,893	3	10	5	440	7	465
1453	千葉	千葉白浜	669	8	11,512	10	30	15	228	36	319
1454	千葉	千葉七浦	1,079	12	11,088	10	29	14	127	36	216
1455	千葉	犬石	1,244	7	5,300	5	14	7	100	17	143
1456	千葉	西岬	1,303	5	3,698	3	10	5	114	13	145
1457	千葉	千葉亀山	1,002	12	12,165	11	32	15	91	42	191
1458	千葉	千葉興津	1,327	14	10,856	9	29	14	300	35	387
1459	千葉	布佐	1,054	9	8,106	7	21	10	235	4	277
1460	千葉	千葉牛久	2,310	8	3,263	3	9	4	289	10	315
1461	千葉	千葉戸田	1,371	12	8,839	8	23	11	311	19	372
1462	千葉	江見	1,242	12	9,307	8	24	12	173	30	247
1463	千葉	千葉金谷	539	17	30,867	27	81	39	383	116	646
1464	千葉	峰上	479	4	7,633	7	20	10	221	22	280
1465	千葉	海上	809	6	7,909	7	21	10	356	30	424
1466	千葉	北光	1,473	7	4,786	4	13	6	57	18	98
1467	千葉	大原山田	497	11	23,026	20	61	29	234	78	422
1468	千葉	千葉小湊	1,133	9	7,766	7	20	10	161	27	225
1469	千葉	鶴舞	510	5	10,320	9	27	13	216	37	302

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1470	千葉	高滝	968	11	10,886	9	29	14	165	36	253
1471	千葉	月崎	845	7	8,632	8	23	11	124	30	196
1472	千葉	九美上	1,380	10	7,080	6	19	9	63	23	120
1473	千葉	殿廻	1,262	12	9,511	8	25	12	94	35	174
1474	千葉	平三	804	14	16,987	15	45	22	113	63	258
1475	千葉	大栄	1,253	3	2,459	2	6	3	85	8	104
1476	千葉	栗源	699	5	7,394	6	19	9	195	18	247
1477	千葉	千葉松尾	1,316	4	3,328	3	9	4	301	5	322
1478	千葉	北芝山	1,349	5	4,041	4	11	5	131	17	168
1479	千葉	南羽鳥	1,246	6	4,716	4	12	6	169	12	203
1480	千葉	鴨川仲	618	6	9,475	8	25	12	142	35	222
1481	千葉	古畑	754	5	6,201	5	16	8	184	23	236
1482	千葉	山武南	1,513	9	5,679	5	15	7	141	19	187
1483	千葉	神崎	552	7	12,137	11	32	15	228	46	332
1484	千葉	庄司	764	5	6,258	5	16	8	82	21	132
1485	千葉	東庄南	578	3	5,983	5	16	8	139	23	191
1486	東京	大手町FS	13,650	59	4,331	4	11	6	54,734	68	54,823
1487	東京	霞ケ関	4,845	235	48,568	42	128	62	55,983	1,260	57,475
1488	東京	神田	8,255	56	6,785	6	18	9	18,708	1,517	20,258
1489	東京	駿河台	6,906	247	35,803	31	94	46	13,114	1,740	15,025
1490	東京	九段	18,726	115	6,157	5	16	8	12,169	1,398	13,596
1491	東京	丸の内	15,332	31	2,037	2	5	3	29,583	364	29,957
1492	東京	京橋	7,554	36	4,806	4	13	6	13,681	1,030	14,734
1493	東京	銀座	6,808	532	78,106	68	205	99	46,116	1,902	48,390
1494	東京	東銀座	8,886	1,114	125,349	109	330	159	36,718	2,264	39,580
1495	東京	東京築地	9,934	409	41,148	36	108	52	9,055	989	10,240
1496	東京	茅場兜	18,301	349	19,054	17	50	24	9,411	1,043	10,545
1497	東京	晴海	11,564	77	6,689	6	18	9	8,864	309	9,206
1498	東京	東京浜町	9,943	85	8,500	7	22	11	5,943	199	6,182
1499	東京	芝	12,913	463	35,837	31	94	46	23,708	2,936	26,815
1500	東京	東京赤坂	12,390	226	18,204	16	48	23	20,444	1,545	22,076
1501	東京	東京青山	14,452	131	9,043	8	24	11	39,283	2,707	42,033
1502	東京	白金	19,781	286	14,449	13	38	18	26,854	2,732	29,655
1503	東京	東京三田	10,238	31	3,010	3	8	4	14,120	1,703	15,838
1504	東京	新宿	15,578	25	1,624	1	4	2	21,876	2,440	24,323
1505	東京	東京大久保	10,342	35	3,389	3	9	4	15,179	1,395	16,590
1506	東京	四谷	11,728	190	16,192	14	43	21	9,614	1,226	10,918
1507	東京	牛込	4,894	12	2,527	2	7	3	7,947	878	8,837
1508	東京	西新宿	7,734	70	9,110	8	24	12	34,941	622	35,607
1509	東京	小石川	5,853	296	50,586	44	133	64	9,634	2,034	11,909
1510	東京	東京大塚	12,331	388	31,443	27	83	40	8,535	1,056	9,741
1511	東京	駒込第2	12,117	346	28,560	25	75	36	9,702	1,406	11,244
1512	東京	東京上野	12,873	143	11,084	10	29	14	21,523	1,815	23,391
1513	東京	浅草	10,670	62	5,765	5	15	7	5,057	611	5,695
1514	東京	吉原	15,789	115	7,280	6	19	9	3,397	394	3,825
1515	東京	墨田	4,846	9	1,905	2	5	2	5,003	565	5,577
1516	東京	本所	4,216	16	3,827	3	10	5	4,963	538	5,519
1517	東京	向島	10,499	35	3,304	3	9	4	5,180	555	5,751
1518	東京	江東	13,143	166	12,664	11	33	16	5,928	820	6,808
1519	東京	東京深川	4,709	207	43,888	38	115	56	4,548	634	5,391
1520	東京	東京城東	12,336	74	6,036	5	16	8	5,087	551	5,667
1521	東京	江東辰巳	4,019	28	6,870	6	18	9	4,005	394	4,432
1522	東京	東京新有明	4,625	302	65,284	57	172	83	7,893	794	8,999
1523	東京	東京大崎	9,991	516	51,651	45	136	66	15,347	1,770	17,364
1524	東京	荏原	3,397	89	26,280	23	69	33	8,393	954	9,472
1525	東京	品川	5,450	182	33,485	29	88	43	8,635	1,029	9,824
1526	東京	大田支店埠頭	8,410	116	13,773	12	36	18	3,730	359	4,155
1527	東京	自由ケ丘	3,764	19	4,924	4	13	6	11,516	1,383	12,922
1528	東京	目黒本館	8,761	44	4,987	4	13	6	7,889	806	8,718
1529	東京	蒲田	10,359	144	13,867	12	36	18	7,798	1,594	9,458
1530	東京	東京大森	8,647	28	3,293	3	9	4	8,191	839	9,046
1531	東京	馬込	4,782	208	43,464	38	114	55	6,001	709	6,917
1532	東京	池上	5,126	137	26,676	23	70	34	6,857	723	7,707
1533	東京	羽田	5,747	203	35,294	31	93	45	5,669	716	6,554

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1534	東京	田園調布	1,893	14	7,469	7	20	9	22,214	1,773	24,023
1535	東京	雪ケ谷	9,602	148	15,457	13	41	20	6,867	583	7,524
1536	東京	矢口	10,956	317	28,957	25	76	37	5,090	578	5,806
1537	東京	世田谷	19,540	23	1,157	1	3	1	11,103	1,404	12,512
1538	東京	成城	6,614	254	38,467	34	101	49	8,777	681	9,642
1539	東京	砧	13,938	156	11,163	10	29	14	8,748	401	9,202
1540	東京	弦巻	6,473	99	15,264	13	40	19	10,442	674	11,188
1541	東京	東京烏山	9,442	233	24,693	22	65	31	7,887	987	8,992
1542	東京	東京玉川	5,049	42	8,323	7	22	11	17,090	981	18,111
1543	東京	東京瀬田	6,882	129	18,794	16	49	24	5,700	492	6,281
1544	東京	上北沢	6,481	162	24,949	22	66	32	8,016	894	9,030
1545	東京	松沢ビル2	4,859	139	28,667	25	75	36	5,707	563	6,406
1546	東京	東渋谷	11,234	566	50,413	44	133	64	38,932	4,433	43,606
1547	東京	代々木	6,072	97	15,983	14	42	20	12,104	2,092	14,272
1548	東京	渋谷	11,940	422	35,344	31	93	45	35,390	3,910	39,469
1549	東京	東京野方	5,582	39	7,036	6	18	9	9,701	1,249	10,983
1550	東京	東京中野	6,441	26	4,109	4	11	5	14,175	795	14,990
1551	東京	高円寺	10,529	448	42,575	37	112	54	7,774	761	8,738
1552	東京	杉並	7,750	92	11,934	10	31	15	7,831	1,451	9,338
1553	東京	井草	2,911	55	18,809	16	49	24	14,382	1,484	15,955
1554	東京	荻窪	11,249	231	20,574	18	54	26	5,870	865	6,833
1555	東京	久我山	7,085	450	63,506	55	167	81	8,128	1,171	9,602
1556	東京	池袋	34,145	70	2,053	2	5	3	7,655	385	8,050
1557	東京	巣鴨	11,475	349	30,404	27	80	39	4,628	719	5,493
1558	東京	落合別館	4,804	133	27,715	24	73	35	7,601	905	8,638
1559	東京	十条	4,907	97	19,859	17	52	25	6,170	378	6,642
1560	東京	王子	7,833	87	11,166	10	29	14	3,755	553	4,361
1561	東京	田端尾久	16,211	458	28,228	25	74	36	6,071	1,068	7,274
1562	東京	赤羽営業別館	5,329	173	32,476	28	85	41	5,593	890	6,637
1563	東京	東京荒川	25,539	135	5,274	5	14	7	2,859	373	3,258
1564	東京	板橋	6,468	124	19,119	17	50	24	5,280	890	6,261
1565	東京	成増	6,424	149	23,171	20	61	29	5,881	900	6,891
1566	東京	志村	6,413	85	13,258	12	35	17	5,080	433	5,577
1567	東京	南板橋別館	4,554	142	31,191	27	82	40	7,300	904	8,353
1568	東京	北町	9,985	11	1,071	1	3	1	4,560	314	4,879
1569	東京	練馬	9,507	1,348	141,792	124	373	180	5,842	1,011	7,530
1570	東京	東京大泉	7,764	64	8,225	7	22	10	5,511	141	5,691
1571	東京	関町	5,427	50	9,155	8	24	12	5,599	686	6,329
1572	東京	西練馬	5,667	142	25,081	22	66	32	5,656	426	6,202
1573	東京	石神井	12,340	336	27,190	24	71	35	5,551	1,109	6,790
1574	東京	梅島	5,088	22	4,396	4	12	6	3,681	195	3,898
1575	東京	千住	9,844	184	18,658	16	49	24	4,476	401	4,966
1576	東京	西新井	11,981	104	8,644	8	23	11	3,556	447	4,045
1577	東京	竹の塚	15,714	66	4,176	4	11	5	3,837	170	4,027
1578	東京	東京綾瀬	12,817	64	4,996	4	13	6	3,468	661	4,152
1579	東京	葛飾	6,606	123	18,608	16	49	24	4,245	272	4,606
1580	東京	亀有	4,303	28	6,471	6	17	8	4,290	449	4,770
1581	東京	金町	5,295	139	26,193	23	69	33	4,522	733	5,380
1582	東京	江戸川別館	7,405	11	1,454	1	4	2	3,850	383	4,240
1583	東京	小岩	8,042	163	20,298	18	53	26	4,326	401	4,824
1584	東京	葛西	15,513	84	5,408	5	14	7	4,277	733	5,036
1585	東京	東江戸川	15,761	100	6,326	6	17	8	3,797	616	4,444
1586	東京	八王子元横山	4,306	212	49,279	43	130	63	2,199	285	2,720
1587	東京	八王子浅川	4,385	17	3,767	3	10	5	2,103	186	2,307
1588	東京	八王子明神	5,267	18	3,416	3	9	4	2,582	231	2,829
1589	東京	八王子由木	11,294	284	25,186	22	66	32	2,294	141	2,555
1590	東京	八王子片倉	3,908	239	61,217	53	161	78	3,931	485	4,708
1591	東京	八王子滝山	2,620	53	20,269	18	53	26	1,730	88	1,915
1592	東京	八王子新明神	6,315	442	69,922	61	184	89	2,582	484	3,400
1593	東京	立川砂川	4,226	55	12,996	11	34	17	3,342	53	3,457
1594	東京	新立川	10,877	807	74,159	65	195	94	5,174	719	6,247
1595	東京	武蔵野	3,142	116	36,825	32	97	47	17,502	1,612	19,290
1596	東京	吉祥寺	2,838	21	7,224	6	19	9	9,942	1,287	11,263
1597	東京	武蔵境	7,438	285	38,263	33	101	49	5,271	494	5,948

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1598	東京	三鷹	14,747	239	16,198	14	43	21	6,015	603	6,696
1599	東京	青梅	8,783	46	5,217	5	14	7	957	95	1,078
1600	東京	青梅東	6,212	27	4,384	4	12	6	1,475	189	1,686
1601	東京	武蔵府中	11,931	191	16,033	14	42	20	5,737	768	6,581
1602	東京	昭島	5,936	300	50,613	44	133	64	5,213	525	5,979
1603	東京	調布	6,730	5	679	1	2	1	4,605	336	4,945
1604	東京	町田	8,026	348	43,422	38	114	55	3,300	201	3,708
1605	東京	鶴川	4,637	46	9,984	9	26	13	3,741	419	4,208
1606	東京	町田忠生	4,012	44	10,901	10	29	14	1,556	▲ 89	1,520
1607	東京	町田北忠生	1,861	95	51,083	45	134	65	3,230	206	3,680
1608	東京	町田鶴間	2,119	19	9,121	8	24	12	2,277	295	2,616
1609	東京	小金井	4,068	209	51,383	45	135	65	10,570	1,468	12,283
1610	東京	東京小平	9,264	115	12,464	11	33	16	3,188	322	3,570
1611	東京	東京日野	2,362	45	18,882	16	50	24	6,246	77	6,413
1612	東京	日野高幡	2,408	50	20,679	18	54	26	3,616	406	4,120
1613	東京	東村山	8,945	318	35,562	31	93	45	2,024	29	2,222
1614	東京	東京国分寺	9,535	291	30,511	27	80	39	5,400	744	6,290
1615	東京	国立	8,540	139	16,277	14	43	21	4,287	262	4,627
1616	東京	田無	7,278	18	2,434	2	6	3	3,795	166	3,972
1617	東京	保谷	3,155	63	19,989	17	53	25	3,998	333	4,426
1618	東京	福生	2,883	44	15,306	13	40	19	2,304	140	2,516
1619	東京	狛江	8,332	112	13,492	12	35	17	3,976	783	4,823
1620	東京	村山大和	6,807	39	5,760	5	15	7	2,587	93	2,707
1621	東京	清瀬	8,955	31	3,444	3	9	4	2,802	33	2,851
1622	東京	東久留米	9,687	34	3,537	3	9	4	2,941	209	3,166
1623	東京	武蔵村山	4,980	609	122,238	107	321	155	2,718	527	3,828
1624	東京	多摩	4,478	47	10,445	9	27	13	2,630	386	3,065
1625	東京	稲城長沼	2,725	18	6,570	6	17	8	5,104	441	5,576
1626	東京	稲城坂浜	1,683	85	50,269	44	132	64	2,707	343	3,290
1627	東京	福生秋川	1,991	33	16,637	15	44	21	2,688	▲ 75	2,693
1628	東京	福生羽村	2,179	59	27,113	24	71	34	4,561	▲ 467	4,223
1629	東京	福生瑞穂	2,100	10	4,881	4	13	6	2,523	154	2,700
1630	東京	福生日の出	1,175	24	20,531	18	54	26	1,403	91	1,592
1631	東京	八王子恩方	2,580	57	22,283	19	59	28	2,692	96	2,894
1632	東京	伊豆大島	7,269	44	6,012	5	16	8	239	13	281
1633	東京	三宅島	3,068	12	3,946	3	10	5	119	14	151
1634	東京	八丈島	6,132	34	5,484	5	14	7	369	19	414
1635	東京	九段別棟	18,726	115	6,157	5	16	8	12,169	1,350	13,548
1636	東京	五日市	1,357	11	8,105	7	21	10	1,694	46	1,778
1637	東京	東京大崎2	13,976	166	11,910	10	31	15	15,347	1,579	16,982
1638	東京	蔵前	23,854	572	23,961	21	63	30	4,836	1,103	6,053
1639	東京	八王子下川口	803	11	13,887	12	37	18	1,439	71	1,577
1640	東京	青梅吉野	508	14	28,337	25	74	36	2,060	458	2,653
1641	東京	中ノ郷	776	9	11,412	10	30	15	72	43	170
1642	東京	青梅小曽木	1,016	4	3,928	3	10	5	461	14	493
1643	東京	青梅沢井	736	6	7,783	7	20	10	601	29	667
1644	東京	福生桧原	818	15	18,421	16	48	23	265	▲ 54	298
1645	東京	青梅奥多摩	750	19	24,698	22	65	31	677	87	882
1646	東京	青梅古里	911	40	44,146	39	116	56	527	161	899
1647	東京	東江戸川別館	15,761	100	6,326	6	17	8	3,797	453	4,281
1648	東京	津久井青野原	479	12	25,199	22	66	32	546	78	744
1649	東京	新島	2,480	6	2,549	2	7	3	87	10	109
1650	東京	神津島	1,447	8	5,572	5	15	7	70	21	118
1651	東京	小笠原父島	4,803	41	8,551	7	22	11	406	▲ 7	439
1652	神奈川	相模原	9,258	7	734	1	2	1	1,360	59	1,423
1653	神奈川	相模大野	4,394	58	13,189	12	35	17	3,461	270	3,795
1654	神奈川	神奈川橋本	3,084	64	20,742	18	55	26	6,739	1,292	8,130
1655	神奈川	相模原田名	4,716	59	12,477	11	33	16	1,127	59	1,246
1656	神奈川	相模原麻溝	3,877	28	7,148	6	19	9	1,566	75	1,675
1657	神奈川	新相模原	12,563	1,046	83,225	73	219	106	2,186	412	2,996
1658	神奈川	津久井城山	1,348	17	12,756	11	34	16	1,575	183	1,819
1659	神奈川	津久井	2,072	7	3,467	3	9	4	743	2	761
1660	神奈川	鶴見営業所2	10,518	212	20,117	18	53	26	4,463	430	4,990
1661	神奈川	東寺尾	3,107	183	58,798	51	155	75	5,853	416	6,550

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1662	神奈川	松見	2,777	51	18,249	16	48	23	4,342	459	4,888
1663	神奈川	横浜北	1,551	10	6,194	5	16	8	9,034	824	9,887
1664	神奈川	神奈川新町	5,398	157	29,117	25	77	37	2,649	326	3,114
1665	神奈川	横浜中	22,790	29	1,259	1	3	2	3,295	102	3,403
1666	神奈川	本牧	4,988	238	47,651	42	125	61	4,129	338	4,695
1667	神奈川	横浜長者町	12,526	59	4,684	4	12	6	2,671	455	3,148
1668	神奈川	横浜港	22,790	29	1,259	1	3	2	3,295	▲ 3	3,298
1669	神奈川	横浜南	7,467	22	2,997	3	8	4	2,388	125	2,528
1670	神奈川	保土ヶ谷	22,537	117	5,197	5	14	7	2,580	372	2,978
1671	神奈川	希望が丘西谷	6,275	260	41,408	36	109	53	3,060	351	3,609
1672	神奈川	横浜今井	4,548	103	22,671	20	60	29	2,841	244	3,194
1673	神奈川	磯子	2,877	3	1,003	1	3	1	2,080	61	2,146
1674	神奈川	杉田	2,193	278	126,806	111	333	161	10,473	2,513	13,591
1675	神奈川	横浜金沢	11,978	92	7,691	7	20	10	1,803	127	1,967
1676	神奈川	港北NT	6,109	274	44,866	39	118	57	4,371	497	5,082
1677	神奈川	綱島	7,981	263	32,953	29	87	42	3,445	203	3,806
1678	神奈川	日吉	1,071	28	26,412	23	69	34	15,664	585	16,375
1679	神奈川	小机	1,106	5	4,191	4	11	5	5,076	65	5,161
1680	神奈川	東山田	2,284	58	25,524	22	67	32	4,857	186	5,164
1681	神奈川	戸塚	6,751	97	14,429	13	38	18	2,933	328	3,330
1682	神奈川	神奈川平戸	4,649	45	9,764	9	26	12	3,461	219	3,727
1683	神奈川	小雀	2,452	36	14,635	13	38	19	2,526	104	2,700
1684	神奈川	港南	5,745	114	19,769	17	52	25	3,157	155	3,406
1685	神奈川	港洋	2,061	131	63,759	56	168	81	5,858	297	6,460
1686	神奈川	希望が丘	4,909	23	4,658	4	12	6	2,975	261	3,258
1687	神奈川	神奈川若葉台	3,059	266	86,936	76	229	111	2,429	329	3,174
1688	神奈川	都岡	6,054	38	6,290	5	17	8	2,186	134	2,350
1689	神奈川	神奈川中山	4,590	46	9,949	9	26	13	4,979	403	5,430
1690	神奈川	美しが丘	4,409	185	41,964	37	110	53	5,610	390	6,200
1691	神奈川	長津田	5,897	4	648	1	2	1	5,707	465	6,176
1692	神奈川	谷本	3,411	136	39,845	35	105	51	6,557	321	7,069
1693	神奈川	荏田	2,639	44	16,546	14	44	21	7,820	427	8,326
1694	神奈川	すみよし台	2,352	264	112,352	98	295	143	6,557	515	7,608
1695	神奈川	瀬谷	4,014	52	12,892	11	34	16	2,526	256	2,843
1696	神奈川	戸塚本郷	4,481	56	12,599	11	33	16	1,858	97	2,015
1697	神奈川	神奈川泉	2,080	41	19,743	17	52	25	5,404	226	5,724
1698	神奈川	岡津	4,197	36	8,607	8	23	11	2,623	94	2,759
1699	神奈川	渡田	4,351	138	31,789	28	84	40	2,886	270	3,308
1700	神奈川	川崎臨港	7,096	107	15,011	13	39	19	3,181	189	3,441
1701	神奈川	川崎別館	5,413	41	7,600	7	20	10	3,489	321	3,847
1702	神奈川	幸	6,537	47	7,176	6	19	9	5,234	404	5,672
1703	神奈川	幸加瀬	3,436	68	19,800	17	52	25	3,509	219	3,822
1704	神奈川	川崎北	9,323	34	3,685	3	10	5	12,932	1,532	14,482
1705	神奈川	川崎北木月	5,022	101	20,208	18	53	26	5,914	539	6,550
1706	神奈川	溝ノ口	8,314	214	25,690	22	68	33	6,946	883	7,952
1707	神奈川	神奈川大塚	6,469	109	16,901	15	44	21	3,570	246	3,896
1708	神奈川	川崎北子母口	9,261	234	25,299	22	67	32	4,007	277	4,405
1709	神奈川	登戸	5,263	81	15,388	13	40	20	11,572	1,125	12,770
1710	神奈川	菅	4,615	153	33,203	29	87	42	2,890	282	3,330
1711	神奈川	川崎北菅生	5,173	78	15,113	13	40	19	2,259	117	2,448
1712	神奈川	登戸百合ヶ丘	1,890	10	5,536	5	15	7	3,813	203	4,043
1713	神奈川	柿生	2,890	122	42,265	37	111	54	4,517	670	5,389
1714	神奈川	横須賀南	2,926	21	7,151	6	19	9	500	▲ 375	159
1715	神奈川	衣笠	4,034	30	7,327	6	19	9	1,718	2	1,754
1716	神奈川	横須賀別館	11,709	383	32,709	29	86	42	1,295	153	1,605
1717	神奈川	追浜	3,333	109	32,677	29	86	42	1,449	125	1,731
1718	神奈川	南久里浜	8,879	141	15,920	14	42	20	1,239	73	1,388
1719	神奈川	武山	2,358	5	2,315	2	6	3	741	9	761
1720	神奈川	野比	3,176	21	6,494	6	17	8	1,773	37	1,841
1721	神奈川	平塚	7,333	31	4,175	4	11	5	3,198	239	3,457
1722	神奈川	平塚中里	6,761	76	11,203	10	29	14	2,113	138	2,304
1723	神奈川	田村	2,319	15	6,493	6	17	8	1,797	73	1,901
1724	神奈川	新金目	3,840	101	26,340	23	69	33	911	111	1,147
1725	神奈川	神奈川鎌倉	3,037	16	5,213	5	14	7	5,124	566	5,716

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1726	神奈川	大船	4,021	3	855	1	2	1	4,590	393	4,987
1727	神奈川	鎌倉腰越	4,841	117	24,166	21	64	31	2,016	165	2,297
1728	神奈川	神奈川藤沢	15,035	38	2,557	2	7	3	2,240	186	2,438
1729	神奈川	藤沢支別棟C	15,035	38	2,557	2	7	3	2,240	174	2,426
1730	神奈川	長後営別棟	5,458	17	3,183	3	8	4	1,724	71	1,810
1731	神奈川	藤沢新辻堂	1,562	44	28,450	25	75	36	7,984	1,292	9,412
1732	神奈川	善行	5,278	62	11,728	10	31	15	2,926	214	3,196
1733	神奈川	御所見	2,304	20	8,786	8	23	11	749	63	854
1734	神奈川	大庭	7,000	319	45,551	40	120	58	1,882	233	2,333
1735	神奈川	小田原	12,031	70	5,839	5	15	7	1,098	80	1,205
1736	神奈川	国府津	1,961	3	1,357	1	4	2	2,149	6	2,162
1737	神奈川	小田原谷津	4,420	4	848	1	2	1	2,210	65	2,279
1738	神奈川	小田原橘	1,315	14	10,973	10	29	14	686	▲ 3	736
1739	神奈川	富水	10,225	74	7,274	6	19	9	674	33	741
1740	神奈川	茅ヶ崎	6,607	51	7,677	7	20	10	4,068	674	4,779
1741	神奈川	茅ヶ崎松林	5,533	149	26,876	23	71	34	2,647	295	3,070
1742	神奈川	逗子	3,353	18	5,289	5	14	7	4,068	360	4,454
1743	神奈川	神奈川三浦	2,252	8	3,488	3	9	4	593	▲ 8	601
1744	神奈川	南下浦3	1,817	22	11,830	10	31	15	845	▲ 21	880
1745	神奈川	秦野	6,123	29	4,801	4	13	6	804	13	840
1746	神奈川	西秦野	2,990	29	9,594	8	25	12	1,299	23	1,367
1747	神奈川	鶴巻	3,416	112	32,863	29	86	42	2,586	112	2,855
1748	神奈川	北秦野	548	6	10,924	10	29	14	957	33	1,043
1749	神奈川	厚木支別棟	12,665	167	13,152	11	35	17	2,052	281	2,396
1750	神奈川	厚木岡田	5,703	187	32,719	29	86	42	1,494	186	1,837
1751	神奈川	荻野	1,241	12	9,535	8	25	12	1,112	30	1,187
1752	神奈川	依知	2,613	12	4,609	4	12	6	1,075	57	1,154
1753	神奈川	愛名	10,303	116	11,234	10	30	14	856	97	1,007
1754	神奈川	神奈川大和	5,320	20	3,713	3	10	5	1,506	111	1,635
1755	神奈川	大和下鶴間	5,062	75	14,891	13	39	19	1,930	147	2,148
1756	神奈川	桜ヶ丘	2,642	29	10,854	9	29	14	2,016	115	2,183
1757	神奈川	伊勢原	7,406	3	416	0	1	1	2,234	26	2,262
1758	神奈川	海老名	4,563	31	6,902	6	18	9	3,449	367	3,849
1759	神奈川	中河内	1,697	56	32,809	29	86	42	1,530	166	1,853
1760	神奈川	座間	6,097	141	23,171	20	61	29	1,518	111	1,739
1761	神奈川	南足柄別館	4,734	89	18,796	16	49	24	914	56	1,059
1762	神奈川	神奈川綾瀬	6,859	82	11,980	10	31	15	1,384	68	1,508
1763	神奈川	神奈川葉山	2,731	16	5,830	5	15	7	2,514	313	2,854
1764	神奈川	東葉山	866	10	11,590	10	30	15	1,858	55	1,968
1765	神奈川	寒川	2,525	12	4,819	4	13	6	1,433	79	1,535
1766	神奈川	大磯	1,783	18	10,159	9	27	13	2,101	51	2,201
1767	神奈川	二宮	1,917	12	6,141	5	16	8	2,137	▲ 1	2,165
1768	神奈川	神奈川中井	1,078	3	2,821	2	7	4	349	7	369
1769	神奈川	松田	3,064	9	3,050	3	8	4	1,060	5	1,080
1770	神奈川	神奈川山北	1,030	6	5,794	5	15	7	489	16	532
1771	神奈川	箱根	4,483	3	758	1	2	1	489	4	497
1772	神奈川	湯河原別館	2,244	42	18,504	16	49	24	726	42	857
1773	神奈川	神奈川中津	2,216	9	4,135	4	11	5	880	24	924
1774	神奈川	神奈川田浦	2,462	2	742	1	2	1	984	53	1,041
1775	神奈川	愛川	1,158	3	2,300	2	6	3	403	2	416
1776	神奈川	下曽我	1,070	21	19,184	17	50	24	869	59	1,019
1777	神奈川	箱根町	868	12	14,093	12	37	18	1,093	336	1,496
1778	神奈川	湯本	2,393	43	17,999	16	47	23	786	44	916
1779	神奈川	真鶴	1,621	9	5,360	5	14	7	702	6	734
1780	神奈川	八王子内郷	1,011	4	3,807	3	10	5	387	▲ 7	398
1781	神奈川	八王子藤野	1,195	10	8,498	7	22	11	682	15	737
1782	神奈川	松輪	558	12	21,072	18	55	27	621	44	765
1783	神奈川	日吉営業所B	1,285	28	22,010	19	58	28	13,054	691	13,850
1784	神奈川	仙石原	1,349	12	8,668	8	23	11	640	16	698
1785	新潟	関屋	13,017	16	1,207	1	3	2	953	4	963
1786	新潟	坂井輪	3,122	88	28,045	24	74	36	801	107	1,042
1787	新潟	新潟東	14,484	19	1,301	1	3	2	526	45	577
1788	新潟	小金	6,779	10	1,450	1	4	2	715	25	747
1789	新潟	山二ツ	5,171	125	24,212	21	64	31	868	129	1,113

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1790	新潟	新潟	14,326	81	5,638	5	15	7	611	29	667
1791	新潟	長岡	22,788	74	3,242	3	9	4	361	▲ 2	375
1792	新潟	関原	837	1	1,682	1	4	2	253	▲ 27	233
1793	新潟	南長岡	5,702	59	10,334	9	27	13	256	34	339
1794	新潟	西長岡	2,623	25	9,435	8	25	12	613	35	693
1795	新潟	北長岡	4,506	35	7,699	7	20	10	326	30	393
1796	新潟	三条	11,923	176	14,731	13	39	19	469	55	595
1797	新潟	柏崎別	11,751	101	8,557	7	22	11	335	9	384
1798	新潟	新発田	3,642	29	7,841	7	21	10	289	23	350
1799	新潟	新津	12,088	113	9,349	8	25	12	316	29	390
1800	新潟	小千谷	6,086	33	5,499	5	14	7	368	▲ 7	387
1801	新潟	越後加茂	6,663	3	503	0	1	1	239	▲ 13	228
1802	新潟	十日町	4,285	24	5,678	5	15	7	419	10	456
1803	新潟	見附	5,322	29	5,493	5	14	7	250	17	293
1804	新潟	村上	4,081	10	2,377	2	6	3	436	▲ 1	446
1805	新潟	廿六木	3,765	19	5,179	5	14	7	415	20	461
1806	新潟	糸魚川別	3,453	27	7,812	7	21	10	430	▲ 3	465
1807	新潟	新井	5,668	52	9,162	8	24	12	177	15	236
1808	新潟	五泉西	2,534	45	17,630	15	46	22	294	55	432
1809	新潟	越後白根	2,315	9	3,989	3	10	5	509	7	534
1810	新潟	上越	11,395	172	15,052	13	40	19	265	40	377
1811	新潟	高田	8,076	15	1,800	2	5	2	325	▲ 13	321
1812	新潟	聖籠	4,155	30	7,183	6	19	9	84	25	143
1813	新潟	越後亀田	1,803	6	3,374	3	9	4	404	▲ 7	413
1814	新潟	越後吉田	6,147	8	1,346	1	4	2	211	▲ 3	215
1815	新潟	巻	4,491	11	2,367	2	6	3	394	▲ 15	390
1816	新潟	南三条	2,371	10	4,324	4	11	5	183	6	209
1817	新潟	越後湯沢	3,664	11	3,106	3	8	4	258	9	282
1818	新潟	塩沢	840	2	2,876	3	8	4	290	3	308
1819	新潟	六日町	6,577	226	34,344	30	90	44	436	115	715
1820	新潟	越後大崎	1,291	14	11,140	10	29	14	97	38	188
1821	新潟	安塚	7,538	18	2,353	2	6	3	31	6	48
1822	新潟	佐和田南	9,124	259	28,374	25	75	36	119	▲ 19	236
1823	新潟	両津	8,989	69	7,678	7	20	10	149	21	207
1824	新潟	小出	5,787	17	2,993	3	8	4	370	2	387
1825	新潟	内野交換所2	3,521	2	559	0	1	1	957	5	964
1826	新潟	南新潟	1,159	3	2,433	2	6	3	164	7	182
1827	新潟	与板	1,158	3	2,384	2	6	3	177	▲ 3	185
1828	新潟	和島	2,501	3	1,171	1	3	1	81	0	86
1829	新潟	第二三条	3,373	30	8,826	8	23	11	301	23	366
1830	新潟	川東	2,511	3	1,227	1	3	2	46	4	56
1831	新潟	紫雲寺	1,697	1	773	1	2	1	75	1	80
1832	新潟	中条	4,201	44	10,378	9	27	13	219	29	297
1833	新潟	大野町	2,467	6	2,244	2	6	3	474	7	492
1834	新潟	松浜東	3,651	26	7,188	6	19	9	316	58	408
1835	新潟	越後豊栄	2,703	6	2,149	2	6	3	500	13	524
1836	新潟	石山東	4,050	92	22,834	20	60	29	737	87	933
1837	新潟	下田第一	436	5	11,216	10	29	14	371	10	434
1838	新潟	今町	989	2	2,302	2	6	3	364	▲ 3	372
1839	新潟	水原	3,780	11	3,042	3	8	4	338	4	357
1840	新潟	横越	977	3	3,070	3	8	4	335	19	369
1841	新潟	分水	2,645	9	3,256	3	9	4	276	5	297
1842	新潟	田上	1,286	10	7,505	7	20	10	128	17	182
1843	新潟	寺泊	3,112	5	1,747	2	5	2	114	▲ 1	122
1844	新潟	堀之内	1,066	3	2,404	2	6	3	278	2	291
1845	新潟	村松	1,349	2	1,695	1	4	2	232	▲ 7	232
1846	新潟	越後安田	1,069	8	7,186	6	19	9	215	22	271
1847	新潟	小須戸	1,534	5	3,255	3	9	4	293	9	318
1848	新潟	弥彦	919	2	2,573	2	7	3	269	2	283
1849	新潟	岩室	739	2	2,478	2	7	3	107	6	125
1850	新潟	越後荒川	1,096	2	1,672	1	4	2	234	0	241
1851	新潟	津川	4,580	32	6,937	6	18	9	164	20	217
1852	新潟	月岡	2,629	4	1,374	1	4	2	190	▲ 3	194
1853	新潟	刈羽	651	3	4,701	4	12	6	311	▲ 50	283

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1854	新潟	千手	919	3	3,539	3	9	4	117	3	136
1855	新潟	栃尾	3,976	94	23,756	21	62	30	234	75	422
1856	新潟	越後曽根	851	2	2,771	2	7	4	184	3	200
1857	新潟	月潟	2,141	3	1,316	1	3	2	76	3	85
1858	新潟	越後三川	660	4	5,636	5	15	7	85	18	130
1859	新潟	出雲崎	833	3	4,042	4	11	5	170	8	198
1860	新潟	石打	1,312	2	1,852	2	5	2	216	▲ 11	214
1861	新潟	津南	590	2	3,808	3	10	5	305	▲ 10	313
1862	新潟	越後板倉	3,428	6	1,813	2	5	2	44	5	58
1863	新潟	関川	837	4	4,594	4	12	6	193	6	221
1864	新潟	新潟朝日	3,239	3	1,003	1	3	1	27	4	36
1865	新潟	岩船	1,164	1	1,135	1	3	1	198	▲ 6	197
1866	新潟	土市	855	2	2,561	2	7	3	151	▲ 1	162
1867	新潟	京ケ瀬	1,303	6	4,505	4	12	6	155	15	192
1868	新潟	脇野町	1,093	2	1,461	1	4	2	152	▲ 28	131
1869	新潟	越後川口	1,212	6	4,737	4	12	6	126	13	161
1870	新潟	広神	1,065	4	3,755	3	10	5	104	8	130
1871	新潟	土樽	1,260	11	8,612	8	23	11	99	24	165
1872	新潟	越後大和	1,336	4	2,964	3	8	4	152	0	167
1873	新潟	越後大潟	1,091	3	2,764	2	7	4	265	▲ 12	266
1874	新潟	頸城	567	2	4,178	4	11	5	94	13	127
1875	新潟	神林	1,302	2	1,507	1	4	2	69	5	81
1876	新潟	菅谷	622	7	11,890	10	31	15	74	42	172
1877	新潟	鯖石	666	3	4,690	4	12	6	128	9	159
1878	新潟	太郎代	1,882	7	3,631	3	10	5	132	14	164
1879	新潟	越路	930	3	2,732	2	7	3	316	4	332
1880	新潟	能生	839	2	2,549	2	7	3	288	▲ 7	293
1881	新潟	青海	938	5	5,766	5	15	7	147	11	185
1882	新潟	妙高高原	2,024	11	5,681	5	15	7	136	17	180
1883	新潟	越後三和	610	2	3,361	3	9	4	94	9	119
1884	新潟	越後小国	1,336	7	4,981	4	13	6	271	1	295
1885	新潟	楡島	706	6	8,143	7	21	10	62	25	125
1886	新潟	越後三国	885	6	7,292	6	19	9	25	25	84
1887	新潟	越後松代	1,215	5	3,926	3	10	5	146	4	168
1888	新潟	松之山	852	3	3,366	3	9	4	101	8	125
1889	新潟	越後山北	1,022	31	30,474	27	80	39	339	86	571
1890	新潟	越後片貝	845	2	2,116	2	6	3	245	▲ 1	255
1891	新潟	乙	1,427	4	2,687	2	7	3	53	9	74
1892	新潟	越後黒川	484	3	5,580	5	15	7	290	10	327
1893	新潟	守門	1,330	4	3,077	3	8	4	72	4	91
1894	新潟	城内	1,032	3	2,703	2	7	3	113	▲ 1	124
1895	新潟	五日町	842	2	2,715	2	7	3	119	2	133
1896	新潟	高柳	487	2	4,144	4	11	5	67	12	99
1897	新潟	越後西山	895	4	4,338	4	11	6	84	14	119
1898	新潟	越後中郷	842	1	878	1	2	1	64	0	68
1899	新潟	妙高	1,652	6	3,746	3	10	5	149	1	168
1900	新潟	梶屋敷	1,419	5	3,640	3	10	5	144	3	165
1901	新潟	佐渡小木	612	10	16,473	14	43	21	277	50	405
1902	新潟	佐渡相川	1,284	16	12,630	11	33	16	177	25	262
1903	新潟	赤泊	728	6	7,563	7	20	10	55	28	120
1904	新潟	佐渡金井	3,560	6	1,776	2	5	2	232	2	243
1905	新潟	真野	1,305	2	1,626	1	4	2	146	3	156
1906	新潟	名柄	1,431	4	2,937	3	8	4	95	8	118
1907	新潟	栃尾南	622	2	3,940	3	10	5	25	12	55
1908	新潟	越後野田	572	2	3,309	3	9	4	70	8	94
1909	新潟	高士	1,072	10	9,096	8	24	12	65	31	140
1910	新潟	越後築地	897	2	2,426	2	6	3	118	4	133
1911	新潟	潟東	755	7	9,386	8	25	12	145	32	222
1912	新潟	牧村	736	3	3,503	3	9	4	42	9	67
1913	新潟	柿崎	1,883	2	984	1	3	1	142	▲ 4	143
1914	新潟	越後吉川	667	2	3,425	3	9	4	117	2	135
1915	新潟	赤倉	446	6	13,833	12	36	18	712	40	818
1916	新潟	岩沢	799	6	8,012	7	21	10	257	16	311
1917	新潟	秋山郷	244	1	3,108	3	8	4	9	10	34

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1918	新潟	佐渡畑野	1,489	2	1,353	1	4	2	166	▲ 11	162
1919	新潟	羽茂	531	3	5,440	5	14	7	204	18	248
1920	新潟	越後田沢	806	7	8,417	7	22	11	364	2	406
1921	新潟	塩野町	637	4	6,737	6	18	9	137	23	193
1922	新潟	新穂	437	1	2,419	2	6	3	212	▲ 5	218
1923	新潟	東長岡	981	2	1,678	1	4	2	110	▲ 3	114
1924	新潟	飛渡	556	3	4,835	4	13	6	16	17	56
1925	新潟	五十沢	533	3	5,708	5	15	7	71	16	114
1926	山梨	甲府	24,338	121	4,987	4	13	6	253	18	294
1927	山梨	甲府北	4,302	117	27,239	24	72	35	767	99	997
1928	山梨	甲府南	2,050	12	6,037	5	16	8	676	23	728
1929	山梨	山梨吉田	5,396	38	7,128	6	19	9	606	27	667
1930	山梨	都留	3,106	56	18,044	16	47	23	241	59	386
1931	山梨	東山梨	5,201	25	4,870	4	13	6	353	14	390
1932	山梨	大月局舎2	9,389	9	975	1	3	1	716	▲ 14	707
1933	山梨	韮崎	3,325	24	7,216	6	19	9	468	13	515
1934	山梨	勝沼	1,215	6	5,197	5	14	7	396	6	428
1935	山梨	石和	1,454	5	3,213	3	8	4	691	▲ 117	589
1936	山梨	鰍沢青柳	4,752	8	1,585	1	4	2	330	2	339
1937	山梨	身延	1,956	11	5,792	5	15	7	255	2	284
1938	山梨	新竜王	1,063	23	21,445	19	56	27	463	80	645
1939	山梨	山梨昭和	1,383	6	4,404	4	12	6	417	28	467
1940	山梨	田富	1,252	7	5,800	5	15	7	438	25	490
1941	山梨	小笠原	6,676	43	6,474	6	17	8	356	20	407
1942	山梨	忍野	1,080	9	7,942	7	21	10	351	35	424
1943	山梨	山中湖	1,057	7	6,903	6	18	9	415	29	477
1944	山梨	上野原局舎	7,741	36	4,616	4	12	6	417	14	453
1945	山梨	敷島	968	3	3,212	3	8	4	545	11	571
1946	山梨	塩山	1,860	6	3,024	3	8	4	392	8	415
1947	山梨	春日居	1,199	9	7,730	7	20	10	225	24	286
1948	山梨	市川大門	2,609	8	3,248	3	9	4	340	3	359
1949	山梨	山梨白根	1,138	2	1,477	1	4	2	225	1	233
1950	山梨	山梨双葉	1,149	10	8,938	8	23	11	364	30	436
1951	山梨	山梨高根	489	2	3,965	3	10	5	242	2	262
1952	山梨	長坂	3,589	8	2,163	2	6	3	115	6	132
1953	山梨	山梨大泉	503	7	14,432	13	38	18	209	45	323
1954	山梨	山梨曽根	1,068	7	6,747	6	18	9	233	14	280
1955	山梨	小淵沢	1,475	2	1,594	1	4	2	107	▲ 11	103
1956	山梨	河口湖	2,945	7	2,337	2	6	3	470	10	491
1957	山梨	山梨八代	1,396	10	6,881	6	18	9	237	20	290
1958	山梨	甲斐明野	772	9	11,414	10	30	15	233	36	324
1959	山梨	山梨一宮	2,908	5	1,678	1	4	2	226	0	233
1960	山梨	中富	595	5	7,901	7	21	10	227	7	272
1961	山梨	南部	635	21	32,366	28	85	41	370	105	629
1962	山梨	須玉	656	3	4,081	4	11	5	358	4	382
1963	山梨	白州	880	9	10,109	9	27	13	211	33	293
1964	山梨	下部	729	7	10,256	9	27	13	212	6	267
1965	山梨	大月東	1,211	22	18,517	16	49	24	438	10	537
1966	山梨	山梨六郷	564	3	5,239	5	14	7	308	▲ 12	322
1967	山梨	山梨清里	1,619	8	4,746	4	12	6	330	3	355
1968	山梨	鳴沢	1,923	5	2,832	2	7	4	73	8	94
1969	山梨	大目	615	9	15,191	13	40	19	164	40	276
1970	山梨	小沼	1,545	9	5,521	5	15	7	404	11	442
1971	山梨	田富局舎2	1,252	7	5,800	5	15	7	438	28	493
1972	山梨	牧丘	757	5	6,739	6	18	9	187	▲ 4	216
1973	山梨	山梨平野	1,323	19	14,008	12	37	18	173	52	292
1974	山梨	早川	779	7	8,562	7	23	11	84	31	156
1975	長野	信濃吉田	4,626	29	6,253	5	16	8	732	23	784
1976	長野	後町	10,513	53	5,049	4	13	6	588	22	633
1977	長野	南長野	4,030	27	6,679	6	18	8	502	26	560
1978	長野	信濃古里	7,329	122	16,627	15	44	21	177	52	309
1979	長野	大豆島	3,769	62	16,403	14	43	21	326	60	464
1980	長野	村井	2,759	14	5,063	4	13	6	852	30	905
1981	長野	西松本	4,170	22	5,385	5	14	7	231	24	281

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のXIV. 料金設定に使用する貸倒率）
1982	長野	南松本	9,078	228	25,102	22	66	32	854	111	1,085
1983	長野	信濃上田	10,087	46	4,564	4	12	6	455	32	509
1984	長野	信濃大屋	1,486	18	12,129	11	32	15	432	42	532
1985	長野	信濃塩田	677	2	3,190	3	8	4	579	26	620
1986	長野	岡谷	10,260	43	4,173	4	11	5	269	▲ 2	287
1987	長野	飯田	10,627	81	7,650	7	20	10	362	13	412
1988	長野	信濃山本	751	8	10,091	9	27	13	297	30	376
1989	長野	諏訪	12,092	224	18,516	16	49	24	292	59	440
1990	長野	須坂	4,349	2	528	0	1	1	533	4	539
1991	長野	小諸	14,306	72	5,023	4	13	6	224	18	265
1992	長野	伊那	4,542	13	2,798	2	7	4	307	▲ 3	317
1993	長野	駒ヶ根	4,905	93	18,875	16	50	24	305	66	461
1994	長野	信濃中野	5,303	8	1,497	1	4	2	393	1	401
1995	長野	信濃大町	6,566	14	2,108	2	6	3	227	4	242
1996	長野	信濃茅野	9,105	47	5,162	5	14	7	307	11	344
1997	長野	塩尻	3,544	12	3,448	3	9	4	741	20	777
1998	長野	更埴	4,410	10	2,304	2	6	3	407	25	443
1999	長野	信濃佐久	7,873	67	8,545	7	22	11	373	32	445
2000	長野	岩村田	2,999	2	754	1	2	1	357	▲ 4	357
2001	長野	軽井沢	5,230	60	11,447	10	30	15	2,174	274	2,503
2002	長野	中軽井沢	4,629	20	4,410	4	12	6	276	26	324
2003	長野	丸子	7,520	5	656	1	2	1	115	▲ 11	108
2004	長野	東部	3,294	30	9,036	8	24	11	296	38	377
2005	長野	下諏訪	2,710	3	1,291	1	3	2	472	▲ 5	473
2006	長野	辰野	3,109	18	5,924	5	16	8	255	12	296
2007	長野	箕輪	2,257	3	1,291	1	3	2	289	▲ 5	290
2008	長野	豊科	2,873	10	3,471	3	9	4	489	14	519
2009	長野	穂高	2,578	7	2,887	3	8	4	541	17	573
2010	長野	白馬	1,239	5	3,745	3	10	5	154	▲ 2	170
2011	長野	坂城	1,850	2	1,069	1	3	1	248	▲ 15	238
2012	長野	戸倉上山田	4,212	28	6,713	6	18	9	368	12	413
2013	長野	野沢温泉	1,286	3	2,063	2	5	3	119	10	139
2014	長野	松本東館	11,054	77	6,983	6	18	9	710	21	764
2015	長野	浅間	377	4	11,855	10	31	15	1,616	57	1,729
2016	長野	信濃飯山	9,898	66	6,701	6	18	9	192	20	245
2017	長野	御代田	1,042	1	1,305	1	3	2	238	6	250
2018	長野	信濃富士見	641	6	8,761	8	23	11	409	5	456
2019	長野	信濃原	921	7	7,670	7	20	10	196	28	261
2020	長野	信濃阿南	1,478	8	5,383	5	14	7	95	16	137
2021	長野	木曽	3,914	51	13,150	11	35	17	175	31	269
2022	長野	明科	827	3	3,717	3	10	5	352	14	384
2023	長野	生坂	678	4	5,162	5	14	7	84	18	128
2024	長野	波田	798	5	6,111	5	16	8	544	26	599
2025	長野	信濃三郷	551	4	6,605	6	17	8	495	27	553
2026	長野	信濃池田	912	3	2,875	3	8	4	187	12	214
2027	長野	神城	593	3	4,613	4	12	6	213	20	255
2028	長野	小布施	1,594	4	2,269	2	6	3	443	21	475
2029	長野	湯田中	2,997	7	2,250	2	6	3	283	▲ 6	288
2030	長野	信濃豊野	1,423	6	4,132	4	11	5	428	3	451
2031	長野	飯綱	505	16	30,910	27	81	39	176	101	424
2032	長野	平岡	332	2	6,818	6	18	9	120	17	170
2033	長野	上松	1,691	8	4,749	4	12	6	167	1	190
2034	長野	木曽楢川	693	5	7,332	6	19	9	207	▲ 17	224
2035	長野	四賀	614	6	9,073	8	24	12	191	20	255
2036	長野	梓川	1,029	5	4,791	4	13	6	194	18	235
2037	長野	小谷話交換	477	5	11,396	10	30	14	206	31	291
2038	長野	七二会	2,546	3	1,254	1	3	2	30	3	39
2039	長野	若穂	955	4	4,053	4	11	5	165	8	193
2040	長野	信濃松代	3,106	6	1,938	2	5	2	266	▲ 8	267
2041	長野	浦里	2,017	3	1,682	1	4	2	112	3	122
2042	長野	信濃常盤	1,961	2	1,103	1	3	1	54	0	59
2043	長野	臼田	2,996	5	1,550	1	4	2	210	3	220
2044	長野	高野町	2,321	9	3,736	3	10	5	113	13	144
2045	長野	野辺山	4,203	8	1,951	2	5	2	34	6	49

土地											
						1平方メートルごとの年額料金（円）					
								税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）	①他人資本費用	②自己資本費用	③利益対応税	④その他	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
2046	長野	南軽井沢	1,297	10	8,008	7	21	10	154	62	254
2047	長野	望月	2,301	3	1,393	1	4	2	125	▲ 3	129
2048	長野	信濃芦田	2,064	3	1,352	1	4	2	63	5	75
2049	長野	信濃長門	2,149	4	2,028	2	5	3	73	5	88
2050	長野	真田	2,509	5	1,902	2	5	2	45	5	59
2051	長野	武石	3,407	7	1,995	2	5	3	64	6	80
2052	長野	青木	2,575	5	1,854	2	5	2	82	3	94
2053	長野	高遠	415	2	3,847	3	10	5	213	5	236
2054	長野	信濃小野	2,030	3	1,251	1	3	2	55	1	62
2055	長野	飯島	1,029	6	5,864	5	15	7	170	11	208
2056	長野	信濃宮田	1,230	6	4,812	4	13	6	185	12	220
2057	長野	信濃松川	1,754	12	7,087	6	19	9	186	▲ 5	215
2058	長野	市田	770	1	1,074	1	3	1	270	▲ 5	270
2059	長野	阿智	2,781	14	5,119	4	13	7	70	15	109
2060	長野	麻績	1,658	3	1,808	2	5	2	94	2	105
2061	長野	信濃山形	2,080	4	1,723	2	5	2	102	7	118
2062	長野	信濃朝日	2,925	5	1,859	2	5	2	89	7	105
2063	長野	信濃有明	564	3	5,819	5	15	7	269	20	316
2064	長野	木島平	2,161	4	1,839	2	5	2	21	6	36
2065	長野	信濃町	1,176	6	4,784	4	13	6	131	7	161
2066	長野	信濃牟礼	1,942	4	2,209	2	6	3	91	0	102
2067	長野	信濃栄	3,418	6	1,795	2	5	2	10	7	26
2068	長野	狐島	4,170	106	25,396	22	67	32	355	91	567
2069	長野	蓼科	194	4	21,306	19	56	27	267	72	441
2070	長野	竜丘	513	6	12,356	11	32	16	508	27	594
2071	長野	栂池高原	1,301	15	11,841	10	31	15	134	44	234
2072	長野	南蓼科	728	32	44,039	38	116	56	273	161	644
2073	長野	浅科	441	2	3,751	3	10	5	329	▲ 5	342
2074	長野	三岳	942	8	8,109	7	21	10	100	▲ 6	132
2075	長野	遠山	883	6	7,250	6	19	9	95	21	150
2076	長野	鬼無里	714	8	11,343	10	30	14	124	32	210
2077	長野	裾木	429	10	22,183	19	58	28	238	76	419
2078	長野	戸隠	709	4	4,992	4	13	6	99	11	133
2079	長野	高府	628	2	3,330	3	9	4	76	8	100
2080	長野	信州新町	751	11	14,361	13	38	18	385	14	468
2081	長野	信濃下条	462	3	6,259	5	16	8	125	15	169
2082	長野	信濃西条	695	7	9,490	8	25	12	272	19	336
2083	長野	信濃大桑	410	2	5,548	5	15	7	117	11	155
2084	長野	信濃中川	1,598	4	2,732	2	7	3	59	6	77
2085	長野	信濃豊田	654	5	8,072	7	21	10	290	13	341
2086	長野	信濃和田	684	6	8,287	7	22	11	155	11	206
2087	長野	菅平	185	1	6,549	6	17	8	175	11	217
2088	長野	南木曽	1,339	12	8,880	8	23	11	178	18	238
2089	長野	八千穂	484	4	7,780	7	20	10	238	28	303
2090	長野	北御牧	454	2	5,378	5	14	7	318	6	350
2091	長野	野尻湖	560	22	38,395	34	101	49	235	126	545
2092	長野	薮原	772	8	10,729	9	28	14	181	30	262

（2）通信用建物に係る料金額

通信用建物							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当				税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当	②他人資本費用	③自己資本費用	④利益対応税	⑤その他	⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
1	北海道	札幌西	4,979	1,930	321	64,378	28,348	9,421	56	169	82	659	▲ 3,782	25,532
2	北海道	札幌南	3,499	1,409	324	92,702	37,042	9,788	81	244	118	685	3,556	41,726
3	北海道	札幌1外	17,053	8,711	2,449	143,599	54,631	12,413	125	378	183	868	179	56,364
4	北海道	新琴似	1,571	554	64	40,626	20,506	8,562	35	107	52	599	▲ 3,270	18,029
5	北海道	篠路	1,273	463	117	91,648	35,780	8,835	80	241	117	618	▲ 4,215	32,621
6	北海道	札幌東	5,574	3,680	993	178,058	68,393	16,044	155	468	226	1,122	▲ 13,299	57,065
7	北海道	丘珠	1,882	663	105	56,046	25,035	8,557	49	147	71	599	3,198	29,099
8	北海道	東苗穂	758	242	47	61,643	25,896	7,773	54	162	78	544	▲ 1,380	25,354
9	北海道	札幌白石	5,423	1,788	393	72,426	29,303	8,010	63	190	92	560	1,829	32,037
10	北海道	札幌北郷	2,921	938	55	18,822	13,335	7,801	16	49	24	546	▲ 3,993	9,977
11	北海道	札幌豊平	5,562	2,127	351	63,160	27,862	9,293	55	166	80	650	3,258	32,071
12	北海道	札幌月寒	3,584	1,458	131	36,560	20,631	9,882	32	96	46	691	▲ 5,446	16,050
13	北海道	清田	1,755	789	173	98,443	39,870	10,927	86	259	125	764	5,198	46,302
14	北海道	真駒内	3,135	1,304	209	66,775	29,738	10,106	58	176	85	707	▲ 1,644	29,120
15	北海道	発寒	2,708	741	107	39,332	18,217	6,653	34	103	50	465	1,668	20,537
16	北海道	厚別	1,778	582	54	30,144	16,815	7,952	26	79	38	556	▲ 4,758	12,756
17	北海道	もみじ台	956	267	38	40,256	18,614	6,778	35	106	51	474	▲ 3,981	15,299
18	北海道	手稲	1,847	517	45	24,609	14,040	6,805	21	65	31	476	▲ 297	14,336
19	北海道	函館	6,645	3,598	946	142,406	55,025	13,158	124	374	181	921	7,235	63,860
20	北海道	函館松陰	4,266	1,500	397	93,049	35,898	8,542	81	245	118	598	8,013	44,953
21	北海道	函館北	2,699	901	271	100,294	37,602	8,115	88	264	127	568	15,211	53,860
22	北海道	桔梗	755	186	43	57,328	22,852	5,998	50	151	73	420	10,206	33,752
23	北海道	函館千歳	4,649	1,518	312	67,090	27,661	7,936	59	176	85	555	▲ 1,100	27,436
24	北海道	小樽2	4,743	1,637	635	133,970	47,774	8,387	117	352	170	587	33,829	82,829
25	北海道	旭川	9,448	3,933	463	49,060	24,541	10,117	43	129	62	708	1,667	27,150
26	北海道	旭川東光	6,408	1,784	242	37,723	17,857	6,767	33	99	48	473	721	19,231
27	北海道	春光	1,924	382	36	18,492	10,258	4,821	16	49	24	337	▲ 2,877	7,807
28	北海道	東鷹栖	237	74	22	92,651	34,802	7,562	81	244	118	529	▲ 1,391	34,383
29	北海道	永山	1,077	298	59	54,434	22,728	6,725	47	143	69	470	7,647	31,104
30	北海道	東旭川	232	75	19	83,368	32,313	7,802	73	219	106	546	7,049	40,306
31	北海道	旭川市外	4,135	1,296	205	49,498	22,170	7,618	43	130	63	533	84	23,023
32	北海道	旭川神楽	5,106	1,485	198	38,778	18,468	7,068	34	102	49	494	▲ 1,327	17,820
33	北海道	室蘭	6,618	2,523	652	98,528	38,231	9,263	86	259	125	648	11,874	51,223
34	北海道	新室西	932	341	120	128,485	46,668	8,893	112	338	163	2,980	▲ 7,914	42,347
35	北海道	釧路	15,295	6,077	890	58,179	26,760	9,655	51	153	74	675	42	27,755
36	北海道	釧路鳥取	1,947	592	69	35,484	17,824	7,391	31	93	45	517	▲ 1,202	17,308
37	北海道	釧路南	1,784	460	96	53,675	22,042	6,262	47	141	68	438	1,530	24,266
38	北海道	釧路武佐	844	260	18	20,866	13,621	7,486	18	55	27	524	▲ 1,531	12,714
39	北海道	愛国	1,567	520	56	35,821	18,589	8,058	31	94	46	564	863	20,187
40	北海道	帯広稲田	632	127	22	35,390	15,295	4,890	31	93	45	342	▲ 2,173	13,633
41	北海道	西帯広	236	63	13	56,387	23,041	6,463	49	148	72	452	▲ 3,921	19,841
42	北海道	白樺通り	1,317	562	95	72,098	31,571	10,374	63	190	92	726	▲ 8,759	23,883
43	北海道	帯広東	7,514	2,327	476	63,404	26,166	7,526	55	167	81	526	1,168	28,163
44	北海道	北海道北見	7,303	1,767	282	38,674	17,250	5,880	34	102	49	411	5,972	23,818
45	北海道	岩見沢	6,353	2,425	495	77,844	32,162	9,276	68	205	99	649	9,164	42,347
46	北海道	網走	2,506	725	50	19,757	12,844	7,035	17	52	25	492	▲ 982	12,448
47	北海道	留萌	4,475	1,127	219	48,976	20,518	6,119	43	129	62	428	2,908	24,088
48	北海道	苫小牧	1,447	442	117	81,018	31,239	7,420	71	213	103	519	▲ 4,118	28,027
49	北海道	苫小牧東	3,332	993	282	84,631	32,123	7,242	74	222	108	507	▲ 1,839	31,195
50	北海道	苫小牧西	1,872	561	153	81,542	31,254	7,280	71	214	104	509	12,724	44,876
51	北海道	勇払	174	73	26	149,167	54,115	10,259	130	392	190	718	▲ 10,159	45,386
52	北海道	稚内	5,293	1,263	174	32,898	15,469	5,797	29	86	42	406	▲ 2,119	13,913
53	北海道	稚内南	3,123	1,086	97	31,029	17,570	8,448	27	82	39	591	▲ 2,085	16,224
54	北海道	美唄	1,279	327	60	46,630	19,927	6,218	41	123	59	435	134	20,719
55	北海道	芦別	1,886	423	51	27,049	13,401	5,448	24	71	34	381	▲ 2,007	11,904
56	北海道	江別	5,283	1,273	65	12,367	9,491	5,855	11	33	16	410	▲ 1,606	8,355
57	北海道	札幌大麻	1,443	481	153	106,145	39,306	8,100	93	279	135	567	15,409	55,789
58	北海道	紋別	2,467	874	149	60,219	26,318	8,614	53	158	77	603	▲ 185	27,024
59	北海道	士別	2,097	677	159	75,707	30,107	7,850	66	199	96	549	▲ 294	30,723

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
60	北海道	名寄	2,642	932	250	94,734	36,420	8,568	83	249	120	599	17,829	55,300
61	北海道	根室	4,198	1,550	439	104,639	39,737	8,973	91	275	133	628	19,432	60,296
62	北海道	千歳	3,424	1,202	255	74,551	30,451	8,533	65	196	95	597	▲ 565	30,839
63	北海道	泉沢	152	88	17	109,045	46,095	14,036	95	287	139	982	▲ 13,475	34,123
64	北海道	滝川	4,079	1,429	454	111,349	41,248	8,512	97	293	142	595	6,671	49,046
65	北海道	砂川	1,462	463	130	89,089	33,887	7,695	78	234	113	538	▲ 5,495	29,355
66	北海道	石狩深川	2,876	687	95	33,009	15,512	5,807	29	87	42	406	▲ 1,720	14,356
67	北海道	富良野	2,455	939	193	78,424	32,347	9,290	68	206	100	650	▲ 4,963	28,408
68	北海道	恵庭	1,504	480	109	72,801	29,165	7,762	64	191	93	543	8,305	38,361
69	北海道	島松	461	109	18	39,919	17,465	5,729	35	105	51	401	▲ 2,061	15,996
70	北海道	北海道伊達	4,004	1,067	314	78,546	29,568	6,475	69	206	100	453	13,915	44,311
71	北海道	石狩広島	1,791	361	32	17,613	10,075	4,897	15	46	22	343	▲ 606	9,895
72	北海道	輪厚	772	274	54	70,159	29,251	8,624	61	184	89	603	▲ 2,153	28,035
73	北海道	石狩	4,448	2,510	643	144,661	56,242	13,712	126	380	184	959	▲ 21,070	36,821
74	北海道	当別	2,283	778	123	53,901	24,123	8,276	47	142	69	579	▲ 3,700	21,260
75	北海道	倶知安	2,012	610	106	52,623	22,834	7,363	46	138	67	515	2,232	25,832
76	北海道	岩内	3,382	1,206	296	87,656	34,432	8,661	76	230	111	606	19,458	54,913
77	北海道	余市	2,460	780	182	73,857	29,415	7,701	64	194	94	539	8,799	39,105
78	北海道	北海道栗山	1,780	520	140	78,841	30,281	7,101	69	207	100	497	490	31,644
79	北海道	門別富川	2,063	597	133	64,579	26,022	7,035	56	170	82	492	▲ 3,665	23,157
80	北海道	静内	2,436	960	251	102,955	39,843	9,574	90	271	131	670	10,847	51,852
81	北海道	浦河	3,656	1,124	323	88,413	33,467	7,473	77	232	112	523	17,190	51,601
82	北海道	木野	1,327	418	82	61,930	25,857	7,650	54	163	79	535	1,495	28,183
83	北海道	士幌	174	62	16	89,717	35,068	8,691	78	236	114	608	▲ 5,332	30,772
84	北海道	鹿追	174	72	17	99,483	39,300	10,052	87	262	126	703	▲ 6,804	33,674
85	北海道	新得	174	67	20	114,746	43,157	9,422	100	302	146	659	▲ 5,420	38,944
86	北海道	大樹	149	55	16	109,069	41,068	9,002	95	287	139	630	▲ 6,065	36,154
87	北海道	本別	1,554	369	44	28,236	14,068	5,767	25	74	36	403	▲ 1,898	12,708
88	北海道	足寄	321	80	7	20,689	12,135	6,053	18	54	26	423	▲ 800	11,856
89	北海道	釧路白糠	730	287	35	47,543	23,522	9,544	41	125	60	668	▲ 4,021	20,395
90	北海道	中標津	1,868	779	97	51,742	25,349	10,137	45	136	66	709	▲ 6,215	20,090
91	北海道	根室標津	1,468	448	60	41,089	19,492	7,412	36	108	52	519	▲ 5,088	15,119
92	北海道	札幌石山	1,213	352	42	34,300	17,132	7,047	30	90	44	493	2,061	19,850
93	北海道	川沿	874	206	30	34,481	15,864	5,726	30	91	44	401	▲ 1,895	14,535
94	北海道	東相の内	282	106	30	107,144	40,659	9,159	93	282	136	641	▲ 5,797	36,014
95	北海道	遠軽	2,695	705	72	26,596	14,175	6,355	23	70	34	445	1,566	16,313
96	北海道	幕別	149	51	7	49,705	22,983	8,370	43	131	63	586	▲ 5,465	18,341
97	北海道	南幌	237	83	8	34,581	18,642	8,475	30	91	44	593	▲ 1,242	18,158
98	北海道	簾舞	174	68	30	170,566	59,617	9,470	149	448	217	663	42,056	103,150
99	北海道	虻田	180	43	10	57,726	22,787	5,816	50	152	73	407	10,064	33,533
100	北海道	錦岡	550	221	72	130,794	48,231	9,777	114	344	166	684	16,071	65,610
101	北海道	美幌	2,435	714	142	58,226	24,246	7,127	51	153	74	499	▲ 1,654	23,369
102	北海道	岩見沢幌向	237	108	15	61,302	29,045	11,022	53	161	78	771	10,071	40,179
103	北海道	湯の川	1,299	315	66	50,459	20,728	5,893	44	133	64	412	▲ 238	21,143
104	北海道	神楽岡	1,018	287	26	25,485	14,333	6,841	22	67	32	479	1,996	16,929
105	北海道	本輪西	534	197	99	185,975	63,649	8,972	162	489	236	628	53,492	118,656
106	北海道	白鳥台	573	223	90	157,633	55,787	9,443	138	414	200	661	27,756	84,956
107	北海道	七重浜	471	121	13	27,509	14,327	6,240	24	72	35	437	▲ 1,788	13,107
108	北海道	上磯	220	81	17	77,547	31,791	8,992	68	204	99	629	▲ 6,097	26,694
109	北海道	函館大野	149	39	8	52,550	21,797	6,347	46	138	67	444	▲ 5,813	16,679
110	北海道	森	2,540	794	150	59,207	25,005	7,598	52	156	75	532	▲ 5,077	20,743
111	北海道	北海道八雲	1,808	815	145	80,271	34,548	10,949	70	211	102	766	15,463	51,160
112	北海道	苫小牧萩野	220	84	36	163,455	57,336	9,280	143	430	208	649	44,923	103,689
113	北海道	知内	149	55	19	124,416	45,486	8,907	109	327	158	623	17,983	64,686
114	北海道	長万部	363	104	6	17,322	12,071	6,979	15	46	22	488	▲ 1,936	10,706
115	北海道	旭川東川	174	70	11	66,032	29,217	9,803	58	174	84	686	▲ 4,613	25,606
116	北海道	音更	153	62	23	151,151	54,220	9,782	132	397	192	684	▲ 7,994	47,631
117	北海道	蘭越	174	65	5	29,282	17,756	9,147	26	77	37	640	▲ 2,439	16,097
118	北海道	鹿栖	150	51	12	79,835	31,706	8,235	70	210	101	576	▲ 6,264	26,399
119	北海道	桜ケ岡	978	246	28	29,009	14,633	6,105	25	76	37	427	▲ 1,441	13,757
120	北海道	木古内	971	324	141	145,645	50,940	8,121	127	383	185	568	6,715	58,918
121	北海道	今金	1,041	360	65	62,361	26,728	8,394	54	164	79	587	▲ 4,368	23,244
122	北海道	白老	237	91	25	103,767	39,857	9,350	91	273	132	654	26,131	67,138

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
123	北海道	赤平	1,350	345	61	45,152	19,484	6,209	39	119	57	434	▲ 4,087	16,046
124	北海道	東神楽	174	72	18	105,897	41,177	10,044	92	278	135	703	22,863	65,248
125	北海道	美瑛	364	127	28	78,199	31,465	8,474	68	206	99	593	▲ 3,120	29,311
126	北海道	奈井江	220	68	17	77,952	30,385	7,467	68	205	99	522	13,526	44,805
127	北海道	上富良野	219	64	7	30,502	16,084	7,116	27	80	39	498	▲ 3,321	13,407
128	北海道	十勝池田	1,241	309	43	34,771	16,271	6,048	30	91	44	423	▲ 2,429	14,430
129	北海道	大楽毛	753	231	81	107,944	39,181	7,446	94	284	137	521	17,861	58,078
130	北海道	浦幌	153	65	20	130,569	48,694	10,307	114	343	166	721	▲ 7,431	42,607
131	北海道	西の里	1,390	384	32	22,995	13,469	6,708	20	60	29	469	▲ 1,155	12,892
132	北海道	石狩高岡	174	85	31	176,232	63,666	11,854	154	463	224	829	46,645	111,981
133	北海道	江差	2,288	642	105	46,006	20,349	6,823	40	121	58	477	▲ 1,238	19,807
134	北海道	旭岡	237	97	24	100,663	39,534	9,940	88	265	128	695	20,564	61,274
135	北海道	銭亀	234	100	23	98,672	39,430	10,421	86	259	125	729	▲ 8,155	32,474
136	北海道	羽幌	1,347	405	108	80,181	30,883	7,309	70	211	102	511	▲ 4,208	27,569
137	北海道	厚岸	2,575	826	105	40,913	19,823	7,795	36	108	52	545	▲ 761	19,803
138	北海道	北海道松前	1,418	405	45	31,566	16,217	6,937	28	83	40	485	▲ 1,719	15,134
139	北海道	鵡川	1,186	492	212	178,495	62,568	10,091	156	469	227	706	27,345	91,471
140	北海道	十勝清水	1,164	373	90	77,399	30,552	7,797	68	203	98	545	▲ 1,395	30,071
141	北海道	歌志内	194	96	37	193,491	68,946	12,059	169	509	246	844	▲ 9,861	60,853
142	北海道	花畔	189	54	10	53,701	22,675	6,887	47	141	68	482	9,186	32,599
143	北海道	松前福島	149	36	2	11,148	9,098	5,820	10	29	14	407	▲ 2,135	7,423
144	北海道	上の国	149	59	14	91,159	36,425	9,624	80	240	116	673	▲ 6,767	30,767
145	北海道	北檜山	174	68	12	68,801	29,796	9,569	60	181	87	669	▲ 5,172	25,621
146	北海道	古平	236	117	34	144,413	54,546	12,089	126	380	184	846	8,484	64,566
147	北海道	上砂川	174	74	4	25,178	17,689	10,287	22	66	32	720	▲ 3,735	14,794
148	北海道	上川	1,040	270	13	12,316	9,920	6,299	11	32	16	441	▲ 1,777	8,643
149	北海道	中富良野	174	66	7	40,626	21,232	9,288	35	107	52	650	▲ 4,360	17,716
150	北海道	増毛	315	107	13	41,084	20,359	8,280	36	108	52	579	▲ 7,883	13,251
151	北海道	早来	545	155	64	116,701	41,210	6,900	102	307	148	483	22,584	64,834
152	北海道	新冠	149	64	23	153,102	55,427	10,415	134	403	195	729	29,099	85,987
153	北海道	庶路	241	97	24	97,686	38,512	9,792	85	257	124	685	▲ 5,510	34,153
154	北海道	稀府	174	68	15	86,749	34,998	9,493	76	228	110	664	13,089	49,165
155	北海道	茂辺地	174	71	7	38,562	21,191	9,854	34	101	49	689	▲ 4,063	18,001
156	北海道	上士幌	1,081	274	34	31,671	15,465	6,154	28	83	40	431	▲ 3,471	12,576
157	北海道	定山渓	154	117	80	519,808	171,260	18,436	454	1,367	661	10,454	▲ 27,583	156,613
158	北海道	ニセコ	174	67	7	37,851	20,521	9,393	33	100	48	657	▲ 3,889	17,470
159	北海道	音別	174	73	5	30,024	19,084	10,257	26	79	38	718	▲ 3,354	16,591
160	北海道	空知太	174	87	29	168,321	61,586	12,099	147	443	214	846	37,839	101,075
161	北海道	喜茂別	174	88	19	109,006	44,383	12,335	95	287	139	863	▲ 8,337	37,430
162	北海道	京極	148	68	8	50,833	26,033	11,088	44	134	65	776	▲ 5,413	21,639
163	北海道	比布	174	67	12	68,820	29,554	9,321	60	181	87	652	▲ 5,558	24,976
164	北海道	伊達豊浦	149	41	10	65,695	26,061	6,747	57	173	84	472	11,693	38,540
165	北海道	絵鞆	237	75	7	28,423	16,058	7,702	25	75	36	539	▲ 4,146	12,587
166	北海道	登別	2,402	850	174	72,615	29,949	8,600	63	191	92	602	▲ 3,930	26,967
167	北海道	遠矢	246	71	2	8,200	9,374	6,963	7	22	10	487	▲ 4,182	5,718
168	北海道	女満別	174	47	5	26,975	14,454	6,523	24	71	34	456	▲ 3,190	11,849
169	北海道	熊石	545	109	14	25,441	12,341	4,861	22	67	32	340	3,230	16,032
170	北海道	瀬棚	174	73	6	35,362	20,599	10,202	31	93	45	714	▲ 5,777	15,705
171	北海道	中湧別	1,321	261	25	18,714	10,301	4,799	16	49	24	336	▲ 2,088	8,638
172	北海道	興部	1,354	513	97	71,917	30,350	9,206	63	189	91	644	11,979	43,316
173	北海道	えりも	545	153	49	89,768	33,206	6,814	78	236	114	477	▲ 1,042	33,069
174	北海道	西神楽	174	91	30	171,897	63,190	12,652	150	452	219	885	44,455	109,351
175	北海道	山部	174	69	8	48,636	24,002	9,703	42	128	62	679	▲ 4,169	20,744
176	北海道	大沼	198	73	13	66,103	28,342	8,908	58	174	84	623	▲ 4,544	24,737
177	北海道	江差乙部	149	36	5	31,147	15,056	5,899	27	82	40	413	▲ 4,181	11,437
178	北海道	久遠	174	61	11	62,392	26,814	8,471	54	164	79	593	▲ 6,115	21,589
179	北海道	仁木	147	38	8	55,526	22,539	6,214	48	146	71	435	▲ 3,325	19,914
180	北海道	妹背牛	149	56	18	118,091	43,798	9,080	103	310	150	635	▲ 8,487	36,509
181	北海道	深川沼田	149	75	26	174,712	63,595	12,229	152	459	222	856	33,770	99,054
182	北海道	幾寅	174	69	9	49,773	24,299	9,666	43	131	63	676	▲ 5,973	19,239
183	北海道	遠別	149	45	10	64,603	26,357	7,364	56	170	82	515	▲ 5,648	21,532
184	北海道	津別	199	46	3	15,295	10,103	5,606	13	40	19	392	▲ 2,869	7,698
185	北海道	小清水	174	84	25	141,886	53,488	11,773	124	373	180	824	9,430	64,419

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
186	北海道	訓子府	148	36	4	24,424	13,119	5,938	21	64	31	415	▲ 4,987	8,663
187	北海道	佐呂間	174	77	7	39,816	22,400	10,694	35	105	51	748	▲ 4,778	18,561
188	北海道	常呂	148	37	7	45,888	19,507	6,016	40	121	58	421	6,001	26,148
189	北海道	滝上	232	58	3	14,909	10,508	6,125	13	39	19	428	▲ 1,278	9,729
190	北海道	雄武	173	91	24	139,595	53,795	12,754	122	367	177	892	30,192	85,545
191	北海道	早来追分	149	33	3	20,277	11,362	5,401	18	53	26	378	▲ 3,492	8,345
192	北海道	平取	156	53	3	20,620	14,350	8,287	18	54	26	580	▲ 3,022	12,006
193	北海道	厚賀	182	67	6	35,478	19,304	8,873	31	93	45	621	▲ 4,205	15,889
194	北海道	あいの里	260	145	63	242,987	84,950	13,512	212	639	309	4,975	▲ 11,676	79,409
195	北海道	弟子屈	2,200	911	182	82,805	34,407	10,062	72	218	105	704	▲ 6,728	28,778
196	北海道	茶志内	157	100	12	74,329	37,276	15,423	65	195	94	1,079	▲ 16,995	21,714
197	北海道	日高町	329	153	29	88,059	37,205	11,316	77	232	112	792	8,085	46,503
198	北海道	稚内豊富	174	49	7	42,094	19,283	6,907	37	111	54	483	▲ 3,796	16,172
199	北海道	留辺蘂	365	100	5	13,685	10,705	6,682	12	36	17	467	▲ 2,200	9,037
200	北海道	朝里	766	266	25	32,424	17,967	8,434	28	85	41	590	▲ 6,231	12,480
201	北海道	銭函	202	54	9	42,698	19,050	6,497	37	112	54	455	▲ 3,043	16,665
202	北海道	オタモイ	237	71	3	12,957	11,086	7,277	11	34	16	509	▲ 1,831	9,825
203	北海道	岩見沢三笠	1,231	366	94	76,765	29,799	7,230	67	202	98	506	3,181	33,853
204	北海道	江部乙	150	59	21	139,618	50,695	9,647	122	367	177	675	▲ 7,991	44,045
205	北海道	音江	174	62	4	23,731	15,700	8,723	21	62	30	610	▲ 3,072	13,351
206	北海道	鷲別	471	215	115	244,243	82,913	11,105	213	642	310	777	57,242	142,097
207	北海道	登別東	164	57	7	45,756	21,872	8,420	40	120	58	589	▲ 5,631	17,048
208	北海道	七飯	218	83	9	42,652	21,724	9,184	37	112	54	643	▲ 3,726	18,844
209	北海道	南茅部	674	173	78	115,174	40,088	6,227	100	303	146	436	31,110	72,183
210	北海道	由仁	174	71	6	33,057	19,691	9,972	29	87	42	698	▲ 4,592	15,955
211	北海道	栗山長沼	222	65	5	21,984	13,598	7,135	19	58	28	499	▲ 2,816	11,386
212	北海道	新十津川	149	40	5	35,796	17,025	6,501	31	94	46	455	▲ 3,979	13,672
213	北海道	当麻	231	91	40	172,929	60,401	9,560	151	455	220	669	36,956	98,852
214	北海道	美深	1,323	500	120	90,388	35,753	9,178	79	238	115	642	21,428	58,255
215	北海道	北見枝幸	552	186	15	27,332	16,240	8,204	24	72	35	574	▲ 3,285	13,660
216	北海道	端野	174	47	7	42,316	19,067	6,626	37	111	54	464	▲ 4,124	15,609
217	北海道	虎杖浜	128	42	4	31,357	17,295	8,076	27	82	40	565	▲ 6,405	11,604
218	北海道	芽室	232	98	31	133,824	49,634	10,289	117	352	170	720	7,575	58,568
219	北海道	札内	199	49	5	22,579	12,595	5,957	20	59	29	417	▲ 2,158	10,962
220	北海道	阿寒	174	63	5	30,998	17,862	8,749	27	81	39	612	▲ 3,237	15,384
221	北海道	岩内前田	77	73	20	264,279	100,590	22,892	231	695	336	1,601	18,280	121,733
222	北海道	卯原内	77	72	16	212,453	85,113	22,651	185	559	270	1,585	▲ 24,635	63,077
223	北海道	生田原	77	52	5	60,471	34,114	16,336	53	159	77	1,143	▲ 17,407	18,139
224	北海道	登別温泉	235	97	65	276,031	91,144	9,990	241	726	351	699	75,675	168,836
225	北海道	夕張	1,893	650	161	84,937	33,313	8,342	74	223	108	584	▲ 4,566	29,736
226	北海道	花咲	152	100	18	121,363	51,657	15,976	106	319	154	1,118	▲ 16,114	37,240
227	北海道	有珠	127	43	12	91,403	35,102	8,230	80	240	116	576	12,975	49,089
228	北海道	栗沢	128	47	15	118,311	43,690	8,907	103	311	150	623	23,552	68,429
229	北海道	風連	149	42	5	35,732	17,423	6,918	31	94	45	484	▲ 3,541	14,536
230	北海道	広尾	1,060	319	35	33,460	17,151	7,313	29	88	43	512	6,094	23,917
231	北海道	霧多布	252	108	11	41,980	22,789	10,447	37	110	53	731	▲ 6,171	17,549
232	北海道	蘭島	174	98	30	173,037	64,584	13,711	151	455	220	959	38,684	105,053
233	北海道	月形	174	104	31	176,054	66,285	14,525	154	463	224	1,016	▲ 9,157	58,985
234	北海道	斜里	1,191	383	87	72,999	29,267	7,805	64	192	93	546	3,423	33,585
235	北海道	別海	149	58	5	33,279	19,255	9,472	29	87	42	663	▲ 4,196	15,880
236	北海道	和寒	148	66	32	213,663	73,549	10,732	186	562	272	751	35,752	111,072
237	北海道	香深	302	136	19	62,219	29,224	10,932	54	164	79	765	▲ 5,381	24,905
238	北海道	船泊	174	107	18	105,959	46,063	14,912	92	279	135	1,043	▲ 8,700	38,912
239	北海道	清水沢	237	82	11	46,400	22,061	8,419	40	122	59	589	▲ 4,805	18,066
240	北海道	浜頓別	2,031	457	27	13,260	9,370	5,471	12	35	17	383	▲ 2,546	7,271
241	北海道	更別	77	68	9	114,652	55,184	21,477	100	301	146	1,502	▲ 17,190	40,043
242	北海道	砂原	174	62	17	96,219	37,012	8,723	84	253	122	610	11,572	49,653
243	北海道	寿都	1,636	529	89	54,240	23,807	7,861	47	143	69	550	7,659	32,275
244	北海道	天塩	1,397	395	53	37,966	18,041	6,879	33	100	48	481	▲ 2,074	16,629
245	北海道	斜里清里	174	65	4	25,308	16,531	9,090	22	67	32	636	▲ 3,459	13,829
246	北海道	陸別	149	49	13	84,653	32,861	7,973	74	223	108	558	8,832	42,656
247	北海道	頼城	237	71	4	18,137	12,620	7,287	16	48	23	510	▲ 1,860	11,357
248	北海道	歯舞	174	63	8	45,591	22,210	8,806	40	120	58	616	▲ 7,081	15,963

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
249	北海道	静狩	189	117	11	56,600	31,714	15,073	49	149	72	1,054	▲ 10,910	22,128
250	北海道	奥尻	368	173	20	55,428	27,690	11,394	48	146	70	797	▲ 4,914	23,837
251	北海道	黒松内	174	93	35	202,807	72,598	12,973	177	533	258	908	46,961	121,435
252	北海道	昆布	149	138	25	169,394	72,212	22,410	148	445	215	1,568	34,221	108,809
253	北海道	剣淵	174	67	8	47,713	23,395	9,367	42	125	61	655	▲ 6,259	18,019
254	北海道	美深中川	174	78	11	61,671	28,975	10,843	54	162	78	759	▲ 5,552	24,476
255	北海道	標茶	151	58	18	117,536	43,858	9,302	103	309	149	651	26,693	71,763
256	北海道	川湯	174	68	4	25,477	17,017	9,526	22	67	32	666	▲ 4,724	13,080
257	北海道	羅臼	309	145	8	25,539	18,895	11,386	22	67	32	797	▲ 8,123	11,690
258	青森	松森	2,968	897	284	95,816	35,516	7,346	84	252	122	514	8,569	45,057
259	青森	沖館	1,339	332	95	71,053	26,908	6,019	62	187	90	421	▲ 1,334	26,334
260	青森	青森荒川	710	145	24	33,533	14,812	4,953	29	88	43	347	1,863	17,182
261	青森	野内	200	64	12	59,847	25,370	7,775	52	157	76	544	▲ 3,182	23,017
262	青森	青森新城	1,039	285	78	74,711	28,636	6,671	65	196	95	467	▲ 2,917	26,542
263	青森	四ツ石	921	294	82	89,421	34,031	7,742	78	235	114	542	▲ 2,271	32,729
264	青森	東野内	692	249	18	26,494	16,511	8,721	23	70	34	610	▲ 6,984	10,264
265	青森	弘前	6,677	1,591	293	43,913	18,700	5,789	38	115	56	405	▲ 698	18,616
266	青森	弘前南	695	152	33	48,120	19,476	5,329	42	127	61	373	▲ 1,729	18,350
267	青森	弘前城東	923	268	17	18,274	12,427	7,055	16	48	23	494	▲ 5,731	7,277
268	青森	青森八戸	3,887	1,507	265	68,119	29,450	9,423	59	179	87	659	2,290	32,724
269	青森	八戸高館	994	297	57	57,239	24,089	7,261	50	150	73	508	10,580	35,450
270	青森	八戸港	1,827	322	59	32,374	13,798	4,280	28	85	41	299	▲ 1,779	12,472
271	青森	是川	224	52	5	23,404	12,529	5,649	20	62	30	395	709	13,745
272	青森	新尻内	1,176	419	53	45,069	21,920	8,669	39	118	57	607	▲ 3,874	18,867
273	青森	八戸NW3棟	5,120	1,496	293	57,149	23,904	7,103	50	150	73	497	▲ 3,436	21,238
274	青森	黒石	1,923	546	80	41,695	19,157	6,899	36	110	53	483	▲ 2,523	17,316
275	青森	五所川原	4,296	1,137	188	43,699	19,281	6,433	38	115	56	450	▲ 3,264	16,676
276	青森	十和田	5,260	1,653	303	57,659	24,589	7,637	50	152	73	534	▲ 18	25,380
277	青森	八戸三沢	2,287	507	93	40,701	17,357	5,391	36	107	52	377	▲ 1,039	16,890
278	青森	むつ	4,588	1,247	234	50,936	21,582	6,607	44	134	65	462	▲ 541	21,746
279	青森	青森大湊	329	94	25	75,931	29,259	6,935	66	200	97	485	10,640	40,747
280	青森	青森小湊	244	86	23	93,319	36,004	8,568	81	245	119	599	12,700	49,748
281	青森	蟹田	1,000	304	58	57,632	24,342	7,398	50	152	73	518	2,492	27,627
282	青森	鰺ケ沢	1,572	376	66	41,918	18,130	5,806	37	110	53	406	▲ 5,444	13,292
283	青森	浪岡	580	113	11	18,116	10,069	4,743	16	48	23	332	▲ 1,056	9,432
284	青森	野辺地	4,235	1,130	164	38,741	17,872	6,482	34	102	49	453	▲ 698	17,812
285	青森	七戸	937	328	94	100,007	37,895	8,493	87	263	127	594	172	39,138
286	青森	六ケ所	205	94	22	109,153	43,260	11,169	95	287	139	781	▲ 10,521	34,041
287	青森	三戸	3,352	772	128	38,071	16,788	5,595	33	100	48	391	▲ 1,687	15,673
288	青森	八戸階上	161	42	4	27,653	14,435	6,305	24	73	35	441	▲ 553	14,455
289	青森	八戸大館	204	70	13	61,712	26,447	8,303	54	162	78	581	▲ 3,231	24,091
290	青森	百石	198	61	6	29,446	16,147	7,489	26	77	37	524	▲ 3,408	13,403
291	青森	八戸下田	141	56	16	116,160	43,747	9,596	101	305	148	671	23,534	68,506
292	青森	青森大畑	198	98	35	174,464	63,366	12,073	152	459	222	845	21,469	86,513
293	青森	木造	580	106	11	19,165	10,068	4,433	17	50	24	310	▲ 1,148	9,321
294	青森	大浦	134	47	9	69,168	28,929	8,594	60	182	88	601	▲ 4,483	25,377
295	青森	弘前藤崎	475	124	12	26,304	14,068	6,335	23	69	33	443	▲ 3,287	11,349
296	青森	大鰐	220	79	4	18,714	14,230	8,728	16	49	24	611	▲ 2,039	12,891
297	青森	板柳	237	65	7	28,654	15,104	6,680	25	75	36	467	▲ 2,401	13,306
298	青森	金木	206	53	3	13,588	10,182	6,187	12	36	17	433	▲ 646	10,034
299	青森	六戸	141	45	12	83,403	32,324	7,804	73	219	106	546	▲ 5,071	28,197
300	青森	上北	237	80	12	50,128	22,967	8,230	44	132	64	576	▲ 2,262	21,521
301	青森	五戸	527	112	12	22,219	11,718	5,185	19	58	28	363	▲ 72	12,114
302	青森	今別	142	46	13	94,391	35,667	7,916	82	248	120	554	▲ 4,779	31,892
303	青森	陸奥常盤	142	72	6	39,510	23,870	12,254	34	104	50	857	▲ 4,400	20,515
304	青森	上市川	163	63	4	25,330	16,890	9,443	22	67	32	661	▲ 3,163	14,509
305	青森	陸奥横浜	162	78	20	120,805	47,182	11,666	105	318	154	816	27,189	75,764
306	青森	深浦	171	69	17	99,073	38,984	9,856	86	260	126	690	15,498	55,644
307	青森	弘前森田	162	56	5	29,294	16,994	8,382	26	77	37	586	▲ 3,125	14,595
308	青森	田舎館	142	49	11	75,114	30,535	8,451	66	197	95	591	▲ 5,647	25,837
309	青森	乙供	142	63	11	80,677	34,553	10,835	70	212	103	758	▲ 6,798	28,898
310	青森	天間林	171	68	5	28,103	17,971	9,709	25	74	36	679	▲ 2,741	16,044
311	青森	田子	141	46	4	25,657	15,448	7,905	22	67	33	553	▲ 3,760	12,363

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
312	青森	福地	162	54	3	17,274	13,251	8,172	15	45	22	572	▲ 4,047	9,858
313	青森	北金ケ沢	172	67	5	26,625	17,256	9,428	23	70	34	660	▲ 3,488	14,555
314	青森	弘前新和	171	73	21	123,728	46,659	10,283	108	325	157	719	▲ 777	47,191
315	青森	高杉	141	61	14	102,307	40,483	10,405	89	269	130	728	▲ 1,684	40,015
316	青森	奥内	162	41	2	12,714	9,844	6,106	11	33	16	427	▲ 987	9,344
317	青森	新平賀	154	90	21	138,782	55,041	14,239	121	365	176	2,883	▲ 9,551	49,035
318	青森	八戸南郷	162	58	3	20,796	14,882	8,768	18	55	26	613	▲ 1,658	13,936
319	青森	長橋	172	66	14	78,573	32,471	9,371	69	207	100	656	▲ 4,926	28,577
320	青森	四和	168	70	5	31,222	19,299	10,120	27	82	40	708	▲ 7,462	12,694
321	青森	陸奥蓬田	165	71	11	69,574	30,949	10,494	61	183	88	734	▲ 6,640	25,375
322	青森	弘前柏	171	62	5	26,862	16,703	8,805	23	71	34	616	▲ 2,330	15,117
323	青森	車力	171	77	14	82,541	35,129	10,862	72	217	105	760	▲ 5,138	31,145
324	青森	小阿弥	168	66	5	29,080	18,068	9,518	25	76	37	666	▲ 4,447	14,425
325	青森	弘前中里	142	43	6	39,806	19,014	7,311	35	105	51	511	▲ 2,849	16,867
326	青森	市浦	171	57	4	24,764	15,361	8,080	22	65	31	565	▲ 2,097	13,947
327	青森	青森白鳥	171	84	18	105,694	42,998	11,924	92	278	134	834	▲ 232	44,104
328	青森	上名久井	162	60	4	24,665	16,332	9,080	22	65	31	635	▲ 3,370	13,715
329	青森	諏訪平	142	44	4	26,039	15,126	7,471	23	68	33	523	▲ 3,307	12,466
330	青森	倉石	161	62	4	25,499	16,801	9,305	22	67	32	651	▲ 3,116	14,457
331	青森	青森新郷	162	57	3	19,935	14,471	8,611	17	52	25	602	▲ 2,841	12,326
332	青森	尾上	147	40	7	45,985	20,157	6,638	40	121	58	464	▲ 4,414	16,426
333	青森	小泊	171	75	15	89,118	36,853	10,652	78	234	113	745	1,029	39,052
334	青森	青森大間	162	54	7	43,796	20,965	8,088	38	115	56	566	▲ 2,714	19,026
335	青森	近川駅前	162	61	4	24,974	16,530	9,188	22	66	32	643	▲ 2,820	14,473
336	青森	千歳平	242	78	6	25,841	15,416	7,819	23	68	33	547	▲ 1,132	14,955
337	青森	弘前石川	171	44	3	18,607	11,664	6,194	16	49	24	433	▲ 1,853	10,333
338	青森	弘前鶴田	201	63	5	26,317	15,399	7,662	23	69	33	536	▲ 1,481	14,579
339	青森	弘前梅沢	172	64	15	84,584	33,860	8,993	74	222	108	629	▲ 4,136	30,757
340	青森	稲垣	171	84	13	73,661	33,575	11,918	64	194	94	834	▲ 5,698	29,063
341	青森	名川	149	43	6	38,426	18,322	7,025	34	101	49	491	▲ 1,572	17,425
342	青森	青森	8,117	4,124	1,093	134,704	51,950	12,348	118	354	171	864	8,718	62,175
343	青森	浅虫	134	49	9	68,728	29,121	8,915	60	181	87	624	▲ 3,334	26,739
344	青森	温湯	134	43	4	26,934	15,740	7,821	24	71	34	547	▲ 2,721	13,695
345	青森	浜三沢	225	60	3	15,089	10,930	6,494	13	40	19	454	▲ 2,006	9,450
346	青森	織笠	162	63	5	29,273	18,008	9,402	26	77	37	658	▲ 2,291	16,515
347	青森	国吉	172	63	5	28,959	17,459	8,945	25	76	37	626	▲ 3,201	15,022
348	青森	弘前相馬	171	66	14	84,318	34,171	9,382	74	222	107	656	▲ 4,972	30,258
349	青森	目屋	172	78	19	113,047	44,248	11,012	99	297	144	770	▲ 6,778	38,780
350	青森	陸奥川内	255	114	20	79,630	34,271	10,860	69	209	101	760	▲ 5,504	29,906
351	青森	佐井	162	55	5	29,849	17,042	8,266	26	78	38	578	▲ 2,161	15,601
352	青森	石持	168	66	5	28,106	17,810	9,547	25	74	36	668	▲ 7,615	10,998
353	青森	三厩	142	39	5	34,562	16,768	6,606	30	91	44	462	▲ 2,615	14,780
354	青森	陸奥平館	172	84	15	85,632	37,118	11,943	75	225	109	835	▲ 6,544	31,818
355	青森	弘前岩崎	168	77	11	67,036	30,832	11,123	58	176	85	778	▲ 5,295	26,634
356	岩手	盛岡2	6,858	3,309	816	118,974	46,704	11,725	104	313	151	820	13,882	61,974
357	岩手	盛岡仙北	1,410	347	57	40,651	17,925	5,973	35	107	52	418	▲ 699	17,838
358	岩手	盛岡上田	1,917	515	118	61,523	24,612	6,524	54	162	78	456	▲ 951	24,411
359	岩手	青山第二	1,208	517	61	50,372	25,216	10,406	44	132	64	728	▲ 5,213	20,971
360	岩手	盛岡飯岡	1,252	280	50	39,691	17,101	5,432	35	104	50	380	▲ 1,984	15,686
361	岩手	宮古2	4,943	1,684	420	84,910	33,245	8,281	74	223	108	579	2,257	36,486
362	岩手	大船渡	2,654	1,017	304	114,403	42,942	9,307	100	301	145	651	▲ 7,492	36,647
363	岩手	岩手水沢	3,665	1,179	178	48,687	22,132	7,818	42	128	62	547	487	23,398
364	岩手	花巻	4,498	1,631	217	48,321	23,017	8,811	42	127	61	616	634	24,497
365	岩手	新宮野目	409	126	21	51,346	22,597	7,501	45	135	65	525	▲ 3,903	19,464
366	岩手	北上	3,900	1,027	139	35,590	16,866	6,402	31	94	45	448	▲ 3,950	13,534
367	岩手	相去	976	308	47	47,716	21,697	7,669	42	125	61	537	▲ 4,073	18,389
368	岩手	久慈	3,828	1,108	208	54,345	23,010	7,033	47	143	69	492	▲ 2,659	21,102
369	岩手	遠野	2,706	792	194	71,631	28,172	7,112	63	188	91	498	1,743	30,755
370	岩手	一関	6,609	1,992	351	53,076	22,927	7,323	46	140	67	512	2,051	25,743
371	岩手	陸前高田	268	154	90	335,719	112,618	13,916	293	883	427	7,199	▲ 20,267	101,153
372	岩手	釜石	1,928	772	215	111,456	42,502	9,734	97	293	142	681	5,985	49,700
373	岩手	釜石上中島	4,011	1,012	213	53,086	21,738	6,130	46	140	67	429	▲ 2,962	19,458
374	岩手	江刺	559	187	28	49,704	22,730	8,117	43	131	63	568	1,466	25,001

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
375	岩手	二戸	3,600	1,118	277	76,834	30,135	7,546	67	202	98	528	4,565	35,595
376	岩手	新西根	435	159	41	93,883	36,482	8,881	82	247	119	621	▲ 2,838	34,713
377	岩手	千厩	1,430	440	78	54,632	23,543	7,481	48	144	69	523	▲ 2,888	21,439
378	岩手	宮古大野	162	52	15	95,615	35,928	7,817	83	251	122	547	▲ 1,903	35,028
379	岩手	盛岡太田	937	265	30	31,983	16,272	6,869	28	84	41	481	140	17,046
380	岩手	滝沢	886	311	30	34,388	18,635	8,525	30	90	44	596	▲ 2,075	17,320
381	岩手	藤根	144	35	2	14,000	10,003	5,887	12	37	18	412	▲ 1,629	8,853
382	岩手	赤荻	223	76	13	56,014	24,743	8,275	49	147	71	579	▲ 4,558	21,031
383	岩手	紫波	220	72	13	59,488	25,434	7,944	52	156	76	556	▲ 6,006	20,268
384	岩手	矢巾	220	58	14	63,717	25,155	6,422	56	168	81	449	▲ 4,186	21,723
385	岩手	広瀬	162	48	2	13,739	11,269	7,230	12	36	17	506	▲ 3,185	8,655
386	岩手	盛岡乙部	162	45	7	41,003	18,826	6,771	36	108	52	474	▲ 2,558	16,938
387	岩手	江釣子	243	81	10	41,237	20,220	8,097	36	108	52	566	▲ 3,638	17,344
388	岩手	雫石	198	56	8	41,307	19,021	6,877	36	109	53	481	▲ 2,974	16,726
389	岩手	岩手	1,827	471	94	51,229	21,330	6,269	45	135	65	439	7,392	29,406
390	岩手	石鳥谷	220	52	8	37,222	16,645	5,702	32	98	47	399	▲ 3,138	14,083
391	岩手	水沢西根	645	178	15	23,557	13,645	6,719	21	62	30	470	▲ 1,480	12,748
392	岩手	新平泉	110	70	12	110,821	48,099	15,517	97	291	141	2,628	▲ 17,419	33,837
393	岩手	岩泉	1,316	264	57	43,435	17,642	4,872	38	114	55	341	1,925	20,115
394	岩手	小鳥谷	161	65	13	80,129	33,405	9,847	70	211	102	689	▲ 5,470	29,007
395	岩手	摺沢	127	33	4	34,571	16,407	6,243	30	91	44	437	▲ 2,845	14,164
396	岩手	岩手川崎	153	59	8	50,174	24,109	9,358	44	132	64	655	▲ 8,115	16,889
397	岩手	水沢東山	162	69	19	119,058	45,326	10,323	104	313	151	722	▲ 7,687	38,929
398	岩手	津軽石	141	77	29	204,030	73,151	13,166	178	536	259	921	▲ 13,502	61,543
399	岩手	萩荘	162	53	3	17,794	13,184	7,953	16	47	23	556	▲ 2,390	11,436
400	岩手	花巻温泉	162	51	3	16,922	12,715	7,740	15	44	22	541	▲ 1,991	11,346
401	岩手	鵜住居	201	137	87	431,758	143,559	16,622	377	1,135	549	8,323	▲ 22,628	131,315
402	岩手	種市	204	67	10	50,252	22,795	8,021	44	132	64	561	▲ 4,292	19,304
403	岩手	釜石広田	128	48	10	81,098	32,902	9,059	71	213	103	634	▲ 6,429	27,494
404	岩手	金田一	162	56	7	43,621	21,193	8,368	38	115	55	585	▲ 3,233	18,753
405	岩手	渋民	162	63	7	42,232	21,955	9,539	37	111	54	667	▲ 3,686	19,138
406	岩手	好摩	141	45	11	80,507	31,427	7,758	70	212	102	543	▲ 6,314	26,040
407	岩手	水沢小山	162	66	10	62,232	28,154	9,858	54	164	79	690	▲ 4,776	24,365
408	岩手	胆沢	128	34	6	43,864	19,388	6,492	38	115	56	454	▲ 3,633	16,418
409	岩手	軽米	161	52	12	74,810	29,824	7,830	65	197	95	548	864	31,593
410	岩手	豊間根	162	61	16	99,766	38,432	9,101	87	262	127	637	▲ 525	39,020
411	岩手	住田	128	30	5	37,180	16,649	5,718	32	98	47	400	▲ 2,119	15,107
412	岩手	細浦	162	80	25	154,165	57,403	12,079	135	405	196	845	▲ 10,486	48,498
413	岩手	田老	167	94	52	313,772	105,891	13,642	274	825	399	6,831	▲ 16,966	97,254
414	岩手	岩手上郷	162	45	1	7,671	8,989	6,733	7	20	10	471	▲ 1,151	8,346
415	岩手	釜石平田	168	54	6	34,455	17,994	7,865	30	91	44	550	▲ 5,322	13,387
416	岩手	六原	162	69	14	84,787	35,329	10,402	74	223	108	728	▲ 7,138	29,324
417	岩手	三陸	167	99	57	339,090	114,144	14,451	296	891	431	7,237	▲ 16,166	106,833
418	岩手	綾里	162	59	16	97,249	37,382	8,790	85	256	124	615	▲ 6,039	32,423
419	岩手	宮古小川	168	67	5	30,498	18,617	9,650	27	80	39	675	▲ 2,418	17,020
420	岩手	普代	162	76	20	122,774	47,444	11,348	107	323	156	794	▲ 7,728	41,096
421	岩手	宮古八木	141	32	3	19,615	11,305	5,538	17	52	25	387	▲ 1,806	9,980
422	岩手	湯口	168	68	10	59,243	27,244	9,826	52	156	75	687	▲ 7,420	20,794
423	岩手	和賀	141	50	12	83,330	33,183	8,684	73	219	106	608	▲ 4,121	30,068
424	岩手	滝沢駅前	224	83	11	46,951	22,828	9,025	41	123	60	631	▲ 5,837	17,846
425	岩手	大槌	235	108	66	280,023	93,543	11,217	244	736	356	5,617	▲ 14,579	85,917
426	岩手	一戸	220	59	16	72,811	27,947	6,541	64	191	93	458	▲ 5,554	23,199
427	岩手	伊手	171	70	9	52,239	25,306	9,948	46	137	66	696	▲ 4,264	21,987
428	岩手	上平沢	162	71	12	71,400	31,657	10,665	62	188	91	746	13,335	46,079
429	岩手	盛岡東和	162	49	11	65,022	26,464	7,347	57	171	83	514	▲ 4,207	23,082
430	岩手	九戸	163	40	3	15,681	10,564	5,954	14	41	20	417	▲ 2,255	8,801
431	岩手	唐丹	162	68	15	90,495	36,775	10,169	79	238	115	711	▲ 8,647	29,271
432	岩手	小本	162	75	16	97,313	39,942	11,332	85	256	124	793	▲ 1,100	40,100
433	岩手	姉体	237	60	7	31,322	15,346	6,138	27	82	40	429	▲ 2,442	13,482
434	岩手	二子	706	194	71	100,343	36,191	6,690	88	264	128	468	8,034	45,173
435	岩手	水沢飯豊	168	75	11	63,534	29,597	10,919	55	167	81	764	▲ 4,059	26,605
436	岩手	盛岡西山	128	64	6	47,684	26,156	12,137	42	125	61	849	▲ 11,356	15,877
437	岩手	葛巻	141	74	30	209,832	74,372	12,681	183	552	267	887	▲ 2,168	74,093

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
438	岩手	平館	141	54	12	85,502	34,475	9,338	75	225	109	653	5,490	41,027
439	岩手	東八幡平	242	81	5	18,678	13,660	8,169	16	49	24	571	▲ 4,909	9,411
440	岩手	大迫	142	38	7	49,872	21,140	6,478	44	131	63	453	▲ 3,314	18,517
441	岩手	金ケ崎	128	35	8	60,249	24,354	6,641	53	158	77	465	▲ 4,300	20,807
442	岩手	前沢	191	62	13	67,915	27,875	7,909	59	179	86	553	▲ 5,614	23,138
443	岩手	衣川	162	47	4	26,760	14,878	7,010	23	70	34	490	▲ 2,885	12,610
444	岩手	花泉	236	71	13	54,638	23,373	7,309	48	144	69	511	▲ 3,854	20,291
445	岩手	宮守	162	66	16	96,880	38,464	9,981	85	255	123	698	▲ 2,439	37,186
446	岩手	安代	171	84	12	70,999	32,814	11,941	62	187	90	835	▲ 4,879	29,109
447	岩手	田山	171	69	4	25,671	17,319	9,772	22	67	33	684	▲ 3,621	14,504
448	岩手	湯田	144	61	21	143,230	52,353	10,244	125	377	182	717	▲ 7,292	46,462
449	岩手	室根	162	74	16	101,009	40,837	11,140	88	266	128	779	▲ 6,467	35,631
450	岩手	宮古新里	162	63	6	35,762	19,980	9,465	31	94	45	662	▲ 2,278	18,534
451	岩手	浄法寺	168	60	4	26,039	16,363	8,708	23	68	33	609	▲ 6,011	11,085
452	岩手	岩手大東	134	52	17	125,552	46,376	9,464	110	330	160	662	▲ 5,660	41,978
453	岩手	水沢藤沢	221	50	8	35,920	16,062	5,501	31	94	46	385	▲ 2,435	14,183
454	岩手	田野畑	162	66	13	82,516	34,198	9,938	72	217	105	695	▲ 5,437	29,850
455	岩手	宮古川井	168	67	8	45,219	22,994	9,699	39	119	57	679	▲ 4,089	19,799
456	岩手	甲子	162	56	7	44,080	21,423	8,464	38	116	56	592	▲ 3,335	18,890
457	岩手	野田	167	116	68	408,571	137,058	16,938	357	1,074	519	8,482	▲ 21,756	125,734
458	岩手	盛岡谷内	162	53	6	35,058	18,242	7,935	31	92	45	555	▲ 471	18,494
459	岩手	沢内	172	83	18	105,614	42,845	11,795	92	278	134	825	▲ 6,815	37,359
460	宮城	仙台青葉通	34,293	13,357	4,467	130,255	47,760	9,465	114	342	166	662	▲ 8,493	40,551
461	宮城	仙台長町	3,738	1,390	161	43,101	21,708	9,036	38	113	55	632	▲ 4,683	17,863
462	宮城	台原	2,829	1,044	161	56,934	25,707	8,968	50	150	72	627	▲ 3,103	23,503
463	宮城	愛子	220	85	26	115,770	43,384	9,348	101	304	147	654	2,648	47,238
464	宮城	岩切	324	183	89	274,291	94,368	13,727	239	721	349	960	▲ 11,258	85,379
465	宮城	仙台高砂	858	329	137	159,964	56,333	9,304	140	421	203	651	27,452	85,200
466	宮城	鶴ケ谷	1,041	402	202	193,687	66,316	9,372	169	509	246	656	2,604	70,500
467	宮城	苦竹料金	11,973	4,745	589	49,176	24,088	9,630	43	129	63	674	▲ 7,376	17,621
468	宮城	榴ケ岡	10,283	4,982	827	80,440	35,422	11,773	70	211	102	824	▲ 6,544	30,085
469	宮城	南小泉	1,108	161	27	23,963	10,575	3,530	21	63	30	247	2,117	13,053
470	宮城	荒井	1,235	576	154	124,409	47,920	11,344	109	327	158	794	206	49,514
471	宮城	仙台中田	734	154	47	64,213	23,985	5,106	56	169	82	357	9,844	34,493
472	宮城	西多賀	1,819	441	107	58,909	23,212	5,893	51	155	75	412	7,867	31,772
473	宮城	仙台泉	1,775	720	80	45,212	23,143	9,851	39	119	57	689	▲ 5,824	18,223
474	宮城	野村	1,150	365	72	63,031	26,237	7,706	55	166	80	539	▲ 3,186	23,891
475	宮城	泉ケ岳	231	107	15	65,411	30,458	11,228	57	172	83	785	▲ 7,849	23,706
476	宮城	門脇	5,402	1,666	286	52,887	23,043	7,494	46	139	67	524	▲ 4,365	19,454
477	宮城	塩釜	6,050	1,645	267	44,093	19,572	6,609	38	116	56	462	37	20,281
478	宮城	古川	6,497	2,006	352	54,245	23,452	7,504	47	143	69	525	841	25,077
479	宮城	気仙沼	4,666	1,202	194	41,645	18,505	6,261	36	109	53	438	▲ 493	18,648
480	宮城	仙南白石	4,084	1,494	226	55,316	25,150	8,887	48	145	70	622	▲ 4,406	21,629
481	宮城	名取	1,634	472	106	64,750	26,054	7,018	57	170	82	491	790	27,644
482	宮城	岩沼桜	1,667	505	123	73,534	28,988	7,369	64	193	93	516	▲ 1,561	28,293
483	宮城	仙南	3,388	1,443	218	64,218	29,229	10,349	56	169	82	724	▲ 3,013	27,247
484	宮城	村田	221	82	12	56,044	25,484	9,007	49	147	71	630	▲ 3,400	22,981
485	宮城	仙南船岡	322	181	31	95,488	41,730	13,656	83	251	121	955	▲ 7,200	35,940
486	宮城	利府	221	95	26	117,276	44,945	10,466	102	308	149	732	3,254	49,490
487	宮城	富谷	220	81	20	89,492	35,215	8,904	78	235	114	623	1,808	38,073
488	宮城	明石交換所	261	128	30	113,364	45,264	11,935	99	298	144	2,615	▲ 9,441	38,979
489	宮城	築館源光	3,257	980	108	33,044	17,031	7,316	29	87	42	512	▲ 1,161	16,540
490	宮城	迫	2,106	782	224	106,551	40,348	9,023	93	280	135	631	▲ 2,347	39,140
491	宮城	宮城河北	221	69	11	51,120	22,595	7,566	45	134	65	529	▲ 2,711	20,657
492	宮城	矢本	376	170	23	62,380	29,301	10,961	54	164	79	767	▲ 7,035	23,330
493	宮城	八木山	785	242	23	29,869	16,266	7,484	26	79	38	524	▲ 2,512	14,421
494	宮城	多賀城	850	380	101	118,983	45,834	10,853	104	313	151	759	10,399	57,560
495	宮城	仙台松島	640	151	27	41,965	18,071	5,734	37	110	53	401	2,685	21,357
496	宮城	七ケ浜	201	90	52	260,214	87,449	10,946	227	684	331	5,300	▲ 12,913	81,078
497	宮城	栗駒	327	83	2	6,742	8,156	6,174	6	18	9	432	▲ 1,437	7,184
498	宮城	折立	863	192	50	58,435	22,591	5,411	51	154	74	379	▲ 890	22,359
499	宮城	三本木	142	70	20	143,197	54,075	11,975	125	376	182	838	18,367	73,963
500	宮城	仙台中山	1,140	334	53	46,056	20,660	7,120	40	121	59	498	▲ 797	20,581

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
501	宮城	大衡	1,976	552	102	51,457	21,920	6,791	45	135	65	475	3,893	26,533
502	宮城	中新田	244	64	14	57,586	23,346	6,416	50	151	73	449	▲ 3,204	20,865
503	宮城	亘理	207	69	14	67,568	27,975	8,110	59	178	86	567	▲ 6,153	22,712
504	宮城	石越	162	52	2	13,617	11,829	7,825	12	36	17	547	▲ 1,274	11,167
505	宮城	歌津	167	125	71	427,457	143,892	18,219	373	1,124	543	9,124	▲ 20,724	134,332
506	宮城	角田	242	120	31	129,232	50,058	12,064	113	340	164	844	▲ 7,738	43,781
507	宮城	鹿島台	220	54	8	35,699	16,435	5,939	31	94	45	416	1,800	18,821
508	宮城	生出	225	74	7	30,812	17,116	8,057	27	81	39	564	▲ 3,171	14,656
509	宮城	仙台今泉	189	61	8	43,813	20,679	7,798	38	115	56	546	▲ 1,313	20,121
510	宮城	仙南槻木	190	61	11	59,702	25,345	7,793	52	157	76	545	1,322	27,497
511	宮城	第2高館	275	140	36	131,471	51,033	12,381	115	346	167	2,918	▲ 11,220	43,359
512	宮城	古川中田	221	66	9	40,332	19,129	7,272	35	106	51	509	1,480	21,310
513	宮城	古川南郷	127	47	5	39,833	20,682	8,971	35	105	51	628	▲ 5,651	15,850
514	宮城	若柳	206	64	15	74,947	29,617	7,583	65	197	95	530	▲ 4,826	25,678
515	宮城	渡波	302	164	93	307,227	103,492	13,168	268	808	391	6,594	▲ 18,129	93,424
516	宮城	西古川	142	64	18	128,683	48,726	10,893	112	338	164	762	5,871	55,973
517	宮城	石巻階上	128	36	5	35,762	17,416	6,902	31	94	45	483	▲ 2,841	15,228
518	宮城	閖上	198	219	175	882,170	286,190	26,832	770	2,319	1,121	15,215	63,320	368,935
519	宮城	丸森	159	76	22	138,827	52,424	11,609	121	365	176	812	498	54,396
520	宮城	坂元	127	49	5	39,055	20,825	9,343	34	103	50	654	▲ 912	20,754
521	宮城	山下	616	159	16	25,362	13,735	6,279	22	67	32	439	▲ 4,806	9,489
522	宮城	大郷	161	47	6	35,149	17,401	7,067	31	92	45	494	6,427	24,490
523	宮城	古川小野田	225	88	16	71,725	30,648	9,561	63	189	91	669	▲ 5,208	26,452
524	宮城	古川松山	162	85	21	128,551	50,564	12,770	112	338	163	893	▲ 2,677	49,393
525	宮城	岩出山	190	42	4	22,305	11,958	5,400	19	59	28	378	▲ 1,760	10,682
526	宮城	涌谷	220	73	10	46,708	21,806	8,074	41	123	59	565	▲ 4,256	18,338
527	宮城	筧岳	161	75	13	82,754	35,621	11,291	72	218	105	790	▲ 6,871	29,935
528	宮城	田尻	225	46	2	10,362	8,037	4,991	9	27	13	349	▲ 1,849	6,586
529	宮城	小牛田	1,603	504	43	26,896	15,553	7,646	23	71	34	535	▲ 1,386	14,830
530	宮城	北浦駅前	162	82	19	119,099	47,300	12,285	104	313	151	859	▲ 7,324	41,403
531	宮城	寺崎	364	68	8	20,621	10,623	4,561	18	54	26	319	▲ 151	10,889
532	宮城	女川	268	147	88	326,776	109,345	13,273	285	859	415	6,647	▲ 15,338	102,213
533	宮城	志津川	201	104	61	304,176	102,014	12,586	265	800	387	6,302	▲ 16,470	93,298
534	宮城	本吉	128	34	4	30,623	15,532	6,528	27	81	39	457	▲ 3,325	12,811
535	宮城	唐桑	167	101	58	346,727	116,597	14,659	303	912	441	7,341	▲ 19,794	105,800
536	宮城	荒谷	162	76	15	92,645	38,623	11,385	81	244	118	796	▲ 6,309	33,553
537	宮城	芋沢	132	68	11	81,554	36,545	12,568	71	214	104	879	3,667	41,480
538	宮城	円田	128	59	21	165,641	59,884	11,185	145	435	211	782	31,619	93,076
539	宮城	色麻	162	89	21	127,188	50,729	13,336	111	334	162	933	▲ 10,552	41,717
540	宮城	古川鳴子	248	96	23	92,893	36,700	9,390	81	244	118	657	12,870	50,670
541	宮城	一迫	162	67	14	85,397	35,153	10,046	75	225	109	703	▲ 5,725	30,540
542	宮城	登米	128	89	31	245,438	89,119	16,960	214	645	312	1,186	44,217	135,693
543	宮城	古川南方	162	83	17	103,689	42,946	12,462	90	273	132	872	▲ 9,747	34,566
544	宮城	広淵	162	55	2	13,796	12,351	8,295	12	36	18	580	▲ 1,625	11,372
545	宮城	野蒜	194	136	100	515,608	168,669	17,080	450	1,356	655	9,685	▲ 27,845	152,970
546	宮城	遠刈田	162	56	1	8,785	11,030	8,447	8	23	11	591	▲ 1,547	10,116
547	宮城	高清水	162	39	2	9,405	8,662	5,897	8	25	12	413	▲ 2,029	7,091
548	宮城	金成	161	64	15	92,710	36,847	9,590	81	244	118	671	11,630	49,591
549	宮城	仙南北郷	162	66	6	36,561	20,732	9,983	32	96	46	698	▲ 3,899	17,705
550	宮城	古川宮崎	162	67	15	91,642	36,971	10,028	80	241	117	702	▲ 5,472	32,639
551	宮城	瀬峰	162	62	13	82,573	33,619	9,343	72	217	105	654	▲ 5,589	29,078
552	宮城	鶯沢	162	70	15	92,181	37,697	10,596	80	242	117	741	▲ 6,148	32,729
553	宮城	米谷	128	57	15	120,211	46,215	10,873	105	316	153	761	9,349	56,899
554	宮城	宮城河南	128	59	34	265,628	89,414	11,319	232	698	338	792	76,682	168,156
555	宮城	鳴瀬	128	51	6	47,842	23,842	9,776	42	126	61	684	▲ 4,564	20,191
556	宮城	作並	57	27	8	132,987	50,710	11,612	116	350	169	812	12,012	64,169
557	宮城	仙南川崎	162	65	22	138,443	50,427	9,724	121	364	176	680	29,678	81,446
558	宮城	仙南大内	162	58	6	39,666	20,401	8,739	35	104	50	611	▲ 3,969	17,232
559	宮城	牡鹿	167	90	53	316,121	106,099	13,159	276	831	402	6,590	▲ 17,263	96,935
560	宮城	石巻津山	162	92	20	121,558	49,532	13,794	106	320	155	965	▲ 7,722	43,356
561	宮城	古川新田	162	48	4	22,714	13,869	7,191	20	60	29	503	▲ 3,799	10,682
562	宮城	古川米山	220	54	5	24,070	13,002	5,926	21	63	31	415	712	14,244
563	宮城	石巻雄勝	167	93	56	337,798	112,898	13,585	295	888	429	6,803	▲ 17,744	103,569

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
564	宮城	石巻大島	128	38	2	19,355	12,948	7,258	17	51	25	508	▲ 2,919	10,630
565	宮城	宮城北上	167	103	61	362,344	121,556	15,027	316	953	461	7,525	▲ 20,384	110,427
566	秋田	新棟秋田	13,385	5,461	893	66,738	29,535	9,914	58	175	85	694	▲ 363	30,184
567	秋田	秋田大町	2,909	1,223	177	60,824	28,099	10,217	53	160	77	715	2,551	31,655
568	秋田	土崎	2,598	608	129	49,481	20,232	5,685	43	130	63	398	▲ 2,994	17,872
569	秋田	秋田仁井田	641	267	60	93,054	37,480	10,122	81	245	118	708	17,413	56,045
570	秋田	能代	5,025	1,056	187	37,316	16,080	5,109	33	98	47	357	▲ 2,325	14,290
571	秋田	東能代	224	84	7	30,025	17,888	9,061	26	79	38	634	▲ 2,744	15,921
572	秋田	横手	5,058	1,541	233	45,997	20,929	7,405	40	121	58	518	▲ 2,975	18,691
573	秋田	秋田大館	6,328	1,648	153	24,118	13,418	6,327	21	63	31	443	▲ 2,807	11,169
574	秋田	十二所	171	43	4	24,515	13,254	6,047	21	64	31	423	▲ 2,936	10,857
575	秋田	秋田本荘	3,384	1,032	217	64,260	26,305	7,413	56	169	82	519	▲ 3,713	23,418
576	秋田	男鹿	3,047	675	85	27,848	13,569	5,382	24	73	35	377	▲ 1,426	12,652
577	秋田	秋田湯沢	1,860	417	96	51,740	20,666	5,454	45	136	66	382	▲ 170	21,125
578	秋田	大曲	3,240	1,145	146	45,118	21,853	8,588	39	119	57	601	▲ 6,756	15,913
579	秋田	鹿角	3,292	739	98	29,761	14,203	5,453	26	78	38	381	189	14,915
580	秋田	大館鷹巣	3,075	793	129	41,845	18,573	6,271	37	110	53	439	▲ 364	18,848
581	秋田	五城目	929	306	51	55,324	24,268	8,002	48	145	70	560	▲ 3,392	21,699
582	秋田	秋田追分	205	61	10	46,451	20,858	7,201	41	122	59	504	▲ 3,035	18,549
583	秋田	天王	205	72	25	120,360	43,967	8,581	105	316	153	600	▲ 3,387	41,754
584	秋田	秋田大潟	264	104	18	67,683	29,495	9,597	59	178	86	671	▲ 470	30,019
585	秋田	仁賀保	135	45	3	18,715	13,518	8,016	16	49	24	561	▲ 2,128	12,040
586	秋田	象潟	190	51	2	10,956	9,731	6,510	10	29	14	455	▲ 2,101	8,138
587	秋田	横手神岡	142	36	5	34,240	16,275	6,209	30	90	44	434	▲ 3,843	13,030
588	秋田	角館	2,262	756	164	72,317	29,377	8,115	63	190	92	568	▲ 2,706	27,584
589	秋田	西馬音内	459	93	9	18,655	10,391	4,907	16	49	24	343	▲ 1,457	9,366
590	秋田	東成瀬	171	81	17	102,128	41,573	11,547	89	268	130	808	▲ 6,358	36,510
591	秋田	外旭川	906	244	50	55,235	22,788	6,549	48	145	70	458	8,366	31,875
592	秋田	釈迦内	248	72	6	23,741	14,077	7,097	21	62	30	497	▲ 2,987	11,700
593	秋田	太平	168	58	5	31,341	17,681	8,467	27	82	40	592	▲ 3,466	14,956
594	秋田	下浜	162	52	5	32,348	17,308	7,798	28	85	41	546	▲ 2,836	15,172
595	秋田	角間川	168	74	7	40,013	22,433	10,669	35	105	51	746	▲ 7,833	15,537
596	秋田	内小友	168	68	10	60,203	27,609	9,910	53	158	77	693	▲ 6,127	22,463
597	秋田	比内	348	84	17	49,951	20,576	5,890	44	131	64	412	▲ 3,835	17,392
598	秋田	合川	142	44	8	58,151	24,599	7,503	51	153	74	525	▲ 4,153	21,249
599	秋田	八郎潟	198	74	18	91,630	36,079	9,140	80	241	116	639	▲ 4,529	32,626
600	秋田	横手六郷	326	74	6	19,839	11,359	5,526	17	52	25	387	▲ 1,264	10,576
601	秋田	森岳	198	74	16	83,242	33,594	9,121	73	219	106	638	13,277	47,907
602	秋田	由利	162	67	14	85,006	35,121	10,129	74	223	108	709	18,068	54,303
603	秋田	稲川	142	57	16	112,894	42,896	9,706	99	297	144	679	▲ 5,321	38,794
604	秋田	横手雄勝	135	42	4	31,946	16,912	7,520	28	84	41	526	▲ 3,406	14,185
605	秋田	八竜	141	30	3	24,213	12,205	5,087	21	64	31	356	▲ 2,280	10,397
606	秋田	琴丘	142	28	2	13,966	8,959	4,853	12	37	18	340	▲ 2,143	7,223
607	秋田	刈和野	135	45	6	44,708	21,295	8,150	39	118	57	570	▲ 3,889	18,190
608	秋田	中仙	142	35	5	36,236	16,735	6,082	32	95	46	425	▲ 3,252	14,081
609	秋田	小坂	248	60	6	24,539	13,128	5,914	21	65	31	414	▲ 1,961	11,698
610	秋田	東由利	172	59	2	13,330	12,246	8,327	12	35	17	583	▲ 2,284	10,609
611	秋田	秋田太田	171	66	6	33,054	19,098	9,380	29	87	42	656	▲ 3,371	16,541
612	秋田	千畑	171	54	7	39,130	19,096	7,592	34	103	50	531	▲ 1,156	18,658
613	秋田	秋田井川	162	72	7	45,963	24,260	10,747	40	121	58	752	227	25,458
614	秋田	飯田川	601	122	17	28,467	13,318	4,949	25	75	36	346	▲ 426	13,374
615	秋田	若美	142	36	4	29,351	14,772	6,143	26	77	37	430	▲ 2,678	12,664
616	秋田	二ツ井	484	151	25	51,803	22,819	7,589	45	136	66	531	5,756	29,353
617	秋田	花岡	141	37	4	25,468	13,872	6,384	22	67	32	447	▲ 3,230	11,210
618	秋田	雄和	142	44	9	64,190	26,422	7,550	56	169	82	528	▲ 5,568	21,689
619	秋田	上小阿仁	171	65	5	28,976	17,729	9,210	25	76	37	644	▲ 2,784	15,727
620	秋田	八森	162	54	7	41,793	20,433	8,146	36	110	53	570	▲ 4,263	16,939
621	秋田	沢目	162	54	7	45,868	21,570	8,085	40	121	58	566	▲ 3,818	18,537
622	秋田	田沢湖	197	60	8	38,567	18,712	7,373	34	101	49	516	▲ 3,046	16,366
623	秋田	米内沢	364	67	9	23,663	11,428	4,470	21	62	30	313	▲ 1,629	10,225
624	秋田	秋田船越	142	44	3	23,587	14,509	7,574	21	62	30	530	▲ 2,698	12,454
625	秋田	秋田河辺	130	42	1	9,546	10,690	7,883	8	25	12	551	▲ 1,800	9,486
626	秋田	矢島	221	66	12	54,391	23,296	7,305	47	143	69	511	▲ 685	23,381

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
627	秋田	秋田北浦	134	57	14	106,406	41,633	10,349	93	280	135	724	▲ 8,541	34,324
628	秋田	金浦	162	75	23	144,428	53,746	11,284	126	380	184	789	34,689	89,914
629	秋田	八幡平	142	41	6	41,229	19,206	7,084	36	108	52	496	▲ 4,676	15,222
630	秋田	阿仁	171	64	4	23,329	15,908	9,049	20	61	30	633	▲ 417	16,235
631	秋田	横手神代	171	71	9	53,196	25,715	10,076	46	140	68	705	▲ 4,454	22,220
632	秋田	秋田脇本	142	48	6	40,382	20,025	8,152	35	106	51	570	▲ 3,845	16,942
633	秋田	由利院内	264	103	7	26,769	17,361	9,491	23	70	34	664	▲ 9,028	9,124
634	秋田	平鹿	326	68	8	25,530	12,554	5,048	22	67	32	353	2,077	15,105
635	秋田	雄物川	159	40	3	19,888	11,992	6,145	17	52	25	430	▲ 3,083	9,433
636	秋田	西目	162	48	4	27,049	15,097	7,144	24	71	34	500	▲ 2,683	13,043
637	秋田	増田	133	39	6	42,677	19,661	7,114	37	112	54	498	▲ 4,043	16,319
638	秋田	横手大森	142	45	9	62,774	26,182	7,727	55	165	80	541	▲ 4,390	22,633
639	秋田	秋田大内	162	59	5	30,592	17,883	8,889	27	80	39	622	▲ 3,577	15,074
640	秋田	秋田鳥海	168	69	2	13,625	13,975	9,969	12	36	17	697	▲ 2,834	11,903
641	秋田	西明寺	168	66	5	30,399	18,497	9,560	27	80	39	669	▲ 3,175	16,137
642	秋田	横手山内	171	67	6	34,566	19,599	9,437	30	91	44	660	▲ 3,298	17,126
643	秋田	須川	171	73	11	65,206	29,570	10,400	57	171	83	728	▲ 4,933	25,676
644	秋田	横手十文字	348	67	4	11,339	8,002	4,668	10	30	14	327	▲ 846	7,537
645	秋田	横手金沢	168	65	3	16,810	14,332	9,390	15	44	21	657	▲ 3,755	11,314
646	秋田	大館大湯	141	41	6	41,130	19,222	7,129	36	108	52	499	▲ 3,574	16,343
647	秋田	十和田南	198	58	5	24,947	14,470	7,135	22	66	32	499	▲ 2,372	12,717
648	秋田	早口	142	34	3	22,988	12,537	5,779	20	60	29	404	▲ 3,037	10,013
649	秋田	秋田道川	162	61	5	33,208	18,997	9,233	29	87	42	646	▲ 2,654	17,147
650	秋田	秋田協和	168	76	12	71,053	31,852	10,962	62	187	90	767	▲ 4,702	28,256
651	秋田	横手仙北	171	47	3	17,427	11,793	6,669	15	46	22	467	▲ 2,107	10,236
652	秋田	後三年	168	69	7	39,785	21,630	9,933	35	105	51	695	▲ 4,356	18,160
653	秋田	五里合	162	66	4	25,513	17,456	9,955	22	67	32	696	▲ 2,733	15,540
654	秋田	藤里	171	69	11	65,898	29,175	9,802	58	173	84	686	▲ 4,930	25,246
655	秋田	大雄	168	60	4	24,024	15,773	8,710	21	63	31	609	▲ 2,234	14,263
656	秋田	外小友	168	63	6	32,841	18,751	9,096	29	86	42	636	▲ 2,881	16,663
657	山形	山形	6,188	2,533	560	90,566	36,574	9,948	79	238	115	696	4,937	42,639
658	山形	山形金井	230	63	8	34,129	16,671	6,637	30	90	43	464	▲ 3,257	14,041
659	山形	山形十文字	229	82	29	128,489	46,544	8,768	112	338	163	613	34,081	81,851
660	山形	今塚	1,138	464	158	138,551	50,644	9,910	121	364	176	693	▲ 7,245	44,753
661	山形	あかねヶ丘	3,495	1,550	267	76,374	33,235	10,781	67	201	97	754	▲ 5,606	28,748
662	山形	米沢	4,987	1,476	213	42,757	19,760	7,190	37	112	54	503	▲ 4,813	15,653
663	山形	米沢窪田	248	55	7	27,913	13,567	5,361	24	73	35	375	▲ 2,583	11,491
664	山形	八幡原	183	102	24	130,098	51,755	13,506	114	342	165	945	▲ 8,027	45,294
665	山形	鶴岡	6,301	1,815	277	43,993	19,934	7,000	38	116	56	490	▲ 2,769	17,865
666	山形	酒田2	5,318	1,848	224	42,170	20,839	8,442	37	111	54	591	▲ 489	21,143
667	山形	酒田緑ケ丘	653	165	19	29,457	14,802	6,142	26	77	37	430	▲ 2,685	12,687
668	山形	酒田高砂	3,523	922	46	13,007	10,186	6,362	11	34	17	445	▲ 5,153	5,540
669	山形	新庄	4,011	1,002	110	27,417	14,130	6,069	24	72	35	425	▲ 2,863	11,823
670	山形	寒河江	2,800	974	220	78,656	31,577	8,452	69	207	100	591	▲ 5,402	27,142
671	山形	山形上山	2,048	559	74	36,366	17,325	6,634	32	96	46	464	▲ 1,107	16,856
672	山形	村山	2,925	1,097	242	82,616	33,405	9,116	72	217	105	638	10,947	45,384
673	山形	長井	1,795	464	84	46,878	20,067	6,285	41	123	60	440	755	21,486
674	山形	天童	1,503	446	98	65,168	26,362	7,203	57	171	83	504	1,311	28,488
675	山形	高擶	225	50	2	6,824	7,446	5,439	6	18	9	381	730	8,590
676	山形	神町	190	50	5	24,436	13,537	6,352	21	64	31	444	▲ 888	13,209
677	山形	東根	1,332	281	64	48,112	19,273	5,128	42	126	61	359	90	19,951
678	山形	尾花沢	190	62	16	85,081	32,934	7,920	74	224	108	554	▲ 4,723	29,171
679	山形	南陽	1,949	608	78	40,123	19,376	7,580	35	105	51	530	▲ 1,940	18,157
680	山形	河北	417	115	7	17,303	11,763	6,676	15	45	22	467	▲ 3,471	8,841
681	山形	山形朝日	342	74	26	75,360	27,446	5,290	66	198	96	370	▲ 3,366	24,810
682	山形	白鷹	539	119	9	17,106	10,395	5,366	15	45	22	375	▲ 1,303	9,549
683	山形	余目	220	64	14	64,561	26,091	7,110	56	170	82	497	14,854	41,750
684	山形	藤島	204	66	12	59,976	25,482	7,849	52	158	76	549	▲ 3,409	22,908
685	山形	酒田三川	134	50	19	144,381	51,543	9,095	126	380	184	636	▲ 5,730	47,139
686	山形	温海	1,364	476	60	44,165	21,454	8,470	39	116	56	593	▲ 3,162	19,096
687	山形	山形小国	591	200	35	59,400	25,696	8,232	52	156	76	576	▲ 3,028	23,528
688	山形	庄内朝日機械	171	71	9	53,669	25,952	10,174	47	141	68	712	▲ 3,697	23,223
689	山形	山形川西	1,184	379	73	61,835	25,951	7,772	54	163	79	544	▲ 3,424	23,367

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
690	山形	酒田水沢	168	61	6	33,621	18,738	8,853	29	88	43	619	▲ 7,106	12,411
691	山形	袖浦	162	53	7	45,070	21,249	7,999	39	118	57	560	▲ 757	21,266
692	山形	山形大江	284	86	12	42,513	19,835	7,336	37	112	54	513	▲ 4,200	16,351
693	山形	山辺	189	55	7	38,636	18,411	7,052	34	102	49	493	▲ 2,764	16,325
694	山形	山形中山	135	45	12	91,733	35,089	8,119	80	241	117	568	▲ 5,064	31,031
695	山形	南原	248	73	7	29,344	15,754	7,127	26	77	37	499	▲ 2,620	13,773
696	山形	宮内	958	226	35	37,004	16,608	5,729	32	97	47	401	▲ 2,131	15,054
697	山形	高畠	514	99	17	33,086	14,387	4,659	29	87	42	326	▲ 2,389	12,482
698	山形	櫛引	205	55	6	28,096	14,742	6,482	25	74	36	453	▲ 3,141	12,189
699	山形	白岩	224	69	4	19,677	13,236	7,451	17	52	25	521	▲ 752	13,099
700	山形	山形西川	198	61	7	33,147	17,180	7,434	29	87	42	520	▲ 5,637	12,221
701	山形	糠野目	142	51	12	86,285	34,185	8,818	75	227	110	617	▲ 7,499	27,715
702	山形	米沢飯豊	142	48	15	103,597	38,766	8,308	90	272	132	581	▲ 5,249	34,592
703	山形	酒田羽黒	141	51	11	77,431	31,594	8,830	68	204	98	618	▲ 5,819	26,763
704	山形	本道寺	72	56	8	109,747	51,138	18,873	96	289	140	1,320	▲ 1,016	51,967
705	山形	山形平田	348	72	12	34,447	15,120	4,993	30	91	44	349	▲ 1,578	14,056
706	山形	酒田立川	141	44	5	33,707	17,441	7,531	29	89	43	527	▲ 2,921	15,208
707	山形	酒田松山	141	40	7	47,818	20,940	6,881	42	126	61	481	▲ 3,302	18,348
708	山形	酒田三瀬	128	38	5	36,781	17,948	7,135	32	97	47	499	▲ 2,723	15,900
709	山形	山形金山	141	43	13	91,294	34,307	7,467	80	240	116	522	▲ 4,282	30,983
710	山形	真室川	203	62	6	29,299	16,093	7,480	26	77	37	523	▲ 5,131	11,625
711	山形	中和田	162	57	11	67,772	28,448	8,523	59	178	86	596	16,758	46,125
712	山形	鼠ケ関	161	56	9	58,487	25,580	8,385	51	154	74	587	▲ 5,576	20,870
713	山形	蔵王	176	80	19	105,594	42,076	11,032	92	278	134	772	▲ 6,092	37,260
714	山形	酒田大山	348	59	5	13,690	8,122	4,097	12	36	17	287	▲ 1,961	6,513
715	山形	湯野浜	128	105	36	278,537	101,796	19,906	243	732	354	1,393	▲ 23,741	80,777
716	山形	本楯	141	44	7	47,186	21,489	7,616	41	124	60	533	▲ 1,793	20,454
717	山形	泉田	171	66	6	33,589	19,280	9,405	29	88	43	658	▲ 2,925	17,173
718	山形	村山大久保	142	39	6	41,156	18,713	6,614	36	108	52	463	▲ 3,014	16,358
719	山形	山形白鳥	142	47	13	89,420	34,347	8,058	78	235	114	564	9,795	45,133
720	山形	山形東郷	131	62	7	51,062	26,421	11,409	45	134	65	798	▲ 9,496	17,967
721	山形	福原	168	58	6	34,003	18,398	8,401	30	89	43	588	▲ 7,034	12,114
722	山形	大石田	134	48	13	96,561	37,173	8,784	84	254	123	615	4,467	42,716
723	山形	鮭川	182	62	7	38,797	19,705	8,298	34	102	49	581	▲ 2,867	17,604
724	山形	古口	171	55	9	50,558	22,697	7,833	44	133	64	548	72	23,558
725	山形	遊佐	477	162	40	84,633	33,126	8,244	74	223	108	577	21,093	55,201
726	山形	吹浦	135	41	7	51,857	22,605	7,359	45	136	66	515	▲ 4,060	19,307
727	山形	酒田八幡	134	38	6	48,399	21,168	6,939	42	127	62	485	▲ 2,438	19,446
728	山形	舟形	171	68	13	74,519	31,596	9,687	65	196	95	678	▲ 1,280	31,350
729	山形	須田板	168	67	5	32,151	19,201	9,749	28	85	41	682	▲ 2,754	17,283
730	山形	山形玉野	171	59	6	34,932	18,710	8,440	30	92	44	590	▲ 2,475	16,991
731	山形	清水	171	69	7	42,058	22,204	9,839	37	111	53	688	▲ 3,239	19,854
732	福島	福島	4,977	2,360	484	97,236	40,110	11,522	85	256	124	806	▲ 2,952	38,429
733	福島	福島清水	1,057	354	115	109,152	40,236	8,145	95	287	139	570	20,736	62,063
734	福島	福島佐倉	221	48	7	29,771	14,057	5,304	26	78	38	371	▲ 2,370	12,200
735	福島	瀬上	894	164	25	28,189	12,741	4,454	25	74	36	312	▲ 382	12,806
736	福島	福島大森	1,086	307	86	79,070	30,114	6,867	69	208	101	480	▲ 4,485	26,487
737	福島	蓬莱	766	245	45	58,606	25,008	7,778	51	154	75	544	6,203	32,035
738	福島	飯坂	1,024	329	41	40,231	19,646	7,818	35	106	51	547	▲ 3,740	16,645
739	福島	福島花園	7,161	2,764	812	113,398	42,716	9,377	99	298	144	656	12,293	56,206
740	福島	会津若松	8,023	2,698	345	42,953	20,800	8,171	37	113	55	572	▲ 1,662	19,915

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
741	福島	東栄町分局	2,365	598	73	30,682	15,166	6,146	27	81	39	430	▲ 2,465	13,278
742	福島	福島郡山	13,085	4,786	640	48,948	23,279	8,889	43	129	62	622	▲ 2,119	22,016
743	福島	郡山芳賀	1,273	406	79	61,862	25,931	7,744	54	163	79	542	▲ 2,316	24,453
744	福島	笹川	1,080	298	53	49,470	21,245	6,701	43	130	63	469	724	22,674
745	福島	日和田	197	78	8	42,586	22,133	9,613	37	112	54	672	▲ 5,821	17,187
746	福島	喜久田	190	62	11	56,567	24,504	7,873	49	149	72	551	▲ 6,105	19,220
747	福島	大槻	863	290	68	79,035	31,400	8,163	69	208	100	571	691	33,039
748	福島	郡山守山	128	48	9	72,767	30,540	9,146	63	191	93	640	▲ 9,197	22,330
749	福島	磐梯熱海	141	63	20	142,776	52,908	10,932	125	375	182	765	▲ 6,454	47,901
750	福島	いわき	8,761	3,203	465	53,118	24,500	8,883	46	140	68	621	▲ 1,706	23,669
751	福島	小名浜	1,587	530	76	48,096	22,263	8,122	42	126	61	568	▲ 4,075	18,985
752	福島	勿来	1,181	442	143	121,242	44,733	9,087	106	319	154	636	16,121	62,069
753	福島	内郷	789	172	76	95,680	33,436	5,306	83	252	122	371	20,565	54,829
754	福島	好間	220	63	14	63,135	25,471	6,909	55	166	80	483	▲ 4,064	22,191
755	福島	草野	243	64	4	16,093	11,166	6,435	14	42	20	450	▲ 776	10,916
756	福島	いわき常磐	720	136	28	38,682	15,964	4,591	34	102	49	321	▲ 1,999	14,471
757	福島	四倉	220	71	18	83,198	32,324	7,864	73	219	106	550	▲ 630	32,642
758	福島	いわき若葉台	4,105	1,266	223	54,336	23,468	7,493	47	143	69	524	▲ 6,581	17,670
759	福島	いわき泉	263	96	33	126,842	46,175	8,883	111	333	161	621	▲ 2,961	44,440
760	福島	いわき玉川	480	107	15	32,091	14,860	5,425	28	84	41	380	2,780	18,173
761	福島	いわき窪田	862	269	51	58,826	24,885	7,590	51	155	75	531	▲ 4,920	20,777
762	福島	白河	4,454	1,590	360	80,898	32,460	8,676	71	213	103	607	6,012	39,466
763	福島	福島原町	3,672	1,057	63	17,080	12,014	6,992	15	45	22	489	▲ 5,906	6,679
764	福島	郡山須賀川	2,696	1,195	154	57,084	27,553	10,770	50	150	73	753	▲ 7,898	20,681
765	福島	喜多方	4,678	1,188	185	39,600	17,814	6,171	35	104	50	432	1,751	20,186
766	福島	福島相馬	2,321	550	118	50,635	20,644	5,757	44	133	64	403	▲ 1,368	19,920
767	福島	二本松	3,884	1,019	193	49,685	20,980	6,373	43	131	63	446	▲ 81	21,582
768	福島	福島藤田	190	50	8	39,737	18,052	6,369	35	104	51	446	▲ 4,149	14,539
769	福島	二本松本宮	1,764	484	94	53,306	22,345	6,673	47	140	68	467	▲ 1,646	21,421
770	福島	田島	2,246	674	73	32,434	16,821	7,286	28	85	41	510	▲ 2,168	15,317
771	福島	猪苗代	324	100	25	78,203	30,491	7,499	68	206	99	525	▲ 3,136	28,253
772	福島	会津若松坂下	299	91	11	37,693	18,429	7,347	33	99	48	514	▲ 1,684	17,439
773	福島	郡山西郷	896	330	67	74,229	30,765	8,942	65	195	94	626	13,319	45,064
774	福島	郡山石川	2,502	809	117	46,781	21,609	7,855	41	123	59	550	▲ 3,591	18,791
775	福島	三春	2,542	678	125	49,251	20,960	6,480	43	129	63	453	4,197	25,845
776	福島	磐城富岡	2,697	702	116	43,031	18,974	6,323	38	113	55	442	705	20,327
777	福島	浪江	232	64	8	34,742	16,885	6,671	30	91	44	467	▲ 494	17,023
778	福島	会津山口	1,093	355	83	75,937	30,229	7,903	66	200	97	553	329	31,474
779	福島	会津若松広田	135	47	14	102,921	38,638	8,379	90	271	131	586	12,218	51,934
780	福島	福島梁川	190	64	8	40,483	20,145	8,243	35	106	51	577	▲ 4,630	16,284
781	福島	保原	1,618	422	65	39,991	18,093	6,336	35	105	51	443	3,188	21,915
782	福島	江名	190	58	8	42,262	19,868	7,443	37	111	54	521	▲ 4,433	16,158
783	福島	福島川俣	237	74	18	75,683	29,857	7,606	66	199	96	532	▲ 6,051	24,699
784	福島	塙	459	125	11	23,107	13,415	6,621	20	61	29	463	▲ 2,870	11,118
785	福島	新地	162	66	8	52,573	25,336	9,879	46	138	67	691	▲ 5,776	20,502
786	福島	小高	190	59	10	55,048	23,800	7,616	48	145	70	533	▲ 4,016	20,580
787	福島	福島伊達	128	40	9	72,881	29,039	7,612	64	192	93	533	▲ 5,070	24,851
788	福島	桑折	220	57	6	29,285	14,865	6,255	26	77	37	438	▲ 3,715	11,728
789	福島	福島松川	221	79	28	126,766	46,011	8,741	111	333	161	612	25,966	73,194
790	福島	鏡石	219	45	3	13,813	9,036	4,976	12	36	18	348	▲ 1,788	7,662
791	福島	塩川	168	70	5	29,488	18,868	10,199	26	78	37	713	▲ 6,045	13,677
792	福島	棚倉	237	60	3	13,183	9,984	6,108	12	35	17	427	▲ 1,496	8,979
793	福島	郡山浅川	161	106	51	319,656	109,953	15,974	279	840	406	1,118	▲ 15,730	96,866
794	福島	福島鹿島	190	56	13	68,892	27,389	7,135	60	181	88	499	▲ 5,307	22,910
795	福島	柳津	1,566	446	78	50,091	21,645	6,919	44	132	64	484	▲ 4,974	17,395
796	福島	飯野	128	38	7	56,602	23,929	7,288	49	149	72	510	▲ 4,962	19,747
797	福島	磐梯	171	73	10	56,814	27,098	10,395	50	149	72	727	▲ 3,061	25,035
798	福島	霊山	128	57	16	125,621	47,817	10,885	110	330	160	761	▲ 10,627	38,551
799	福島	橋本	2,007	597	70	34,919	17,496	7,230	30	92	44	506	▲ 4,700	13,468
800	福島	泉崎	162	68	7	40,697	22,214	10,249	36	107	52	717	▲ 4,424	18,702
801	福島	大玉	162	56	6	39,368	19,982	8,408	34	103	50	588	▲ 3,365	17,392
802	福島	大林	405	133	13	31,064	17,110	7,977	27	82	39	558	▲ 3,504	14,312
803	福島	表郷	162	54	8	50,191	22,871	8,115	44	132	64	568	▲ 5,044	18,635

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
804	福島	郡山中島	162	65	9	53,308	25,439	9,766	47	140	68	683	▲ 4,612	21,765
805	福島	湖南	171	70	8	46,287	23,600	9,992	40	122	59	699	▲ 3,895	20,625
806	福島	白沢	162	57	6	34,381	18,730	8,622	30	90	44	603	▲ 2,857	16,640
807	福島	多田野	161	46	2	13,783	10,951	6,899	12	36	18	483	▲ 3,618	7,882
808	福島	古殿	128	41	6	46,780	21,508	7,755	41	123	59	543	734	23,008
809	福島	西会津	171	44	6	34,886	16,509	6,253	30	92	44	437	▲ 1,757	15,355
810	福島	北会津	171	46	3	19,122	12,151	6,529	17	50	24	457	▲ 1,393	11,306
811	福島	新鶴	168	69	8	46,404	23,642	9,999	40	122	59	700	▲ 3,437	21,126
812	福島	いわき広野	162	46	3	19,603	12,622	6,858	17	52	25	480	▲ 2,165	11,031
813	福島	久ノ浜	164	129	90	548,359	180,314	19,097	478	1,442	697	10,196	▲ 27,261	165,866
814	福島	船引	327	99	26	80,028	30,923	7,395	70	210	102	517	▲ 5,210	26,612
815	福島	鮫川	161	65	5	30,970	18,886	9,781	27	81	39	684	▲ 6,263	13,454
816	福島	福島東和	162	67	8	49,996	24,719	10,020	44	131	64	701	▲ 3,845	21,814
817	福島	郡山岩瀬	168	60	3	19,592	14,362	8,602	17	52	25	602	▲ 3,196	11,862
818	福島	川桁	171	61	11	66,899	28,339	8,670	58	176	85	607	1,622	30,887
819	福島	柳橋	161	62	6	34,306	19,408	9,322	30	90	44	652	▲ 3,950	16,274
820	福島	岩代	161	42	3	18,322	11,775	6,389	16	48	23	447	▲ 1,315	10,994
821	福島	郡山長沼	168	62	5	29,389	17,629	8,989	26	77	37	629	▲ 3,094	15,304
822	福島	会津若松下郷	171	49	4	20,894	13,090	6,947	18	55	27	486	▲ 1,647	12,029
823	福島	熱塩	168	71	10	61,906	28,474	10,274	54	163	79	719	▲ 3,870	25,619
824	福島	山都	171	44	4	23,070	12,998	6,215	20	61	29	435	▲ 1,749	11,794
825	福島	郡山東	162	55	3	15,996	13,011	8,308	14	42	20	581	▲ 3,112	10,556
826	福島	大信	162	66	8	48,372	24,183	9,962	42	127	61	697	▲ 3,484	21,626
827	福島	都路	162	61	7	43,953	22,028	9,106	38	116	56	637	▲ 3,692	19,183
828	福島	常葉	162	59	13	79,988	32,458	8,942	70	210	102	626	▲ 6,041	27,425
829	福島	楢葉	162	62	22	136,120	49,324	9,305	119	358	173	651	28,936	79,561
830	福島	庭坂	221	57	8	38,412	17,622	6,329	34	101	49	443	▲ 2,491	15,758
831	福島	沼之内	128	43	8	66,033	27,601	8,187	58	174	84	573	▲ 5,295	23,195
832	福島	いわき小川	162	47	5	27,923	15,313	7,103	24	73	35	497	▲ 2,767	13,175
833	福島	上遠野	162	54	4	23,855	15,090	8,077	21	63	30	565	▲ 1,835	13,934
834	福島	小作田	162	62	18	110,532	41,788	9,292	96	291	141	650	27,030	69,996
835	福島	原釜	132	46	10	72,121	29,757	8,554	63	190	92	598	6,393	37,093
836	福島	裏磐梯	168	73	11	63,363	29,135	10,506	55	167	81	735	▲ 7,397	22,776
837	福島	会津高田	240	88	18	73,504	30,510	8,900	64	193	93	623	▲ 4,356	27,127
838	福島	会津本郷	142	30	3	21,404	11,503	5,210	19	56	27	365	▲ 1,203	10,767
839	福島	郡山玉川	162	47	4	24,643	14,244	6,999	22	65	31	490	▲ 1,622	13,230
840	福島	小野新町	239	122	55	229,157	79,754	12,382	200	602	291	866	▲ 12,808	68,905
841	福島	大熊	220	55	8	37,687	17,162	6,082	33	99	48	425	▲ 2,513	15,254
842	福島	いわき双葉	128	42	5	36,926	18,832	7,976	32	97	47	558	▲ 3,947	15,619
843	福島	飯舘	162	55	5	31,021	17,443	8,323	27	82	39	582	▲ 1,376	16,797
844	福島	天栄	168	61	2	13,135	12,747	8,886	11	35	17	622	▲ 3,099	10,333
845	福島	只見	171	80	32	189,236	67,041	11,406	165	498	241	798	44,534	113,277
846	福島	会津若松吾妻	65	60	9	130,713	60,885	22,456	114	344	166	1,571	▲ 20,100	42,980
847	福島	矢祭	128	44	11	89,133	34,536	8,331	78	234	113	583	▲ 5,028	30,516
848	福島	滝根	161	59	7	45,946	22,433	8,925	40	121	58	624	▲ 2,377	20,899
849	福島	大越	162	54	10	59,924	25,684	8,067	52	158	76	564	▲ 5,077	21,457
850	福島	郡山七郷	162	60	2	13,087	12,900	9,052	11	34	17	633	▲ 2,519	11,076
851	福島	移	162	61	7	45,487	22,522	9,149	40	120	58	640	▲ 3,153	20,227
852	福島	いわき川内	162	63	2	14,204	13,651	9,475	12	37	18	663	▲ 2,458	11,923
853	福島	会津若松昭和	168	66	4	25,636	17,094	9,557	22	67	33	669	▲ 3,229	14,656
854	福島	蓬田	162	68	8	48,239	24,477	10,294	42	127	61	720	422	25,849
855	福島	郡山小平	162	57	5	31,650	17,941	8,636	28	83	40	604	▲ 2,129	16,567
856	茨城	水戸大町	5,976	2,156	516	86,298	34,137	8,766	75	227	110	613	▲ 7,555	27,607
857	茨城	茨城赤塚	2,388	830	113	47,466	22,403	8,448	41	125	60	591	▲ 4,880	18,340
858	茨城	水戸吉田	1,116	274	40	36,285	16,637	5,969	32	95	46	418	▲ 2,348	14,880
859	茨城	千波	2,061	643	125	60,669	25,420	7,584	53	159	77	531	▲ 2,016	24,224
860	茨城	多賀	2,139	658	133	62,084	25,725	7,472	54	163	79	523	▲ 3,407	23,137
861	茨城	久慈浜	1,457	336	42	28,999	14,120	5,595	25	76	37	391	▲ 1,976	12,673
862	茨城	日立別館	5,877	1,626	210	35,777	17,242	6,724	31	94	45	470	▲ 2,300	15,582
863	茨城	茨城日高	689	235	36	52,522	23,734	8,293	46	138	67	580	▲ 5,691	18,874
864	茨城	土浦	2,768	1,087	293	105,973	40,700	9,544	92	279	135	668	▲ 8,924	32,950
865	茨城	荒川沖	923	239	39	42,332	18,727	6,281	37	111	54	439	▲ 902	18,466
866	茨城	神立	570	158	40	70,434	27,431	6,724	61	185	90	470	5,830	34,067

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当				税金			
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積(㎡)	取得固定資産価額(百万円)	正味固定資産価額(百万円)	1㎡あたり(円/㎡)		再)減価償却費相当	②他人資本費用	③自己資本費用	④利益対応税	⑤その他	⑥調整額	合計(①+②+③+④+⑤+⑥)×(1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率)
867	茨城	石岡国府	2,100	727	142	67,671	28,312	8,416	59	178	86	589	4,180	33,404
868	茨城	下館別館	3,778	1,135	157	41,563	19,522	7,303	36	109	53	511	▲ 1,914	18,317
869	茨城	下館川島	229	63	16	67,877	26,685	6,729	59	178	86	471	▲ 5,426	22,053
870	茨城	結城	1,156	345	59	51,405	22,367	7,254	45	135	65	507	▲ 3,237	19,882
871	茨城	結城南	219	54	8	35,807	16,482	5,955	31	94	46	417	▲ 4,139	12,931
872	茨城	竜ヶ崎	5,735	1,704	353	61,478	25,297	7,222	54	162	78	505	▲ 4,014	22,082
873	茨城	土浦佐貫	738	172	32	43,005	18,318	5,675	38	113	55	397	▲ 1,387	17,534
874	茨城	那珂湊	1,497	426	65	43,530	19,713	6,915	38	114	55	484	▲ 2,326	18,078
875	茨城	阿字ヶ浦	194	46	8	40,117	17,604	5,809	35	105	51	406	▲ 4,402	13,799
876	茨城	下妻	1,697	738	98	57,873	27,577	10,562	50	152	74	739	▲ 2,039	26,553
877	茨城	水海道菅生	223	77	18	82,446	32,643	8,404	72	217	105	588	▲ 5,517	28,108
878	茨城	水海道別	1,370	676	148	108,017	43,749	11,992	94	284	137	839	▲ 7,946	37,157
879	茨城	茨城勝田	2,036	713	101	49,447	23,042	8,504	43	130	63	595	▲ 4,356	19,517
880	茨城	高萩	2,509	776	92	36,488	18,238	7,511	32	96	46	525	▲ 2,272	16,665
881	茨城	北茨城	1,408	605	84	59,356	27,902	10,451	52	156	75	731	1,286	30,202
882	茨城	取手	2,342	638	79	33,919	16,589	6,617	30	89	43	463	▲ 2,184	15,030
883	茨城	茨城岩井	621	171	32	51,148	21,720	6,682	45	134	65	467	▲ 3,093	19,338
884	茨城	土浦牛久	992	305	24	23,958	14,502	7,458	21	63	30	522	▲ 1,852	13,286
885	茨城	つくば	8,176	4,118	939	114,830	45,998	12,239	100	302	146	856	3,948	51,350
886	茨城	大穂	210	55	5	23,212	13,137	6,312	20	61	30	442	▲ 3,916	9,774
887	茨城	桜	197	56	8	41,587	19,137	6,911	36	109	53	483	1,931	21,749
888	茨城	つくば北	193	77	25	131,112	48,215	9,668	114	345	167	676	28,223	77,740
889	茨城	筑波山	161	62	14	83,976	33,957	9,268	73	221	107	648	▲ 5,060	29,946
890	茨城	吉沼	133	38	7	52,877	22,396	6,850	46	139	67	479	2,482	25,609
891	茨城	筑波谷田部	999	228	34	34,156	15,590	5,549	30	90	43	388	▲ 3,908	12,233
892	茨城	土浦豊里	223	106	24	105,426	42,514	11,519	92	277	134	806	▲ 4,565	39,258
893	茨城	大洗	1,324	290	37	28,190	13,617	5,329	25	74	36	373	▲ 1,952	12,173
894	茨城	友部	454	221	28	61,030	29,775	11,833	53	160	78	828	▲ 9,673	21,221
895	茨城	茨城東海	1,250	355	77	61,447	24,961	6,896	54	162	78	482	▲ 2,396	23,341
896	茨城	那珂	1,311	287	25	19,436	11,040	5,326	17	51	25	373	816	12,322
897	茨城	常陸大宮	2,777	1,013	146	52,474	24,288	8,861	46	138	67	620	▲ 3,021	22,138
898	茨城	金砂郷	161	68	13	80,479	33,865	10,205	70	212	102	714	▲ 5,675	29,288
899	茨城	十王	188	49	7	37,823	17,493	6,373	33	99	48	446	▲ 2,275	15,844
900	茨城	常陸鹿島	3,271	947	206	62,873	25,518	7,033	55	165	80	492	4,819	31,129
901	茨城	神栖	2,258	637	65	28,707	15,295	6,855	25	75	36	480	▲ 1,696	14,215
902	茨城	茨城萩原	1,330	242	49	36,964	15,286	4,419	32	97	47	309	▲ 2,937	12,834
903	茨城	潮来延方	5,225	1,318	252	48,230	20,311	6,132	42	127	61	429	490	21,460
904	茨城	美浦	219	71	19	88,737	34,006	7,917	77	233	113	554	8,580	43,563
905	茨城	谷和原	223	147	51	227,246	82,799	15,989	198	597	289	1,119	▲ 7,658	77,344
906	茨城	守谷清水	874	317	61	69,501	29,248	8,815	61	183	88	617	▲ 6,774	23,423
907	茨城	古河2	1,312	51	18	13,403	4,885	945	12	35	17	207	▲ 596	4,560
908	茨城	古河旭	3,265	534	63	19,445	9,694	3,977	17	51	25	278	▲ 1,173	8,892
909	茨城	総和2	182	81	4	24,346	17,912	10,754	21	64	31	1,465	▲ 10,557	8,936
910	茨城	古河南	189	46	15	81,596	29,894	5,904	71	215	104	413	▲ 327	30,370
911	茨城	茨城境	1,102	453	89	80,537	33,679	10,001	70	212	102	700	▲ 8,263	26,500
912	茨城	石岡東	228	163	30	131,910	56,196	17,415	115	347	168	1,218	▲ 12,823	45,221
913	茨城	石岡	3,087	1,222	182	58,869	26,928	9,620	51	155	75	673	▲ 8,809	19,073
914	茨城	常陸太田別館	2,149	627	74	34,273	17,166	7,089	30	90	44	496	▲ 1,762	16,064
915	茨城	羽鳥	229	70	18	80,302	31,033	7,424	70	211	102	519	▲ 1,743	30,192
916	茨城	千葉若松	191	55	10	52,319	22,357	6,976	46	138	67	488	1,545	24,641
917	茨城	矢田部	295	109	19	64,155	27,858	8,997	56	169	82	629	▲ 4,116	24,678
918	茨城	阿見	821	146	23	28,439	12,673	4,312	25	75	36	302	▲ 1,048	12,063
919	茨城	高場	359	121	21	58,052	25,239	8,172	51	153	74	572	▲ 7,326	18,763
920	茨城	笠間	2,127	526	94	44,119	18,976	6,005	38	116	56	420	▲ 1,877	17,729
921	茨城	稲戸井	915	233	50	54,676	22,272	6,197	48	144	70	434	▲ 3,687	19,281
922	茨城	茨城	396	178	21	54,223	26,851	10,909	47	143	69	763	▲ 9,023	18,850
923	茨城	茨城岩瀬	188	48	9	49,981	20,949	6,255	44	131	64	438	▲ 5,640	15,986
924	茨城	大子	1,958	687	76	38,748	19,917	8,525	34	102	49	596	▲ 4,849	15,849
925	茨城	鉾田	1,935	620	88	45,311	21,111	7,790	40	119	58	545	▲ 842	21,031
926	茨城	江戸崎	224	51	4	17,743	10,750	5,534	15	47	23	387	▲ 2,383	8,839
927	茨城	伊奈	391	181	28	70,527	31,974	11,239	62	185	90	786	▲ 15,477	17,620
928	茨城	藤代蔵前	787	321	35	44,579	23,014	9,908	39	117	57	693	▲ 3,034	20,886
929	茨城	奥野	161	56	15	93,349	35,934	8,489	81	245	119	594	▲ 7,095	29,878

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
930	茨城	牛堀	188	50	10	52,669	21,904	6,419	46	138	67	449	▲ 4,985	17,619
931	茨城	阿見南	223	55	16	70,016	26,528	5,943	61	184	89	416	▲ 4,168	23,110
932	茨城	茨城東	161	227	167	1,040,246	340,114	34,282	908	2,735	1,322	2,398	293,638	641,115
933	茨城	総和	188	86	29	152,544	55,923	11,075	133	401	194	775	▲ 8,683	48,743
934	茨城	岡田	223	82	23	101,048	38,675	8,967	88	266	128	627	▲ 5,762	34,022
935	茨城	関城	197	55	9	44,742	19,960	6,806	39	118	57	476	▲ 5,702	14,948
936	茨城	茨城協和	223	62	17	78,269	29,785	6,774	68	206	99	474	317	30,949
937	茨城	利根	223	82	20	87,672	34,660	8,884	77	230	111	622	▲ 6,721	28,979
938	茨城	いばらき旭	223	67	12	54,541	23,270	7,235	48	143	69	506	▲ 6,110	17,926
939	茨城	常澄	223	80	9	42,363	21,195	8,740	37	111	54	611	▲ 3,360	18,648
940	茨城	内原	223	69	22	97,980	36,334	7,528	85	258	125	527	▲ 5,804	31,525
941	茨城	石岡大野	188	46	9	46,591	19,677	5,979	41	122	59	418	▲ 2,083	18,234
942	茨城	茎崎	229	80	13	55,829	24,914	8,500	49	147	71	595	▲ 4,822	20,954
943	茨城	新利根	161	59	18	114,104	42,487	8,940	100	300	145	625	▲ 1,643	42,014
944	茨城	岩間	188	49	9	47,969	20,398	6,295	42	126	61	440	▲ 4,340	16,727
945	茨城	八郷	188	38	5	27,777	13,030	4,864	24	73	35	340	▲ 2,153	11,349
946	茨城	茨城鳥栖	161	79	18	110,531	44,458	11,962	96	291	141	837	▲ 8,923	36,900
947	茨城	涸沼	223	87	26	118,324	44,286	9,499	103	311	150	665	▲ 8,920	36,595
948	茨城	瓜連	127	33	5	37,231	17,297	6,351	32	98	47	444	▲ 3,386	14,532
949	茨城	茨城北浦	161	56	13	81,609	32,407	8,414	71	215	104	589	▲ 6,597	26,789
950	茨城	茨城玉造	157	64	10	61,914	28,153	9,951	54	163	79	696	▲ 1,468	27,677
951	茨城	常北	193	50	8	43,969	19,239	6,313	38	116	56	442	▲ 4,247	15,644
952	茨城	岡郷	224	59	11	48,616	20,659	6,366	42	128	62	445	1,773	23,109
953	茨城	五霞	224	90	26	116,456	44,023	9,785	102	306	148	685	20,069	65,333
954	茨城	茨城八千代	219	70	11	51,341	22,893	7,798	45	135	65	546	▲ 5,708	17,976
955	茨城	大洋	161	59	17	105,926	40,015	8,873	92	278	135	621	▲ 2,081	39,060
956	茨城	茨城土浦	4,887	1,897	345	70,633	30,198	9,432	62	186	90	660	▲ 5,528	25,668
957	茨城	波崎	180	86	32	176,070	63,374	11,610	154	463	224	812	29,176	94,203
958	茨城	茨城出島	161	72	20	125,572	47,809	10,891	110	330	160	762	▲ 3,267	45,904
959	茨城	沖宿	161	61	15	90,694	35,873	9,209	79	238	115	644	▲ 6,903	30,046
960	茨城	潮来	1,701	615	95	56,137	25,298	8,793	49	148	71	615	▲ 824	25,357
961	茨城	明野	224	86	19	83,678	33,917	9,316	73	220	106	652	▲ 7,378	27,590
962	茨城	真壁	193	64	5	24,845	15,303	7,998	22	65	32	560	▲ 3,746	12,236
963	茨城	茨城千代田	194	58	9	46,375	20,850	7,216	40	122	59	505	▲ 5,197	16,379
964	茨城	茨城大津	188	50	11	57,980	23,458	6,412	51	152	74	449	331	24,515
965	茨城	茨城稲田	161	63	20	123,991	46,014	9,561	108	326	158	669	▲ 2,076	45,199
966	茨城	七郷	161	59	13	82,277	33,062	8,873	72	216	105	621	▲ 6,281	27,795
967	茨城	桂	161	52	15	95,423	35,904	7,850	83	251	121	549	▲ 6,764	30,144
968	茨城	土浦河内	161	74	20	123,150	47,352	11,146	107	324	157	780	▲ 2,965	45,755
969	茨城	美野里	133	43	13	98,265	36,789	7,899	86	258	125	553	117	37,928
970	茨城	新治	133	34	3	25,473	13,724	6,235	22	67	32	436	▲ 4,046	10,235
971	茨城	茨城麻生	195	65	11	57,803	25,065	8,071	50	152	73	565	▲ 5,426	20,479
972	茨城	飯富	131	31	6	43,895	18,565	5,660	38	115	56	396	▲ 3,756	15,414
973	茨城	国田	161	58	12	77,224	31,451	8,747	67	203	98	612	▲ 5,905	26,526
974	茨城	菅原	162	89	12	76,963	35,975	13,347	67	202	98	934	▲ 7,056	30,220
975	茨城	行方	161	73	16	101,992	41,026	11,040	89	268	130	772	▲ 7,134	35,151
976	茨城	蔵川	161	76	21	129,776	49,609	11,455	113	341	165	801	▲ 2,215	48,814
977	茨城	出島東	161	59	13	82,885	33,235	8,867	72	218	105	620	▲ 6,072	28,178
978	茨城	小幡	161	76	20	123,512	47,795	11,482	108	325	157	803	▲ 7,093	42,095
979	茨城	雨引	161	64	16	101,029	39,420	9,718	88	266	128	680	▲ 8,155	32,427
980	茨城	八俣	162	61	12	71,429	30,141	9,141	62	188	91	640	1,857	32,979
981	茨城	猿島	133	84	12	86,939	40,952	15,392	76	229	111	1,077	▲ 9,351	33,094
982	茨城	御前山	161	61	16	97,738	38,001	9,266	85	257	124	648	▲ 8,282	30,833
983	茨城	茨城三和	219	58	14	62,224	24,691	6,397	54	164	79	448	▲ 4,421	21,015
984	茨城	沓掛	161	55	16	97,071	36,786	8,248	85	255	123	577	▲ 4,718	33,108
985	茨城	いばらき小川	188	79	16	83,540	34,773	10,212	73	220	106	714	▲ 7,525	28,361
986	茨城	山方	161	62	15	91,823	36,405	9,409	80	241	117	658	▲ 7,229	30,272
987	茨城	水府	161	52	13	77,692	30,759	7,918	68	204	99	554	▲ 4,365	27,319
988	茨城	茨城桜川	161	65	16	97,763	38,546	9,803	85	257	124	686	3,497	43,195
989	茨城	石下	188	81	26	135,560	50,252	10,397	118	356	172	727	▲ 1,844	49,781
990	茨城	茨城美和	133	92	20	153,985	62,074	16,803	134	405	196	1,175	10,051	74,035
991	栃木	宇都宮	4,686	2,015	503	107,349	42,011	10,451	94	282	136	731	▲ 6,209	37,045
992	栃木	宇都宮平出	3,382	1,142	241	71,319	29,171	8,203	62	187	91	574	▲ 4,867	25,218

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
993	栃木	道場宿	788	211	59	75,064	28,561	6,492	66	197	95	454	▲ 3,155	26,218
994	栃木	瑞穂野	710	137	18	25,443	12,174	4,694	22	67	32	328	▲ 3,330	9,293
995	栃木	徳次郎	219	53	12	55,122	22,034	5,828	48	145	70	408	▲ 5,426	17,279
996	栃木	砥上	1,665	529	88	52,707	23,217	7,721	46	139	67	540	▲ 1,808	22,201
997	栃木	江曽島	1,184	352	177	149,385	51,152	7,233	130	393	190	506	38,876	91,247
998	栃木	雀宮	787	222	69	88,255	32,804	6,857	77	232	112	480	▲ 4,847	28,858
999	栃木	足利	457	214	26	57,053	28,139	11,365	50	150	73	795	▲ 6,332	22,875
1000	栃木	足利相生	3,332	788	287	86,029	31,037	5,745	75	226	109	402	▲ 5,299	26,550
1001	栃木	足利西	787	178	34	43,572	18,314	5,504	38	115	55	385	▲ 2,792	16,115
1002	栃木	足利南	947	195	38	39,978	16,769	5,015	35	105	51	351	▲ 3,157	14,154
1003	栃木	栃木	4,279	1,736	247	57,809	26,855	9,859	50	152	73	690	▲ 6,832	20,988
1004	栃木	栃木北	1,133	296	44	38,726	17,741	6,355	34	102	49	445	▲ 3,474	14,897
1005	栃木	佐野	4,155	1,406	167	40,167	20,028	8,219	35	106	51	575	▲ 7,538	13,257
1006	栃木	鹿沼	1,430	531	73	51,015	24,022	9,024	45	134	65	631	673	25,570
1007	栃木	北犬飼	189	63	23	123,293	44,382	8,134	108	324	157	569	10,615	56,155
1008	栃木	日光	1,475	704	262	177,579	63,798	11,590	155	467	226	811	31,130	96,587
1009	栃木	今市	3,034	1,067	241	79,558	31,936	8,546	69	209	101	598	12,100	45,013
1010	栃木	栃木小山	4,875	2,237	262	53,746	26,954	11,153	47	141	68	780	▲ 5,694	22,296
1011	栃木	雨ヶ谷	1,858	363	55	29,551	13,436	4,748	26	78	38	332	▲ 1,405	12,505
1012	栃木	延島	788	203	26	32,878	15,935	6,269	29	86	42	439	2,638	19,169
1013	栃木	真岡	2,664	798	167	62,693	25,705	7,274	55	165	80	509	▲ 4,641	21,873
1014	栃木	大田原2	2,531	685	129	51,114	21,604	6,577	45	134	65	460	▲ 4,406	17,902
1015	栃木	矢板	2,167	771	148	68,174	28,691	8,648	59	179	87	605	▲ 767	28,854
1016	栃木	黒磯	2,219	781	138	62,263	26,853	8,548	54	164	79	598	2,161	29,909
1017	栃木	上三川	219	75	23	102,738	38,526	8,322	90	270	131	582	3,161	42,760
1018	栃木	栃木河内	776	200	55	70,487	26,984	6,260	62	185	90	438	▲ 4,093	23,666
1019	栃木	栃木芳賀	220	66	19	86,641	32,739	7,267	76	228	110	508	2,511	36,172
1020	栃木	栃木壬生2	188	44	5	25,475	13,147	5,657	22	67	32	396	▲ 3,824	9,840
1021	栃木	石橋	653	193	57	87,194	32,813	7,178	76	229	111	502	12,661	46,392
1022	栃木	栃木小金井	367	145	20	54,242	25,527	9,580	47	143	69	670	▲ 1,726	24,730
1023	栃木	新野木	225	163	42	187,349	72,605	17,524	163	493	238	1,226	▲ 5,197	69,528
1024	栃木	栃木大平	188	68	16	84,913	33,745	8,780	74	223	108	614	▲ 3,485	31,279
1025	栃木	岩舟	649	203	17	26,372	15,359	7,606	23	69	34	532	▲ 1,686	14,331
1026	栃木	鬼怒川川治	1,372	436	54	39,533	19,344	7,722	34	104	50	540	▲ 2,683	17,389
1027	栃木	宝積寺	220	49	7	31,338	14,586	5,372	27	82	40	376	▲ 410	14,701
1028	栃木	栃木鳥山	2,662	613	37	13,872	9,676	5,597	12	36	18	392	▲ 430	9,704
1029	栃木	西那須野2	787	179	57	72,128	26,727	5,522	63	190	92	386	▲ 1,903	25,555
1030	栃木	田沼	769	260	72	94,091	35,889	8,226	82	247	120	575	23,901	60,814
1031	栃木	益子	188	78	28	149,066	53,833	10,008	130	392	190	700	23,385	78,630
1032	栃木	間々田	402	171	26	65,681	29,630	10,320	57	173	83	722	▲ 5,033	25,632
1033	栃木	栃木城山	220	57	19	86,244	31,675	6,319	75	227	110	442	21,664	54,193
1034	栃木	南犬飼	220	63	14	64,417	25,939	7,000	56	169	82	490	12,732	39,468
1035	栃木	氏家別	188	70	11	59,394	26,455	8,993	52	156	76	629	▲ 640	26,728
1036	栃木	葛生2	189	54	17	90,007	33,403	6,941	79	237	114	486	5,130	39,449
1037	栃木	赤見	189	65	24	127,113	45,698	8,327	111	334	162	583	16,623	63,511
1038	栃木	薬師寺	224	94	30	133,352	49,361	10,155	116	351	170	710	35,234	85,942
1039	栃木	小山西	788	147	34	43,472	17,326	4,545	38	114	55	318	1,372	19,223
1040	栃木	卒島	224	56	10	42,383	18,496	6,036	37	111	54	422	▲ 807	18,313
1041	栃木	栃木富田	188	55	9	48,929	21,452	7,067	43	129	62	494	2,483	24,663
1042	栃木	栃木藤岡2	188	42	4	22,477	12,002	5,394	20	59	29	377	▲ 4,810	7,677
1043	栃木	栃木田原	162	61	12	76,739	31,738	9,177	67	202	98	642	7,794	40,541
1044	栃木	栃木西方	162	60	20	124,617	45,597	8,960	109	328	158	627	19,739	66,558
1045	栃木	上河内	162	59	17	102,011	38,798	8,806	89	268	130	616	8,773	48,674
1046	栃木	野崎	158	91	22	139,479	54,939	13,933	122	367	177	975	▲ 4,818	51,762
1047	栃木	佐久山	162	50	7	42,796	20,042	7,460	37	113	54	522	▲ 6,274	14,494
1048	栃木	片岡	162	71	16	97,637	39,446	10,741	85	257	124	751	9,682	50,345
1049	栃木	東那須野	224	73	16	70,348	28,570	7,888	61	185	89	552	15,871	45,328
1050	栃木	栃木梅沢	127	42	9	72,587	29,412	8,071	63	191	92	565	▲ 5,768	24,555
1051	栃木	楡木	189	64	20	103,593	38,695	8,238	90	272	132	576	▲ 471	39,294
1052	栃木	栃木大沢	224	67	5	21,251	13,489	7,241	19	56	27	507	▲ 2,172	11,926
1053	栃木	伊王野2	235	86	18	74,439	30,807	8,922	65	196	95	624	▲ 965	30,822
1054	栃木	喜連川	158	58	18	112,123	41,835	8,871	98	295	143	621	5,448	48,440
1055	栃木	馬頭	224	75	21	92,334	35,229	8,083	81	243	117	565	13,497	49,732

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1056	栃木	黒羽	188	62	20	107,921	39,687	7,958	94	284	137	557	1,188	41,947
1057	栃木	黒田原	189	91	25	130,829	50,142	11,678	114	344	166	817	▲ 4,378	47,205
1058	栃木	栃木二宮	219	54	6	29,163	14,603	6,029	25	77	37	422	▲ 2,298	12,866
1059	栃木	市貝	224	77	12	52,728	23,848	8,346	46	139	67	584	3,958	28,642
1060	栃木	南那須	162	59	13	82,435	33,029	8,793	72	217	105	615	1,110	35,148
1061	栃木	文挟	127	45	13	105,436	39,520	8,522	92	277	134	596	▲ 2,877	37,742
1062	栃木	栃木粟野	161	76	17	108,100	43,256	11,475	94	284	137	803	8,603	53,177
1063	栃木	玉生	162	47	7	45,195	20,383	7,095	39	119	57	496	4,212	25,306
1064	栃木	熟田	162	56	8	47,803	22,498	8,444	42	126	61	591	▲ 964	22,354
1065	栃木	栃木小川	127	37	10	74,709	29,059	7,094	65	196	95	496	8,767	38,678
1066	栃木	塩原2	188	39	10	53,309	20,766	5,093	47	140	68	356	8,477	29,854
1067	栃木	関谷	162	68	16	98,891	39,317	10,243	86	260	126	717	▲ 8,254	32,252
1068	栃木	栃木茂木	188	81	29	154,840	55,912	10,389	135	407	197	727	▲ 1,222	56,156
1069	栃木	湯津上	162	50	4	22,548	14,205	7,576	20	59	29	530	486	15,329
1070	栃木	足尾交換局2	162	53	8	51,264	23,039	7,967	45	135	65	557	▲ 1,714	22,127
1071	栃木	栃木水橋	162	65	8	46,904	23,625	9,835	41	123	60	688	▲ 6,754	17,783
1072	栃木	船生	162	45	4	22,301	13,334	6,777	19	59	28	474	▲ 4,163	9,751
1073	栃木	栃木大宮	133	64	10	77,032	34,425	11,778	67	203	98	824	▲ 13,511	22,106
1074	栃木	川治	131	55	8	64,529	29,080	10,108	56	170	82	707	▲ 9,807	20,288
1075	栃木	栃木2	2,858	874	300	105,000	38,301	7,431	92	276	133	520	14,738	54,060
1076	栃木	那須横沢	224	74	5	21,731	14,443	8,054	19	57	28	563	585	15,695
1077	栃木	那須	581	182	63	107,782	39,314	7,627	94	283	137	534	1,651	42,013
1078	栃木	那須大沢	162	57	4	22,942	15,291	8,546	20	60	29	598	▲ 5,328	10,670
1079	栃木	南摩	161	62	15	94,319	37,043	9,313	82	248	120	652	14,137	52,282
1080	群馬	前橋	3,228	1,434	253	78,233	33,799	10,798	68	206	99	755	▲ 7,992	26,935
1081	群馬	野中別	1,754	633	246	140,101	49,955	8,765	122	368	178	613	33,726	84,962
1082	群馬	前橋元総社	1,918	587	139	72,426	28,736	7,443	63	190	92	521	▲ 5,433	24,169
1083	群馬	佐鳥	193	59	8	40,490	19,377	7,473	35	106	51	523	422	20,514
1084	群馬	前橋芳賀	787	286	60	75,648	31,067	8,826	66	199	96	617	▲ 3,119	28,926
1085	群馬	国領	6,786	2,216	439	64,640	26,938	7,934	56	170	82	555	▲ 6,884	20,917
1086	群馬	群馬高崎	7,181	3,680	940	130,939	50,948	12,452	114	344	166	871	12,489	64,932
1087	群馬	高崎支店別1	6,576	2,222	149	22,648	14,871	8,213	20	60	29	575	▲ 4,739	10,816
1088	群馬	高崎問屋町	3,910	1,269	209	53,506	23,617	7,886	47	141	68	552	▲ 5,079	19,346
1089	群馬	倉賀野	1,137	287	62	54,172	22,053	6,127	47	142	69	429	▲ 3,414	19,326
1090	群馬	大類	709	175	26	36,443	16,727	6,013	32	96	46	421	▲ 4,330	12,992
1091	群馬	群馬長野	710	190	54	75,836	28,788	6,493	66	199	96	454	▲ 3,168	26,435
1092	群馬	桐生錦町	3,369	686	165	48,970	19,345	4,948	43	129	62	346	▲ 1,471	18,454
1093	群馬	桐生相生	2,308	855	162	69,980	29,577	9,003	61	184	89	630	▲ 2,206	28,335
1094	群馬	伊勢崎	3,455	1,427	225	65,113	29,180	10,037	57	171	83	702	▲ 5,703	24,490
1095	群馬	豊受	338	189	65	192,492	70,156	13,563	168	506	245	949	37,275	109,299
1096	群馬	群馬太田	3,515	1,651	249	70,967	32,281	11,417	62	187	90	799	▲ 570	32,849
1097	群馬	太田九合	4,607	1,266	253	54,956	22,836	6,679	48	144	70	467	3,134	26,699
1098	群馬	宝泉	1,115	378	65	57,944	25,278	8,242	51	152	74	577	▲ 1,728	24,404
1099	群馬	群馬沼田	2,817	972	165	58,672	25,637	8,387	51	154	75	587	▲ 4,155	22,349
1100	群馬	館林支別1	1,814	437	74	40,718	17,822	5,851	36	107	52	409	▲ 3,496	14,930
1101	群馬	群馬渋川	5,100	1,580	268	52,483	22,957	7,527	46	138	67	527	6,742	30,477
1102	群馬	群馬藤岡	3,013	960	128	42,446	20,219	7,740	37	112	54	542	▲ 4,276	16,688
1103	群馬	群馬富岡	2,940	858	87	29,552	15,779	7,091	26	78	38	496	▲ 2,718	13,699
1104	群馬	群馬安中	1,216	444	71	58,391	26,039	8,871	51	154	74	621	▲ 3,542	23,397
1105	群馬	新群馬町	1,007	364	53	52,649	24,250	8,772	46	138	67	614	1,655	26,770
1106	群馬	群馬新町	621	161	54	87,051	31,897	6,304	76	229	111	441	▲ 5,421	27,333
1107	群馬	群馬長野原	1,614	488	85	52,859	22,892	7,351	46	139	67	514	▲ 5,236	18,422
1108	群馬	草津温泉	412	237	24	58,019	31,014	13,957	51	153	74	976	▲ 479	31,789
1109	群馬	玉村	332	162	21	64,620	30,854	11,856	56	170	82	829	▲ 11,873	20,118
1110	群馬	笠懸	220	49	7	32,929	15,120	5,439	29	87	42	380	▲ 254	15,404
1111	群馬	大間々	1,004	279	37	37,235	17,700	6,753	32	98	47	472	▲ 4,412	13,937
1112	群馬	群馬大泉	1,000	310	66	65,591	26,823	7,540	57	172	83	527	▲ 5,850	21,812
1113	群馬	中之条	712	346	67	93,470	39,279	11,798	82	246	119	825	12,975	53,526
1114	群馬	高林	227	58	4	16,988	11,222	6,227	15	45	22	436	2,050	13,790
1115	群馬	毛里田	787	223	50	64,065	25,726	6,891	56	168	81	482	▲ 5,313	21,200
1116	群馬	群馬川内	188	45	3	18,495	11,229	5,791	16	49	24	405	170	11,893
1117	群馬	赤城	223	79	13	55,996	25,047	8,585	49	147	71	601	2,207	28,122
1118	群馬	群馬富士見	188	48	3	15,156	10,711	6,255	13	40	19	438	▲ 3,555	7,666

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1119	群馬	群馬原町	161	75	15	91,486	38,175	11,279	80	241	116	789	▲ 7,715	31,686
1120	群馬	北軽井沢	190	51	7	34,707	16,790	6,586	30	91	44	461	▲ 1,905	15,511
1121	群馬	采女	224	104	20	90,950	37,970	11,230	79	239	116	786	▲ 4,623	34,567
1122	群馬	藪塚本町	194	45	4	21,949	12,137	5,684	19	58	28	398	3	12,643
1123	群馬	群馬板倉	188	63	7	36,882	18,965	8,122	32	97	47	568	▲ 2,040	17,669
1124	群馬	群馬川俣	224	90	26	116,633	44,027	9,736	102	307	148	681	20,661	65,926
1125	群馬	赤岩	189	50	5	25,604	13,935	6,408	22	67	33	448	1,142	15,647
1126	群馬	吉井	220	51	4	17,062	10,675	5,659	15	45	22	396	▲ 3,342	7,811
1127	群馬	大胡	220	67	12	56,765	24,129	7,440	50	149	72	521	9,937	34,858
1128	群馬	粕川	161	70	21	127,877	48,111	10,515	112	336	163	736	28,797	78,255
1129	群馬	榛名	188	52	6	33,580	16,547	6,675	29	88	43	467	▲ 4,784	12,390
1130	群馬	箕郷	188	45	4	23,755	12,827	5,843	21	62	30	409	▲ 4,435	8,914
1131	群馬	鬼石	189	49	5	25,050	13,657	6,293	22	66	32	440	▲ 5,729	8,488
1132	群馬	下仁田交換セ	188	52	4	21,229	12,975	6,734	19	56	27	471	▲ 4,694	8,854
1133	群馬	甘楽	189	46	3	18,065	11,271	5,960	16	47	23	417	▲ 3,492	8,282
1134	群馬	松井田	189	45	3	15,481	10,278	5,727	14	41	20	401	▲ 3,609	7,145
1135	群馬	月夜野	224	96	25	112,256	43,385	10,382	98	295	143	726	▲ 7,927	36,720
1136	群馬	群馬水上	431	146	27	61,830	26,419	8,241	54	163	79	577	▲ 3,605	23,687
1137	群馬	群馬布施	162	65	9	57,349	26,679	9,819	50	151	73	687	▲ 308	27,332
1138	群馬	原市	193	50	4	19,195	11,995	6,351	17	50	24	444	▲ 5,022	7,508
1139	群馬	浅間高原	265	120	21	79,673	34,464	11,040	70	209	101	772	▲ 5,063	30,553
1140	群馬	子持	161	56	8	49,997	23,140	8,441	44	131	64	590	▲ 7,195	16,774
1141	群馬	群馬吉岡	189	56	11	60,267	24,951	7,233	53	158	77	506	801	26,546
1142	群馬	邑楽	188	48	12	61,908	24,382	6,181	54	163	79	432	6,195	31,305
1143	群馬	群馬城南	188	49	4	23,717	13,286	6,313	21	62	30	442	▲ 1,337	12,504
1144	群馬	駒形	220	63	9	42,854	19,537	6,937	37	113	54	485	▲ 1,737	18,489
1145	群馬	梅田	162	77	5	32,460	21,069	11,526	28	85	41	806	▲ 1,531	20,498
1146	群馬	群馬新里	151	89	11	75,102	36,402	14,322	66	197	95	1,002	▲ 5,484	32,278
1147	群馬	新国定	163	107	26	159,986	62,916	15,880	140	421	203	1,111	▲ 10,947	53,844
1148	群馬	群馬境交換セ	219	47	5	22,258	11,751	5,207	19	59	28	364	▲ 255	11,966
1149	群馬	尾島	219	61	6	29,089	15,300	6,748	25	76	37	472	▲ 1,638	14,272
1150	群馬	群馬新田	189	39	3	14,380	9,262	5,035	13	38	18	352	194	9,877
1151	群馬	新田金井	224	102	26	117,049	45,473	11,061	102	308	149	774	21,519	68,325
1152	群馬	新南蛇井	162	84	13	77,720	35,383	12,534	68	204	99	877	▲ 10,820	25,811
1153	群馬	北橘	162	74	23	143,326	53,218	11,080	125	377	182	775	23,475	78,152
1154	群馬	渋川伊香保	127	34	4	33,446	16,283	6,450	29	88	43	451	▲ 5,052	11,842
1155	群馬	群馬岩崎	224	82	5	22,017	15,386	8,913	19	58	28	624	▲ 4,378	11,737
1156	群馬	館林東	162	74	8	47,848	25,248	11,181	42	126	61	782	3,342	29,601
1157	群馬	倉淵	161	87	24	150,070	57,204	13,084	131	395	191	915	20,872	79,708
1158	群馬	磐戸	162	81	12	73,436	33,825	12,235	64	193	93	856	4,878	39,909
1159	群馬	嬬恋	128	36	4	32,208	16,285	6,816	28	85	41	477	426	17,342
1160	群馬	追貝	161	63	11	69,422	29,851	9,441	61	183	88	660	▲ 381	30,462
1161	群馬	片品	162	67	15	89,676	36,373	10,009	78	236	114	700	▲ 2,257	35,244
1162	群馬	伊勢崎支別1	5,004	1,744	156	31,080	17,609	8,472	27	82	40	593	▲ 4,319	14,032
1163	群馬	猿ヶ京	127	31	4	29,373	14,530	5,895	26	77	37	412	▲ 5,669	9,413
1164	埼玉	川越	2,894	1,248	325	112,156	43,449	10,476	98	295	143	733	▲ 4,231	40,487
1165	埼玉	川越新宿	8,081	3,121	222	27,507	17,472	9,385	24	72	35	657	▲ 7,261	10,999
1166	埼玉	南古谷	417	177	22	52,914	25,886	10,329	46	139	67	723	▲ 10,071	16,790
1167	埼玉	川越霞ヶ関	1,925	498	102	53,226	21,932	6,283	46	140	68	440	1,994	24,620
1168	埼玉	熊谷末広	8,126	3,427	576	70,889	31,091	10,250	62	186	90	717	▲ 1,695	30,451
1169	埼玉	三ヶ尻	1,033	302	88	85,306	32,186	7,106	74	224	108	497	10,791	43,880
1170	埼玉	埼玉川口	7,026	3,037	813	115,642	44,503	10,505	101	304	147	735	7,075	52,865
1171	埼玉	川口青木	4,188	1,668	584	139,345	50,649	9,681	122	366	177	677	13,384	65,375
1172	埼玉	川口芝	2,702	892	160	59,103	25,400	8,024	52	155	75	561	▲ 3,135	23,108
1173	埼玉	安行	1,448	446	105	72,558	28,816	7,484	63	191	92	524	▲ 3,035	26,651
1174	埼玉	浦和東	2,359	744	188	79,806	31,122	7,659	70	210	101	536	▲ 6,309	25,730
1175	埼玉	浦和白幡	2,754	956	186	67,479	28,272	8,434	59	177	86	590	▲ 508	28,676
1176	埼玉	浦和常盤	19,410	7,654	1,550	79,831	33,053	9,583	70	210	101	670	2,973	37,077
1177	埼玉	中尾	2,316	664	92	39,653	18,625	6,968	35	104	50	487	▲ 464	18,837
1178	埼玉	浦和美園	339	152	54	159,352	57,724	10,875	139	419	203	761	▲ 8,826	50,420
1179	埼玉	埼玉大宮	4,882	2,026	454	93,035	37,434	10,082	81	245	118	705	446	39,029
1180	埼玉	大宮東大成	2,184	871	253	115,754	43,719	9,687	101	304	147	678	5,273	50,222
1181	埼玉	大宮大和田	1,454	305	67	45,728	18,542	5,098	40	120	58	357	▲ 267	18,850

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1182	埼玉	大宮指扇	1,486	400	66	44,435	19,600	6,536	39	117	56	457	▲ 1,627	18,642
1183	埼玉	行田別館	2,115	553	91	42,995	19,000	6,359	38	113	55	445	▲ 3,156	16,495
1184	埼玉	秩父	2,360	713	77	32,604	16,925	7,340	28	86	41	513	▲ 2,104	15,489
1185	埼玉	所沢	9,180	3,296	413	45,001	21,954	8,724	39	118	57	610	▲ 1,131	21,647
1186	埼玉	所沢元町	4,665	1,816	248	53,072	25,063	9,460	46	140	67	662	▲ 3,633	22,345
1187	埼玉	所沢北野	1,698	531	93	54,681	23,667	7,590	48	144	70	531	▲ 3,335	21,125
1188	埼玉	所沢東	736	169	30	41,022	17,637	5,577	36	108	52	390	▲ 3,041	15,182
1189	埼玉	所沢下富	1,275	268	46	35,905	15,664	5,107	31	94	46	357	▲ 1,247	14,945
1190	埼玉	飯能緑町	4,263	1,320	176	41,225	19,645	7,524	36	108	52	526	619	20,986
1191	埼玉	原市場	166	55	6	38,978	19,453	7,994	34	102	50	559	▲ 6,283	13,915
1192	埼玉	吾野	161	62	18	110,073	41,750	9,388	96	289	140	657	▲ 9,111	33,821
1193	埼玉	加須	1,335	465	72	54,231	24,400	8,456	47	143	69	592	2,005	27,256
1194	埼玉	加須花崎	1,504	469	79	52,702	23,069	7,574	46	139	67	530	▲ 3,345	20,506
1195	埼玉	埼玉本庄	2,592	750	99	38,078	18,225	7,030	33	100	48	492	▲ 2,846	16,052
1196	埼玉	東松山2	1,777	461	30	16,788	11,240	6,304	15	44	21	441	▲ 2,265	9,496
1197	埼玉	岩槻	1,595	611	99	62,079	27,555	9,303	54	163	79	651	▲ 2,614	25,888
1198	埼玉	和土	776	148	19	24,097	11,703	4,618	21	63	31	323	949	13,090
1199	埼玉	春日部武里	3,036	1,013	183	60,338	25,850	8,110	53	159	77	567	▲ 2,276	24,430
1200	埼玉	春日部八木崎	1,664	565	155	93,283	35,674	8,248	81	245	119	577	▲ 4,173	32,523
1201	埼玉	狭山2	1,532	342	105	68,338	25,511	5,419	60	180	87	379	▲ 1,184	25,033
1202	埼玉	狭山入曽	2,506	832	248	98,986	37,166	8,064	86	260	126	564	5,641	43,843
1203	埼玉	埼玉羽生	1,943	627	82	41,983	20,179	7,836	37	110	53	548	▲ 1,131	19,796
1204	埼玉	鴻巣	2,749	901	114	41,317	20,107	7,960	36	109	53	557	2,705	23,567
1205	埼玉	埼玉深谷2	1,353	303	49	36,021	16,027	5,437	31	95	46	380	▲ 2,973	13,606
1206	埼玉	上尾	4,910	1,551	275	56,046	24,153	7,675	49	147	71	537	3,403	28,360
1207	埼玉	新平方	3,128	1,012	85	27,273	15,876	7,858	24	72	35	550	▲ 420	16,137
1208	埼玉	浦和与野	3,203	949	143	44,735	20,349	7,197	39	118	57	503	▲ 3,434	17,632
1209	埼玉	草加局舎1	5,236	1,688	404	77,249	30,547	7,836	67	203	98	548	▲ 558	30,905
1210	埼玉	草加弁天	2,365	584	44	18,587	11,467	6,003	16	49	24	420	▲ 1,980	9,996
1211	埼玉	草加清門	2,992	931	136	45,318	20,887	7,564	40	119	58	529	▲ 3,987	17,646
1212	埼玉	越谷	2,407	912	201	83,596	33,785	9,208	73	220	106	644	▲ 2,674	32,154
1213	埼玉	越谷大里	2,177	648	112	51,338	22,323	7,230	45	135	65	506	243	23,317
1214	埼玉	越谷蒲生	7,391	3,995	450	60,858	31,026	13,134	53	160	77	919	▲ 9,500	22,735
1215	埼玉	蕨戸田	3,286	1,113	339	103,264	38,590	8,230	90	271	131	576	▲ 1,838	37,820
1216	埼玉	西戸田	1,105	320	64	57,780	24,027	7,039	50	152	73	492	▲ 4,558	20,236
1217	埼玉	入間	2,308	675	138	59,913	24,720	7,106	52	158	76	497	▲ 4,378	21,125
1218	埼玉	入間西武	426	175	36	84,296	34,757	9,974	74	222	107	698	▲ 7,318	28,540
1219	埼玉	入間宮寺	836	164	27	32,215	14,228	4,756	28	85	41	333	▲ 2,368	12,347
1220	埼玉	入間金子	787	195	37	47,452	19,970	6,019	41	125	60	421	▲ 3,288	17,329
1221	埼玉	鳩ヶ谷	2,505	704	150	60,047	24,483	6,829	52	158	76	478	3,248	28,495
1222	埼玉	朝霞	4,280	1,479	335	78,282	31,412	8,397	68	206	100	587	7,051	39,424
1223	埼玉	志木	2,287	650	87	38,239	18,144	6,902	33	101	49	483	▲ 2,734	16,076
1224	埼玉	新座	1,757	416	55	31,383	14,980	5,754	27	83	40	403	▲ 1,072	14,461
1225	埼玉	埼玉加納	1,292	249	38	29,771	13,440	4,687	26	78	38	328	453	14,363
1226	埼玉	桶川	2,096	538	147	69,937	26,805	6,243	61	184	89	437	▲ 4,520	23,056
1227	埼玉	久喜2	2,985	1,093	184	61,582	27,004	8,899	54	162	78	623	▲ 4,412	23,509
1228	埼玉	鴻巣北本	1,194	250	54	45,142	18,355	5,084	39	119	57	356	▲ 1,028	17,898
1229	埼玉	草加八潮	1,192	369	69	58,172	24,632	7,530	51	153	74	527	▲ 704	24,733
1230	埼玉	埼玉富士見	2,651	712	99	37,306	17,491	6,523	33	98	47	456	▲ 2,732	15,393
1231	埼玉	埼玉三郷	1,935	642	112	57,644	25,006	8,059	50	152	73	564	▲ 2,493	23,352
1232	埼玉	三郷鷹野	943	243	31	32,568	15,834	6,259	28	86	41	438	▲ 629	15,798
1233	埼玉	三郷小谷堀	953	260	47	48,809	20,971	6,621	43	128	62	463	▲ 3,949	17,718
1234	埼玉	蓮田	827	241	37	45,163	20,368	7,090	39	119	57	496	▲ 2,626	18,453
1235	埼玉	坂戸本町	1,610	461	73	45,264	20,266	6,959	39	119	58	487	1,618	22,587
1236	埼玉	幸手	1,260	393	60	47,319	21,497	7,585	41	124	60	531	▲ 152	22,101
1237	埼玉	鶴ヶ島	1,163	250	56	47,832	19,278	5,215	42	126	61	365	▲ 369	19,503
1238	埼玉	武蔵日高電2	1,125	339	39	34,609	17,504	7,329	30	91	44	513	1,012	19,194
1239	埼玉	埼玉吉川	1,498	546	129	86,166	34,191	8,858	75	227	110	620	▲ 5,653	29,570
1240	埼玉	上尾伊奈	874	269	81	92,362	34,636	7,481	81	243	117	523	▲ 7,020	28,580
1241	埼玉	埼玉吹上2	1,616	627	92	56,820	26,140	9,435	50	149	72	660	▲ 1,704	25,367
1242	埼玉	大井	2,882	856	143	49,710	21,835	7,220	43	131	63	505	▲ 3,357	19,220
1243	埼玉	川越三芳	974	271	46	47,588	20,749	6,758	42	125	60	473	▲ 3,773	17,676
1244	埼玉	毛呂山2	1,510	408	41	26,935	14,484	6,565	24	71	34	459	▲ 1,942	13,130

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1245	埼玉	嵐山	192	74	20	102,941	39,701	9,437	90	271	131	660	▲ 230	40,623
1246	埼玉	埼玉小川別	1,010	305	50	49,503	21,885	7,331	43	130	63	513	▲ 3,335	19,299
1247	埼玉	川越川島	224	70	13	60,181	25,248	7,555	53	158	77	529	▲ 5,794	20,271
1248	埼玉	埼玉吉見	190	53	13	68,216	26,907	6,852	60	179	87	479	▲ 6,859	20,853
1249	埼玉	皆野	194	53	14	73,415	28,295	6,711	64	193	93	469	▲ 2,300	26,814
1250	埼玉	熊谷吉田	161	64	12	72,664	31,018	9,655	63	191	92	675	▲ 5,985	26,054
1251	埼玉	埼玉江南	271	86	19	69,644	28,177	7,702	61	183	89	539	▲ 5,626	23,423
1252	埼玉	妻沼	621	134	18	28,523	13,641	5,255	25	75	36	368	▲ 2,220	11,925
1253	埼玉	埼玉岡部	193	68	19	97,650	37,249	8,539	85	257	124	597	5,458	43,770
1254	埼玉	寄居	638	179	32	49,813	21,451	6,805	43	131	63	476	54	22,218
1255	埼玉	川里	132	44	7	51,251	23,235	8,167	45	135	65	571	▲ 7,920	16,131
1256	埼玉	大利根	188	55	13	70,065	27,684	7,085	61	184	89	496	▲ 6,142	22,372
1257	埼玉	白岡	599	159	36	60,431	24,226	6,459	53	159	77	452	▲ 1,390	23,577
1258	埼玉	菖蒲	258	89	15	57,341	25,267	8,409	50	151	73	588	▲ 1,948	24,181
1259	埼玉	埼玉栗橋	258	88	17	66,971	28,017	8,328	58	176	85	583	▲ 8,622	20,297
1260	埼玉	鷲宮	709	160	28	39,820	17,194	5,487	35	105	51	384	▲ 3,559	14,210
1261	埼玉	杉戸別館	1,429	375	65	45,722	19,812	6,370	40	120	58	446	▲ 3,412	17,064
1262	埼玉	第二松伏	1,208	369	29	23,707	14,395	7,425	21	62	30	519	▲ 3,884	11,143
1263	埼玉	新庄和	219	108	19	85,484	37,103	11,970	75	225	109	837	▲ 9,656	28,693
1264	埼玉	箕田	702	136	23	32,804	14,351	4,707	29	86	42	329	1,966	16,803
1265	埼玉	埼玉滑川	132	50	11	82,532	33,479	9,215	72	217	105	645	▲ 7,338	27,180
1266	埼玉	児玉	224	64	12	54,845	23,027	6,903	48	144	70	483	▲ 5,442	18,330
1267	埼玉	慈恩寺	709	169	28	39,696	17,471	5,800	35	104	50	406	▲ 2,250	15,816
1268	埼玉	神川	127	52	10	77,240	32,605	9,897	67	203	98	692	▲ 9,781	23,884
1269	埼玉	上里	1,454	382	43	29,312	15,001	6,383	26	77	37	447	▲ 153	15,435
1270	埼玉	熊谷豊里	132	48	11	87,174	34,503	8,874	76	229	111	621	▲ 9,790	25,750
1271	埼玉	北川辺	224	86	13	57,770	26,274	9,289	50	152	73	650	12,116	39,315
1272	埼玉	行田北河原	223	89	21	95,369	37,736	9,698	83	251	121	678	▲ 9,274	29,595
1273	埼玉	行田埼玉	223	90	17	78,220	32,775	9,778	68	206	99	684	▲ 4,726	29,106
1274	埼玉	加須樋遣川	161	79	13	81,746	35,958	11,924	71	215	104	834	▲ 7,763	29,419
1275	埼玉	高坂	765	201	28	36,818	17,225	6,401	32	97	47	448	2,765	20,614
1276	埼玉	胄山	189	50	14	72,176	27,610	6,390	63	190	92	447	▲ 6,503	21,899
1277	埼玉	川通	223	81	14	60,823	26,732	8,850	53	160	77	619	▲ 5,466	22,175
1278	埼玉	みろく	223	68	7	30,410	16,299	7,358	27	80	39	515	▲ 5,098	11,862
1279	埼玉	埼玉平野	158	105	25	157,890	62,665	16,245	138	415	201	1,137	▲ 2,895	61,661
1280	埼玉	幸手八代	161	79	12	73,558	33,481	11,855	64	193	94	829	▲ 6,706	27,955
1281	埼玉	越生	236	65	12	50,843	21,681	6,734	44	134	65	471	▲ 5,144	17,251
1282	埼玉	埼玉玉川	223	60	8	35,199	16,917	6,569	31	93	45	460	▲ 4,650	12,896
1283	埼玉	長瀞	224	60	12	51,323	21,602	6,513	45	135	65	456	▲ 5,068	17,235
1284	埼玉	上吉田	162	66	12	71,343	30,942	9,967	62	188	91	697	▲ 6,850	25,130
1285	埼玉	小鹿野	240	64	11	45,975	20,002	6,485	40	121	58	454	▲ 5,304	15,371
1286	埼玉	両神	161	66	14	86,290	35,354	9,984	75	227	110	698	▲ 2,157	34,307
1287	埼玉	埼玉荒川	223	59	7	29,823	15,220	6,452	26	78	38	451	▲ 4,293	11,520
1288	埼玉	埼玉美里	223	69	18	80,460	31,160	7,505	70	212	102	525	▲ 6,401	25,668
1289	埼玉	埼玉川本	189	45	11	60,460	23,596	5,820	53	159	77	407	▲ 5,462	18,830
1290	埼玉	寄居男衾	188	62	11	59,044	25,393	8,034	52	155	75	562	▲ 6,280	19,957
1291	埼玉	騎西	221	63	14	64,627	25,932	6,932	56	170	82	485	▲ 5,948	20,777
1292	埼玉	高麗	224	76	15	67,107	27,955	8,226	59	176	85	575	▲ 5,729	23,121
1293	埼玉	鳩山	791	194	51	64,254	24,863	5,973	56	169	82	418	▲ 3,262	22,326
1294	埼玉	埼玉花園	229	83	18	79,878	32,322	8,838	70	210	102	618	▲ 5,354	27,968
1295	埼玉	杉戸椿	223	93	14	61,289	28,159	10,140	53	161	78	709	▲ 6,223	22,937
1296	埼玉	内間木	787	215	51	65,240	25,816	6,636	57	172	83	464	4,408	31,000
1297	埼玉	名栗	223	80	18	81,139	32,600	8,746	71	213	103	612	▲ 4,360	29,239
1298	埼玉	東秩父	161	70	13	80,702	34,277	10,550	70	212	103	738	▲ 6,052	29,348
1299	埼玉	宝珠花	127	52	15	118,107	44,641	9,918	103	311	150	694	▲ 544	45,355
1300	埼玉	さいたま新都	30,056	29,554	10,114	336,507	122,827	23,894	294	885	428	8,798	▲ 3,173	130,059
1301	埼玉	久喜	2,671	1,340	354	132,700	51,203	12,189	116	349	169	853	5,662	58,352
1302	千葉	千葉	4,392	1,816	449	102,270	40,116	10,049	89	269	130	703	8,155	49,462
1303	千葉	千葉南	2,733	1,241	353	129,255	49,036	11,035	113	340	164	772	1,061	51,486
1304	千葉	幕張	4,107	1,911	530	129,088	49,257	11,305	113	339	164	791	▲ 5,760	44,904
1305	千葉	犢橋	2,496	791	146	58,596	24,928	7,701	51	154	74	539	▲ 3,397	22,349
1306	千葉	千葉轟	2,276	745	175	76,795	30,530	7,953	67	202	98	556	5,441	36,894
1307	千葉	桜木	1,220	374	75	61,613	25,568	7,454	54	162	78	521	▲ 1,872	24,511

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1308	千葉	誉田	1,054	497	113	107,427	43,033	11,450	94	282	137	801	5,153	49,500
1309	千葉	新土気	541	233	34	63,508	29,116	10,445	55	167	81	1,077	▲ 4,118	26,378
1310	千葉	高洲	2,538	1,063	321	126,638	47,413	10,182	111	333	161	712	▲ 5,019	43,711
1311	千葉	稲毛	2,359	597	126	53,593	21,903	6,147	47	141	68	430	▲ 1,118	21,471
1312	千葉	銚子	2,946	1,447	286	96,942	40,438	11,937	85	255	123	835	▲ 826	40,910
1313	千葉	市川	4,245	1,554	334	78,563	31,994	8,896	69	207	100	622	▲ 1,580	31,412
1314	千葉	鬼高	8,488	2,995	300	35,331	18,963	8,575	31	93	45	600	▲ 2,214	17,518
1315	千葉	浦安行徳	3,044	1,494	227	74,417	33,806	11,927	65	196	95	834	▲ 6,566	28,430
1316	千葉	市川中山	5,784	2,584	748	129,401	48,902	10,858	113	340	165	760	▲ 8,757	41,523
1317	千葉	市川曽谷	1,887	352	55	28,926	13,038	4,533	25	76	37	317	▲ 1,478	12,015
1318	千葉	市川原木	3,192	927	156	48,969	21,458	7,062	43	129	62	494	▲ 820	21,366
1319	千葉	市川大野	1,779	567	93	52,014	23,034	7,742	45	137	66	542	3,856	27,680
1320	千葉	船橋	13,925	5,594	845	60,658	27,595	9,762	53	159	77	683	▲ 6,800	21,767
1321	千葉	薬園台	2,370	774	134	56,701	24,604	7,934	49	149	72	555	▲ 4,877	20,552
1322	千葉	船橋本町	3,891	2,010	541	139,126	53,454	12,551	121	366	177	878	▲ 9,917	45,079
1323	千葉	千葉上山	1,646	409	105	63,520	24,708	6,033	55	167	81	422	▲ 6,088	19,345
1324	千葉	千葉豊富	343	147	55	159,887	57,428	10,421	140	420	203	729	1,417	60,337
1325	千葉	二和	1,303	398	106	81,381	31,344	7,418	71	214	103	519	▲ 3,948	28,303
1326	千葉	館山	3,461	1,092	202	58,247	24,793	7,668	51	153	74	536	▲ 4,056	21,551
1327	千葉	木更津富士見	4,770	1,290	237	49,756	21,199	6,571	43	131	63	460	1,735	23,631
1328	千葉	下鳥田	2,175	627	214	98,365	35,930	7,011	86	259	125	490	16,122	53,012
1329	千葉	矢那	161	57	12	71,856	29,753	8,628	63	189	91	604	110	30,810
1330	千葉	松戸	3,024	1,196	377	124,552	46,232	9,614	109	327	158	673	▲ 7,967	39,532
1331	千葉	五香	1,977	529	211	106,760	37,890	6,502	93	281	136	455	5,387	44,242
1332	千葉	松戸小金	2,005	384	79	39,584	16,287	4,649	35	104	50	325	1,887	18,688
1333	千葉	松戸高塚	3,060	977	153	50,039	22,474	7,762	44	132	64	543	▲ 659	22,598
1334	千葉	上花輪	1,970	418	83	42,180	17,552	5,151	37	111	54	360	▲ 496	17,618
1335	千葉	川間交換セン	188	72	16	83,333	33,775	9,275	73	219	106	649	▲ 6,589	28,233
1336	千葉	佐原	3,446	1,330	275	79,901	32,869	9,378	70	210	102	656	▲ 76	33,831
1337	千葉	茂原別館	4,002	1,585	232	57,932	26,658	9,626	51	152	74	673	1,263	28,871
1338	千葉	成田	2,758	1,013	225	81,761	32,966	8,928	71	215	104	625	4,281	38,262
1339	千葉	成田赤坂	12,078	3,540	608	50,340	21,922	7,122	44	132	64	498	▲ 1,961	20,699
1340	千葉	千葉佐倉	2,184	844	117	53,390	25,087	9,390	47	140	68	657	▲ 2,872	23,127
1341	千葉	志津	4,170	871	113	27,106	13,047	5,078	24	71	34	355	▲ 475	13,056
1342	千葉	馬渡	192	46	8	40,702	17,862	5,895	36	107	52	412	2,440	20,909
1343	千葉	東金別館	4,334	1,215	161	37,109	17,725	6,815	32	98	47	477	87	18,466
1344	千葉	八日市場	4,807	1,728	213	44,391	21,787	8,736	39	117	56	611	▲ 4,519	18,091
1345	千葉	千葉旭	1,666	568	135	81,210	32,152	8,277	71	213	103	579	1,550	34,668
1346	千葉	習志野	4,520	1,316	288	63,753	25,816	7,073	56	168	81	495	▲ 3,388	23,228
1347	千葉	津田沼	2,421	843	87	36,061	19,061	8,459	31	95	46	592	▲ 4,192	15,633
1348	千葉	千葉柏	4,207	1,876	376	89,439	37,131	10,836	78	235	114	758	▲ 4,250	34,066
1349	千葉	逆井	1,853	568	116	62,737	25,891	7,447	55	165	80	521	409	27,121
1350	千葉	田中	1,161	274	70	60,017	23,387	5,743	52	158	76	402	▲ 1,827	22,248
1351	千葉	豊四季	7,392	2,326	171	23,118	14,443	7,647	20	61	29	535	▲ 551	14,537
1352	千葉	市原	5,380	2,250	554	103,004	40,447	10,164	90	271	131	711	▲ 4,280	37,370
1353	千葉	千葉八幡	2,615	740	137	52,395	22,285	6,880	46	138	67	481	▲ 147	22,870
1354	千葉	辰己	1,502	452	75	50,114	22,039	7,306	44	132	64	511	1,534	24,324
1355	千葉	瀬又	3,286	788	126	38,391	17,113	5,826	33	101	49	408	1,742	19,446
1356	千葉	流山	2,252	662	146	64,762	26,184	7,144	57	170	82	500	2,621	29,614
1357	千葉	南流山	1,478	308	83	55,895	21,490	5,057	49	147	71	354	▲ 2,665	19,446
1358	千葉	千葉八千代	2,175	557	101	46,370	19,856	6,223	40	122	59	435	▲ 107	20,405
1359	千葉	吉橋	1,988	569	110	55,553	23,289	6,956	48	146	71	487	2,972	27,013
1360	千葉	米本	192	79	19	97,374	38,706	10,078	85	256	124	705	2,108	41,984
1361	千葉	我孫子	2,884	777	131	45,321	19,870	6,545	40	119	58	458	4,850	25,395
1362	千葉	鴨川	3,188	880	201	63,172	25,282	6,710	55	166	80	469	▲ 2,901	23,151
1363	千葉	鎌ヶ谷	3,180	1,290	202	63,626	28,565	9,859	56	167	81	690	▲ 2,544	27,015
1364	千葉	君津	4,424	1,294	178	40,185	18,920	7,106	35	106	51	497	▲ 2,338	17,271
1365	千葉	千葉富津	1,756	372	132	74,958	27,187	5,149	65	197	95	360	▲ 1,964	25,940
1366	千葉	浦安	2,191	551	71	32,234	15,591	6,114	28	85	41	428	▲ 1,655	14,518
1367	千葉	四街道	934	275	65	70,141	27,787	7,165	61	184	89	501	▲ 2,782	25,840
1368	千葉	袖ヶ浦	1,478	404	99	67,226	26,399	6,635	59	177	85	464	4,918	32,102
1369	千葉	八街	976	253	56	57,213	23,134	6,313	50	150	73	442	▲ 1,371	22,478
1370	千葉	千葉船穂	3,329	865	109	32,623	15,903	6,312	28	86	41	442	▲ 2,896	13,604

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1371	千葉	関宿	191	70	16	84,793	33,789	8,860	74	223	108	620	6,301	41,115
1372	千葉	沼南	1,077	245	59	54,959	21,687	5,529	48	144	70	387	▲ 2,603	19,733
1373	千葉	白井	3,399	869	172	50,543	21,071	6,211	44	133	64	435	2,922	24,669
1374	千葉	千葉大網	310	184	29	92,915	41,773	14,456	81	244	118	1,011	▲ 6,583	36,644
1375	千葉	九十九里	192	67	15	78,165	31,454	8,473	68	205	99	593	2,573	34,992
1376	千葉	成東	195	63	18	93,300	35,242	7,812	81	245	119	547	▲ 8,468	27,766
1377	千葉	睦沢	223	75	14	62,722	26,608	8,168	55	165	80	571	874	28,353
1378	千葉	長生	223	54	10	43,834	18,708	5,821	38	115	56	407	1,603	20,927
1379	千葉	長柄	161	65	10	63,630	28,512	9,805	56	167	81	686	473	29,975
1380	千葉	千葉御宿	219	48	8	35,246	15,632	5,270	31	93	45	369	2,159	18,329
1381	千葉	坂月	760	299	87	114,314	43,173	9,565	100	301	145	669	15,386	59,774
1382	千葉	木更津	4,980	1,846	333	66,904	28,679	9,009	58	176	85	630	▲ 6,181	23,447
1383	千葉	勝浦	208	101	26	125,059	48,603	11,835	109	329	159	828	13,131	63,159
1384	千葉	姉崎	859	267	91	106,284	38,792	7,545	93	279	135	528	▲ 2,107	37,720
1385	千葉	富里	703	195	53	74,967	28,780	6,740	65	197	95	472	▲ 480	29,129
1386	千葉	千葉大原	3,907	1,316	109	27,899	16,391	8,189	24	73	35	573	▲ 3,161	13,935
1387	千葉	野呂	192	62	10	50,803	22,779	7,843	44	134	65	549	2,187	25,758
1388	千葉	千葉清川	931	261	73	78,536	29,898	6,809	69	206	100	476	▲ 3,780	26,969
1389	千葉	三ツ堀	223	80	16	73,437	30,344	8,754	64	193	93	612	4,863	36,169
1390	千葉	成毛	188	43	6	33,701	15,512	5,604	29	89	43	392	3,211	19,276
1391	千葉	千葉三和	722	199	64	88,047	32,571	6,685	77	231	112	468	4,392	37,851
1392	千葉	湖北	621	152	42	68,322	26,042	5,956	60	180	87	417	170	26,956
1393	千葉	小名木	1,577	408	47	29,986	15,106	6,290	26	79	38	440	1,687	17,376
1394	千葉	東高野	188	88	29	154,895	56,903	11,364	135	407	197	795	37,233	95,670
1395	千葉	酒々井	709	186	37	52,352	21,774	6,383	46	138	67	447	602	23,074
1396	千葉	小見川	1,011	300	40	39,661	18,867	7,207	35	104	50	504	▲ 247	19,313
1397	千葉	十倉	161	74	18	113,931	44,724	11,229	99	300	145	786	▲ 1,035	45,019
1398	千葉	千葉野尻	188	73	30	161,703	56,992	9,451	141	425	206	661	37,127	95,552
1399	千葉	四木	223	75	29	131,878	46,943	8,170	115	347	168	572	11,198	59,343
1400	千葉	下総	188	42	7	37,138	16,367	5,448	32	98	47	381	6,462	23,387
1401	千葉	印旛	787	181	48	61,365	23,636	5,595	54	161	78	391	1,729	26,049
1402	千葉	本埜	787	206	33	41,938	18,696	6,366	37	110	53	445	▲ 438	18,903
1403	千葉	千葉山田	130	50	7	52,955	24,927	9,358	46	139	67	655	▲ 7,351	18,483
1404	千葉	東庄	219	52	10	45,265	19,105	5,797	39	119	58	406	▲ 220	19,507
1405	千葉	横芝	236	92	22	93,768	37,029	9,461	82	247	119	662	22,743	60,882
1406	千葉	野栄	188	65	22	115,401	42,252	8,324	101	303	147	582	32,553	75,938
1407	千葉	多古	219	62	8	37,039	17,781	6,891	32	97	47	482	▲ 3,900	14,539
1408	千葉	芝山	188	45	10	51,176	20,791	5,745	45	135	65	402	6,448	27,886
1409	千葉	船形	219	61	12	56,068	23,261	6,777	49	147	71	474	945	24,947
1410	千葉	千葉一宮	219	64	10	45,094	20,326	7,069	39	119	57	495	▲ 2,977	18,059
1411	千葉	本納	127	51	11	83,163	34,203	9,753	73	219	106	682	265	35,548
1412	千葉	千葉白子	219	60	10	45,203	19,942	6,652	39	119	57	465	1,487	22,109
1413	千葉	長南	167	69	14	85,287	35,111	10,037	74	224	108	702	▲ 2,618	33,601
1414	千葉	夷隅	127	41	7	51,439	22,903	7,780	45	135	65	544	2,842	26,534
1415	千葉	大多喜	223	81	31	138,651	49,546	8,783	121	365	176	614	38,188	89,010
1416	千葉	白里	130	54	4	28,848	18,680	10,199	25	76	37	713	▲ 5,362	14,169
1417	千葉	山武北	167	67	13	77,563	32,630	9,827	68	204	99	687	588	34,276
1418	千葉	第二成東	127	43	13	105,197	39,221	8,293	92	277	134	580	23,828	64,132
1419	千葉	有秋	1,126	319	48	42,924	19,503	6,884	37	113	55	482	▲ 1,107	19,083
1420	千葉	千倉	379	98	20	52,818	21,800	6,271	46	139	67	439	5,633	28,124
1421	千葉	三里塚	193	55	12	61,561	25,022	6,923	54	162	78	484	5,930	31,730
1422	千葉	千葉岩根	1,327	394	54	40,468	19,117	7,220	35	106	51	505	▲ 1,141	18,673
1423	千葉	塚原	161	63	20	125,308	46,424	9,583	109	329	159	670	▲ 2,703	44,988
1424	千葉	天羽	157	71	7	46,286	24,605	10,997	40	122	59	769	▲ 8,000	17,595
1425	千葉	大佐和	219	71	18	84,270	32,609	7,834	74	222	107	548	23,464	57,024
1426	千葉	安食	229	78	10	45,677	21,683	8,254	40	120	58	577	5,399	27,877
1427	千葉	千葉飯岡	188	66	19	100,031	37,895	8,485	87	263	127	594	24,766	63,732
1428	千葉	岬	219	58	12	53,848	22,293	6,462	47	142	68	452	575	23,577
1429	千葉	鋸南	205	63	4	20,053	13,322	7,426	17	53	25	520	3,837	17,774
1430	千葉	扇島	223	85	11	47,417	23,219	9,278	41	125	60	649	▲ 3,069	21,025
1431	千葉	香取	223	100	19	85,212	35,919	10,867	74	224	108	760	▲ 55	37,030
1432	千葉	千葉末吉	188	37	5	28,811	13,299	4,829	25	76	37	338	▲ 2,809	10,966
1433	千葉	久留里	133	39	7	48,891	21,569	7,195	43	129	62	503	4,606	26,912

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1434	千葉	千葉清和	127	39	8	63,303	26,169	7,558	55	166	80	529	2,742	29,741
1435	千葉	広岡	161	56	12	73,535	30,091	8,472	64	193	93	593	1,131	32,165
1436	千葉	千葉平川	219	59	9	40,698	18,465	6,500	36	107	52	455	1,435	20,550
1437	千葉	干潟	127	44	11	88,663	34,605	8,538	77	233	113	597	19,858	55,483
1438	千葉	蓮沼	127	54	17	133,265	49,493	10,313	116	350	169	721	4,649	55,498
1439	千葉	給田	161	60	15	92,685	36,319	9,070	81	244	118	634	8,133	45,529
1440	千葉	印西	219	89	11	52,081	25,214	9,902	45	137	66	693	5,479	31,634
1441	千葉	丸山	133	42	8	60,992	25,673	7,742	53	160	78	542	2,616	29,122
1442	千葉	岩戸	223	73	29	129,808	46,085	7,922	113	341	165	554	9,211	56,469
1443	千葉	千葉茅野	188	47	8	43,782	18,879	6,007	38	115	56	420	▲ 4,948	14,560
1444	千葉	千葉岩井	127	49	13	105,191	40,375	9,448	92	277	134	661	7,318	48,857
1445	千葉	千葉光	161	53	9	54,641	24,076	8,011	48	144	69	560	▲ 694	24,203
1446	千葉	千葉和田	191	70	29	149,639	52,905	8,911	131	393	190	623	▲ 677	53,565
1447	千葉	天津小湊	127	70	21	163,036	61,346	13,413	142	429	207	938	39,693	102,755
1448	千葉	八日市場北	161	77	21	132,230	50,438	11,562	115	348	168	809	2,911	54,789
1449	千葉	富浦	127	44	18	141,174	49,898	8,393	123	371	179	587	21,997	73,155
1450	千葉	北多古	223	81	18	78,479	31,838	8,765	68	206	100	613	▲ 441	32,384
1451	千葉	木更津佐貫	161	77	22	134,400	51,104	11,591	117	353	171	811	7,846	60,402
1452	千葉	木更津三芳	161	54	10	60,579	25,901	8,091	53	159	77	566	4,794	31,550
1453	千葉	千葉白浜	188	56	11	58,898	24,506	7,190	51	155	75	503	1,225	26,515
1454	千葉	千葉七浦	161	80	25	157,093	58,272	12,087	137	413	200	846	10,396	70,264
1455	千葉	犬石	127	50	10	76,478	32,157	9,672	67	201	97	677	1,022	34,221
1456	千葉	西岬	127	53	13	103,088	40,415	10,107	90	271	131	707	3,055	44,669
1457	千葉	千葉亀山	161	74	18	112,207	44,108	11,119	98	295	143	778	▲ 1,388	44,034
1458	千葉	千葉興津	219	62	9	41,732	19,120	6,851	36	110	53	479	4,977	24,775
1459	千葉	布佐	195	56	12	63,574	25,622	6,931	55	167	81	485	285	26,695
1460	千葉	千葉牛久	188	52	7	35,941	17,244	6,677	31	94	46	467	2,045	19,927
1461	千葉	千葉戸田	223	94	33	147,469	53,622	10,266	129	388	187	718	23,789	78,833
1462	千葉	江見	191	60	24	124,301	44,202	7,658	108	327	158	536	▲ 353	44,978
1463	千葉	千葉金谷	161	81	22	137,195	52,610	12,275	120	361	174	859	3,805	57,929
1464	千葉	峰上	161	72	20	127,058	48,266	10,911	111	334	162	763	10,818	60,454
1465	千葉	海上	188	62	15	78,106	30,922	7,959	68	205	99	557	▲ 607	31,244
1466	千葉	北光	161	59	7	45,735	22,335	8,888	40	120	58	622	7,799	30,974
1467	千葉	大原山田	161	72	11	69,005	31,214	10,926	60	181	88	764	933	33,240
1468	千葉	千葉小湊	161	61	12	76,281	31,652	9,226	67	201	97	645	1,662	34,324
1469	千葉	鶴舞	161	56	13	81,812	32,460	8,407	71	215	104	588	4,621	38,059
1470	千葉	高滝	161	66	17	103,010	40,240	9,955	90	271	131	696	6,273	47,701
1471	千葉	月崎	161	84	25	155,111	58,296	12,693	135	408	197	888	28,469	88,393
1472	千葉	九美上	223	80	21	94,361	36,473	8,731	82	248	120	611	▲ 1,278	36,256
1473	千葉	殿廻	142	84	39	275,308	95,211	14,271	240	724	350	5,964	▲ 2,789	99,700
1474	千葉	平三	161	71	19	121,048	46,265	10,677	106	318	154	747	19,618	67,208
1475	千葉	大栄	191	52	12	61,640	24,678	6,555	54	162	78	459	2,388	27,819
1476	千葉	栗源	161	67	18	109,050	42,228	10,167	95	287	139	711	▲ 814	42,646
1477	千葉	千葉松尾	188	40	3	17,283	10,214	5,133	15	45	22	359	▲ 2,355	8,300
1478	千葉	北芝山	132	42	8	60,559	25,471	7,667	53	159	77	536	8,971	35,267
1479	千葉	南羽鳥	188	51	7	34,548	16,722	6,565	30	91	44	459	124	17,470
1480	千葉	鴨川仲	161	61	15	90,863	35,899	9,185	79	239	116	643	14,391	51,367
1481	千葉	古畑	161	66	16	97,975	38,838	10,033	85	258	125	702	▲ 3,863	36,145
1482	千葉	山武南	161	60	7	43,554	21,926	9,121	38	115	55	638	1,784	24,556
1483	千葉	神崎	161	68	28	172,588	60,977	10,236	151	454	219	716	10,008	72,525
1484	千葉	庄司	161	69	13	83,651	35,028	10,435	73	220	106	730	▲ 1,205	34,952
1485	千葉	東庄南	161	80	26	162,728	59,865	12,023	142	428	207	841	11,792	73,275
1486	東京	大手町FS	12,661	10,483	2,604	205,663	80,586	20,120	179	541	261	3,075	▲ 19,646	64,996
1487	東京	霞ケ関	26,506	11,585	1,833	69,166	30,955	10,620	60	182	88	743	▲ 2,761	29,267
1488	東京	神田	9,044	2,913	479	52,977	23,401	7,826	46	139	67	547	▲ 1,645	22,555
1489	東京	駿河台	5,931	1,770	415	70,020	27,837	7,251	61	184	89	507	▲ 721	27,957
1490	東京	九段	2,714	583	65	23,814	12,218	5,216	21	63	30	365	▲ 1,784	10,913
1491	東京	丸の内	10,615	3,449	559	52,687	23,385	7,895	46	139	67	552	▲ 3,330	20,859
1492	東京	京橋	7,691	4,164	1,319	171,516	63,582	13,156	150	451	218	920	▲ 284	65,037
1493	東京	銀座	8,154	3,199	664	81,456	33,482	9,534	71	214	104	667	▲ 2,590	31,948
1494	東京	東銀座	8,995	2,421	416	46,279	20,147	6,541	40	122	59	458	473	21,299
1495	東京	東京築地	6,334	2,560	684	107,910	41,547	9,821	94	284	137	687	▲ 5,454	37,295
1496	東京	茅場兜	11,453	4,001	643	56,106	24,984	8,489	49	148	71	594	▲ 577	25,269

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1497	東京	晴海	3,761	1,260	321	85,396	33,249	8,143	75	225	109	570	▲ 286	33,942
1498	東京	東京浜町	8,421	2,445	494	58,666	24,302	7,055	51	154	75	494	▲ 2,535	22,541
1499	東京	芝	12,265	5,165	1,274	103,867	40,769	10,233	91	273	132	716	9,129	51,110
1500	東京	東京赤坂	11,725	6,700	2,099	179,005	66,513	13,885	156	471	228	971	50,065	118,404
1501	東京	東京青山	13,151	5,990	1,034	78,653	34,192	11,068	69	207	100	774	▲ 6,229	29,113
1502	東京	白金	8,731	2,771	510	58,384	24,877	7,712	51	153	74	540	▲ 2,377	23,318
1503	東京	東京三田	9,016	3,429	646	71,687	30,319	9,243	63	188	91	647	4,300	35,608
1504	東京	新宿	13,274	4,343	845	63,637	26,659	7,950	56	167	81	556	▲ 4,084	23,435
1505	東京	東京大久保	10,769	4,876	859	79,762	34,452	11,002	70	210	101	770	394	35,997
1506	東京	四谷	9,264	3,308	625	67,505	28,524	8,678	59	177	86	607	▲ 5,370	24,083
1507	東京	牛込	6,824	1,943	402	58,936	24,247	6,920	51	155	75	484	126	25,138
1508	東京	西新宿	6,622	2,612	391	59,097	26,959	9,584	52	155	75	670	▲ 3,101	24,810
1509	東京	小石川	5,424	2,006	337	62,078	27,238	8,987	54	163	79	629	▲ 4,205	23,958
1510	東京	東京大塚	1,112	1,214	168	151,458	71,038	26,509	132	398	193	1,855	▲ 11,575	62,041
1511	東京	駒込第2	1,959	543	63	32,375	16,256	6,737	28	85	41	471	▲ 214	16,667
1512	東京	東京上野	14,001	7,221	1,399	99,936	41,915	12,534	87	263	127	877	1,306	44,575
1513	東京	浅草	4,118	1,604	379	92,059	36,528	9,463	80	242	117	662	1,035	38,664
1514	東京	吉原	3,293	1,246	302	91,838	36,193	9,193	80	241	117	643	▲ 876	36,398
1515	東京	墨田	4,111	2,015	550	133,855	51,265	11,912	117	352	170	833	▲ 975	51,762
1516	東京	本所	3,412	1,261	290	85,001	33,969	8,979	74	223	108	628	▲ 3,066	31,936
1517	東京	向島	5,281	1,939	451	85,425	34,036	8,921	75	225	109	624	5,316	40,385
1518	東京	江東	5,470	2,112	656	119,864	44,624	9,384	105	315	152	657	▲ 4,988	40,865
1519	東京	東京深川	3,225	1,085	166	51,476	23,309	8,175	45	135	65	572	▲ 1,084	23,042
1520	東京	東京城東	158	131	30	190,307	76,132	20,182	166	500	242	1,412	8,649	87,101
1521	東京	江東辰巳	4,194	1,052	200	47,577	20,081	6,093	42	125	60	426	▲ 1,419	19,315
1522	東京	東京新有明	6,530	2,366	793	121,388	44,492	8,804	106	319	154	2,075	▲ 13,873	33,273
1523	東京	東京大崎	3,140	1,954	382	121,710	50,904	15,122	106	320	155	1,058	▲ 3,271	49,272
1524	東京	荏原	3,201	1,093	148	46,338	21,918	8,295	40	122	59	580	▲ 1,773	20,946
1525	東京	品川	4,273	1,587	321	75,231	31,143	9,025	66	198	96	631	▲ 2,357	29,777
1526	東京	大田支店埠頭	2,951	967	115	38,808	19,373	7,963	34	102	49	557	▲ 6,928	13,187
1527	東京	自由ケ丘	2,095	688	135	64,307	26,882	7,976	56	169	82	558	1,846	29,593
1528	東京	目黒本館	6,390	2,450	474	74,108	31,106	9,318	65	195	94	652	▲ 6,467	25,645
1529	東京	蒲田	3,582	1,493	191	53,298	25,800	10,131	47	140	68	709	1,407	28,171
1530	東京	東京大森	6,687	2,633	504	75,376	31,730	9,569	66	198	96	669	▲ 6,612	26,147
1531	東京	馬込	3,013	1,076	143	47,299	22,586	8,680	41	124	60	607	▲ 704	22,714
1532	東京	池上	2,623	1,066	199	75,969	32,211	9,876	66	200	97	691	1,063	34,328
1533	東京	羽田	4,381	1,894	605	138,211	51,139	10,505	121	363	176	735	▲ 4,200	48,334
1534	東京	田園調布	1,520	678	122	79,973	34,351	10,839	70	210	102	758	1,681	37,172
1535	東京	雪ケ谷	3,998	1,145	236	59,012	24,309	6,960	51	155	75	487	▲ 1,001	24,076
1536	東京	矢口	2,605	743	205	78,754	30,082	6,928	69	207	100	485	▲ 4,810	26,133
1537	東京	世田谷	5,716	2,784	543	95,041	39,777	11,835	83	250	121	828	▲ 2,269	38,790
1538	東京	成城	2,387	700	82	34,265	17,198	7,124	30	90	44	498	▲ 3,879	13,981
1539	東京	砧	2,626	1,051	195	74,314	31,576	9,728	65	195	94	681	911	33,522
1540	東京	弦巻	4,337	1,459	312	71,984	29,340	8,176	63	189	92	572	▲ 1,517	28,739
1541	東京	東京鳥山	3,341	984	177	52,970	22,728	7,155	46	139	67	501	3,427	26,908
1542	東京	東京玉川	2,161	858	107	49,340	24,152	9,646	43	130	63	675	10,748	35,811
1543	東京	東京瀬田	2,617	711	144	54,854	22,732	6,605	48	144	70	462	▲ 386	23,070
1544	東京	上北沢	3,369	1,078	345	102,270	37,841	7,773	89	269	130	544	9,707	48,580
1545	東京	松沢ビル2	3,364	1,141	204	60,773	26,112	8,245	53	160	77	577	▲ 1,758	25,221
1546	東京	東渋谷	6,568	2,680	557	84,795	34,844	9,914	74	223	108	694	▲ 4,793	31,150
1547	東京	代々木	5,799	1,946	428	73,839	29,864	8,156	64	194	94	571	12,205	42,992
1548	東京	渋谷	6,940	2,417	292	42,028	20,817	8,461	37	110	53	592	▲ 3,568	18,041
1549	東京	東京野方	2,907	1,276	315	108,211	42,483	10,669	94	284	138	746	▲ 7,775	35,970
1550	東京	東京中野	4,492	2,042	434	96,591	39,444	11,046	84	254	123	773	▲ 8,881	31,797
1551	東京	高円寺	3,534	1,393	404	114,409	43,213	9,577	100	301	145	670	▲ 4,129	40,300
1552	東京	杉並	4,300	1,711	328	76,279	32,094	9,668	67	201	97	676	▲ 6,365	26,770
1553	東京	井草	3,523	1,240	394	111,720	41,401	8,555	97	294	142	599	▲ 3,615	38,918
1554	東京	荻窪	3,450	1,085	243	70,479	28,362	7,641	61	185	90	535	6,827	36,060
1555	東京	久我山	3,791	1,850	301	79,337	35,181	11,856	69	209	101	829	▲ 6,479	29,910
1556	東京	池袋	13,519	9,816	2,119	156,741	63,726	17,644	137	412	199	1,234	7,706	73,414
1557	東京	巣鴨	5,635	2,464	623	110,574	43,136	10,627	96	291	141	743	2,313	46,720
1558	東京	落合別館	2,582	851	233	90,096	34,497	8,008	79	237	115	560	▲ 2,205	33,283
1559	東京	十条	3,705	1,226	189	51,070	23,056	8,042	45	134	65	563	▲ 4,913	18,950

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1560	東京	王子	5,467	2,497	641	117,158	45,542	11,098	102	308	149	776	▲ 6,189	40,688
1561	東京	田端尾久	3,551	1,197	362	101,837	38,134	8,194	89	268	129	573	▲ 2,640	36,553
1562	東京	赤羽営業別館	2,063	576	104	50,284	21,571	6,787	44	132	64	475	▲ 1,936	20,350
1563	東京	東京荒川	4,174	2,053	650	155,849	57,775	11,955	136	410	198	836	▲ 9,542	49,813
1564	東京	板橋	3,592	1,552	445	123,902	46,926	10,499	108	326	158	734	▲ 2,894	45,358
1565	東京	成増	4,441	1,711	287	64,611	28,357	9,362	56	170	82	655	528	29,848
1566	東京	志村	3,805	1,421	265	69,713	29,572	9,076	61	183	89	635	▲ 3,795	26,745
1567	東京	南板橋別館	3,061	719	100	32,662	15,313	5,711	29	86	42	400	▲ 650	15,220
1568	東京	北町	4,817	1,757	498	103,407	39,266	8,864	90	272	131	620	▲ 3,073	37,306
1569	東京	練馬	4,471	2,248	397	88,841	38,337	12,217	78	234	113	855	▲ 8,948	30,669
1570	東京	東京大泉	4,279	1,361	233	54,533	23,763	7,730	48	143	69	541	▲ 1,947	22,617
1571	東京	関町	2,460	698	77	31,329	16,106	6,895	27	82	40	482	▲ 3,558	13,179
1572	東京	西練馬	3,389	1,016	258	75,990	29,625	7,284	66	200	97	510	▲ 2,975	27,523
1573	東京	石神井	3,830	1,708	217	56,629	27,483	10,834	49	149	72	758	▲ 3,600	24,911
1574	東京	梅島	3,711	1,718	457	123,044	47,427	11,252	107	323	156	787	▲ 8,246	40,554
1575	東京	千住	4,208	1,620	574	136,465	49,473	9,352	119	359	173	654	7,889	58,667
1576	東京	西新井	3,950	1,344	306	77,366	31,011	8,265	68	203	98	578	▲ 4,338	27,620
1577	東京	竹の塚	4,704	1,999	386	82,029	34,445	10,328	72	216	104	723	▲ 2,447	33,113
1578	東京	東京綾瀬	4,202	1,858	302	71,857	31,872	10,746	63	189	91	752	▲ 3,922	29,045
1579	東京	葛飾	3,244	1,533	352	108,448	43,366	11,482	95	285	138	803	▲ 3,714	40,973
1580	東京	亀有	3,486	1,183	277	79,344	31,571	8,244	69	209	101	577	▲ 3,652	28,875
1581	東京	金町	4,325	1,593	247	57,182	25,761	8,950	50	150	73	626	▲ 3,223	23,437
1582	東京	江戸川別館	3,328	1,098	376	112,925	41,221	8,021	99	297	144	561	▲ 4,658	37,664
1583	東京	小岩	2,935	1,160	240	81,804	33,658	9,608	71	215	104	672	▲ 2,951	31,769
1584	東京	葛西	4,476	1,746	438	97,875	38,255	9,480	85	257	124	663	▲ 6,320	33,064
1585	東京	東江戸川	1,919	875	179	93,139	38,466	11,083	81	245	118	775	▲ 1,451	38,234
1586	東京	八王子元横山	2,845	1,077	356	125,008	45,955	9,203	109	329	159	644	27,495	74,691
1587	東京	八王子浅川	2,882	874	202	69,968	27,940	7,369	61	184	89	516	▲ 4,042	24,748
1588	東京	八王子明神	4,498	1,435	310	68,926	28,019	7,754	60	181	88	542	▲ 5,166	23,724
1589	東京	八王子由木	2,958	1,017	258	87,316	34,028	8,357	76	230	111	585	764	35,794
1590	東京	八王子片倉	2,035	863	122	59,872	27,905	10,303	52	157	76	721	434	29,345
1591	東京	八王子滝山	243	81	6	26,570	15,880	8,069	23	70	34	564	3,201	19,772
1592	東京	八王子新明神	5,412	2,043	234	43,303	21,904	9,173	38	114	55	642	▲ 6,905	15,848
1593	東京	立川砂川	1,312	322	82	62,485	24,335	5,965	55	164	79	417	▲ 3,743	21,307
1594	東京	新立川	8,981	2,847	356	39,596	19,344	7,703	35	104	50	539	1,098	21,170
1595	東京	武蔵野	7,870	3,086	591	75,075	31,602	9,530	66	197	95	667	▲ 2,173	30,454
1596	東京	吉祥寺	2,284	998	265	115,976	44,720	10,623	101	305	147	743	▲ 203	45,813
1597	東京	武蔵境	1,156	365	77	66,378	27,185	7,670	58	175	84	537	1,370	29,409
1598	東京	三鷹	5,652	2,239	414	73,308	31,177	9,624	64	193	93	673	1,223	33,423
1599	東京	青梅	4,638	1,122	209	45,090	19,136	5,880	39	119	57	411	▲ 961	18,801
1600	東京	青梅東	1,344	261	45	33,592	14,600	4,724	29	88	43	331	739	15,830
1601	東京	武蔵府中	7,385	2,243	479	64,815	26,437	7,382	57	170	82	516	▲ 2,403	24,859
1602	東京	昭島	2,914	1,470	210	72,152	33,467	12,255	63	190	92	857	▲ 5,203	29,466
1603	東京	調布	3,121	1,139	208	66,642	28,458	8,865	58	175	85	620	▲ 2,742	26,654
1604	東京	町田	5,011	1,857	262	52,349	24,394	9,003	46	138	67	630	▲ 1,745	23,530
1605	東京	鶴川	1,187	336	72	60,667	24,710	6,874	53	159	77	481	▲ 2,165	23,315
1606	東京	町田忠生	1,527	489	69	45,511	21,162	7,782	40	120	58	544	▲ 1,145	20,779
1607	東京	町田北忠生	1,722	646	93	53,847	24,954	9,123	47	142	68	638	▲ 2,840	23,009
1608	東京	町田鶴間	1,819	595	46	25,402	15,418	7,950	22	67	32	556	665	16,760
1609	東京	小金井	3,863	1,533	354	91,646	36,585	9,641	80	241	117	674	1,540	39,237
1610	東京	東京小平	3,061	1,111	354	115,760	42,856	8,822	101	304	147	617	17,596	61,621
1611	東京	東京日野	2,479	649	89	35,808	16,892	6,364	31	94	46	445	▲ 138	17,370
1612	東京	日野高幡	1,046	322	99	94,975	35,411	7,489	83	250	121	524	2,667	39,056
1613	東京	東村山	3,018	1,242	355	117,676	44,596	9,999	103	309	150	700	▲ 224	45,634
1614	東京	東京国分寺	9,494	3,930	667	70,268	30,717	10,058	61	185	89	704	▲ 3,207	28,549
1615	東京	国立	3,571	1,228	97	27,106	16,328	8,358	24	71	34	585	▲ 1,750	15,292
1616	東京	田無	3,668	1,455	216	58,884	26,951	9,639	51	155	75	674	▲ 4,006	23,900
1617	東京	保谷	1,472	395	73	49,708	21,134	6,520	43	131	63	456	1,151	22,978
1618	東京	福生	2,907	907	118	40,510	19,490	7,580	35	107	51	530	1,441	21,654
1619	東京	狛江	1,948	512	91	46,536	20,070	6,389	41	122	59	447	▲ 1,045	19,694
1620	東京	村山大和	3,291	1,069	234	70,989	28,763	7,892	62	187	90	552	▲ 2,857	26,797
1621	東京	清瀬	1,962	573	76	38,961	18,552	7,098	34	102	50	497	▲ 124	19,111
1622	東京	東久留米	2,485	971	163	65,614	28,782	9,491	57	172	83	664	▲ 6,307	23,451

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1623	東京	武蔵村山	2,148	1,059	229	106,573	43,314	11,982	93	280	135	838	▲ 8,730	35,930
1624	東京	多摩	2,794	1,079	150	53,578	25,134	9,382	47	141	68	656	▲ 3,957	22,089
1625	東京	稲城長沼	1,917	396	124	64,723	24,048	5,020	56	170	82	351	▲ 2,448	22,259
1626	東京	稲城坂浜	2,168	602	101	46,775	20,504	6,752	41	123	59	472	▲ 2,869	18,330
1627	東京	福生秋川	1,491	382	73	48,806	20,569	6,221	43	128	62	435	▲ 2,993	18,244
1628	東京	福生羽村	1,156	330	79	68,167	26,968	6,927	59	179	87	485	▲ 2,336	25,442
1629	東京	福生瑞穂	943	287	35	37,118	18,295	7,383	32	98	47	516	▲ 1,610	17,378
1630	東京	福生日の出	219	77	14	66,006	27,989	8,583	58	174	84	600	2,539	31,444
1631	東京	八王子恩方	936	268	67	72,103	28,161	6,963	63	190	92	487	▲ 2,750	26,243
1632	東京	伊豆大島	1,176	1,029	430	366,166	128,922	21,269	320	963	465	1,488	26,891	159,049
1633	東京	三宅島	1,163	776	252	216,717	79,936	16,221	189	570	276	1,135	9,813	91,919
1634	東京	八丈島	2,410	1,360	351	145,723	56,560	13,717	127	383	185	960	▲ 2,605	55,610
1635	東京	九段別棟	13,461	12,837	4,426	328,826	119,850	23,175	287	864	418	6,997	27,978	156,394
1636	東京	五日市	210	83	28	134,276	49,105	9,628	117	353	171	674	19,366	69,786
1637	東京	東京大崎2	3,924	1,554	186	47,417	23,565	9,624	41	125	60	673	▲ 8,712	15,752
1638	東京	蔵前	10,930	8,117	2,217	202,870	77,690	18,046	177	533	258	1,263	▲ 17,234	62,687
1639	東京	八王子下川口	220	68	8	38,212	18,786	7,551	33	100	49	528	▲ 197	19,299
1640	東京	青梅吉野	161	65	5	30,836	18,928	9,862	27	81	39	690	▲ 7,407	12,358
1641	東京	中ノ郷	322	401	152	472,948	169,336	30,290	413	1,243	601	2,119	▲ 22,418	151,294
1642	東京	青梅小曽木	281	141	66	233,169	80,770	12,218	203	613	296	855	▲ 11,155	71,582
1643	東京	青梅沢井	126	66	23	183,315	66,632	12,738	160	482	233	891	▲ 6,739	61,659
1644	東京	福生桧原	168	66	5	28,421	17,852	9,496	25	75	36	664	▲ 2,508	16,144
1645	東京	青梅奥多摩	130	36	3	21,620	13,078	6,721	19	57	27	470	▲ 4,590	9,061
1646	東京	青梅古里	161	79	9	54,284	27,898	11,938	47	143	69	835	▲ 7,010	21,982
1647	東京	東江戸川別館	2,001	952	213	106,557	42,887	11,559	93	280	135	809	▲ 10,627	33,577
1648	東京	津久井青野原	162	60	1	7,727	11,303	9,031	7	20	10	632	▲ 2,791	9,181
1649	東京	新島	909	601	231	253,823	90,695	16,071	221	667	323	1,124	17,267	110,297
1650	東京	神津島	167	249	126	751,957	257,227	36,152	656	1,977	956	2,529	▲ 38,213	225,132
1651	東京	小笠原父島	2,041	1,526	253	123,796	54,564	18,168	108	325	157	1,271	▲ 6,809	49,616
1652	神奈川	相模原	7,059	3,219	748	105,905	42,216	11,080	92	278	135	775	10,300	53,796
1653	神奈川	相模大野	2,826	691	98	34,716	16,148	5,942	30	91	44	416	872	17,601
1654	神奈川	神奈川橋本	2,706	936	142	52,560	23,854	8,402	46	138	67	588	▲ 2,693	22,000
1655	神奈川	相模原田名	2,146	480	81	37,757	16,540	5,440	33	99	48	381	▲ 2,287	14,814
1656	神奈川	相模原麻溝	211	91	25	117,144	44,890	10,450	102	308	149	731	▲ 5,662	40,518
1657	神奈川	新相模原	7,854	4,308	1,101	140,246	54,562	13,330	122	369	178	933	▲ 22,374	33,790
1658	神奈川	津久井城山	323	111	12	38,112	19,539	8,334	33	100	48	583	▲ 1,416	18,887
1659	神奈川	津久井	260	90	27	103,003	38,664	8,381	90	271	131	586	▲ 5,409	34,333
1660	神奈川	鶴見営業所2	2,990	897	286	95,663	35,411	7,286	83	251	122	510	▲ 5,753	30,624
1661	神奈川	東寺尾	3,349	810	256	76,431	28,346	5,875	67	201	97	411	▲ 1,621	27,501
1662	神奈川	松見	2,836	1,094	214	75,437	31,551	9,373	66	198	96	656	▲ 1,943	30,624
1663	神奈川	横浜北	1,320	508	93	70,120	29,958	9,342	61	184	89	654	▲ 3,524	27,422
1664	神奈川	神奈川新町	2,404	1,029	102	42,400	22,865	10,400	37	111	54	728	▲ 2,915	20,880
1665	神奈川	横浜中	11,141	6,359	657	58,941	31,198	13,869	51	155	75	970	▲ 16,111	16,338
1666	神奈川	本牧	1,684	513	191	113,680	40,830	7,408	99	299	145	518	▲ 5,189	36,702
1667	神奈川	横浜長者町	2,998	1,311	528	176,207	62,434	10,629	154	463	224	744	18,197	82,216
1668	神奈川	横浜港	4,930	2,509	631	128,083	50,021	12,364	112	337	163	865	5,274	56,772
1669	神奈川	横浜南	3,809	1,433	261	68,600	29,308	9,139	60	180	87	639	▲ 4,144	26,130
1670	神奈川	保土ヶ谷	11,666	5,823	1,353	115,939	46,215	12,129	101	305	147	849	4,957	52,574
1671	神奈川	希望が丘西谷	2,470	781	121	48,812	22,030	7,679	43	128	62	537	▲ 403	22,397
1672	神奈川	横浜今井	1,397	446	96	69,050	28,061	7,760	60	182	88	543	▲ 3,938	24,996
1673	神奈川	磯子	2,726	1,194	355	130,221	48,930	10,645	114	342	166	745	▲ 8,957	41,340
1674	神奈川	杉田	1,999	654	196	98,100	36,785	7,943	86	258	125	556	1,951	39,761
1675	神奈川	横浜金沢	3,669	1,292	188	51,175	23,599	8,554	45	135	65	598	▲ 2,542	21,900
1676	神奈川	港北NT	1,287	576	117	91,164	37,681	10,879	80	240	116	761	▲ 10,957	27,921
1677	神奈川	綱島	3,734	1,737	233	62,363	29,641	11,306	54	164	79	791	▲ 9,677	21,052
1678	神奈川	日吉	1,008	431	70	69,887	30,936	10,389	61	184	89	727	▲ 4,085	27,912
1679	神奈川	小机	1,035	344	86	83,481	32,617	8,074	73	219	106	565	▲ 3,643	29,937
1680	神奈川	東山田	1,138	409	96	84,138	33,474	8,737	73	221	107	611	▲ 4,255	30,231
1681	神奈川	戸塚	3,643	1,971	350	96,138	41,412	13,147	84	253	122	920	▲ 6,662	36,129
1682	神奈川	神奈川平戸	1,693	441	103	61,032	24,280	6,336	53	160	78	443	▲ 2,797	22,217
1683	神奈川	小雀	970	250	76	78,408	29,313	6,261	68	206	100	438	351	30,476
1684	神奈川	港南	3,007	1,207	261	86,762	35,266	9,758	76	228	110	683	1,799	38,162
1685	神奈川	港洋	1,533	557	125	81,248	32,718	8,831	71	214	103	618	▲ 1,115	32,609

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1686	神奈川	希望が丘	4,089	1,752	162	39,533	22,035	10,412	34	104	50	728	▲ 4,595	18,356
1687	神奈川	神奈川若葉台	1,899	757	99	52,013	24,977	9,685	45	137	66	678	▲ 6,322	19,581
1688	神奈川	都岡	1,752	446	84	48,071	20,323	6,190	42	126	61	433	▲ 3,002	17,983
1689	神奈川	神奈川中山	2,856	1,591	548	191,872	69,951	13,540	167	504	244	947	9,249	81,062
1690	神奈川	美しが丘	2,182	777	135	62,029	26,890	8,654	54	163	79	605	▲ 2,473	25,318
1691	神奈川	長津田	2,076	760	237	114,418	42,541	8,902	100	301	145	623	4,386	48,096
1692	神奈川	谷本	2,161	581	158	73,229	28,057	6,528	64	193	93	457	2,183	31,047
1693	神奈川	荏田	1,807	348	81	44,624	17,797	4,677	39	117	57	327	3,822	22,159
1694	神奈川	すみよし台	1,735	694	163	94,057	37,368	9,715	82	247	120	680	▲ 131	38,366
1695	神奈川	瀬谷	2,233	799	141	63,068	27,232	8,690	55	166	80	608	▲ 3,510	24,631
1696	神奈川	戸塚本郷	2,728	845	125	45,756	20,975	7,523	40	120	58	526	▲ 266	21,453
1697	神奈川	神奈川泉	3,896	1,763	335	85,888	36,246	10,995	75	226	109	769	▲ 6,258	31,167
1698	神奈川	岡津	1,260	446	173	137,614	49,065	8,606	120	362	175	602	▲ 8,138	42,186
1699	神奈川	渡田	4,222	1,105	386	91,447	33,243	6,357	80	240	116	445	▲ 5,674	28,450
1700	神奈川	川崎臨港	3,001	1,053	363	120,971	44,093	8,528	106	318	154	597	▲ 6,941	38,327
1701	神奈川	川崎別館	4,375	2,066	409	93,499	38,962	11,473	82	246	119	803	▲ 4,060	36,152
1702	神奈川	幸	6,563	1,913	411	62,593	25,485	7,083	55	165	80	495	3,897	30,177
1703	神奈川	幸加瀬	1,426	474	109	76,439	30,551	8,078	67	201	97	565	1,968	33,449
1704	神奈川	川崎北	3,558	1,577	352	99,026	39,885	10,771	86	260	126	754	▲ 2,999	38,112
1705	神奈川	川崎北木月	3,090	1,066	422	136,627	48,550	8,381	119	359	174	586	▲ 8,760	41,028
1706	神奈川	溝ノ口	1,482	719	170	114,929	45,581	11,791	100	302	146	825	▲ 5,729	41,225
1707	神奈川	神奈川大塚	3,246	919	168	51,642	22,060	6,877	45	136	66	481	▲ 4,590	18,198
1708	神奈川	川崎北子母口	4,303	1,275	382	88,861	33,324	7,199	78	234	113	504	6,659	40,912
1709	神奈川	登戸	1,766	583	171	97,122	36,577	8,023	85	255	123	561	▲ 2,069	35,532
1710	神奈川	菅	1,984	624	194	97,697	36,369	7,646	85	257	124	535	5,856	43,226
1711	神奈川	川崎北菅生	909	338	165	181,785	62,484	9,039	159	478	231	632	29,611	93,595
1712	神奈川	登戸百合ヶ丘	1,872	750	173	92,656	36,977	9,736	81	244	118	681	▲ 7,405	30,696
1713	神奈川	柿生	1,943	620	128	65,720	27,079	7,758	57	173	84	543	▲ 3,116	24,820
1714	神奈川	横須賀南	1,176	400	115	97,808	37,012	8,256	85	257	124	578	▲ 4,247	33,809
1715	神奈川	衣笠	1,421	494	90	63,075	26,989	8,445	55	166	80	591	▲ 3,021	24,860
1716	神奈川	横須賀別館	7,256	3,075	626	86,282	35,666	10,299	75	227	110	721	▲ 462	36,337
1717	神奈川	追浜	1,027	315	118	114,769	41,193	7,451	100	302	146	521	▲ 2,200	40,062
1718	神奈川	南久里浜	5,262	1,998	356	67,645	29,115	9,227	59	178	86	646	2,922	33,006
1719	神奈川	武山	1,824	572	161	88,158	33,538	7,619	77	232	112	533	▲ 2,747	31,745
1720	神奈川	野比	1,271	437	61	47,671	22,370	8,355	42	125	61	585	93	23,276
1721	神奈川	平塚	5,626	2,020	277	49,310	23,223	8,726	43	130	63	610	▲ 2,259	21,810
1722	神奈川	平塚中里	4,123	1,571	308	74,757	31,234	9,256	65	197	95	648	▲ 1,190	31,049
1723	神奈川	田村	1,229	323	46	37,261	17,336	6,382	33	98	47	446	▲ 988	16,972
1724	神奈川	新金目	2,234	724	121	54,171	23,805	7,879	47	142	69	551	▲ 2,180	22,434
1725	神奈川	神奈川鎌倉	2,940	866	194	65,979	26,555	7,158	58	173	84	501	▲ 4,448	22,923
1726	神奈川	大船	1,725	745	162	94,125	38,173	10,500	82	247	120	735	▲ 2,179	37,178
1727	神奈川	鎌倉腰越	1,585	571	144	90,711	35,419	8,750	79	238	115	612	▲ 1,218	35,245
1728	神奈川	神奈川藤沢	806	842	231	286,987	109,747	25,373	250	754	365	1,775	19,481	132,372
1729	神奈川	藤沢支別棟C	8,241	3,375	604	73,324	31,509	9,952	64	193	93	696	▲ 462	32,093
1730	神奈川	長後営別棟	1,509	472	59	39,200	19,126	7,601	34	103	50	532	▲ 1,910	17,935
1731	神奈川	藤沢新辻堂	1,597	496	89	55,641	23,904	7,546	49	146	71	528	▲ 972	23,726
1732	神奈川	善行	1,346	395	109	80,746	30,863	7,124	70	212	103	498	▲ 2,871	28,875
1733	神奈川	御所見	1,004	283	55	54,463	22,869	6,857	48	143	69	480	▲ 435	23,174
1734	神奈川	大庭	2,879	1,028	237	82,347	32,888	8,678	72	216	105	607	5,030	38,918
1735	神奈川	小田原	3,236	1,841	386	119,240	48,880	13,823	104	313	152	967	▲ 6,591	43,825
1736	神奈川	国府津	1,713	608	135	78,799	31,785	8,618	69	207	100	603	▲ 3,562	29,202
1737	神奈川	小田原谷津	5,585	1,392	261	46,707	19,789	6,058	41	123	59	424	▲ 3,422	17,014
1738	神奈川	小田原橘	220	86	20	91,723	36,437	9,470	80	241	117	662	▲ 6,705	30,832
1739	神奈川	富水	1,207	315	82	67,831	26,291	6,349	59	178	86	444	▲ 3,154	23,904
1740	神奈川	茅ヶ崎	3,136	1,054	170	54,346	24,148	8,170	47	143	69	572	▲ 2,638	22,341
1741	神奈川	茅ヶ崎松林	2,420	757	202	83,309	32,092	7,599	73	219	106	532	▲ 2,531	30,491
1742	神奈川	逗子	1,571	607	192	122,323	45,353	9,390	107	322	156	657	3,548	50,143
1743	神奈川	神奈川三浦	1,613	626	132	81,650	33,437	9,432	71	215	104	660	694	35,181
1744	神奈川	南下浦3	822	301	63	76,520	31,403	8,906	67	201	97	623	▲ 5,080	27,311
1745	神奈川	秦野	2,420	736	189	78,285	30,406	7,391	68	206	100	517	▲ 3,020	28,277
1746	神奈川	西秦野	621	217	57	91,645	35,428	8,484	80	241	117	594	▲ 4,138	32,322
1747	神奈川	鶴巻	904	326	49	54,548	24,807	8,770	48	143	69	614	▲ 1,967	23,714
1748	神奈川	北秦野	189	64	18	96,151	36,456	8,187	84	253	122	573	▲ 4,532	32,956

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1749	神奈川	厚木支別棟	3,183	1,219	306	96,047	37,545	9,307	84	253	122	651	▲ 1,878	36,777
1750	神奈川	厚木岡田	6,617	2,270	338	51,063	23,350	8,337	45	134	65	583	▲ 5,289	18,888
1751	神奈川	荻野	1,030	321	78	75,785	29,846	7,565	66	199	96	529	▲ 1,252	29,484
1752	神奈川	依知	195	80	20	101,848	39,934	9,991	89	268	129	699	23,019	64,138
1753	神奈川	愛名	2,460	687	113	45,742	20,236	6,788	40	120	58	475	▲ 1,440	19,489
1754	神奈川	神奈川大和	2,285	830	120	52,518	24,265	8,825	46	138	67	617	▲ 3,308	21,825
1755	神奈川	大和下鶴間	2,084	827	184	88,397	35,638	9,649	77	232	112	675	▲ 2,795	33,939
1756	神奈川	桜ヶ丘	1,857	656	168	90,297	35,135	8,588	79	237	115	601	▲ 4,138	32,029
1757	神奈川	伊勢原	2,566	1,036	146	57,087	26,592	9,808	50	150	73	686	▲ 2,456	25,095
1758	神奈川	海老名	2,073	777	199	95,999	37,326	9,102	84	252	122	637	▲ 3,016	35,405
1759	神奈川	中河内	1,179	375	78	65,778	27,056	7,718	57	173	84	540	▲ 2,350	25,560
1760	神奈川	座間	2,708	1,054	211	78,035	32,399	9,457	68	205	99	662	▲ 4,002	29,431
1761	神奈川	南足柄別館	1,294	458	62	47,926	22,696	8,605	42	126	61	602	96	23,623
1762	神奈川	神奈川綾瀬	2,979	790	175	58,803	23,736	6,448	51	155	75	451	▲ 1,969	22,499
1763	神奈川	神奈川葉山	948	317	73	77,122	30,803	8,129	67	203	98	569	▲ 5,024	26,716
1764	神奈川	東葉山	776	238	70	89,683	33,807	7,441	78	236	114	521	▲ 4,253	30,503
1765	神奈川	寒川	1,555	455	120	77,055	29,767	7,113	67	203	98	498	1,484	32,117
1766	神奈川	大磯	820	340	66	80,409	33,707	10,067	70	211	102	704	▲ 4,215	30,579
1767	神奈川	二宮	1,037	294	72	69,464	27,309	6,887	61	183	88	482	▲ 340	27,783
1768	神奈川	神奈川中井	189	86	22	118,616	45,922	11,049	104	312	151	773	3,836	51,098
1769	神奈川	松田	1,039	338	90	87,045	33,485	7,894	76	229	111	552	▲ 2,166	32,287
1770	神奈川	神奈川山北	219	94	27	122,910	46,595	10,459	107	323	156	732	▲ 4,644	43,269
1771	神奈川	箱根	907	449	54	59,865	29,626	12,025	52	157	76	841	▲ 1,783	28,969
1772	神奈川	湯河原別館	1,183	348	112	94,644	34,983	7,158	83	249	120	501	12,918	48,854
1773	神奈川	神奈川中津	941	335	94	100,253	38,123	8,649	87	264	127	605	▲ 3,381	35,825
1774	神奈川	神奈川田浦	826	279	71	86,309	33,590	8,216	75	227	110	575	▲ 2,634	31,943
1775	神奈川	愛川	189	92	20	103,736	42,333	11,834	91	273	132	828	▲ 1,174	42,483
1776	神奈川	下曽我	189	74	23	119,692	44,728	9,538	104	315	152	667	1,882	47,848
1777	神奈川	箱根町	273	224	81	296,045	106,957	19,920	258	778	376	1,394	▲ 395	109,368
1778	神奈川	湯本	219	107	45	205,618	72,365	11,913	179	541	261	833	4,877	79,056
1779	神奈川	真鶴	676	413	189	279,832	97,110	14,840	244	736	356	1,038	35,515	134,999
1780	神奈川	八王子内郷	184	80	6	34,754	20,794	10,576	30	91	44	740	▲ 4,333	17,366
1781	神奈川	八王子藤野	186	78	24	127,790	47,747	10,177	112	336	162	712	▲ 7,811	41,258
1782	神奈川	松輪	162	71	17	103,797	41,159	10,642	91	273	132	745	▲ 4,510	37,890
1783	神奈川	日吉営業所B	840	297	92	109,786	40,872	8,595	96	289	140	601	▲ 3,190	38,808
1784	神奈川	仙石原	152	152	57	376,909	135,159	24,348	329	991	479	1,703	▲ 2,915	135,746
1785	新潟	関屋	2,118	614	95	44,984	20,273	7,048	39	118	57	493	▲ 5,604	15,376
1786	新潟	坂井輪	1,296	349	22	17,198	11,599	6,543	15	45	22	458	▲ 1,812	10,327
1787	新潟	新潟東	4,273	1,988	413	96,629	39,715	11,306	84	254	123	791	▲ 5,977	34,990
1788	新潟	小金	3,427	775	165	48,050	19,621	5,495	42	126	61	384	▲ 3,826	16,408
1789	新潟	山二ツ	1,377	440	90	65,356	26,983	7,768	57	172	83	543	4,372	32,210
1790	新潟	新潟	8,402	2,810	772	91,912	35,149	8,127	80	242	117	569	▲ 6,650	29,507
1791	新潟	長岡	10,441	3,931	1,047	100,315	38,641	9,149	88	264	128	640	▲ 3,561	36,200
1792	新潟	関原	225	60	8	37,218	17,408	6,466	32	98	47	452	2,303	20,340
1793	新潟	南長岡	789	278	48	60,725	26,416	8,563	53	160	77	599	▲ 6,005	21,300
1794	新潟	西長岡	1,046	336	56	53,707	23,594	7,804	47	141	68	546	▲ 5,692	18,704
1795	新潟	北長岡	3,596	1,166	196	54,476	23,896	7,880	48	143	69	551	1,746	26,453
1796	新潟	三条	4,305	1,279	189	43,790	20,090	7,216	38	115	56	505	▲ 3,803	17,001
1797	新潟	柏崎別	3,366	785	177	52,643	21,145	5,668	46	138	67	397	▲ 3,969	17,824
1798	新潟	新発田	2,321	721	120	51,683	22,747	7,552	45	136	66	528	▲ 1,804	21,718
1799	新潟	新津	3,509	871	112	32,034	15,449	6,031	28	84	41	422	▲ 2,633	13,391
1800	新潟	小千谷	1,977	647	85	43,030	20,606	7,956	38	113	55	557	3,997	25,366
1801	新潟	越後加茂	1,671	434	101	60,473	24,093	6,314	53	159	77	442	▲ 1,688	23,136
1802	新潟	十日町	2,485	555	94	38,005	16,597	5,424	33	100	48	379	▲ 1,201	15,956
1803	新潟	見附	1,643	407	79	47,846	20,087	6,021	42	126	61	421	▲ 1,257	19,480
1804	新潟	村上	3,266	805	157	48,000	20,103	5,991	42	126	61	419	▲ 4,188	16,563
1805	新潟	廿六木	1,897	299	72	37,794	14,935	3,824	33	99	48	268	▲ 961	14,422
1806	新潟	糸魚川別	2,412	479	65	26,783	12,700	4,826	23	70	34	338	▲ 2,525	10,640
1807	新潟	新井	2,373	484	65	27,554	13,055	4,954	24	72	35	347	▲ 2,438	11,095
1808	新潟	五泉西	1,320	371	56	42,736	19,388	6,824	37	112	54	477	▲ 2,151	17,917
1809	新潟	越後白根	842	321	43	50,991	24,241	9,249	44	134	65	647	▲ 4,337	20,794
1810	新潟	上越	7,703	3,065	488	63,406	28,309	9,668	55	167	81	676	▲ 2,536	26,752
1811	新潟	高田	2,266	902	165	73,010	31,136	9,672	64	192	93	677	▲ 4,098	28,064

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1812	新潟	聖籠	686	207	21	30,678	16,364	7,344	27	81	39	514	▲ 1,086	15,939
1813	新潟	越後亀田	1,087	262	32	29,814	14,613	5,847	26	78	38	409	▲ 3,092	12,072
1814	新潟	越後吉田	1,248	302	59	47,576	19,865	5,878	42	125	60	411	▲ 2,950	17,553
1815	新潟	巻	3,756	892	79	21,071	11,967	5,772	18	55	27	404	▲ 2,622	9,849
1816	新潟	南三条	140	48	8	54,919	24,460	8,314	48	144	70	582	7,568	32,872
1817	新潟	越後湯沢	311	96	24	77,747	30,352	7,494	68	204	99	524	▲ 4,675	26,572
1818	新潟	塩沢	207	56	10	50,831	21,551	6,606	44	134	65	462	▲ 2,334	19,922
1819	新潟	六日町	5,027	2,213	392	77,945	33,614	10,698	68	205	99	748	▲ 3,776	30,958
1820	新潟	越後大崎	184	89	11	62,117	29,998	11,736	54	163	79	821	▲ 10,853	20,262
1821	新潟	安塚	1,861	573	64	34,586	17,656	7,488	30	91	44	524	▲ 5,961	12,384
1822	新潟	佐和田南	2,415	793	77	31,757	17,315	7,978	28	83	40	558	▲ 5,598	12,426
1823	新潟	両津	2,715	537	91	33,606	14,685	4,804	29	88	43	336	▲ 903	14,278
1824	新潟	小出	2,480	714	109	43,753	19,860	6,997	38	115	56	489	▲ 4,084	16,474
1825	新潟	内野交換所2	531	258	33	61,405	29,849	11,796	54	161	78	825	▲ 11,897	19,070
1826	新潟	南新潟	189	44	6	30,472	14,634	5,675	27	80	39	397	▲ 1,063	14,114
1827	新潟	与板	329	56	11	33,268	13,907	4,126	29	87	42	289	▲ 1,866	12,488
1828	新潟	和島	161	61	12	71,508	30,186	9,163	62	188	91	641	6,162	37,330
1829	新潟	第二三条	1,376	413	67	48,376	21,511	7,289	42	127	61	510	7,963	30,214
1830	新潟	川東	161	60	5	28,272	17,370	9,058	25	74	36	634	▲ 4,708	13,431
1831	新潟	紫雲寺	140	30	4	31,557	14,565	5,287	28	83	40	370	1,722	16,808
1832	新潟	中条	232	60	11	45,180	19,508	6,225	39	119	57	435	2,588	22,746
1833	新潟	大野町	649	191	28	42,702	19,707	7,152	37	112	54	500	▲ 4,448	15,962
1834	新潟	松浜東	872	206	57	65,680	25,053	5,743	57	173	83	402	▲ 4,744	21,024
1835	新潟	越後豊栄	1,017	200	26	25,289	12,213	4,778	22	66	32	334	▲ 1,870	10,797
1836	新潟	石山東	913	276	43	47,363	21,281	7,356	41	125	60	515	▲ 1,651	20,371
1837	新潟	下田第一	140	38	8	56,324	23,176	6,617	49	148	72	463	5,821	29,729
1838	新潟	今町	234	67	11	46,550	20,604	6,918	41	122	59	484	3,880	25,190
1839	新潟	水原	378	185	43	114,375	45,555	11,929	100	301	145	835	▲ 714	46,222
1840	新潟	横越	140	38	6	43,937	19,579	6,662	38	116	56	466	6,881	27,136
1841	新潟	分水	818	229	35	42,227	19,218	6,803	37	111	54	476	▲ 1,817	18,079
1842	新潟	田上	140	34	3	19,071	11,441	5,835	17	50	24	408	▲ 3,627	8,313
1843	新潟	寺泊	235	63	13	53,534	22,260	6,521	47	141	68	456	1,098	24,070
1844	新潟	堀之内	204	62	15	71,081	28,262	7,364	62	187	90	515	6,158	35,274
1845	新潟	村松	553	116	23	40,791	17,105	5,113	36	107	52	358	686	18,344
1846	新潟	越後安田	236	66	12	50,091	21,540	6,813	44	132	64	477	▲ 4,031	18,226
1847	新潟	小須戸	189	57	8	39,813	19,091	7,386	35	105	51	517	▲ 4,923	14,876
1848	新潟	弥彦	128	45	16	121,086	44,108	8,508	106	318	154	595	▲ 11,471	33,810
1849	新潟	岩室	140	28	3	21,570	11,250	4,909	19	57	27	343	2,679	14,375
1850	新潟	越後荒川	205	57	11	55,520	23,123	6,800	48	146	71	476	▲ 3,056	20,808
1851	新潟	津川	1,585	423	35	22,169	12,994	6,476	19	58	28	453	▲ 4,388	9,164
1852	新潟	月岡	161	59	10	60,944	26,863	8,946	53	160	77	626	▲ 7,863	19,916
1853	新潟	刈羽	140	38	6	42,785	19,172	6,593	37	112	54	461	▲ 2,998	16,838
1854	新潟	千手	168	54	7	38,827	19,262	7,847	34	102	49	549	▲ 6,059	13,937
1855	新潟	栃尾	1,698	432	79	46,255	19,777	6,178	40	122	59	432	▲ 1,651	18,779
1856	新潟	越後曽根	205	55	8	40,782	18,468	6,478	36	107	52	453	▲ 2,569	16,547
1857	新潟	月潟	189	66	19	99,117	37,646	8,505	86	261	126	595	▲ 6,371	32,343
1858	新潟	越後三川	180	67	8	42,261	21,429	9,004	37	111	54	630	▲ 5,955	16,306
1859	新潟	出雲崎	161	54	8	51,493	23,247	8,108	45	135	65	567	1,722	25,781
1860	新潟	石打	204	64	9	44,338	20,659	7,624	39	117	56	533	▲ 3,296	18,108
1861	新潟	津南	196	75	9	46,577	23,005	9,311	41	122	59	651	▲ 5,303	18,575
1862	新潟	越後板倉	180	63	10	56,283	25,011	8,464	49	148	72	592	5,460	31,332
1863	新潟	関川	204	63	16	76,342	29,916	7,472	67	201	97	523	3,636	34,440
1864	新潟	新潟朝日	180	65	9	51,926	24,022	8,755	45	137	66	613	7,780	32,663
1865	新潟	岩船	140	27	3	19,885	10,612	4,766	17	52	25	333	▲ 754	10,285
1866	新潟	土市	140	31	4	31,337	14,615	5,402	27	82	40	378	▲ 2,728	12,414
1867	新潟	京ケ瀬	161	66	13	80,039	33,509	9,977	70	210	102	698	▲ 7,157	27,432
1868	新潟	脇野町	138	80	7	53,001	29,560	13,978	46	139	67	978	▲ 2,790	28,000
1869	新潟	越後川口	140	46	11	78,532	31,145	8,057	69	206	100	564	13,597	45,681
1870	新潟	広神	179	67	18	100,872	38,738	9,082	88	265	128	635	▲ 5,423	34,431
1871	新潟	土樽	180	68	11	58,956	26,514	9,181	51	155	75	642	▲ 544	26,893
1872	新潟	越後大和	140	30	4	32,056	14,700	5,276	28	84	41	369	▲ 1,146	14,076
1873	新潟	越後大潟	204	62	4	20,832	13,503	7,378	18	55	26	516	▲ 3,540	10,578
1874	新潟	頸城	180	65	6	35,812	19,283	8,755	31	94	46	612	▲ 3,699	16,367

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1875	新潟	神林	161	57	10	59,967	26,214	8,583	52	158	76	600	▲ 144	26,956
1876	新潟	菅谷	180	56	3	17,398	12,636	7,521	15	46	22	526	▲ 2,411	10,834
1877	新潟	鯖石	180	57	5	28,871	16,135	7,647	25	76	37	535	▲ 3,902	12,906
1878	新潟	太郎代	641	138	31	47,788	19,273	5,223	42	126	61	365	679	20,546
1879	新潟	越路	204	47	2	12,098	9,129	5,572	11	32	15	390	▲ 258	9,319
1880	新潟	能生	258	71	14	52,723	22,189	6,689	46	139	67	468	▲ 1,015	21,894
1881	新潟	青海	336	73	17	50,750	20,172	5,251	44	133	65	367	▲ 2,258	18,523
1882	新潟	妙高高原	260	69	20	75,894	28,804	6,491	66	200	96	454	▲ 5,031	24,589
1883	新潟	越後三和	183	88	21	117,423	46,242	11,719	102	309	149	820	9,062	56,684
1884	新潟	越後小国	303	103	6	18,332	13,651	8,261	16	48	23	578	▲ 2,464	11,852
1885	新潟	榆島	180	60	6	35,776	18,650	8,132	31	94	45	569	▲ 3,849	15,540
1886	新潟	越後三国	227	75	7	28,772	16,490	8,031	25	76	37	562	▲ 4,892	12,298
1887	新潟	越後松代	303	100	11	37,528	19,051	8,018	33	99	48	561	1,895	21,687
1888	新潟	松之山	176	62	8	45,739	22,033	8,586	40	120	58	601	▲ 4,406	18,446
1889	新潟	越後山北	303	103	9	30,943	17,391	8,294	27	81	39	580	▲ 683	17,435
1890	新潟	越後片貝	140	33	5	34,746	15,934	5,719	30	91	44	400	▲ 2,294	14,205
1891	新潟	乙	161	82	20	126,726	49,677	12,419	111	333	161	869	▲ 11,278	39,873
1892	新潟	越後黒川	140	27	3	24,280	11,762	4,624	21	64	31	323	▲ 2,799	9,402
1893	新潟	守門	163	58	15	94,053	36,311	8,659	82	247	120	606	12,850	50,216
1894	新潟	城内	140	41	5	35,507	17,525	7,086	31	93	45	496	▲ 3,188	15,002
1895	新潟	五日町	155	54	16	103,232	38,781	8,431	90	271	131	590	▲ 6,712	33,151
1896	新潟	高柳	163	51	6	38,780	18,948	7,546	34	102	49	528	▲ 3,409	16,252
1897	新潟	越後西山	180	72	9	47,921	23,758	9,669	42	126	61	676	▲ 619	24,044
1898	新潟	越後中郷	140	39	10	73,509	28,384	6,772	64	193	93	474	▲ 5,624	23,584
1899	新潟	妙高	243	75	15	61,401	25,529	7,477	54	161	78	523	▲ 3,951	22,394
1900	新潟	梶屋敷	140	41	10	74,767	29,135	7,154	65	197	95	500	890	30,882
1901	新潟	佐渡小木	163	46	5	33,536	16,707	6,848	29	88	43	479	▲ 3,976	13,370
1902	新潟	佐渡相川	327	66	30	90,234	31,435	4,906	79	237	115	343	20,276	52,485
1903	新潟	赤泊	161	66	12	71,626	31,050	9,992	63	188	91	699	18,835	50,926
1904	新潟	佐渡金井	682	153	52	76,605	27,957	5,435	67	201	97	380	▲ 342	28,360
1905	新潟	真野	138	51	17	121,894	44,873	9,036	106	320	155	632	13,528	59,614
1906	新潟	名柄	81	78	7	87,431	49,208	23,504	76	230	111	1,644	▲ 11,051	40,218
1907	新潟	栃尾南	163	54	8	47,524	21,966	7,993	41	125	60	559	▲ 4,874	17,877
1908	新潟	越後野田	180	52	5	30,082	15,892	7,048	26	79	38	493	▲ 3,393	13,135
1909	新潟	高士	180	61	6	32,921	17,897	8,218	29	87	42	575	▲ 52	18,578
1910	新潟	越後築地	140	36	5	39,193	17,743	6,220	34	103	50	435	▲ 3,397	14,968
1911	新潟	潟東	161	52	2	14,338	12,114	7,899	13	38	18	553	▲ 1,816	10,920
1912	新潟	牧村	180	58	7	41,291	19,898	7,759	36	109	52	543	305	20,943
1913	新潟	柿崎	484	118	25	51,449	21,040	5,914	45	135	65	414	▲ 2,710	18,989
1914	新潟	越後吉川	163	59	7	45,233	22,084	8,785	39	119	58	615	605	23,520
1915	新潟	赤倉	140	51	23	166,557	57,889	8,921	145	438	212	624	▲ 8,624	50,684
1916	新潟	岩沢	180	55	5	26,857	15,288	7,392	23	71	34	517	▲ 3,022	12,911
1917	新潟	秋山郷	80	60	6	68,957	38,508	18,234	60	181	88	1,276	▲ 17,184	22,929
1918	新潟	佐渡畑野	140	42	7	51,710	22,462	7,259	45	136	66	508	8,451	31,668
1919	新潟	羽茂	161	54	10	65,191	27,391	8,225	57	171	83	575	6,240	34,517
1920	新潟	越後田沢	155	41	10	62,683	24,774	6,346	55	165	80	444	▲ 2,662	22,856
1921	新潟	塩野町	180	65	9	52,264	24,060	8,694	46	137	66	608	▲ 8,259	16,658
1922	新潟	新穂	140	40	8	53,952	22,726	6,864	47	142	69	480	▲ 3,565	19,899
1923	新潟	東長岡	163	36	2	12,455	9,049	5,387	11	33	16	377	▲ 1,386	8,100
1924	新潟	飛渡	80	59	10	122,342	53,717	17,748	107	322	156	1,242	▲ 17,442	38,102
1925	新潟	五十沢	80	57	10	121,739	53,037	17,245	106	320	155	1,206	▲ 5,865	48,959
1926	山梨	甲府	9,469	4,078	842	88,911	36,606	10,466	78	234	113	732	▲ 218	37,545
1927	山梨	甲府北	2,425	760	165	68,084	27,635	7,618	59	179	87	533	273	28,766
1928	山梨	甲府南	594	262	51	85,230	35,777	10,719	74	224	108	750	▲ 8,175	28,758
1929	山梨	山梨吉田	4,168	1,491	338	81,017	32,511	8,692	71	213	103	608	▲ 1,447	32,059
1930	山梨	都留	859	420	44	50,763	26,805	11,881	44	133	65	831	▲ 881	26,997
1931	山梨	東山梨	2,864	994	135	47,188	22,309	8,436	41	124	60	590	▲ 32	23,092
1932	山梨	大月局舎2	2,405	675	263	109,232	38,938	6,823	95	287	139	477	16,422	56,358
1933	山梨	韮崎	3,021	841	188	62,330	25,089	6,764	54	164	79	473	2,000	27,859
1934	山梨	勝沼	127	69	33	259,804	89,628	13,245	227	683	330	927	25,012	116,807
1935	山梨	石和	1,196	381	60	49,878	22,403	7,739	44	131	63	541	▲ 1,007	22,175
1936	山梨	鰍沢青柳	2,862	800	115	40,031	18,564	6,794	35	105	51	475	▲ 2,153	17,077
1937	山梨	身延	1,406	405	40	28,510	15,384	7,002	25	75	36	490	123	16,133

通信用建物															
							1平方メートルごとの年額料金								
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
1938	山梨	新竜王	223	143	51	230,137	83,271	15,611	201	605	293	1,092	▲ 11,170	74,292
1939	山梨	山梨昭和	220	77	15	69,397	28,889	8,487	61	182	88	594	▲ 5,476	24,338
1940	山梨	田富	188	75	17	91,468	36,587	9,695	80	240	116	678	▲ 1,030	36,671
1941	山梨	小笠原	3,166	1,075	152	48,047	22,376	8,250	42	126	61	577	▲ 1,717	21,465
1942	山梨	忍野	161	53	16	97,224	36,600	8,016	85	256	124	561	▲ 4,438	33,188
1943	山梨	山中湖	634	200	46	72,051	28,853	7,670	63	189	92	537	▲ 4,032	25,702
1944	山梨	上野原局舎	1,059	329	52	49,403	22,069	7,545	43	130	63	528	▲ 384	22,449
1945	山梨	敷島	158	70	15	97,546	39,415	10,737	85	256	124	751	▲ 7,080	33,551
1946	山梨	塩山	1,071	341	38	35,537	18,182	7,734	31	93	45	541	▲ 2,424	16,468
1947	山梨	春日居	127	53	17	133,075	49,268	10,144	116	350	169	710	▲ 2,382	48,231
1948	山梨	市川大門	220	98	30	137,469	51,217	10,801	120	361	175	756	▲ 2,473	50,156
1949	山梨	山梨白根	222	79	28	126,574	45,836	8,623	110	333	161	603	▲ 6,443	40,600
1950	山梨	山梨双葉	133	58	16	120,408	46,059	10,659	105	317	153	746	▲ 4,135	43,245
1951	山梨	山梨高根	133	60	18	136,223	51,047	10,997	119	358	173	769	▲ 8,676	43,790
1952	山梨	長坂	219	74	22	100,301	37,671	8,182	88	264	128	572	2,227	40,950
1953	山梨	山梨大泉	210	115	28	135,458	53,136	13,312	118	356	172	931	▲ 13,788	40,925
1954	山梨	山梨曽根	162	75	10	63,595	29,920	11,223	55	167	81	785	2,109	33,117
1955	山梨	小淵沢	165	57	15	88,086	34,268	8,371	77	232	112	586	▲ 3,288	31,987
1956	山梨	河口湖	821	250	72	87,643	33,164	7,397	76	230	111	517	786	34,884
1957	山梨	山梨八代	161	62	18	110,658	41,932	9,399	97	291	141	658	▲ 4,514	38,605
1958	山梨	甲斐明野	161	49	4	24,630	14,704	7,463	21	65	31	522	▲ 1,167	14,176
1959	山梨	山梨一宮	127	66	25	198,564	70,924	12,546	173	522	252	878	30,366	103,115
1960	山梨	中富	161	53	5	28,770	16,512	8,053	25	76	37	563	▲ 999	16,214
1961	山梨	南部	134	44	13	98,316	36,811	7,906	86	258	125	553	18,902	56,735
1962	山梨	須玉	163	59	6	39,595	20,485	8,844	35	104	50	619	▲ 1,532	19,761
1963	山梨	白州	162	53	2	12,464	11,578	7,913	11	33	16	554	▲ 56	12,136
1964	山梨	下部	162	72	21	132,731	49,872	10,849	116	349	169	759	21,100	72,365
1965	山梨	大月東	161	38	2	10,595	8,828	5,713	9	28	13	400	▲ 280	8,998
1966	山梨	山梨六郷	127	46	8	62,308	27,063	8,745	54	164	79	612	▲ 3,595	24,377
1967	山梨	山梨清里	163	77	3	17,273	16,575	11,496	15	45	22	804	▲ 2,724	14,737
1968	山梨	鳴沢	127	52	17	133,053	49,120	10,002	116	350	169	700	▲ 6,862	43,593
1969	山梨	大目	162	51	3	18,198	13,078	7,728	16	48	23	541	▲ 1,455	12,251
1970	山梨	小沼	162	49	16	101,171	37,033	7,289	88	266	129	510	▲ 3,438	34,588
1971	山梨	田富局舎2	331	148	44	132,982	49,957	10,861	116	350	169	1,300	1,550	53,442
1972	山梨	牧丘	127	62	19	150,185	56,003	11,848	131	395	191	829	▲ 10,135	47,414
1973	山梨	山梨平野	223	65	5	20,268	13,070	7,111	18	53	26	497	▲ 2,575	11,089
1974	山梨	早川	162	49	2	9,738	10,165	7,302	8	26	12	511	▲ 596	10,126
1975	長野	信濃吉田	2,770	763	218	78,664	29,824	6,697	69	207	100	468	▲ 4,734	25,934
1976	長野	後町	5,491	2,203	512	93,248	37,165	9,751	81	245	119	682	6,806	45,098
1977	長野	南長野	1,219	281	69	56,377	22,172	5,597	49	148	72	392	▲ 4,590	18,243
1978	長野	信濃古里	1,780	533	66	36,833	18,110	7,281	32	97	47	509	▲ 2,369	16,426
1979	長野	大豆島	950	230	22	23,463	12,768	5,870	20	62	30	411	▲ 3,750	9,541
1980	長野	村井	1,068	237	61	56,815	22,102	5,399	50	149	72	378	▲ 3,662	19,089
1981	長野	西松本	1,073	213	49	45,931	18,335	4,831	40	121	58	338	▲ 3,071	15,821
1982	長野	南松本	8,379	3,261	475	56,685	26,121	9,456	49	149	72	662	552	27,605
1983	長野	信濃上田	7,264	2,156	403	55,425	23,508	7,213	48	146	70	505	▲ 2,117	22,160
1984	長野	信濃大屋	244	53	12	49,767	19,885	5,253	43	131	63	368	994	21,484
1985	長野	信濃塩田	189	46	8	42,308	18,308	5,869	37	111	54	411	▲ 5,720	13,201
1986	長野	岡谷	3,442	1,209	188	54,630	24,601	8,539	48	144	69	597	▲ 5,096	20,363
1987	長野	飯田	6,263	1,938	278	44,454	20,587	7,517	39	117	57	526	▲ 3,772	17,554
1988	長野	信濃山本	190	41	6	29,300	13,898	5,284	26	77	37	370	▲ 2,532	11,876
1989	長野	諏訪	11,463	2,529	522	45,556	18,754	5,360	40	120	58	375	4,563	23,910
1990	長野	須坂	1,725	353	68	39,138	16,480	4,974	34	103	50	348	▲ 3,537	13,478
1991	長野	小諸	5,753	1,611	246	42,768	19,380	6,806	37	112	54	476	▲ 1,800	18,259
1992	長野	伊那	3,117	975	153	49,148	22,054	7,605	43	129	62	532	▲ 3,980	18,840
1993	長野	駒ヶ根	2,762	734	77	27,753	14,616	6,457	24	73	35	452	▲ 3,172	12,028
1994	長野	信濃中野	3,606	1,162	296	81,949	31,923	7,830	72	215	104	548	▲ 4,797	28,065
1995	長野	信濃大町	3,752	1,042	141	37,585	17,800	6,750	33	99	48	472	▲ 3,130	15,322
1996	長野	信濃茅野	1,401	298	29	20,805	11,277	5,160	18	55	26	361	▲ 3,718	8,019
1997	長野	塩尻	1,334	262	29	21,752	11,171	4,776	19	57	28	334	▲ 1,390	10,219
1998	長野	更埴	712	110	10	13,922	7,849	3,756	12	37	18	263	▲ 1,239	6,940
1999	長野	信濃佐久	4,069	1,089	188	46,318	20,121	6,504	40	122	59	455	▲ 4,185	16,612
2000	長野	岩村田	689	214	30	43,582	20,369	7,556	38	115	55	529	271	21,377

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①+②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
2001	長野	軽井沢	1,157	228	37	31,650	14,089	4,784	28	83	40	335	▲ 4,078	10,497
2002	長野	中軽井沢	1,586	277	43	26,910	12,151	4,240	23	71	34	297	▲ 1,977	10,599
2003	長野	丸子	1,095	237	32	29,271	13,873	5,268	26	77	37	369	▲ 3,383	10,999
2004	長野	東部	706	173	11	15,977	10,634	5,936	14	42	20	415	▲ 5,153	5,972
2005	長野	下諏訪	1,680	379	92	54,937	21,628	5,476	48	144	70	383	▲ 3,150	19,123
2006	長野	辰野	1,050	285	18	17,538	11,742	6,586	15	46	22	461	▲ 2,002	10,284
2007	長野	箕輪	287	70	11	37,370	16,897	5,910	33	98	48	413	▲ 3,341	14,148
2008	長野	豊科	1,000	270	37	36,972	17,420	6,551	32	97	47	458	▲ 3,594	14,460
2009	長野	穂高	220	42	3	13,601	8,673	4,674	12	36	17	327	▲ 1,304	7,761
2010	長野	白馬	399	84	7	16,573	10,002	5,129	14	44	21	359	▲ 2,384	8,056
2011	長野	坂城	220	44	6	25,268	12,335	4,906	22	66	32	343	▲ 2,198	10,600
2012	長野	戸倉上山田	840	213	70	83,216	30,619	6,154	73	219	106	431	17,988	49,436
2013	長野	野沢温泉	143	25	5	36,259	14,887	4,227	32	95	46	296	3,086	18,442
2014	長野	松本東館	3,957	796	178	44,887	18,083	4,886	39	118	57	342	▲ 2,930	15,709
2015	長野	浅間	220	59	18	83,607	31,090	6,510	73	220	106	455	▲ 3,099	28,845
2016	長野	信濃飯山	3,480	670	72	20,632	10,744	4,678	18	54	26	327	▲ 2,196	8,973
2017	長野	御代田	189	38	6	29,434	13,510	4,856	26	77	37	340	▲ 2,048	11,942
2018	長野	信濃富士見	205	50	4	21,037	12,114	5,929	18	55	27	415	2,700	15,329
2019	長野	信濃原	163	47	2	11,830	10,428	6,950	10	31	15	486	▲ 1,986	8,984
2020	長野	信濃阿南	1,518	440	48	31,480	16,305	7,050	27	83	40	493	▲ 4,374	12,574
2021	長野	木曽	2,953	961	75	25,547	15,419	7,908	22	67	32	553	▲ 5,742	10,351
2022	長野	明科	204	40	2	11,721	8,236	4,790	10	31	15	335	▲ 2,146	6,481
2023	長野	生坂	161	53	11	66,296	27,464	7,973	58	174	84	558	▲ 4,433	23,905
2024	長野	波田	189	41	3	14,957	9,659	5,261	13	39	19	368	▲ 2,150	7,948
2025	長野	信濃三郷	223	47	1	4,398	6,457	5,164	4	12	6	361	▲ 1,658	5,182
2026	長野	信濃池田	454	95	17	37,387	16,072	5,081	33	98	48	355	▲ 1,819	14,787
2027	長野	神城	180	52	3	17,100	11,984	6,957	15	45	22	487	▲ 2,460	10,093
2028	長野	小布施	127	28	4	31,867	14,655	5,286	28	84	41	370	▲ 3,243	11,935
2029	長野	湯田中	774	204	19	24,465	13,605	6,412	21	64	31	449	▲ 2,988	11,182
2030	長野	信濃豊野	265	69	15	57,201	23,124	6,307	50	150	73	441	▲ 4,916	18,922
2031	長野	飯綱	189	59	3	13,594	11,586	7,589	12	36	17	531	▲ 4,062	8,120
2032	長野	平岡	127	28	7	57,752	22,412	5,433	50	152	73	380	▲ 698	22,369
2033	長野	上松	127	25	2	16,808	9,672	4,730	15	44	21	331	▲ 4,241	5,842
2034	長野	木曽楢川	140	40	18	128,016	44,511	6,875	112	337	163	481	19,983	65,587
2035	長野	四賀	161	55	11	70,812	29,135	8,316	62	186	90	582	▲ 5,446	24,609
2036	長野	梓川	127	29	5	39,611	17,163	5,517	35	104	50	386	▲ 3,142	14,596
2037	長野	小谷話交換	168	51	5	27,470	15,404	7,328	24	72	35	513	▲ 3,446	12,602
2038	長野	七二会	161	42	2	9,693	9,204	6,354	8	25	12	445	▲ 1,805	7,889
2039	長野	若穂	221	59	14	61,745	24,682	6,529	54	162	78	457	▲ 1,026	24,407
2040	長野	信濃松代	220	48	8	38,499	16,607	5,288	34	101	49	370	261	17,422
2041	長野	浦里	161	46	9	57,003	23,656	6,897	50	150	72	483	▲ 4,534	19,877
2042	長野	信濃常盤	140	59	11	79,685	33,641	10,214	70	209	101	715	▲ 697	34,039
2043	長野	臼田	220	41	6	25,228	11,963	4,546	22	66	32	318	▲ 2,328	10,073
2044	長野	高野町	127	32	5	39,703	17,837	6,164	35	104	50	431	▲ 4,762	13,695
2045	長野	野辺山	183	59	8	41,413	20,023	7,847	36	109	53	549	▲ 3,264	17,506
2046	長野	南軽井沢	243	61	3	12,409	9,746	6,098	11	33	16	427	▲ 1,888	8,345
2047	長野	望月	190	45	8	42,425	18,232	5,759	37	112	54	403	▲ 3,342	15,496
2048	長野	信濃芦田	161	54	1	7,706	10,445	8,179	7	20	10	572	▲ 3,713	7,341
2049	長野	信濃長門	161	53	10	63,505	26,728	8,057	55	167	81	564	▲ 4,189	23,406
2050	長野	真田	127	26	3	25,934	12,607	4,982	23	68	33	349	▲ 4,479	8,601
2051	長野	武石	161	46	4	25,441	14,468	6,988	22	67	32	489	▲ 80	14,998
2052	長野	青木	161	54	9	56,720	24,803	8,128	49	149	72	569	▲ 3,913	21,729
2053	長野	高遠	139	28	2	12,703	8,633	4,898	11	33	16	343	▲ 2,947	6,089
2054	長野	信濃小野	127	31	5	42,119	18,267	5,884	37	111	54	412	▲ 4,709	14,172
2055	長野	飯島	128	32	6	43,295	18,871	6,142	38	114	55	430	67	19,575
2056	長野	信濃宮田	127	43	12	92,840	35,510	8,215	81	244	118	575	▲ 9,646	26,882
2057	長野	信濃松川	189	47	6	31,675	15,314	6,002	28	83	40	420	▲ 2,708	13,177
2058	長野	市田	190	37	4	20,998	10,929	4,756	18	55	27	333	▲ 2,205	9,157
2059	長野	阿智	238	72	4	15,359	11,863	7,348	13	40	20	514	▲ 2,262	10,188
2060	長野	麻績	127	28	2	13,774	9,368	5,318	12	36	18	372	▲ 3,746	6,060
2061	長野	信濃山形	161	45	1	5,868	8,558	6,832	5	15	7	478	▲ 3,410	5,653
2062	長野	信濃朝日	161	52	2	12,356	11,421	7,788	11	32	16	545	0	12,025
2063	長野	信濃有明	725	175	16	21,779	12,271	5,868	19	57	28	411	0	12,786
2064	長野	木島平	168	50	4	23,613	14,142	7,199	21	62	30	504	0	14,759
2065	長野	信濃町	205	53	5	25,846	13,858	6,260	23	68	33	438	0	14,420

通信用建物														
							1平方メートルごとの年額料金							
							①設備管理運営費相当		②他人資本費用	③自己資本費用	税金		⑥調整額	合計（①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ．料金設定に使用する貸倒率）
No.	行政区域	通信用建物名	利用可能面積（㎡）	取得固定資産価額（百万円）	正味固定資産価額（百万円）	1㎡あたり（円/㎡）		再）減価償却費相当			④利益対応税	⑤その他		
2066	長野	信濃牟礼	204	58	4	20,304	12,863	6,893	18	53	26	482	0	13,442
2067	長野	信濃栄	339	90	22	64,955	25,561	6,465	57	171	83	452	0	26,324
2068	長野	狐島	3,308	989	153	46,328	20,884	7,264	40	122	59	508	0	21,613
2069	長野	蓼科	189	53	5	28,272	15,145	6,833	25	74	36	478	0	15,758
2070	長野	竜丘	161	50	1	5,625	9,143	7,489	5	15	7	524	0	9,694
2071	長野	栂池高原	241	75	7	27,958	15,764	7,545	24	74	36	528	0	16,426
2072	長野	南蓼科	165	65	10	59,519	27,088	9,589	52	156	76	671	0	28,043
2073	長野	浅科	161	54	3	19,107	13,829	8,212	17	50	24	575	0	14,495
2074	長野	三岳	161	62	11	70,628	30,182	9,417	62	186	90	659	0	31,179
2075	長野	遠山	161	65	4	23,692	16,798	9,833	21	62	30	688	0	17,599
2076	長野	鬼無里	180	53	4	22,632	13,805	7,151	20	59	29	500	0	14,413
2077	長野	喬木	161	52	11	69,683	28,385	7,898	61	183	89	553	0	29,271
2078	長野	戸隠	163	54	7	45,856	21,580	8,098	40	121	58	567	0	22,366
2079	長野	高府	161	38	2	11,824	9,222	5,745	10	31	15	402	0	9,680
2080	長野	信州新町	127	50	16	127,256	46,911	9,497	111	335	162	664	0	48,183
2081	長野	信濃下条	161	54	12	75,536	30,358	8,150	66	199	96	570	0	31,289
2082	長野	信濃西条	161	42	1	8,877	8,989	6,379	8	23	11	446	0	9,477
2083	長野	信濃大桑	140	25	4	29,036	12,778	4,242	25	76	37	297	0	13,213
2084	長野	信濃中川	127	29	5	39,006	16,993	5,526	34	103	50	387	0	17,567
2085	長野	信濃豊田	180	61	10	55,126	24,406	8,199	48	145	70	574	0	25,243
2086	長野	信濃和田	161	44	3	17,121	11,652	6,618	15	45	22	463	0	12,197
2087	長野	菅平	140	36	6	44,597	19,437	6,326	39	117	57	443	0	20,093
2088	長野	南木曽	330	87	8	25,181	13,819	6,415	22	66	32	449	0	14,388
2089	長野	八千穂	127	34	7	57,894	23,530	6,510	51	152	74	455	0	24,262
2090	長野	北御牧	161	41	1	8,352	8,670	6,215	7	22	11	435	0	9,145
2091	長野	野尻湖	180	73	6	33,995	19,811	9,817	30	89	43	687	0	20,660
2092	長野	薮原	161	55	10	63,011	26,866	8,341	55	166	80	584	0	27,751

管路・とう道料金算定根拠

（NTT東日本）

目　　次

Ⅰ　とう道又は管路に係る負担額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　2

Ⅱ　とう道に係る年額料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

Ⅲ　管路に係る年額料金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅳ　電柱に係る負担額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　4

Ⅰ　とう道又は管路に係る負担額

とう道又は管路の負担額の算定にあたっては、正味の帳簿価額をベースとすることから、料金表 第2 網改造料 2－1 算出式の「取得固定資産価額」を「正味固定資産価額」に読み替え、適用するものとする。なお、正味価額ベースの設備管理運営費の算定については以下のとおりとする。
（中継伝送路に係る設備の内訳の土木設備を適用）

1．年額料金の算定に係る比率

設備管理運営費比率〔正味固定資産価額ベース・中継伝送路に係る設備の土木設備〕（減価償却費除き）　（単位：百万円）

区　　分	中継伝送路に係る設備	備　　考
①取得固定資産価額	117,136	「網使用料算定根拠」記載の（別紙6）中継伝送路に係る設備の固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
②減価償却累計額	99,106	「網使用料算定根拠」記載の（別紙6）中継伝送路に係る設備の固定資産明細表より（建物・構築物・土地・建設仮勘定除く）
③正味固定資産価額	18,030	①－②
④設備管理運営費	4,010	「網使用料算定根拠」記載の（別紙5）中継伝送路に係る設備の費用明細表より
（再掲）⑤減価償却費	1,059	「網使用料算定根拠」記載の（別紙5）中継伝送路に係る設備の費用明細表より
⑥設備管理運営費（減価償却費除き）	2,951	④－⑤
⑦設備管理運営費比率	0.164	⑥／③

Ⅱ　とう道に係る年額料金

		とう道										
						1メートルごとの年額料金（円）						
No.	行政区分	距離（m）	正味固定資産価額（千円）	減価償却費（千円）	1メートル当たり正味固定資産価額（円/m）	①設備管理運営費	再）減価償却費	②他人資本費用	③自己資本費用	④利益対応税	⑤調整額	合計（(①＋②＋③＋④＋⑤）×（1＋「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1	北海道	39,673	7,629,140	382,752	192,301	41,185	9,648	163	491	237	1,343	43,419
2	青森	1,207	182,881	7,241	151,517	30,848	5,999	128	387	187	2,871	34,421
3	岩手	1,152	743,740	11,849	645,608	116,165	10,286	547	1,647	796	3,986	123,141
4	宮城	18,335	5,970,278	233,780	325,622	66,152	12,750	276	831	401	1,405	69,065
5	秋田	441	78,125	3,241	177,154	36,402	7,349	150	452	218	2,770	39,992
6	山形	805	229,169	11,244	284,682	60,656	13,968	241	726	351	3,091	65,065
7	福島	4,592	1,081,134	38,820	235,439	47,066	8,454	199	601	290	1,803	49,959
8	茨城	1,411	254,841	13,313	180,610	39,055	9,435	153	461	223	86	39,978
9	栃木	937	231,522	10,916	247,089	52,173	11,650	209	630	305	763	54,080
10	群馬	1,983	322,368	15,009	162,566	34,230	7,569	138	415	200	873	35,856
11	埼玉	3,549	721,035	38,203	203,166	44,084	10,764	172	518	250	▲ 105	44,919
12	千葉	15,970	2,978,490	145,168	186,505	39,677	9,090	158	476	230	45	40,586
13	東京	293,967	97,337,986	3,992,216	331,119	67,884	13,580	280	845	408	1,020	70,437
14	神奈川	30,089	10,780,342	538,771	358,282	76,664	17,906	303	914	442	1,799	80,122
15	新潟	1,089	239,130	11,204	219,587	46,301	10,288	186	560	271	225	47,543
16	山梨	721	108,595	3,653	150,617	29,768	5,067	128	384	186	1,395	31,861
17	長野	1,009	179,883	9,889	178,278	39,038	9,801	151	455	220	1,209	41,073

※とう道にはとう道・とう道用電気設備・監視装置を含む。

※当社の固定資産管理単位の都合上、一部行政区域と合致しない地域があるが、該当する地域については当社の固定資産管理単位に従って算定した。

Ⅲ 管路に係る年額料金

No.	行政区分	管路										
						1条あたり1メートルごとの年額料金（円）						
		距離（m）	正味固定資産価額（千円）	減価償却費（千円）	1メートル当たり正味固定資産価額（円/m）	①設備管理運営費	（再）減価償却費	②他人資本費用	③自己資本費用	④利益対応税	⑤調整額	合計（①+②+③+④+⑤）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）
1	北海道	33,297,486	28,106,864	1,527,998	844	184	46	1	2	1	10	198
2	青森	9,036,224	8,184,769	394,975	906	192	44	1	2	1	21	217
3	岩手	10,245,735	16,644,666	608,015	1,625	326	59	1	4	2	15	348
4	宮城	13,085,170	21,798,334	831,036	1,666	337	64	1	4	2	12	356
5	秋田	7,580,186	7,682,613	365,622	1,014	215	48	1	3	1	22	242
6	山形	7,595,516	6,834,364	331,918	900	191	44	1	2	1	14	209
7	福島	11,348,731	13,260,069	652,579	1,168	249	58	1	3	1	12	266
8	茨城	15,756,679	15,542,246	816,788	986	214	52	1	3	1	3	222
9	栃木	11,879,316	14,037,904	701,427	1,182	253	59	1	3	1	5	263
10	群馬	10,518,414	12,281,746	636,196	1,168	252	60	1	3	1	8	265
11	埼玉	21,838,929	24,839,788	1,388,217	1,137	250	64	1	3	1	0	255
12	千葉	26,103,305	27,241,987	1,488,797	1,044	228	57	1	3	1	2	235
13	東京	57,513,956	125,799,764	6,450,236	2,187	471	112	2	6	3	11	493
14	神奈川	26,588,178	45,218,478	2,125,697	1,701	359	80	1	4	2	6	372
15	新潟	14,284,869	17,219,212	779,680	1,205	252	55	1	3	1	4	261
16	山梨	5,592,269	8,067,157	374,303	1,443	304	67	1	4	2	20	331
17	長野	13,937,685	13,229,641	710,243	949	207	51	1	2	1	9	220

※管路には管路・マンホール・ハンドホールを含む。

※当社の固定資産管理単位の都合上、一部行政区域と合致しない地域があるが、該当する地域については当社の固定資産管理単位に従って算定した。

Ⅳ 電柱に係る負担額

2025年4月1日から2026年3月31日までの間に適用する負担額

区分		金額等		備考
①取得固定資産価額		14,868	（単位：円）	2023年度の自立柱を除いた建設費と舗装破砕復旧費の実績に基づき1使用箇所あたりの取得固定資産価額を算定したもの
②指定設備管理運営費		1,080	（単位：円）	
	（再掲）減価償却費	708	（単位：円）	
③他人資本費用		6	（単位：円）	
④自己資本費用		19	（単位：円）	
⑤利益対応税		9	（単位：円）	
⑥調整額		284	（単位：円）	
⑦年額料金（1使用箇所数ごと）		1,398	（単位：円）	（②+③+④+⑤+⑥）×（1+「網使用料算定根拠」記載のⅩⅣ. 料金設定に使用する貸倒率）